(漢籍國字解全書)

大正五年十二月二十五日印刷
大正五年十二月二十八日發行

編輯者　早稻田大學編輯部

發行者　早稻田大學出版部
右代表者　種村宗八
東京府豊多摩郡戸塚町大字下戸塚五十八番地

印刷者　渡邊八太郎
東京市牛込區榎町七番地

發行所　東京市牛込區早稻田
振替東京一一二三番
早稻田大學出版部

日清印刷株式會社印刷

文章軌範國字解附錄　終

篇先生親筆、秪有圈點而無批註、如前出師表、則併圈點亦無之、不敢妄以己意增益、姑仍其舊、淵濟謹識　第七卷目錄の歸去來辭の後にまた識語あり云、右此集惟送孟東野序、前赤壁賦係先生親筆批點、其他篇僅有圈點、而無批註、若夫歸去來辭、則與種字集出師表同併圈點亦無之、蓋漢丞相晉處士之大義淸節、乃先生之所深致意者也、今不敢妄自增益、姑闕之以俟來者、門人王淵濟謹識、これ卽提要引くところの王跋なるものなり、但提要に前有王守仁序と云ふを觀れば、その據るところの本、仍是明刊なり、この本はいまた明人の手を歷ざるものなれば、眞に謝氏の原本とすべきなり、

余既與二三君子、校刊漁村文話、或曰、先生以窮經自居、復有此種之著何耶、余應之曰、文辭之道、與治經本無二途、顧所用何如耳、是以沈潛乎訓義、反復乎句讀、此昌黎畢生用力處、而治經之功、又曷嘗有外于此乎、故先生平日切劘乎經訓、矻矻然如一日、而又未嘗以文辭爲枝葉小技而廢之、蓋將以經術文章合而爲一也、若是書之作、本不過置之家塾以爲晚學進步地、在先生緒餘爲耳、非有意於流傳也、抑者其攷證之博、而持論之精且確、皆足以舒人文情、發人文機、爲益不細、而其言皆有所依據、論斷不敢苟出、則亦足以見其包羅之富而見聞之夥矣、學者由此入手、其進而攻韓歐之文、又進而攻經訓、將唯見其易易焉、則刊印而行之、此亦吾輩願學之志也、剞劂既告竣、遂附識斯言以諗讀者、嘉永壬子夏五、受業江戶梨本宥謹跋(漁村文話續終)

本く、杜注に走集邊竟之壘壁と云ふときは、敵を攻めこむ入り口にして、兵の馳せ集る場所を云ふなり、これを取りてその地の樞要の所に向ひ當るを云ふ、これにて從前の疑渙然として冰釋せり、

標抹圏點

宋人書を讀むに、標抹圏點を加ふ、呂東萊の古文關鍵、樓迂齋の崇古文訣みな鉤抹あり、陳振孫書錄解題古文關鍵の條に、其標抹註釋以教初學と云ふはこれなり、朱子讀書法を論じて曰、先以某色筆抹出、再以某色筆抹出、これを觀ればその標抹、或は朱筆或は綠筆等の各色を以て差別をせしことと見えたり、四庫全書提要に云、宋人讀書、於要處多以筆抹、不似今人之圏點、これに据れば宋の時は專ら標抹を施すのみにして、圏點は尤も後世に始まる由なれども、提要に又云、方回瀛奎律髓、羅椅放翁詩選、初稍稍具圓點、是盛於南宋末矣、これを覽れば圏點すでに南宋の末に盛んに行はれたるなり、今攷ふるに宋史儒林何基傳に曰、凡所讀無不加標點、義顯意明、有不待論說而自見者、これ宋の時標抹圏點倶に行はれたるの證とすべし、提要の後說を是とす、前說は誤れり、又袁枚が小倉山房集の古文凡例に、唐人劉守愚文冢銘云、有朱墨圍者、疑卽圏點之濫觴と云ふに据れば、圏點は唐より始まるが如くおもはるれども、これは袁枚一時文冢銘を誤解せる說にて信ずるに足らず、文冢銘は劉蛻集の卷三に載す、その文に朱墨圍者と云ふを、塗乙注揩等と並べ稱する時は、朱墨圍とは圓圏を以て衍字を芟り去るを云ふ、東坡が和歐陽弼詩藥に、淵明爲小邑の爲字の圏し去りて、改めて求字に作り、(春渚紀聞)朱子語類に韓文送陳彤秀才序、多一不字、後山傳歐陽本圏了此不字と云ひ、及び宋の方嵩卿が韓集擧正に衍去の字は皆圓圏を以てこれを圍むの類と同じ、圏點のことにはあらず、且つ圏點は古文を讀むの法なり、何ぞ自らその作る所の文に圏點を加ることあらんや、その說の誤なること明なり、

文章軌範原本

宋人韓柳歐蘇等の古文を批選する者、前に呂東萊(祖謙)あり、次は樓迂齋(昉)、又其次は謝疊山(枋得)也、東萊の書は古文關鍵二卷あり、迂齋は崇古文訣卅五卷あり、疊山は文章軌範七卷あり、又虞邵庵文選心訣あり、亦相輔けて倂び行はるゝに足る、疊山の書、坊間に行はるゝものは、明以來の俗本にして据るに足らず、朝鮮板覆刻の本を以て佳種とすべし、又四庫提要に、閩人王淵濟の跋を援きたれとも、今本みなこれを載せす、余が往歲覩し所の本は、前に目錄あり、第五卷目錄の讀李翺文の後に識語あり云、此篇除點抹係先生親筆外、全篇却無一字批註、第六卷目錄の岳陽樓記の後に亦云、此一

てこれを治む、方伯の名なし、然るに頌に周の官名を借用す、漢書何武傳に曰、刺史古之方伯上所委任これ其の明證とすべし、これに繼て後漢書明帝の詔に方今上無天子、下無方伯と云ひ、章帝紀に上無明天子、下無賢方伯と稱し、及び南齊張敬兒が雍州刺史となりしを、本傳に晚既爲方伯と稱せし類、古人既にこの一例あり、故に韓公依てこれを用るなり、その俗稱に從ふものは、左傳に楚の官名を書して、直に莫敖と稱するの例にして、金元史の猛安謀國達魯花赤と書すの類みなこの例に依るなり、顧炎武曰、元史諸志、皆用案牘中語、竝無鎔范、（日知錄）文人もし實を紀するを尙んで、好んで俗稱を用ひば、顧炎武が所謂案牘中の語を用ふるを免れず、學者宜しく詳考すべし、

左傳錯擧

左傳に事を敘するに、每に姓名字諡等を錯擧して互に書す、これはその人、名は某、字は某、諡は某等のことを始めに詳記せずして、行文の間にて知らしむるなり、史漢の體はみな先づその人の姓名等を始めに揭け出す、後世の傳を撰し、碑記を撰する多くはこの一例に從ふ、左氏の妙を知るもの希なり、劉勰の如き却て左氏綴事、氏族難明と云ふ、（文心雕龍史傳篇）近淸趙翼亦これに從て、此究是古人拙處と云ふ、（陔餘叢考）知らずこれは氏族名字爵邑號諡等を文中に密布して、人をして一讀の際に了知せしむるわざにて、左氏文の絶妙の處なり、

古文誤字

古人の文一たび後人の誤寫を經て、作者の意明かならざるもの多し、段玉裁說に、陶淵明歸去來辭の或命巾車の句、或巾柴軍に作るべしと云ふ、その詩は江文通雜體詩に、日暮巾柴車の句あり、この詩は淵明に擬して作りたるにて、李善注に歸去來辭の或巾柴車を引て證とす、然れば李善が見る所の本は、或巾柴車に作りたること明かなり、巾は飾なり、拂拭の義にて、吳都賦の吳王乃巾玉路と同じ、その車を拂ひ拭うて出るを云ふなり、若し周禮の巾車は天子諸侯のことにて、山野の人などに用ゐべきものにあらず、」（經韻樓集與張涵齋書）又文章軌範に載せたる、李文叔が書洛陽名園記後に、當秦隴之襟喉、而趙魏之走集、蓋四方必爭之地也の句、人多く漫然讀過してその誤あるを覺えず、余疑ふ而趙魏之走集の句語氣着落せず、句法整はず、何故なりやとおもひしに、後に東都事略李格非傳に、全文を載せたるを取りて對校するに、事略には而字を面字に作れり、これに於て始めて今本の而字は面字の誤なることを悟れり、面は嚮なり、面趙魏之走集の句、當秦隴之襟喉の句と、正に相對して文義始めて整齊なり、走集の字は左傳昭公廿三年に、修其土田、險其走集に

而殷勤亡衰これなり、又孫樵曰、史家紀職官山川地理禮樂衣服、亦宜直書一時制度、使後人知某時如此、某時如彼、不當以禿屑淺俗、則取前代名器以就簡編（孫可之集與高錫望書）眞に至當の言なり、また畢仲詢か幕府燕閒錄に載す范文正公人の爲に墓銘を作り、已に封して發遣せんとして、忽ち自ら師魯に見せずんばあるべからずと云て、明日その文を以て師魯に示すに、師魯これを觀て、希文名重一時、後世所取信、不可不愼、今謂轉運使爲部刺史、知州爲太守、理無其官、後必疑之と云ければ、希文憮然として賴以示子不然幾失之と云しとぞ、（陔餘叢考）朱子も亦云く、今人於官名地名、好用前代名目以爲古、將一代制度疆理皆洞亂不可考矣、また陶宗儀曰、凡書官銜俱當從實（輟耕錄）これに繼て阮癸生（茶餘客話）張甫岐（蕉廊閒話）亦みな官名古稱を用るの誤を辨ず、焦循謂く文章の道二途あり、經を說き古を論ずるの文は、古に就て古を論ずるものなれば、時俗の稱呼を羼入すべからず、行狀墓誌の文は當時の事實を述べて、將來の典要となすものなれば、必しも過て古に拘はるべからず、（雕菰樓集屬文稱謂答）袁枚も亦謂く碑傳の標題は宜しく本朝の官爵を書すべし、昔人すでにこれを論す、但行文の處に至りてはあながちにこの例に泥むべからず、或は古稱に依りて太守觀察牧令刺史等の名を稱し、或は俗に依りて制府藩司臬使等の名を稱すること、古の大家に皆この例あり、その古稱に從ふものは、渾瑊は金吾衛大將軍を以て扈從せるを、韓文公その碑を撰して、公以大司馬扈從と書けり、竇陟は薨じて禮部尚書を贈られたるを、劉禹錫その碑を撰して追贈太宗伯と書す、宋子京が撰せる馮侍講行狀に大理寺を廷尉平と稱し、歐公が撰せる許平墓志に經略を大帥と書し、歸震川が張之忠傳に某知縣と稱すべきを、錢唐令と書し、渭南居士傳に、某知府と稱すべきを、某太守と書が如きは、みな俗呼を飾めて古稱に從ふなり、その俗稱に從ふものは、唐の時郡佐と云ふは、司馬の俗呼なり、李華が牛僧孺碑に宋中錫貶郡佐と書す、又唐に院監巡院と云ふは、度支使鹽池監の俗呼なり、韓文公が鹽法條議にこれを用るが如きこれなり、（小倉山房集古文凡例）袁枚が前に援く所に據れば、凡行文の間に施すには碑傳と雖も、亦古稱を用ること妨げず、今この例を以て推す時は、凡そ行文の間姑らく彼土の官名に準擬して、これを借用するも亦不可なきに似たり、余又韓文に就てこれを考るに、代張籍與李浙東書に曰、方今居方伯連率之職、送許郢州序に曰、于公身居方伯之尊、贈崔復州序に曰、縣令不以言、連帥不以信、（又曰崔君爲復州、其連帥則于公、この類みな觀察使と稱すべきを、方伯連帥と云ふ、唐の觀察使は周の時の方伯連率に類せるを以て、準擬してこれを借稱す、これは蓋し秦琅邪臺頌に、方伯分職、諸治經易の文に根據す、秦天下を分て三十六郡とし、守尉監を置

子一發レ獲也と云ふ、(删繁)學者この陋習に陷ること勿るべし、又陳繹曾が東染の一語、極めて妙訣なり、染とは如下習レ韓習レ柳習レ歐習レ蘇執二一偏一而不中圓通上皆是と云ふ、(文章歐冶)これは一家を摸放するに偏にして、變通の理を知らざるを斥するなり、故に一意に韓柳の文體に似せんとし、歐蘇の體格に摸擬せんとして、看る人をして一目してこれは韓の某篇より出たり、これは柳の某篇を學びたりと云ふを知らしむるに至る、この類みな文の陋なり、

爭臣論　范增論

東坡范增論に范增が機を見るの早からざるを責めて增をして、逃避の地なからしむ、その末に至りて、雖レ然增高帝之所レ畏也、增不レ去項羽不レ亡、嗚呼增亦人傑也哉を以てこれを結ぶ、この法韓文爭臣論の前段陽城を貶斥し盡して、末に至りて今雖二不レ能レ及已一陽子將不レ得レ爲二善人一乎を以て結ぶに本づく、これ世の知る所なり、その實は莊子天下篇に、前すでに墨子を排擊し盡して、末に至りて雖レ然墨子眞天下之好也、將二求レ之不一レ得也、雖二枯槁一不レ舍也、才士也夫を以て結ぶ、これ二家文法の本つき來る處なり、韓蘇文の絕妙なることは文家みなこれを知れども、その法の莊子に本つくことは前人いまた論及せず、

放膽　小心

文章軌範に放膽小心の二目を判つ、これは文を學ぶの道、初めは豪蕩より入りて後に細かにしまりて書くべきを敎るなり、この意は梁の簡文帝誡二當陽公一書に曰、立レ身之道、與二文章一異、立レ身先須二謹重一、文章且須二放蕩一、(藝文類聚廿三困學記聞)また歐陽修の言に、文字旣馳騁、亦要二簡重一、(王氏談錄)と云ふを祖とす、蓋し作文必ず豪蕩より入らざれば筆端窘束して文氣活動の機を發すること能はず、故に先づこの處より根據し來り、文字馳騁の勢ありて後に始めて簡重に歸すべきを敎るなり、

官名

官名は禮制の係る所なり、尤も宜しく斟酌して謹て之を書すべし、世に古今あり、境に彼我あり、その職掌崇卑もとより相類せず、强て彼土の稱に循んとせば、大に事體を失に至るべし、彼土に在りても仍みだりに古官名を稱するを喜ばす、このと北魏の時に在りて李安世早く旣に明辨せり、其傳に曰、安世天安初、累二遷主客令一、蕭賾使二劉纘朝貢一、纘等呼二安世一爲二典客一、安世曰、三代不レ共レ禮、五帝各異レ樂、安足下以二亡秦之官一稱中於上國上、纘曰、世異之號、凡有レ幾也、安世曰、周謂二掌客一、秦改二典客一、漢名二鴻臚一、今曰二主客一、君等不レ欲三影二響文武一、

人冕執鉞、一人冕執戣、一人冕執瞿、一人冕執鋭の法を學ぶなり、その行者、牽者、奔者、涉者、陸者、翢者、等の多の者字を用るは、その原考工記の脂者、膏者、臝者、羽者、鱗者と云ひ、また以脰鳴者、以注鳴者、以旁鳴者、以翼鳴者、以股鳴者、以胸鳴者と云ひ、莊子の激者、謞者、叱者、吸者、叫者、譹者、宎者、咬者(齊物論)など云ふ者字の法を用るなり、(文則)柳子厚墓誌に、十九の子厚字を用るは、崧高の詩の十四申伯の字を用ひ、烝民の詩の十二仲山甫の字を用るの例に據るなり、(熊朋來經說)歐陽醉翁亭記に、前に太守の姓名を書はさず、結尾に至りて始て太守謂誰、廬陵歐陽脩也と云ふは、詩采蘋篇の結末に、誰其尸之、有齊季女の法を學べるなり、(文章精義)その通篇多くの也字を用るは、易雜卦傳の例に依る、(困學紀聞　猗覺寮雜記、野客叢書、)又莊子大宗師の不自適其適より、皆物之情に至るまで多くの也字を用たるを祖とするなり、(猗覺寮雜記)東坡が鍾子翼哀辭の四言を以て七言に間するは、荀子成相篇の句法を祖とす、(困學紀聞)表忠觀碑銘の天目之山苕水出焉は、酈元水經の格を用るなり、(清波雜志)赤壁賦の自其變者而視之、則天地曾不能以一瞬、自其不變者而觀之、則物與我皆無盡也の語は、莊子の自其異者而眡之、肝胆楚越也、自其同者而眡之、萬物皆一也の句法を用たり、(浩然齋雅談)方山子傳の、方屋而高の四字、妙に幘の形狀を盡す、屋の字、後漢書輿服志、方山冠の條に、幘崇其巾爲屋、未冠童子幘無屋者、示未成人也、句卷屋者、示尚幼少未遠冒也に本く、東坡豈一字として出處なきものあらんや、(潛邱劄記與戴唐器書普記)これ等類を推して之を考へば、古人の字を用、語を下すには必ず本く所ありて、その妙とする所は圓通に在るの理を曉るべきなり、

圓通　蹈襲　渫染

古人の字を用ひ語を下すには、皆定例ありて杜撰なるものに非ず、其妙とする所は圓通に在り、若し錯り會して、字ごとに前人に蹈襲し、句ごとに陳迹に漆膠せば、これを死法と云ふ、宋の兪成嘗て文に死法活法の別あることを論ぜり、(螢雪叢說)柳子厚曰、爲文之士、亦多漁獵前作、戕賊文史、抉其意、抽其華、置齒牙間、遇事蠭起、金聲玉耀、誑聾瞽之人、徼一時之聲、雖終淪棄、而其奪朱亂雅、爲害已甚、(與友人論文書)これは六朝以來の蹈襲の弊を矯むるなり、又其說韓愈處其好、其他但用莊子國語文字太多、反累正氣、果能遺是、則大善矣、(與楊誨之第二書)これは古書の文字を用るの多きに失するを斥するなり、摸倣の害甚しきときは、駸駸として李王七子の弊に至るべし、劉知幾早くこれを辨ず、曰好丘明者、則偏摸左傳、愛子長者、則全學史公、用使周秦言辭見於魏晉之代、楚漢應對行乎宋齊之日、(史通言語)これ摸倣に過ぐるの害を云ふなり、紀曉嵐この語を以て若爲七

北齊書杜弼傳に、法曹辛子炎諮事曰、須取署、子炎讀署爲樹、高祖大怒曰、小人都不知避人家諱、杖之於前、弼進曰、禮二名不偏諱、孔子言徵不言在、言在不言徵、子炎之罪、理或可恕、韓公蓋しこれ等の說を推衍して一篇の大文章と爲しなり、與于襄陽書は、劉向新序の孫叔敖曰、君驕士曰士非我無從富貴、士驕君曰、君非士無從安存、及び王褒が聖主得賢臣頌に、聖主必待賢臣而弘功業、俊士亦俟明主以顯其德を祖として、一篇の議論を生ぜしなり、後廿九日復上宰相書の周公を以て論を起すは、後漢書高彪傳の、彪嘗從馬融欲訪大義、融疾不獲見、廼覆刺遺融書曰、昔者周公旦父文兄武、九命作伯、㠯尹華夏、猶揮沐吐餐、垂接白屋、故周道㠯隆、天下歸德、公今養痾傲士、故其宜也の文に本く、代張籍與李浙東書の、盲於心盲於目の論は、莊子の瞽者無以與乎文章之觀、聾者無以與乎鐘鼓之聲、豈唯形骸有聾盲哉、夫知亦有之(逍遙遊)の文に本て、一篇の議論を成せり、雜說の龍噓氣成雲、雲固弗靈於龍也の龍を以て聖君に比し、雲を以て賢臣に比するは、韓非子の飛龍乘雲、騰蛇遊霧、雲罷霧霽、而龍蛇與蚓螘同矣、則失其所乘也、堯爲匹夫、不能治三人、吾以此知勢位之足恃、(愼勢)の一段より變化し來れるなり、この外歐陽の朋黨論は漢書劉向の封事に本き、春秋論の趙盾非不討賊、許世子止非不嘗藥の論は、劉知幾史通、惑經篇に本く、凡そ此の類みな根據する所ありて、點化して一篇の大文章となして、人をしてその迹を覺えざらしむ、作手とする所以なり、

古人の文本つく所ありて、尤變化の妙を極めしものは、柳子厚梓人傳は、郭象莊子注の、工人無爲於刻木、而有爲於運矩、主上無爲於親事、而有爲於用臣、(天道)の數語を演べて、一篇數百言の大文章と爲し、(丹鉛錄)老泉が仲兄字文甫說の、風行水上渙、此亦天下之至文也の一篇は、詩伐檀の毛傳に風行水成文曰漣の一句に本て、變化の妙を極めたり、(困學紀聞丹鉛錄)上張侍郎第二書は、香山が秦中吟傷友一篇、蹇驢避路立の數語より化し出す(瞥記)東坡が赤壁賦の末段惟江上之清風與山間之明月より、相與枕籍乎舟中不知東方之既白と云に至るまでの一節は、只是李白が清風明月不用一錢買、玉山自倒非人推の一聯十六字を用て、演べて七十九字と成せり、(學齋佔畢)これ等みな先賢獨造の妙にして及ぶべきに非ずと雖も、すべて古人の一章一句に根據して、演べて一篇とし、或は數十句と成すことは、從來作文家の伎倆なりと知るべし、

字句必ず法を古人に取りて、その奇を極むるものは、韓氏畫記は顧命の字法を學ぶ、(文章精義)その騎而立者五人、騎而被甲戴兵立者十人、騎且負者二人、騎執器者二人の句は、顧命の二人雀弁執惠、四人綦弁執戈上刃、一人冕執劉、一

長久、至漢明帝始立胡祠、然惟西域桑門、自傳其教、西晉以上、不許中國髡髮事胡、至石苻亂華、乃弛厥禁、主庸臣佞、政虐祚短、事佛致然、梁武齊襄、尤足爲戒（本傳）より脫胎す、（五百家註、引邵太史陔餘叢考、瞥記、養新錄）又姚崇が遺誡に曰、今之佛經、羅什所譯、姚興與之對翻、而興命不延、國亦隨滅、梁武帝身爲寺奴、齊胡太后以六宮入道、皆亡國殄家、近孝和皇帝、發使贖生、太平公主武三思等、度人造寺、身嬰夷戮、爲天下笑、五帝之時、父不喪子、兄不哭弟、致仁壽無凶短也、下逮三王、國祚延久、其臣則彭祖老聃、皆得長齡、此時無佛、豈抄經鑄像力耶、（唐書本傳）これ又昌黎表の本く所なり、（陔餘叢考）柳子厚が封建論は、呂氏春秋（蕩兵）未有蚩尤之時、民固剝林木以戰矣、勝者爲長、長則猶不足治之、故立君、君又不足以治之、故立天子の說を祖とす、（黃氏日抄）梓人傳は、呂氏分職篇の、使衆能與衆賢功名大立於世、不予佐之者、而予其主、其主使之也、譬之若爲宮室必任巧匠、宮室已成、不知巧匠、而皆曰善、此某君某王之宮室也に本く、（困學紀聞）漁者對智伯は、列子（湯問）蒲且子の釣を說に本く、（寓簡）乞巧文は揚子雲逐貧賦に擬す、（容齋隨筆）晉問は枚乘七發の體を用て別に機杼を立つ、傅毅の七激、張衡の七辯、崔駰の七依、王粲の七釋、張協の七命（竝見藝文類聚五十七）の類、すべて漢晉以來諸文士の弊を一洗す、（容齋隨筆）游黃溪記は太史公西南夷傳に倣ふ、（困學紀聞）歐公醉翁亭記はその步驟阿房宮賦に類す、書錦堂記は盤谷序に似たり、（珊瑚鉤詩話）秋聲賦は風賦に似たり、（西河合集書秋聲賦後）本論は原道に似たり、上范司諫書は諍臣論に似たり、書梅聖俞詩稿は送孟東野序に似たり、（示兒編）送廖倚序は、即退之が送廖道士序なり、藥師院佛殿記は即圬者傳なり、その隱公攝に非るを論ずるは、何氏膏肓に本く、堯舜后稷世次の差舛を辨ずるは、杜預春秋釋例世族譜に本く、（曉峯文鈔）老蘇が漢高祖論の不去呂后者爲惠帝計也、は唐の李德裕が羊祜留賈充論に本く、（能改齋漫錄）東坡が黃樓賦は氣力晉問に同じ、赤壁賦は卓絕雄風に近し、亦みな自り來る所あるなり、（珊瑚鉤詩話）表忠觀碑の終篇趙淸獻の奏を述て一字を增損せず、これ漢書を學ぶなり、（文章精義）その始めに奏狀を列して序となし、制曰可と云ふに至りて、係るに銘を以てす、その格甚だ新なり、これ亦柳柳州が壽州安豐縣孝門銘を祖とするなり、（學齋佔畢養新錄）萬石君羅文傳は退之が毛穎傳に依れるなり、蓋公堂記は子厚が郭橐駝傳の意を用てその面目を變ぜり、（養新錄）これ皆前人に本く所ありて、一篇の大體を立つるものなり、

先儒論ずる所の外、余また數條を得たり、姑く其一二を擧ぐ、諱辨は漢の應劭が舊名諱議に曰、昔者周穆王名滿、晉厲公名州滿、又有王孫滿、是同名不諱、（舊名諱議今傳らず、此條は左傳襄十年正義引く所に見えたり）これその說張昭が前にあり、又

之親一は、漢書杜欽傳に、昔者周公有二至聖之德一、屬有二叔父之親一に本く、才の字は金縢の周公自ら予仁若レ考、能多材多藝と稱し、論語に夫子の周公之才之美と稱するに本く、德の字は羣聖人を泛稱すべし、周公を稱するには才の字缺くべからざるを知りて、この一字を下せしなり、又豈特吐哺握髮之勤而止哉の勤字、また金縢の昔公勤二勞王家一と云ふに据りて、周公を稱するには勤字缺くべからざるを知て、これを用しなり、又送二許郢州一序に、下有レ矜二乎能一、上有レ矜二乎位一、雖二恒相求一而喜不二相遇一、之喜字先儒その解を難んず、沈德潛は喜字或訛と云ふ、(八文家讀本)陳少章は喜一作レ苦爲レ是、謝疊山文章軌範中、無二此一字一、覺二句法尤健一と云ふ、(韓集點勘)今考るに、これは詩に女子善懷と云ひ、(載馳)左傳に慶氏之馬善驚と云ひ、(襄廿八年)荀子に愚而善畏と云ひ、(解蔽)漢書に岸善崩(溝洫志)など云ふ善字より變化し來るなり、荀子楊倞注に善猶レ喜也、漢書顏師古注に、善崩言憙崩也と云ふに据れば、善喜二字同義にてしば〳〵たび〳〵など云ふ義なり、故に韓公この一字を下して、聖君賢臣際會の難きを見はす、喜不二相遇一とは、兎角にまはり遇はぬと云ふほどの義なり、爭臣論の耳司レ聞而目司レ見と云ふの文は、儲同人は尙書の汝聽汝明の句より悟入すと云ふ、今考るにこれ亦左傳の屠蒯が言に、汝爲二君耳一將レ司レ聰也、女爲二君目一將レ司レ明也(昭九年)に本くなり新唐書に公の文を稱して、造レ端置レ辭、要爲レ不レ蹈二襲前人一と云ひ、(本傳)公亦自ら稱して惟陳言之務去と云ひ、(答李翊書)また惟古於レ詞必己出、降而不レ能乃剽賊(樊紹述墓誌銘)など云ふに据りて、公の文章みな己れより生造し出すと思へるは誤なり、只その字句の經傳子史に根據し來るもの、一一精錬し出し、字字融化して、渾然天成、一も斧鑿の痕なし、これその及ぶべからずとする所なり、

古文有レ本

古人の文多くは本く所あり、唯その步驟馳騁の妙、卓然として別に一家を爲すを以て名手とするなり、されば昌黎が進學解は東方朔が荅客難、(避暑錄話)揚子雲が解嘲に本き、(珊瑚鉤詩話容齋隨筆語類百卅九韓文五百家註引樊汝霖)これより前崔駰が達旨、班固が賓戲、張衡が應問等の屋下に屋を架するの陋を一洗す、(容齋隨筆)送窮文も亦楊子雲が逐貧賦に本く、(芥隱筆記避暑錄話容齋隨筆丹鉛錄)諱辨は吳の張昭が論舊名諱に本くと云ひ、(古文鍵丹鉛錄)又北齊顏之推が、桓公名白、傳有二五皓之稱一、厲王名長、琴有二修短之目一、不レ聞下改二布帛一爲二布皓一、改二腎腸一爲中腎修上也を祖とすと云ふ、(堯峰文鈔、題歐陽公集、隨園隨筆)毛潁傳は南朝の俳諧文に本く、袁淑が驢九錫(藝文類聚九十四初學記廿九)雞九錫(藝文類聚九十一)の類にして、小しくこれを變ずるのみ、(避暑錄話困學紀聞丹鉛錄)佛骨表は全く傅奕が上二高祖一疏の、五帝三王、未レ有二佛法一、君明臣忠、年祚

唐宋古文區別

唐宋諸公の文倶にみな經子史三の者に根據せざるはなく、歐蘇諸公の文孰れも韓文を祖とせざるは無といへども、その造詣する處に至りしは亦各各同じからず、王芭孫云、歐曾諸公の文古ならざるに非ず、これを韓柳に視らぶれば、その氣質の厚薄、材境の廣狹、自ら區別あり、その故は韓柳は皆先づ東京六朝に從事して、後に發して文となせばなり、されば柳氏の文の如き、これを韓に比すれば亦自ら間ありといへども、試に歐曾諸公をして筆を執りて柳氏の文を作らしめば、必ずその能はざるを謝すべきなり、(惕甫未定稿) 劉孟塗も亦云く、韓退之の文起㆓八代之衰㆒と稱すれども、其實は八代の精を取りて、その粗を汰し、その腐を化して、その奇を出す、八代を掃てこれを去るに非ず、宋諸公に至りて、八代の美を併せてこれを一空す。故にその文章、沈浸醲郁の致、瑰奇壯偉の觀に乏し、(孟塗文集) これ唐宋古文の區別なり、韓柳は多く貴重の字を用、歐蘇は唯輕虛の字を用と云ふも、(鶴林玉露) 亦この處より分界をなすと知るべし、要するに韓柳の文は奇傑を以てその長を見はす、宋諸公の文は明白暢達を主とす、中に就て論ずるに、韓文は千變萬化變ずるに心なし、歐文は變ずるに心あり、韓文は高く、歐文は學ぶべし、(語類百卅九) 歐文は和氣多くして英氣少なし、蘇文は英氣多くして和氣少なし (聞見後錄) 歐文は藹溫にして自然暢達、その事情を模寫する、人をして宛然として見るが如くならしむ、蘇文は長江大河の如く、一瀉千里なり、その治道を開陳する、人をして惻然として心を動かさしむ、(黃氏日抄) この諸公造詣の概略なり、また東坡人に教て、檀弓を讀ましむ、山谷謹でその言を守りて後學に傳ふと云ふ、その故はすべて事を記するに當りて、動もすればその意晦らく、その趣わかりかね、その辭の言ひ足らぬを苦しむ、多くは文句のみ蔓衍して、はつきりと言ひ取りの成らぬことあり、檀弓は或は數句にて一事を書き、或は僅かに二句三句にて一事を書き取るあり、文句は簡にしてその味深長なり、事は相涉らずして、意脈は貫穿す、經緯錯綜自然にして文を成すを以てなり、(清波雜志) 王應麟が東坡文法を檀弓に得たりと云ふはこれなり (困學紀聞) 或は蘇文戰國策、史記に出と云ひ、(古文關鍵金石例文章精義) 或は莊子を學ぶと云ふ、(文章精義) 亦みな相須て竝び證して、公の力を得る處を知るべきなり。

韓文來歷

韓文の尤も及ぶべからずとする處は、字字根底する所ありて苟もせざるに在り、故に黃山谷曰、杜詩韓文無㆓一字沒㆒㆑來歷㆒、晁公武も亦云、愈之置㆑辭、字字悉有㆓據依㆒、試にその一二を言はんに、後廿九日復上㆓宰相㆒書に、周公以㆓聖人之才㆒、憑㆓叔父

韓柳文區別

文章韓柳に至りて其盛なるを極むと云ふべし、故に穆伯長の言に學者苟くも古に志し、立言の域を踐んことを求めんとして、二先生を捨て由らざるときは、予が敢て知らざる處なりと云へり、(舊本柳文後序)沈晦は古文を學ぶには必ず韓柳より始むと云へり、(四明新本、柳文後序)されども韓柳竝べ云ふものは亦概言なり、其實は二家の文其力を得る處各同じからず、退之自ら言ふ約ニ六經之旨ニ而成レ文、(上宰相書)その文の奧衍宏深なること孟軻揚雄と相表裏す、子厚は雄深雅健、司馬子長に似たり、崔駰蔡邕は多とするに足らず、(唐書本傳、柳子厚墓誌銘)昌黎の文は經中より來り、柳州の文は史中より來る、(聞見後錄)柳州は間前人の陳言を取てこれを用ふ、昌黎の文の卓然として一に己より出すに及ばず、(宋景文筆記)柳文は却て學び易し、韓文の規模濶大にして學び難きに似ず、(語類百卅九)柳文は其意を說破せず、讀む人の會すると能はざらんことを欲す、これを以て奇を見はさんとすれども、實は柳文の病なり、(同上)韓文は一に經に本づき、又孟子を學ぶ、(古文關鍵金石例)柳子厚が文は國語に出、(古文關鍵文章精義)また西漢の諸傳を學ぶ、國語の文は段落全し、子厚の文は段落碎なり、去れども句法却て相似たり、(文章精義)子厚が楚詞を作るは、卓詭譎怪にして、韓退之も及ぶこと能はず、退之が古文深閎雄毅なるは、子厚また及ぶこと能はず、(寓簡)韓文の事を論じ理を說く、一一明白透徹にして指し擇ぶべきなし、柳文は然らず、事の經旨に及ぶものは動もすれば是非聖人に謬る、碑碣等の作の如きも亦老筆と排語と相半せり、唯人物を記してその嘲罵を寄せ、山水を模寫してその抑欝を舒るに至りては、峻潔精奇にして、明珠夜光の如く、人の眼目を奪ふ、これは子厚が放浪の久しくして、自らその胸臆を寫せるものなり、且みな晩年の作とす、昌黎が所謂大肆ニ其力於文章ニこれなり、故に柳文に於ては擇ぶことなきこと能はずとは云ふなり、(黃氏日抄)是れを以て朱子云く、歐陽公文を論じて只韓李と說て、曾て韓柳と說かずと、(語類百卅七)黃東發も亦盛に韓柳竝べ稱すべがらずと云ふ、(日抄)蓋し韓は六朝の學有りて一掃してこれを空うし、その液を融してその滓を遺す、これその千餘年に夐絕する所以なり、柳はその學有れどもいまだ一掃してこれを空うすること能はず、これ韓に及ばざる所以なり、されども二家の必ず相輔けて行はるゝものは、倶に先づ東京六朝に從事するに在り、方望溪獨韓を宗法して柳を喜ばず、これは方氏の學東京六朝に涉ること淺きが故なり、(國朝詩人徵略・引惕甫未定稿)これ公平の論と云ふべし、焦里堂(循)極めて柳文を愛して、唐宋以來の一人と云ふ、(揅經室二集、通儒揚州焦君傳)恐らくは通論にあらず、

を事として大雅を破碎し、反て古道を以て用に適せずと云て學ばざるに至る、(范文正公集尹師魯河南集序)故に開が學その身に止るのみ、(四庫提要)開が後に在て古文を倡るものを穆伯長(脩)とす、當時の學者聲律に從事して、いまだ古文を爲ることを知らざりけるを、伯長首として古文を以て倡うて後進を誘す、(東都事略雲麓漫抄書影)その文章師承する處を考ることなし、(四庫提要)その自ら柳子厚集の後叙を作りて、予少嗜レ觀ニ韓柳二家之文一(容齋續筆引)の言に據れば、或はその獨得する所に出るなるべし、又姚鉉あり、柳開穆脩と相應じて毅然として五代の弊を矯んとす、因て唐文粹一百卷を編輯す、その意力めて末流を挽回するに在り、(四庫提要)又尹師魯少きより高識あり、時輩を逐はず、その兄源(これを二尹と云)と俱に伯長に從て古文を學で、大にその道を振起し、(名臣言行錄、引邵伯溫易學辨惑、東都事畧、宋史尹洙傳)卓然して五季浮靡の習を挽回す、(四庫提要)故に歐陽公曰、若作ニ古文一、自ニ師魯一始、(困學紀聞)邵博溫も有宋古文修爲ニ古學一、而洙實開ニ其先一と云へり、(聞見錄)この時又蘇子美ありて實にこれを左右す、(四庫提要)子美天聖の間、世擧て時文を以て誇尙するの時に當て、獨その兄才翁及び穆伯長と俱に古文を作爲す、頗る時人の爲に非笑せらるといへども顧へりみず、(歐公撰蘇氏文集序)歐公は齒子美より長ずといへども、古文を學ぶは反て子美の後に在り、(同上)初め歐公少き時その家漢東に在り、その地の豪家李氏の子堯輔と云もの頗る學を好む、公因てその家に遊びて、韓昌黎の文集六卷を殘弃の餘に觀ることを得て、之を歸りてこれを讀で歎じて曰、學者當下至ニ于是一而止上耳、苟得レ祿矣、當下盡ニ力於斯文一以償中其素志上、この時天下いまだ韓文を言ふものあらず、公亦方さに辭賦を事とす、河南に官するに及んで始めて尹洙に從て游んで、相與に古文を爲り、當世のことを議論して、迭に相師友とす、因て藏する所の昌黎集殘本を補綴して、苦志探賾して寢食を忘るゝに至る、(宋史歐陽脩傳歐公跋書舊本韓文後、容齋續筆、示兒編、聞見錄、黃氏日鈔)遂に文章を以て當世に獨歩す、その詞語の豐潤、意緒の婉曲、俯仰揖遜、步驟馳騁、みな韓子の體を得たり、(示兒編)これより以來、韓氏の文始めて世に行はれて、家家藏し、人人誦するに至る、然れども眞にこれを好むものに至りては、野人の壁に議し、隨和して好と稱するに過ぎず、筆を執て文を作るに至ては、往往その體にあらず、能公の文を知るものは、當世また幾人もなきなり、(黃氏日鈔)これを要するに宋の文體は穆脩の徒これを唱ひ、歐陽修尹師魯これを和して、格力始めて回り、天下韓柳あることを知り、王安石、眉山父子、曾鞏これを羽翼して、古文の一脈を傳へしより、元に在ては郝敬、虞集、揭傒斯、戴表元、陳旅、吳師道、黃溍、吳萊、明に在ては方孝孺、王守仁、王愼中、唐順之、歸有光等、古文の正派みなこれより出づと知るべし、

開二生面一耳、(廿二史劄記) 然れは獨孤及梁肅早く既に古學を尙びたるを、昌黎その徒に從て學びたるなるべし、新唐書に唐の古文韓愈初めてこれを倡ふと稱し、(文藝傳) 蘇東坡潮州碑に獨韓文公起二布衣一談笑而麾レ之と云へるが如き、昌黎を以て首稱とするものは、彫を斲りて樸とするの功は、實に元結、獨孤及の數子に依るといへども、その時風氣初めて開て明にして未だ融ならず、韓愈繼て起るに及んで、唐の古文遂に蔚然としてその盛なるを極むればなり、(四庫提要) されどもその實は當時に於ては、唯一二の大儒僅かに能く知てこれを信ずるのみ、

韓氏と駕を方べて倶に古文を倡ふるものを柳子厚とす、又李觀あり倶に相上下す、(本傳) 韓氏に從て遊ぶもの皇甫湜、李習之、亦みな相與に轂を挾て起るものなり、(讀書敏求記) その時文章ことごとく變じて古文になりたるに非ず、(語類百卅九) 故に柳子厚は今之後生爲レ文、希二屈馬一者、可レ得二數人一、希二王褒劉向之徒一者、又可レ得二十人一、至二陸機潘岳之比一、累累相望と云へり、(與楊憑書) 韓文與二馮宿一論レ文書に、稱レ意者人以爲レ恠、下レ筆令二人愧一、則人以爲レ好、古文眞何用二於今一、以俟二知者知一耳と云ひ、答二陳商一書には、古文の世に用ひられざる由を述べて、爲レ文必使二一世人不一レ好、得レ無乙與下操レ瑟立二齊門一者上比甲歟と云ふ、又答二李翊一書には、其觀二於人一也、笑レ之則心以爲レ喜、譽レ之則心以爲レ憂と云ひ、及び李漢の言に、時人始而驚、中而笑且排と云ふを觀れば、當時に在て公の文を知るもの亦甚だ多からざるを知るべし、(黃氏日抄) 昌黎文法を以て皇甫持正に授けしより、持正これを來無擇に授け無擇これを孫可之に授く、(孫可之集與友人論文書) 故に可之每に自ら詫りて吏部の眞訣を得たりと云ふ、可之卒してその法中絕す、後二百年を歷て宋の古文始めて起れり、

宋古文源流

唐の末懿僖より以來寢く五代を歷て、文格また日日に薄弱になり行き、宋の初に至りても猶その餘習に沿て、文章すべて儷偶を尙とびしを、柳仲塗開起て始めて古道を發明し、大に世風を矯む、その初天台の老儒趙生と云もの、韓文數十篇を得て、いまだその旨に達せず、携へ行きて仲塗に示す、仲塗これを讀んで歎息して、唐に斯の如きの文ありける哉とて、遂に文を作るの趣を知り、それより屬辭一意に韓文を法として、因て名を肩愈と改む、又字を紹元と改むるは、柳宗元に意あるを示すと云ふ、(東都事略、柳開傳、容齋續筆、引張景柳開行狀、能改齋漫錄) 既にして又名を開字を仲塗と改むるは、自以爲能開二聖道之塗一也、(讀書志) 但その文章艱澁に失す、(四庫提要) 故にその初めて古文を以て麾くに當て、髦俊の士相率てこれに從て遊ぶものありと雖も、要するに僅かに髣髴を希ふのみ、いまだ一一古に及に暇あらず、その間甚しきものは專ら藻飾

り、干戈搶攘の中に在りて、獨能く儒術を尊崇して、六朝の文の綺麗浮華なるを患ひ、その弊を改革せんとて、蘇綽に命じて周書大誥に擬して、詔を作らしめて、群臣に示し、今より以後文章みなこの體に依るべき旨を命ぜり、その他詔勅の類、亦大抵溫醇雅正にして、漢魏の遺風あり、されば周に至りて六朝靡麗の風始めて一たび振ふことは宇文泰と、及びその時相與に輔けて天下を起したる蘇綽の功なりと知るべし、(同上) 又陳末に姚察父子梁書を選して、專ら散文單行を用たり、韋叡傳の合肥等の處の功を敍したる、昌義之傳の鍾離の戰のことを敍せる、康絢傳の淮堰の築作を敍するが如き、皆勁氣銳筆、曲折明暢にして、六朝蕪冗の習を一洗せり、その他の傳も亦皆散文にて書きて、遙かに駢四儷六の上に傑出するを觀れば、陳末唐初に在て姚察父子すでに古文を以て振ひしを知るべし、(廿二史劄記)又隋の李諤も亦六朝文の佻巧に失せるを論ぜし一篇あり、周武の後に在り、これ等みな唐古文の先鞭なり、

唐古文源流

唐の初に當りて、文章凡そ三變す、その初め仍いまだ陳隋以來駢儷纖艶の陋習を脫せざりしを、陳子昂出て始めて風雅を以て浮侈を革め、(李翰集梁肅序湛園札記)自ら古の作者を追ふと稱す、故ニ韓退之が薦レ士詩ニ、國朝盛ニ文章一、子昂始高蹈と云ひ、(書錄解題)送ニ孟東野一序にも首として子昂を稱し、柳子厚も文に辭令褒貶、導揚諷諭の二道あるを論じて、唐興以來稱ニ是選一而不レ作者、梓潼陳拾遺(子昂)と稱す、(柳評事文集後序)陳振孫が子昂首起ニ八代之衰一と云ひ、(書錄解題)唐書に唐興文章承ニ徐庾餘風一、天下祖尙、子昂始變ニ雅正一(本傳)と云ふはこれなり、これ唐初文體の一變なり、これに繼て張說また宏茂を以て波瀾を廣む、(李翰集梁肅序)これ再變なり、天寶以還、元結も毅然として、排偶綺麗の習を變ず、晁公武謂くその文古鐘磬の如く、俗耳に諧はず、(郡齋讀書志)高似孫も亦謂く、その文章奇古にして蹈襲せず、(子略)蓋し開元天寶の盛なるを稱るといへども、文格猶舊規を襲ふを免れざりしを、元結及び獨孤及二人、始めて奮起してこれを湔除し、蕭穎士李華またこれを左右して、その道ますます熾なり、(四庫提要)これ三變なり、武德貞觀より以來すべて三變を更て、文章始めて古に近く、(江湖長翁集)これ韓氏古文の胚胎する處なり、唐實錄に韓愈、獨孤及の文を學ぶと云ふ、必ず據り處ありて云ふなるべし、(讀書志四庫提要)されど趙翼舊書韓愈傳を引て曰、大曆貞元間、文士多尙ニ古學一、效ニ揚雄、董仲之述作一、獨孤及、梁肅最稱ニ淵奧一、愈從ニ其徒一游、銳意鑽仰、欲ニ自振一於一代一、洎レ舉ニ進士一、投ニ於公卿間一、故相鄭餘慶爲レ之延譽、由レ是知レ名、是愈之先、早有下以ニ古文一名上レ家者、今獨孤及文集、尙行ニ於世一、已變ニ駢體一爲ニ散文一、其勝處有ニ先秦西漢之遺風一、但未ニ自

漁村文話續

漁村　海保元備　著

漢以後文體源流

韓昌黎自ら文を作るの意を述て、非三代兩漢之書不敢觀(答李翊書)と云ふ、兩漢併せ稱するものは概言なり、その實は古文後漢に至て衰ふ、後漢人の文は昌黎が取らざる所なり、故にその自ら稱する言に曰、文章自漢司馬相如、太史公、劉向、揚雄後、作者不世出、(唐書本傳)その集中送孟東野序、答劉正夫書、答崔立之書等、每にこの數子のみを稱述して、未だ嘗てその他に及ばず、柳子厚が韓氏の文を稱して、退之所敬者、司馬遷揚雄と云ふはこれなり、(答韋珩書)又柳子厚も亦曰、文之近古而尤壯麗、莫若漢之西京、又曰、殷周之前、其文簡而野、魏晉以降、則盪而靡、得其中者漢氏、漢氏之東則既衰矣、その下特り賈誼、公孫弘、董仲舒、司馬遷、相如を計ふるのみ、(本集柳宗直西漢文類序)又吳武陵を稱する言にも盛にその才氣壯健、可以興西漢之文章と云ふ、(與楊憑書)これ後漢人の文は亦子厚が取らざるなる所を見るべし、班固が如き史才を以て遷と併び稱せらる、其文章多く愧ざるに似たり、然れども昌黎猶之を比數せず、(江湖長翁集)新史に至班固以下不論也と云ふ、深く昌黎を知れりと謂ふべし、蓋し漢書の文は成格に束ねられて變化に及ばず、史記淮陰侯傳の末に蒯通が事を載するの一段、讀むものをして感慨餘りあらしむ、淮南王傳中の伍被が王と答問の語、情態橫出して文亦工妙なり、然るに漢書に悉くこれを删る、その文寥落にして讀むに堪へず、(日知錄)その作る所の燕然山銘の如き、既に四六の漸を啓く、(麗體金膏)その文章昌黎が意に滿たざるも亦宜なり、文章東漢に迨んで衰へたりと雖も、その實は李斯が諫逐客書に、始めて華詞を點綴して、古人の風稍やくこれより失ふ、(四庫提要)鄒陽が獄中上梁王書は、既に對偶を以て作り、(語類百卅九)始て故事を疊めり、これ駢體の漸く萠せると云ふべし、對命の作は封禪書、典引、問對の文は答賓戲、客難、駸駸として偶句漸く多し、(四庫提要)然はあれ共三國に至りても、猶漢以來老師宿儒の餘風略存して、その文章いまだ全く衰へざりしを、曹植專ら儷偶の文を主として、拙劣を極めたるを、當時にては第一の文人と稱せるより、陵夷して西晉に至り、陸機など誤りてこれを模擬せるより、人人これを浮慕して、文氣日日に卑弱になり行き、遂に六朝四六の世界とはなれるなり、梁に至り競うて浮麗を事として、文體次第に華縟に趨り、陳に至りて其弊極れり、然るを後周の宇文泰丞相たりし時よ

漁村文話續目錄

明意叙事

文の大要意と事との二端に過ぎず、意を明かにするの文は或は直斷、或は婉述、或は詳に證を引き、或は譬喩を設け、或は藻繢を假る、大要その意を明かにするに在り、夫子の十翼これなり、事を叙するの文はその事に就てその筆を運らし、千載の下その文を讀て事の豪末ことごとく著はれしむ、尙書儀禮左氏春秋傳これなり、(雕菰樓集與王欽萊論文書)これは經言に就て文の大端を擧るなり、

周漢四家

六經の後卓然として別に文章を以て一家を爲すもの四家あり、左氏、莊周、屈原、司馬遷これなり、柳子厚が先讀二六經一次論語、孟軻書、皆經言、左氏、國語、莊周、屈原、太史公甚峻潔と云ふは、(報袁君陳秀才避師名書)眞に知言とすべし、實を摭うて文采あるものは左氏なり、虛に憑りて理致あるものは莊子なり、屈原始めて風雅頌を變じて離騷を作り、史遷始めて編年を易て紀傳と爲す、みな前にその比あらずして、後來依りて法則とすべし、實に豪傑特立の士と云ふべし、(書錄解題)韓柳以後作者輩出すといへども、文の義法は大要この四家の範圍を出でず、千載比倫なしと云ふべきなり、

唐宋八家　十家　三唐人

周秦以後文章西漢に至りてその盛なるを極むといへども、文の體裁は唐宋八家に至りて始めてその完たきを備ふ、漢人の文は但奏對封事ありてみな君に告ぐるの體のみなり、書序等ありと雖も多く見ず、昌黎に至りて始めて工に贈送碑誌の文を作り、柳州始めて山水雜記の體を創め、廬陵歐陽氏始めて精を叙事に專らにし、眉山蘇氏始めて力を策論に窮はむ、經序の體は臨川王氏を優となし、學記の體は南豐曾氏を稱首とす、故に文の義法は左氏莊周屈原司馬遷を主とすべしと雖も、文の體製は八家に至りて始めて全たし、故に學者必先づこゝに從事して後に成法の循ふべきあり、(劉孟塗文集)八家の目は眞西山讀書記中に見えたれば、宋の時早くすでにこの稱あり、但明の初朱右始めて八家の文を採錄して、八先生文集を作れるを以て四庫全書提要には、八家の目こゝに權輿すといへり、その後唐荊川亦唯この八家を取りて文編を著し、茅坤最も荊川に心折す、故にまた八大家文抄を選す、(明史文苑傳)儲同人は八家の外に李翺孫樵を加て十家とす、東坡云く、學二韓退之一不レ至爲二皇甫湜一、學レ湜不レ至爲二孫樵一、また朱新仲は樵乃過レ湜と云へり、李翺、皇甫湜、孫樵の文は汲古閣合刊の三唐人文集あり、韓氏の文を學ばんとするもの、この三家の集亦みな讀まずんばあるべからず、

(漁村文話終)

猶頓挫提擧高下之狀、若頓首然、と稱す、これまた頓挫の義を引て、高下の狀を喩ふる時は、頓挫は聲の起伏あるさまを狀するの詞なること互に相證すべし、九拜の頓首も遽かに首を下げて、額を以て地を擊を云ふなり、（段氏釋拜に依る）晉書に、彗體無光、傅日而爲光、故夕見則東指、晨見則西指、在日南北、皆隨日光而指、頓挫其芒、或長或短、（天文志）と云は、彗星の光芒を形容するなり、北齊書に、尙書令臨淮王彧言、臣忝冠百寮、遂使一郞攘袂高聲肆言頓挫、乞辭尙書令、（宋游道傳）と云は、頓辱の義なり、又挫頓と云ふ、北史に假欲挫頓、不過遣向幷州耳、（李幼廉傳）これなり、荀子に、材伎股肱健勇爪牙之士、彼將日日挫頓竭之於仇敵、（王制）これ亦くじきたをすの義なり、（孫子の鈍兵挫銳も鈍は頓と同じ）名臣言行錄後集に、故雖流落頓挫之餘、一話一言、未嘗不在君父、（王安石條）鶴林玉露に、觀君子之摧抑頓挫、如湍舟、如霜木、則知其爲喪亂之時第一相と云の類は、顚頓挫辱の義なり、

警策

文章衆辭を連累する時は、必ず氣勢弛まりて一篇活動せず、この時忽ち一片の要語を擧げて、全篇の氣勢を引き立る樣にすれば、文義これによりて益益明らかに、一篇これによりて活動の機を發す、これを警策と云ふ、警策の字は文選曹子建應詔詩に、僕夫警策、平路是由、呂延濟註に、言向坂行、故警策也と見えたり、又潘安仁西征賦に、發閿鄕而警策、李善註に曹子建の詩を引て證とせり、されば警策は馬に鞭策を加へて氣勢を引き立ることなり、これを假りて文を評するは、刱めて陸機が文賦に見えたり、曰立片言而居要、乃一篇之警策これなり、李善注に、以文喩馬也、言馬因警策而彌駿、以喩文資片言而益明也、夫駕之法以策駕乘、今以一言之好最於衆辭、若策驅馳、故云警策、されば馬の長道を取り、險路を行て、氣勢ゆるまりたる時、一鞭を加へて氣力を引き立れば、その勢いよく駿なり、文章の一言を以て衆辭を活動せしむるも、その理全くこれに同じきを以てこれを警策と云ふ、楊升庵云、六經にも亦警策あり、詩の思無邪、禮の毋不敬これなり、又云詩にてはこれを佳句と云ふ、水の波瀾あり、兵の先鋒あるが如し、（丹鉛錄）今按ずるに鍾嶸詩品に曰、陳思、靈運、陶公、惠連、五言之警策、又その序曰、終朝點綴、分夜呻吟、獨觀謂爲警策、衆視終淪平鈍、（梁書本傳）大唐新語に、陸餘慶孫海長於五言詩、其爲詩人所重、題奉國寺詩曰、新秋夜何爽、露下風轉淒、一聲竹林裏、千燈花塔西、」題龍門寺詩曰、窗燈林靄裏、聞磬水聲中、」更籌半有會、爐煙滿夕風、」人推其警策の類、すべて詩語の逸拔を稱する詞なり、また杜詩に曰、尙憐詩警策猶記酒顚狂、（戲題寄上漢中王詩）然れば警策の名は、獨り文のみには非ざるなり、

記廿一文章）と云ひ、晉書李充傳に、彫琢生レ文、抑揚成レ音と云が如き、みな文章の妙を形容して、抑揚と云ふなり、又北齊書儒林張雕傳に、雕論議抑揚、無レ所二回避一と云ひ、北魏書甄琛傳に、琛與二光書一外相抑揚、內實附會と云の類は、汎く人を論ずる上に就て云ふなり、又韓退之宿二龍宮灘一詩に、浩浩復湯湯、灘聲抑更揚と云ふは濤の忽ち高く、忽ち低きを形容するなり、初學記十五舞部に、俯仰抑揚を竝らべ擧げて、蔡邕月令章句の舞、有二俯仰張翕一と、崔駰七依の舞二細腰一以抑揚を引けり、これは抑揚は舞容を狀するなり、又文選任彥昇が爲二范尙書一讓二吏部封侯一第一表に、或與レ時抑揚、或隱若二敵國一と云ふは、俗に隨て上下浮沈することを抑揚と云へり、

頓挫　挫頓

頓挫の字は始めて後漢書鄭孔荀傳贊に見えたり、曰北海天逸、音情頓挫これなり、注に云頓挫猶二抑揚一也、また文選陸機文賦に曰、箴頓挫而淸壯、李善注に云、箴以譏二刺得失一、故頓挫淸壯張銑注に云頓挫猶二抑折一也、これ先儒頓挫を解して、或は抑揚の義とし、或は抑折の義と云ふ、今攷ふるに古人每に頓挫を以て抑揚と連言す、陸機遂志賦に曰、崔蔡沖虛溫敏雅人之屬也、衍抑揚頓挫怨之徒也、（藝文類聚廿六）謝偃聽レ歌賦に曰乍綿連以爛熳、時頓挫而抑揚、（初學記十五）これなり、且つ綿連爛熳は同類にして異狀なるを觀れば、頓挫も亦抑揚と同類にして異態なるを知るべし、頓挫綿連と相對言するを觀れば、亦頓挫の遽かに轉屈するの義なるを證すべし、文の抑揚は一人一事の上に就てこれを用ふる時は、文の頓挫は、一轉折の間に在りて、一語一句の上に就てこれを顯はすを知るべし、（文章一貫ニ依ル）陳繹曾曰頓挫立意跳盪、造辭起伏、また王世貞が歌行を論ずるの言に曰、一入二促節一則淒風急雨、窈冥變幻、轉折頓挫、如二天驥下レ坂、明珠走レ盤、又曰中作二奇語一峻奪二人魄一者、須二上下脉相顧、一起一伏、一頓一挫一、みな頓挫の狀を形容し盡せり、また翁正春が李陵答二蘇武一書を評して、命也如何、傷已、又自悲矣、の三末句を頓挫有レ法と云ふ、これ等類を推して相證せば、頓挫の一峻語を下して、遽かに轉折し、屈然としておどしつくる語句の急促なる、はづみを形容するの詞なるを知るべし、その辭の起伏あるを以て、古人或は解して抑揚とし、或は解して抑折とする也、鍾嶸詩品に、謝朓與レ余論レ詩、感激頓挫過二其文一と云ひ、杜甫進雕賦表に、臣之述作、沈欝頓挫、隨レ時敏捷、（唐書本傳同）と云ふの類、皆文勢の起伏轉折のさまを形容して頓挫と云ふなり、又杜甫觀二公孫大娘弟子舞二劍器一行序に、記於二郾城一觀二公孫氏舞一劍器渾脫、瀏灕頓挫、獨出二冠時一と云ふは、舞容を狀するに似たれども、杜陽雜編に、俄而手足齊擧、爲二之踏二渾脫一、歌呼抑揚と云ふに據れば、これ亦歌聲の起伏あるさまを狀するなるべし、荀子勸學篇に若レ挈二裘領一、詘二五指一而頓レ之と云ふを謝墉校注に、頓

書）又上下の句を倒裝して語氣の雄健をあらはすものあり史記に中行說曰必我行也、爲漢患者（匈奴傳）これは爲漢患者、必我行也と云ふべきを倒裝せるなり、（野客叢書江湖長翁集）また必湯也、令天下重足而立、側目而視矣、（汲黯傳）これ亦必湯也の字を上に置て、語いよ〳〵健にして法あり、（江湖長翁集）管子に子耶言伐莒者と云ふも、言伐莒者子耶と云ふべきを倒するなり、（野客叢書）禮記に、伯魚之母死、期而猶哭、夫子聞之曰、誰與哭者、門人曰鯉也、（檀弓）これ亦哭者誰與と云ふべきを、先づ誰與と問うて、後に哭者と云ふ、恰も驚き問う處の情狀をあらはす、倒裝の文法なり、（湛園札記）また韓文の衣食於奔走は、奔走於衣食と云ふべきを倒裝するなり、これは左傳の室於怒、市於色、（昭十九年）の句法より本づき來りて、南豐が室於議、塗於歎の句法の祖とする所なり、羅大經これを反言と云ひ、又反句と云ふ、（鶴林玉露）これ皆古人平中に奇を求むるの法なり、

緩急

辭に緩急あるは、文意の自然にして、その人品事勢を文氣のはづみの中に、摸し出すと知るべし、陳騤辭の緩急を論じて、左傳に范宣子が吾淺之爲丈夫也、（襄十九年）と云ふは其辭ゆるやかなり、孟子に景春が公孫衍、張儀、豈不誠大丈夫哉（滕文公）と云ふは、其辭急なりと云へり、（文則）此類推して知るべし、

左傳の吾淺之爲丈夫也の之の字は哉字と同じほどの語辭なり、禮記檀弓に、末之卜也と云を、鄭氏注して曰、末之猶微哉、正義に曰、末微也、之哉也、之左傳檀弓と一同の語辭なり、王引之經傳釋詞に之を論及せず、故に玆に附辨す、

抑揚

文に抑揚あるはその源を金縢に發す、その始めに乃元孫不若旦多材多藝、不能事鬼神と云ふは、これ抑なり、その下に乃命于帝庭、敷佑四方、用能定爾子孫于下地、四方之民、罔不祗畏と云ふはこれ揚なり、すべて一人を論じ一事を議するに、或はその過失越度を推し付け、抑へすくめてのつひきならぬやうにするを抑と云ふ、又その人その事の大功あることなどを顯はし、出し、引き起す樣にするを揚と云ふ、柳子厚が答韋中立論師道書に、抑之欲其奧、揚之欲其明と云ふはこれなり、漢晉間の人は多は音調を形容して抑揚と云ふ、蔡邕琴賦に、左手抑揚、右手裵回、また繁絃既抑、雅韻乃揚と云ひ、（初學記十六）文選繁欽が與魏文帝牋に、遺聲抑揚、不可勝窮と云ひ、成公綏が嘯賦に、響抑揚而潛轉と云へるが如き、みな音調の或は引き下げ、或は引き揚ることなり、文氣語勢に抑揚あると、音調に抑揚あると同一致なり、故に周庾信が趙國公集序に、含吐性靈、抑揚詞氣、（初學

て略るべし、文家の工を用べきこと、古人の及ぶべからずとするはこの一途なり、

輕重

句に輕重あり、大要上下の體勢を見て、下句をして上句よりも重からしむべし、若し上句重く、下句輕き時は、上句のために壓倒せられて持ち截すること能はず、その一二を言はんに、歐陽公晝錦堂記に、仕宦而至將相、富貴而歸故鄉、の二句を以て起す、この二語甚だ重し、故に下にこれを承けて、此人情之所榮、而今昔之所同也、の兩句を著く、否らざれば上句を承當すること能はざるが故なり、東坡が居士集序に、夫言有大而非誇と云ふを以て起す、一句といへども體勢極はめて重し、故に下に達者信之、衆人疑焉の兩句を以てこれを承けたり、韓退之與李祕書論小功不稅書に、泥水馬弱不敢出、不果鞠躬親問、而以書、これ亦若し、而以書の三字無き時は、上句甚だ重きが故なり、唐子西庚嘗てこの議を論及せり、(文錄)この外すべて一事を記して、多くの句を竝らべ下すには、必ず短句より長句に入ること句法なり、韓文の火于秦、黃于老于漢、佛于晉宋魏隋齊梁之間、(原道)詠於詩、書於春秋、雜出於傳記百家之書、(獲麟解)の類の如きこれなり、又殊更に句の長短を錯綜して、語氣の輕重、句格の異同を以て文勢の變化をあらはすものあり、韓文の送石處士序に、與

之語道理、句辨古今事當否、句論人高下、句事後當成敗、句若河決下流而東注、句若駟馬駕輕車、就熟路、而王良造父爲之先後也、句若燭照數計而龜卜也、句の類これなり、

正行散行

呂東萊曰、文字一篇之中、須有數行齊整處、須有數行不齊整處、(古文關鍵)李性學も亦云ふ、(文章精義)これは文は必ず句樣のどこまでも同じ調子にならぬ樣にすべきを教るなり、數句の間同じ句樣に疊み來りたることならば、その下は態と句樣のそろはぬやうにすべきを云ふ、楊名時曰、每至文勢平流將弱處、即矯舉振作起來、正行則救以散行、散行則救以整、清潤則救以雄奇、平淡則救以英挺、行文精於用救、方是作手、(程功錄)また前意と相發す、

錯綜　倒裝

すべて數句を重疊し來り、或は熟語常語すべて平平たることに遇へば、忽ちその中に於て句法を變化して活動の妙をあらはす、これ平中に奇を求むるの法なり、禮記に問國君之富、問大夫之富、問士之富、問庶人之富のことを紀するに、問ふ處同じきゆゑ對る所も同句法なるべきに、一は數地以對と記し、一は曰有宰食力と記し、又忽ち以車數對と云て、數車以對と云はず、(曲禮)これ又古人錯綜の妙なり、」(野客叢

左傳紀事

古人の事を記するには、文字はいかにも省略して、一語二語の中に意を含むと無盡なるを貴ぶ、譬ば左傳に宋の南宮長萬その君閔公を弑して陳へ立退たるを、宋より之を貰ひ受けたき由を申し遣しけるに、この萬ことの外の大力にて容易に執へ難きゆゑ、婦人を出して酒を勸め、したゝかに醉たる處を犀の皮にて裹み送りたることを、以二犀革一裹レ之、比レ及レ宋、手足皆見ルと書けり、(莊十二年)これにて萬が途中にて酒醒め、始めて驚き、怒りて革を引裂き、踏破りて出んとせしさま、萬の大力無雙なること言はずして明かなり、又晉楚鄭の合戰に晉の軍勢大敗軍に及びたる樣を記して、中軍下軍爭レ舟、舟中之指可レ掬と書けり、(宣十二年)これは敗軍の士卒互に死を免れんといやが上におりかさなり、我れ先に舟に取り乘らんと舷にすがり附きたれば、頓て舟も沈まんとするほどに、舟中の人はこれを拒はみ、刀を拔きて取りすがりたる指をなで切りに切りはらひし故に、舟中に切り落されたる指は、さながら兩手を以て掬ひ擧くべき程なりとなり、それを只この六字にて多くの人の舟べりにすがりたるさま、めつた切に指を切りはらひたるさま言はずして覩るが如し、又楚の君蕭の城攻の時に、軍士多く寒氣に凍たる有樣を見て、楚子自ら陣中を巡りて士卒を拊て慰めしかば、士卒その恩義に感じて、寒氣を忘れたる由を、三軍之士、皆如レ挾レ纊と書けり、(宣十二年)これは士卒各各大將の德に感じて、身の寒苦をも打忘れ遽かに衣服に纊を引込たるが如き心地すとなり、文こゝに至りては紀事の能事を盡せりと云ふべし、

史傳紀事

史傳中よく左氏の妙處を學んで、巧を字句の間にあらはすものは、司馬遷高祖が蕭何の亡去りたりと聞て大に驚き、力を落したるさまを記して、如レ失二左右手一と書けり、(淮陰侯傳)之にて高祖の心中よわり果たる處を書き出せるが如し、又下邽の翟公が廷尉たる時は賓客門に塡たるにその廢せらるゝに及んでは、その家寂寥として訪ひ來る人も無きさまを門外可レ設二雀羅一と書けり、(鄭當時傳)これにて官を罷めての後は依り附く人もあらざれば、門外自然と荒れはてゝ草原と成りたるさま言はずして知るべし、又北齊書帝紀に、神武韓陵にて爾朱兆等と戰し時高季式と云ふもの主從僅に七騎にて飽まで敵を追討し、餘りに深入りしてその影さへ見えずなりにければ、その兄高昂遙かにこれを望み見て定めて討死やしぬらんと深くこれを哀しみしに、夜に入りて季式初めて還りたるさまを、夜久季式還、槊血滿レ袖(今本槊字なし、これは史通引く所に依るなり、)と書り、これにてその槊を奮て深く入り、あまたの敵と渡り合、いかにも烈しく戰たる有りさま、亦言はずし

さまなり粗とはほき〳〵したるさまなり尖とは句がらのまとまらぬさまなり巍とはうはべを仰山にかざりたてゝ下女の夫人になり貧家の暴富になりたるさまなり瑣とはせまくるしくこせ〳〵したるさまなり碎とは切れ〳〵になりたるさまなり猥とはくだ〳〵しきことを竝らぶるなり冗とは言も意も重複してむだことの多きなり憊とは勢のくじけたるさまなり陳とは意も詞も爛熟とてふるめかしきことなり庸とはやくざなる取に足らぬことを竝らぶるなり低とはひき立のなきなり雜とは種種のことを骨董に出しかけるなり陋とは世俗の極めて鄙しき意を用て文とするなり以上三十六條を文の病格とす戒めて犯すことなかるべし、

十弊三失

古文に十弊あり心を談じ往を論じて頗る宋人の語錄に似たるは一弊なり、俳詞偶語六朝の靡曼を學ぶは二弊なり、記序は體裁を知らず、傳志は賬簿を寫すが如きは三弊なり、優孟の衣冠の如く秦漢に模倣するは四弊なり、一途に八家の窠套を守りて我より心裁を出すこと能はざるは五弊なり、餖飣語を成して死氣紙に滿るは六弊なり、詞を措くこと率易にして頗る應酬の尺牘に類せるは七弊なり、邊幅に窘して枯木寒鴉の如く淡白にして味なきは八弊なり、卑弱敷衍なるは九弊なり、章句を艱澁にして淺陋を飾らんとするは十弊なり、隨園尺牘朱石君侍郞の書に見えたり、」此の外又三失あり明已後學問文章遠く漢唐宋元を追ふこと能はざるはその故三あり、一は洪武十七年以後の定制に八股時文を以て士を取るより壞るその失陋なり、一は李夢陽が復古の學を唱うて六藝に原本せざるに壞る、その失俗なり、三は王守仁良知の說を講じて讀書を以て禁とするに壞る、その失虛なり、閻若璩の言に見えたり、(潛邱劄記) 眞に學者の頭腦に砭すと謂ふべし、

簡疏

文の尤も難しとするは事を記するに在り、その故は事を記するは簡を貴ぶ、簡とは字數の少なきなり事を記せんとするには自然煩猥に涉り易き理あり、煩猥なればその事は委しき樣なれども字句の間尨雜に堪へず、故に成る丈に字を省き句を約めて書くやうにするなり、若し記載の詳ならんことを欲して、瑣事末事一一にこれを擧げなば、唯その冗蔓厭ふべきのみならず、併せて人をしてその要領を觀ることを得ざらしむ、さらばとて字を省かんとて載すべきことをも載せず、取るべきことをも捐てゝ取らず、事實分明ならず、讀む人をして闕誤あるやと疑はしめ、漏略なるを憾らみしむるは簡と云ふものにはあらで疎と云ふものなり、簡疎の間深く辨ぜずんばあるべからず、

てもいかにも面白くどうしても入れ置き度と思へども、能能嚼み味て見れば、つまり贅疣なる字面にて格別に用をなさぬ字句あるものなり、その時一字一句或は一段の愛に溺れてそれをどこまでも殘し置んとする時は、却て一篇の大害をなすに至る、早く斷然として割愛してこれを删り去るべきなり、これを割と云ふ、此又一法なり、又その言はんとする所の本意はつきりとせず、うす曇りたる樣にて他人これを見て遽かに意味のすめかぬるとあり、その時は曇りたり鏡を磨きあげて明かにする如くに、よく〳〵字句をみがきあげて、吾が意のすみやかに見ゆるやうにすべきなり、これを瑩と云ふ、これ又一法なり、又文句がら角菱だちてこなれあしく落著のわるきことあり、この時は衣服の歪み疊まりたる處を、熨斗を以て平らかにする如く、文字を能く使ひこなし、推しならして、すわりよきやうにすべきなりこれを熨と云ふ、これ又一法なり、又木なればこの處に一と枝ありたらばとんだよき木ぶりなるべきを、一と枝足らぬ計りにて何にとも事の缺けたるやうに見ゆる如く、外の處は言ひぶんなく出來揃たる内に唯一箇處何にとなく言ひまはしの足らぬ處見ゆることあり、その時は能く前後のつり合を考て何處へもさはりにならぬやうに程よくつぎ足しをなして、滿足に枝の揃たるよき植木の如くすべし、これを補と云ふ、此又一法なり、又前に言ふべきことを後に擧げ、後に言ふべきことを前に出し、起頭に置て宜しき語を結尾に置き、結尾にすれば至極よき雋語なるを起句に置きたる計りにて、つり合のあしきことなど間あることなり、早く心附きて前後の次第を立て直すべきなり、これを撥と云ふこれ亦一法なり、この改潤の法を以て深く心を用ば、自ら文章變化の妙を極むべし、

病格

文の病に數種あり晦と云ふは意旨不了にしてくつきりとせぬなり浮と云ふはうはすべりしておちつきのなきなり澀と云ふは語氣しぶりて口にのらぬなり淺と云ふはあさはかにして底意なきなり輕と云ふはどつしりとせぬさまなり率と云ふは氣隨なるさまにてしまりのなきなり泛と云ふはばつとして時事に切當せぬなり俗と云ふは旨趣の超脱ならざるなり略と云ふは詞あらめにてくはしからぬなり輭と云ふは腰折れのしたるさまなり訐と云ふは手強く言ひのけてやさしきふりのなきなり短とは遠き考のなきなり穢とは字句の間奇麗にまゐらぬなり胖とはすつかりとせぬさまなり俚とは言の野鄙なるなり虛とは言の實ならぬなり排とは排事とて事を多く竝らべ過ぎて文句の活動せぬなり踈とは文句のざらりとしたることにて細密ならぬなり嫩とはなまわかき口ぶりなり散とはくゝりのつかぬさまなり枯とは詞につやのなきなり寛とは氣の長きさまなり緩とはしまりのなき

文心彫龍に練字篇あり、極めて作文用字の難を論ぜり、その言に曰、善爲レ文者、富ニ於萬篇一、貧ニ於一字一、この意は萬篇の文を達者に書ほとのものにしても、唯一字の使用に因りて、この處は如何なる字を用て穩當なるべきと云ふこと急に考のつかぬことを云ふなり、又易レ字艱ニ於代一レ句とも云へり、一句を殘らず代ることは易けれども、一字を下して穩當ならんことを求むるは難しとなり、范文正公嚴先生祠堂記を撰して、泰伯觀て三歎して已まず、この文一たび出では、必ず一世に名あるべし、惜むらくは只一字いまた安からずと云ふ、公瞿然としてこれを扣問するに、泰伯云はれけるは雲山江水の語いかにも義大に辭も亦溥なり、しかるに德の字を以てこれを承ること趑趄たるに似たり、改めて風の字とするにしかずと云はれければ、公敬服して殆んと下り拜せんとすと、(容齋五筆)これは泰伯この記中に貪夫廉懦夫立の語あるにより、孟子の聞ニ伯夷柳下惠之風一の一段によりて、この風の字を考得たりと云ふ、(文章軌範)これにて一字を下すの容易ならざるを知るべし、又字を用るの必ず本く所あるをも觀るべく、作文深く思を運らして删改すべきの理をも悟得すべきなり、宋景文は人之屬レ文、有ニ穩當字一、第初思レ之未レ至也と云へり、(筆記)學者よく〳〵工夫思索すべきなり、

改潤法

文を改むるに種種の心得あり、荒增文句出來揃たる處にても、今一と際新奇の思を凝らしてさらりと從前の舊套を離れ去り、別に新意を起して改作することあり、これを翻と云ふ是一法なり、又始めより數段をかさね來りたる處、前後同じ調子にて飛はなれたる文句がらもなく、徒に字句を竝らべたるのみにて、いかにも活動せぬことあり、その時すみやかにその間に删定を加へ、變態を交へて、句がらを働らかせ、氣勢を引き立る樣にするこれを變と云ふ是又一法なり、又前後の意味貫通せずして、中途に引かゝりたる如くになり、或は他事の混じたるやうになりて、しつくりとせぬことあり、その時只管に意味の融通するを專要として、入用なき字をば去り言ひ足らぬ處をば補ふやうにすべしこれを融と云ふ、これ又一法なり、又義理を說く處自然正路に乖くことあり、とくとその筋を考究し、斯くは言はれぬこと、この理をこゝに述べては通らぬことなりと云ふことを、早く辨知して邪魔になるべき語をば速かに芟り去りて、ぐわらりと筋を換ふべし、これを化と云ふこれ又一法なり、又一と通り筋のわかるまでにて少しも引立の無き面白からぬ文がらに出來ることあり、早く心付きてその間に奇語粋語を加へてこれを改化すべし、これを點と云ふ、此又一法なり、又假令ば一段にても一句一字に

て、何自苦如㆑此、當畏㆓先生嗔㆒耶と問はれければ、公笑て不㆑畏㆓先生嗔㆒、却怕㆓後生笑㆒と云はれたり、(寓簡)又朱晦庵も自らその文を删改せる由を述て、此間文字修改不㆑定、朝成暮毀、甚覺㆑可㆑笑、(文集卅五答劉子澄)と云へるなど、皆先賢文を作るに數度修改を憚らざるを見るべし、

段玉裁が荅㆓程易田文㆒書に、方文輈の作文の訣を述て云、善做不㆑如㆓善改㆒、善改不㆑如㆓善删㆒、(經韻樓集)この不㆑如㆓善删㆒の一語、尤も至妙とす、蓋文すでに成りて後、再びこれを改むること極めて難きことなり、字句を删り芟ること尤も難し、多くは愛惜の念を生じて、この字も遺し置きたし、この句も存したきものと思ひこみて、文の大病を來すことを知らざるに至るなり、早く大豁眼を開きて、斷然として删り去るべし、

宋景文(祁)公舊時作る所の文を見る每にこれを憎んで燒棄んことを欲すと云ふ、梅聖俞堯臣これを聞て喜んで曰、公の文進めり、僕が詩を作るも亦然りと、(宋景文公筆記)されば學者舊作の非を憎むの心生ずるは、もはや學問の進み口なり、いよ〳〵益益猛進して力を竭すべきなり、

後山嘗てその作る所の文を携行きて南豐に謁しけるに、南豐その文を一見して深くこれを愛し、因て留めて款晤す、時に南豐一篇の文を作らんとせしかども、事繁くてその暇もなかりけるにより、幸のことなれば後山に託して、その作意を示し、个樣个樣に作り呉れよと賴けるに、後山兎角に文思澁り日の力を窮めて漸くに稿を成せり、その文僅に數百言なり、明日に及んでこれを南豐に呈示せしに、南豐看畢りて大概好けれども、冗字多し、删改すべきや否やと云ふ、後山仍て改竄を請けるに、南豐乃ち筆を取てこれを抹すること數个處なり或は一兩行を連ねて抹せる處もありけり、凡て一二百字を删去してこれを與ふ、後山これを讀むにその意きはめて完たし因て嘆服して遂にこれを以て法とせしとぞ、後山の文すべて簡潔なるはこの故なりと云ふ、(語類百卅九)又晏景初一士大夫の墓誌を作りて朱希眞に示すに、希眞これを觀てこの文甚妙なれども、但四字を缺くに似たりと云ふ、景初苦にこれを問ければ、希眞その文中の有㆓文集十卷㆒の下を指して、此處缺けたりと云ふ、景初再たび缺く所の字を問ふに及んで、希眞答てこの下に不㆑行㆓於世㆒の四字を增すべしと云ふ、景初これによりて遂に藏㆓於家㆒の三字を加へたりと云、(老學庵筆記)いかにも文集あるのみをことわりて、下に何とも云はざればその書の世に行はるゝ樣にきこえて事の實を失ふなり、藏㆓於家㆒の字を增して始めてその書はあれども、唯家に藏するのみにていまた刻行せざることを知るべきなり、又蘇明允權書を作りしに、歐公看て大に奇として、書中の十餘字を改めて朝に奏す、明允これに因て官を得たり、(孫公談圃)されば文章すでに成りたらんには亦必先輩に從てその指摘を受くべし、一己の私見に安ずることゆめ〳〵然るべからず、

（毛穎傳後題）と稱し、又自ら盜二取古書文句一、聊以自娛（唐鏡歌鼓吹曲序）と云ひ、又自二貶官一以來、無事讀二百家書一、上下馳騁、乃少得レ知二文章利病一（與楊憑書）とも云へり、されば韓柳二公の文を作る、皆先づ多く古文を看、古書を窮はめ、六藝百家を穿穴して、これを已に儲蓄するもの、自然洶湧し來りて、その工を極むるなり、歐公能くこれを知る、故に看多を以て作文第一の訣とせり、公又嘗て曰、凡看二史書一須レ作二方略抄記一、（王洙談錄）これは凡そ史書の作文の用となすべきものは、皆豫じめ抄錄して使用に備べきを云ふなり、做多とは數篇作りこみて、稽古の功を積む時は、自然に精熟の場に至るを云ふ、故に公又自ら云く某每日雖レ無二別文字可一レ作、亦須三尋二討題目一作二一二篇一（同上）これなり、孫莘老嘗て作文の益を歐陽公に請ふ、公の云く此れは他の術なし、唯勤めて書をよみ、多くこれを作る時は、自ら工なり、世人文字を作ること少なく、又書を讀に懶惰にして、容易に人を過んことを欲すとも、いかで得べけんやと、孫莘老これを座右に書せり、（清波雜志）これ皆多く作るの益を云ふなり、商量多とは深く文思を運すを云ふなり、韓文公の所謂處若レ忘、行若レ遺、儼乎其若レ思、茫乎其若レ迷（答李翊書）これなり、歐陽公亦謂く平生文を作るに三處の思量の所あり、一に馬上、二に枕上、三に厠上なり、（歸田錄朱子語類卷十）厠上は厠に登りたる時に考ることとなり、左太沖が三都を賦するに、門庭藩溷、皆著二筆紙一、遇レ得二一句一、卽便疏レ之、（晉書本傳）の類なり、枕上は臥せり居て考ることとなり、馬上は語類には路上に作れり、路を行ながら考ることとなり、褚遂良が太宗の哀冊文を爲るに、朝より還る時、その馬誤りて人家に入りたるを覺えず、（隋唐嘉話）東坡が韓文公廟碑を作る時一起頭を得ず、起行百十遭にして、忽ちに匹夫而爲二百世師一、一言而爲二天下法一の兩句を得たるの類（語類百卅九）これなり、

鍛錬

文章深く鍛錬するを貴とぶ、尤も數度修改するを貴ぶ、朱子嘗て云く、歐公の文亦是修改到二妙處一、頃有下人買二得他醉翁亭記藁一、初說二滁州四面有一レ山、凡數十字、忽大圈了一邊、只曰レ環レ滁皆山也、五字而已、（語類百卅九）これにて見るべし、歐公醉翁亭記の草稿には、初めに滁州四面の山山を委細に書たるを、後改めて纔かに五字につゞめしなり、又歐公文を作るに、草本既に成りて後、これを墻壁に貼り置き、坐臥之を觀て改正し、いよいよ落ちもなく出來揃たりと思ひこみたる處にて、始めて草を脫し、出して人に示すと云ふ、されば大手筆といへども、一時筆快の勢にまかせて書きばなしのまゝにて捨て置くものにあらず、（春渚紀聞）作文一字の訣を改と云ふはこれなり、（東溪自課）されば歐公晩年に及んで、自ら平生爲る所の文を竄定せる時、夫人側に在りてその用思の甚だ苦なるを見

と云ひ、(與楊憑書) 張文潛が論文の詩に、文以レ意爲レ車、氣盛文如レ駕と云ふ、(困學記聞) 之なり、又葛延之東坡に從て、作文の法を請けるに、坡公これに誨へて云、譬ば市上店肆の諸物種種ありと雖も、唯一物の錢にて之を攝得べし、文章も亦然り、詞藻事實は市肆の諸物の如し、意は錢なり、文を作るに、若し能く意を立てば、古今天下の事の散じて、經子史中に在るもの、翕然として竝び起りて、皆吾が用となる、若しこの理を曉らば、文を作るの旨を會得すべしとなり、(容齋四筆梁谿漫志) これ亦多くの詞藻事實、一意を以て貫穿すべきを云ふなり、

詞藻

文章必ず達意を以て主とすと雖も、亦必ず點綴裝飾するに詞藻を以てす、詞藻は人の血肉の如し、文にして詞藻の乏しきは、人の血肉枯瘦して、色榮ざるが如し、用字いかにも馴正なるべし、造語いかにも愛すべからしむべし、俗語常語すべて平平たる語一切用べからず、用字粗笨にして、造語淺易凡鄙なるはその言至理なりとも、文と爲るに足らず、故に韓文公答二尉遲生一書に、體不レ備不レ可三以爲二成人一、辭不レ足不レ可三以爲二成文一と云ひ、李習之答二朱載言一書に、義雖レ深、理雖レ當、辭不レ工者不レ成レ文、宜レ不レ能レ傳也、仲尼曰、言之不レ文、傳レ之不レ遠、(左傳襄廿五年) と云ひ、孫樵が古今所謂文者辭必高然後爲レ奇、意必深然後爲レ工、煥然如二日月之經一レ天也、炳然如三虎豹之異二犬羊一也、(孫可之集與友人論文書) と云ひ、柳子厚が文之用、辭令褒貶導揚諷諭而已、雖四其言鄙野足三以備二於用一、然而闕二其文采一、固不レ足下以竦二動其聽一、夸中示後學上、立レ言而朽、君子不レ由也、(楊評事文集後序) 張文潛が詩に、意以レ文爲レ馬 (困學紀聞) と云へるが如き、皆文の必ず詞藻の工を須つを論ず同一致なり、

三多　三上

歐陽公文を作るに、三多の訣あり、看多と、做多と、商量多となり、(後山詩話) 看多とは、多く古書古文を看て、凡そ文語の愛すべく、奇とすべきもの、一一己れに儲蓄して、後に發して文章となすべきを云ふなり、この意は韓退之自ら文を作るの意を述べて曰、窮二究於經傳史記百家之說一、沈二潛乎訓義一、反二復乎句讀一、礱二磨乎事業一、而奮二發乎文章一、凡自二唐虞一以來、編簡所レ存、大之爲二河海一、高之爲二山岳一、明之爲二日月一、幽之爲二鬼神一、纖之爲二珠璣華實一、變之爲二雷霆風雨一、奇辭奧旨、靡レ不二通達一、(上李巽書) 羅有高嘗て之を表出して、昌黎が實實用功の處こゝにありと云ふ、(尊聞集與彭允初書) 公又曰、始者非二三代兩漢之書一不二敢觀一、如レ是者亦有レ年、猶不レ改、然後識下古書之正僞、與中雖レ正而不レ至焉者上、昭昭然白黑分矣、而務去レ之、乃徐有レ得也、當下其取二于心一、而注中于手上也、汩汩然來矣、(答李翊書) また柳子厚が韓文公の文を評するにも、韓子窮二古書一、好二斯文一

貴ぶ、異を貴ばず、事に適當ならんことを欲す、辭達なるを貴ばず、淳を貴んで故を貴ばず、奇を貴んで怪を貴ばず、（清波雜志）この言深く味知るべし、

布置

大意すでに定まりて後、一篇の體段を考ふべきなり、體段とは一體の布置すべての配り付けなり、すべて何れの題に望みても、起は如何に語を下したるが篇意に協ふべき、如何なるが體裁に合すべき、承接は如何すべき、中間鋪叙は何と衍説すべき、結尾は如何なるべきと云ふ處を深く考ふることなり、これ一篇の大體、すべての仕組なり、蓋し文章の道變化極りなしといへども、また自ら古人一定の規模間架あり、黃山谷の言に、文章必謹㆓布置㆒、如㆘官府甲第、廳堂房室、各有㆓定處㆒、不㆑可㆑亂也㆖と云ふこれなり、この處しかと調はざれば、一篇の體裁ことごとく失ふなり、その中起結は一篇の取り極まりの付く處にして、最も作文家の難事とすることなれば、別して深く心を用べきなり、陳繹曾は韓柳二家諸體の中より起結を摘出して、變化の手段をみてこれを自得すべし、言を以て傳ふべきにあらずと云へり、（文章歐冶）學者この言に從て深く工夫を用ば、必ず古人起結の妙を悟り得べきなり、

段落

行文の間段落尤も緊要なりとす、文に段落あるは、猶人に骨格あるが如し、人に骨格ありて後に長短大小、或は橫、或は竪、或は圓、或は銳、各各その形狀をなして、それぞれその欵會に適するなり、文も亦是の如し、段落なき文は人の手足頭顱一處に混同するが如し、これを支離の人となす、故に文章を作るには先づ段落を定むるを以て緊要とするなり、段落即古の章なり、一段の中におのづから一段の章を成す處ありて、いかにも有用にして缺くべからざること、人の四肢は自ら四肢の用をなし、耳目鼻口は耳目鼻口の用をなすが如くすべし、この多くの段落合して一篇の文章となるは、人の四肢百骸備りて始めて完人となすが如し、

達意

段落すでに定まりて後、必ずこれを貫くに意氣を以てして、能く多くの段落をして、一脈流通せしむべし、段落ありても意氣續かざれば、人にして偏枯の病あるが如し、論語に辭達而已矣と見えたり、この達の義すなはち一氣貫穿するを云ふなり、韓昌黎云、氣水也、言浮物也、水大而物之浮者、大小畢浮、氣之與㆑言猶㆑是也、氣盛則言之短長、與㆓聲之高下㆒皆宜、（答李翊書）これは意氣貫穿する時は、すべての文字みな活動して、自然その宜しきに叶ふを以て、水の勢盛大にして、能く多くの物を浮載するに喩たり、柳子厚が凡そ爲㆑文以㆓神志㆒爲㆑主、

漁村文話

漁村　海保元備　著

聲響

文は古人の語氣を學ぶ也、されば文を作らんとするには、先づ古人の文集、或は選本等に就きて、數度くりかへして、熟讀玩味し、その文勢語路をして自然我に移りて、口に臘り心にうかみて、吾が心と古人の文と一致にならしむべし、朱子曰、韓退之蘇明允作レ文、只是學ニ古人聲響一、盡ニ一生死力一爲レ之、必成而後止、(語類卅一)この學ニ古人聲響一と云ふこと極めての妙語なり、文の巧拙は全く古人の聲響を學び得ると得ざるとに在り、先儒文章を評して言ふ所の輕重緩急抑揚頓挫など云ふは、皆この聲響の細目なりと知るべし、沈約宋書に曰、前有ニ浮聲一、則後須ニ切響一、一簡之內、音韻盡殊、兩句之中、輕重悉異、妙達ニ此旨一、始可レ言レ文、(謝靈運傳論)この音韻と云ふは、章句の中に音韻宮羽あるを云ふ、句末に押す所の脚韻にはあらず、(韋經室續三集文韻說)當時の文聲律を尙とぶ、古文とその理を同うせずと雖も、その實は文章の聲響を貴ぶは、古文と雖も、亦同一轍なり、韓文公の言之短長與ニ聲之高下一皆宜と云ひ、(答李翊書)正聲諧ニ韶濩一と云ふ、(上于頔相公書)卽文章聲響の妙を稱するなり、郝京山敬も言語無ニ輕重緩急一、尙不レ可レ聽、況文章乎と云へり、(藝圃傖談)楊名時曰、欲レ求ニ入門一、全在下刻刻與ニ古人詩文一相浹洽浸漬上、目注口吟、心摹手追、庶骨氣可レ變、窾郤可レ披、(程功錄)これは文を學ぶの道は只管に古人の文中に浹洽し、目にはこれを注視し、口にはこれを吟誦し、心にその模樣を摹し取り、手にこれを書き習ひなば、文骨文氣自然に古人の風格に推し移るべきを教るなり、古人の聲響を學ぶの道、この言これを盡せりと謂ふべし、

命意

文を作らんとせば、先づ一篇の大意を立つべし、大意とは凡そ時事を記し、世道人紀を論ずるの類、すべて何れの文にても、筆を執て思を下すに及んで、この題は主とする所何事なるや、大關係の處何れにか在るべき、何れより筆を起さば事理に愜當すべきと云ふ處を深く考て、意を取り定むることなり、これを命意と云ふ、この處に違錯あるか、陳腐なるか、泛濫なるか、要するに病を免かれざれば、文とするに足らず、すべて一題ごとに必ず庸人の思路ありて筆端に纏繞することあるものなり、能くこの一層を剝ぎ去りて始めて至理の言を發明し出すべし、(金石要例)宋公序庠の言に、意を立るは新を

文詩竝收、當時以言之有韻者謂之文也、自韓歐古文行、而文始與詩對、唐宋尙詩賦、而宋人始專論詩、尤袤歐陽脩以下詩話日多、而未聞有文話焉、非不論文也、無勒爲一書者也、唐庚著文錄、仍併論詩、其專評文、則陳騤文則、李耆卿文章精義、外寥寥無聞、而其書亦不以話稱也、論文之以話稱者宋唯有王銍四六文話、除不多見、近清阮元令諸生纂四書文話、雖不主古文、而亦見論文之未嘗不可以話目也、若謂先儒唯有詩話、從未有文話、則亦屬概論、漁村文話告成、書質於大方、嘉永壬子長夏、江戶湯川愷敬識

和泉　平松　脩

大聖寺　山本　寬

上田　伊藤　恒　同校

受業

上總　朝日　逢吉

漁村文話目録

古人論文併論詩、魏武倡之於前、劉勰任昉和之于後、摯虞之撰文章流別、昭明之編文選、皆

諸山水、喬嶽大海包含無窮者韓文也、峻崖峭壁谿澗窈然者柳文也、湖山明麗煙波多態者歐文也、江流混混一瀉千里者蘇文也、其佗諸家莫不各有一邱一壑之美、學者欲臻其佳境、擅其勝狀、斯編是其輿馬舟筏也邪、若能熟讀而有得焉、當吮墨揮翰之際、心所欲言、手輒應之、而結構布置、有粲然可觀、聲響節奏、將犂然有中、則聖人所謂意達而言文者、於是乎可庶幾焉爾矣、及門諸子、謀鏤之梓以廣流傳、予劇喜其嘉惠後學、不揣弇陋、敢弁簡端、壬子歲仲夏日、水藩森蔚拜撰

漁村文話序

聖人論文之言曰、辭達而已矣、又曰、言之無文、行而不遠、然則意達而言文、文章之能事畢矣、漢京以降、能得此意者、唯唐宋大家之文爲然、而韓柳歐蘇實爲之冠、是以後世著作之士、莫不奉爲渠矱焉、雖然欲學其步趨、肖其聲響、固非晩生淺學之所能遽及也、必須指引之人、而後始見蹊逕可由已、此海保漁村先生所以有文話之述歟、顧者從前啓蒙之書、如陳氏文則、唐氏作文譜之類、或博而寡要、或簡而不備、讀者憾焉、先生經術深湛、博綜諸子百家、其於文章、亦多所發明、嘗採摭歷代名人論文之語、散見于文集說部中者、參以平生心得之說、綴緝融貫、以成斯書、凡作文之法、自命意立言之大、至造語用字之細、旁及古今文章之興衰、師弟授受之源流、曁夫文章家之祕鑰、所竊自用而不敢言者、爛然畢陳、其論博而要、其言簡而明、其考据也鑿鑿乎其莫不備也、夫唐宋大家之文、譬

脫せすと雖も、叙する所は實景、吐く所は眞情にして、一毫の虛飾なく、辭意兩つながら高雅なり、蓋し景に於ては田園、情に於ては悲恨欣怡、

悅樂感樂等を以て、錯綜して織り成せるもの、自然の中に人工の妙あり、

文章軌範國字解 終

なり、心に委する所以を言ふ、

富貴非吾願、帝郷不可期。 第四大段の第二解

訓義 〔帝郷〕仙人の居る所を言ふ、

講述 官途に就いて富貴なることは、吾が願ふ所でない、それかと云つて天に升つて仙人にならうとした所で、是れは出來ることでない、

文法 此の二句は下の「乘化」の二句と一解を成すべきものにて、次の四句は、殊更ら其中間に挾みたるなり、然れども今分り易きが爲めに姑く一解とす、

懷良辰以孤往、或植杖而耘耔、
登東皐以舒嘯、臨淸流而賦詩。 第四大段の第三解なり、如何にして日を送るかを言ふ、

訓義 〔懷良辰〕懷を安んずと讀むは非なり、思ふなり、良辰は好時節、卽ち春を謂ふ、春の好時節が絶えず心に浮びてと云ふこと、〔植〕立て置く、〔耘耔〕耘は草を取る、耔は土かふ、〔東皐〕東方の水岸なり、

講述 良辰を懷うて、伴もなく獨り何處ともなく出行き、或は田の處に到れば、杖を突き立てゝ草を取り土をかひ、東の高き岸に登つて舒に息を吹き、淸き流れに臨んで詩を賦した、

訓法 耔、詩を韻とす、

聊乘化以歸盡、樂夫天命復奚疑。 第四大段の第四解なり、天命を樂むを言ふ是れ主意、

大段落 以上を第四大段となす、自然に安んずるを言ふ、

訓義 〔乘化〕化は榮枯盛衰の運なり、〔歸盡〕生命の終ること、

講述 先づは運の推し行く上に乘つて自然に任せ、彼の天命を樂んで日を送るばかりである、最早何の疑ふ所かあらん、

韻法 疑の字を以て前解の韻を蹈む、

餘說

當時の文は、多く四字六字の句を竝べ、其語に對偶を用ひ、達意を主とせずして修辭を主とし、精神を重んぜずして形式を重んじ、無意味を免れず、獨り淵明の此の文、句法に於て六朝の習氣を

れば一艘の舟に棹して行き、亦舟にては窈窕たる處に谷川を尋ね、陸には崎嶇たる處に丘を越す、

韻法　舟、丘を韻とす、

木欣欣以向榮、泉涓涓而始流、羨萬物之得時、感吾生之行休。

第三大段の第四解なり、物に觸れて感ずる所を言ふ、

大段落　以上を第三大段となす、樂極つて感ずる所を言ふ、

訓義　〔欣欣〕木は無情の物なれども、發生の氣象を形容する爲に人格を用ひたるなり、〔涓涓〕水のちよろちよろ流るゝ貌、〔行休〕休は死することを言ふ、

講述　丘に登つて視れば、木は欣欣として榮え掛け、壑を尋ぬれば、泉は涓涓として流れ始む、萬物が此の春の季節に遇つて、發育を遂ぐることを羨み、吾が生命の、此れとは違つて、次第に死に近付かんとするを感ず、

韻法　流、休を韻とす、

文法　叙する所の景物は、上の「春及」を承く、〇「感吾生之行休」の一句は下を起す、感の字、本段の字眼、

已矣乎、寓形宇内復幾時、曷不委心任去留、胡爲遑遑欲何之、

第四大段の第一解なり、歸去來の一篇の意を言ひ盡す、

訓義　〔已矣乎〕これまでのことよと云ふ意、〔寓〕よする、〔委心〕諸注皆「心を委する」と讀み、常俗の心を棄て去ると解すれども、「心に委して」と讀むの愈れるに若かず、〔遑遑〕まごまごして忙しき貌、

講述　萬事是までの事よ、此の肉體を世の中に寓せて生命を保つて居るのは、最早幾何の時ぞや、どうせ長くもあらぬ身の、肉體に追ひ使はれて何の詮があらう、なぜに心に任せて、去らうと留まらうと勝手にしないのであるか、遑遑として何處に行かうと思ふぞ、行くにも及ばず、求むるにも及ばず、

韻法　時、之を韻とす、

文法　起首の「既自以心爲形役」に反應す、

訓義　〔息交、絶遊〕交遊共に交際なり、〔遺〕わするゝ、無關係なるなり、〔駕〕車に馬をつける、〔言〕こゝにと訓す、〔焉〕どこになり、

講述　いざ歸らう、此心で歸つて來た以上、何卒世人と往來することを止め、世の中との附合ひを絶ち切り、世間は自分に對し、自分は世間に對し、互ひに無頓著となりたいものである、斯う云ふ考へである以上は、最早馬などに乘つて、何處へ何を求めに行くことがあらう、

韻法　遊、求を韻とす、

文法　再び「歸去來兮」と云ふものは、一旦歸つた所で交際を絶たざるときは、歸らぬ方が善き位なればなり、

悅親戚之情話、樂琴書以消憂、農人告予以春及、將有事於西疇、（第三大段の第二解なり、隱者屋内生活の樂みを言ふ、）

訓義　〔情話〕親身の話、〔西疇〕疇は田一井なり、井とは、田を井の字の如く九區に分つを曰ひ、其一區を一井となす、周制なり、後世にはなきことなれども、此れを借りて僅か計りの田地を言ひ見はしたるのみ、西と云ふは、陶淵明の宅より西に當るが故なり、有事の事は農事なり、

講述　世の交際をば絶ち切り、親戚の人情話に心を悅ばし、又全く孤獨の時は琴を彈き書を讀むことを樂んで憂を忘れつゝあり、適農夫が參つて自分に、もはや、春になりまして、是れから西に在る田地の耕作に取り掛りますと、予に報告に及んだ、

韻法　憂、疇を韻とす、

文法　「田園將蕪」の田に應ず、

或命巾車、或棹孤舟、既窈窕以尋壑、亦崎嶇而經丘、（第三大段の第三解なり、隱者屋外散歩の樂みを言ふ、）

訓義　〔命巾車〕命ずるは仕度を言ひ附くるなり、巾車は小車なり、或は云ふ、車の幕あるもの、〔窈窕〕奥まりて閑なる貌、〔崎嶇〕山坂などの上り下りあつて平かならざる貌なり、

講述　殊によれば小車の用意をして出で、殊によ

詞に用ふ、〔流憩〕流は定まりたる處なきを謂ふ、憩は息ふなり、どこともなく休息するなり、〔遐觀〕遐は遙なり、遠方を望むこと、

講述　庭園は日日そぞろあるきを爲して面白みが出來、自分は外に出る氣なく、別に來客とても無きことなれば、門は設けてあるものゝ、平生は關して開かず杖をついて此處彼處に休息し、時には首を擧げて遙か遠くの方を望み見る、

韻法　關、觀を韻とす、

文法　「矯首而遐觀」は次解を起す、

雲無心以出岫、鳥倦飛而知還、景翳翳以將入、撫孤松而盤桓、

第二大段の第六解なり、園中より遙かに目に入る所の景を言ふ、

大段落　以上を第二大段となす、現在を言ふ、

訓義　〔岫〕山に穴あるを岫と曰ふ、〔翳翳〕次第に陰る形、〔盤桓〕立ちめぐつて去らざる貌、

講述　遙かに見渡せば、雲は何の心もなく山の岫より出でつゝあり、雲すらも出づる時あつて出づるなり、鳥は最早飛ぶに倦み疲れて、元の林に還りつゝあり、鳥すらも還ることを忘れない、さうかうなし居る中に、日の景は段段暗くなつて西の空に入らうとする、そこで室に歸らうとしたが、其處に一本の松がある、之と離るゝに忍びないで、手を以て撫でつゝ、一所に立ち廻つた、

韻法　還、桓を韻とす、

文法　雲の出づる、鳥の還る、皆上の遐觀中より來る、〇松は「松菊猶存」の松を承く、〇本段の第一解は情なり、第二解は半景半情なり、第三解は情なり、第四解は情也、第五解は景中に情を寄す、但し「雲無心以出岫」は己れの仕官の名利を貪る意に非ざることを寓し、「鳥倦飛而知還」は己れの歸去の時を得たることを寓し、「景翳翳以將入」は晉の亡びんとする形勢を寓し、「撫孤松而盤桓」は己れの貞節を守ることを寓す、

歸去來兮、請息交以絕遊、世與我而相遺、復駕言兮焉求、

第三大段の第一解なり、社會と絕緣するを言ふ、

で來るなり、

講述　愈、株木門や家などが見えたので、欣ばしく思ひ、欣びの餘り驅け出して私宅へ行著いた處、家來は愛嬌よく出迎へ、小兒は門の處に待ち受けて居た、

韻法　奔、門を韻とす、

三逕就荒、松菊猶存、携幼入室、有酒盈樽、』

第二大段の第三解なり、庭上、室内共に樂むべき者あるを言ふ、

訓義　〔就荒〕就は猶歸すと云ふが如し、

講述　庭にある三條の小道は荒果てゝ仕舞つたなれど、以前植ゑた處の松と菊とは、猶枯れもせずに殘つて居る、兎も角幼兒の手を執つて室に入つて見れば、恰も好し、酒があつて、而も樽に波波として居る、

韻法　存、樽を韻とす、

引壺觴以自酌、眄庭柯以怡顏、倚南窓以寄傲、審容膝之易安、』

第二大段の第四解なり、室中の樂みを言ふ、

訓義　〔壺觴〕壺は酒壺、觴は盃の一種、〔眄〕横を向いて見る、〔柯〕樹木の枝、〔寄傲〕傲は慢なり、窮屈の反、身體を樂にすること、膝など崩すを謂ふ、〔審〕明かに知るなり、

講述　酒の壺や盃を引寄せ、手酌にて傾けながら庭の木の枝振りなどを見廻して、顏に愉快の色を浮べ、南向きの窓に倚りかゝつて不行儀の儘に任せ、古人が、如何に結構な馬車に乘つても、安んずる所は膝を容るゝに過ぎずと言つたが、膝の這入る位な狹き家に住む方が、仕官の身より反つて心が落著き易いと云ふことが善く分つた、

韻法　顏、安を韻とす、

園日涉以成趣、門雖設而常關、策扶老以流憩、時矯首而遐觀、』

第二大段の第五解なり、園中の景を言ふ、

訓義　〔涉〕そぞろ歩をなすなり、〔策〕策は竹の棒なり、杖なり、今動詞として、つゑづくの意となす、〔扶老〕藤製の杖なり、老人をたすくる處より、杖の名

第一大段の第二解なり、自ら悔ゆるの辭、

大段落　以上を第一大段となす、過去を言ふ、

訓義　〔已往〕已に過ぎ去つた昔し、卽ち彭澤の縣令となりしこと、〔諫〕猶咎むと云ふが如し、〔來者〕將來、〔迷途〕官途に入りたるを謂ふ、〔不遠〕深くは迷ひ入らず、在官僅かに二十日なりしを以て云ふ、

講述　役人となつて俸祿を求めた過去の事は、固より今から咎めても致し方がないと悟つたと共に、將來の事は間に合ふことを知つた、實に人の道に迷つたと同樣で、幸ひにまだ遠くは往かなかつたのであるから、後へ戻らうとすれば戻れないことはない、今日官を辭したるは善いことであつて、昨日まで官途に在つたのは惡かつたと氣が附いた、

韻法　追、非を韻とす、

文法　起處より此に至るまで、歸去來の動機を寫し盡す、以下は、歸途より家に至るまでの事を逐段分寫す、

舟搖搖以輕颺、風飄飄而吹衣、問征夫以前路、恨晨光之熹微、

第二大段の第一解なり、歸途の光景を寫す、

訓義　〔搖搖〕舟の波にゆらるゝ形容、〔征夫〕旅人、〔晨光之熹微〕晨光は日光なり、熹微は影薄くして暗きなり、

講述　扨愈、任地を去つて舟に乘りしに、舟は搖搖として輕く浮き上り、風は飄飄として衣を吹いた、其れより陸行することとなり、途中にて遇つた旅人に行先きの里程を尋ねなどしたが、まだ家路までは餘程あるのに、夕方に及んで日の光も薄昏くなつたので、夜に入りはせぬかと、恨めしく思つた、

韻法　衣、微を韻とす、

乃瞻衡宇、載欣載奔、僮僕歡迎、稚子候門、

第二大段の第二解なり、家に到るを言ふ、

訓義　〔瞻〕瞻望の瞻なり、みる、〔衡宇〕衡門と屋宇、衡は木を横へて門とせしもの、〔載〕すなはちと訓す、則なり、衡宇を瞻れば則ち欣び、欣べば則ち奔るなり、〔稚子〕小兒なり、〔候門〕門まで機嫌を伺ひに出

にせよ薄給を謂ふ、）の爲に腰を折つて、鄕里の小兒に向はんやと、即日印綬を解いて（辭職）歸り去り、遂に此詞（歸去來辭）を作り、以て其志を見はすと、然るに本集（陶淵明の文集）の自序には、嘗て人事に從ひ、口腹自ら役す、是に於て悵然慷慨、深く平生の志に愧づ云云、自ら免れて職を去る、仲秋より冬に至るまで、官に在る八十餘日、事に因り心に順ひ、篇を命じて歸去來と曰ふと五斗米の事は見えず、蓋し陶淵明が此辭を作りしは、義熙元年と云ふ説と三年と云ふ説とあり、十餘年にして宋の劉裕、晉に代る、而して此の時已に其徵あり、故に淵明退隱の志あつて、歸去を決したるものの如し、

大旨　己れの道の行はれずして口腹の爲に心を勞せんより、寧ろ田園生活をなして天命を樂むに若かざるを言ふ、

歸去來兮、田園將蕪、胡不歸、既自以心爲形役、奚惆悵而獨悲、

第一大段の第一解なり、自ら責め自ら斷ず、

訓義　〔歸去來兮〕古來「かへりなん、いざ」と讀ましむ、かへらうと云ふ意志を自表するなり、來の字は助語にて、何等の意義なし、兮は調節の辭、〔蕪〕草生えて荒るゝなり、〔胡〕何ぞなり、〔以心爲形役〕元來肉體は精神に使はるゝものなるに、今や小役人となり、志を行ふこと出來ず、糊口の爲に精神を勞すると云ふことなり、〔惆悵〕惆は失意なり、悵は恨むなり、

講述　あゝ官を罷めて故鄕へ歸らう、久しく家をあけたれば、此の儘では田も庭も荒れ果てゝ仕舞はう、何として歸らずにあるべきや、既に我が大切な心をば形體に使はるゝものとしながら、何故に失望悔恨して獨り悲しめるか、間違つた話である、其れにしても早く歸るに若くはない、

韻法　歸、悲を韻とす、

文法　先づ田園の字を出す、先づ悲の字を出す、

悟已往之不諫、知來者之可追、實迷途其未遠、覺今是而昨非、

豹遠跡兮　蛟龍遁藏　鬼神守護兮　呵禁不祥　飮且食兮　壽而康　無不足兮　奚所望

訓義　〔央〕極まる、〔呵禁〕叱りしりぞくる、

解　以上を第二解となす、盤の樂みを言ふ、

講述　扨も盤谷の樂しき、其樂しさは殆んど窮りなく、山に虎豹の如き惡獸は跡を遠ざけて去り、水には蛟龍の如き害物も逃れて跡を隱し、鬼神は此の靈地を守護して種種の不祥を禁壓し、此に飮み此に食ひ、壽命長久にして健康を保つ、已に不足の事なければ、何とて別に望む所があらう、

膏吾車兮　秣吾馬　從子于盤兮　終吾生以徜徉

解　以上を第三解となす、同情を言ふ、

講述　余は吾が車に脂をさし、吾が馬に草を飼ひ、足下の跡を追うて盤谷に至り、足下と、一生を終るまで遊び回らん、

餘說

通篇全く李愿の說話を擧げたるのみにて、自說は一二語に過ぎず、眞に獨創の奇格なり、東坡の評に云ふ、歐陽公言ふ、晉に文章なし、惟陶淵明の歸去來辭而已と、余謂ふ、唐に文章なし、惟韓退之の李愿を送る序而已と、

歸去來辭　陶靖節

講題　辭は、賦と共に古詩より變化せしものにして、大同小異、但し賦は事物を叙列し、辭は情意を布陳して之に修飾を施す、古文矜式に云ふ、辭は情を寄する深くして語綏しと、

朱文公云ふ、潛（靖節の名）彭澤縣の令となる、時に郡守（縣は郡に屬す、）督郵（郡書記）をして至らしむ、吏白す、當に束帶（禮裝）して之を見るべしと、潛嘆じて曰く、吾れ安んぞ能く五斗米（或は云ふ一口の俸と、或は云ふ一箇月の俸と、何れ

大段落　以上を第四大段となす、枉げて志を得る人たらんと欲する者の事を言ふ、

訓義　〔踏跙〕進まんとして進まざる樣子、〔囁嚅〕言はんと欲して言はざる樣子、

講述　彼の公卿の門に參上して其機嫌を取り、官祿の途に奔走して運動を試み、足は進まうとして尻込みし、口は言はうとして口籠り、穢はしき場合に身を置いて羞づることなく、徒らに刑罰に觸れて誅せらるゝことがある、然るに萬に一の僥倖を恃みにして、老いて死するまで非分の望みを抱く者の如き、其人格は果して賢か不賢か孰れであらう、

文法　此の種の人物の賢不肖は已に定論あるに、反つて之を斷言せず、唯「何如也」と云つて聽者の判斷に任す處、反つて斷言するよりも冷酷なり、辛辣なり、

『昌黎韓愈聞其言而壯之、與之酒而爲之歌曰、』

大段落　以上を第五大段となす、李愿の議論を評し、併せて歌詞を起す、

講述　昌黎の韓愈、李愿の此の談論を聞いて壯なることと思ひ、彼れに別盃を酌み、彼れの歸るが爲に左の如く歌つたのである、

『盤之中　維子之宮　盤之土
維子之稼　盤之泉　可濯
可沿　盤之阻　誰爭子所
窈而深　廓其有容　繚而曲
如往而復』

解　以上を第一解となす、盤の地に就いて言ふ、

訓義　〔宮〕家宅なり、〔稼〕種を植ゑつくる、此には植ゑ附けたる場處の意に用ふ、〔窈〕奥深し、

講述　盤谷の中こそ足下の家の在る處、盤谷の地は君の畝の在る所、盤谷の泉は物を濯ふべし、又之に沿うて遊ぶべし、奥まりて深く、がらりとして容積廣く、迂回して折れ曲り、往くかと思へば又立戻るやうな地勢である、

嗟盤之樂兮　樂且無央　虎

の一句を以て首に應じて之を收め、「吾非」の三句、此の生涯を撇去して下段を追り出す、

窮居而閒處、升高而望遠、坐茂樹、以終日、濯清泉、以自潔、採於山美可茹、釣於水鮮可食、起居無時、惟適之安、與其有譽於前、孰若無毀於其後、與其有樂於身、孰若無憂於其心、車服不維、刀鋸不加、理亂不知、黜陟不聞、大丈夫不遇於時者之所爲也、我則行之』

大段落　以上を第三大段となす、志を世に得ざる者の事を言ふ、

訓義　〔茹〕食ふなり、〔理亂〕理は治なり、

講述　浪人暮しの侘住ひをなし、何の務めもなき、事とて、或は高き岡などに登つて眺望を樂み、又終日茂れる樹木の蔭に坐し、又清き泉の在る處に至り、手足を洗つて身體を清め、山に見事なる薇などを採り、水に新らしき魚を釣つて之を食ひ、起きるも臥すも一定の時なく、只心のまゝなるを善しとす、要するに前に譽めらるゝよりは、後に毀られぬが增なり、肉體の快樂を得るよりは、精神に苦勞のなきが增なり、車服（官爵の替稱）の爲に維がるゝことも無ければ、刀鋸（刑罰の替稱）に遇ふこともなく、刑賞倶に及ばざる生涯を保ち、世の治亂も官吏の進退も知らず聞かずして政治と無關係なるは、大丈夫の世に用ひられざる者の爲す所であつて、余は此の方を取るのである、

伺候於公卿之門、奔走於形勢之途、足將進而趦趄、口將言而囁嚅、處穢汚而不羞、觸刑辟而誅戮、僥倖於萬一、老死而後止者、其於爲人、賢不肖何如也』

閑居、妬寵而負恃、爭妍而取憐、大丈夫之遇知於天子、用力於當世者之所爲也、吾非惡此而逃之、是有命焉、不可幸而致也、』

大段落　以上を第二大段となす、志を世に得たる爲のことを言ふ、

訓義　〔昭〕明、〔樹〕たつる、〔旄〕旗の頭に牛の尾を著けたるもの、〔供給之人〕衣食及び手廻りの品を持つもの、〔便體〕しなやかなる體つき、〔惠中〕惠は慧の意、〔翳〕振りかざす、〔黛〕まゆずみ、

講述　李愿の議論に云ふ、世に大丈夫と謂はるゝ人は何如なる人であるか、自分は之を知つて居る、即ち利益恩澤を人に施し、名譽世に顯はれ、廟堂朝廷の上に坐して百官の進退を行ひ、上は天子の輔佐となつて命令を發す、此の人、外に出づる時は旗を立て弓矢を竝べ、護衛の兵士は前驅をなして往來の人を叱り退け、隨從の家來は道路狹きまでに立塞がり、調度運搬の人足共は銘銘荷物を持ち、二列となつて駈け足をなす、喜ぶ結果は賞あり、怒る結果は罰あり、門下の客である英才の士は其前に滿ち、古今の例を引いて主人の德を頌するなど、流石に之を聞いて心惡くは思はず、地藏眉に頰付のフックラして居る美人、聲は澄み體はしなやかに、容姿の優れたると共に心利きて怜悧なるが、輕き裾を飄し、長き袖を翳し、歌ひつ舞ひつ、主人の心を慰め、其化粧はと云へば、白粉の白きと眉墨の綠なると映り合ひて、言はん方なし、此等の妾ども、其部屋を竝べて別段何等の仕事なく、他人の寵愛を受くる者あるときは之を妬み、己れ寵愛を受くるときは之を誇り、容貌を磨き立て主公の愛顧を引かうとする、此の如き富貴の情態は、大丈夫が天子の知遇を蒙り、力を國務に用ふるものの爲す所である、吾れは此れを嫌つて避くるには非ざれども、此の地位を得るには、得べき運あつて得ることゆゑ、得たしとおもひたればとて得らるゝものではない、

文法　先づ大丈夫を總起し、功立つを言ひ、名成るを言ひ、在朝を寫し、外任を寫し、次は威令、次は門客、更に又姬妾を寫し、富貴の形容を極め、「大丈夫」

第一大段の第一小段なり、先づ土地の佳なることを言ふ、

講述　太行山の南に當り、盤谷と云ふ處あり、其盤谷の間は水の味甘くして、地味は肥え、草木は繁茂し、其地に住む所の人民は僅少である、

或曰、謂其環兩山之間、故曰盤、或曰、是谷也、宅幽而勢阻、隱者之所盤旋、　第一大段の第二小段なり、地名の緣起を說明す、

訓義　〔盤〕皿小鉢、

講述　或人の說によれば、此の谷は二つの山の間を卷き廻ると云ふ意味より、盤と名づけたのであると、又或人の說によれば、盤谷と云ふ谷は、其場處柄が幽邃であつて、位地は外と阻隔して居り、隱者の立ち廻る所なれば盤と云ふのであると、

文法　此地名に關する兩說を竝び擧げたるは、頗る古味あり、而して二說の中、後說に重きを置きたるは、下の隱者たる李愿を呼起す爲なり、

友人李愿居之、　第一大段の第三小段なり、主人の名を點出す、

大段落　以上を第一大段となす、李の住地たる盤居の地勢を叙す、

講述　此の如き土地に、友人の李愿は住居する、

文法　凡筆ならば、友人李愿居盤谷、其爲地也と云ふやうに書き出すべき處なり、〇隱者は後を伏す、

愿之言曰、人之稱大丈夫者、我知之矣、利澤施於人、名聲昭于時、坐于廟朝、進退百官、而佐天子出令、其在外則樹旗旄、羅弓矢、武夫前呵、從者塞途、供給之人、各執其物、夾道而疾馳、喜有賞、怒有刑、才畯滿前、道古今而譽盛德、入耳而不煩、曲眉豐頰、清聲而便體、秀外而惠中、飄輕裾、翳長袖、粉白黛綠者、列屋而

人」より以下は主なり、客短くして主長し、主客の別は此の如くならざるべからず、

秦人不レ暇ニ自哀一而後人哀レ之、後人哀レ之、而不レ鑑レ之、亦使ニ後人而復哀ニ後人上也』、第三大段の第三小段なり、後世を戒む、

大段落　以上を第三大段となす、秦の滅亡は自ら之を招きたるを言ふ、

訓義　「後人」第一第二の後人は秦より指したる後人にして、秦より作者の時代即ち唐人を謂ふ、第三の後人は唐より指したる後人、第四の後人は又唐人を指したるなり、

講述　秦人は驕奢の爲に亡びて仕舞ひ、自ら哀む暇すらもなかつた、そこで後人が秦の爲に深く之を哀む次第であるが、其後人が唯秦を哀むばかりで、秦の滅亡を手本としないならば、亦秦と同じやうに、後世の人をして此の秦を哀みたる後世の人を哀ましむることとなる、

韻法　最後の後人の人を以て、前の小段の人、君の二字に幷せて踐む、

文法　此處は、尤も感慨を極め、文字の間、嘆息の聲を帶ぶ、後人の二字を疊用したる所、限りなき餘韻あり、主意と云ひ、文字と云ひ、語調と云ひ、竝に妙絶と稱すべし、此句は莊子徐無鬼篇を學びたるものなり、曰く、我悲ニ人之自喪者一、吾又悲ニ夫悲レ人者一、吾又悲下夫悲ニ人之悲一者上と、

送ニ李愿歸ニ盤谷一序

韓文公

講題　愿は西平忠武王晟の子、盤谷は懷慶府に在り、韓公の故里なり、

大旨　李愿の出處、大丈夫に背かざることを言ふ、

太行之陽有ニ盤谷一、盤谷之間、泉甘而土肥、草木叢茂、居民鮮少』、

擧、士を韻とす、

文法　「秦愛紛奢」の二句は「奈何」以下の議論を喚起し、奈何の二字は「市人之言語」までに關係す、○「戍卒叫」の四句は前論の結果を論斷す、起首の四句と語勢相同じく、彼れは雄勁、此れは簡捷なり、○無數の壯麗、只「可憐焦土」の四字を以て之を了す、○「獨夫之心」の心の字、「一人之心」に應ず、

嗚呼、滅六國者六國也、非秦也、族秦者秦也、非天下也、（第三段の第一小段なり、主意を出す、）

訓義　〔族〕一族を絶すなり、

講述　扨も六國を滅した者は六國自身である、秦ではない、秦を一族ぐるみ滅したる者は秦自身である、天下ではない、

韻法　三個の也の字を韻とす、

文法　「滅六國」は起首の「六王畢」に應ず、

嗟夫、使六國各愛其人、則足以拒秦、秦復愛六國之人、則遞三世可至萬世而爲君、誰得而族滅也、（第三大段の第二小段なり、六國と秦との滅亡を以て仁心なきに歸す、）

訓義　〔遞〕更代なり、轉じて傳の義となる、〔遞三世可至萬世而爲君〕史記秦始皇紀に云ふ、制〔詔なり〕して曰く、朕、始皇帝となり、後世計數を以てせん、〔謚を附せずして、二世三世と云ふやうにするなり、〕二世三世より萬世に至り、之を無窮に傳へんと、此の賦は、蓋し此の語を用ひて反言せしなり、

講述　扨も六國が各、自國の人民を愛して、下より取掠むるやうなことが無かつたなら、秦を拒ぐに十分であつたのである、秦も其亡ぼした六國の人民を愛して、増長頑固で無かつたならば、三世より順送りに傳へていつて、萬世までも天下の君となることが出來たのであらう、誰が秦を一族ぐるみ滅ぼすことが出來ようや、

韻法　人、君を韻とす、

文法　「使六國各愛其人」は客なり、「秦復愛六國之

於周身之帛縷、直欄横檻、多於九土之城郭、管絃嘔啞、多於市人之言語、使天下之人不敢言而敢怒、獨夫之心、日益驕固、戍卒叫、函谷擧、楚人一炬、可憐焦土。『第二大段の第二小段なり、秦が奢侈の結果亡びたるを言ふ、』

大段落　以上を第二大段となす、秦の衰時を言ふ、

訓義　〔紛奢〕奢澤、〔錙銖〕解、前に出づ、〔南畝〕田を謂ふ、〔磷磷〕金石のきらきらしたる光、〔庾〕野外の米倉、〔瓦縫〕瓦の合せ目、〔參差〕長短不齊の貌、〔周身〕身のまはりに纏ふ、〔帛縷〕帛は絹物、縷は絲筋、〔九土〕九州、夏の禹、天下を分つて九州とす、〔嘔啞〕かまびすしき聲なり、〔欄〕てすり、〔檻〕横じきり、〔獨夫〕始皇を指す、天下の人心皆離れ、孤立の姿なるを以て云ふ、〔驕固〕増長頑固、〔戍卒叫〕戍卒は守備卒を謂ふ、陳渉、戍卒なりしが、始めて兵を擧げて秦に反す、〔函谷擧〕漢の高祖、函谷關に攻入りたるを言ふ、〔楚人一炬〕楚人は項羽を指す、一炬は項羽が秦の宮室を焚きたるを言ふ、

講述　人情は誰れしも同じことなれば、秦の始皇が奢りを好めば、人民も亦銘銘の家の勝手好からんことを思ふは當然の事である、然るにどういふもので、其人民から取立てるには、僅かの物までも取り盡し、之を用ふる段になると、泥沙同様に粗末にし、棟を支へる柱は南畝に耕す農夫よりも多く、梁に架け亙す椽は機織の工女よりも多く、宮殿の釘の先きの磷磷と光る數は、米倉に在る米粒よりも多く、屋根に布ける瓦の合せ目の入り違へる數は、身に纏ふ帛の絲筋よりも多く、縦横の欄干は九州の城郭より多く、絲竹の音の喧しく鳴り響くは、市中の人の言語より多き程に奢りを極め、天下の人をして斯かる所行に就き彼れ此れ言ふこともようせず、怒ることもようせざるやうに爲し、獨夫たる始皇の心は日に益、増長頑固となりしが、戍卒が兵を擧げて一たび叫ぶや、函谷關も敵に敗られ、楚人の一本の炬の爲に、阿房宮も化して焦土となりたるこそ憐れなれ、

韻法　奢、家、沙を韻とす、柱、女、粒、縷、語、怒、固、

不能有」元と「一旦有不能」に作る、意味通じ難し、古文觀止に依つて之を改む、六國が自身所有すること出來ぬこと、蓋し古文觀止は、朱子の說に從へるものなり、〔此間〕秦を謂ふ、〔鐺〕鍋、〔塊〕土のかたまり、〔礫〕小石、〔邐迤〕連接の貌、散亂の貌、

講述　燕趙の儲蓄せし所の物、漢魏の取揃へたる所の物、齊楚の擇拔(ヨリヌキ)とも云ふべき物、此等の財寶は、以上の六國が何代もかゝり、何年もかゝり、其人民から取り掠めたものにて、山の如くに積み重ねしが、一旦秦に亡ぼされて最早持耐(モチコタ)へられなくなり、皆秦に輸送することとなつた、然る處餘りに澤山なりしため、鼎は鐺(ナベ)のやうに取り扱はれ、玉は石のやうに扱はれ、金は塊(ツチクレ)の如く、珠は礫(コイシ)の如く棄てられて、此處彼處に竝んで居ると云ふ始末、秦の人は之を視て、別に惜しいも思はなかつた、

韻法　營、英を韻とし、人、山、間を韻とし、石、礫、惜を韻とす、

文法　收藏と云ひ、經營と云ひ、精英と云ひ、一一其上に擧げたる二國に專屬するに非ずして、六國に共通す、此の如き造句を互文と曰ふ、○「秦人視之亦不甚惜」と曰ふ、是れ惟始皇のみならず、秦の人民に至るまでも甚しく驕侈なることを示しゝなり、

嗟乎、一人之心、千萬人之心也、

第二大段の第一小段なり、本段の綱領、

講述　扨も一人の心は千萬人の心にて、違つたことはなし、始皇の心も秦民の心も同一なり、秦民の心も六國人の心も同一なり、好(ス)きなことは何れも好きなり、嫌ひなことは何れも嫌ひなり、

韻法　兩個の心の字を韻とす、

文法　下の議論、皆此の二句より生ず、○「一人」は暗に始皇を指す、

秦愛紛奢、人亦念其家、奈何取之盡錙銖、用之如泥沙、使負棟之柱、多於南畝之農夫、架梁之椽、多於機上之工女、釘頭磷磷、多於在庾之粟粒、瓦縫參差、多

つて秦に來り、朝には歌を歌ひ、夜は琴箏を彈き、秦に宮仕の身となつた、明かな星の光がぴかぴかと輝くと見ゆるは星にはあらで、此等の宮女が化粧の鏡を開くのである、綠の雲の振り亂れたるかと見ゆるは雲にはあらで、宮女が曉に寐起の黑髮を櫛けづるのである、渭水の流れに「きら」が漲ると見ゆるは「きら」にはあらで、宮女が臙脂の水を棄てたのである、烟が斜にたなびき、霧が横に連ると見ゆるは、烟にも霧にもあらで、宮女が椒や蘭の香を焚くのである、雷霆が俄かに轟くと聞ゆるは、宮女の乘つて居る車の過ぐるのであつて、ごろごろと遠くまで音がして、終には何處へいつたか分らない、何の肌でも何の容でも、なりふりの有らん限り、縹致の有らん限りを盡し極め、緩かに立ち遠方を眺めて、今にも主上が行幸ましますかと待ち設け居ることとなるが、其中には三十六年の間一遍も御目見えの出來なかつたものもある、

韻法　孫、秦、人、鬟、蘭を韻とし、過、如を韻とし、姸、年を韻とす、

文法　以上宮女を寫す中に於て、一節は宮女の身分を叙し、一節は粧飾の盛んなることを叙し、一節は往來の繁きを叙し、一節は宮女の多きため寵を得難きを叙す、○「雷霆」の一句は、上の四件に一句を足して變化を取る、○「妃嬪」の二句は客、

燕趙之收藏、韓魏之經營、齊楚之精英、幾世幾年、取掠其人、倚疊如山、一旦不能有、輸來其間、鼎鐺玉石、金塊珠礫、棄擲邐迤、秦人視之、亦不甚惜、』第一大段の第七小段なり、奢侈の極、財寶を輕んずるを言ふ、

大段落　以上を第一大段となす、

訓義　〔收藏、經營、精英〕字面は異なると雖も、三語何れも金銀珠玉等の財寶を謂ふ、收藏は收藏せし所、卽ち貯蓄、經營は經營せし所、卽ち採集製造、精英は其質を以て言ふ、一品擇りの物と云ふが如し〔幾世幾年〕主格は六國なり、〔取掠其人〕掠は劫奪なり、人は民なり唐の太宗の諱は世民なるを以て、之を避けたるなり、〔倚疊〕寄り集まり、積み累なる、〔一旦

文法　「長橋」の四句は、簡短なる喩にて複雜なる意思を說く、巧妙の句法なり、而して全く末の字、不の字と、何の字との使用宜しきを得たるに由る、

歌臺暖響、春光融融、舞殿冷袖、風雨淒淒、一日之內、一宮之間、而氣候不齊、第一大段の第五小段なり、歌舞の盛んなるを記す、

訓義　「融融」のどか、

講述　唱歌臺上に歌ふ聲は如何にも暖かに響きて、春景色ののどかなるが如く、舞踏殿上に舞ふ袖は振翳すたびに冷かなるやう覺えて、風雨のつめたきに似たり、一日の內、一宮の間なれども、朝は歌、夕は舞、此處は舞、彼處は歌と云ふやうに、歌は暖く舞は冷かに、暖かければ春となり、冷かなれば秋となり、氣候が同じからざるを見ても、如何に歌舞音曲の盛んなるかゞ分る、

妃嬪媵嬙、王子皇孫、辭樓下殿、輦來於秦、朝歌夜絃、爲秦宮人、明星熒熒、開粧鏡也、綠雲擾擾、梳曉鬟也、渭流漲膩、棄脂水也、烟斜霧橫、焚椒蘭也、雷霆乍驚、宮車過也、轆轆遠聽、杳不知其所之也、一肌一容、盡態極妍、縵立遠視、而望幸焉、有不得見者三十六年、第一大段の第六小段なり、宮女の盛を記す、

訓義　「妃嬪媵嬙」舊注に云ふ、皇后より以下次を妃となす、次を嬪とす、次を媵とす、次を嬙とす、「王子皇孫」皆女子を言ふ、王族の女子女孫、上の妃嬪媵嬙と共に六國の人を謂ふ、「熒熒」光明の貌、「擾擾」亂れたる貌、「膩」脂なり、「轆轆」ごろごろと響く音、「杳」はるか、「椒蘭」共に香なり、「縵立」ゆるやかに立つ、「幸」行幸なり、「三十六年」始皇在位の數、

講述　六國の妃嬪媵嬙やら、王子皇孫やら、其國亡びてより、其王宮の樓を去り、御殿を下り、手車に乘

にて鳥の物を啄む形あり、啄は牙の字より來る、〔各抱地勢〕此の句の主格は樓閣なり、樓閣は其れ其れ高き處とか、卑き處とか、向ひ合せとか、裏合せとかの位置を占めて居ること、〔鉤心鬭角〕鉤は「かぎの手、」心は中心、樓閣が廻廊の中に挾まり居るが故に鉤心と曰ふ、屋角の簷牙突合ひ居るやうなるが故に鬭角と云ふ、〔盤盤焉〕迂回の貌、〔囷囷焉〕屈曲の貌、〔蜂房水渦〕蜂の巣や、水の渦卷、〔矗〕高く聳ゆる貌、〔落〕聚落の落、場處の意、區部の意、

講述　宮殿の構造は、五步毎に一樓、十步毎に一閣と云ふやうな夥しき樓閣にて其腰とも見るべき所の廊下が遠廻しに取卷き、屋根の簷先は、高い處にて鳥が嘴にて物を啄むやうに見え、樓であるの、閣であるの、各、色色なる位置を占め、廻廊の間に在る有樣は鉤の中心の如く、甲の樓と乙の閣との屋端が、不規則に接觸する有樣は牛や羊などの角突きの如く、盤盤囷囷と、蜂の巣の如く、渦卷の如く、總べて樓閣の勢ひは高く聳えて、幾千萬の分界有るか、知り難き程なり、

韻法　閣、琢、角、落を韻とす、

文法　「五步」以下六句は外より觀たる結構を言ひ、「盤盤焉」の四句は内より觀たる結構を言ひ、終りの一句は又樓閣全體に就いて其高大なるを言ふ、

長橋臥ㇾ波、未ㇾ雲何龍、複道行ㇾ空、不ㇾ霽何虹、高低冥迷、不ㇾ知二西東一、

第一大段の第四小段なり、長橋複道の宏壯なるを言ふ、

訓義　〔冥迷〕目が昏み心が迷ふなり、

講述　阿房宮と咸陽との間に架せる渭水の長橋が波の上に臥するを見れば、龍かと疑はる、されど龍ならば雲のある筈なるに、今雲なければ何如なる龍ぞや、二重になれる高架の通路が空中を渡るを見れば、虹かと疑はる、されど虹なれば、空の霽れてから出づる筈なるに、今霽れもせざるに見ゆるは如何なる虹ぞや、宮中は此のやうなる長橋もあり複道もある位の大規模なれば、高低を知りたくも、目昏み心迷ふのみにて測り難く、東西を知りたきも、方位は宛がなくして分りかぬるなり、

韻法　龍、空、東を韻とす、

は天下の意、秦の始皇、十七年韓を攻めて韓王を得、十八年趙を攻め、十九年趙王を得、二十一年燕を攻め、太子丹の首を得、二十二年魏を攻め、魏王降る、二十三年楚王を虜にす、二十六年齊を攻めて齊王を得、遂に天下を統一す、是れを六王畢四海一と謂ふなり、〔蜀山兀阿房出〕蜀山の木を伐り盡して阿房宮成るを言ふ、兀とは高くして上平なるなり、卽ち樹木をなくして空しく聳ゆる貌、〔覆壓〕おほひかぶさる、

講述　六國の王滅び盡して、四海は一に歸し、蜀山の木全く伐り取られ禿山となつて、阿房宮出現に及んだ、其延長を言へば、三百里の間に蔽ひかぶさり、其高さを言へば、天日の光を隔絶する程なり、

韻法　畢、一、兀、日を韻とす、

文法　六國を客とす、秦を主とす、卽ち「六王畢」は六國に係り、「四海一」は秦に係る、此主客、始めて此に竝び揭げられ、篇末に至つて竝び收めらる、〇起首只四語十二字なれども、始皇混一以後の驕溢なる氣象を寫し出して餘あり、

驪山北構、而西折、直走咸陽、二川溶溶、流入宮牆、　第一大段の第二小段なり、宮殿と山川との關係を叙す、

訓義　〔驪山北構云云〕驪山は北に在り、咸陽は西に在り、阿房宮は驪山の北より建て始め、西に曲り、咸陽に連る、〔二川〕樊川と渭川、〔溶溶〕安流の貌、

講述　阿房宮は、驪山の北の方より建築を起し、其れより西の方へ折曲つて、直ちに咸陽の本殿に赴き、其間渭川と樊川とは、なみなみと流れて、御殿の墻の下に入込むなり、

韻法　陽、墻を韻とす、

文法　此の處、全體の形勢に就き其大なることを寫し、以下は細かに之を說く、

五步一樓、十步一閣、廊腰縵廻、
簷牙高啄、各抱地勢、鉤心鬭角、
盤盤焉、囷囷焉、蜂房水渦、矗不
知其幾千萬落、　第一大段の第三小段なり、宮殿の構造を記す、

訓義　〔簷牙〕簷の突出せる尖端牙の如く、高き處

るは眞に手際なり、「開戸視之不見其處」に至れば、鶴もなく道士もなく、魚もなく酒もなく、客もなく赤壁もなく、悲境樂境共になく、超絶の趣を極む、

阿房宮賦　杜牧之

講題　史記秦の始皇三十五年の處に云ふ、始皇以爲へらく、咸陽（秦の都）は人多く、先王の宮庭小なりと、乃ち朝宮（群臣の朝を受くの宮殿）を、渭南の上林苑中に營作し、先づ前殿を阿房に作る、東西五十歩、南北五十丈、上には以て萬人を坐すべく、下には以て五丈の旗を建つべし、周馳して（ぐるぐる廻りて）閣道（高廊下）を爲り、殿下より直ちに南山に抵り、南山の嶺に表して以て闕（門形）を爲る、複道（高架の通路、獨り皇帝の爲に用をなすもの）を爲り、阿房より渭（川名）を渡り、之を咸陽に屬す、（接續す）以て天極閣道（星の名）、漢（天河）を渡つて營室（星の名）に抵るに象る、阿房宮未だ成らず、成らば更に令名（好き名稱）を擇び、之に名づけんと欲す、宮を阿房に作るが故に、天下之を阿房宮と曰ふ、隱宮（宮刑、卽ち生殖器を切斷するの刑）徒刑の者七十餘萬人、乃ち分つて阿房宮を作ると、

大旨　秦は、阿房宮の如き奢侈を極めたる結果、自ら亡びたる者なりと云ふに在り、「族秦者秦也非天下也」の句、卽ち主意の在る處なり、

目的　秦を借りて當世を戒むるに在り、

六王畢、四海一、蜀山兀、阿房出、（第一大段の第一小段、阿房の高大を槩叙す、）
覆壓三百餘里、隔離天日、

訓義　〔六王〕秦の敵たりし、韓魏趙燕齊楚六國の王を謂ふ、〔畢〕滅亡を言ふ、〔四海〕爾雅（最古の字典）に云ふ、九夷八狄七戎六蠻、之を四海と謂ふと、釋名に云ふ、海は晦なり、案ずるに、夷蠻晦昧、知るなし故に四海と云ふなりと、此說恐らく非なり、蓋し上古の人は、地の四圍を以て海と心得しものの如し、「四海

羽衣蹁躚、過臨皐之下、揖予而言曰、赤壁之遊樂乎、問其姓名、俛而不答、嗚呼噫嘻、我知之矣、疇昔之夜、飛鳴而過我者非子也耶、第三大段の第一小段なり夢を記す、

訓義　〔須臾〕前篇に解あり、〔道士〕道教を修め仙術を事とする者、〔羽衣〕鳥の羽にて織りたる服、道士の裝、〔蹁躚〕舞ふ貌、輕くひらひらと行動する貌、〔揖〕手を胸に着けて挨拶するなり、〔俛〕俯の字の異體、〔噫嘻〕驚き訝る嘆詞、〔疇昔〕疇は發語、猶昨夜と云ふが如し、

講述　其れより寓所に歸り、（本文はなきも、前後を推して此意を補へり、）暫くして客は立去り、予も亦睡りに就いた、然るに夢の中に、一人の道士が羽衣を著け、行歩いとも輕やかに臨皐の下に立寄り、予を揖して云ふには、赤壁の舟遊は面白くありしかと、予は彼れの姓名を尋ねたなれども、下を向いて答へなかつた、予は彼れに向ひ、嗚呼不思議なことだ、昨夜飛びながら鳴いて我等の舟を通り過ぎたのは貴公ではなかりしかと、

韻法　嘻、矣、子を韻とす、

文法　「赤壁之遊樂乎」の樂の字は前段を承く、○臨皐は起首の「將歸于臨皐」を收む、○夢を借りて自己の超妙なる意想を寫す、謂はゆる空中の樓閣、

道士顧笑、予亦驚悟、開戸視之、不見其處、第三大段の第二小段なり、醒後の模樣を記す、

大段落　以上を第三大段となす、鶴と道士とを借り、妙想を發揮す、

講述　道士は顧みて笑ひしが、予も亦驚いて目を醒しぬ、ハテと思ひ戸を開いて善く善く見たれど、其立つて居りし處も分らざりき、

韻法　悟、處を韻とす、

文法　此の文、山より下りて舟に登りしだけにては收局つかず、家に歸つて睡りしだけにては興なし、如何に纒むるかと見れば、意外にも鶴を出し、又夢を記して道士との問答を記し、「不見其處」にて結びた

而恐、凜乎其不可留也、反而登舟、放乎中流、聽其所止而休焉』、

第二大段の第三小段なり、物凄くして舟に回りしを言ふ、

訓義　〔劃然〕きつぱりとしたる聲、〔谷應〕應は反響なり、〔悄然〕心淋しき貌、〔肅然〕身のしまる貌、〔凜乎〕すさまじき貌、〔聽〕まかすと訓ず、任すなり、放任するなり、

講述　自分は此處にて劃然と息長く嘯いた所、之が爲に草木も震動し、山鳴りがすると同時に谷は反響を與へ、風俄かに吹き初め、水も涌き立ちしかば、自分は悄然として物悲しくなり、身體の縮むやうに恐れ、すさまじき感を生じて留まつて居られず、引返つて元の舟に乘り、舟をば長江の中流に漂はし、其止まり放題にして休息した、

韻法　動、涌、恐を韻とし、留、舟、流、休を韻とす、

文法　前段は樂境にして此段は悲境、樂悲の二字は本段の字眼、

時夜將半、四顧寂寥、適有孤鶴、橫江東來、翅如車輪、玄裳縞衣、戞然長鳴、掠予舟而西也』、

第二大段の第四小段なり、餘興を叙す、

大段落　以上を第二大段となす、遊を記す、

訓義　〔寂寥〕ひつそりとしたる形容、〔翅〕つばさ、〔玄裳縞衣〕衣は腰より以上の服、裳は腰より以下の服、玄は黑色、縞は白色の絹なり、鶴の毛色、〔戞然〕キイーッと物を轢くが如き音、又玉を叩く音、〔掠〕すれちがふ、

講述　時に夜も深けて十二時頃に近く、四方を顧みれば、ひつそりと物靜かであつた、丁度一羽の鶴が長江を橫さまに東の方より飛來りしが、其翅を搖かす處、圓形を畫いて車輪のやうに見ゆ、腰から下は黑くして上の方は白く、戞然と聲を長く引き、自分の乘つて居る舟を掠めて西の方へ飛び行けり、

韻法　來、衣、西を韻とす、

文法　此の一小段は下文を生ず、

須臾客去、予亦就睡、夢一道士、

訓義 〔曾〕「かつて」と訓じ、「すなはち」と訓ず、思はざりきと云ふ意、

講述 そこで酒と魚とを持ち行きて、復も赤壁の下に遊べり、前の時とは違ひ長江の水勢は急にして、ドードーと云ふ聲が聞え、切立つたる岸の高さは、千尺もあるかと疑はれ、山は高く見ゆると共に、月は小さく見え、水嵩は減ずると共に、今まで水底に隠れて居つた石が見はるゝやうになつた、前に遊んだのは七月、今は十月で、月日は幾何も過ぎて居らぬのに風景が全く變つて仕舞ひ、江も山も、何處だか、全く分らなくなつて仕舞ふとは思はざりしことよ、

韻法 尺、出、識を韻とす、

文法 「江流有聲」は「水落石出」の結果なり、「斷岸千尺」も亦水量減じて岸の高くなりたるなり、此處、冬景を寫すこと、簡潔にして善く盡せり、

予乃攝レ衣而上、履二巉巖一、披二蒙茸一、踞二虎豹一、登二虬龍一、攀二棲鶻之危巣一、俯二馮夷之幽宮一、蓋二客不レ能レ從焉、　第二大段の第二小段なり、岸上の遊を叙す、

訓義 〔攝衣〕兩手にて衣の兩傍をたくし上ぐること、かゝげてと訓ず、〔巉巖〕鋭角の石なり、〔蒙茸〕亂草なり、〔虎豹〕虎豹に似たる石なり、〔虬龍〕虬龍に似たる木なり、〔危巣〕危は高きを言ふ、〔馮夷〕河の主なり、〔幽宮〕水底に在るを以て幽宮と謂ふ、奥深い住宅、

講述 予はそこで獨り衣の裾を捲り上げて岸に上り、險しき石を履み、草叢を推分け、虎や豹の形をした石の上に腰を掛けたり、虬龍のやうに折曲つた木に登つたり、上は鶻の棲む高き梢の巣の處までも攀ぢ行き、下は馮夷の住む河底までも見下した、但し二人の客は、予に附いて來ることが出來なかつた、

韻法 茸、龍、宮を韻とす、

文法 「蓋二客不能從焉」は、前の獨の字を承く、此の一句にて危險の狀を一層想はしむるなり、

劃然長嘯、草木震動、山鳴谷應、風起水湧、予亦悄然而悲、肅然

已而歎曰、有客無酒、有酒無肴、月白風清、如此良夜何、客曰、今者薄暮擧網得魚、巨口細鱗、狀如松江之鱸、顧安所得酒乎、歸而謀諸婦、婦曰、我有斗酒、藏之久矣、以待子不時之需、（第一大段の第三小段なり、肴を得又酒を得たることを叙す、）

大段落　以上を第一大段となす、赤壁に遊ぶまでの順序を賦す、

訓義　〔薄暮〕夕方、〔松江之鱸〕松江は呉郡に在り、狀微しく鱖に似て、色白く黒點あり、他處の鱸は日本の「すゞき」と同一なれども、松江の鱸のみは異種に屬し、彼地に於ても尤も珍重する所なり、〔顧〕一寸考へるなり、

講述　斯くして居る中に嘆じて云ふやう、折角相手はあれども酒なければ、面白からず、酒があるにしても肴がなければ、是れ亦物足らない、月は白くしてさえ渡り、風は清くして心地よし、此の様な良き晩をどうしようぞ、つまらなく過すは如何にも殘念であるがと、客の云ふには、今日夕方網を打つて魚を手に入れたが、其魚は口が大きくて鱗は小さく、其形は松江の鱸に似て居る、是れで肴はあるわけだが、まてよ、何處か酒を手に入れる處はなからうかと、臨皐に歸つてから妻に相談した處、妻の申すには、私は一斗の酒を持つて居ます、最早長らく仕舞ひ置いたわけで、是れは良人の臨時の御入用を待つて居りました次第ですと、

韻法　何、魚、鱸、婦、需を韻とす、

文法　偶然に肴を得、偶然に酒を得、何事も偶然なるを言ふ、

於是攜酒與魚、復遊於赤壁之下、江流有聲、斷岸千尺、山高月小、水落石出、曾日月之幾何、而江山不可復識、（第二大段の第一小段なり、景色、前遊に異なるを言ふ、）

り、故に後赤壁賦と曰ふ、

大旨　樂の夢幻なるを言ふ、

是歳十月之望、歩自雪堂、將歸于臨皐、

（第一大段の第一小段なり、此道の發端を敍す、）

訓義　〔是歳〕前賦に「壬戌之秋」と書す、今之を承けて是歳と曰ふ、卽ち元豊五年なり、〔望〕十五日、〔雪堂〕黄州府廳の東百歩に在り、東坡謫せられて黄に居ること三年、州の太守馬正卿と云ふ者、地數十畝を以て東坡に與ふ、東坡、大雪中に室を築き、名づけて雪堂と曰ひ、雪を其堂壁に畫く、〔臨皐〕亭の名、東坡の寓居なり、

講述　是の壬戌の歳の十月十五日に、別莊の雪堂より歩行して、寓居である臨皐亭へ歸らんとせり、

二客從予、過黄泥之坂、霜露已降、木葉盡脫、人影在地、仰見明月、顧而樂之、行歌相答、

（第一大段の第二小段なり、良夜に良友を得たるを敍す、）

訓義　〔黄泥之坂〕雪堂より臨皐に至るの道なり、

講述　予が寓居に歸らうとするとき、二人の客は予と同行し、三人連れにて途中黄泥坂と云ふ坂を通行したが、時は最早秋の末冬の初めであつたから、木木の葉は皆んな落ちてしまつた處である、偶と見れば吾吾の影が地面に映るから、おやと思つて上を仰いで見ると、明月が出て居る、成程、木の葉がないから、斯う善く月が見えるのであると合點が出來た、月を振向き振向き面白く興じつゝ、歩きながら二人の客と歌を歌ひて、甲一句、乙一句と應答をした、

韻法　脫、月を韻とす、

文法　場處は初めより目的なく、同行者も初めより誘引したるに非ず、極めて事の偶然なるを言ふ、「人影在地仰見明月」は、畫筆も寫し到り難き妙味あり、和田垣博士、嘗て此句を英譯して米人に示しゝに、頗る賛稱を得たりと云ふ、「仰見」の見の字、仰いで見たとして何等の好味なし、上を向いたら見えた、出て居たとの意味なるが故に面白し、若し有意的に見しならば、觀の字を用ふる筈なり、見の字の用法、此れにて悟ることを得べし、

大段落　以上を第三大段となす、主人の言を叙べて適意に歸着す、

訓義　〔盞〕小形の杯、〔肴核〕核は桃梅の屬、肴は葅醢なり、〔狼藉〕散亂の貌、〔枕藉〕をりかさなる、

講述　此の話を聞き、客も喜んで笑ひ、盞を洗つて飲み直しをなしたが、肴は最早なくなり、杯や皿小鉢などは傍に散亂し、客と共に舟中にをりかさなつて眠りたるまゝ、東方の白むをも知らなつた、

韻法　酌、藉、白を韻とす、

文法　此れ客が前の議論を聞き、樂觀的となつて自適したることを叙して、一篇を收めたる者にして、喜笑の二字、其已に悲觀を脱したるを見る、〇舟中に枕藉して東方の白きを知らずとの結方は、人の意表に出でたり、

謝疊山評　此賦學莊騷、無一句相似、非超然之才、絶倫之識、不能也、瀟灑神奇、出塵絶俗、如乘雲御風、而立九霄之上、俯仰六合、何物茫茫、非惟不掛之齒牙、亦不足入其靈臺丹府也、

講述　此の賦は、莊（莊子）騷（屈原の離騷）を學びたるものなれど、一句も之と似たるものなし、立超えたる才と無類の識とに非ざれば出來ざるなり、清くサッパリと塵俗を離脱し、雲に乘じ風に御し（車に御すの御）て九霄（青空）の上に立ち、六合（天地四方）を俯したり仰ぎたりして見渡すが如し、茫茫として見ゆる所のものは何物ぞ、（塵俗世界なり）是れは己れの齒牙に掛けざるのみならず、全く其靈臺丹府（心）に入らざるなり、

後赤壁賦　　蘇東坡

講題　東坡四十七歳の時、黄州に在り、臨皐亭に寓居し、東坡を得て雪堂を築き、自ら東坡居士と號す、元豐五年七月、赤壁に遊び、賦を作る、十月復び游ぶ、又賦あり、此れは再遊の時の賦な

んや眼前の境界には自ら風月の樂むべきあり、何ぞ悲觀を事とせんやと、○「逝者如斯」は客の知る所なり、「而未嘗往也」は客の未だ知らざる所なり、「盈虛者如彼」は客の知る所なり、「而卒莫消長也」は客の未だ知らざる所なり、「天地曾不能以一瞬」は客の知る所なり、「物與我皆無盡也」は客の未だ知らざる所なり、眼前の風月を指點して客に不變の理を敎ふ、故に先づ「客亦知夫水與月乎」と問を起しゝなり、○無盡は下文の無盡藏を伏す、

且夫天地之間、物各有主、苟非吾之所有、雖一毫而莫取、惟江上之淸風與山間之明月、耳得之而爲聲、目遇之而成色、取之無禁、用之不竭、是造物者之無盡藏也、而吾與子之所共適、第三

大段の第三小段なり、風月の眞樂を言ふ、

講述　其上天地の間に有ると有らゆる物は、其れ其れ持主あることとなれば、苟くも自分の所有物に非ざる限りは、毛筋一本たりとも取ることの出來るものはない、唯江上を吹き渡る淸風と山の間に照り渡る明月とは、耳が之を得て聲をなし、目が之に遇つて色を成し、別段聞くともなしに聞え、見るともなしに見ゆるものにて、之を取れども禁制のあるわけでなく、之を用ひても竭きることなし、是れこそ造物者の無盡藏なり、而して是れは吾れと君との共に面白く思ふ所である、

韻法　主、取を韻とし、月、色、竭、適を韻とす、

文法　且夫より更に一歩を推開す、○爲聲は風、成色は月なり、○客の方にては「況吾與子」と曰ひ、主の方にては「吾與子」と曰ふ、多少の境界を異にするを見るべし、○月と風と、是に至つて盡く收め了る、○適の字を以て樂の字に替ふ、

客喜而笑、洗盞更酌、肴核既盡、杯盤狼藉、相與枕藉乎舟中、不知東方之既白、

第三大段の第四小段なり、適意の樣子を寫す、

ばはかなみ、身をばはかなみ、洞簫の餘れる響をば悲しき風に吹き寄せた次第であると、

文法　「遺響」は「餘音嫋嫋」に應ず、

蘇子曰、客亦知夫水與月乎、逝者如斯、而未嘗往也、盈虛者如彼、而卒無消長也、』第三大段の第一小段なり、水月の變遷なきことを叙す、

訓義　〔逝者如斯而未嘗往也〕論語子罕篇の逝者如斯、不舍晝夜より來る、逝は往き去るなり、〔盈虛〕虛は缺くなり、

講述　蘇子は客に向つて云ふ、客も亦あの水と月との理を知つて居らるゝか、斯のやうに水は流れ去るかと思へば又後からどんどん來つて、川の水は絶えない、すれば決して往つてしまふのではない、彼のやうに月は盈ちたり虧けたりするも、虧けた後から元の通りに出て、月には別に消えたり增したりすることはない、

韻法　往、長を韻とす、

文法　「水與月」とは、前段の客の語の末に「羨長江之無窮」の江と「抱明月而長終」の月とを承けて論材となしたるなり、

蓋將自其變者而觀之、則天地曾不能以一瞬、自其不變者而觀之、則物與我皆無盡也、而又何羨乎、』第二大段の第二小段なり、盛衰死生の一理なるを言ふ、

訓義　〔一瞬〕一度目ばたきする、

講述　但し若しも變ると云ふの方の側から觀察するときは、四時とか、晝夜とか、天の晴雨とか、花の開落とか云ふことがあつて、悠久なる天地でも、目ばたきする間すらも其儘で居ることは出來ぬ、然るに變らぬと云ふ方の側から觀察するときは、萬物と吾れと、皆無くならぬものである、それに又何も長江が窮りなしとて羨むことがあらうや、

韻法　瞬、盡を韻とす、

文法　水月、天地に卽いて、自ら悲を解く、其意に云ふ、天地盈虛消長の理を見るに、本と終窮なし、況

猛威と大軍と意氣の盛んなることとを叙し來り、破竹の勢ひあり、「固一世之雄也」を以て斷語を下し、而して忽ち「而今安在哉」を云て、一轉してあぢきなき意に入る、之を頓挫と曰ふ、文の妙處は、此等の筆を玩味すべし、

況吾與レ子、漁二樵于江渚之上一、侶二魚鰕一而友二麋鹿一、駕二一葉之扁舟一、擧二匏樽一以相屬、寄二蜉蝣於天地一、眇滄海之一粟。

第二大段の第三小段なり、主客二人の味氣なきを言ふ、

訓義　〔麋鹿〕山に產するを鹿と曰ひ、澤に產するを麋と曰ふ、〔匏〕瓢なり、〔蜉蝣〕小蟲の名、朝生れて夕に死するもの、〔眇〕小なり、

講述　一代の英雄曹操すら、此の有樣であるのに、況して僕と君とは、江渚の上に魚を捕り柴を採る身の、日日相手とする所は魚や鰕、友とする所は麋や鹿で、誠に淋しき境涯を送りつゝ、木の葉のやうな小舟に乘り、樽の中の酒を酌んで互ひに遣り取りするが精精にて、蜉蝣の如きはかなき命を天地の間に寄せて居り、吾れと吾が身を顧るときは、誠にさゝやかなること、滄海の中に在る粟一粒位のものなり、

韻法　鹿、粟を韻とす、

文法　上の曹操の得意と反映の筆なり、

哀二吾生之須臾一、羨二長江之無窮一、挾二飛仙一以遨遊、抱二明月一而長終、知レ不レ可二乎驟得一、託二遺響于悲風一。

第二大段の第四小段なり、簫聲の悲しき所以を解す、

大段落　以上を第二大段となす、客の語を借り、盛衰生死の恃み難き悲觀的感想を叙す、

訓義　〔飛仙〕飛行仙、〔抱明月〕唐の時、周生と云ふ道士、月を懷にしたる故事を用ふ、〔驟〕にはかと訓ず、轉じて容易の義となる、

講述　吾が一生の實に僅かの間なることを哀しく思ふと共に、此の目前に流るゝ長江の窮りなきことを羨しく思ふ、何卒仙人を傍に伴れて宇宙を遊び廻り、明月を抱いて長生の後世を終へたきものなり、されど此のやうなとは容易に出來ぬことなれば、世を

年二十四、吳中皆呼んで周郞となす、策死し、其弟權に事ふ、劉備の曹操に追はれて救ひを吳に求むるや、瑜、兵三萬を以て拒ぎ、火攻を以て大に操の軍を破る、謂はゆる赤壁の戰ひ是れなり、

講述　蘇子は此簫の音に愀然と感動し、襟を合せ居前を改め、客に問ひけるは、どう云ふもので斯く哀れな音が出たのであるかと、客の云ふに、月は明かにさえ渡り、星は其光に妨げられて稀に見ゆ、此の月影の中に烏鵲が南方へ飛行くとは、曹孟德の詩ではないか、今夜の此の月、自然當時を連想しないわけにゆかぬ、それから又西の方は夏口を望み、東の方は武昌を望むときは、山であるの川であるの、入り雜つて、何處ともなく蒼蒼として居るが、此邊は何れも當時の古戰場で、孟德が周郞の爲に困しめられた所ではないか、

韻法　昌、蒼、郞を韻とす、

文法　明月を觀るに困つて孟德の詩を想ひ起し、其地より古跡を呼び出して當時の事に入る、自然の妙あり、

方其破荊州、下江陵、順流而東也、舳艫千里、旌旗蔽空、釃酒臨江、橫槊賦詩、固一世之雄也、而今安在哉、

「第二大段の第二小段なり、英雄も存せざるを言ふ、」

訓義　〔破荊州〕劉琮を下しゝを謂ふ、〔舳艫〕舳は船尾、艫は船首の棹を安く處、〔釃〕したむと訓ず、酌むなり、〔旌旗〕旌は羽を折つて飾にしたるもの、旗は熊虎を畫きたるもの、〔槊〕長き一丈八尺の矛なり、〔固〕まことにと訓ず、

講述　孟德が荊州を打破り、江陵を下り、長江の流れに順つて東の方赤壁に至りし時と云ふものは、數限りもなき兵船は舳や艫が繫がり合つて、千里も續く程にて、舟の上に翩飜たる旌旗の影は、空をも蔽ひ隱さん計りであつた、此の時孟德は吳の國を一呑みにする勢ひであつて、酒宴を開いて江水に打向ひ、槊を手に橫へながら詩を賦したる處などは、實に一代の英雄である、然るに此の英雄も今は何處に居る、最早跡方も殘らぬではないか、

韻法　東、空、雄を韻とす、

文法　「方其破荊州」より以下、力を極めて曹操の

むと、斯う云ふ文句なり、

韻法　樂、光、方を韻とす、

客有吹洞簫者、倚歌而和之、其聲嗚嗚然如怨如慕、如泣如訴、餘音嫋嫋、不絕如縷、舞幽壑之潛蛟、泣孤舟之嫠婦、第一大段の第四小段なり、悲みを叙す、

大段落　以上を第一大段となす、舟遊の悲樂兩景を叙す、

訓義　〔洞簫〕洞は通ずるなり、簫の底なきもの、〔倚歌〕歌に附いてなり、〔嗚嗚然〕簫の聲、「ひゆーひゆー」とか「ぶーぶー」とか云ふが如し、〔嫋嫋〕細く長く曳く聲、〔縷〕絲筋、〔幽壑〕奥深き谷、〔蛟〕龍の種類、蛇にて四脚あるものと云ふ、〔嫠婦〕寡婦なり、

講述　客に洞簫を吹く者あり、余の歌に附いて調子を合せたが、其聲は嗚嗚然として、怨むやうにもあり、慕ふやうにもあり、泣くやうにも、訴ふるやうにもあり、後に曳ける音は、嫋嫋と細く長く、絲筋のやうに絕えなんとする計りなり、其憐れさは、奥深き谷に潛める蛟も之が爲に舞ひ、伴なき舟に乘つて居る寡婦も之が爲に泣く程なり、

韻法　慕、訴、縷、婦を韻とす、

文法　本段、樂より悲を生ず、

蘇子愀然正襟、危坐而問客曰、何爲其然也、客曰、月明星稀、烏鵲南飛、此非曹孟德之詩乎、西望夏口、東望武昌、山川相繆、鬱乎蒼蒼、此非孟德之困於周郎者乎、第二大段の第一小段なり、景と地とに因り、孟德を想起することを叙す、

訓義　〔愀然〕感動の貌なり、〔危坐〕危は跪くなり、〔月明星稀云云〕此れ魏の曹操が、赤壁の戰ひの前夜、槊を横へて賦せし所にして、此下の二句は、繞樹三匝、何枝可依と曰ふ、蓋し劉備の敗走を嘲りたる詩なり、孟德は曹操の字、〔繆〕まとふ、〔孟德之困於周郎〕周郎は吳の周瑜、字は公瑾、初め吳主孫策、之に建威中郎將を授け、兵二千人、騎五十匹を與ふ、瑜時に

なり、斗牛の間は月の軌道に非ずとて、東坡の天文を考究せざりしことを論ずるものなり、〔一葦〕小舟のこと、詩經の衞風河廣篇に一葦抗レ之の語あり、〔萬頃〕田百畝を一頃となす、〔茫然〕廣くして、ボーッと見ゆること、〔浩浩乎〕廣大の形容、〔馮虛〕虛空に身をもたれる、〔御風〕風に乘るなり、〔飄飄乎〕輕く擧る形容、ひらひら、〔遺世獨立〕此世を打棄て、吾が身ばかりとなる、〔羽化而登仙〕羽が生え、人間の質が變つて、天に升り仙人となる、

講述　暫くして月は東の方の山上に出でて、斗牛兩星の間を徐行し、白き夜露は長江一ぱいに降り布き、水の光は靑靑として天に連なるかと疑はる、此の言ひも得られぬ景色に、葦の小舟をば往く所に任せて、茫茫たる萬頃の波の上を打渡る、其心持は、邊り廣漠として、虛空に身を寄せ風を乘りこなして、何處まで飛行くか分らざるやうにあり、又ひらひらとして、此世を置き去りに吾が身ばかりとなり、羽が生えて天に升り、仙人となるやうにあつた、

韻法　間、天、然、仙を韻とす、

文法　此二小段は風月の樂むべき狀況を寫し、後の樂字を孕む、

於レ是飮レ酒樂甚、扣レ舷而歌レ之、歌曰、桂棹兮蘭槳、擊二空明一兮泝二流光一、渺渺兮予懷、望二美人一兮天一方一、　第一大段の第三小段なり、樂を叙す、

訓義　〔扣舷〕舟ばたを叩く、〔桂棹、蘭槳〕棹は楫なり、槳は「かい」、桂と蘭とは香木、香木にて造りたるを云ふは、高雅の趣を寄する爲なり、〔擊空明泝流光〕謝疊山云ふ、秋水淸くして底を見はし、月の水中に在る、之を空明と謂ふ、月光、波と俱に動く、之を流光と謂ふ、槳を搖かすを擊と云ひ、水に逆うて上るを泝と曰ふと、〔渺渺〕遙かなる貌、〔美人〕女子のことに非ず、立派なる方と云ふ義、賢德の人を謂ふ、此にては天子を指す、東坡左遷の身と雖も、尙君を慕ふなり、

講述　そこで此の景色を肴に酒を飮み、非常に面白くなり、舟の邊を叩いて歌を歌ひしが、其歌は桂を棹とし、蘭を槳とし、空明を擊つて流光に泝る、予が心は遙遙たる遠き處に通ひ、美人をば天の那方に望

水波不レ興、擧レ酒屬レ客、誦二明月之詩一、歌二窈窕之章一、（第一大段の第一小段なり、舟に乗りし時の景況を言ふ、）

訓義　〔壬戌〕宋の神宗の元豊五年、〔既望〕十六夜なり、〔蘇子〕東坡の自稱なり、〔徐來〕そよそよと吹來る、〔屬客〕客に杯をさす、〔明月之詩〕此れ下の窈窕之章と共に何れを指せしや審かならず、古注家の說に從ふ時は、明月之詩は詩經陳風の月出篇を指し、なり、其詩に云ふ、月出皎兮、佼人僚兮、舒窈糾兮と、〔窈窕之章〕詩の一篇は章より成る、卽ち此れは明月の詩の中の一章を謂ふなり、然るに明月の詩には窈糾の字あれども窈窕の字なし、乃ち殊更に字を替へて趣きをなしたるが如し、窈窕とは、秦晉の地方に於ては、美貌を蛾と謂ひ、美狀を窕と謂ひ、美色を麗となし、美心を窈となす、たをやかなり、但月出の篇は、陳君靈公が夏姬の色に溺れたる事を刺りたる詩也、

講述　壬戌の秋の七月十六夜に、蘇子は客と舟を長江に泛べて、赤壁の下に遊んだが、淸き川風はそよそよと吹來り、江上は穩かに水面に波立たず、舟遊には何よりの事であつた、そこで兎も角杯を擧げて客にさし、興に乗じて明月の詩を口ずさみ、其中の窈窕の章を歌つた、

韻法　興の字、章の字を韻とす、

文法　水と風月とは、此の遊の趣料たると共に、又此文の論材なり、下文一一之を發揮す、則ち水の字、風の字、月の字は、後の伏線なり、○古注家の說に從へば、明月の篇は、陳の靈公の德を好まずして色を好みたることを譏りたる者なるが故に、東坡此れを借りて、位に在る者の德を好まざるを譏るなりと、

少焉月出二於東山之上一、徘二徊於斗牛之間一、白露横レ江、水光接レ天、縱二一葦之所一レ如、凌二萬頃之茫然一、浩浩乎如下馮レ虛御レ風、而不レ知中其所上レ止、飄飄乎如下遺レ世獨立、羽化而登上レ仙、（第一大段の第二小段なり、月出づる後に於ける舟遊の景況を叙す、）

訓義　〔少焉〕しばらくして　と讀む、〔徘徊〕立ちもとほる、進まざる貌、〔斗牛之間〕斗牛は南斗星と牽牛星

文法　存の一字、在下の二字を以て孟郊に入る處、筆力比なし、「其高出魏晉」は上文の魏晉を收め、「及於古」は上文の「不及於古」に反映す、李張二人を以て陪客となし、「三子者之鳴」を以て主客竝び併せ、命懸乎天も亦三子に共通す、格法の奇甚し、

東野之役於江南也、有若不釋然者、故吾道其命於天者以解之、　第三大段の第二小段なり、序を作る所以を言ふ、

訓義　〔釋然〕心打解けて蟠りなきなり、

講述　孟東野が江南に赴任する時と云ふものは、平然たらざる樣子があつた、(其才學に相應せざる地位なるが故に)余は此の如き境遇も天より命ぜられたものであることを述べて之を慰解するのである、

前赤壁賦　蘇東坡

講題　赤壁とは赤色の土より成れる絶壁のことにして、東坡の左遷せられたる黃州府城の西北なる漢川門の外に在り、長江に臨み、屹立せる處なり、東坡四十七歲の秋、此に船を泛べて賦を作る、後復び此に遊びて賦を作りしが故に、前後の字を題上に加へて之を別つ、

賦とは有韻の辭にして、其體は詩と文との間にあり、但し韻の蹊み方は、詩の如く嚴ならず、賦の原意は舖なり、直ちに其事を賦陳するを言ふ、詩經に賦比興の三體あつて、是れを其本源とす、後世の賦に至つては、兩都賦二賦は古詩之流とあり、其他或は辭勝事則賦と曰ひ、賦體物而瀏亮と曰ふも、漠として定義となすに足らず、要するに事實若しくは感情を敷衍する一種の美文に外ならず、

大旨　風月の自然を樂んで、人生の盛衰を超脫するを言ふ、

壬戌之秋、七月既望、蘇子與客泛舟、遊於赤壁之下、清風徐來、

及於古、其他浸淫乎漢氏矣、從吾遊者、李翺張籍其尤也、三子者之鳴、信善鳴矣、抑不知天將和其聲而使鳴國家之盛邪、抑將窮餓其身、思愁其心腸、而使自鳴其不幸邪、三子者之命、則懸乎天矣、其在上也、奚以喜、其在下也、奚以悲、第三大段の第一小段なり、天の假りて鳴るべき資格ある以上、窮達は意に介するに足らざるを言ふ、

訓義　〔陳子昂〕字は伯玉、唐の詩風を一變せし人、〔蘇源明〕字は弱夫、唐書文藝傳に出づ、〔元結〕字は次山、韓柳以前の古文家、〔李白〕字は太白、詩仙、〔杜甫〕字は子美、詩聖、〔李觀〕字は元賓、太子の校書たり、〔浸淫〕水の漬み込むこと、〔李翺〕韓の門下、文章を以て韓李と並び稱せらる、〔張籍〕亦韓の門下、盲詩人、〔尤〕すぐる、

講述　唐が天下を有つこととなつてから、陳子昂、蘇源明、元結、李白、杜甫、李觀の人人、何れも各自の長所を以て鳴つた、（鳴ることは不同なれども、皆天が假りた所のもので善く鳴つた、）此等の人は已に過去に屬するが、今現に存在し、而も其地位の下に在るものを求むるときは、孟郊、字は東野は、詩を以て鳴る、彼れの作は、其高等のものは魏晉の作者の上に出で、若し油斷しないで勉めたとならば、古三代の文辭にも及ぶことが出來よう、縱令ひ然らずとも、漢氏の作者と混じて區別のない程である、吾れに就いて交際する者の中で、李翺、張籍は殊に傑出して居る者であるが、孟李張三人の鳴ることは、信に善く鳴るものである、併し天は之を上流の地位に在らしめて、國家の盛運を鳴らさしむる考であるか、其れとも之をして下等の地位に在らしめ、其身を苦しめ餓し、其心腸を憂愁せしめて、自ら其不幸を鳴らさせようとする考へか分らぬ、何れにせよ、三人の者の運命は天に係つて居る、（自分の自由に出來ぬものである）上に在ればとて、何を喜ばうや、下に在ればとて、何を悲まうや、

とすと、如何さま其言の通りではないか、周の末に及んでは、莊周は彼の大げさな文辭を以て鳴つた、楚は大國で、其亡びようとするとき屈原で鳴つた、臧孫辰、孟軻、荀卿は道を以て鳴つたもので、楊朱、墨翟、管夷吾、晏嬰、老聃、申不害、韓非、愼到、田駢、鄒衍、尸佼、孫武、張儀、蘇秦の徒は、何れも其術を以て鳴り、其れより秦の興つた際は、李斯が其時代に鳴り、漢の時には、司馬遷、相如、揚雄の如き、善く鳴る者の中に於て第一流であつた、

其下魏晉氏、鳴者不及於古、然亦未嘗絕也、就其善鳴者、其聲清以浮、其節數以急、其辭淫以哀、其志弛以肆、其爲言也、亂雜而無章、將天醜其德莫之顧邪、何爲乎不鳴其善鳴者也、 第二大段の第三小段なり、後の善く鳴らざる者を擧げて、天の假る所に非ざるを示す、

大段落　以上を第二大段となす、前代の鳴る者に就いて清濁を評す、

講述　其れより後、魏、晉氏の世となつては、其鳴つたものは古代に及ばなかつたが、さりとて全く絶えたわけでない、只其中の善く鳴つたものにしても、聲は清くして浮き、其調子は切迫して速く、其辭は耽つて哀しく、其思想は制裁なくして放縱に、其文章の格は亂雜であつて秩序がない、何如なるわけで、其善く鳴る者を鳴らさないで此の如くなりしや、想ふに天が魏晉兩朝の德を穢しとて、之を顧みなかつた故であらうか、(さもなくば、善く鳴る者を鳴らす筈である)

文法　是れ文章の抑處、將に唐を揚げんとする準備なり、○天の字を脫せず、

唐之有天下、陳子昂蘇源明元結李白杜甫李觀、皆以其所能鳴、其存而在下者、孟郊東野、始以其詩鳴、其高出魏晉、不懈而

愼到田駢鄒衍尸佼孫武張儀蘇秦之屬、皆以其術鳴、秦之興、李斯鳴之、漢之時、司馬遷相如揚雄、最其善鳴者也、『第二大段の第二小段なり、古への善く鳴りし者を擧げて天の假る所なるを示す、』

訓義 〔咎陶〕皐陶なり、〔夔〕舜の時、樂を典る、〔韶〕舜の音樂の器、〔五子〕夏王大康、洛水の邊に田獵し、百日を經るも反らず、有窮の君羿、兵を擧げて之を黄河の北に拒む、大康の弟五人、其母と洛水の岸に待ち、其兄の無道を恨み、國祖禹王の訓戒を述べて歌を作る、今書經に見ゆる五子之歌是れなり、〔傳〕論語を謂ふ、〔天將以夫子爲木鐸〕木鐸は金口木舌の鈴なり、布告を達するとき用ふ、天は、宛も木鐸が布告を達するが如く、夫子をして道を天下に傳へしむとの意、〔荒唐〕大言なり、〔屈原〕離騷を作る、〔臧孫辰〕魯の大夫臧文仲、〔孟軻〕孟子七篇の著あり、〔荀卿〕荀子の著あり、〔管夷吾〕管仲なり、管子を著はす、〔晏嬰〕晏子春秋の著あり、〔老聃〕著す所、老子道德經あり、〔申不害〕黄老刑名の學を以て、韓の昭侯の相となり、申子を著す、〔韓非〕韓非子の著者、〔愼到〕韓の大夫、愼子を著す、〔田駢〕齊の人なり、談論を好む、談天口と稱す、〔鄒衍〕燕人にして、終始五德說を唱ふ、〔尸佼〕魯國人にして、商鞅の師なり、尸子を著す、〔孫武〕孫子十三篇を著はす、〔張儀〕魏人、六國の同盟を破り、之をして秦に事へしむ、〔蘇秦〕洛陽の人、六國に遊說し、相印を握る、〔李斯〕秦の始皇の相、其文に逐客を諫むるの書あり、〔司馬遷〕史記を著す、〔相如〕司馬相如、漢代の賦家なり、子虛、上林等の賦あり、〔揚雄〕太玄、法言等の書を著はす、

講述 天の假りたる者、唐虞の時代に於ては、咎陶と禹などは善く鳴る者であるゆゑ、天は此の二人を假りて鳴つた次第、夔は文辭にて鳴ることは出來なかつたなれど、韶と云ふ音樂を假りて鳴つた、夏の時には、五子が其作つた歌で鳴り、伊尹は殷に鳴り、周公は周に鳴る、凡そ詩經書經等の六經に出て居る文章は、何れも鳴ることの善いものである、周の衰へた頃、孔子の師弟此時に鳴り、其聲は大きくして遠方に聞えた、傳に云ふ、天は將に夫子を以て木鐸となさん

大段落　以上を第一大段となす、凡そ物に不平あれば音聲を發す、而して又必ず音聲の最も善き者を借りて之を發するを言ふ、

講述　先づ天の四時に於けるも亦此の如く、其時節中、善く鳴る者を擇び、之を假りて不平を鳴らす、卽ち鳥で春に鳴り、雷で夏に鳴り、蟲で秋に鳴り、風で冬に鳴る、此の如く四季の次第に推移りて、夏が春を奪ひ、秋が夏を奪ふと云ふやうに、入れ替り押し除けるのは、卽ち天時が平均で居られぬことがあるためであらう、

其於人也亦然、人聲之精者爲言、文辭之於言、又其精者也、尤擇其善鳴者而假之鳴。　第二大段の第一小段なり、天が人の文辭を借りて世に鳴るを言ふ、

講述　天の人に於けるも、亦猶時に於けるが如し、但し人の聲の中で尤も精妙なる者は言語であるが、(咳、喘、嘆、叫等に對して)言辭は又言語の中で精妙なる者である、天は、尤も其善く鳴る者、卽ち文辭の善く出來る者を擇び、之を假りて世に鳴るのである、

其在於唐虞、咎陶禹其善鳴者也、而假之以鳴、夔弗能以文辭鳴、又自假於韶以鳴、夏之時、五子以其歌鳴、伊尹鳴殷、周公鳴周、凡載於詩書六藝、皆鳴之善者也、周之衰、孔子之徒鳴之、其聲大而遠、傳曰、天將以夫子爲木鐸、其弗信矣乎、其末也、莊周以其荒唐之辭鳴於楚、楚大國也、其亡也、以屈原鳴、臧孫辰孟軻荀卿、以道鳴者也、楊朱墨翟管夷吾晏嬰老聃申不害韓非

躍る、趨る、沸く、何れも聲あり、鳴の字を出さずして鳴ることを示す、○物の中、草木二句、水五句、金石一句、三樣の變化をなす、

人之於言也亦然、有不得已而後言、其謌也有思、其哭也有懷、凡出乎口而爲聲者、其皆有弗平者乎、『第一大段の第二小段なり、人も不平より聲を發するを言ふ、』

講述　人の言語に於ける動機も亦その如く、已むを得ない所から始めて言ふのである、彼の歌つて聲を出すのは考へることが有るからである、哭して聲を出すのは懷しく思ふことが有るからである、凡そ口より出でて聲となるのは、何さま皆不平あるやうに思はれる、

文法　「有思」「有懷」は、前の「或激之」「或梗之」「或炙之」と、自動、他動の差に因つて、句法自ら變ず、

樂也者、鬱於中而泄於外者也、擇其善鳴者而假之鳴、金石絲竹匏土革木八者、物之善鳴者也、『第一大段の第三小段なり、樂も不平より鳴るを言ふ、』

訓義　〔金石〕鐘や磬の類、〔絲竹〕琴や笛の類、〔匏土〕匏は笙の類、土は缶の類、〔革木〕革は皮張りの器にて、鼓の類、木は木板の類、

講述　音樂と云ふものは、感情が胸中に鬱積（不平）して、其れが外に洩るゝものである、之を爲すには其善く鳴る者、即ち樂器を擇んだ上其物を利用して鳴らすわけである、金石や絲竹や匏土や革木の八品は、物の中に於ても善く鳴る者、即ち善き聲を發するものである、

維天之於時也亦然、擇其善鳴者而假之鳴、是故以鳥鳴春、以雷鳴夏、以蟲鳴秋、以風鳴冬、四時之相推奪、其必有不得其平者乎、『第一大段の第四小段なり、天も不平より聲を發するを言ふ、』

同然である、孝でなければ、親に事へても親なきと同然である、一切の役人は、此の碑面に刻したる文を讀んで忠孝を勵まねばならぬ、

餘説

通篇、趙抃の上疏を以て序事の文となす、是れ奇格なり、王安石、此れを以て史記の秦楚之際諸侯王年表に似たりと謂ふ、銘辭瑰麗にして、尤も文藻を見る、

送孟東野序　　韓文公

講題　孟東野、名は郊、東野は其字なり、湖州の人なり、少時より嵩山に隱る、性狷介にして人と合はず、年五十にして始めて溧陽の尉となる、日日詩を賦して事を事とせず、公務多く停滯せりと云ふ、

大旨　東野は詩を以て名聲を鳴らす者なるが、上に在つて國家の盛運を鳴らすも、下に在つて己れの不平を鳴らすも、皆天の爲す所なれば、悲むに足らず、又喜ぶに足らざることを言ふ、蓋し彼れの不幸を慰むるの文なり、

大凡物不得其平則鳴、草木之無聲、風撓之鳴、水之無聲、風蕩之鳴、其躍也或激之、其趨也或梗之、其沸也或炙之、金石之無聲、或擊之鳴、第一大段の第一小段なり、物の不平にして鳴ることを説明す、

訓義　〔撓〕おしまげる、〔蕩〕ゆりうごかす、〔梗〕つかへる、

講述　大凡そ物は、其平を得ずとて、常態を失ふときは鳴る、即ち聲を發するものである、其例を擧ぐれば、草木のやうな本來聲のないものも、風が之を撓ますと鳴り、水のやうな聲のないものも、風が之を動かすと鳴る、水の跳ね上がるのは、之を激するからで、水の急に流れだすのは、之を遮ぎるからで、水の沸騰するのは、之を火に掛けるからだ、(何れも不自然より起る)又金や石のやうなものも、本と聲がないのに、之を打ちたゝけば鳴る、

文法　不平の二字は一篇の針線、鳴の字は字眼、○

既獲所歸　弗謀弗咨　先王之志　我維行之

解　以上を第八解となす、宋に歸せしことを言ふ、

訓義　〔咨〕諮詢の諮に同じ、

講述　然るに宋朝起つて、歸することを得たゆゑ、誰れにも相談せず、我れこそは先王の志を行ふなれとて、斷然宋朝に歸順した、

天祚忠孝　世有爵邑　允文允武　子孫千億

解　以上を第九解となす、忠孝の結果を言ふ、

講述　天は忠孝の報として幸ひを下し、世に爵位と領邑とを有ち、允に文、允に武であつて、子孫は繁昌して、千億の夥しきに及んだ、

帝謂守臣　治其祠墳　毋俾樵牧　愧其後昆

解　以上を第十解となす、墳墓の修繕を言ふ、

訓義　〔守臣〕土地の太守なり、

講述　帝は其地の太守に仰するやう、其廟なり墓なりを修復し、樵牧をして墓所などを侵し、我が子孫を愧かしむる勿かれと、

龍山之陽　巋焉新宮　匪私于錢　唯以勸忠

解　以上を第十一解となす、帝の恩命は忠を勸むるを言ふ、

訓義　〔巋焉〕獨立の貌、又高大の貌、

講述　巋然として高く聳ゆる、此の新らしき廟宇は、天子の思召しに因つて出來たものであるが、是れは錢氏に依怙のあるわけでなく、唯此れを以て忠を勸むるためである、

非忠無君　非孝無親　凡百有位　視此刻文

解　以上を第十二解となす、官吏に、忠孝を勵むべきことを言ふ、

講述　凡そ忠でなければ、君に事へても君なきと

講述　劉漢宏を殺し、董昌を誅して、吳越の地を盡く領有し、金の劵、玉の冊、虎の符、龍の節、此等は皆天子より爵を賜ひ土を賜ひたる所の證である、

大城其居　包絡山川　左江右湖　控引島蠻

解　以上を第四解となす、其都せし所を叙す、

訓義　〔控〕引き寄するなり、

講述　其居る所は壯大なる城邑であつて、山川を取圍み、江を左にし湖を右にし、島蠻を引付けて居る、

歲時歸休　以燕父老　曄如神人　玉帶毬馬

解　以上を第五解となす、安富の情態を叙す、

訓義　〔歲時〕歲初、歲末、其他四季の類、〔燕〕宴なり、〔曄〕明盛の貌、〔玉帶毬馬〕玉製の帶と打毬の馬、梁の太祖の賜ふ所、

講述　歲時に都より領國に歸つて休息し、父老に酒食などを振舞ひ、其光り輝ける儀容は神のやうにて、玉帶を佩び、毬馬に跨る、

四十一年　寅畏小心　厥篚相望　大貝南金

解　以上を第六解となす、善く臣職を盡すを言ふ、

訓義　〔寅〕つゝしむ、〔篚〕竹を以て作る、長さ三尺、廣さ一尺、深さ六寸、〔南金〕南方の金、

講述　四十一年の間、謹慎恐懼、極めて注意して朝廷に事へ、其貢物を納れたる箱は途に相望み、其品は大貝、南金等あり、

五朝昏亂　罔堪託國　三王相承　以待有德

解　以上を第七解となす、五代に屬せざりしことを言ふ、

訓義　〔五朝〕五代なり、〔三王〕序文に出づ、〔有德〕宋朝を指す、

講述　五代の世は何れも昏亂であつて、國を託する程のものがなかつたため、三王相繼いで、中國に有德の君の起るを待つて居つた、

鳳舞萃于臨安、篤生異人、絶類離群、奮挺大呼、從者如雲』

解　以上を第一解となす、山水の秀靈、異人を生ずるを言ふ、

訓義　〔天目之山〕吉州に在り、〔龍飛鳳舞〕山勢の形容なり、郭璞の地誌に出づ、〔異人〕呉越王錢鏐を指す、

講述　天目の山、此山より苕水が流れ出づる、山勢は宛も龍の飛ぶが如く、鳳の舞ふが如く、臨安に集中す、此の山水秀靈の氣は、篤く異人を生じ、同類を絶ち群衆を離れ、奮ひ挺でて大いに呼はれば、附き從ふもの雲の如し、

仰天誓江、月星晦蒙、強弩射潮、江海爲東、

解　以上を第二解となす、天地を感動するを言ふ、

訓義　〔仰天誓江〕辛約、浙西を圖る、兵勢甚だ盛んなり、董昌、錢王を遣はし、之を防がしむ、將に江を渡らんとして星月皎然、渡るべからず、王親ら江沙を掬し、呑んで祝して曰く、吾れ義兵を以て賊を討つ、天若し助け給はゞ、願はくは陰雲、月を蔽へ、俄かにして雲霧四に起り、咫尺晦冥、王大に喜び、卽ち江を渡り賊を討つ、〔強努射潮〕北夢瑣言に云ふ、杭州連歳、潮頭直ちに羅刹石を打つ、呉越錢尙父、強弩を張り、潮の至るを候うて之を射しむ、潮退いて陸地となると、

講述　天を仰ぎ江に誓へば、月や星の影も俄かに暗くなり、強き弩を以て潮を射れば、江海の水も之が爲に東に流れた、

殺宏誅昌、奄有呉越、金劵玉册、虎符龍節』

解　以上を第三解となす、功業を言ふ、

訓義　〔金劵〕鐵製の手形、呉越王の特權を證するもの、〔玉册〕玉にて造りたる札、呉越王の功を銘するもの、〔虎符〕虎の形を装飾としたる割符、〔龍節〕龍の装飾ある小旗、

臣願以龍山廢佛寺曰妙因院者爲觀、使錢氏之孫爲道士曰自然者居之、凡墳廟之在錢塘者以付自然、其在臨安者、以付吳縣之淨土寺僧曰道微、歲各度其徒一人、使世掌之、籍其地之所入、以時修其祠宇、封植其草木、有不治者、縣令丞察之、甚者易其人、庶幾永終不墮、以稱朝廷待錢氏之意、臣抃昧死以聞、『第四大段の第一小段なり、功德を表せんことを勸む、』

訓義　〔度〕朝廷より僧又は道士を許可する度牒なるものを與ふること、

講述　臣願はくは、龍山に在る妙因院と曰ふ廢れたる寺院を以て觀となし、錢氏の孫にて、現に道士となつて自然と曰ふ者を此に居らしめ、凡そ錢塘に在る墳廟は、之を自然に付し、臨安に在る墳廟は、吳縣の僧、道微と曰ふものに付し、年年各〻其徒（僧は僧、道士は道士と云ふやうに、）一人づゝを度し、世世之を掌らしめ、又其地の收入を書き定め、此の收入を以て、相應の時に其祠宇を修繕し、其草木を培養し、若し手入れをなさざる者は、縣の令なり丞なり、之を取り調べ、甚だしきものは之を更迭せば、庶幾はくは永久怠慢とならず、朝廷が錢氏を待遇し給ふ思召しに稱はん、臣抃、死を冒し上聞し奉る、

文法　趙抃の上疏の文句は此に畢る、

制曰可、其妙因院、改賜名表忠觀、銘曰、『第四大段の第二小段なり、表忠觀の成る所以と其緣起とを敍す、』

大段落　以上を第四大段となす、功德を表章すべき方法を言ふ、

講述　命令下つて願ひの通りとあり、其妙因院は、改めて表忠觀と云ふ名を賜はれり、銘に曰く、

天目之山　苕水出焉　龍飛

叛亂をなす者は、順次に其地を削り、其亂を平げ給ひたるが、西蜀と江南とは、其地の險阻にして遠隔なるを恃み、我が兵が城下に至り、力屈し勢ひ窮まることとなつてから、始めて手を束ね降參した、而して河東の劉氏は、百戰死を守つて王師に抵抗し、屍を積んで城となし、血を釃んで池となし、天下の力を盡して僅かに之に克つことが出來た、然るに吳越のみは命令をも待たず、府庫に封印を施し、郡縣の土地人民を書附けにして、朝廷に官吏の派遣を乞ひ、其國を去るを視ること、宿屋にても引拂ふが如く、之を朝廷に奉つて惜しいとも思はず、錢氏の朝廷に功あること甚だ大である、

文法　「西蜀江南」以下、亦他國を以て相形す、

昔竇融以河西歸漢、光武詔右扶風、修其父祖墳塋、祠以太牢、今錢氏功德殆過於融、而未及百年、墳廟不治、行道傷嗟、甚非所以勸獎忠臣、慰答民心之義也』（第三大段の第三小段なり、功德を空しうするの不可を論ず、）

大段落　以上を第三大段となす、錢氏の功德を表すべきことを勸む、

訓義　〔竇融〕建武十二年涼州の牧竇融、五郡の太守を率ゐて入朝し、兵を合せて蜀を平げ、冀州の牧に拜す、

講述　昔し竇融が河西の地を以て漢に歸するや、光武帝は右扶風に詔して、融の父祖の墳塋を修復せしめ、祀るに太牢を以てせしとあり、今錢氏の功德は殆んど融に過ぎたるに、未だ百年にも及ばざる今日、其墳廟は手入れ屆かず、往來の人も嗟き傷める始末、甚だ忠臣を奬勵し、民心を滿足せしむる仕方でない、

文法　功の字は「有功於朝廷甚大」の句を收め、德の字は「有德於斯民甚厚」の句を收む、○賴山陽評して云ふ、甚だ厚く甚だ大にして、今墳廟治まらざる此の如きは甚だ不可、庸筆、必ず數千百言、張膽明目的の議論をなさん、今閒間竇融の一典を引き、曰く、甚だ忠臣を勸奬する所以に非ず云云と、前に仍り一句を以て議論を著く、

相聞、至于今不廢、其有德於斯民甚厚、『第三大段の第一小段なり、錢氏の民に功あることを言ふ、』

訓義　〔盜名字〕自ら王號を稱するものを謂ふ、〔孑遺〕孑は單なり、餘なり、短なり、

講述　五代の間、天下大に亂れ、豪傑は蜂の如くに起れり、此の時に當り數州の地に據つて帝王の名を盜み僭稱するもの、數へ切れざる程なり、彼等は已れより優勢の國の爲に敗られて、已に家族の滅亡を來たすのみならず、延いて罪もなき人民にまで及び、人種も絶えんばかりであつた、然るに吳越は、其地方千里もある大國にして、武裝せるもの十萬人、山には金銀を鑄、海には鹽を煮、象牙犀角、若しくは珠玉の如き貴重品の富は、天下に第一の地位を占めて居つた、されば尊大にして獨立を圖るべきであるのに、却つて臣下の義務を失はず、朝廷に捧ぐる貢物獻品は道路に引續いて、那處にも見え這處にも見ゆると云ふ有樣であつた、是を以て人民は、年寄つて死するに至るまでも戰爭を知らず、四時遊び樂み、唱歌の聲が相聞えて、今に至るまでも更らず、錢氏が斯の民に德澤あることや甚だ厚いことである、

文法　「盜名字」云云は、他國を以て反照とせしなり、○「帶甲十萬」は强兵、「鑄山煮海」は富國、

皇宋受命、四方僭亂、以次削平、西蜀江南負其險遠、兵至城下、力屈勢窮、然後束手、而河東劉氏百戰守死、以抗王師、積骸爲城、釃血爲池、竭天下之力、僅乃克之、獨吳越不待告命、封府庫、籍郡縣、請吏于朝、視去其國、如去傳舍、其有功於朝廷甚大、『第三大段の第二小段なり、錢氏の朝廷に功あるを言ふ、』

訓義　〔西蜀〕後蜀の孟昶、〔江南〕南唐の李煜、〔河東劉氏〕劉崇、

講述　我が皇宋が天命を受け、四方の王號を僭し

景、以迎周世宗之師、其後卒以國入覲、三世四王、與五代相終始。

大段落　以上を第二大段となす、錢氏累世の業を叙す、

訓義　〔武肅王鏐〕杭州臨安の人、梁の太祖、之を呉越王に封ず、〔黃巣〕唐末の大盗、〔八都兵〕八組の軍隊、〔劉漢宏〕越の觀察使、〔以國入覲〕宋の臣となりしこと、〔三世四王〕三世は鏐、元瓘、仁佐を謂ひ、四王は仁佐の弟俶を數へて言ふ、〔五代〕宋前の史期、梁、唐、晉、漢、周是れなり、

講述　謹んで案ずるに、故の武肅王鏐は、始め鄕兵を率ゐ、黃巣を破つて之を走らせ、其名は江水、淮水の地方に聞えたるが、復び八都の兵を率ゐて劉漢宏を討ち、越州を併せ、此には董昌を奉じて主とならしめ、自身は杭に住へり、董昌が越州を以て叛くに及び、昌を誅して越を併せ、盡く浙江東西の地を有し、之を其子の文穆王元瓘に傳へたり、其孫の忠獻王仁佐の世となり、遂に李景の兵を破つて福州を取り、而して仁佐の弟なる忠懿王俶は又大に兵を出し、景を攻めて周の世宗の軍を迎ふ、其後卒に國を以て入覲せり、斯くて三世四王を傳へ、五代と共に始まり、五代と共に終れり、

文法　「盡有浙東西之地」に至るまでは錢氏の始めて起りし人人を分叙し、「以國入覲」に至るまでは錢氏の三世第四王を分叙す、○叙事の處、僅かに百餘字のみ、何等の筆力、

天下大亂、豪傑蜂起、方是時、以數州之地、盜名字者、不可勝數、既覆其族、延及于無辜之民、罔有孑遺、而呉越地方千里、帶甲十萬、鑄山煮海、象犀珠玉之富甲于天下、然終不失臣節、貢獻相望於道、是以其民至於老死、不識兵革、四時嬉遊歌舞之聲

を言ふ、

熙寧十年十月戊子、資政殿大學士、右諫議大夫、知杭州軍事臣抃言、『 第一大段ハ第一小段なり、趙抃の上書の前置を擧ぐ、

訓義 〔熙寧〕神宗の年號、〔抃〕人名なり、姓は趙、字は閲道、衢州西安の人、

講述 熙寧十年十月戊子、資政殿大學士、右諫議大夫、知杭州軍事、臣抃言上に及ぶ、

故呉越國王錢氏墳廟、及其父祖妃夫人子孫之墳在錢塘者二十有六、在臨安者十有一、皆蕪穢不治、父老過之、有流涕者、』 第一大段の第二小段なり、錢氏の墳廟の荒廢を言ふ、

大段落 以上を第一大段となす、趙抃の請願の動機たる事實を叙す、

訓義 〔不治〕手入れせぬこと、

講述 以前の呉越王錢氏の墳なり廟なり、及び其父祖や妃や夫人や子孫の墳墓の、錢塘に在るもの二十六、又臨安に在るもの十一、何れも荒れ果てゝ、手入れも届かず、昔しの事を知つて居る故老などは、此の處を過ぎ、移り替れる世の有樣に落涙する者がある、

文法 「流涕」の句は、下文の「行道傷嗟」「慰答民心」の二句を伏す、

謹按故武肅王鏐始以郷兵破走黃巣、名聞江淮、復以八都兵討劉漢宏、幷越州、以奉董昌、而自居于杭、及昌以越叛、則誅昌而幷越、盡有浙東西之地、傳其子文穆王元瓘、至其孫忠獻王仁佐、遂破李景兵、取福州、而仁佐之弟忠懿王俶、又大出兵攻

と云ふが如し、)は思慮が淺墓にて、朝の考へが夕の事まで思ひ至らぬ位にて、機會を伺ひ利益を射ることのみを務むるなれば、自分の德などを懸念する暇あらうや、何かこぼれ幸ひにてもあれかしと、宛にもならぬことを希望し、丁度穀物を植ゑもせずして收穫を望むと一般、晉公などは實に違つたものなり、晉公のやうな君子がなかつたならば、何とて國が國らしく治まることがあらう、

韻法　韻字は夕、德、穫、國是れなり、

文法　「小人」は後の「君子」を起す○「不種而穫」の一句も亦槐に緣故あり、

王城之東　晉公所廬スル　鬱鬱タル
三槐　惟德之符　嗚呼休ナル哉

解　以上を第三解となす、三槐は晉公の德を標するものなることを言ふ、

訓義　〔鬱鬱〕繁盛の貌、〔符〕徵章と云ふが如し、

講述　王城の東に當る地は、昔し晉公の廬の結んで住スマはれた處である、今も尙鬱鬱として茂れる三本の槐の樹キがあるが、是れこそ晉公の德を積んだしるしである、扨も立派なるかな、

韻法　韻字は廬、符是なり、「嗚呼休哉」は單句なり、

文法　德の字、叙文中の德の字を承く、

謝疊山評　文字下スル手ヲ處、最モ嫌フ直突ヲ、此篇先ツ以テ疑辭ヲ說キ起シ、後チ以テ正意ヲ決スル之ヲ、方ニ見ル文勢曲折之妙ヲ、

講述　文章は、初め書き起しの處は、非常に短兵急を忌むとなるが、此篇は、先づ疑ひの辭を以て說き起し、後に正面の意を以て疑ひを決せり、其處が文の勢ひが曲折して一直線の妙が見ゆる、

表忠觀碑　蘇東坡

表忠とは、舊吳越王錢氏の宋朝に對する忠誠を表するなり、觀は道士の居る處にして、猶僧の居る處を寺と曰ふが如し、

大旨　錢氏の功德は、宜しく表章すべきこと

嗚呼休哉　魏公之業　與槐倶萠　封植之勤　必世乃成　既相眞宗　四方砥平　歸視其家　槐陰滿庭

解　以上を第一解となす、王旦の業は王祜の遺德に本づくを言ふ、

訓義　〔休哉〕休はよしと訓ず、立派と云ふこと、〔封植〕封は土を小高く盛るなり、植はううるなり、〔砥平〕砥はといし、平の意に用ふ、

講述　扨も立派なることかな、魏公の業は槐と倶に芽を出せり、樹木などを植ゑて發育せしむる業は、どうしても何代かを經て始めて成功するものであるが、魏公の業も其れと同じく、其父の晉國公に本づいてをる、眞宗の宰相となつてから四方の砥石のやうに平らかとなつて、朝廷より退出して自分の家を視囘せば、槐の蔭は茂つて、庭中に廣がれり、

韻法　「嗚呼休哉」は單句、單句とは他の句と離れて獨立するものなり、元來は第二句より韻を践み始むべきなれども、此句を單句とせしが故に、第三句より践み始めたり、韻字は萠、成、平、庭是れなり、

文法　三槐堂銘なるが故に、銘中に槐の事を言ふ、〇封植の字は槐に緣故あり、「與槐倶萠」と云ひ、「槐陰滿庭」と云ひ、自ら趣味あり、

吾儕小人　朝不及夕　相時射利　皇卹厥德　庶幾僥倖　不種而穫　不有君子　其何能國

解　以上を第二解となす、作者自ら借りて、世人の德を積まずして福を得んとする者を諷す、

訓義　〔朝不及夕〕極めて短時間なるを言ふ、〔相時〕時機を査察するなり、〔皇〕遑に同じ、いとまなり、此にては遑あらんやと訓ず、〔卹〕うれふと訓ず、懸念するなり、〔庶幾僥倖〕まぐれ中り、こぼれ幸ひを希望するを云ふ、〔不種而穫〕穫は稻の刈入れ、〔國〕國せんと讀む、國を治め果せんやとの意なり、

講述　吾輩の如き小人（無敎育の人、又は不德の人

文法　「直諫」は上の「直道」と脈絡あり、〇賢の字、起首の「賢者」に應ず、

世有以晉公比李栖筠者、其雄才直氣、不相上下、而栖筠之子吉甫、其孫德裕、功名富貴、略與王氏等、而忠恕仁厚、不及魏公父子、由此觀之、王氏之福、蓋未艾也、』第三大段の第二小段なり、疑を決す、

大段落　以上を第三大段となす、善德の報、尚餘す所あるを言ふ、

訓義　〔晉公〕晉國公の略なり、〔李栖筠〕李は姓、栖筠は名、字は貞一、唐代の人、行軍司馬より工部侍郎に進む、二たび地方官となり、召されて御史大夫となる、帝、常に之を相とせんと欲す、元載の爲に阻まれて斷ぜず、其子吉甫は中書侍郎、同中書門下平章事に擢せられ、趙國公に封ぜられ、其孫德裕は門下侍郎、同中書門下平章事となり、衛國公に封ぜらる、〔艾〕盡くるなり、

講述　世間には、晉公王祐を以て唐の李栖筠に比するものあり、成程其卓拔なる才と剛直の氣とは、晉公と甲乙がない、然るに栖筠の子の吉甫と其孫の德祐とは、功名なり、富貴なり、大概王氏と同一なるに拘はらず、誠實にして慈愛あることは、魏公父子に及ばず、されば魏公の方は、德と福との釣合ひがまだ十分でない、此事に由つて看れば、王氏の福はまだ分量を盡して居らぬ、

文法　李栖筠を以て客となし、而忠恕仁厚の二句は客を脱して主に入る、

懿敏公之子鞏與吾遊、好德而文、以世其家、吾是以爲之銘、曰、

大段落　以上を第四大段となす、銘を作る因緣を敍す、

講述　懿敏公の子鞏は、現に自分と交り、其人と爲りは德を好んで文學あり、斯くて代代の家風を繼承す、自分は之が爲に三槐堂の銘を作つて曰く、

文法　尚德の字を帶ぶ、

於天、取必於數十年之後、如持左契、交手相付、吾是以知天之果可必也』、第二大段の第三小段なり、事實上より疑ひを決す、

大段落　以上を第二大段となす、王公の德、子孫に至つて報ありし事實を叙す、

訓義　〔左契〕契は割符なり、一人左を持ち、一人右を持つ、左を持つものは權利者なり、〔付〕交付の付、わたすなり、

講述　今物を人に預け置き、明日になつて之を取りに行くとせんに、取還しの出來ることもあれば、出來ぬこともあり、此のやうに貸した物すら宛にならぬのに、晉公は己が身に德を修め置いて、其報を與ふべきことを天に責め、間違ひなき效驗を數十年の後に取られたことは、證文を持つて手渡しに受取るやうな工合であつた、自分は是のわけを以て、天は案の如く宛にすることの出來ると云ふことを知つた、

文法　喩へを以て論贊となす、○上の「其可必也審矣」は抽象的に斷案を下しゝなり、此の「知天之果可必也」は具體的に斷案を下したるなり、果の字は確實を意味す、

吾不及見魏公、而見其子懿敏公、以直諫事仁宗皇帝、出入侍從將帥三十餘年、位不滿其德、天將復興王氏也歟、何其子孫之多賢也』、第三大段の第一小段なり、疑ひ、

訓義　〔懿敏公〕王素、字は仲儀、〔出入侍從將帥〕侍從は內官なれば入と曰ふ、將帥は外官なれば外と曰ふ、

講述　自分は魏公に遇ふことは、時代が後れて間にあはなかつたが、其子の懿敏公には面會した、公は直諫を以て仁宗皇帝に事へ、入りては侍從となり、出でては將帥となりしこと三十餘年、位は高からずして、其德だけに相應せざりき、天が行く行く復もや王氏の盛んにしようとする爲であるか、如何なる次第で、王氏には斯く賢者が多いのであらう、

祖太宗〕王祐は太祖、太宗に事へ、名臣たり、嘗て杜重威を諭して漢に反せしめ、盧多遜が宰相趙普を害せんとするの謀を拒み、又符彥卿の寃罪を明かにす、世多く其陰德を稱す、〔以直道不容於時〕太祖を直諫して左遷せられたること、講題に詳かなり、

講述　故の兵部侍郎晉國王公は、漢の世、周の世に顯はれ、宋の太祖、太宗の二代に、續いて奉公せられ、文學あり、武藝あり、忠孝の人であつた所から、天下の人は、皆王公が宰相となられることを望み居たる程なり、然るに公は、終に直道を行はれしため時に容れられなかつた、

文法　「歷事云云」は「世德之臣」に應ず、○「不容於時」は「不食其報」に應ず、

蓋聞嘗手植三槐于庭曰、吾子孫必有爲三公者、已而其子魏國文正公、相眞宗皇帝於景德祥符之間、朝廷淸明、天下無事之時、享其福祿榮名者十有八年、『第二大段の第三小段なり、王氏の、天の定まりし時を言ふ、』

訓義　〔三槐〕三本の槐樹なり、講題を見よ、〔魏國文正公〕名は旦、〔景德祥符〕眞宗の年號、

講述　扨聞く所に由れば、晉國公は手づから其庭に三本の槐を植ゑて曰はれしには、吾が子孫に至り、必ず三公の位に升るものあるであらうと、〔昔し天子の外朝に三槐を植ゑ、三公に象る、三公とは太師、太傅、太保を云ふなれども、此にては汎く公侯を指す、〕其れより時過つて其子の魏國文正公、名は旦は、景德祥符の頃、朝廷は政治が淸く明かに、天下は太平無事の時に於て眞宗皇帝の宰相となり、幸福榮名を享有されたことが十八年の長い間であつた、

文法　必の字は、「天可必乎」の必、「其可必也審矣」の必の字に應ず、○「眞宗皇帝」云云は上の「守文太平之主」に應じ、「享其福祿」は上の「共天下之福」に應ず、○此の處、上の「所見所聞」を實現せしなり、

今夫寓物於人、明日而取之、有得有否、而晉公修德於身、責報

暑を打通し、千歳の長い間を經ても色の變らぬのは、天が定つたからである、善惡の應報も、當人の身に覺束ないとしても、其子孫の身に來る以上は、天道の定まつて居ることは已に久しきことである、吾れ見し所聞きし所によつて之を研究するに、天の宛にすることの出來るのは明白である、

文法　此の小段、先づ申包胥の言を引いて天の必すべきを證し、次に世人の天を疑ふは結局を待たざるに由ることを言ひ、次に喩へを以て結局の疑ひなきことを言ひ、次に永遠の結果より、天の果して必すべきを斷ず、已に一篇を成す、〇松柏の喩へは槐に緣あり、

國之將興、必有世德之臣、厚施而不食其報、然後其子孫能與守文太平之主、共天下之福、第二

大段の第一小段なり、上の理論より、暗に後段の事實を槩說す、

訓義　〔國之將興〕宋を暗指す、〔世德之臣〕晉國公王祐を暗指す、世德とは、世世德を積む、〔不食其報〕其德の果報を受けざること、〔其子孫〕下文の文正公、懿文公等を暗指す、〔守文〕創業の武を用ふるに對して云ふ、猶守成と云ふが如し、祖宗の遺業を平和的に守ること、

講述　國が興らうとする時分には、限つて代代德を積む所の臣下があつて、厚く恩德を人に施しながら其報を享有せざるものなり、斯くて其後になつて、子孫が報を受け、守文太平の君と共に天下の幸福を享有することとなる、

文法　德の字　上の仁の字、賢の字を承く、〇福の字は後を伏す、〇此小段は、上の理論を承けて下の實事に轉ずる過渡の處、

故兵部侍郎晉國王公顯於漢周之際、歷事太祖太宗、文武忠孝、天下望以爲相、而公卒以直道、不容於時、

第二大段の第二小段なり、王氏の、天の未だ定まらざる時を言ふ、

訓義　〔兵部侍郎〕軍務次官、〔晉國王公〕晉國公は爵なり、王は姓、名は祐、〔漢周〕五代の國號、〔歷事太

不待其定而求之、故以天爲茫茫、善者以怠、惡者以肆、盜跖之壽、孔顏之厄、此皆天之未定者也、松栢生於山林、其始也、困於蓬蒿、厄於牛羊、而其終也貫四時、閲千歲而不改者、其天定也、善惡之報、至于子孫、則其定也久矣、吾以所見所聞考之、其可必也審矣』、第一大段の第二小段なり、疑を決す、

大段落　以上を第一大段となす、善人の子孫必ず幸福あるべきの理を論ず、

訓義　〔申包胥〕春秋の時の楚國人、〔人衆者勝天云云〕世亂れて惡人多數なるときは、天理をも枉ぐるとあり、是れ人が天に勝つなり、世治まつて天理の定まれるときは、惡人必ず其惡報を受く、是れ天が人に勝つなり、者は「とき」の意、〔肆〕放縱なり、我儘勝手なり、〔孔顏之厄〕孔子、顏子の災厄、孔子は不遇にして、遊歷の間數厄難に遭はれ、顏子は不幸短命にして死せり、〔盜跖之壽〕史記伯夷傳に云ふ、盜跖日に不辜を殺し、人の肉を肝し、暴戾恣睢、黨を聚むること數千人、天下に横行し、竟に壽を以て終る、〔審〕明白なり、

講述　吾れ人に聞きたることあり、昔し申包胥の言に、人衆きときは天道に打勝てども、天道が定まるときは亦能く人に打勝つと、然るに世間の、天道のことを論ずる人達は、天道定まる時まで待たないで其結果を求むから疑はしくなり、天道は茫茫として宛なきものと心得、之がため善人は、つまらないとの考へを起して弛み怠り、惡人はどんな事をしても大丈夫であるとの考へから益々勝手の振舞ひをする事となる、盜跖のやうな惡人が長命であつたり、孔子、顏回のやうな聖賢が災難にかゝつたりするのは、此れは何れも天のまだ定まらぬからである、松や栢が山林の中に生ずるときと云ふものは、蓬などに纏まれて邪魔をせられ、牛羊などに踐まれて酷き目に遇ふものなり、されど其終りと云ふものは、春夏秋冬の寒

罰し、敢て彥卿の罪を問はず、太祖、心之を悅ばず、王祐、朝に還るに及び、奏して曰く、五代の君、多く猜忌に因つて無辜を殺し、其結果、國を享くること長からず、陛下以て戒めとせよと、太祖、其語を怒り、直ちに護國行軍司馬に貶して、華州に安置す、七年を經るも召還せず、太宗、位に卽き、兵部侍郞に任ぜんとして之を召す、未だ謁見せずして薨ぜり、初め王祐が魏州に赴きしとき、親友等、之を都門の外に送り、祐に謂ひて曰く、意ふに公は王溥の官職とならんと、祐笑つて曰く、祐は爲らず、兒子二郞必ず爲らんと、二郞は文正公旦なり、手づから三本の槐(ヱンジユ)を庭に植ゑて曰く、吾が子孫必ず三公となる者あらんと、後果して其言の如し、

本題は三槐堂銘とあり、則ち銘は主なり、蓋し「嗚呼休哉」より以下二十二句を銘とし、其以上を序とす、銘の來歷を叙す、

大旨　常情を以て之を觀れば、天道の應報は疑ふべきに似たれども、其實は終に必すべきことを言ふ、

天可必乎、賢者不必貴、仁者不必壽、天不可必乎、仁者必有後、二者將安取衷哉』 第一大段の第一小段なり、疑ひを揭ぐ、

訓義　〔必〕間違ひなく斯く斯くなる筈なりとて、宛(アテ)にするを謂ふ、〔有後〕子孫が長く續くこと、賢子孫のあること、〔衷〕中なり、正なり、

講述　天は宛にすること出來る者であるか、善き身分となるべき賢者が、善き身分となるとはきまらず、長生すべき仁者が、長生すとも限らず、されば宛にするわけにゆかぬ、然らば天は宛にすることの出來ぬものであるか、仁者に限つて必ず子孫あり、さすれば宛にならないとも定め難い、此の宛になる、宛にならないの二つは、何處を衷(マンナカ)として取りきめようや、

文法　「天可必乎」と「天不可必乎」と、雙方より疑ひを起す、是れ謂はゆる兩意雙敲の法なり、

吾聞之申包胥曰、人衆者勝天、天定亦能勝人、世之論天者、皆

ふ意、此句は詩經及び孔子世家に出づ、其論語と混ずるを以て、蓋の字を加へたるなり、〔五品〕五位なり、〔寛厚敦朴〕しつくりとして居り、飾り氣のなきこと、〔與聞〕立入つて承る、

講述　傳に申し候には、如何に世に用ひられず候とも、是れは命數なれば、天をも怨むことなく、人をも怨むことなしと、但し詩經に、心のどかに一生を卒るべしと有之候も此意味に御座候、執事の御名聲は天下に行亙りながら、御位階は五品に過ぎず、然るに其御容貌はむつくりとして怒らるゝことなく、其御文章は寛厚敦朴にて、怨みがましき御言葉無之、右は斯道を樂み給ふ所あるに相違有之間敷、軾は其御樂みの被爲有處を、立入つて伺度御座候、

文法　上文に屢、樂の字を出したれども、其樂の何事なるやを言はず、此に至つて始めて道の字を點出し、上文の謂はゆる樂は皆道を樂むことなるを知らしむ、○「位不過五品」は貧賤なり、而して「有所樂乎斯道」は上文に「不可以徒貧賤」なり、

餘說

禮部の試驗の時、歐陽修、之が主任たり、梅聖俞、參評たり、東坡を取つて第二等とす、平時名聲ありし劉輝の如きもの、皆是に與らざりしかば、及第人名を發表の後、士論洶洶たり、東坡の此書は、爲にする所あつて上りたるものなり、

三槐堂銘

蘇東坡

講題　三槐堂は作者の友なる王鞏の居る所にして、其由來を尋ぬれば左の如し、王鞏の曾祖を晉國公王祐と曰ふ、宋の太祖に仕へて知制誥たり、時に魏州の節度使符彥卿（太祖の弟後に太宗の舅）が不穩の擧ありとの風評あり、太祖、王祐を魏州に遣はし、便宜を以て處置せしめ、約するに、使ひして還らば、王溥の官職を與ふべきを以てす、王溥は當時の宰相なり、王祐發するに臨み、太宗の邸に赴き、別を告ぐ、太宗は、事、己れの舅に關するが故に、左右の人を却け、之と語らんとせしに、王祐は徑に趨出でゝ、之を避けたり、既にして魏州に至り、彥卿の僮の專横なる者二人を處

其徒、則亦足恃矣、苟其僥一時之幸、從車騎數十人、使閭巷小民聚觀而贊歎之。亦何以易此樂也』 第三大段の第一小段なり、己れの方面より梅公と共通の樂みを言ふ、

訓義 〔苟〕「無意味に」なり、下の徒の字と、字を異にして意を同じうす、〔僥〕投機的に求むるなり、〔閭巷〕閭は二十五家なり、巷は横町なり、

講述 御目通り相濟み、歸宅後考へ候處、人と申す者は、無意味に富貴なるわけにも參らず、又無意味に貧賤なるわけにも參らず、（周公の如き聖人にても骨肉の疑はるゝやうにては、其富貴も無意味に候、又孔子の師弟の如く、互に相樂み候は、貧賤も無意味に無之候）然るに今玆に大賢人有之候て、其子分と相成り候ときは、亦恃むに十分に御座候、苟くも一時的の幸ひをあさりて、車に乘れる者、馬に騎れる者數十人を從へ、田舍や町家の小民が群集して見物を致し、偉い方とか何とか感嘆するやうに相成り候とも、如何にして此樂みに易へられ申すべき、

文法 此處に至り、客なる歐陽公を脱却して、專ら主なる梅公に入る、卽ち「有大賢焉」の大賢は暗に梅公を指し、「其徒」は暗に自己を指す、○「則亦足恃」は、上の「其徒自足以相樂」の句と「亦足與樂乎此」の句とに應ず、○恃の字は、樂の字の替字なり、

傳曰、不怨天、不尤人、蓋優哉游哉、可以卒歲、執事名滿天下、而位不過五品、其容色溫然而不怒、其文章寬厚敦朴而無怨言、此必有所樂乎斯道也、軾願與聞焉』 第三大段の第二小段なり、梅公の方面より己れと共通の樂みを言ふ、

大段落 以上を第三大段となす、梅公に從つて斯の道を樂むことを願ふの志を言ふ、

訓義 〔傳曰〕傳とは古書を謂ふ、此の傳と云ふは論語なり、「不怨天、不尤人」は、其憲問篇に出づ、〔不尤人〕尤はとがむるなり、〔優哉游哉可以卒歲〕優はゆつくり、游はゆつたり、可以卒歲は一生を過さると云

を經過致候へ共、皆樣の御門をも窺ひも致さゞる次第に有之、然る處今年の春、天下の諸士が澤山禮部に參つて試驗を受け候節、執事には歐陽公と實に御自身試驗遊ばされ候が、第二番目に御取り下され候事は、實以つて自分ながら意外千萬に御座候、其後或る人より承り候へば、執事には拙者の受驗文をば御好みあつて、孟子の風ありと思召し、而して歐陽公に於ても、亦拙者が世俗の文を作らざる廉を以て御取上げになり、之がため第二番目の順に有之候譯の由、

文法　少時、姓名を聞き知りたるより、其文を讀んで慕ひたる事に及び、己れが進んで引立てを求めざりしに拘はらず、試驗に因つて知遇を得たる事に敘し至る、一層は一層より進み、大に委態あり、

非左右爲之先容、非親舊爲之請屬、而向之十餘年間、聞其名而不得見者、一朝爲知己、

第二大段の第三小段なり、本大段を結ぶ、

大段落　以上を第二大段となす、己れの境遇、卽ち歐梅二公との關係が孔門の遇合に比すべきを言ふ、

訓義　〔先容〕容は形づくるなり、雕飾なり、譽め立てゝ口入れをなすを謂ふ、〔請屬〕依賴なり、今謂ふ運動なり、

講述　斯く御引立てを蒙り候も、御側の人人が先きへ取繕ひ候て申上げたる儀にもあらず、親類や舊知の者等が御依賴申上げたる譯にも非ず、然るに是れまで十餘年の長き間、御高名を承るのみにて拜顏することと出來申さざりし方方が、一朝の間に知己と被成候次第に御座候、（之に就いては仔細なくては叶ひ不申儀と被存候）

文法　「向之十餘年間」云云は、上の「軾七八歲時」より「未嘗窺其門」を收め、「知己」は「愛其文以爲有孟軻之風」云云を收めて、遙かに「不知其心」に反應す、○「一朝爲知己」の句は、其下に「其故何也」とあるべき處を省略して、暗に其意を含ませたるものなり、而して其理由は自ら下文に在り、

退而思之、人不可以苟富貴、亦不可以徒貧賤、有大賢焉、而爲

〔飄然〕輕く飛び離るゝ貌、〔其樂〕道を言ふ、

講述　軾が七八歳の時、始めて書物を讀むことを知り、物心もつき候節承り候には、世の中に歐陽公と申す方被爲在、其御人柄は昔しの孟軻や韓愈の徒の如く、又梅公と申す方被爲在候て、歐陽公と交際せられ、互ひに議論を御鬪はし相成候趣、其後追々大人となり、始めて此の兩先生の文章を讀み、御人格を想像仕り、兩先生が飄然として世間並みのくだらぬ樂みを拔き出で、御特有の樂みを樂み居らるゝやに考へ申し候、

文法　「自樂其樂」は上の「足與樂乎此矣」に應ず、

方學爲對偶聲律之文、求升斗之祿、自度無以進見於諸公之間、來京師逾年、未嘗窺其門、今年春、天下之士、群聚于禮部、執事與歐陽公實親試之、軾不自意獲在第二、既而聞之人、執事愛其文、以爲有孟軻之風、而歐陽公亦以其能不爲世俗之文也、而取焉、是以在此、第二大段の第二小段なり、公に知られたるを言ふ、

訓義　〔對偶聲律之文〕對語を以て、四字句、六字句に作る所の文、謂はゆる六朝體、又は駢儷文なり、〔升斗〕一升一斗と云ふこと、僅かなる俸祿を謂ふ、〔禮部〕部は猶吾邦の省の如し、試驗を掌る、〔獲在第二〕嘉祐二年、東坡の、禮部に試みられし時、試驗官の主任歐陽修は、豫てより流行の俗體文を矯正せんとするの志ありし處、東坡の受驗文なる刑賞忠厚論を讀みて且つ驚き且つ喜び、擢して第一となさんと欲せしも、或は其子分なる曹鞏(字は子固、南豐と號す)代作せしものなることを疑ひ、之を第二に置けり、

講述　拙者が現代的の對偶聲律體の作文を修業致し、僅かばかりの俸祿に有附かんと致候時分は、自ら迚も此の樣なる俗文を作る身にて、皆樣方に御目に懸る資格なしと推測罷在り候、其後京師に參り、一年

心、則周公誰與樂其富貴、而夫子所與共貧賤者、皆天下之賢才、則亦足與樂乎此矣』、第一大段の第三小段なり、周公と孔子との樂の有無を比較す、

大段落　以上を第一大段となす、周公は富貴なれども、其樂みは反つて孔子の貧賤に若かざるを言ふ、

訓義　〔以管蔡之親〕管叔、蔡叔は周公の兄弟なり、周公を以て天下を奪はんとするの志ありと流言す、

講述　天下中、孔子を容るゝ事出事候はざりしも、其弟子達が自身に何等か信ずるものあると見えて、十分樂み合ひし事は右樣の次第に有之、そこで今周公の富貴が夫子の貧賤に及ばざる事を承知致し候、夫れ召公の如き賢人ですらも、管蔡の如き肉親ですらも、自分の心を知りくれざる上は、周公は富貴とは申せ、何人と共に其富貴を樂まれ申すべき、然るに夫子は、諸共に貧賤を嘗め候所の人達が何れも天下の賢才に有之以上、是れとても樂しむには十分に御座候、

文法　以上は客なり、以下は主なり、○暗に歐陽修と梅直講とを以て孔子になぞらへ、己れを以て顏淵、仲由の徒になぞらふ、○「夫天下雖不能容」より「不如夫子之貧賤」までは此の小段の主意にして、「夫以召公之賢」より以下は之を説明せしなり、○周公の富貴が夫子の貧賤に若かずとは奇論なり、○始めて樂の字を出す、此の字は一篇の字眼なり、

軾七八歲時、始知讀書、聞今天下有歐陽公者、其爲人如古孟軻韓愈之徒、而又有梅公者、從之游、而與之上下其議論、其後益壯、始能讀其文詞、想見其爲人、意其飄然脫去世俗之樂、而自樂其樂也』、第二大段の第一小段なり、往時景慕せしを言ふ、

訓義　〔軾〕東坡自身の名なり、〔歐陽公〕名は修、字は永叔、其文、多く本書に出づ、〔孟軻〕軻は孟子の名、

此顏淵曰、夫子之道至大、故天下莫能容、雖然、不容何病、不容然後見君子、夫子油然而笑曰、回使爾多財、吾爲爾宰、第一大段の第一小段なり、孔子の遇を言ふ、

訓義 〔厄於陳蔡之間〕陳蔡は二國の名、厄は苦難なり、昔し楚國にて孔子を用ひんとせし時、陳、蔡は、楚が大國なる上に孔子の如き聖人を用ひば、自國に取つて危險なりとし、兵を發し孔子を圍んで、之を殺さんとせり、〔顏淵仲由〕顏回と子路、〔匪兕非虎〕兕は野牛、此二句は、詩經の何草不黃の篇に出づ、〔率彼曠野〕率はしたがふと訓ず、〔油然〕喜ぶ貌、〔宰〕家の宰家令の如きもの、

訓述 其れより歷史を觀候處、孔子が陳蔡の間に於て災難に出遇はれ候ひしも、平生の通り音樂を奏し給ひ、絃歌の音絕えず、御弟子の顏淵、仲由などの人達、孔子と、道の事に就き問ひつ答へつ致居候事相見え申し候、此時孔子の仰せられ候は、詩經に、兕にもあらず、虎にもあらず、那の廣々として居る野原に率ふと云ふ語あり、兕や虎なれば、始終野原に附き傍うて居る事は當然なれども、其れにもあらで、此の如く敵に圍まれて野原を出づることの叶はざるは、吾が道の宜しからざる爲なるべきか、如何なる譯にて此場合に立至りたるものにやと、然るに顏淵の申し候は、先生の道は此上もなく洪大なる爲に、天下に能く容れきる者なき次第に候、然りながら容れられずとて何の妨げも無御座候、其故は、容れられ不申候て始めて君子なることが相見え候と、夫子は之を聞かれ、油然と嬉し氣に宣うやう、回よ、汝は仲隅に置けぬ男なり、若し汝が財産家になりしならば、余は汝が家扶とならんと、

夫天下雖不能容、而其徒自足以相樂如此、乃今知周公之富貴、有不如夫子之貧賤、夫以召公之賢、以管蔡之親、而不知其

て、四支の韻、第四大段は王鉉常の三字にして、七陽の韻、第五大段も亦七陽の韻にして、遑傷光享の四字是なり、

上梅直講書　蘇東坡

講題　梅は姓、直講は官名、梅氏、名は堯臣、字は聖俞、宣州宣城の人、工みに詩を作る、初め湖州の酒税を監し、召試せられて進士を賜はり、國子監直講となり、尚書都官員外郎に累遷す、唐書を修むることに與る、未だ成らずして卒す、直講は經學を諸生に教授することを掌る、

大旨　貧富貴賤の外に立つて斯の道を樂むは、天下此上もなき樂みなることを言ふ、

某官執事、某每讀詩至鴟鴞、讀書至君奭、常竊悲周公之不遇、

第一大段の第一小段なり、周公の不遇を論ず、

訓義　〔某官〕本書には官名、姓氏等を式の如く書くことなれども、此れは草稿なるが故に略せしなり、〔鴟鴞〕周公が成王の政を攝せしとき、流言に中てられ、其心事、成王に知られず、周公乃ち詩を作つて王に遺る、鴟鴞の詩卽ち是れなり、〔君奭〕召公、周公の二人、共に成王を輔けて左右の相となりしが、召公、周公の心を疑ひしを以て、周公、此篇を作る、載せて書經に在り、奭は召公の名、君とは之を尊びたる稱なり、〔常〕嘗と通ず、

講述　某官執事に申上ぐ、拙者、詩經を讀み候て鴟鴞の篇に至り、又書經を讀み候て君奭の篇に至る度每に、慮外ながら周公の不仕合を悲み候事有之候、

文法　周公は天子の叔父にして攝政たり、然るに今突然之を不遇と曰ふ、何人も驚かざるはなし、之を奇拔と謂ふ、

及觀史、見孔子厄於陳蔡之間、而絃歌之聲不絶、顏淵仲由之徒、相與答問、夫子曰、匪兕匪虎、率彼曠野、吾道非耶、又何爲至

式に於て疑問に屬すれども、此形式は讀む者をして自ら判斷せしむるまでにて、其實は天命之有常を斷ずる句法なり、

昔闕里之多士、孔聖亦云其遑遑、苟余行之不迷、雖顚沛其何傷』 第五大段の第一小段なり、孔子を引いて天命の常あるを證す、

訓義 〔闕里〕衮州曲阜縣の魯城西南三里に闕里あり、中に孔子の宅あり、廟あり、〔多士〕孔子の弟子三千、中、六藝に通ずるもの七十二人、〔遑遑〕まごまごする貌、〔顚沛〕倒れ仆すなり、

講述 昔し孔夫子の闕里に賢士多くあつてすら、聖人とも云はるゝ孔子も、亦遑遑と居所もなく流浪せられた、苟くも余の行ひだに道に迷ふことなく義に叶ひたらんには、人生の行路に於て顚倒することあらうとて、何も害にはならない、

文法 此に至り、天命は常あるが故に、孔子と雖も不過を免れず、人は唯己れの義を修むれば可なりとの本領を發揮す、

自古死者非一、夫子至今有耿光、』 第五大段の第二小段なり、田横の義あつて命に從ひしを言ふ、

〔訓義〕〔耿光〕耿も亦光なり、

講述 昔しから死んだ人は、夫子一人に限つたことはない、數限りも知れぬことであるが、其中夫子のみは、今日までも其德が輝いて居る、

跽陳辭而薦酒、魂髣髴而來享、』 第五大段の第三小段なり、神靈を招くの辭、

大段落 以上を第五大段となす、遇不過の、天命に歸すべきを言ふ、

訓義 〔髣髴〕まぼろしになり、〔享〕うくる、

講述 地に跪いて祭文を陳べ、酒を捧げ奉る、何とぞ夫子の魂魄、まぼろしに來つて此れを享け給へ、

文法 薦酒は、起手の取酒に應ず、

餘説

此篇の韻法を言へば、第二大段は心禁の二字にして、十二侵の韻、第三大段は爲誰の二字にし

と云ふことが確かである、

文法　「今世之所稀」の一句は此段の骨子、

余既博觀乎天下、曷有庶幾乎夫子之所爲、死者不復生、嗟余去此其從誰』

大段落　以上を第三大段となす、實際的に横の世に稀なるを言ふ、

訓義　〔庶幾〕近きなり、似寄るなり、〔去此〕此は田横の墓下を指す、

講述　余は是れまで博く天下を見渡した所で、何とて夫子(田横を尊んで云ふ)の爲された高義に似寄りたる者あらうや、全く出遇はなかつた、死したる者は二度と世には生れて來ない、此墓に對して如何にも慕はしき心地がする、此を去つて誰れに從はうや、世には從ふべき人が居らない、

文法　「曷有庶幾乎夫子之所爲」は上文の「今世之所稀」に當る、

當秦氏之失鹿、得一士而可王、何五百人之擾擾、而不能脱夫子於劍鋩、抑所寶之非賢、亦天命之有常』

大段落　以上を第四大段となす、田横の不遇の天命なるを言ふ、

訓義　〔秦氏〕猶秦家と云ふが如し、〔失鹿〕天下を爭ふを獵に譬へ、天下を鹿に譬ふ、天下を失ふを言ふ、〔擾擾〕入り雜りたる形容、多數を言ふ、〔夫子〕田横を尊稱す、〔劍鋩〕鋩は刀のきつさき、

講述　秦が天下を失ひたる時に當つては、誰れか力の強き者が天下を取る場合であつたから、一人の賢士を味方にして、王となることが出來たのである、然るに田横には、うざうざとして五百人の賢士が有りながら、夫子を自殺させないやうに出來なかつた、抑も賢士は寶にならないものであるわけか、其れとも賢士は寶となるものではあるが、天命が一定して居つて、田横の横死は賢者の力に及ばなかつた次第であるか、どちらであらう、

文法　「抑所寶之非賢、亦天命之有常」の二句は、形

宏辭科の試驗を受けたれども、目的を達せず、又三たび宰相に上書して採用を求めたれども、答へられず、都を去り、潼關を過ぎて河陽に歸り、又東都に赴くとき此文を作る、時に年二十八、

大旨 自ら顧みて愧づる所なければ、不遇は言ふに足らざることを言ふ、

目的 田橫を假りて、己れの知己に遇はざる感慨を寫すに在り、

貞元十一年九月、愈如東京、道出田橫墓下、感橫義高能得士、因取酒以祭、爲文而弔之。其辭曰、

大段落 以上を第一大段となす、序なり、祭る所以を言ふ、

訓義 〔貞元〕唐の德宗の年號、〔東京〕洛陽なり、

講述 貞元十一年の九月に、愈は東京に赴く途中、往來筋が田橫の墓の下を通過することとなつたので、思はず田橫の義が高くして、能く多數の士を取入れたことに感じたまゝ、酒を取り之を捧げ、祭文を作つて田橫を弔へり、其辭は左の如し、

文法 「橫義高能得士」の一句は一篇の根柢、義の字尤も重し、○祭文は韻を蹈むべきものなれば、此れは緒言にして本文に非ざるゆゑ、韻を蹈まざるなり、

事有曠百世而相感者、余不自知其何心、非今世之所稀、孰爲使余歔欷而不可禁、

大段落 以上を第二大段となす、抽象的に橫の世に稀なるを言ふ、

訓義 〔曠〕むなしと訓ず、隔たるなり、間のあくこと、〔歔欷〕すゝり泣き、〔禁〕堪ふる、

講述 凡そ今より百代も隔たり、何等の關係なきに拘はらず、心に深く、感ずる事柄があるが、さりとて、余自身之に感じながら、どう云ふ心やら頓と分らぬなり、されど其事が今代に於て稀な所のものでないときには、孰れか余をして泣き悲んで抑へきれぬやうにしようや、さすれば其事は實に世に稀なもの

が、文を借りて己れの胸次を寫したるに過ぎず、言行錄を案ずるに、作者嘗て自ら誦して曰く、士當に天下の憂へに先きだちて憂へ、天下の樂みに後れて樂むべしと、以て其持論なるを見るべし、傳へて云ふ、當時、子京、樓を作り、范文正、之を記し、蘇子美、之を書し、邵竦記、之に篆するを以て、四絕と號せりと、

文章軌範卷之七（平字集）

小心文

韓文公蘇東坡二公之文、皆自莊子覺悟、此集可與莊子竝驅爭先、

講述　韓、蘇二公の文は、何れも莊子より感覺し悟入したものである、此の集の文章は、莊子と競走して、孰が先きとなるかを爭ふことが出來る、

祭田横墓文　韓文公

講題　田横は、齊王田榮の弟なり、榮の死後、其子廣を立てゝ王となし、自ら其宰相となつて國政を專らにす、廣が漢の將韓信に虜にせらるるに及び、横は自立して齊王となりしが、漢の將灌嬰と戰つて大に敗れ、梁に走つて彭越に歸す、漢已に楚を亡ぼし、沛公、皇帝となる、彭越を梁王に封ず、横、誅を懼れ、部下五百人と、海島に逃る、高祖之を召して曰く、田横來れ、大なるものは王となし、小なるものは侯とせん、來らずんば兵を擧げて誅せんと、横乃ち二人の部下と洛陽に向ひしが、未だ至らざること三十里にして曰く、我れ始め漢と同じく南面して王となれり、今何の面目あつてか、北面して彼れに事へんやと、遂に自殺す、高祖之が爲に流涕し、二人の部下を拜して都尉となし、王の禮を以て横を葬る、葬り了るや、二人の部下亦自刎す、海島中に在るもの五百餘人も、横の死を聞いて皆自殺せり、文公、

高、則憂其民、處江湖之遠、則憂其君、是進亦憂、退亦憂、然則何時而樂耶、其必曰先天下之憂而憂、後天下之樂而樂歟、噫微斯人、吾誰與歸、『第三大段の第二小段なり、決疑、』

大段落　以上を第三大段となす、仁人の憂樂を言ふ、

訓義　〔物〕風景などを謂ふ、〔己〕己れの境遇、〔廟堂〕朝廷、古へは祭政一致にして、國の大事は必ず廟に議す、故に廟堂と曰ふ、〔微〕なかりせばと訓ず、〔斯人〕古への仁人、〔誰與歸〕歸するは從ふなり、崇拜の意、誰與歸は、誰れに從はうや、從ふべき人なしと云ふことなり、

講述　此の仁人は、喜ぶべき事なるが爲に喜ぶことをせず、悲むべき境遇なるが爲に悲むことなく、廟堂の高き位に處るときは人民の事を憂へ、江湖の、都より離れたる處に處れば君主の事を憂ふ、是れ進んで朝に出でゝも憂へ、退いて野に居ても亦憂ふと云ふものなり、さすれば、どう云ふ時に於て始めて樂むことなるや、なんと必ず天下の人の憂へに先きだつて憂へ、天下の人の樂みに後れて樂むと申すであらうか、扨も右樣の人がなきことならば、自分は何人に從ふべきであらうか、是れこそ、予の從ひたいと思ふ人格である、

文法　「先天下之憂而憂、後天下之樂而樂」の二句は一篇の主意にして、又作者自身の抱負なり、是れ蓋し孟子の「樂以天下、憂以天下」より來れるもの、〇前段は悲喜の字を用ひ、此段は憂樂の字を用ふ、〇天下の憂樂を以て己れの憂樂となすときは、一身の貶謫の如きは言ふに足らず、是れ子京を慰むる所以なり、又之を奬勵する所以なり、

餘說

此篇は議論の中に敘景を含ませたる者にして、記文の正體に非ず、第二大段の如きは景色を敘せざるに非ざれども、「若夫」の二字を以て論體に變ず、末段は純然たる議論なるが上に、「吾誰與歸」は、其語氣、記文の調を失ふ、蓋し此れ作者

第二大段の第二小段なり、晴天の景、喜ぶべきを言ふ、

大段落　以上を第二大段となす、遷客騷人の悲喜する所を叙す、

訓義　〔萬頃〕百畝を頃となす、〔芷〕香草の名、〔郁郁〕紛紛たる香氣、〔一空〕空一面と云ふこと、〔心曠〕心がはればれするなり、〔怡〕快感、〔寵辱〕榮辱と云ふが如し、老子に見えたる字面、〔洋洋〕盛大の貌、

講述　春がのどかに、景色が晴れ渡つて明かに、湖面も至極穩かにて、一向波起たず、上には上で自然の空の色があり、下には下で水に映れる空の色があり、何處までも碧の色が同じやうに、萬頃も廣くつながつて、其間には鷗が翔り集まり、錦のやうに綺麗な鱗ある魚が那處這處に泳ぎ廻り、岸に生えし芷や、汀に茂れる蘭は、郁郁と芳しく、其色青青として居る、それから或は長き烟は空に横はり、皓皓と白くさえたる月は千里に輝き亙り、動ける波の面に浮べる光は、きらきらと金を躍らすかと疑はれ、穩かなる波の底に徹る靜かな影は、璧を沈めたかと疑はる、此の風情ある夜に、漁夫の歌は、向うのが此方へ響き、此方のが向うへ響き、調子を合はすやうな景色に至つては、其樂み何として極まりあらうや、此の際、此の岳陽樓に登るときは、心はひろびろとなり、魂ひは嬉しく、榮譽も不名譽も共に打忘れ、杯を手に持つて風景に對し、其喜びの、洋洋として溢るゝばかりの者もあらう、

文法　「此樂何極」の以上を景とし、以下を情とす、景を叙する處、四字句、十一句あり、其中「浮光躍金、靜影沈璧」の二句は對語なり、○前の小段には景の終に收束の句を用ひず、此の小段には「此樂何極」の一句を加ふ、此れ變化の處、○又景中「而」の一字を以て晝より夜に轉ず、

嗟夫、予嘗求古仁人之心、或異二者之爲何哉、

第三大段の第一小段なり、疑問を以て下文を起す、

講述　扨も、予は嘗て昔しの仁人の心を尋ね見たるに、或は此の物を覽て悲む人と、物を覽て樂む人との所爲に異つて居るが、是れはどう云ふものであるか、

不以物喜、不以己悲、居廟堂之

句の情の字、之が本を爲すなり、

若夫霪雨霏霏、連日不開、陰風怒號、濁浪排空、日星隱曜、山岳潛形、商旅不行、檣傾檝摧、薄暮冥冥、虎嘯猿啼、登斯樓也、則有去國懷鄕、憂讒畏譏、滿目蕭然、感極而悲者矣、『第二大段の第二小段なり、雨中の景、悲むべきを言ふ、

訓義　〔霪雨〕長雨、〔霏霏〕細く、しとしとと降る貌、きりさめ、〔連日不開〕幾日となく霽れない、〔曜〕光なり、〔商旅〕商人、旅客、〔薄暮〕夕方、〔冥冥〕薄暗い、〔蕭然〕ひつそりとして、物淋しき形容、

講述　那の長雨が霏霏と、目にも見えぬやうに細く降り續き、幾日もはつきりせず、腥き風が吹き叫び、濁つた浪が荒立つて、空をも推開く勢ひにて高まり、日や星の光も隱れ、山岳の形も潛んで、何處に在るか目當てなく、商人、旅客も通行せず、此のやうな天氣に湖水を渡る舟は、帆柱も傾き、楫も摧けて危險に遇ひ、殊に夕方など、冥冥と薄暗く、虎の嘯く聲、猿の啼く聲が聞ゆる時など、此の岳陽樓に登れば、國を立出でたる身の、鄕里がなつかしく、同僚の讒言を憂へたり、世間の譏りを畏れたりして、見渡す限り、蕭然として物淋しく、感慨の情が極度に達して、悲む人もあらう、

文法　「虎嘯猿啼」の上は景、下は情、景を叙する處、四字句、十句あり其中の「日星隱曜、山岳潛形」は對語なり、

至若春和景明、波瀾不驚、上下天光、一碧萬頃、沙鷗翔集、錦鱗游泳、岸芷汀蘭、郁郁青青、而或長烟一空、皓月千里、浮光躍金、靜影沈璧、漁歌互答、此樂何極、登斯樓也、則有心曠神怡、寵辱皆忘、把酒臨風、其喜洋洋者矣』

予觀夫巴陵勝狀、在洞庭一湖、銜遠山、呑長江、浩浩湯湯、橫無際涯、朝暉夕陰、氣象萬千、此則岳陽樓之大觀也、前人之述備矣、然則北通巫峽、南極瀟湘、遷客騷人、多會於此、覽物之情得無異乎、第二大段の第一小段なり、本段の綱領にして、景情の大要を揭ぐ、

訓義　〔洞庭〕支那第一の大湖、〔浩浩湯湯〕浩浩は大なる貌、湯湯は波動く貌、〔橫無際涯〕廣がつて限界なく、岸邊なし、〔朝暉夕陰〕朝日の影、夕方の曇、〔氣象萬千〕模様が限りなく變化すること、〔前人之述〕古人の詩文に述べたる所なり、〔遷客騷人〕流された人や悲觀的文士、

講述　予は那の巴陵郡の立派な景色を觀るに、其れは全く洞庭と云ふ一つの湖水に在り、此の湖水は遠き山山を銜へ込み、長江を呑み入れ、浩浩と溢れんばかりに、湯湯と勢ひよく流れ、飽くまで廣がつて、何處が限界やら何處が岸邊やら、分らぬ位、此の山水が朝日の光りに映し、夕方の陰つた空合に影の薄らぐ所など、其模様は千差萬別であるが、此れこそ岳陽樓の大見立てゝある、但し此の景色に就いては古人の文字が十分備はつて居るから、其上彼れ此れ言ふには及ばない、さうすると洞庭は、北は巫峽に通じ、南は瀟湘までにも達する間に居る、左遷せられた人やら、悲觀的文士やらが多く此處に會することであるが、景物を觀る上に於て其感情は、普通の人と違はないであらうか、恐らくは違ふであらう、

文法　此の一小段、「前人之述備矣」までは景に係り「然則」以下は情に係る、〇「氣象萬千」の四字中に許多の景色を含む、若し他人ならんには、少からぬ文字を用ひしなるべし、〇「前人之述備矣」の一句は詳細なる說明を省く爲の手段にして、袁州學記の「惟四代之學、考諸經可見已」の句と同一の筆法也、〇「覽物之情得無異乎」の一句は、上を受け下を起す、後の二小段、其中各景と情とを兼ね敘すと雖も、重しとする所は情なるが故に、景を敘べて情に歸著す、卽ち此

樓を修繕し、范文正公、其記を作りしなり、

大旨　滕宗諒は遷謫の身なれば、固より悲むべきも、仁人君子には一身以外に大なる憂樂あり、小悲喜の如きは言ふに足らざることを言つて、以て滕宗諒を慰めたるなり、

慶暦四年春、滕子京謫守巴陵郡、越明年、政通人和、百廢具興、

『第一大段の第一小段なり、先づ巴陵の地方政治宜しきを得るを言ふ、』

訓義　〔慶暦〕宋の仁宗の年號、〔滕子京〕滕は姓、子京は字、名は宗諒、河南の人、范文正公と同年の進士、涇州の地方官たりし時、御史に彈劾せられしも、范文正公之を救ひたるため、僅かに官一等を降して虢州の知事とせらる、王拱辰と云ふもの、尙其罪を論奏して已まず、是に於て岳州に徙さる、〔政通〕政事行亙つて滯りなきことを言ふ、

講述　慶暦四年の春、滕子京は左遷せられて、巴陵郡の太守となつた處、其翌年に及びし頃は、政治も行屆き人民も調和し、是れまで投遣りになつてあつた所の事も一齊に興つた、

文法　元來岳陽樓を修繕するが如きことは、風流文雅の所爲にして急務にあらず、若し肝腎なる政務を放擲して之を行ひたらんには、甚だ稱すべき儀に非ず、因つて先づ政務の擧りたることを敍し、風流文雅の美擧は其餘暇に出でたることを明かにす、此の如きを、體を得と曰ふ、○謫の字は下文の悲喜憂樂等の字の出づる所にして、一篇の大議論を胚胎す、

乃重修岳陽樓、增其舊制、刻唐賢今人詩賦于其上、屬予作文以記之、

『第一大段の第二小段なり、修繕の事と記文の依賴の事とを言ふ、』

大段落　以上を第一大段となす、此の記を作る所以を言ふ、

訓義　〔舊制〕以前の模樣、〔屬〕屬託の略、

講述　そこで重ねて岳陽樓を修繕して、以前の模樣を改良する所があつた、それから樓の上に唐の賢人、竝に現代人の詩や賦を雕刻し、文章を作つて修繕の事を記しくれとの依賴を受けた、

訓義　〔放〕はしいまゝと訓ず、〔爲之〕之は園囿、爲は設くるなり、〔治忽〕書經の益稷の文字、忽は亂に同じ、〔此〕園囿の樂み、

講述　さても、公卿やら大夫やら、貴顯の人士が朝廷の上に立身する時に、一己の慾を勝手放題にして、自ら此のやうな園囿を作りなどしながら、天下の治亂に頓著せざるときは、朝廷より退いて園囿の樂みを享有したく思ふとも、得られるものか、唐の季こそ其れである、

文法　「唐之末路是已」の一句は、唐を借りて宋を諷せしものにして、心血の注ぐ所なり、且つ「是已」の二字を以て突然收束したるは、奔馬を止むるの勢ひあり、〇「公卿大夫」は上の「公卿貴戚」に應ず、〇進退の二字、互に睨み合ふ、

謝疊山評　名園特遊觀之末、今張大其事、恢廣其意、謂園囿之興廢、乃洛陽盛衰之候、洛陽之盛衰、乃天下治亂之候、是至小之物、關係至大、有學有識、方能爲此文、

講述　名園は特だ物見遊山の、取るにも足らぬことなり、然るに今事柄を大げさにし、其意味を廣義にして、園囿の興廢は乃ち洛陽盛衰の候、洛陽の盛衰は乃ち天下治亂の候と謂ふ、すれば、極く小さき物が、極く大きな關係をもつこととなる、學問があり、識見があつて、始めて此の文を作ることを得、

餘說

洛陽名園記と云ふが如き小なる題目でありながら、天下治亂と云ふが如き大問題を起し來る、此の如き作法を小題大做と云ふ、

岳陽樓記　范文正公

講題　岳陽樓は岳州巴陵郡に在り、岳州は天岳山の陽に在り、故に岳陽と名づく、岳陽樓は岳州城の西門の樓なり、洞庭の大湖に臨み、眺望、寬濶を極む、滕宗諒が巴陵郡の守となりし時、此

云はず、竹なり、樹木なり、兵車に踏みにじられ、荒れはてゝ明き地となり、高く聳えたる亭も大規模の臺も、火に焚かれて灰となり、燃えさしとなり、唐の國家と共に消滅して、倶に存在を失ひ、殘る所なくなれり、

文法　盛時に就いては單に邸宅の夥しかりしことを言ひ、衰時に就いては其悲慘なる景況を叙す、一は長く一は短く、詳略、法あり、

余故嘗曰、園囿之興廢、洛陽盛衰之候也』第二大段の第三小段なり、斷案を下す、

大段落　以上を第二大段となす、園囿の興廢に因つて洛陽の盛衰を知るべきを言ふ、

講述　余は此の理由により、嘗て園囿の興廢は洛陽、盛衰の徴候であると曰へり、

且天下之治亂、候於洛陽之盛衰而知、洛陽之盛衰、候於園囿之興廢而得、則名園記之作、余豈徒然哉』

大段落　以上を第三大段となす、名園記が天下の治亂に關係あるを言ふ、

訓義　〔徒然〕むだなり、無意味なり、

講述　其上、天下の治まると亂るゝとが、洛陽の盛衰に兆を求めて知ることが出來、洛陽の盛衰が、園囿の興廢に兆を求めて知ることが出來るとすれば、此の名園記の作は、余に於て、どうして無意味のわざであらうや、

文法　始めて本題に入る、〇「余豈徒然哉」の一句は下文を起す、

嗚呼、公卿大夫、方進於朝、放乎一己之私、自爲之、而忘天下之治忽、欲退享此得乎、唐之末路是已』

大段落　以上を第四大段となす、天下治亂の上より、公卿、大夫を戒む、此れ記を作る所の本意、

必先受兵、第一大段の第二小段なり、治亂に關係するを言ふ、

講述　天下に何事もなきときは別段、事變ある場合には、洛陽が必ず第一番に兵を受けて、戰亂の巷となる、

余故嘗曰、洛陽之盛衰、天下治亂之候也、第一大段の第三小段なり、斷案を下す、

大段落　以上を第一大段となす、洛陽の盛衰に因つて天下の治亂を知るべきを言ふ、

訓義　〔候〕うかがふなり、徵を謂ふ、

講述　予は右の理由があるから、嘗て洛陽の盛衰は天下治亂の徵候であると曰へり、

文法　以上は客なり、○三箇の天下の字、著目すべし、

方唐貞觀開元之間、公卿貴戚、開館列第於東都者、號千有餘邸、第二大段の第一小段なり、名園の盛時を言ふ、

訓義　〔貞觀〕太宗の年號、〔開元〕玄宗の年號、〔貴戚〕皇族等の貴人を謂ふ、〔第〕高貴の人の住宅、〔邸〕寓館なり、玆にては第を特稱とし、邸を概稱としたるなり、〔東都〕即ち洛陽、

講述　唐の貞觀、開元の頃に方つては、公卿やら貴戚やら、東都に於て館を開き第を列するもの、千有餘邸と稱せられた、

及其亂離、繼以五季之酷、其池塘竹樹、兵車蹂蹴、廢而爲丘墟、高亭大榭、烟火焚燎、化而爲灰燼、與唐共滅而俱亡、無餘處矣、第二大段の第二小段なり、名園の衰時を言ふ、

訓義　〔五季〕季は季の世なり、五季は梁唐晉漢周、謂はゆる五代、〔酷〕酷烈なる禍を言ふ、〔蹂〕ふむ、〔丘墟〕墟は、建物其他のものの無くなりたる跡の明き地なり、〔榭〕家室のなき臺なり、〔烟火〕烟は附帶字、〔燼〕燃えさし、〔唐〕五代の唐、

講述　然るに其變亂と、引き續きて五代の酷烈なる禍ひありし時に及んでは、名園の池と云はず、塘と

心有云、爲文不足關世教、雖工無益也、可與知者道、

講說　宋朝の大儒の、學校の記を作りし人は多かりき、然るに三百年來、世の中の人が、此の袁州の學記に限つて之を誦することであるが、其理由は、筆の先きに氣力があり、光焔があつて、他人の文章に超越し、其比類なしと云ふ次第にあらず、其議論の立て方が高遠廣大にして、人の守るべき心と天生の理とを離れざるがためなり、讀者が、樂んで倦むことを忘るゝは、尤もの事なり、葉水心が云へることあり、文を爲るも世の教訓に關係なきときは、工なりとも無益なりと、此れは道理を知る者と言ふべき名言なり、

書洛陽名園記後　李文叔

講題　洛陽は、昔し周の成王が召公をして經營せしめたる東都にして、唐も亦東都と稱す、名園は、有名なる庭と云ふ義なり、

大旨　名園の興廢に因り、小にしては洛陽の盛衰を知るべく、大にしては天下の治亂を知るべきが故に、此の記を作りしも亦天下治亂の見地に本づけるものなることを言ふ、

洛陽處天下之中、挾殽黽之阻、當秦隴之襟喉、而趙魏之走集、蓋四方必爭之地也、（第一大段の第一小段なり、洛陽の地勢を敍す、）

訓義　〔天下之中〕中は中央なり、〔殽黽〕兩山の名、〔襟喉〕咽喉と云ふが如し、要害の處、〔走集〕國疆の要塞、

講述　洛陽の地勢は天下の中央に位地を占め、殽黽の山を兩方に挾み、秦や隴の肝心なる部局に當り、趙魏二國の壘壁となつて居り、四方の爭點である、

天下當無事則已、有事則洛陽

家教學之意』、第三大段の第二小段なり、現代教育の主旨を言ふ、

訓義　〔聖神〕聖德神德ある君主、〔庠序〕古代に於ける學校の名、夏には庠と曰ひ、殷には序と曰ふ、〔譚〕談なり、〔陶〕薫陶の陶なり、〔賢君〕祖無擇のこと、〔仗〕よると訓ず、

講述　今代幸ひにして聖神の君に遭遇し、爾、袁の人民は、祖君の如き賢明なる君を得て、學校も設立せられた次第であるが、爾等をして學校教育に由つて古への立派なる人の行ひたる跡を踐ましめ給ふ、爾等、天下治まりし時は、禮樂を論談して人民を善道に導き入れ、萬一國家不幸にして危難の場合あらば、大なる節義に身を委せ、臣となつては忠の爲に死し、子となつては孝の爲に死し、人をして賴とする所あり、又模範とする所あるやうに爲すが、取り分け當然の道である、是れぞ御上が教育を施し學校を建てられる御旨意である、

文法　一篇の主意、此に歸著す、〇聖神は「皇帝二十有三年」を承け、賢君は「范陽祖君無擇」を承く、〇禮樂、大節、忠、孝等の字、皆上の經の字より來る、

若其弄筆墨、以徼利達而已、豈徒二三子之羞、抑亦爲國者之憂』、第三大段の第三小段なり、上文の反對を言ふ、

大段落　以上を第三大段となす、演說を記す、

訓義　〔徼〕求むるなり〔二三子〕諸君と云ふが如し、

講述　若し之に反して、筆墨を弄びて利祿立身を求むるのみであるならば、何として唯諸君の羞ばかりであらうや、抑、亦國家を治むる者の憂へである、

文法　利の字は上の「見利而不聞義」の利より來る、〇結句「抑亦爲國者之憂」の下に一虚字を附せず、勢、峻拔を覺ゆ、

謝疊山評　宋朝大儒作學記多矣、三百年來、人獨喜誦袁州學記、非曰筆端有氣力、有光燄、超然不群、其立論高遠宏大、不離乎人心天理、宜乎讀者樂而忘倦也、葉水

訓義　〔四代〕虞夏商周、之を四代と謂ふ、〔鏖〕苦撃して多く敵を殺すなり、〔劉氏〕漢の高祖のこと、〔關門不守〕高祖、秦を攻め、函谷關に入るを言ふ、〔健將〕勇健の將なり、〔孝武〕前漢の武帝、〔世祖〕後漢の光武帝、〔出戎行〕軍隊より出づるなり、〔孳孳〕勤むること、〔延于靈獻〕延は及ぶなり、靈獻は漢末二帝の名、〔草茅危言〕民間に在つて直論をなすもの、危は高なり、〔功烈〕烈は功の盛んなるなり、〔釋兵〕兵器を手より離す、卽ち兵權をすつることを謂ふ、

講述　惟ふに四代の學校の事は、經書に就いて調べて見れば直ぐ知れるから、之を言はぬが、其次の秦は、山西の國なるが、六國の兵を鏖にし、萬世までも皇帝になつて居らうと思つたに拘はらず、劉氏が兵を起して一たび天下に呼はれば、關門は其爲に攻め破られ、武き士卒や勇なる將軍が、命を惜んで降參を賣り、人より後れんことを氣遣つたのは何故である、偏へに詩經や書經の古經典に在る道が廢れてしまひ、天下の人が利ばかりを見て義を聞かなつたからである、前漢の武帝は國家豐富の勢ひに乘じ、後漢の光武は軍隊中より身を起した所の天子であるが、何れも學術に孳孳として勤められ、其結果、風俗教化の厚かりしことは、靈帝、獻帝の時代までも續き、草茅の叢る田舍に在つて高論をなす者は、首を折つても悔いず、功勳が其君を動かすやうな勢力ある將軍でも、天子の命とあれば、柔順に兵權を釋き放す位にて、群雄は睨み合ひをなしながら、敢て臣下の位を去らなかつたのが尚數十年の間であつた、敎道が人心を結ぶことは此の如きものである、

文法　「考諸經」の經の字は、下の詩書、禮樂、大節、忠、孝等の字を生ぜり、○四代の學を說かざるときは缺典を免れず、之を說くときは繁詳を免れず、然るに今只一句を以て之を概括せしは大筆力なり、

今代遭聖神、爾袁得賢君、俾爾由庠序踐古人之跡、天下治則譚禮樂以陶吾民、一有不幸、尤當仗大節、爲臣死忠、爲子死孝、使人有所賴、且有所法、是惟朝

し、〔治之東〕治は州の府廳なり、〔燥剛〕乾燥して堅牢なり、〔厥位〕方位、〔面陽〕南向き、〔孔〕ははなはだと訓ず、非常なり、〔廡〕廊なり、〔黝堊丹漆〕黝は薄く青みを帶びたる黒色、堊は色ある土、玆には白堊を指すものゝ如し、丹は赤、漆は黒、〔法故〕法則竝に仕來りなり、〔庖廩〕「くりや」と米倉、〔次〕次第なり、〔百爾〕爾は助辭、色色なると云ふこと、凡百と云ふに同じ、〔展力〕のべつくす、〔舍采〕「せきさい」と讀むなり、舍は釋なり、釋は「つらぬ」なり、采は菜なり、菜を陳ねて祭ること、孔子の祭を舍采と曰ふ、

講述　從來孔子の廟を視察する所、手狹にして改築するに足らぬ程である、そこで州廳の東に造營したが、其土地は乾燥堅牢で、方角は南を向き、其木材は非常に良く、殿やら、堂やら、門やら、廡やら、青白赤黒等の色に塗り上げ、盡く法則先例に從ひ、學生、教師には其れ其れ舍あり、臺所、米倉は其れ其れ配置の順序があり、種種なる器具は其れ其れに揃ひ、建築の工事には職工が手を竝べ一つになつて働いたが、職手は上手であり、役人は精勤し、晝夜力を盡したから、翌年に竣工し、舍采の祭も近日にある筈である、

文法　「厥土」の三句は三句一樣、「殿堂」の二句は二句一樣、

盱江李覯諗于衆曰、惟四代之學、考諸經可見已、秦以山西鏖六國、欲帝萬世、劉氏一呼、而關門不守、武夫健將、賣降恐後何耶、詩書之道廢、人惟見利而不聞義焉耳、孝武乘豐富、世祖出戎行、皆孳孳學術、俗化之厚、延于靈獻、草茅危言者、折首而不悔、功烈震主者、聞命而釋兵、群雄相視、不敢去臣位、尚數十年、教道之結人心如此、

第三大段の第一小段なり、教育と人心の關係を言ふ、

文法　此の大段、「皇帝二十有三年」と書き起したるは、如何にも莊重の筆なり、○此の小段、「惟時守令有哲有愚」の一句は綱にして、下に哲と愚とを分叙す、是れ一頭兩脚の法なり、

三十有三年、范陽祖君無擇知袁州、始至進諸生、知學官闕狀、大懼人材放失、儒教闊疎、亡以稱上意旨、通判潁川陳君侁聞而是之、議以克合。（第二大段の第一小段なり、范陳二人の、詔旨を奉じ學校設立を決議せるを言ふ、）

訓義　〔范陽〕涿州、〔知袁州〕祖は袁州の知制誥たり、〔諸生〕學生と云ふが如し、〔闕狀〕不備の情態、〔學官〕學校を謂ふ、官物なるが故に官と曰ふ、〔通判〕州の刺史、〔守〕の副職なり、

講述　其れより十年の後、卽ち今上の三十三年に至り、范陽の祖無擇君は袁州の知事となりたるが、始めて其任地に至り、學生を引立てたるとき、學校の不備の有様を知つて、人材が離散して無くなり、儒教が中絶し、其れが爲め天子の思召しに叶はぬこととなるのを大に懼れたが、通判の陳侁君も、知事の意見を聞いて尤もとし、そこで二人の相談が能く一致した、

文法　此の前に謂はゆる守令の哲なり、○「上意旨」は前の制詔と德意とを承く、

相舊夫子廟、愜隘不足改爲、乃營治之東、厥土燥剛、厥位面陽、厥材孔良、殿堂門廡、黝堊丹漆、舉以法故、生師有舍、庖廩有次、百爾器備、竝手偕作、工善吏勤、晨夜展力、越明年成、舍采且有日。（第二大段の第二小段なり、學校の規模工事を記す、）

大段落　建學の理由竝に造營の狀況を記す、

訓義　〔相〕視察なり、〔夫子廟〕夫子は孔子なり、〔愜隘〕せまく、窮屈なるなり、〔改爲〕爲は猶作の如

孝にあるが故に、學者宜しく奉戴せざるべからざるを言ふ、

皇帝二十有三年、制詔州縣立學、『第一大段の第一小段、學校設立の詔ありし事を言ふ、』

訓義　〔皇帝〕仁宗を謂ふ、〔制詔〕二字一義なり、

講述　皇帝即位の二十三年に、州や縣に制詔を下して、其れ其れ學校を立てよとのことであつた、

文法　一篇の綱領、

惟時守令、有哲有愚、有屈力殫慮、祇順德意、有假官僣師、苟具文書、或連數城、亡誦絃聲、倡而不和、教尼不行、『第一大段の第二小段なり、詔の實行せられたる處と實行せられざる處とあるを言ふ、』

大段落　以上を第一大段となす、詔の結果二樣あるを言ふ、

訓義　〔守令〕州に守と曰ひ、縣に令と曰ふ、共に其地方長官なり、〔屈〕竭すなり、〔殫〕亦つくすなり、〔德意〕德は天子の恩德、有り難き御沙汰と云ふが如し、〔假官僣師〕官に居つて其責を盡さず、師となつて其務めなきを言ふ、〔苟具文書〕苟は間に合せ、文章は規則書とか帳簿とか云ふが如き類を指す、〔連數城〕縣には何れも壁を繞らして城を成す、數城とは數縣と云ふが如し、而して一州には必ず一縣以上あるが故に、又數州と云ふが如し、〔誦絃〕讀書奏樂、絃は管絃の絃〔倡而不和〕此方より言ひ出しても、附いて來らざるなり、〔尼〕止なり、

講述　玆の州縣の守令と云ふものに、賢哲なるものもあれば、昏愚なるものもあり、卽ち賢哲の方の側を言へば、力量の有らん限り、思慮の有らん限りを盡し、畏れかしこみて天子の思召しに順ふものあり、昏愚の方の側を言へば、官吏の名を假るのみにて其實を行はず、師の地位を盜みて其務めなく、間に合せに書類のみを具へ、或は數箇城の廣き土地に亙つて何等絃誦の聲なく、折角朝廷より敎育の事を申し出されても贊同するものなく、敎化が停止して行はれざる處もある、

訓義　〔事讎之大耻〕讎は金なり、宋朝の國威益〻墜ち、金に對する國書の如き、從來大宋と書きしを、單に宋と記し、皇帝と書せしを、單に帝と書し、彼れに向つて臣下の禮を執りしを謂ふ、

講述　若し此の詔が紹興の以前に在つたならば、讎たる金に事へる大耻辱が無くして濟むことを得たであらう、

使此詔行於隆興之後、可以卒不世之伐功、』

大段落　以上を第二大段となす、後に機會を失ひたるを言ふ、

訓義　〔隆興〕孝宗の年號、〔可以卒不世之伐功〕伐功は戰功なり、卒は遂ぐるなり、是れは金に內亂ある際なりしかば、開戰に利あるを言ひたるなり、

講述　若し此の詔が隆興の後に實行したならば、世にも罕なる武功を遂げ得たであらう、

今此詔與此虜猶俱存也、悲夫、』

大段落　以上を第三大段となす、此の詔は行はれずして、此の讎は現存することを悲む、

講述　今此の詔と此の虜と、猶兩つながら存在して居る、誠に悲しきことである、

謝疊山評　字少意多、文簡理詳、有關世敎、非徒以其文也、

講述　字數は少けれども意思は多く、文章は簡單なれども義理は綿密なり、世の敎へに關するものあれば、只其文のみを以て彼れ此れ稱すべきにあらず、

餘說

「悲夫」の二字、精神の在る處、限なき感慨を含む、

袁州州學記　李泰伯

講題　州學とは州立學校なり、此記は、李泰伯、文を作り、河東の柳淇、文を書し、京兆の章友眞、篆を書す、時に三絕と稱す、

大旨　天子が學校敎育を奬勵するの本意は忠

て歌を作つて云ふやう、

雲山蒼蒼　江水泱泱　先生之風　山高水長

訓義　〔泱泱〕水の流るゝ貌、

講述　祠堂の風景を言へば、雲間に出沒する山山は蒼蒼として聳え、江水は泱泱として流る、先生の風は山の高きが如く、人をして仰がしめ、又水の流るゝ如く、其及ぶ所遠し、

韻法　蒼と泱と長とを韻とす、七陽に屬す、

文法　風の字、風敎の意を含む、

餘說

傳へ云ふ、范文正公が此の記を作りし時、李泰伯、座に在り、問うて云ふやう、公の此の文一たび出でば、世に名あらん、只一字未だ安からずと、公曰く、何の字ぞと、曰く、「先生之德」は、風の字を以て德の字に代ふるに如かずと、公欣然として之を改めたり、蓋し泰伯は、記中に「貪夫廉懦夫立」の六字あるに因り、遂に孟子の「聞二伯夷柳下惠之風一」一段を思ひ、因つて此の風の字を得たるなり、

跋二紹興辛巳親征詔草一　辛稼軒

講題　宋の高宗の紹興三十一年、金主亮、衆を率ゐて來り侵す、帝、詔を下して親征す、此れは其詔の藁本に跋せしなり、跋とは、著述、文章等の後に書し、其性質、來歷、又は之に關する感慨を記するものにして、小品文の類に屬し、謂はゆる書後と、名異にして實は略ぼ同じ、

大旨　此詔が好機會を失ひ、無效に終りしことの慨嘆すべきを言ふ、

使下二此詔一見中於紹興之前上、可三以無二事レ讎之大恥一三、

大段落　以上を第一大段となす、前に機會を失ひたるを言ふ、

遂先生之高哉』、第二大段の第二小段なり、光武と先生と、互ひに高大の徳を成すを言ふ、

講述　推し考へて見るに、先生の心事の高尚なることは日月の上にも出づる位であつて、光武の度量の廣大なることは天地の外をも包む程なり、若し先生が在らざりしならば、光武の廣大を成就することが出來ぬ、之と同時に光武が在らざりしならば、何とて先生の高尚を遂げ果さんや、

而使貪夫廉懦夫立、是大有功于名敎也』、第二大段の第三小段、先生高節の效驗を言ふ、

大段落　以上を第二大段となす、二人の徳を贊して、重きを先生に歸す、

訓義　〔懦夫立〕懦は弱なり、立は「しつかりする」こと、〔名敎〕名は倫理的名に因つて其實あるなり、敎は敎訓なり、

講述　而して先生の所爲は後世の人をして其れに感興するの結果、貪欲の者も清廉となり、懦弱の者も自立することとなる、是れ大に名敎の上に功ある次第である、

文法　此の段の字眼は高大の二字なり、○篇首より此に至るまで、光武と先生と、兩兩說き來つて雙關の形式をなし、而の一字を以て先生一人に轉ず、此の如くならざるときは、主客の別立たず、

仲淹來守是邦、始構堂而奠焉、乃復爲其後者四家、以奉祠事、又從而歌曰』、

大段落　以上を第三大段となす、祠堂を作ることを記す、

訓義　〔仲淹〕作者卽ち范文正公の名なり、〔奠〕神前に爵と云ふ杯を安置するなり、隨つて祭を致す意となる、〔復〕除なり、租稅賦役を免除すること、〔其後〕子孫を謂ふ、〔奉祠事〕詞堂に關する務めを奉行する、

講述　我れ仲淹、都より來つて是の邦の郡守となり、始めて祠堂を營造して、先生の靈に物を供へて祀をなすことにした、そこで先生の子孫に當る四家の租稅賦役等を免除して、堂守となした、又其れに就い

と奏したること、〔江湖〕民間、但し風流的、文學的地方を謂ふ、〔聖人之清〕聖人の潔白的方面、〔泥塗〕汚(ケガラ)はしとするなり、〔軒冕〕軒は大夫の車なり、冕は大夫の冠なり、〔以禮下之〕光武が三たびも使ひを遣はしゝこと、其館に親臨せしこと、彼れが腹上に足を加ふるも咎めずして優遇せしこと等を言ふ、

講述　程過ぎて先生は、其行動によつて星の形象を動かし、隱士的土地なる江湖に歸り、聖人の清的德行を得て、大夫の服裝なる軒冕を泥土と同一に投棄てたる時に於て、天下誰れか之に對して其上手を行くものあらうや、惟だ光武が禮を以て之に卑下されたのみである、

文法　前の小段に於ては節を字眼とし、此小段に於ては禮を字眼とす、而して禮と節とは、起首に謂はゆる道なり、

在蠱之上九、衆方有爲、而獨不事王侯、高尚其事、先生以之、在屯之初九、陽德方亨、而能以貴下賤、大得民也、光武以之、（第二大段の第一小段なり、易を引き、光武と先生と共に、道に合するを論ず、）

訓義　〔蠱之上九〕易の卦爻の名、其解は爭臣論に出づ、〔有爲〕仕官して職事を行ふなり、〔屯之初九〕是れ亦卦爻の名、䷂、其文に曰く、以貴下賤、大得民也と、〔陽德方亨〕初九の爻は陽にして、此の卦の主爻なれば、陽の德が能く通ずるの象となる、

講述　易の蠱の卦の上九の爻に於ては、衆人は仕官して各、其職事を行ひつゝあるのに、自分獨りは王侯に事へずして、其行ひを氣高(ケダカ)くするとの義であるが、先生は之を以て光武に加へられたり、屯の初九に於ては、陽の德が方(マサ)に通じ、而して能く貴き身を以て賤しき身分の人に下るが故に、大に民心を得ると云ふ義なるが、光武は之を以て先生に加へられたり、

蓋先生之心、出乎日月之上、光武之量、包乎天地之外、微先生、不能成光武之大、微光武、豈能

第一大段の第一小段なり、主なる光武帝と客なる先生とを竝び揭げて主意を點出す、

訓義 〔故人也〕同學の友なるを以て言ふ、〔相尙〕尙は加ふると訓ず、猶相對すとか相臨むとか云ふが如し、

講述 嚴先生は光武皇帝の舊なじみの人である、光武帝と先生とは、互ひに道を以て相對せられた、

及帝握赤符、乘六龍、得聖人之時、臣妾億兆、天下孰加焉、惟先生以節高之、

第一大段の第二小段なり、先生が道を以て光武に對せしを言ふ、

訓義 〔握赤符〕符は俗に謂はゆる讖、未來記の類、赤伏は其名、赤は火の色にして、漢は火の德を以て王たる所より、此の如き名あり、從來支那にては五行を信じ、何事にも水火木金土を配當し、帝王の興るも、必ず之と關係を有するものとせり、光武が嘗て長安にありし時、儒生强華なるもの、關中より赤伏符を奉じて來りしが、其文に曰く、劉秀、(光武帝の姓名)兵を發し、不道を捕ふ、四夷、雲の如く集る、龍、野に鬪ふ、四七の際、火を主となすと、是れなり、〔乘六龍〕易の彖傳に云ふ、時に六龍に乘じて天に御すと、天子の運命に當ることとなり、〔聖人之時〕聖人として聖人の位(天子)に卽く時、〔億兆〕天下の人民、〔節〕節操なり、俗に云ふ骨ぶし、〔高之〕之は帝の代名詞、

講說 光武帝が赤伏符を手に入れて之を握り、六龍に乘つて、聖人(道德を地位化せる聖人)となるべき時機を得て天子となり、億兆無數の人民を、男は臣とし、女は妾〔婢〕とせし時に於ては、天下の中、誰れか之に對して其上手を行くものあらうや、惟だ先生が氣節を以て彼れに對し高尙な態度を取られたのみである、

既而動星象、歸江湖、得聖人之淸、泥塗軒冕、天下孰加焉、惟光武以禮下之、

第一大段の第三小段なり、光武が禮を以て先生に加へしを言ふ、

大段落 以上を第一大段となす、光武帝と先生と道を以て互ひに相對せしを言ふ、

訓義 〔動星象〕星の「ありがたち」を移動する、講題に示しゝが如く、子陵が足を帝の腹の上に乘せかけたることが天文に現はれて、太史が客星犯帝座

講述　此のやうな文章は、天下に幾篇と云つて限りがある者で、多く出遇ふことが出來ぬ、只杜牧(晩唐人)の詩一首は之に似て居る、彼れ項羽の廟に題して云ふ、勝つと負けるとは、兵家と雖も豫定通りにはならぬ、そこで負けても善く耻辱を忍ぶのは、卽ち男兒である、項羽が兵を起した江東の若者の中には豪傑が多い、地方を席卷して二度と遣つて來ることが出來るかも知れなかつたのである、それに短氣を起して死んだ處は英雄でないと、

餘說

「於虖」より以下の文字は、當時箕子の心事未だ必ず此に及ばずして、又事實の徵すべきものあるに非ず、作者乃ち時勢上より想を著け、此の空中の樓閣を作る、夫れ然り、或の字、乎の字を以て疑を存す、此の一段あり、文章始めて陳腐を免れ、短幅と雖も亦餘意あり、

嚴先生祠堂記

范文正公

先生光武之故人也、相尙以道、

講題　嚴先生とは、後漢の嚴光、字は子陵を謂ふ、子陵、本姓は莊氏、顯宗の諱を避け、莊を以て嚴となしゝなり、光武帝と同じく遊學す、帝の位に卽くに及び、姓名を變じて出でず、羊裘を被つて澤中に釣る、帝其賢なるを思ひ、物色して之を得たり、乃ち屢ゝ使を遣はして之を召し、至れば則ち其館に幸す、子陵臥して起たず、帝其臥所に赴き、其腹を撫して曰く、咄咄子陵、予を助けて治をなすべからざるかと、因つて共に偃臥す、光、足を以て帝の腹に加ふ、明日、太史奏すらく、客星、帝座を犯すこと甚だ急なりと、帝曰く、朕、故人嚴子陵と共に臥すのみと、諫議大夫に拜すれども屈せず、富春山に耕す、後人、其釣せし處を名づけて嚴陵瀨と曰ふ、

范文正公、嚴州の太守たりし時、此の祠堂を建て、自ら文を作つて其理由を記したるなり、

大旨　子陵が名敎に功あり、士風に好感化を與ふべきものなるが故に、之を祀るべきことを述ぶるなり、

講述　明哲の資質、其身に在り、隨つて囚奴となるも決して陋ならず、謙讓を行ひ禮儀を守り、少しも自ら傲ることなく、孤と稱した、

文法　不陋爲奴は「惟德無陋」に應ず、

高而無危　卑不可踰　非死
非去　有懷故都』

解　以上を第四解となす、道合隆汚の實を言ふ、

講述　位高きも、墜落するやうな危きことなく、位卑きも、他人は之を乘り踰ゆること出來ず、諫めて死しもせず、殷を去つて周に從ひもせず、昔しの殷の都をば戀ひ慕つた、

時詘而伸　卒爲世模　易象
是列　文王爲徒』

解　以上を第五解となす、文王と德を同じうすることを言ふ、

訓義　〔詘〕屈に同じ、〔文王爲徒〕易の明夷の卦の象傳に云ふ、內文明而外柔順、以蒙大難、文王以之、內難而能正其志、箕子以之と、

講述　一時は屈したれども又伸ぶることが出來て、卒に世人の模範となつた、易の象に列せられて文王と仲間になつた、

大明宣照　崇祀式孚　古闕
頌辭　繼在後儒』

解　以上を第六解となす、此の頌が古來の闕典を補ふを言ふ、

訓義　〔大明〕大德明德、〔式〕以なり、〔孚〕誠なり、

講述　大にして明かなる德は、天下後世に宣び輝き、誠心を以て之を祀るに至る、昔しは頌辭がなかつたゆゑ、之を作ることは、後の儒者を要することである、

謝疊山評　此等文章、天地間有數、不可多見、惟杜牧詩一首似之、題項羽烏江廟云、勝敗兵家不可期、包羞忍耻是男兒、江東子弟多豪俊、卷土重來未可知、

國を保つの志があつた故であらうと思はれる、

唐某年作廟汲郡、歲時致祀、嘉先生獨列於易象、作是頌云』

大段落　以上を第四大段となす、頌を作る所以を敍す、

訓義　〔汲郡〕紂の故都、〔列於易象〕象とは周公の卦に掛けたる文句、上に在る箕子之明夷を謂ふ、

講述　唐の某年に箕子の廟を汲郡に作り、歲時には祀を致す、余は先生が獨り易の象に列することを嘉し、此の頌を作る次第である、

蒙難以正　授聖以謨　宗祀用繁　夷民其蘇』

解　以上を第一解となす、箕子の三道を具ふるを言ふ、

訓義　〔謨〕謀なり、敍文中に謂はゆる大法、卽ち洪範なり、〔夷民〕朝鮮人を指す、

講述　難儀を蒙つたが、正道を行ふが爲に之を蒙つたのである、而して聖人には其守るべき模範を授け、祖宗の祀をなすべき子孫は繁殖し、朝鮮の夷民は新たに恩澤を受けて、蘇生の想ひをなした、

憲憲大人　顯晦不渝　聖人之仁　道合隆汚』

解　以上を第二解となす、何れの場合に於ても道に合するを言ふ、

訓義　〔憲憲〕興盛の貌、〔顯晦〕世に出づると隱ると、〔渝〕變と云ふが如し、〔隆汚〕盛衰興替と云ふが如し、

講述　憲憲たる盛德の大人は、其身が顯はれて榮えても、晦くして不名譽であつても、其德を移すことなく、聖人の仁を得て居るわけは、其道が盛時に合ふと共に又衰時にも合ふからである、

文法　「天地變化我得其正」に應ず、

明哲在躬　不陋爲奴　行讓居禮　不盈稱孤』

解　以上を第三解となす、顯晦不渝の實を言ふ、

訓義　〔孤〕王公の謙稱、

物工藝)を以てす、婦人貞信、淫せず、云云、

講述　箕子、朝鮮に封ぜられてから、道を推し廣めて民俗を訓へ導き、人民は君子の德化を被つて、己れの德の鄙陋を免れ、其土地が中國より遠きが爲に敎化の及ばざることなく、此の此くにして殷の祀を廣め、蠻夷をして中華の文明に變ぜしめたり、是れ化の民に及ぶと云ふことである、

率是大道、藂于厥躬、天地變化、我得其正、其大人歟、』（第二大段の第四小段なり、上の三柱を束ねて主意に歸納す、）

大段落　以上を第二大段となす、主意を説明す、

訓義　〔率是大道〕率は猶擧ぐと云ふが如し、是大道とは、正蒙難、法授聖、化及民の三者を指す、〔天地變化〕殷亡び周興るを謂ふ、

講述　此の大道を引纏めて己が一身に集め、天地變化の際に處して我れ其正道を得た、如何さま大人であらうか、

文法　天地變化の句は上の大道悖亂を承く、

於虖當其周時未至、殷祀未殄、比干已死、微子已去、向使紂惡未稔而自斃、武庚念國以圖存、國無其人、誰與興理、是固人事之或然者也、然則先生隱忍而爲此、其有志於斯乎、』

大段落　以上を第三大段となす、箕子の心事を臆説す、

訓義　〔殄〕絶滅なり、〔向〕曩になり、〔稔〕熟するなり、

講述　扨も周の天運が未だ至らず、殷の社稷が未だ亡びず、比干は已に死し、微子は已に去つた時分、紂は其惡業未だ十分熟せざる中に自滅し、其子の武庚、國を念うて保全を圖ると假定せば、其時は國に人物なく、何人と共に政治を興さうや、是れ固より人事の上に於て有り得べき事である、さうして見れば、先生が隱忍して此の行動をなしたも、武庚を佐けて

なかつた、臣下たる者之を見かね、進んで身を殺し、君と運命を同じうするは、誠に仁に相違ない、然れども吾が祖先の祀を存する上に於ては益がないゆゑ、之を爲さず、又己が身を敵に委ねて祀を存するは、誠に仁に相違ない、然れども吾が國の滅亡に關係することゆゑ、之を爲すに忍びず、此の二つの道を具ふる事に至つては、比干や微子のやうに、已に之を爲す者があつた、其れゆゑ自分は其明にして賢なる處を保つて、身の成行きに任せ、吾が智計德貌を晦まし、囚人奴隷たる辱めを受け、其智德を昏すれども精神に邪なく、其地位を墜せども明德は消えなかつたのである、故に易の中に、箕子の明、夷るとあり、是れは卽ち正しくして災難を蒙つたと云ふことである、

文法　「昏而無邪隤而不息」の二句は、上の晦と辱との意を足せしなり、

及天命既改、生人以正、乃出大法、用爲聖師、周人得以序彝倫而立大典、故在書曰、以箕子歸、作洪範、法授聖也、『第二大段の第二小段なり、第二柱の事實を證す、』

訓義　〔生人〕生民と云ふべきを生人となしたるは、唐の太宗の諱世民を避けたるなり、〔彝倫〕常倫なり、卽ち人倫を謂ふ、〔洪範〕書經の篇名、

講述　天命が已に改まつて周の天下となり、人民が秩序的となるに及び、大法を出して聖人の師となり、周人は、是れに因つて倫理を整へ大典を立つることが出來た、故に書經の中に曰ふ、(武王、)箕子を伴つて歸り、(箕子、)洪範を作ると、是れは法を以て聖人に授けたと云ふことである、

及封朝鮮、推道訓俗、惟德無陋、惟人無遠、用廣殷祀、俾夷爲華、化及民也、『第二大段の第三小段なり、第三柱の事實を證す、』

訓義　〔封朝鮮〕尙書大傳に曰く、武王、殷に勝ち、箕子の囚を釋す、箕子、周に釋さるゝに忍びず、走つて朝鮮に之く、武王之を聞き、因つて朝鮮を以て之を封ずと、〔推道訓俗〕漢書地理志に云ふ、箕子去つて朝鮮に之き、其民に敎ふるに、禮義、田(耕作)蠶織作(織

立於世、故孔子述六經之旨、尤殷勤焉』、第一大段の第二小段なり、箕子に大人の道あることを實叙す、

大段落 以上を第一大段となす、箕子が大人の道を具へたるを言ふ、

訓義 〔殷有仁人〕論語微子篇に云ふ、微子は之を去り、箕子は之が奴となり、比干は諫めて死す、孔子曰く、殷に三仁ありと、〔茲道〕大人の道を指す、〔六經〕詩書易禮樂春秋、〔殷勤〕丁寧反覆なり、

講述 殷に仁人があつて、其名を箕子と曰ふ、實に茲の大人の道を具足して、世に立つた人である、故に孔子が六經の旨を述べ給ひし時、尤も此點に殷勤にせられたるのである、

當紂之時、大道悖亂、天威之動不能戒、聖人之言無所用、進死以併命誠仁矣、無益吾祀、故不爲、委身以存祀誠仁矣、與亡吾國、故不忍、具是二道、有行之者矣、是用保其明哲、與之俯仰、晦是謨範、辱於囚奴、昏而無邪、隤而不息、故在易曰、箕子之明夷、正蒙難也、』第二大段の第一小段なり、第一柱の事實を證す、

訓義 〔進死併命〕比干の諫めて死したる事に係る、〔委身以存祀〕微子が殷の祭器を抱いて周に奔りたる事に係る、祀は祖先の祀、〔二道〕死と去るとを謂ふ、〔行之〕之は二道を指す、〔是用〕是以に同じ、〔保其明哲〕明哲保身と云ふべきを書き更めたるなり、詩經の大雅蒸民篇に、既明且哲、以保其身の語あり、〔隤〕頽に同じ、下墜なり、〔易曰云云〕離下坤上の卦、地下明夷、日の地中に入るの象なり、六五に曰く、箕子之明夷、利貞と、鄭玄注に云ふ、夷は傷なり、日、地上に出づれば、其明乃ち光る、其地に入るに至つては、明則ち傷る矣、故に之を明夷と謂ふと、

講述 紂の時代に當り、人の大道悖り亂れ、天の威光を以て災ひを下し亡國の兆を示したが、其れでも用心することを知らず、聖人の言議も用ふることが

點のみを以て之に罪するは、當を得たるものに非ず、何となれば、天子已に出奔し、人心疑懼の際なるが故に、尊號を定むるに非ざれば、諸將を制御し、兩京を復する能はざればなり、然れども上皇、興慶に還るに及び、外人と交通せしめず、刼して之を西内に徙し、復安否を問はず、竟に快快として崩ぜしめたるに至つては、殆んど人子の道なき者と謂ふべし、乃ち次山の此の文は、實に肅宗の心を誅するの論なり、

箕子碑　柳柳州

講題　箕子は殷の紂王の叔父にして、箕の地を領せしに因り、箕子と曰ふ、紂が象箸(象牙の箸)を作り、又炮烙の刑(鐵板を火の上に架して、之に油を灌ぎ、罪人をして其上を渡らしむる所の刑)を設くるや、箕子、諫むれども用ひられず、或人、去るべしと曰ひけるに、箕子は、用ひざるを知つて言ふは愚なり、身を殺し以て吾が君の惡を彰はして民に悦ばるゝは、吾れ爲すに忍びざるなりとて、衣を解き髮を被り、佯り狂す、周の武王、殷に克つに及びて箕子を訪ふ、箕子、武王の爲に洪範(大法と云ふが如し)を陳べ、遂に朝鮮に封ぜらる、

大旨　箕子の大人たる所以を言ふ、

凡大人之道有三、一曰、正蒙難、二曰、法授聖、三曰、化及民、　第一大段の第一小段なり、先づ大人の道を虚叙す、

訓義　〔正蒙難〕箕子が佯狂して、奴隷とまで成り下りたるを謂ふ、〔法授聖〕法は書經に見えたる洪範、聖は周の武王、〔化及民〕朝鮮を開きたるを言ふ、

講述　凡そ大人の道に三箇條あり、一は正しうして災難を蒙るを曰ひ、二は法を以て聖人に授くるを曰ひ、三は、德化民に及ぶを言ふ、

文法　此れ全篇の綱領にして、先づ三本の柱を立つ、

殷有仁人、曰箕子、實具茲道、以

ざるなり、此れ其嚴正の二なり、而して春秋に似たり、獨り此れのみならず、「太子卽位於靈武」の一句、太子卽位と曰ふ、卽ち其命を父君に承けずして自立なることは、文勢を以て知るべし、故に疊山曰く、肅宗、命を父に受けずして自立す、簒位と同じと、此れ其嚴正の尤なる者にして、所謂盛德なきもの此に在り、而して尤も春秋褒貶の法を得たるものなり、又其用筆の簡錬を言はんに、「天子幸蜀」の天子は、一讀すれば玄宗皇帝と曰ひたきやう見ゆれど、今其然らざる所以は、起首に「天寶」と云へり、天寶は卽ち玄宗の年號なれば、天子の玄宗たること、知るべきを以てなり、此れ其簡錬の一なり、「復兩京」の句も通常なれば、上文に「陷洛陽」「陷長安」と云ひしを以て、此處にも復洛陽長安と曰ひたき樣見ゆれども、此の如くんば文字平庸なり、今乃ち約して復兩京と曰ふ、此れ其簡錬の二なり、還長安と曰はずして「還京師」と曰ひ、「天子」「太子」「皇帝」「上皇」など、同人にして異名、字を變ずる所、多少の字數を省けり、此れ其簡錬の尤なるものなり、

於戲前代帝王有盛德大業者、必見於歌頌、若今歌頌大業、刻之金石、非老於文學、其誰宜爲、

大段落　以上を第二大段となす、大業あつて盛德なきを言ふ、卽ち議論、

訓義　〔於戲〕歎美の辭、〔歌頌〕頌は韵文にして、歌ふべきものなるが故に、歌頌と曰ふ、〔老〕老練老熟、

講述　扨も前代の帝王の、盛んなる道德と大いなる功業とあるものは、必ず歌頌に見はる、今大業〔盛德と伴はざる〕を歌頌し、之を金や石に刻するが若きは文學に老熟したるものに非ざれば、誰れか之を作るべきぞ、

文法　盛德なしと曰はずして、唯「歌頌大業」と曰ふ、而して盛德なきこと自ら見はれ、肅宗が不孝の罪、自ら掩ふべからず、

餘說

此の文、簡單精錬、僅僅百字に滿たずして意味深長、數百言に勝り、一字一句苟くもせず、大義凜然、春秋の筆法を得たり、但だ肅宗が父の命を待たずして自ら位に卽きし

大旨　肅宗は中興を成したれども、業あつて德なきが故、昔しの盛德大業を兼ねたる帝王と同じく、之が頌を作るは至難の事なるを言ふ、

目的　肅宗の失德を諷して、名分を正すに在り、

天寶十四年、安祿山陷洛陽、明年陷長安、天子幸蜀、太子卽位於靈武、明年皇帝移軍鳳翔、其年復兩京、上皇還京師、

大段落　以上を第一大段となす、中興の事實、卽ち敍事、

訓義　〔天寶〕唐の玄宗の年號、〔安祿山〕安祿山は營州柳城の胡人、本姓は康、幼字は阿犖山、母、安氏に再嫁せしにより、其姓を冐す、姓狡黠にして多智、部落破散の時、逃れて唐に歸す、玄宗甚だ之を愛し、營州の都督となす、祿山、帝の左右に賂ひ、己れを稱譽せしめ、東平郡王の爵を授けらるゝに至る、常に後宮に出入して、頗る醜聲あり、十四年遂に叛し、奚契丹の兵凡そ十五萬を發して西行す、〔洛陽〕謂はゆる東都、〔長安〕謂はゆる京師、〔天子幸蜀太子卽位於靈武〕天子は玄宗なり、玄宗、賊を避け、蒙塵して馬嵬に至り、父老の請ひに從つて太子を留む、太子還つて靈武に至るや、裴冕等請ふて、皇帝の位に卽かしむ、〔明年皇帝云云〕此の皇帝は前に謂はゆる太子にして、肅宗のことなり、〔上皇還京師〕上皇は前に謂はゆる天子、玄宗のことなり、

講述　天寶十四年に、安祿山、洛陽の都を陷れ、明年、長安の都を陷れ、天子は蜀に行幸せられ、太子は靈武に於て皇帝の位に卽き給ふ、明年、皇帝、軍を鳳翔に移され、其年、官軍、兩京を復し、上皇、京師に還幸あり、

文法　細東卿曰く、起首「天寶十四年」を以て筆を起し、「明年」と云ひ、「其年」と云ひ、其年號を以て書き來る所、此れ嚴正の一なり、而して春秋に似たり、「天子幸蜀」は、玄宗が安祿山のため出奔するなり、唐史にも亦「出奔於蜀」と書せり、此文、出奔と曰はずして幸と曰ふ、此れ祿山の暴虐をして天子に及ぼさしめず、天子に與ふるに出奔なる不祥なる字を以てせ

理しようとする、兎も角も始めあり終りある人物である、銘に云ふ、

文法　裴盧二人の事は、唯關係上附帶して擧げたるに非ず、上文の禽獸的人物と反映の筆を用ひたるなり、

是レ惟レ子厚之室　既ニ固ク既ニ安シ
以テ利スニ其嗣人ヲ一

訓義　〔室〕冢壙を云ふ、〔既固既安〕支那にては風水の説とて、墓の方位、地勢等により、子孫の禍福を致すとの迷信あり、堅固にして靈魂の安泰なるは、子孫に利ありとて之を祝するなり、

文法　子厚已に死し、復其志を伸ばす能はざれば、せめて子孫に望みを屬せんとす、是れ作者の感想にして、此銘は深く子厚の生前を痛みしものなり、

餘說

凡そ墓碑の文に議論を用ふるは正體に非ず、然れども正體を以て十分に其人を傳ふるに足らざる場合には、勢ひ變體に出でざるを得ずして、此文の如きは、變體を以て古今の絕調と稱せらる、

大唐中興頌序　元次山

講題　大唐とは、國號を崇重して云へるなり、中興とは、唐の肅宗が安祿山の亂を平げ、祖業を恢復したるを謂ふ、頌は成功を稱贊するものにして、一種の韻文なり、頌の本文は左の如し、

噫嘻前朝孽臣姦驕、爲レ昏爲レ妖、邊將騁レ兵、毒ニ亂國經一、群生失レ寧、大駕南巡、百僚竄レ身、奉レ賊稱レ臣、天將レ昌レ唐、繄睨ニ我皇一、匹馬北方、獨立一呼、千麾萬旟、戎卒前驅、我師其東、儲皇撫レ戎、蕩ニ攘群兇一、復復指レ期、曾不レ踰レ時、有レ國無レ之、事有ニ至難一、宗廟再安、二聖重歡、地闢天開、蠲ニ除妖災一、瑞慶大來、兇徒逆儔、涵ニ濡天休一、死生堪レ羞、功勞位尊、忠烈名存、澤流ニ子孫一、盛德之興、山高日昇、萬福是膺、能令ニ大君一、聲容沄沄、不レ在ニ斯文一、湘江東西、中直ニ浯溪一、石崖天齊、可レ磨可レ鐫、刋ニ此頌一焉、何千萬年、

日卒、年四十七、以十五年七月十日、歸葬萬年先人墓側、子厚有子、男二人、長曰周六、始四歲、季曰周七、子厚卒乃生、女子二人皆幼。（第六大段の第一小段なり、卒葬及び遺族を叙す、）

講述　子厚は元和十四年十一月八日に卒し、年は四十七、十五年七月を以て、萬年縣に在る其父の墓側に歸葬した、子厚に男子二人あり、長男を周六と曰ひ、季を周七と曰ふ、周七は、子厚の死後に至つて生れたる者である、又女子は二人あれども、共に尚幼少である、

其得歸葬也、費皆出觀察使河東裴君行立、行立有節槩、重然諾、與子厚結交、子厚亦爲之盡、竟賴其力、葬子厚於萬年之墓者、舅弟盧遵、遵涿人、性謹順、學問不厭、自子厚之斥、遵從而家焉、逮其死不去、既往葬子厚、又將經紀其家、庶幾有始終者、銘曰、（第六大段の第二小段なり、死後子厚の爲に盡力せし人を附記す、）

講述　子厚の柩を故郷へ持ち行きて、葬ることを得たるに就いては、其費用の金は、全く觀察使を奉職する、河東の人、裴君行立の手より出た、行立は節操氣概あり、一度引受けたことは必ず實行する主義の人で、子厚と交を結び、子厚も亦生前之が爲に友誼を盡したが、竟に此人の力に賴つて葬費を得た次第、又柩を送つて子厚を萬年縣の墓地に葬つた人は、舅弟（母方の叔父の子）の盧遵と云ふものであるが、彼れは涿郡の人、性質謹愼從順であつて、學問を厭ふことなく子厚が朝廷を斥けられてから、遵は子厚に附いて、其到る所を己が家となし、子厚の死するまで去らず、已に萬年に赴いて子厚を葬り、其子厚の家事を整

已に退けられたる上、又相知る人の中に氣力あり、而も位を得て居る者が引き上げくれなかつたため、僻遠の地に死して、其才は世の役に立たず、其道は時に行はれなかつたのである、

使子厚在臺省時、自持其身、已能如司馬刺史時、亦自不斥、斥時有人力能擧之、且必復用不窮、（第五大段の第二小段なり、禍を得ざるべき場合を想像す、）

講述　若し子厚が臺省に在つた時、自ら取締ること、司馬、刺史の時分のやうに謹愼であつたならば、斥けられなかつた譯である、又斥けられた時、之を擧げてくれる有力の人があつたならば、必ず再び政府に用ひられて窮しなかつたであらう、

文法　空中樓閣、

然子厚斥不久、窮不極、雖有出於人、其文學辭章、必不能自力以致必傳於後、如今無疑也、雖使子厚得所願、爲將相於一時、以彼易此、孰得孰失、必有能辨之者、（第五大段の第三小段なり、得失を打算す、）

大段落　以上を第五大段となす、其不遇なりし原因を評論して、文章の必傳に歸納す、

講述　然れども子厚斥けらるゝこと久しからず、窮することも極まらなかつたならば、其天才が人並み勝れて居るとは云へ、自ら文學や製作物に力を用ひ、必ず後世に傳はること、今日のやうに疑ひなからしむる譯には往かぬであらう、縦令ひ子厚をして其目的を達し、一時大臣大將の地位を得さしたとしても、萬古必傳の文章と一時の功名富貴とを交換する事とならば、何れが得であつて何れが損であるか、必ず能く之を辨識する者があるであらう、（不遇は反つて彼れの幸福と謂ふべし、）

子厚以元和十四年十一月八

利害、僅如毛髮比、反眼若不相識、落陷穽、不一引手救、反擠之又下石焉者皆是也、是宜禽獸夷狄所不忍爲、而其人自視以爲得計、聞子厚之風、亦可以少愧矣。『第四大段の第二小段なり、友誼を賛す、』

大段落　以上を第四大段となす、交遊に厚き事を叙す、

講述　扨扨士は、窮困の境遇に陷つて始めて節義の見ゆるものである、試みに見よ、平日村里や町内に居つて、互ひに氣が合ひ、共に飲食をなし、遊戲をなして、往つたり來たり、面白可笑しく笑話を交換し、己れ下手に出でゝ、手を握り心中を打明け、天日を指しながら、涙を流しながら、生き死にともに信義を全うすべしと誓ふなど實に信用出來得るやうであるが、一旦小さき利害問題、譬へて見れば毛筋一本程のに事に臨むと云ふと、互ひに睨めつけて他人同樣、縱令ひ一方が陷し穴の中に落ち込んでも、手を引いて救はうとはしないで、反つて之を推し落し、其上尚助からぬやうに石を投込むことは、誰れも彼れも此通りである、此の如きは、禽獸や夷狄でも爲すに忍びざる筈の所行であるのに、其人は自ら之を以て旨い事をしたと思つて居る、子厚の風を聞いたら、少しは愧づるであらう、

子厚前時少年、勇於爲人、不自貴重顧藉、謂功業可立就、故坐廢退、既退、又無相知有氣力得位者推挽、故卒死於窮裔、材不爲世用、道不行於時也、『第五大段の第一小段なり、子厚の缺典を擧げて廢黜を惜む、』

講述　子厚は、以前少年の時、他人の爲に力を出すことに勇み、自ら前後を分別して己が身を大切にせず、功業は立どころに成就すべしと考へた、故に己れの力を出した人の罪に連座して逐ひ退けられたが、

播州、子厚泣曰、播州非人所居、而夢得親在堂、吾不忍夢得之窮、無辭以白其大人、且萬無母子倶往理、請於朝、將拜疏願以柳易播、雖重得罪死不恨、遇有以夢得事白上者、夢得於是改刺連州、第四大段の第一小段なり、友誼を敍す、

訓義　〔播州〕四川に屬す、〔大人〕此にては母を指す、母も亦大人と稱す、父のみに限るにあらず、〔白上者〕中丞裴度が劉の爲めに請願せしことを言ふ、

講述　子厚が一旦召返されて京師に至り、其れより復び刺史となるに當り、中山の劉夢得禹錫も、亦刺史として地方へ遣らるゝ仲間の中に在つて、是れは播州へ往くべき割宛であつた、子厚泣いて云ふやう、播州は到底人類の住ふべき所でない、然るに夢得は尚親のある身である、夢得が此のやうな窮困の場合となり、此れより膝下を離れて、生死の知れざる土地に行く事となつたとて、其親に告ぐべき語がないと思へば、實以て氣の毒千萬である、さればとて彼れ又母を伴ひ行くわけに行かず、則ち朝廷に嘆願する外道なければ、恭しく上書して、我が柳州と劉の播州との交換を願ひ見ん、之がため更に罪を增して生命を失ふとも、決して恨むることなしと、然るに幸ひにも夢得の事を體善く天子に奏上したものがあつたので、夢得は之がため連州の刺史を命せられ、播州へ赴かないで濟んだ、

文法　此の一段、追敍法を用ひ、而も前文の中、獨り一事を提せしは、史記に於て屢〻見る所なり、

嗚呼士窮乃見節義、今夫平居里巷相慕悅、酒食遊戲相徵逐、詡詡強笑語、以相取下、握手出肺肝相示、指天日涕泣、誓生死不相背負、眞若可信、一旦臨小

觀、

大段落　以上を第三大段とす、政績の後に其文章の重んぜられたることを叙す、

訓義　〔敎禁〕敎令禁制、〔子本〕利子と元金、〔侔〕等し、〔與〕爲にと訓ず、〔比〕時分、

講述　元和中、嘗て一例に召返されて京師に至り、又諸共に出されて刺史となつたが、子厚は柳州の刺史を得た、赴任するや嘆じて曰く、斯かる邊土であるとは云へ、何とて政治をなすの價直なからうやと、其土地の風俗に因り、命令を發し禁制を立てたものであるから、柳州の人民は、皆順従して信頼した、但し柳州の風俗にて、男女をば借金の抵當とし、期限に至つて返濟を怠り、其利子が元金の額に達するときは、其男女を取上げて奴婢となすと云ふ條件であつた、子厚は刺史となつて、彼等の爲に方法を設け、悉皆贖ひ歸らしめ、其尤も貧しく、贖ふべきの資力なきものは、毎日の勞働を賃傭として、其稼ぎ高を書き留めさせ、借金の額に達する時は、其質に取つた所の男女を歸させた、觀察使は此方法を他州に命じて實施せしめた處、其結果、一年にもなる頃、免れて家に歸ることの出來たもの、殆んど千人にも及んだ、衡山、湘江以南の地に於て進士とならうとする者は、皆子厚を師として文章を學び、子厚が自ら手を下して敎へ込みたる人人は、文詞を作るに、何れも法則の觀るべきものがある、

文法　永州の處に政績を言はざるが故に、柳州の一段に「是豈不足爲政邪」の一句を著けて、柳州の政績を叙するの地となし、又永州に爲すべき事なかりしを見はせり、〇子厚一生の本領は文章に在り、退之の最も推重する所も亦文章に在り、且つ子厚の柳州に刺史たりし時、文章益〻多かりしが故に、此の處決して文章の事を洩すべからず、但だ特別に之を提起せんとせば、文脈上亦便ならざる處あり、又永州の一段と重複の嫌ひなきに非ず、故に敎へて文詞を作らしめたる事を借り、之を「觀察使下其法於他州」の下に寫し、其事の法るべきものは、獨り文詞のみならざるを見はし、而して文詞の佳なる所以も愈〻見はる、

其召至京師、而復爲刺史也、中山劉夢得禹錫亦在遣中、當詣

訓義　〔用事者〕順宗、太子たりし時、王叔文、左右に侍して寵を得、常に言ふ、某は相とすべし、某は將とすべしと、以て他日即位の後實現せられんことを希ひしが、子厚と柳禹錫とは、王叔文と生死渝はらざるの交誼あり、順宗、天子となり、僅かに八箇月にして崩じ、憲宗、位に卽き、叔文に死を賜ひ、其黨皆遠地に流さる、〔例〕一例にと云ふこと、衆人と同じく、〔汎濫〕汎は浮ぶ貌、濫は延漫なり、〔停蓄〕溜り積るなり、〔涯涘〕きし、ほとり、

講述　貞元十九年に、藍田縣の尉より監察御史に拜し、順宗、位に卽いて、禮部員外郞に拜す、朝廷にて幅を利かして居りし者が罪を得たるに遇ひ、連座の罪に因り、地方に出されて邵州の刺史となつた、未だ赴任せぬ中、又連座を以て永州の司馬に貶せられたが、子厚は閑散の地位に居つて、益〻自ら刻苦して讀書を務め、文字を作り、其學問の博きことは大水の汎濫せるが如く、其力の鬱結せることは潭水の停滯せるが如く、深博にして其範圍を知らず、斯くて己れと山水の間に思ふ存分遊樂を試みた、

文法　永州は、子厚の政績を言はず、只其文章を作りしことを言つて、末段の「必傳於後」の脈を伏す、「益自刻苦」の四字は、末段「自力」の二字に相應す、

元和中、嘗例召至京師、又偕出爲刺史、而子厚得柳州、既至嘆曰、是豈不足爲政邪、因其土俗、爲設教禁、州人順賴、其俗以男女質錢、約不時贖、子本相侔、則沒爲奴婢、子厚與設方計、悉令贖歸、其尤貧力不能者、令書其傭、足相當、則使歸其質、觀察使下其法於他州、比一歲、免而歸者且千人、衡湘以南、爲進士者、皆以子厚爲師、其經承子厚口講指畫爲文詞者、悉有法度可

第、嶄然見頭角、衆謂柳氏有子矣、其後以博學宏辭、授集賢殿正字、儁傑廉悍、議論證據今古、出入經史百子、踔厲風發、率常屈其座人、名聲大振、一時皆慕與之交、諸公要人、爭欲令出我門下、交口薦譽之、（第一大段の第一小段なり、其才學を叙して、禍を取るの根本を擧ぐ、）

訓義　〔逮〕及なり、〔嶄然〕山の高く屹立する貌、〔儁〕俊に同じ、〔踔〕卓に同じ、

講述　子厚は少年の時より精力敏才あつて、何事にも通達せざる所なく、其父の膝下に在りし頃、已に少年であるにも拘はらず、成人と同様にて、能く進士及第をなし、際立つて衆人の上に、抜け出たものであるから、衆人は、皆柳氏には善き子があると謂つた、其後博學宏辭の出身で、集賢殿の正字と云ふ職を授かつたが、其氣象非凡鋭利であつて、議論は古今の事を引いて根據とし、經史百家の書に渉り、其厲さは風を起さんばかり、毎も同座の人人を言ひ負かして、名聲大いに振ひ、廟堂の諸公やら要路の官人やら、何れも子厚を競爭し、是非とも吾が手にて之を引立て、自分の門下より出さうとし、口を交へて之を推擧稱贊した、

貞元十九年、由藍田尉、拜監察御史、順宗卽位、拜禮部員外郎、遇用事者得罪、例出爲刺史、未至又例貶永州司馬、居閒益自刻苦、務記覽、爲詞章、汎濫停蓄、爲深博無涯涘、而自肆於山水閒、（第二大段の第二小段なり、貶敗を叙して文章に及ぶ、）

大段落　以上を第二大段となす、履歴中、其文章に巧みなることを叙す、

收む、〇喜文辭の三字は、明かに上に應ず、

餘說

「鳥俛」の一節、造句の古錬なるに至つては、文公の獨得なり、

柳子厚墓誌銘　韓文公

講題　子厚は宗元の字なり、墓誌銘とは誌と銘とより成る所の碑にして、多くは之を墓中に埋む、誌は記なり、銘の序言の如し、

大旨　子厚が文章の不朽なるは其不遇に因る者にして、不遇も慰むるに足ることを言ふ、

子厚諱宗元、七世祖慶爲拓跋魏侍中、封濟陰公、曾伯祖奭、爲唐宰相、與褚遂良韓瑗、俱得罪武后、死高宗朝、皇考諱鎭、以事母棄太常博士、求爲縣令江南、其後以不能媚權貴、失御史、權貴人死、乃復拜侍御史、號爲剛直、所與游、皆當世名人、」

大段落　以上を第一大段となす、系譜を敍す、

訓義　〔拓跋魏〕後魏なり、〔武后〕則天武氏、

講述　子厚は、諱は宗元と曰ふ、七代の先祖慶は拓跋魏の侍中となり、濟陰公に封ぜられた、曾祖の奭は唐の宰相となつたが、褚遂良、韓瑗と倶に罪を武后に得て、高宗の御宇に死した、父の名は鎭と曰ひ、母を養ふため、中央の官である太常博士を棄て丶、江南地方に於て縣令とならんことを求めた、其後權貴の人に媚ぶることが出來ないため、御史の地位を失つた處、其權貴の人が死したので、復侍御史に拜し、朝廷に立つて剛直の名があり、其交際したものは、何れも當世の名士であつた、

子厚少精敏、無不通達、逮其父時、雖少年、已自成人、能取進士

自レ邪』、（第三大段の第三小段なり、佛徒も亦聖人の功德中に在るを言ふ、）

大段落　以上を第三大段となす、儒道を說く、

訓義　〔俛〕俯と同じ、〔簡〕折折なり、〔自〕由るなり、

講述　夫れ鳥は俯して食物を啄み、時に上を向き、又四方を見廻して油斷せず、獸は山奥に隱れ、食物を求むるが爲に罕に村落に出づることあり、是れ皆他物が害を加へんことを恐れて用心するのである、然れども尙其害を免るゝこと出來ず、弱者の肉は强者の餌となる、然るに今吾れと文暢と、安穩に住居し、物靜かに食事をなし、至極呑氣に一生を送り、禽獸の淺間しき生活と違ふに就いては、何とて其原因を知らずして宜からうや、（儒道の恩澤を知らなくてはならぬ。）

夫不レ知者、非二其人之罪一也、知而不レ爲者、惑也、悅二乎故一、不レ能レ卽二乎新一者、弱也』、（第四大段の第一小段なり、文暢を言ふ、）

講述　夫れ聖人の道を知らぬのは、其人の罪に非ざるゆゑ責むるに足らず、知りながら爲さぬのは惑ひである、舊習は拘泥して新に就くことの出來ぬのは弱である、

知而不三以告二人者、不仁也、告而不レ以レ實者、不信也』、（第四大段の第二小段なり、退之を言ふ、）

講述　又知つて人に告げぬのは不仁である、告ぐるは告げても、實を以て告げぬのは不信である、

余既重二柳請一、又嘉三浮屠能喜二文辭一、於レ是乎言』、（第四大段の第三小段なり、贈言する所以を言ふ、）

大段落　以上を第四大段となす、己れが文暢に聖人の道を告ぐるの任に當らざるを得ざるを言ふ、

訓義　余は柳君の請求を重んじ、文暢が僧侶にてありながら、能く文章を好むところを床しく思つた處である、是に於て以上の說を言ふ、

文法　「悅乎故不能卽乎新者」の句は上の「拘其法而未能入」を收む、「知而不以告人者」は聖人の道を以て之に告げざることにして、遥かに「在夷狄則進之」に反應し、「告而不以實者」は「徒擧浮屠之說贈焉」を

禮樂刑政、施之於天下、萬物得其宜、措之於其躬、體安而氣平、

第三大段の第一小段なり、儒の功を言ふ、

講述　抑も人類が生じた初めに當つては、固より禽獸夷狄の如き情態であつた、然るに聖人と云ふ一種の大德有力者が天子の位地に立ち、其れより始めて穴居を止めて家屋に住ひ、農業を爲して穀食することを知り、親族を親み、長上を尊ぶことを知り、骨肉の生存中の者は之を養ひ、死んだ者は之を葬むることを知つたのである、されば道は仁義より大なるものなく、敎へは禮樂刑政より正しきものはない、此の政敎を天下に施すときは、萬物皆其宜しきを得、之を自己の身に行ふときは、身體安んじて神氣平かである、

堯以是傳之舜、舜以是傳之禹、禹以是傳之湯、湯以是傳之文武、文武以是傳之周公孔子、書之於册、中國之人世守之、今浮屠者孰爲而孰傳之邪、

第三大段の第二小段なり、儒の傳承を言ふ、

訓義　〔册〕書册の册、

講述　其傳來を言へば、堯は此の二者を舜に傳へ、舜は禹に傳へ、禹は湯に傳へ、湯は文王、武王に傳へ、文王、武王は周公、孔子に傳へ、之を書物に載せて、吾が中國の人、祖先より代代之を守り、以て今日に至る、今浮屠の道は、果して誰が之を作り、誰れが之を傳へたか、

文法　佛を排する處、一語喝破多言を須ひず、

夫鳥俛而啄、仰而四顧、夫獸深居而簡出、懼物之爲己害也、猶且不脫焉、弱之肉、彊之食、今吾與文暢、安居而暇食、優游以生死、與禽獸異者、寧可不知其所

其説而請之、如吾徒者、宜當告之以二帝三王之道、日月星辰之行、天地之所以著、鬼神之所以幽、人物之所以蕃、江河之所以流語之、不當又爲浮屠之説而瀆告之也、第二大段の第二小段なり、佛説を告ぐるの不必要を言ふ、

大段落　以上を第二大段となす、聖人の道を以て彼れに告ぐべきを言ふ、

訓義　〔謁吾徒而來請〕謁と請とは兩事なり、〔懿〕美なり、〔日月星辰之行〕二帝、三王の、仰いで以て政治の元則を抽象する所のもの、〔天地之所以著、鬼神之所以幽〕帝王の道、著はれて天地の如く、幽にして鬼神の如くなるを取る、〔人物之所以蕃、江河之所以流〕帝王の治むる所、安んずる所のものを擧げたるなり、〔瀆〕けがす、

講述　夫れ文暢は佛徒である、故に若し佛に關する説を聞きたくば、自己の師に就いて之を聞くが至當である、何の理由があつて吾が儒者の徒に面會し、又は來訪の上、文章を請ふことを爲さうや、蓋し彼れは、吾が儒者の道に於ける君臣父子の美と、文明事業の盛である有樣を見て、其心に慕はしく思ふ所がある、唯佛の法則に拘はつて、未だ吾が儒の道に入ることが出來ないと云ふばかりである、故にせめては儒の道を聞くことを樂んで、吾が徒に之を告げんことを請ふのである、然る以上、吾が徒の如きは、宜しく之に告ぐるに、唐虞二帝、夏商周三王の道、日月星辰の運行する所以、天地の著明なる所以、鬼神の幽玄なる所以、人間萬物の繁殖する所以、江河の流るゝ所以を以て之に告げなければならん、佛説を以て五月蠅く彼れに告ぐるわけがない、

民之初生、固如禽獸夷狄、然有聖人者立、然後知宮居而粒食、親親而尊尊、生者養而死者藏、是故道莫大乎仁義、教莫正乎

ども孔子の道を行ふ者あるときは、之を吾が方に進ましむと、吾れは此の主義を取つて方針となすのである、

文法　「在夷狄則進之」の一句は此の文の主意にして、全篇此れより出づ、

浮屠師文暢喜文章、其周遊天下、凡有行必請於搢紳先生、以求詠歌其所志、貞元十九年春、將行東南、柳君宗元爲之請、解其裝、得所得敍詩累百餘篇、非至篤好、其何能致多如是邪、惜其無以聖人之道告之者、而徒擧浮屠之說贈焉、（第二大段の第一小段なり、文暢の墨名儒行なるを言ひ、之を儒に進むる者なきを慨す、）

訓義　〔搢紳〕前に出づ、

講述　浮屠文暢は文章が好きで、彼れが天下を周遊する時と云ふものは、凡そ新たに出向く所があると、必ず搢紳諸先生に賴み、己れの志す所を詩に讀込まんことを求めたのである、貞元十九年の春、東南地方に行かうとする際、柳宗元君より彼れの事を賴まれたゆゑ、試みに彼れの荷物を開いて見た處、彼れが人より貰つた序文竝に詩を發見すること、百餘篇の多きに及んだ、至極の篤好でなければ、如何にして斯く多數の詩文を得られようや、只惜しいことには、右の詩なり文なり、聖人の道を以て彼れに告げた者がなくて、佛の說を擧げて彼れに贈つたことである、

文法　「在夷狄則進之」に反應す、

夫文暢浮屠也、如欲聞浮屠之說、當自就其師、而問之、何故謁吾徒而來請也、彼見吾君臣父子之懿、文物禮樂之盛、其心有慕焉、拘其法而未能入、故樂聞

り、師は僧に對する敬稱なり、吳の人、

大旨　文暢は僧なれども文章を喜び、儒者の道に志あるものなれば、之に聖人の道を說いて、儒に歸せしむべきを言ふ、

人固有儒名而墨行者、問其名則是、校其行則非、可以與之游乎、如有墨名而儒行者、問其名則非、校其行則是、可以與之游乎、』第一大段の第一小段なり、疑問、

訓義　〔墨行〕墨翟の徒の行ひと云ふ意なり、墨翟は孔子以後孟子以前の學者にして兼愛の說を唱ふ、孟子以來、儒者は楊朱と共に異端邪說として之を敵視す、〔校〕しらぶる、〔游〕交際するなり、

講述　人の中に、儒者と云ふ名前でありながら墨子流の行ひをなす者が兎角之ある次第であるが、其名を問へば儒者であり、其行ひを調ぶれば儒者でない、此の種類の人は之と交際すべきであらうか、〔恐らくは不可である〕又若し墨者と云ふ名前でありながら儒者の行ひをなす者などは、其名を問へば儒者でなけれども、其行ひを調ぶれば儒者である、此の種類の人とは交際して差支へなからうか、

文法　儒名墨行は、暗に當時の士大夫の佛を好む者を指し、墨名儒行は、僧中の儒教文學を好む者を指す、

揚子雲稱在門墻則麾之、在夷狄則進之、吾取以爲法焉』第一大段の第二小段なり、決、

大段落　以上を第一大段となす、僧侶を導かんとするの理由を擧ぐ、

訓義　〔揚子雲云云〕揚子法言脩身篇に云ふ、或問、人倚孔子之墻、絃鄭衞之聲、誦韓莊之書、則引諸門乎、曰、在夷貉則引之、倚門墻則麾之、惜乎衣未成而轉爲裳也と、子雲は漢の揚雄の字、

講述　揚子雲の言に、孔子の門墻に在りながら異端を行ふ者があるときは、之を逐ひ拂ひ、夷狄に在れ

（異形同質）秦漢以後、君に事へて機嫌を取るものの、至り得る所にあらず、

僧冷齋評　李格非善論文、嘗曰、諸葛孔明出師表、李令伯陳情表、皆沛然如肝肺中流出、殊不見斧鑿痕、此公在後漢末、初未嘗欲以文章名世、而其辭意超邁如此、是知文章以氣爲主、氣以誠爲主、

講述　李格非は善く文章を評論する人なるが、嘗て曰く、諸葛孔明の出師表、李令伯の陳情表、何れも沛然（ドーット）として肺肝中より流れ出づるが如く、斧鑿の痕（斧はをの、鑿はのみ、細工をしたる跡方）なし、此の公（武侯）は後漢の末に在つて、文章を以て世に名を出すことを欲せざりしに、其文辭と曰ひ、思想と曰ひ、立越えたること此の如し、是れにて文章は氣を以て主となし、氣は誠を以て主となすことが知らるゝなり、

餘説

此れ謂はゆる壯烈、鬼神を泣かしむる者にして、千載の下、人をして感動せしむるは、固より言を待たず、然れども其苦心の在る所に至つては、往往漫然として之を省せず、賴山陽獨り能く之を擢出して曰く、語語先主を引き、左右小人をして、口を開くことを得ざらしめ、又己れが黨を樹て私を營まざるを明かにし、以て預め掣肘の患を防ぐ、古來只口を極めて其精忠を賛し、此の意を拈出する少しと、其文章に就いては、山陽又云ふ、公の行文、其軍の如し、八陣整肅、擲の擊つべきなし、讀む者、其陣間、陣を容るゝを看るを要す、又其遊軍二十四陣、往來點綴するを看るを要すと、

送浮屠文暢師序

韓文公

講題　浮屠は佛なり、僧を謂ふ、文暢は名な

靈、若無興德之言、則責攸之禕允等之咎、以彰其慢、陛下亦宜自謀、以諮諏善道、察納雅言、深追先帝遺詔、（第四大段の第一小段なり、全文を總收す、）

講述　願はくは陛下、臣に國賊を討ち、漢室を興復するの功果を御依任あれ、其功果あらざりしならば、臣の罪を御糺明の上、先帝の神靈に告げさせ給へ、又若し陛下の御聖德を立派にすべき諫言なきならば、是れは郭攸之、費禕、董允等の咎を御責めあつて、彼等の不行屆きを彰はし給へ、陛下に於かせられても、亦御自身善く善く御考へあつて、善き道を臣下に御尋ねに相成り、正しき言論を注意して聽納せられ、深く先帝の遺詔に叶ふやう遊ばさるべし、

文法　「託臣以討賊興復之效」は第三大段を收め、「若無興德之言」は第二大段を收め、「陛下亦宜」云云は第一大段を收む、

臣不勝受恩感激、今當遠離、臨表涕泣不知所云、（第四大段の第二小段なり、遠別を悲むの情を敘す、）

大段落　以上を第四大段となす、君臣共に其責を盡すべきことを言ひ、以て結局とす、

訓義　〔勝〕たふるなり、

講述　臣は聖恩を受け、感激の至りに堪へ難し、然るに今は御前を辭して遠く御別れ致すこととなり、如何にも忍びかぬる所より、此表を上るに臨み、覺えず落涙仕り、何を申上ぐべきかも分り不申、

蘇東坡評　孔明出師二表、簡而且盡、直而不肆、大哉言乎、與伊訓說命相表裏、非秦漢而下以事君爲悅者所能至也、

講述　孔明〔武侯の字〕の出師二表（前出師表、後出師表）は、簡潔なれども殆んど意思を言盡し、直なれども言過ぎたる所なく、何さま大なる言論なり、伊訓、說命（伊訓は、伊尹が殷の大甲を敎訓したるもの、說命は、傅說が高宗を訓戒したるもの共に書經に在り）と、表となり裏となり、

くより夜晩くまでなり、〔付託〕いひつけ、卽ち受命以來の命、〔效〕好結果、〔明〕人を見るの明、俗に云ふめがね、〔五月渡瀘〕瀘水、一名は若水、瘴毒の氣あり、三月四月に之を經れば必ず死す、五月以後行くものは害なきを得、故に武侯が南蠻を征せん時は五月を以て瀘を渡る、其艱苦を言ふなり、〔不毛〕草木を生ぜざるの地、〔奬帥〕奬は勸なり、〔中原〕魏を謂ふ、〔駑鈍〕駑は馬の駿ならざるもの、鈍は金屬の鋭ならざるもの、不才に譬ふ、武侯自ら謙遜して言ふなり、〔攘〕はらひ去る、〔姦凶〕魏の曹丕を指す、〔興復漢室〕昭烈は、漢の景帝の子、中山靖王勝の後にして、王族なるが故に、若し統一の業を成して天下に君臨するときは、是れ漢室の再興なり、〔舊都〕西漢の都せし所、雍洛二州なり、

講述　先帝の御遺命を受けしより以來、朝に夜に先帝の御依託に就いて實效擧らず、先帝の御目がね違ひになり申さゞるかと憂慮に堪へず、故に五月炎熱の候を冒して瀘水を渡り、五穀草木も生ぜざる荒地に深く入込みて、南蠻を征伐致したる次第なるが、今や南方も已に平定に及び、武器甲冑も十分調ひ居ることなれば、此際三軍を勵まして之を引率致し、北に向ひて中原の地を平ぐるが至當の儀なり、何卒臣の駑鈍なる才を竭し、漢の天下を奪ひし姦凶の賊を拂ひ除け、漢の帝室を復興して、以前の都に還し入れ奉りたし、此れ臣が先帝の知遇に報い、陛下に忠を盡し奉る所の職分に有之、

文法　「北定中原」以下、是れ大事なり、

至於斟酌損益、進盡忠言、則攸之禕允之任也、』第三大段の第三小段なり、内政の責の在る所を附言す、

大段落　以上を第三大段となす、外政を言ふ、

訓義　〔斟酌損益〕斟は取る、酌は行ふ、理義を見料らふなり、損益は、政事の極端を減損し、足らざる所を增加するなり、

講述　理義を見料らつて損益の意見を立て、進んで忠諫の言を盡すことは、郭攸之、費禕、董允の任なり、

願陛下託臣以討賊興復之效、不效、則治臣之罪、以告先帝之

永安宮に於て病篤かりしとき、成都より、武侯を召し、託するに後事を以てして曰く、君が才、曹丕(魏主なり、文帝と謚す)に十倍す、必ず能く國を安んじ、終に大業を定めん、若し嗣子輔くべくんば、之を輔けよ、如し其れ不可ならば、君自ら取るべしと、武侯涕泣して曰く、臣敢て股肱の力を竭し、忠貞の節を效し、之に繼ぐに死を以てせざらんやと、

講述　臣は元來布衣の身分にて、躬ら南陽に田畝を耕し、農業生活を致し居り、纔に生命を亂世に全うするだけにて、諸侯に名の聞え、又は諸侯に仕へて立身することを求めず、世に打つて出づる所存は毛頭も之れなかりしなり、然るに先帝は、臣が身分の鄙しきをも構はせられず、勿體なくも其尊き御身を屈して、「三たびも臣の草の廬に訪ひ給ひ、時局の事を御尋ねに相成れり、是れに由つて臣は、先帝の知遇に感動し奮激し、遂に先帝の御爲に駈けまはつて、御奉公仕るべきことを御約束申上げたり、其後味方の兵が敗亂の場合に出遇ひ、此の敗軍の際に使節の任を受け、又危險困難の間に荊州を守るべき命を奉ぜしが、其れより以來、二十有一年經過致せり、先帝は臣が謹愼なることを知り給ひしかば、崩御に臨んで臣に大事を御付託なし給ひたる次第なり、

文法　此の段に至つて自己の身上に入り、先帝との過合を陳べ、大事は先帝の付託する所にして、一個の私見に非ざると、自己が是非とも之を果さざるべからざるの意とを示す、○大事の二字は後を起す、

受命以來、夙夜憂慮、恐付託不效、以傷先帝之明、故五月渡瀘、深入不毛、今南方已定、甲兵已足、當獎帥三軍、北定中原、庶竭駑鈍、攘除姦凶、興復漢室、還於舊都、此臣之所以報先帝、而忠陛下之職分也、』　第三大段の第二小段なり、外征は大事の順序にして、己れの職なるを言ふ、

訓義　〔受命以來〕命は昭烈帝の遺命、〔夙夜〕朝早

は、何れも皆正誠にして、節義の爲には生命を抛つ所の臣下に有之、陛下に於かせられては此の者を親しみ給ひ、信用し給はゞ、漢の王室の隆盛に相成ることは、日を期して待つこと出來可申、

文法　此の一小段は二節に分る、初より「未嘗不嘆息痛恨於桓靈也」に至るまでを第一節とす、往事に就いて諷諫を寄す、「侍中尙書」より終りに至るまでを第二節とす、現在に就いて訓導を施す、○侍中尙書は文官なれば、宮中を承け、長史參軍は武官なれば、府中を承く、而して賢臣を親しみ小人を遠ざくることは、文武宮府を兼ぬ、此の賢臣を親しみ小人を遠ざくるの一事は武侯の苦衷より出でたる言にして、已れが出征後心に懸る所は、又尤も此點に存せり、

臣本布衣、躬耕於南陽、苟全性命於亂世、不求聞達於諸侯、先帝不以臣卑鄙、猥自枉屈、三顧臣於草廬之中、諮臣以當世之事、由是感激、遂許先帝以驅馳、後値傾覆、受任於敗軍之際、奉命於危難之間、爾來二十有一年矣、先帝知臣謹愼、故臨崩寄臣以大事也、』第三大段の第一小段なり、己れの出處と先帝付託の事とを叙す、

訓義　「布衣」庶人の服、「躬耕南陽」武侯は南陽の鄧縣に家し、此に耕作をなせり、「聞達」名譽と立身、「猥自枉屈三顧臣於草廬之中」枉屈は尊貴の身をへりくだることを云ふ、劉備「昭烈皇帝」は、徐庶が諸葛亮を臥龍なりとして之を薦めしに因り、自ら往いて之を訪ひ、三回に至つて始めて見ることを得たり、委細は卷首の傳に在り、「驅馳」奔走努力すること、「後値傾覆」劉備が當陽長阪に於て曹操の爲に敗られたるを謂ふ、「受任於敗軍之際」武侯が吳に使し、救ひを請ひしことを謂ふ、「奉命於危難之間」劉備、武侯を留めて、荊州に據らしめたるを謂ふ、「故臨崩寄臣以大事也」大事とは、魏を討ち漢を興することを謂ふ、「昭烈、

なり、宿衛兵を典り、中領軍に遷る、〔淑均〕淑は善、均は平なり、終始一貫の意、〔曉暢〕曉は明なり、暢は達なり、〔營中〕軍營、〔行陣〕軍隊、

講述　將軍の向寵は、性質行狀善良にして均一なる上、軍事に精通する所より、已に昔日に試用せられ、先帝は彼れを稱して材能ありと宣へり、之がため衆人の議決により、寵を引擧げて都督と致したり、愚臣の考へによるときは、凡そ軍營中の事は、大事となく小事となく、一一之に御諮問あらば、軍隊をして一致親睦せしめ、兵士の優等なる者と劣等なる者とをして、其れ其れ所を得しめ申すべし、

親賢臣、遠小人、此先漢所以興隆也、親小人、遠賢臣、此後漢所以傾頽也、先帝在時、每與臣論此事、未嘗不歎息痛恨於桓靈也、侍中尙書、長史參軍、此悉貞亮死節之臣也、願陛下親之信之、則漢室之隆、可計日而待也、

第二大段の第四小段なり、復び宮中府中を合論す、

大段落　以上を第二大段となす、內政を言ふ、

訓義　〔桓靈〕後漢の桓帝、靈帝、倶に宦官を用ひて亂亡の禍ひを速きたる君なり、〔侍中尙書長史參軍〕侍中尙書は陳震を謂ふ、字は孝起、南陽の人、長史參軍は蔣琬を謂ふ、字は公琰、零陵湘鄉の人、此れ皆武侯の薦用せし所のものなるが、己れの出征後、帝の用ふる能はざらんことを恐れ、特に其親信すべきを言へるなり、〔貞亮〕貞は正しくして固きなり、亮は誠にして明かなるなり、

講述　賢臣を親しみ近づけ、小人を疏んじ遠ざけたることは、此れ前漢の興り榮えたる原因に有之、又小人を親しみ近づけ、賢人を疏んじ遠ざけたることは、是れ後漢の傾き倒れたる原因に有之、先帝御在世の砌、每もながら臣と此の事を御議論遊ばされ、其度每に必ず桓帝、靈帝が小人を用ひて、漢の滅亡を致したることを嘆息あり、非常に殘念に思召し給へり、其れに就けても、現在侍中尙書の陳震、長史參軍の蔣琬

平均公平なる政治を明かになさるべく、宮中は近しとて之を愛し、府中は遠しとて之を疎んずるが如き偏頗私情に陷り、內外に由つて法を異にせしむることとあつては相成らず、

侍中侍郎郭攸之、費禕董允等、此皆良實、志慮忠純、是以先帝簡拔、以遺陛下、愚以爲宮中之事、事無大小、悉以諮之、然後施行、必能裨補闕漏、有所廣益也、』第二大段の第二小段なり、宮中を分論す、

訓義 〔侍中侍郎〕侍中は天子の左右に侍し、祕書顧問の如き職にして、行幸の時は陪乘す、侍郎は中外を疏通し、諸王朝見の時、之を引いて坐に就かしむることを掌る、〔郭攸之費禕董允等〕郭攸之は南陽の人、費禕、字は文偉、江夏の人、倶に侍中たり、董允、字は休昭、黃門侍郎たり、蜀人、諸葛亮、蔣琬、費禕及び董允を以て四相となす、一に四英と號す、〔良實〕良は善なり、實は虛浮ならざるなり、〔裨補闕漏〕裨は益なり、闕漏は闕典遺漏、〔簡〕えらぶ、

講述 侍中又は侍郎の職に在る郭攸之と費禕と董允と、此等の者は何れも善良誠實の人にて、其精神思慮は忠義純粹に有之、之が爲め先帝は群臣の中より選拔して、陛下に遺し給へり、愚臣の考へによるときは、凡そ宮中の事は大事となく、小事となく一一之に御諮問相成り、然る後實行し給はんには、能く朝廷の手落ち不行屆きの處を補足致し、擴張し、利益する所あるは必定なり、

將軍向寵、性行淑均、曉暢軍事、試用於昔日、先帝稱之曰能、是以衆議擧寵以爲督、愚以爲營中之事、事無大小、悉以諮之、必能使行陣和睦、優劣得所也、』第二大段の第三小段なり、府中を分論す、

訓義 〔向寵〕向寵は襄陽の人、建興元年中、都督と

士」云云は第三大段の張本なり、

誠宜開張聖聽、以光先帝遺德、恢弘志士之氣、不宜妄自菲薄、引喩失義、以塞忠諫之路也、『第一大段の第三小段なり、內外忠良の士を用ひ、諫言を容れて、先帝の業を成すべきを云ふ』

大段落　以上を第一大段となす、全篇の大旨を提擧す、

訓義　〔聖聽〕天子の耳を稱して云ふ、〔光〕かゞやかす、〔恢弘〕大にし弘くする、〔菲薄〕つまらぬものと悲觀するなり、〔引喩失義〕中原を取らんとして失敗せし先例を引き、恢復の大義を失ふを謂ふ、

講述　陛下に於かせられては、誠に臣下の申上ぐる言に對して御耳を明け擴げて御聞容に相成り、先帝の御遺德を輝して志士の氣を廓大に遊ばすべく、妄りに自ら爲すに足るの資格なしと決め、卑屈の喩へを引いて大義を失ひ、忠誠なる諫言の路を御止めあつては相成らざる義なり、

文法　此の一小段は本段の骨子にして、又全篇の主意を揭げたる處なり、○「志士之氣」は「忠志之士」を承け、「忠諫之路」は「侍衞之臣」を承く、

宮中府中、俱爲一體、陟罰臧否、不宜異同、若有作姦犯科、及爲忠善者、宜付有司、論其刑賞、以昭陛下平明之治、不宜偏私使內外異法也、『第二大段の第一小段なり、宮中府中を合論す、』

訓義　〔宮中府中〕宮中は禁中、府中は大將軍の幕府なり、〔陟罰臧否〕陟臧罰否なり、陟はのぼす、臧は善、否は不善、〔異同〕同は附帶字、〔內外〕內は宮中、外は府中、

講述　宮中、府中は、何れも共に一體をなす者なれば、善き者を陟げ惡しき者を罰する上に於て別あつては相成らず、若し姦曲の事を爲し、罪科を犯し、又は忠善の行を爲す者ありたる時は、其筋の者に交付して、其刑罰なり褒賞なりを論斷せしめ、以て陛下の

目的　己れが出征中、後主をして小人の言に惑ひ、國事を誤ることなからしめんとするの意なり、

臣亮言、先帝創業未半、而中道崩殂、今天下三分、益州罷弊、此誠危急存亡之秋也』、第一大段の第一小段なり、先帝崩後の形勢を云ふ、

訓義　〔先帝〕照烈皇帝、一に先主と稱す、姓は劉、名は備、字は玄德、〔創業未半〕僅かに蜀に據りたるのみにて、未だ天下を統一するに至らず、〔中道〕半途と云ふが如し、〔天下三分〕蜀と、魏、呉と、三國に分れ居るを言ふ、〔益州〕蜀なり、〔罷弊〕罷は疲なり、〔危急存亡〕存は附帶字、〔秋〕時と訓ず、

講述　臣亮言上に及ぶ、先帝王業を創め給ひ、其事未だ半ばにも至らざるに、中途に於て崩御なし給へり、今や天下三國に分れ、其中我が益州は疲弊の情態に在り、此れ實に危急にして、將に亡びんとする、容易ならざる時節に之れあり、

文法　臣下を以て君を戒めんとす、重きを借る所なかるべからず、故に先づ先帝より說起し來る、〇「創業未半」は中原征定の必要を孕み、「危急存亡之秋也」は内政整頓の必要を孕む、

然侍衛之臣、不懈於內、忠志之士、忘身於外者、蓋追先帝之殊遇、欲報之於陛下也』、第一大段の第二小段なり、臣下が先帝の恩に報ぜんとするを言ふ、

訓義　〔侍衛之臣〕侍從等の文官、後に謂はゆる宮中に屬するもの、〔懈〕ゆるみおこたる、〔殊遇〕特別の寵遇、

講述　斯く見込み少き時節なるにも拘はらず、侍衛の臣は、宮中に於て力を落さず相勵み居り、忠義の志ある武士は、一身を忘れて外に勤勞致す仔細は、但し先帝の特別なる恩遇を追ひ、之を陛下に對して報い奉らんと致すなり、

文法　「侍衛之臣」云云は第二大段の張本、「忠志之

文章軌範卷之六（種字集）

小心文

此集材學識三高、議論關世教、古之立言不朽者如是夫、

葉水心曰、文章不足關世教、雖工無益也、人能熟此集、學進而才亦進矣、

講述　此の種字集に載せてある文章は、才と學と識（觀察力）との三つが高く秀でゝ居つて、其議論は社會の風教に關係を持つて居る、古へに於て立言不朽（確乎たる立論をなし、效力永久なること）と云ふものは、此の樣なものであらうか、葉水心（南宋の葉適、字は正則、水心は其號なり、）曰く、文章が社會の風教に關しないものならば、何如に巧みであつても益がないと、世人能く此の集の文章に熟するときは、學も進み、才も進み、その上識も亦進むであらう、

前出師表　諸葛武侯

講題　表とは、臣下より天子に上る正式の奏聞書にして、上書體の一種なり、諸葛武侯、昭烈皇帝の遺託を受けて後主を佐け、中原を恢復して漢室を再興せんと欲し、建興五年、軍を帥ゐて魏を討つ、其發するに臨み此表を上る、故に名づくるに出師を以てす、出は「いだす」なり、師は軍なり、其後復び魏を討つとき、又表を上る、後人、前後の字を題上に加へ、以て之が區別をなす、

大旨　已れが魏を征伐するは、先帝の遺業を全うせんとするの意に外ならざるが、此際內政宜しからざれば外征も無效に歸すべきが故に、後主に於ては、自ら德を修めて先帝の遺詔を守るべく、宮中、府中の刑賞は公平なるべく、賢臣を親み小人を遠くべしとの事を陳べて、後主を戒めたるものなり、

大段落　以上を第三大段となす、士を得ざりしと云ふ理由を言ふ、

講述　若しさうでなく、眞に士を得たならんには、彼のやうに齊の强國を一手に握る以上、一人の士を得たならば、南面して秦を制することが出來得べき筈である、それに何とて鷄鳴狗盜の力を用ふる必要があらうや、

夫雞鳴狗盜之出其門、此士之所以不至也、』

大段落　以上を第四大段となす、士を得ざりし理由を言ふ、

講述　夫れ鷄鳴狗盜の彼れの門より出でたるは、此れ眞の士の至らなかつた原因である、

謝疊山評　筆力簡尙健、然一篇得意處、只是擅齊之强、得一士焉、宜可以南面而制秦、尙取雞鳴狗盜之力哉、先得此數句、作此一篇文字、然亦是祖述前言、韓文公祭田横墓文云、當嬴氏之失鹿、得一士而可王、何五百人之擾擾、不能脫夫子于劍鋩、豈所寶之非賢、抑天命之有常、介甫蓋自此篇變化來、

講述　筆力簡潔にして雄健である、されど一篇の内に於て得意の處は、只是れ齊の强を擅にし、能く一士を得る焉、宜しく以て南面して秦を制すべし、尙鷄鳴狗盜の力を取らんやの句である、作者は先づ此數句を得て此の一篇の文字を作つたのであるが、やはり古人の前に述べた言辭を手本としたのである、韓文公の田横の墓を祭る文に云ふ、嬴氏の鹿を失ふに當り、一士を得るも而も王たるべきに、何ぞ五百人の擾擾たる、夫子を劍鋩に脫する能はず、豈に寶とする所の賢に非ざるか、抑も天命の常あるかと、介甫（荆公の名）蓋し此の篇より變化し來つたのである、

めたるに、姫は孟嘗君の狐白裘を得んと欲す、然るに此の裘は已に秦王に獻ぜし後なりしかば、策の出づる所を知らず、適〻孟嘗君の客に、狗の眞似をなして盜をなすに妙を得たるものあり、秦の庫中に入り、盜んで姫に獻ぜしかば、姫は秦王に說いて、孟嘗君を釋放せしめたり、孟嘗君、姓名を變じ、夜半函谷關に至る、關の規則によれば、鷄鳴を待つて旅客の通行を許すことなるが、若し其時に至らば、昭王悔いて追騎を馳せ、再び執へらるゝの恐れあり、孟嘗君の客に、又鷄の鳴聲をなす者あり、群鷄皆鳴き、遂に關を出づるを得たり、

大旨　孟嘗君は鷄鳴狗盜を用ひたるため、眞の士至らざりしことを言ふ、

世皆稱孟嘗君能得士、士以故歸之、而卒賴其力、以脫於虎豹之秦、

大段落　以上を第一大段となす、世人の論評を揭ぐ、

訓義　〔虎豹之秦〕虎豹の如き暴惡なる秦と云ふこと、

講述　世人は、誰れも稱して云ふ、孟嘗君は能く士の心を取つた、士は之がため多く孟嘗君に歸し、而して孟嘗君は結局其力に賴つて、虎豹のやうな恐ろしい秦の毒手から免るゝことが出來たのであると、

文法　故の字は能の字を受く、

嗟乎孟嘗君特雞鳴狗盜之雄耳、豈足以言得士、

大段落　以上を第二大段となす、世論に反對の斷案を下す、

講述　扨扨孟嘗君は、僅かに鷄鳴狗盜の親分に過ぎない、何として士を得たと云ふ程のことがあらうや、

不然擅齊之強、得一士焉、宜可以南面而制秦、尚何取雞鳴狗盜之力哉、

ならば、彼れの憂へは一層甚だしいであらう、どういふもので今の人は憂へないのであるか、

余行天下見人多矣、脫有一人能如翺憂者、又皆疏遠與翺無異、其餘光榮而飽者、一聞憂世之言、不以爲狂人、則以爲病癡子、不怒則笑之矣、第二大段の第二小段なり、今人の世を憂へざるを言ふ、

訓義　〔行〕めぐると訓ず、〔病癡子〕白痴なり、

講述　自分は天下を巡回して、人に逢つたことは仲仲多い、所が一人にても翺のやうに天下を憂ふる者があると云ふと、世の中より疎み遠ざけられることは、翺と違はない、其他の光榮であつて食祿に飽くものは、一寸でも憂世の言を聞くと云ふと、其人を狂人としなければ白痴とする、腹を立たなければ之を笑ふ、

文法　「疎遠」云云は窮時に應ず、○「光榮」云云は韓愈の賦に應ず、

嗚呼、在位而不肯自憂、又禁他人使皆不得憂、可嘆也夫、第二大段の第三小段なり、上を收む、

講述　扨も位に在つて天下を憂ふべき身分でありながら、之を憂へようとはせず、自分が憂へないのみでなく、他人までも憂ふることの出來ぬやうになすのは、嘆はしい次第である、

文法　首句は光榮者を收め、次句は怒笑を收む、

讀孟嘗君傳　　王荊公

講題　孟嘗君、姓は田、名は文、父を嬰と曰ふ、齊の宣王の庶弟なり、孟嘗君、客を好み、食客常に數千人あり、秦の昭王、詐を以て之を秦に招き、至れば則ち囚へて、殺さんと欲するの意あり、孟嘗君、人をして昭王の寵姫に救ひを求めし

に賦を爲つて自ら悼むと、〔神堯〕唐の高祖の廟號、〔一旅〕五百人を謂ふ、〔河北〕藩鎭、

講述　最後に幽懷賦を讀んだが、そこで始めて書物を下に置いて、續けざまに感嘆の聲を洩らし、又之を取り上げては讀み、休むことが出來なかつた、何にせよ、翺が今の世に生れない爲に、彼れと交際することの出來ないことを殘念に思ひ、又予が彼れの時代に生れて、彼れと議論の高下を試みることの出來ないことを殘念に思ふ、

況して翺の同時の人で、道德があり文章の上手であつたものは韓愈に及ぶ人はない、然るに其韓愈は賦を作つたことがあるが、其主意は、二匹の鳥の光榮を浦山しく思ひ、已れが一度食祿に飽き足るべき時節のないことを悲む外何にもない、此の心を推し究むるときは、若し彼れが光榮で食祿に飽きたつたならば、復たと彼れ此れ申さなかつたであらう、

李翺に限つてはさうでない、彼れの幽懷賦に申してある、大勢の者ががやがやと一緒になつて居るが、何れも年老いたることを嘆じ、位地の卑きことを嗟いて居る、自分は自分で視る所、決してさ樣な心はない、一途に道の行ひ方が尙間違つて居りはせぬかと心配すると、又彼れは神堯皇帝が僅か五百人の兵を以て天下を取りたるに、後世其子孫たる帝王が、天下の力を以て河北の地を取ることの出來ぬのを怪み、此の點を以て憂へとして居つた、

扨扨當時の君子が、年老いたることを嘆じ、位地の卑いことを嗟く心を取易へて、翺のやうに世を憂ふる心となつたならば、唐の天下は、何として亂れたり又亡びたりすることがあつたらうや、

文法　韓愈は客なり、〇二の恨の字、甚だ姿態あり、〇宋の時、契丹及び西夏の亂あり、其憂ふべき、唐の河北に於ける比に非ず、此れ作者の李翺を借りて心事を述ぶる所以なり、〇始めて憂の字を點出す、

然翺幸不生今時、見今之事、則其憂又甚矣、奈何今之人不憂也、（第二大段の第二小段なり、上を承け下を起す、）

講述　然しながら翺の、今の世に生れなかつたのは仕合せである、如し今の世に生れて今の事を見た

を行ふ所の傑物であると同時に、善く人を評論した男と視做した、

文法　其人の重んずべきことを言はんとして、先づ其人の餘り取るに足らざる處より論じ入る、是れ第二層、○窮時は嗟卑を伏す、

最後讀幽懷賦、然後置書而嘆不已、復讀不自休、恨翺不生于今、不得與之交、又恨予不得生翺時、與翺上下其論也、況迺翺一時人有道而能文者、莫若韓愈、愈嘗有賦矣、不過羨二鳥之光榮、歎一飽之無時爾、推是心、使光榮而飽、則不復云矣、若翺獨不然、其賦曰、衆囂囂而雜處兮、咸嘆老而嗟卑、視予心之不然兮、慮行道之猶非、又怪神堯以一旅取天下、後世子孫不能以天下取河北、以爲憂、嗚呼、使當時君子、皆易其嘆老嗟卑之心、爲翺所憂之心、則唐之天下、豈有亂與亡哉、　第一大段の第三小段なり、幽懷賦を讀みたることを言ふ、

大段落　以上を第一大段となす、李翺の能く世を憂へたることを言ふ、

訓義　〔迺〕乃の古字、〔二鳥之光榮云云〕二鳥賦の序に云ふ、貞元十一年五月戊辰、愈東に歸る、癸酉、潼關より出で、河の陰に息ふ、時に始めて京師を去る、時に遇はざるの嘆あり、行白鳥、白鸜鵒を籠にして、西する者あるを見る、道に號んで曰く、某士の守臣某官、使者をして天子に進めしむと、東西に行く者皆路を避けて、敢て正目するなし、因つて窃かに自ら悲む、書を讀み文を著はす、七歳より今に至るまで二十三年、嘗て薦書に名し、下士に朝に齒するを得ず、故

にして、退之に從ひ文を學ぶ、名、一世に高し、歐陽公、尤も其文に推服し、常に韓柳と稱せずして韓李と稱す、此れは李の作りたる幽懷賦を讀み、心に感じたる所を述べしものなり、

大旨　李翺は能く世を憂へたるに、今人は世を憂へざることを言ふ、

予始讀復性書三篇曰、此中庸之義疏爾、智者識其性、當復中庸、愚者雖讀此不曉也、不作可也、『第一大段の第一小段なり、先づ復性書を讀みたることを言ふ、

訓義　〔復性〕情慾の惑ひを去つて本性に反ること、〔中庸〕過不及なく變動なき德名、又書名、〔義疏〕意味の解釋、〔曉〕さとると訓ず、

講述　自分は最初李翺の著はした所の復性書三篇を讀んだとき、申したのには、此の書は全く中庸の注解に過ぎない、智者は人間の本性を理會して居るから、無論中庸に反る筈であるし、愚者は此の文を讀んだとて、呑込むことが出來ない、斯く智者にも愚者にも益に立たないものであるから、作らないで善いと、其文の無用より論じ入る、是れ第一層、

文法　其文の有用なることを言はんとして、先づ

又讀與韓侍郎薦賢書、以爲翺特窮時、憤世無薦己者、故丁寧如此、使其得志、亦未必然、以翺爲秦漢間好事行義之一豪雋、亦善論人者也、『第一大段の第二小段なり、薦賢書を讀みたることを言ふ、

訓義　〔韓侍郎〕韓退之なり、時に韓は侍郎の官たりしを以て斯く呼べり、〔豪雋〕傑物、

講述　今度は彼れが韓侍郎宛にて賢人を薦めた所の書狀を讀んだ時、考へたのには、翺は當時窮して居て、廣き世の中に自分を薦めてくれる人のないを憤つた計りに、斯くは心盡しをした次第である、若し彼れが志を得たりとすれば、さうとは限られないと、そこで自分は翺をば、秦漢時代に於ける腕立を好み義

愈嘗辱于公之知、而舊遊於崔君、慶復人之將蒙其休澤也、於是乎言。第三大段の第二小段なり、序を作る由を述ぶ、

講述　韓愈は嘗て于公の知己を辱くし、又崔君と交際して親しき間柄なるゆゑ、善く其仁賢なることを知る、されば復州の人民が兩氏の休養の恩澤を蒙らんとするをめでたきことに思ふなり、是に於て一言を呈す、

文法　「有刺史之榮」は第一大段を收め、「無其難爲者」は第二大段を收む、而して于公、崔群、復州の民、一併に結び了る、

謝疊山評　此序諷諫于公、與送許郢州序同意、此序尤含蓄、只民就窮而斂愈急、下民苦之、使于公聞之、皆勸于公寬賦斂以安州縣以安百姓、

又評　觀察使賦斂苛急、則爲刺史者、見其難、而不見其榮、觀察使賦斂寬緩則爲刺史者、見其榮、而不見其難、以此諷諫于公最切、

講述　此の序は于公を諷諫せしものにて、許郢州を送るの序と意志を同じうす、此の序も含蓄あり、只民が困窮に赴くに拘はらず、賦斂益急なるため、小民之に苦むの一事を于公に聞かす、是れは何れも租税を寬にして、州縣を安んじ百姓を安んぜんことを于公に勸むるのである、觀察使の賦斂が苛急であれば、刺史たるもの、其地位の困難を感ずるのみにて其榮譽を感ぜず、賦斂が寬大であれば、刺史たるもの、其榮譽を感じて其困難を感ぜず、此れを以て于公を諷諫すること最も信切である、

讀李翺文　歐陽公

講述　李翺は、字を習之と曰ひ、韓退之の姪孫

れの意思に於て通ぜぬ所がある、

文法　「刺史之廷」の一句、上の「鄕里之吏」及び「縣吏」と、變化を取る、

賦有恆而民產無恆、水旱癘疫之不期、民之豐約懸於州、縣令不以言、連帥不以信、民就窮而斂愈急、吾見刺史之難爲也、（第二大段の第二小段なり、實說、）

大段落　以上を第三大段となす、刺史の立場困難なるを言ふ、

講述　凡そ租稅は一定の額あれども、民の生產は一定せぬ、是れは洪水とか旱魃とか流行病とか、色色豫測の出來ない災難があるからである、人民の生活の伸びると縮まるとは、一に州卽ち刺史の處置に由る、然るに下は、州に屬する縣令が人民の實況を州に具申せず、上は、州より府卽ち觀察使に上申しても、彼れ之を信ぜず、是に於て人民は次第に困窮に陷るに拘はらず、賦斂は益、嚴急である、故に余より言ふときは、刺史は中間に在つて、尤も手を著けかぬる立場である、

文法　「民就窮而斂益急」は、卽ち前に謂はゆる不得所の實、

崔君爲復州、其連帥則于公、崔君之仁、足以蘇復人、于公之賢、足以庸崔君、有刺史之榮、而無其難爲者、將在於此乎、（第三大段の第一小段なり、入題して前の二段を收む、）

講述　崔君は復州の刺史となられたが、其觀察使卽ち古制の連帥に當る者は于公である、崔君の仁は（民情を聞かざる所なきゆゑ）復州の民を蘇生せしむるに足り、于公の賢は（州の上申を信せぬやうな事なきゆゑ）崔君の言を用ふるに足る、刺史の榮譽あつて刺史の遣り惡きことのないのは、どうも此點に在るであらう、

榮矣』、

大段落　以上を第一大段となす、刺史たるの榮を言ふ、

訓義　〔趨走〕奔走なり、〔長史〕書記官なり、〔司馬〕元來は兵事を司る職なれども、實際は文官にして、刺史屬吏なり、〔一境〕一州なり、

講述　土地を有つこと數百里、（管區廣し）命を受け用を足して奔走する所の役人は、長史、司馬などより以下數十人、（其地位尊し）其俸給は其三族を惠み、其朋友竝に舊識の人までも及ぼすに足り、心中に樂みあるときは、管内の人、其機嫌の善きを見て之を喜び、心中樂まぬときは、管内の人、其怒りに觸れんかとて恐る、（威令行はる）されば、丈夫たる者、官員となつて刺史まで升進すれば、隨分榮譽である、

文法　筆を起す處、一の主格を擧ぐるの暇もなく、十數句相啣んで下り、一氣呵成、「亦榮矣」の矣の字を以て一頓す、

雖然幽遠之小民、其足跡未嘗至城邑、苟有不得其所、能自直於鄕里之吏者鮮矣、況能自辯於縣吏乎、能自辯於縣吏者鮮矣、況能自辯於刺史之庭乎、由是刺史有所不聞、小民有所不宣、（第二大段の第一小段なり、虛說、）

訓義　〔城邑〕都會の城壁を周らすを城と曰ひ、然らざるを邑と曰ふ、〔鄕里之吏〕黨正、族師、閭胥、比長の類を指す、

講述　さりながら、僻土遠地の細民などは、交通の不便其他の事情にて、足跡は都會の地に至りたる事なければ、假令ひ其所を得ざる事あつても、自身鄕里の吏員に向つて、權利を訴ふることの出來得る者は少き程なれば、況んや縣廳の役人に向つて彼れ此れ申立つること出來ようや、又況んや刺史の役所の廣場に出でゝ、辯ずること出來ようや、之が爲め刺史は、人民の事情に就いて耳に入らぬことあり、小民は、己

である、彼れが觀察使であつた時は租税の取立てが手酷かりしこと、唐書の本傳に見えたり、韓文公が許郢州と崔復州とを送る二序は、何れも諷諫の文辭である、此二篇は照し合せて見るが宜しい、

餘説

許郢州を送る序なるに拘はらず、其大部分は于公に贈る語に過ぎず、是れ顧廻瀾の謂はゆる文の變體なるが、作者をして變體に出でしめたる者は、抑も亦故あり、則ち從來、府と州との間は兎角圓滑を缺けるに、今や許郢州は、往いて于公の下に立たんとす、而して于公は作者の曾て緣故を有する人なるが故に、兩者の間に立ち、豫め調停の勞を取りたるに外ならず、蓋し郢州の刺史として最も處し難きは府の誅求なり、況んや于公の貪婪なる、尋常に非ざるをや、作者乃ち此の點を擧げて諷する所あり、獨り人道より立案せしのみに非ず、而して餘勢の及ぶ所、進んで許郢州の縣に對する道は、宜しく府の州に對する道を以てすべきを言ふ、文題の上より言へば此處主なれども、作者の本意より言へば帶説にして客なり、

贈崔復州序　　韓文公

講題　崔は姓、復州は任地、名は群、字は敦詩、

大旨　刺史は、榮譽の官なると同時に困難なる立場なり、然れども崔復州に在つては、刺史たるの榮譽あつて、刺史たるの苦しき立場なかるべきを言ふ、

目的　前篇に異ならず、

有地數百里、趨走之吏、自長史司馬以下數十人、其祿足以仁其三族及其朋友故舊、樂乎心、則一境之人喜、不樂乎心、則一境之人懼、大丈夫官至刺史亦

訓義　〔前之言〕先達、後進の論を指す、〔今之言〕觀察使、刺史の論を指す、

講述　前に申した議論は、于公最早信じて、之を實行せられた以上、今度の議論とて、何と信じ給はぬことがあらうや、

文法　「前之言」は第一大段を收め、「今之言」は第二大段を收む、

縣之於州、猶州之於府也、有以事乎上、有以臨乎下、同則成、異則敗者皆然也、非使君之賢、其誰能信之、『　第三大段の第一小段なり、前段の議論は、州と縣との關係に於ても亦同一なるを云ふ、

講述　今縣の州に對する關係は、丁度州の府に對する關係と同樣なり、州は上に向ひては府に事ふる場合あり、下に向ひては縣に臨む場合あり、一致すれば成功す、反對すれば失敗すると云ふことは、州と縣との間に於ても亦眞理なり、使君のやうな賢者でなければ、何人が之を信じようや、使君こそ、之を實行せらるゝ人であると思ふ、

愈於使君、非燕遊一朝之好也、故其贈行、不以頌而以規、』　第三大段の第三小段なり、送序を作る所以を言ふ、

大段落　以上を第三大段となす、許郢州への贈言を敍す、

訓義　〔燕遊〕燕は樂むなり、〔規〕戒なり、

講述　愈の使君に對する關係は、共に遊み樂んだやうな一朝一夕の懇意ではない、それゆゑ、今使君の出立に臨み、頌贊の語を呈せずして戒の語を呈する次第である、

謝疊山評　于頔乃一貧酷吏、其爲觀察也、賦斂苛急、見唐書本傳、韓公送許郢州二序、皆諷諫之辭、可以參觀、

講述　于頔こそは、一個慾張り無慈悲の役人

課し來るも、實情を以て之に應ずることなくして人民を庇ひ、又觀察使の職に居る者は、常に租税の取立てを嚴にし、情狀を酌んで刺史を信ずることをなさず、之がため刺史は觀察使より憎まるゝ結果、其地位に留まること出來ず、觀察使の方に於ても、政治が善く行はれない、財力は已に竭くれども取立ては止むことなく、人民は已に困難すれども取立ては益々嚴急である、されば人民は最早其土地を去つて、盜賊となるより外はない、尙ほ未だ賊とならないのは仕合せである、

文法　不以實應と不以情信とは自異の事實、

誠使刺史不私於其民、觀察使不急於其賦、刺史曰、吾州之民、天下之民也、惠不可以獨厚、觀察使亦曰、某州之民、天下之民也、斂不可以獨急、如是而政不均、令不行者、未之有也、第二大段の第三小段なり、自同にして成る事情、

講述　誠に若し刺史は、己れの管下の人民なりとて之を庇ふことなく、觀察使は、直接の支配に非ずとて其租税を嚴急にすることなく、刺史は、吾が州の人民は天下の民なれば、是れのみに獨り恩惠を與へ難しと曰ひ、觀察使も亦、何州の民は天下の民なれば、是れのみ獨り手嚴しく租税を取り立て難しと曰ひ、双方是の如く折合ひながら、政府の行亙らず、命令の行屆かないことは、決してあらざることなり、

文法　前の一小段は消極、此の一小段は積極、一反一正の筆なり、即ち裏より言ひ、又表より言ひ、以て文の效力を增す所の方なり、〇不可獨厚と不可獨急とは是れ自同の事實、

其前之言者、于公既已信而行之矣、今之言者、其有不信乎、第四大段の第二小段なり、贈言の用ひらるべき望みあるを言ふ、

大段落　以上を第二大段となす、于公への贈言を敍す、

於使君之行、道刺史之事、以爲于公贈、（第一大段の第三小段なり、前節を承けて贈言を爲す所以を言ふ、）

大段落　以上を第一大段となす、于公に贈言をなすに至りたる來歴を叙す、

講述　愈は敢て于公の大恩を私的とは致さぬが、さりとて亦知己と申さぬわけにはゆかぬ、其れゆゑ、常に人に誇つて、于公の返簡を讀み聞かす程である、斯く于公に對する感謝の情は極點に達するとしても、行爲が之に伴はざるやうなことは、愈の如き小人と雖も爲さぬ所である、卽ち之を實現したく思ふが故に、今使君の出立に際し、刺史の役向きに關する事を述べて于公に贈らんとするのである、

文法　前後の過接なり、

凡天下之事、成於自同而敗於自異、（第二大段の第一小段なり、贈言の大綱を掲ぐ、）

訓義　〔自同自異〕自の字は各互の意、有心的の意を含む、

講述　凡そ天下の事は、人人互ひに一致するに因つて成功し、人人互ひに反對するに因つて失敗す、（上は下と一致を謀り、下は上と一致を謀るときは成り、上は上のみに私し、下は下のみに私し、步調揃はざるときは敗る、）

文法　本段の綱領、

爲刺史者、常私於其民、不以實應乎府、爲觀察使者、恆急於其賦、不以情信乎州、繇是刺史不安其官、觀察使不得其政、財已竭而斂不休、人已窮而賦愈急、其不去爲盜亦幸矣、（第二大段の第二小段なり、自異にして敗る丶事情、）

訓義　〔府、州〕府は觀察使に係り、州は刺史に係る、〔斂〕取り入る丶、

講述　州の刺史を勤むる者は、常に己れの管下の人民なる所から、觀察使の政廳である府より租稅を

訓義　〔以書自通於于公〕于公、名は頔、襄陽の大都督たり、文公嘗て之に上書す、文章軌範の開巻第一に在る、上于襄陽書即ち是れなり、〔先達〕先きに仕官するなり、〔矜〕ほこる、〔通〕立身するなり、〔喜〕兎角なり、考證、拙堂文話に見ゆ、〔復書〕返信なり、

講述　韓愈嘗て書簡により、自身于公に申出でたことがあるが、其文言は數百字を累ねたものであつて、大體の主意は左の通りであつた、即ち先達の士が善き人物を得て、之に事業を託するときは、己れの道徳明白となつて、名聞博まり、後進の士が然るべき人を得て、之に身事を託するときは、事業顯著となり、爵位も伸ることが出來る、然るに下に在る所の後進の士が己れの能に慢じ、上に在る所の先進の士が己れの位に慢ずることがあると、先進と後進と、元來恆に相求むるに拘はらず、兎角出遇はないで止むと、于公は余の議論を不可とせられず、答書を下されて仰せらるゝには、足下の申し條は、尤も千萬であると、

于公身居方伯之尊、蓄不世之材、而能與卑鄙庸陋相應答如影響、是非忠乎君、而樂乎善、以國家之務、爲己任者乎、（第一大段の第二小段なり、于公の國家本位なるを言ふ、）

訓義　〔方伯〕一方の總督、節度使、觀察使の如きもの、〔不世〕一代に必ずあると限らざる、

講述　于公は、其身地方總督の尊き地位に居り、何代と云ふ間に一二人と云ふやうな大器量を蓄へながら、身分卑しく才識凡劣なる余輩と應答せらるゝこと影の形に從ひ、響の聲に應ずるやうである、是れ君に忠あつて善を樂み、國家の務めを以て、自己の責任となすと外思はれない、

文法　上文は事實なり、此處は其事實に就いての論斷なり、此れより將に忠言を進めんとす、故に先づ之を譽めて其意を迎ふ、

愈雖不敢私其大恩、抑不可不謂之知己、恆矜而誦之、情已至而事不從、小人之所不爲也、故

讀吾子之書、而得其所用心、將復有深於是者、與吾子樂之、況其外之文乎、愈頓首、』 第四大段の第二小段なり、道を好んで後、始めて文に成功すべきを言ふ、

大段落　以上を第四大段となす、文章は其本たる道其物より入りべきことを言ふ、

訓義　〔其外之文〕外とは中に對して言ふ、中とは心なり、道は心に在り、

講述　足下の御書を讀んで、何如なる點に心を用ひ給ふかを承知致し候、文章に就いて御心懸けはさることに候へ共、愚案にては是れよりも深き者あらうかと被存候が、何卒足下と之を樂みたく候、況んや其外の文に於ては勿論の儀に候、愈頓首、

文法　前の小段は文辭より道に及ぼし、此の小段は道より文辭に及ぶ、

送許郢州序　韓文公

講題　許は姓なり、名を志雍と曰ふ、其郢州の刺史たるが故に許郢州と云ふ、

大旨　凡そ天下の事は、自同に成つて自異に敗るゝことを言ふ、

目的　州を利用して、觀察使于頔を諷するに在り、

愈嘗以書自通於于公、累數百言、其大要言、先達之士、得人而託之、則道德彰而名聞流、後進之士、得人而託之、則事業顯而爵位通、下有矜乎能、上有矜乎位、雖恆相求、而喜不相遇、于公不以其言爲不可、復書曰、足下之言是也、』 第一大段の第一小段なり、于公の知を得たるを叙す、

辭、見元賓之知人、交道之不汚、甚矣子之心、有似於吾元賓也』

大段落　以上を第三大段となす、主客を綜合す、

訓義　〔聲容〕音聲容貌、〔恍〕まぼろしのやうになり、〔交道〕朋友の取り方、

講述　此度は忝くも御書面竝に御作の文章を被下候が、足下の御姓名を拜見して、十年前に元賓の示したる詩の記憶を呼起し、元賓の音聲やら容貌やら、恍然として面り接觸致し候樣に覺え申し候、足下の御文章を讀み候へば、昔し元賓の稱贊致し候も尤もにて、今更元賓が人を知り交際すべき人物を違へざりしことが判明仕り候、能くも能くも足下の心の吾が元賓に似給へることかな、

文法　此段に於ても亦元賓の字を重複したるは前と同じ、○「甚矣」の一句は主客を一致せしめたるものなり、○「交道之不汚」は前の「元賓行峻潔清其中狹隘不能苞容於尋常人」に應ず、

子之言以愈所爲不違孔子、不以雕琢爲工、將相從於此、愈敢自愛其道、而以辭讓爲事乎、然愈之所志於古者、不惟其辭之好、好其道焉爾』　第四大段の第一小段なり、文の本の道に在るを言ふ、

訓義　〔子之言〕來書の文言、〔不違孔子〕孔子の下に道の字を加へて看るべし、〔雕琢〕ほりみがく、文章を修飾すること、〔愛其道〕愛は惜むなり、道は技術と云ふが如し、〔好其道〕道は道德の道なり、

講述　御申越しによれば、愈の作る所の文章は孔子の道に違はず、文字の上に修飾を施すことを工と心得ざる流儀なれば、今後此の如き文章に力を御用ひなされたしとの儀に候が、愈に於ては何如に致して己が術を惜しく思ひ候て、只管御辭退申上げ候はんや、さりながら愈の古風に心懸け候は、唯其の古への文辭のみをば好むには無之、偏へに古への道を好む次第に御座候、

文法　好其道の三字は是れ主意、

訓義　〔峻潔〕峻は切立つたる貌、塵俗を拔き、狃れ難きを云ふ、〔其中〕胸中、〔狹隘〕せまくるし、〔苞容〕包み入れる、苞は包の音通、〔所以〕稱引の理由、

講述　元賓の行ひは氣高く潔白にして清く候ひしが、隨つて其胸中は狹隘の爲、普通の人を容れ候事出來ず、間に合せに人の事を評論して譽むるなどは嫌ひ申し候、因つて何故に足下をば稱贊に及び候やを研究致し、其結果、足下は普通の人にあらせられぬ事を承知致し候、

文法　李秀才は本と作者と面識なく、突然書簡を送り來りしもの故、其人となりに就いて言ふべきもの無きを以て、元賓の詩より說き起し、想像上より其人格を認定して趣向を立てたるなり、

時吾子在二吳中一、其後愈出在レ外、無三因緣相見二、（第一大段の第三小段なり、相見ざりし事を叙す、）

大段落　以上を第一大段となす、客より主に引入る、

訓義　〔因緣〕機會と云ふが如し、

講述　時に足下は吳中に居られ、其後愈は出でゝ他處に罷在り候ため、御面會の機會なく今日に至り申し候、

元賓既沒、其文益可二貴重一、思二元賓一而不レ見、見二元賓之所レ與者一、則如二元賓一焉、

大段落　以上を第二大段となす、元賓を慕ふ餘り、其情彼れの親友に及ぶを言ふ、上下承接の爲に設けたる段なり、

訓義　〔所與〕交際せし人を謂ふ、

講述　元賓最早死去せし後、彼れの文章は益〻貴重すべき者と相成り候、其れに就いて元賓の事を思ひ候へ共遇ふわけに參らず、せめて元賓の交りし人に遇ひ候へば、元賓に遇ふやうなる心地致し候、

文法　一段は一段より主に近づき來る、○四個の元賓の字を用ひ、大に姿致を生ず、

今者辱二惠書及文章一、觀二其姓名一、元賓之聲容、恍如二相接一、讀二其文

ることを解決し、顔子、曾子を引いて、不遇の爲に酒に逃るゝことは、未だ道を得ざるに由るとを示せしは抑なるが如し、然るに右は、顔曾の如く、聖人の師を得ざりし故なりとて、遂に不遇の益、悲むべきに歸到す、其間の曲折、頗る波瀾あり、而して入題の後、己れが秀才の不遇を救ふ力なきを嘆ずるの餘り、曩には排斥したるに拘はらず、己れも亦醉鄕に入つて、自他の不遇を忘れんとするを言ふ、一見すれば稱の如く癡の如くにして、文情絶佳なり、

答李秀才書　韓文公

講題　李は姓、此の人、名は師錫、字は圖南、蘇州の人、

大旨　文章を學ばんとせば、宜しく道を學ぶべしと云ふに在り、

愈白、故友李觀元賓、十年之前、示愈別吳中故人詩六章、其首章則吾子也、盛有所稱引、第一大段の第一小段なり、以て、秀才を譽むるを言ふ、

訓義　〔故友〕亡友と云ふが如し、已に歿したる友人なり、〔元賓〕李觀の字、〔吳中〕地名、〔故人〕舊交の人、〔稱引〕譽めたゝへるなり、

講述　愈白す、拙者の亡友李觀、字は元賓と申す人が、今より十年以前に、吳中の舊友に別るゝ時の詩六首を愈に見せ候事有之候が、其一番初めの詩は則ち足下に別るゝ詩にて、其詩の中に足下を非常に稱贊致し居り候、

文法　李觀は客、秀才は主、

元賓行峻潔淸、其中狹隘不能苞容於尋常人、不肯苟有論說、因究其所以、於是知吾子非庸衆人、第一大段の第二小段なり、李觀の詩に因り、秀才の非凡なるを想像せしを言ふ、

郷之後世」、〔烈〕功なり、

講述　吾れ王績が醉郷の文辭を讀んで之を悲み、又直言をなしたる良臣の忠烈を嘉し、其子孫を見識りたいと思つたのである、

文法　上の二句は上文を承け、下の一句は下文を起す、

今子之來見我也、無所挾、吾猶將張之、況文與行不失其世守、渾然端且厚』、第三大段の第一小段なり、秀才の人物を叙す、

訓義　〔所挾〕有する所の才能を謂ふ、〔張〕稱揚すること、〔世守〕代代の傳承、〔渾然〕圓滿の貌、

講述　豫ねて逢ひたしと思つて居つた處ゆゑ、今足下が此に來つて余に逢はれる場合となつて、縱令ひ足下に何等の抱負がないにせよ、自分は大いに之を世の中に紹介する積りである、まして其文學と曰ひ、行状と曰ひ、代代受繼ぎたる所を失はずして、祖先の面影あり、ムックリとして圭角なく、端正にして手厚きに於てをや、

惜乎君力不能振之、而其言不見信於世也、於其行姑與之飲酒』、第三大段の第二小段なり、王秀才を惜み、且つ慰む、

大段落　以上を第三大段となす、王秀才に對する感情を叙す、

講述　惜しいことは、吾れ微力にして、これを世に振起せしむること能はず、而して吾が足下の人物に就いて言ふところは、世人より信ぜられざる一事なり、斯く思ふやうにならぬゆゑ、秀才の立ち去るに方り、醻を忘れんとして兎も角共に酒を飲む次第である、

文法　「吾力」の二句は不遇の極なり、上句は己れが之を擧ぐる權力なきを言ひ、下句は己れに聖人の德なきを言ふ、〇到底酒を脱せず、

餘説

一篇感慨の文なり、唯秀才の不遇を言はんと欲するに、其先祖なる王績の醉郷記より筆を下し、初めには酒に溺れたるかを疑ひ、次に其不遇な

講述　彼の孔子の一番弟子であつた顏子は、一瓢の飮み物、一簞の食物と云ふやうな貧苦の中に其樂みを樂み、曾子が金や石より出づるやうな美聲を以て詠歌しつゝ、不遇の境涯を意に介しなかつたなど、此の二人は、孔子と云ふ聖人を自分の師とすることが出來、汲汲として始終追つかけても追付かぬことを憂ふるほど、道德の修養に熱心であつたから、心外の事に於ては、固より心に懸ける暇もなかつたのである、されば何として酒に事寄せ、醉鄕に逃るゝやうな必要があらうや、(是に由つて觀れば、醉鄕の徒、卽ち王績、阮籍、陶潛などは、聖人の道を樂み、自得すべき機緣のなかつたため、酒を借りて不平を慰めたものゆゑ。)吾れは彼等の爲に其不遇を悲むのである、

文法　最初の二句、顏子の方は瓢簞と云はして一個の與の字を挾みたるは、下の金石と一樣の句法となることを避けたるなり、○託麴蘖逃昏冥と云はずして「麴蘖之託而昏冥之逃」とせしは、語意を重くせしにて、之を倒裝法と謂ふ、○「吾又以悲醉鄕之徒不遇也」の一句は、是れ一篇の主意なり、

建中初、天子嗣位、有意貞觀開元之丕績、在廷之臣爭言事、當此時、醉鄕之後世、又以直廢、（第二大段の第一小段なり、醉鄕の徒の子孫の不遇なりし事跡を補敘す、）

訓義　〔建中〕唐の德宗の年號、〔貞觀開元〕上は太宗の年號、下は玄宗の年號、〔丕〕大なり、〔後世〕後裔なり、

講述　建中の初め、天子卽位あらせられ、昔しの貞觀開元時代の立派なる功績を擧げ給はんとの思召しあり、是に於て朝廷に仕ふる人人、先きを爭うて政治上の意見を上陳したが、此の當時、王績の子孫の某と云ふ者も亦建白をなした處、剛直の爲に免官となつた、

吾既悲醉鄕之文辭、而又嘉良臣之烈、思識其子孫、（第二大段の第二小段なり、上下接續の處、）

大段落　以上を第二大段となす、王秀才と交際するの偶然ならざるを言ふ、

訓義　〔醉鄕之文辭〕醉鄕記、〔良臣〕前段にある「醉

を嗜む、竹林七賢の一なり、〔陶潛〕字は淵明、晉の田園詩人、亦頗る酒を好む、〔偃蹇〕驕傲の貌、又身を引いて人を拒絶する貌、

講述　其後阮籍や陶潛の詩を讀んで、始めて了解に及んだのは、彼れ傲り高ぶつて世間と交際することを好まなかつたとは云へ、猶其心中に不平の無いわけにゆかず、時としては世間の事物の善し惡しに觸れて、之が爲めに感動し亢奮し、自ら押ふることが出來ず、そこで酒にかこつけ酔に紛はして、自ら慰藉を試みたと云ふことである、

文法　主客を以て言ふときは、王秀才は主なり、王績は客なり、阮籍と陶潛とは客中の客なり、抑揚を以て言へば「無所累於世」は揚なり、「猶有是言」は抑なり、「不欲與世接」は揚なり、「不能平其心」は抑なり、蓋し醉鄉記の中に、阮籍、陶淵明等十數人、身を歿するまで返らざるの語あり、因つて其詩を把つて之を讀み、彼等が酒を借りて自ら慰むるは、決して累ひなきに非ず、亦味ひを旨しとするに非ざるを知りしなり、

若顔氏子、操瓢與簞、曾參歌聲若出金石、彼得聖人而師之、汲汲每若不可及、其於外也固不暇、尚何麴蘖之託、而昏冥之逃邪、吾又以悲醉鄉之徒不遇也、

第一大段の第三小段なり、酒に託したる所以を述べて之を悲む、

大段落　以上を第一大段となす、醉鄉記を讀みて起りたる感想を叙す、

訓義　〔顔氏子〕孔子の門人顔回を謂ふ、子とは若者と云ふが如し、〔操瓢與簞〕論語雍也篇に云ふ、賢哉回也、一簞食、一瓢飮、在陋巷、人不堪其憂、回也不改其樂、賢哉回也と、簞とは竹製の飯器、操は手にて扱ふなり、〔曾參〕孝經の作者曾子、其事は莊子讓王篇に出づ、〔汲汲〕氣ぜはしき貌、〔麴蘖〕糀のこと、酒を指す、〔昏冥〕醉つて前後の辨ぜざる情態、〔其外〕事物、〔醉鄉之徒不遇〕顔子、曾子の如きは、不遇なりしかども、聖人を師とすることを得たれば、尚樂むに足りたれども、醉鄉の徒は然らざるゆゑ、其不遇尤も悲むに足るなり、

を決せんとするを言ひ、此行の無用に非ざるを說き、末段、古人を弔し、而して今人に出仕を勸む、正に董生に處する所を知らしむるの意なり、其論正大、其語悲壯、絕世の文神と謂ふべし、

送王秀才序　　韓文公

講題　王は姓、秀才は科名とて、試驗の種類の名なり、此の人、名を含と曰ふ、醉鄉記を著したる王績の後裔、

大旨　王秀才の不遇の同情すべきを言ふ、

吾少時讀醉鄉記、私怪隱居者無所累於世、而猶有是言、豈誠旨於味邪、第一大段の第一小段なり、醉鄉記の作られたる動機の疑ひを設く、

訓義　〔醉鄉記〕唐の王績の作なり、王績、字は無功、隋末の大儒王通の弟にして、絳州龍門の人なり、大業中、六合丞となりしが、酒を嗜みて事を事とせざりしがため、彈劾せられて家に還り、北山東皐に遊んで書を著し、自ら東皐子と號す、武德の初め、前官を以て詔を門下省に待つ、先例に依り、官府より日に酒三升を給せし處、侍中陳叔達と云ふもの、彼れが美酒を飲むことを以て唯一の樂みとなすと聞き、日に一斗を給せしかば、是れより斗酒學士の稱あり、

講述　吾れ少年の頃、醉鄉記を讀みたるが、其節、內心不思議に思ひしは、凡そ隱遁者は自ら社會と關係を絕ちたる者ゆゑ、世間の事の煩累もなく、隨つて不平など有るまじき理である、それに猶醉鄉の記の如き言あるは、どういふ譯であらう、眞實酒の味を旨いと思つたのであらうか、恐らくは、さうであるまい、

及誦阮籍陶潛詩、乃知彼雖偃蹇不欲與世接、然猶未能平其心、或爲事物是非相感發、於是有託而逃焉者也、第一大段の第二小段なり、動機の疑問を解決す、

訓義　〔阮籍〕晉代の人、字は嗣宗、性不羈にして酒

屠狗者乎、爲我謝曰、明天子在上、可以出而仕矣、』

大段落　以上を第四大段となす、燕趙を諷し、併せて董生を諷す、

訓義　〔望諸君〕燕の昭王の將樂毅なり、毅は齊を破り、大功を立てたるが、昭王の子惠王之を疑ひしかば、禍を避けて趙に奔り、觀津に封ぜられて望諸君と號す、〔屠狗者〕高漸離を指す、荊軻燕に至り、之と日に酒を飲み、市中に歌ふ、〔謝〕告ぐるなり、

講述　余は足下が行かるゝに就いて心に感ずる所がある、何とぞ先方へ行かれしならば、我が爲に望諸君の墓を弔ひくれよ、又其市中を觀察して昔の犬殺し、高漸離のやうな者があつたならば、我が爲に告げて申さるべし、今や明天子上に在すことなれば、出でて仕官すべしと、

文法　樂毅は趙に走りし後も、尙燕を忘れずして忠義の臣なり、其墓を弔せよと云ふ、董生の不臣を責めて忠義を守らしむるの意、言外に在り、燕趙の、志を得ずして卑賤なる者に出仕を勸む、董生の往くべからざるは自ら明かなり、「明天子在上」の五字は、不臣なる藩鎭を壓倒するに餘あり、此の五字、大義儼然たり、

餘説

董生の河北に往くは、己れの志を得ざるを憤り、朝命を奉ぜざる所の藩鎭に採用を求むるに外ならず、之を送る者、斷じて往くべきを言ふの理なし、若し明かに其往くべからざるを言はゞ、則ち之を送るは無意味となる、此の如き題目は極めて筆を著け難し、韓文公乃ち口を開くや、今日の河北を言はず、只昔日の燕趙を言ひ、燕趙の爵位ある人を言はず、只燕趙の志を得ざる人を言ひ、曰く董生彼れに到らば、自ら其人士と意氣投合せんと、此の行、用ひらるゝことを求むるに非ざる者の如し、次段、復感慨悲歌の士は仁義天性に出で、同調相憐むが故に、決して其必ず合はんを言ふ、是れ明に仁義の二字を以て董生に押し附くるなり、三段は、藩鎭命を拒み、風俗漸く改まれば、恐らく昔日の燕趙に非ず、隨つて感慨悲歌の士なかるべく、只董生の合不合に於て之

其性者哉、』

大段落　以上を第二大段となす、意氣の投合すべき所以を説いて前段の意を證す、

訓義　〔彊〕つとむると訓ず、奮發して事を爲すなり、

講述　夫れ足下が世に不遇なる所から、苟くも義を慕ひ仁を勉むる者は、誰れも足下を愛すると共に、足下の去ることを惜まざるものはない、況んや燕趙の士の如く、仁義に感憤することが其天性に發する者に於てをや、（是れが意氣の投合すべき源因である。）

文法　「出乎其性」は慕と彊とに對して言ふ、○「燕趙之士」は首句に應ず、○茲に仁義の二字を提出したるは、尤も著目すべき所なり、即ち暗に仁義の人が董生の去るを悦ばざることを示し、董生の去るは仁義に於て不可なる所あるを諷し、其仁義に由らんことを欲するなり、仁義は大義名分に充てゝ言ふ、

然吾嘗聞風俗與化移易、吾惡知其今不異於古所云邪、聊以吾子之行卜之也、董生勉乎哉、』

大段落　以上を第三大段となす、今日の河北は古への燕趙と其俗を異にするやも知り難ければ、恐らく投合する能はざるべきを言ふ、

訓義　〔化〕時運と云ふが如し、〔古所云〕「多感慨悲歌之士」なり、

講述　然れども吾が嘗て聞きたる所に據れば、土地の風俗と云ふものは時代の氣運に隨つて變遷するものである、されば何として燕趙の今日は、古代言ひ囃した所と違つて居らぬと云ふことが知られようや、或は違つて居るであらう、兎も角も足下の旅行に因つて古今の相異があるかないかを試して見よう董生勉めて行けや、

文法　唐の天寶より以後、河北の藩鎭、政府の命を受けず、昔日燕趙の比に非ず、然るに疑ひの詞を以て之を出しゝは文章の婉曲なる處、

吾因子有所感矣、爲我弔望諸君之墓、而觀於其市、復有昔時

文を作つて之を送る、

大旨　董生往かば、河北の人に說いて朝廷に歸順せしむべきことを言ふ、蓋し唐の貞元中に、仕進の道塞がりしかば、有爲の士多く不平を抱けり、河北、河南の節度使（謂はゆる藩鎭）は之に乘じて人材を招き、以て己れの謀主となし、朝命を奉ぜずして專横を極めたるが、董邵南も亦志を官途に得ざりしが爲、今や往いて河北の藩鎭に身を委ねんとす、韓文公は、大義上、之に不贊成なれども、送序に於て明言すべきに非ざるが故に、裏面より其不可なることを知らしめんとせり、

目的　董をして河北へ往くの不可なることを自覺せしめんとするに在り、

燕趙古稱多感慨悲歌之士、董生擧進士、連不得志於有司、懷抱利器、鬱鬱適茲土、吾知其必有合也、董生勉乎哉、

大段落　以上を第一大段となす、河北古代の民俗は慷慨なるが故に、董生は之と意氣投合すべきを言ふ、

訓義　〔燕趙〕戰國時代に於ける二國の名、卽ち唐に於ける河北の地、今の直隷山西地方、〔感慨悲歌之士〕樂毅、荊軻、高漸離等の如き人を指す、〔連〕しきりにと訓ず、引續いてなり、〔利器〕きれもの、役に立つべき才能、〔茲土〕燕趙の地、

講述　燕趙は、其昔し時世を慷慨し、悲歌を唱へたる人が多かりしとの事である、董生は曾て進士に擧げられたが、毎も毎も役人のために邪魔をされて、仕進の志を遂ぐること出來ず、不平の結果、有爲の器量を抱きながら、心鬱鬱として燕趙の地に赴かうとする、董生の人物此の如く、燕趙の士風彼れの如くなる以上、余は雙方の意氣が必ず投合すべきことを知る、董生勉めて行けや、

文法　燕趙の二字は全篇を胎む、

夫以子之不遇時、苟慕義彊仁者、皆愛惜焉、矧燕趙之士、出乎

亦判然である、

文法　勤力は蚤作を受け、勞心は夜思を受く、是れは政事に勤むるを言ふ、訟者二句は善く事を處するを言ふ、老弱は民心を得るを言ふ、○不虚取直と曰ひ、知恐而畏と曰ひ、皆第二大段に應ず、而して政績を擧げたる處は、上の司平於我を實現せしものなり、

吾賤且辱、不得與考績幽明之說、於其往也、故賞以酒肉、而重之以辭、　第三大段の第二小段なり、己れの分內に於て薛存義の功を賞するを言ふ、

大段落　以上を第三大段となす、存義の功の賞すべきを言ふ、

訓義　〔辱〕作者が罪人となつて、左遷の身なるを言ふ、〔考績幽明〕書經の舜典に云ふ、三載考績、三考黜陟幽明となり、考績は官途の成績を調査すること、明は功の見ゆるなり幽は功の見えざるなり、幽明は猶功の有無と云ふが如し、

講述　余は身分賤しきが上に不名譽を被り居ることなれば、官吏の賞罰に就いて、人並みに意見を出すが如き權力がない、それゆゑ存義の功勞あることを知ればとて、奈何ともなし難い、故に今先方へ往くに當り、酒肉を馳走して之を賞し、之に加ふるに文辭を以てするのである、

文法　「不得與考績幽明」は、第二大段の喩中、「甚怒而黜罰之」に應ず、○酒肉の二字は、首段の〔載肉于俎崇酒于觴」に應ず、

謝疊山評　章法句法字法皆好、轉換多、關鎖緊、謹嚴優柔、理長而味永、

講述　章法、(段落の法なり)句法、字法、何れも好く、引き廻らしの處多く、締めくゝり、緊り謹嚴にしてやさしく、道理は深くして味ひ永い、

送董邵南序　韓文公

講述　董邵南は壽州安豐の人、進士に擧げられ、志を得ず、去つて河北に赴くに當り、文公此

勢不同也、勢不同、而理同、如吾民何、有達於理者、得不恐而畏乎、『第二大段の第三小段なり、官吏が民の役たる職を犯すの不可なる理由を説明す、』

大段落　以上を第二大段となす、送別の贈言、

訓義　〔貨器〕貨財、器物、

講述　今假りに以前一人の男を自分の家に傭ひ入れたることゝして、彼れ若し足下より傭錢を貰ひながら、足下の用務を怠り、其上足下の貨財器物等を盗みしならば、足下は甚だ怒つて、此の傭人を逐ひ退くると共に、何とか處罰するに相違あるまい、僕の考へにては、今天下の官吏中、此傭人に似寄つたものが多い、然るに傭主たる人民が、推切つて立腹したり、放逐したり、處罰したりする者のないのは何故であるか、其理由は、位地の貴賤が違ふからである、成る程位地の貴賤は同一でないが、道理に二つはない、實際此の人民が官吏の爲に難儀して居るのを如何にするぞ、若し道理に達した官吏其人が有るならば、其責を恐れ、人民を畏れずに居られようや、

文法　結句、暗に戒を寓す、

存義假令零陵二年矣、蚤作而夜思、勤力而勞心、訟者平、賦者均、老弱無懷詐暴憎、其爲不虛取直也的矣、其知恐而畏也審矣、『第三大段の第一小段なり、薛存義の善く吏たるの責を盡すを言ふ、』

訓義　〔蚤作〕早く起き、仕事をなすなり、〔訟者〕者の字は事の字と同一の用法、下句の賦者の者も亦然り、〔的〕明なり、

講述　存義は假りに零陵の縣令となつたが、朝は早くより職務に取り掛り、夜に入れば政治の仕方を考へ、力を出精し、心を勞苦して怠らざる結果、訴訟に就いては公平に、租税に就ては平均に、管下の人民、老弱となく、詐欺の心を抱いて暴行をなし、又は上を怨むものがない、此れに由つて觀るときは、存義が月給を只取りにして居らぬことは明白であつて、又責を恐れ民を畏るゝことを知つて居ることも

を振舞ひ其上に告げて云ふやう、

文法　肉と云ひ、酒と云ひ、飲食と云ひ、皆下文を伏す、

凡吏於土者、若知其職乎、蓋民之役、非以役民而已也、（第二大段の第一小段なり、吏の本務を掲ぐ、）

訓義　〔土〕地方なり、〔若〕汝なり、〔民之役〕民に使役せらるゝもの、即ち使用人、

講述　凡そ地方に官吏となつて人民の上に臨むものは、足下其何如なる職務であると云ふことを知らるゝや、案ずるに其職は人民に使はれるものであつて人民を使ふばかりではない、

文法　主意此に在り、

凡民之食於土者、出其什一、傭乎吏、使司平於我也、今我受其直、怠其事者、天下皆然、豈惟怠之、又從而盜之、（第二大段の第二小段なり、官吏が民の役たる職を犯すを言ふ、）

訓義　〔什一〕十分の一、税を言ふ、〔傭乎吏〕乎の字は單に語勢を助けたるもの、〔使司平於我〕我が爲に我が平均を保つやうにすることを司るなり、〔直〕報酬なり、價直の直、

講述　凡そ人民が其地方地方に生活するに就いては、各其作り高の十分一を租税として上納し、此の租税にて吏を傭ひ、我我人民の爲に一樣平均を取料らはしむるのである、即ち彼等の俸給は傭賃であつて、人民の爲に働らくは彼等の仕事である、然るに其傭賃を取りながら、其仕事を怠るものは、天下の中推しなべて同一である、何として只怠るばかりであらうや、怠るが上に人民より盜み取ると云ふ始末である、

向使傭一夫於家、受若直、怠若事、又盜若貨器、則必甚怒而黜罰之矣、以今天下多類此、而民莫敢肆其怒與黜罰者何哉、

訓義　〔策〕竹の鞭、活用して鞭打つこととなる、

講述　世の馬を飼ふものは、非道の仕方を以て此の良馬を鞭打ち、之に食物を與ふるも、其能力の程度に至らず、馬が斯かる飼ひ方の不平を訴へようと思つて鳴いて見ても、其意志を曉ることが出來ず、鞭を手に持ち、馬に向つて云ふやう、天下に良馬はないと、扨扨何と眞に馬がないのであるか、それとも眞に馬の識別がつかぬのであるか、

在上者は賢才を虐待し冷遇し、賢才が心事を訴へても推察することが出來ず、權力を挾んで之に對し、世に賢能の士は居らぬと云ふ、果して賢士がないのであるか、それとも賢士を見分けぬのであるか、

文法　「其眞不識馬」は卽ち「伯樂不常有」なり、○「執策而臨之」の一段、馬を識らざる有樣を寫す處尤も妙なり、是の如き一篇著色の處を精彩と曰ふ、

送薛存義之任序　柳柳州

講題　薛存義は永州零陵の令なり、蓋し京師に朝覲し、任地に遷らんとせし時の送序なり、

大旨　薛存義が人民に對し官吏たる責を盡す人なることを言ふ、

目的　當時の官吏の無責任なることを諷するに在り、

河東薛存義將行、『第一大段の第一小段なり、先づ出立の事を叙す、

訓義　〔河東〕薛存義の郷貫なり、

講述　河東の薛存義は、今方に出立する處である、

柳子載肉于俎、崇酒于觴、追而送之江之滸、飲食之、且告曰、『第一大段の第二小段なり、彼を送りしことを叙す、

大段落　以上を第一大段となす、送別の景況を敍す、

訓義　〔俎〕肉を盛る器、〔崇酒〕儀禮の字面、崇は高盛に注ぐこと、〔滸〕水際なり、

講述　柳子は肉を俎の上に載せ、酒を觴中に盛り、後より追ひかけて之を江水の邊に送り、彼れに飲食

一廻りする場處)の在る處にして、前篇の「雲固弗靈於龍也」と同一の筆法、

馬之千里者、一食或盡粟一石、食馬者、不知其能千里而食也』、

大段落　以上を第三大段となす、馬を養ふの道を失ふを言ふ、

訓義　〔粟〕米の籾のまゝなるを云ふ、〔食馬〕馬に食物を宛てがふなり、〔其能〕其は馬を指す、

講述　元來馬の千里を行く逸馬となれば、一度の食に一石の米を殘らず食ふことがある、然るに馬の飼主は其馬が千里行く能力のあることを知らず、隨つて其能力相當の飼ひ方をしない、

賢才は其抱負を行ふに、高い地位や多くの俸祿が必要である、然るに之を用ふる在上者は、其賢才であることを知つて相當の待遇を與へない、

是馬也、雖有千里之能、食不飽、力不足、才美不外見、且欲與常馬等、不可得、安求其能千里也』、

大段落　以上を第四大段となす、良馬の本能を發揮する能はざるを言ふ、

講述　右の馬にすれば千里の能力があれども、食は腹に充たず、力は十分に出でず、働きの立派なることは目に見えず、差し當り普通の馬だけの用を爲させようとしても、其れすら不可能なる位であるから、何にとて其千里の能力を實現することが望まれようや、

賢才は何如に大抱負あつても、位高からず、祿重からず、其伎倆見はれずとすれば、凡人竝みの働きも出來難い、何として蓋世の功を求められようや、

策之不以其道、食之不能盡其材、鳴之不能通其意、執策而臨之曰、天下無良馬、嗚呼其眞無馬邪、其眞不識馬邪』、

大段落　以上を第五大段となす、良馬を識らずして良馬なしと云ふを嘲る、

雜說下　韓文公

講題　此れは前篇が龍の說なると異つて馬の說なり、

大旨　世に名馬は無きに非ざれども、名馬を見分くる人なきを言ふ、而して寓意の在る所は、當時の宰相が人を知らざるを非るなり、

世有伯樂、然後有千里馬、

大段落　以上を第一大段となす、名馬は目利に由つて知らるゝを言ふ、是れ一篇の主意、

訓義　〔伯樂〕秦の穆公の時、孫陽と云ふ者あつて、善く馬を相せり、人之を呼んで伯樂と曰ふ、伯樂は星の名にして、其位置は天駟星の旁に在るを以て、斯く呼びたるなり、〔千里馬〕一日に千里を行くと云ふ駿馬、

講述　世の中に伯樂があつて後、始めて一日千里を行く所の駿馬がある、

世に善く人物を見拔く所の賢宰相があつて、然る後英雄豪傑才能の士が起つて之が用を爲す、

千里馬常有、而伯樂不常有、故雖有名馬、祇辱於奴隷人之手、駢死於槽櫪之間、不以千里稱也、

大段落　以上を第二大段となす、良馬あれども、知らざるときは猶無きが如くなるを言ふ、

訓義　〔祇〕たゞと訓ず、空しくと云ふが如し、〔駢死〕駢は竝ぶ、〔槽櫪〕馬草桶と板圍、

講述　千里の馬は平常絕えず有るに拘はらず、伯樂の方は何の世にも有るとは定まつて居らぬ、されば名馬があつても唯奴隷の手に辱められ、馬草桶か板圍の間に首を竝べて死に果て、人より千里の馬であると言はれずして終つてしまふ、

賢才は絕えず有れども、之を見分くる賢宰相は每も有るとは定まらないゆゑ、賢才も俗吏などに侮られ、卑しい地位に一生を終り、賢才の名を得ずしてしまふ、

文法　「伯樂不常有」の一句は文章回環（ぐるりと

然龍弗得雲、無以神其靈矣、失其所憑依、信不可歟、』

大段落　以上を第四大段となす、龍の雲なかるべからざるを言ふ、

講述　さりながら龍は雲を得ぬときは、其神妙をば十分發揮することが出來ぬ、是れ雲は龍の依賴する所の機關であつて、己れの依賴する機關を失ふときは、何如にも差支あるやうである、

然れども聖君若し賢臣を得ざるときは、其光明を發して天下の大功業を成すわけにゆかぬ、聖君と雖も其機關を失ふときは、宜しからぬやうに見える、

文法　「龍弗得雲無以神其靈矣」は揚筆、

異哉其所憑依、乃其所自爲也、』

大段落　以上を第五大段となす、龍に必要なる雲は、龍の然らしむるに外ならざるを言ふ、

講述　然るに其依賴する所のものは、彼れ自ら機關の資格を與へて己れの用に供するものである、何と奇妙な次第ではないか、

聖君の機關は賢臣であるが、其賢臣の事業を爲さしむるのは、此の聖君であるに至つては、不思議と云ふも餘りあり、

文法　此の一句は又抑なり、

易曰、雲從龍、既曰龍雲從之矣、』

大段落　以上を第六大段となす、易を引いて前論を證す、

訓義　〔易曰〕易の文言の語、

講述　易に雲は龍に從ふとあり、既に龍と云ふ以上は、雲の之に從ふことは勿論である、

既に聖君があれば、必ず賢臣が出でゝ之に從ふものである、

餘說

作者の根據は、易の「雲從龍」の句なり、然れども雲龍を以て君臣に譬へたるものは、先きに韓非子あり、古人の已に言ひし所と雖も、韓文公の筆に入れば新なるが如し、

なものではない、
龍は聖君に喩へ、雲は賢臣に喩へたるもの、寓意を講ずるときは左の如し、
聖君は官爵や祿位を以て賢臣に與へ、斯くて後、賢臣が始めて事業を立て得るが故に、賢臣の賢は何として聖君の聖に及ばうや、

文法　「雲固弗靈於龍也」は抑筆なり、

然龍乘是氣、茫洋窮乎玄間、薄日月、伏光景、感震電、神變化、水下土、汨陵谷、雲亦靈怪矣哉、』

大段落　以上を第二大段とす、雲の靈なるを言ふ、

訓義　〔茫洋〕茫漠と云ふに同じ、行き道の範圍際限なきこと、〔玄間〕玄は天色、玄間とは猶空中と云ふが如し、〔薄〕迫るなり、〔伏光景〕景は影なり、日月の光線を龍の身にて掩ふなり、〔感震電〕震は雷なり、雷電を感動するを云ふ、〔汨〕音骨、ひたすなり、

講述　されど龍は、此の息から作つた雲と云ふ氣に乘ず、茫漠として青空の果までも達し、日月に接近して其影を掩ひ隠し、雷電を起して不思議の變化を行ひ、下界を水浸として山をも谷をも見えぬまでにするのを見れば、雲も亦神妙奇怪と云ふの外はなし、
然れども聖君が賢臣を任用して天下の大事を成し、天下の大功を立つるものとせば、賢臣の力も亦特異なことである、

文法　「雲亦靈怪矣哉」は揚筆、

雲、龍之所能使爲靈也、若龍之靈、則非雲之所能使爲靈也、』

大段落　以上を第三大段となす、雲の靈は龍の靈に由ることを言ふ、

講述　但し此の雲は、龍が之をして神妙の働きをなさしむるものであつて、龍の神妙に至つては、雲が左樣な働きをなさしむるのではない、
賢臣が功業をなすのは、聖君が之を任用する結果で、聖君が之を用ふる爲に其賢なることが知れるのである、聖君の聖は、賢臣の力でさうさせ得るものではない、

文法　「非雲之所能使爲靈也」は抑筆、

て、人より不吉とせらるゝも當然なりと、是れ作者が聖君に遇はずして狂人視せらるゝを慨し、聖君に非ざれば己れを知る能はずとの自負心を慰むると共に、又自ら其濁世に出でたることを嘲る所以なり、結末は感慨無量烟波千里、妙は露骨ならざるに在り、○通篇、祥不祥の字を以て眼目とし、知不知の字を以て感慨を寓し、上の半部は一反一覆、止だ麟に就いて言ひ、後の半部は一反一覆、更に獲麟に就いて言ふ、字少く意多く、圓轉流動の文なり、

雜說上　　韓文公

講題　韓文公の作りし所の雜說は、凡べて四篇あり、一篇毎に一主格あれども、全體としては別に指すべき命題なきが故に、雜說として上下又は一二等を以て之を分けたる者にして、此の篇の如きは、龍說と曰ふを可とす、龍は支那人の理想的動物にして、其觀念は左の如し、曰く其形は九種の動物に類す、頭は駝に似、角は鹿に似、眼は鬼に似、耳は牛に似、項は蛇に似、腹は蜃に似、鱗は鯉に似、爪は鷹に似、掌は虎に似る、背に八十一鱗あり、口の傍に鬚髯あり、頷下に明珠あり、喉下に逆鱗あり、氣を吹き出せば雲となる、其身を大小長短にすること自在にして、或は天に升り、或は淵に沈む、

大旨　龍あれば則ち雲あるを言ふ、即ち明君と賢相と相待つて功業を成すものなるが、賢相は明君が之を用ふるに由るとの意を喩へたるものにして、作者自身が德あれども明君を得ざれば功を爲す能はざるを言ふに外ならず、

龍噓レ氣、成レ雲、雲固弗レ靈二於龍一也、

大段落　以上を第一大段となす、龍の靈たることを言ふ、

訓義　〔噓氣〕噓はうそぶくと訓ず、吹き出すなり、〔弗〕不に同じ、

講述　龍が息を吹出せば、其息で雲が出來る、雲は龍が製造するものであるから、無論龍其物より神妙

聖人が知る以上、麟は結局不吉の物ではない、

文法　「雖然」は第一大段を承け、「聖人」云云は第二大段を承く、○雖然の二字は、前に諄諄と麟の不祥を說きたるを轉じて、最初の祥を說きたる處に戻(モド)す使ひ方にて、頗る力あり、

又曰、麟之所以爲麟者、以德不以形、若麟之出不待聖人、則其謂之不祥也亦宜、』

大段落　以上を第四大段となす、又麟の不祥なるを言ふ、

講述　更に一說あり、麟が麟の資格ある理由は德がある爲であつて、形の爲でない、されば若し麟の出づることが聖人の御世を待たず、漫りに姿を顯はすやうなことは、是れ其德を失ふわけであるから、之を不祥と云ふのも亦尤も千萬の次第である、

文法　此一段は上の「麟爲聖人出也」の句より出でたるものにして、「以德」の句は「麟之爲靈昭昭也」と相應ず、蓋し德の字は卽ち靈の字の意なり、德あるが故に靈なればなり、○此處は形式に於て參考の部に屬すれども、精神に於ては尤も肝要の方面なり、祥不祥の論は、前段に於て已に反復、之を盡したるに由り、此に至り、又別說として復(フタ)び不祥なることを言ふ、謂はゆる百尺竿頭一步を進めたる者に外ならず、

餘說

韓文の注に、唐の元和七年に麒麟が東門に出でたるに由つて作りたる者なりと云ふも、貞元年間に李翺が之を評したる語あれば、此の事とは全く關係なきが如し、朱子は此れを以て、激して意を託するの作とす、蓋し已に講題に於て說きたるが如く、麟を借りて己れの感慨を寓したるものなるが、今又詳かに之を言へば左の如し、麟は靈獸なれども全く他の動物に類せず、又罕(マレ)に世に出づるものなれば、人之を知らずして不祥となす、大賢は國寶なれども凡人と異なり、常に出でざるものゆゑ、人之を知らずして變物となす、然れども麟は聖代に出づべきもの、大賢も亦聖代に出づべきもの、然るに萬一澆季の世に出づるときは、已に其資格を失ふものにし

爲馬、犬豕豺狼麋鹿、吾知其爲犬豕豺狼麋鹿、惟麟也不可知、不可知、則其謂之不祥也亦宜、

第二大段の第二小段なり、麟の認め難き所以を言ふ、

大段落　以上を第二大段となす、麟の不祥たるを言ふ、

訓義　〔鬣〕馬のたてがみ、

講述　牛には角があるから、角の附いて居るものは、角を見て牛であることが知られ、馬には鬣があるから、鬣の附いて居るものは、鬣を見て馬であることが知られ、犬豕豺狼麋鹿は、是れ亦各〻一定の辨識すべき點があるから、一見して犬豕は犬豕、豺狼は豺狼、麋鹿は麋鹿であることが知らるれども、麟に限つては見慣れぬ物で、把捉點がないゆゑ、麟に出遇つても、麟と云ふことを知ることが出來ない、知ることが出來なければ奇態の物と視做すから、之を不吉と考ふることは尤も千萬である、

文法　角と鬣とを擧げて、辨識を得べき特點の一例を擧げ、下は句法を一變し、直ちに犬は犬たることが分ると云ふ省略法を用ひたるなり、又前の二句、倶に七字なれば、次は十七字の長句を以て承く、是れ韓退之の慣用法なり、〇「惟麟也不可知」の下に「不可知則」と語を重ねたるは、之を急脈緩受の法と謂ふ、

雖然麟之出、必有聖人在乎位、麟爲聖人出也、聖人者必知麟、麟之果不爲不祥也、

大段落　以上を第三大段となす、麟の祥たることを決す、

訓義　〔必有聖人〕昔し五帝三王の時、麒麟出でたりと傳ふ、〔聖人知麟〕孔子が麟を知られしこと、解題に出す、

講述　麟は知り惡いゆゑ、不祥と視做さるゝも尤も千萬とは云へ、麟の出づるときには必ず世に聖人あつて、天子の位に在すことであるから、麟は聖人の爲に出づるので、偶然に出て來るわけではない、又聖人なれば、必ず麟を見て麟であると云ふことを知る、

大段落　以上を第一大段となす、麟の祥たるを言ふ、

訓義　〔昭昭〕明なり、著なり、〔詠於詩〕詠は歌をよむのよむ、詩經の中によみ込まれて居る、詩經の周南に麟之趾の篇あり、〔書於春秋〕春秋に麟を獲たることを書す、〔百家之書〕百家とは聖人以下の諸學者を言ふ、卽ち百家の書とは六經以外の書なり、〔祥〕吉祥なり、目出たきもの、

講述　麟が靈物であることは明白である、それは詩經の中によみ込まれたり、春秋に記されたり、歷代の史傳や諸子百家の書に那れ此れ出でゝ居るのを見ても疑ひはなく、智慧もなく、見聞も足らない、女子供までも麟のめでたい者であることを知つて居る、

文法　「麟之爲靈昭昭也」は斷定なり、「詠於詩」の三句は證據なり、「婦人小子知其爲祥也」は事實なり、僅僅三十四字の中に首あり、腹あり尾あり、已に一篇の文格を具ふ、又引證の三句、始めは一句三字、次は四字次は九字、長短を異にす、○婦人小子の皆知るは、此れ其昭昭たる處、

然麟之爲物、不畜於家、不常有於天下、其爲形也不類、非若馬牛犬豕豺狼麋鹿、然、然則雖有麟、不可知其爲麟也、『第二大段の第一小段なり、麟の認め難きことを言ふ、』

訓義　〔不常有於天下〕麟は王者のめでたき徵にて、王者のある時のみ出づるものゆゑ、每もあるものにあらず、〔不類〕普通人家山澤に住する動物と似て居らぬ、〔麋鹿〕鹿は山に產するもの、麋は澤に產するもの、

講述　女子供でも麟の吉祥であることは知つて居れども、麟は動物として人家に飼養されず、每も天下に在るものでない、其形としては、一角あつて上に肉があると云ふ風で、他の動物と似寄つて居ず、馬や牛や犬豕、又は豺狼、麋鹿の如く、見易いものではない、されば、麟があつたとて、麟であると云ふことは知り難い、

文法　希有と奇形とを以て論據とす、

角者、吾知其爲牛、鬣者、吾知其

道を廣めば、子得るあらずんば、則ち余得ん焉、又何を以て師とすと爾云はんや、其實を取つて其名を去り、越蜀の吠怪を招いて、外廷に笑はれずんば則ち幸矣、

獲麟解　　韓文公

講題　獲麟とは、春秋哀公十四年、春、西狩獲麟の語あり、孔子家語に云ふ、鉏商、薪を大野に採り、麟を得たり、其左足を折る、載せて歸る、叔孫(鉏商の君)以て不祥となし、之を郭外に棄て、人をして孔子に告げしむ、孔子曰く、麟なりと、陸機の公羊傳疏に云ふ、麟は麏の身、牛の尾、馬の足、黄色、圓蹄一角、角端に肉あり、音は鐘呂に中り、(音律に叶ふ)行は規律に中り、(法則に叶ふ)遊ぶに必ず地を擇び、審かにして後處る、生蟲を履まず、生草を踐まず、群居せず、侶行せず、(伴つて行かず)陷井(穽)に入らず、羅網に罹らず、王者至仁なれば則ち出づと、古來稱して仁獸と曰ふ、

解とは、人の疑ひあるに因り、之を解釋する文體にして、漢の揚雄始めて解嘲を作りしより、後人之に倣ふ、此の文は、古へより麒麟の祥不祥に就いて疑ひあるを以て、之を解せしなり、

大旨　麟の祥不祥は其出づる時の如何んに在り、若し聖人の位に在る時に出づれば祥となり、聖人を待たずして出づるときは不祥となるを言ふ、但し此れは寓意の文にして、麟を以て有徳者に喩へたるなり、乃ち其眞意は、有徳者が暗黒の世に不祥と視做さるゝことを言つて、其出づるの時を得ざるを悲むに在り、蓋し作者不遇なりしため、麟を以て自ら比し、聖人位に在らずして、己れを知るものなきを嘆ぜしもの丶如し、

目的　己れの生れたる世が其世に非ざることを悲しむに在り、

麟之爲レ靈昭昭也、詠二於詩一、書二於春秋一、雜二出於傳記百家之書一、雖二婦人小子一、皆知二其爲一レ祥也、

を願ふ、吾子苟くも自ら之を擇び、某の事を取り某の事を去らば、則ち可なり、若し是非を定めて以て吾子を敎ふるは、僕材足らずして、又前に陳ずる所のものを畏る、其敢てせざるを爲すや決せり矣、吾子前に見んと欲する所の吾が文、悉く以て之を陳ず、以て子に耀明するに非ず、聊か子の氣色、誠に好惡如何を觀んと欲するなり、今書來り言ふも、皆大いに過ぐ、吾子誠に佞譽誣諛の徒に非ず、直愛せらるゝ甚しきが故に然るのみ、始め吾れ幼に且つ少く、文章を爲る、辭を以て工となす、長ずるに及び、乃ち知る、文は以て道を明かにするを、是れ固より炳炳烺烺、釆色を務め聲音を衒して能となさざるなり、凡そ吾が陳ずる所、皆自ら謂ふ、道に近しと、而して道の果して近きか遠きかを知らず、吾子道を好んで吾が文を可とせば、或は其れ道に於て遠からず矣、故に吾れ文章を爲る毎に、未だ嘗て敢て輕心を以て之を掉かさず、其剽にして留まらざるを懼るるなり、未だ嘗て敢て怠心を以て之を易しとせず、其弛んで嚴ならざるを懼るゝなり、未だ嘗て敢て昏氣を以て之を出さず、其昧沒して雜なるを懼るゝなり、未だ嘗て敢て矜氣を以て之を作らず、其偃蹇して驕るを懼るゝなり、之を抑して其奧を欲し、之を揚して其明を欲し、之を疏して其通を欲し、之を廉して其節を欲す、激して之を發し、其清を欲し、固にして之を存し、其重を欲す、之れ吾が夫の道を羽翼する所以なり、之を書に本づけ、以て其質を求め、之を詩に本づけ、以て其恆を求め、之を禮に本づけ、以て其宜を求め、之を春秋に本づけ、以て其斷を求め、之を易に本づけ、以て其動を求む、此れ吾が道の原を取る所以なり、之を穀梁に參して、以て其氣を厲まし、之を孟荀に參して、以て其支を暢べ、之を老莊に參して、以て其端を肆にし、之を國語に參して、以て其趣を博くし、之を離騷に參して、以て其幽を致し、之を太史に參して、以て其桀を著す、此れ吾が旁推交通して、以て之が文を爲る所以なり、凡そ此の若きもの果して是か非か、取るあるか、抑、取るなきか、吾子幸ひに觀る焉擇ぶ焉、餘りあらば以て告げよ、苟くも亟來つて是の

俗を顧みず、笑侮を犯し、後學を收召して師說を作り、因つて顏を抗げて師となる、世果して群怪笑罵、指目牽引して言詞を增爲す、愈、是を以て狂名を得たり、長安に居り、炊、熟するに暇あらず、又挈挈として東西す、是の如き數矣、屈子の賦に曰く、邑犬群吠、怪む所を吠ゆるなりと、僕往に聞く、庸蜀の南、恆雨、日少し、日出づれば則ち犬吠ゆと、予以て過言となす、前六七年、僕、南に來る、二年冬、幸ひに大雪、嶺を踰えて南越中の數州に被ぶ、數州の犬、皆蒼黃吠噬、狂走するもの累日、雪なきに至つて乃ち已む、然る後始めて前に聞く所のものを信ず、今韓愈、既に自ら以て蜀の日となす、吾子又吾れをして越の雪たらしめんと欲す、亦病ならずや、獨り病ませらるゝのみならず、亦以て吾子を病ましむ、然れども雪と日と、豈に過あらんや、顧ふに吠ゆるものは犬のみ、度るに今天下吠えざるもの幾人、而して敢て怪を群目に衒し、以て鬧を召き怒を取らんや、僕謫過以來、益、志慮を少く、南中に居る九年、脚氣病を增し、漸く鬧を喜ばず、豈に呶呶者をして、早暮吾が耳に咈り、吾が心を騷さしむべけんや、則ち固より僵仆煩憒、愈、過ぐべからず矣、平居望外に齒舌に遭ふ少からず、獨り人の師たるを欠くのみ、抑、又之を聞く、古へは冠禮を重んず、將に以て成人の道を責めんとす、是れ聖人尤も心を用ふる所のものなり、數百年來、人復行はず、近ごろ孫昌胤なるものあり、獨り憤を發して之を行ふ、既に禮を成す、明日朝に造り、外廷に到り、笏を薦し卿士に言ふ、某の子冠し畢ると、之に應ずるもの咸憮然、京兆の尹鄭叔は則ち怫然として笏を曳き卻立して曰く、何ぞ我れに預らんやと、廷中皆大に笑ふ、天下以て鄭尹を非として孫子を快とせざるものは何ぞや、獨り爲さざる所をなせばなり、今の師を命ずるもの、大に此れに類す、吾子、行厚くして辭深し、凡そ作る所、皆恢恢然として古人の形貌あり、僕敢て師となると雖も、增加する所なきなり、假し僕が年、吾子に先きだち、道を開き書を著すの日後れざるを以て、誠に往來聞く所を言はんを欲せば、則ち僕固より悉く中に得る所の者を陳ぜん

今を指しゝものにして、第二大段の「今之衆人」に應ず、

餘說

柳宗元の韋中立に答ふる書に言ふ、今の世、師あるを聞かず、獨り韓愈、流俗の笑侮を犯すを顧みず、後學を收召して師說を作る、因つて抗顏師となる、愈是を以て狂名を得たりと、則ち文中に群聚して之を笑ふとあるは事實なり、退之が此の如く時俗に反抗して、師道を以て自ら任じたる者は何ぞや、原道を觀るときは、彼れが窃かに孟子の後繼を自期せるを知るべし、乃ち道を傳へんと欲するの意に出でたるものなり、柳子厚が抗顏爲師と稱せしは貶辭なるが、是れ子厚も亦流俗の見解を免れざりしか、抑も又退之を以て人の師となるの資格なしと思ひたるがためか、洪容齋の如きは、學者、子厚に歸せずして、退之に歸す、故に子厚此の說あるのみと云ふ、是れ子厚の語を以て妬心に出でたりとなすなり、要するに退之が此の點に就いて、獨立特行、人の非笑を甘んぜしは、深く信ぜし所ありしが爲のみ、而して此の篇の議論、一一道理あり、他篇の牽强の處あるに似ず、流俗の愚を警省するの一段、尤も工力を見る、蓋し賴山陽の言の如く、惑の字、道の字、一正一反に說き來つて正反の跡なきは、行文の錯綜せるが爲にして、耻の字は實に全篇の關紐をなす、

參考附錄

柳宗元の韋中立に答ふる書

宗元白す、書を辱うす、云ふ、相師とせんと欲すと、僕道篤からず、業甚だ淺し、近く其中を環顧するに、未だ師とすべきものを見ず、嘗て言論を好み、文章を爲ると雖も、甚だ自ら是とせざるなり、意はざりき、吾子、京都より蠻夷間に來り、乃ち幸ひに取られんとは、僕自ら卜するに、固より取るなし、假令ひ取るあるも、亦敢て人の師とならず、衆人の師となる、尙敢てせず、況んや、敢て吾子の師とならんや、孟子稱す、人の患、好んで人の師となるに在りと、魏晉より已下、人益〻師を事とせず、今の世、師あるを聞かず、輒ち之を譁笑して、以て狂人となす、獨り韓愈、奮つて流

必有二我師一焉、擇二其善者一而從レ之、其不善者而改レ之と、〔專攻〕攻は治むるなり、

講述　聖人には誰れと云つて定まつた師はない、孔子は郯子、萇弘、師襄、老聃を師とせられた、郯子の徒は、其賢人であるとは孔子に及ばなかつたのである、然るに孔子は、三人の行ふときは、必ず我が師とすべきものありと申された、されば弟子なりとも師に及ばぬとは限らない、師も弟子に賢るとは限らない、唯道を聞く時期に後先がある、我れより先きなれば、聖人も其人を師とする、術業に專門がある、我れより精通して居るなれば、聖人も之を師とする、孔子が郯子などを師とせられたのも、亦此樣な筋より外ではない、

文法　孔子は前段の「古之聖人」に應じ、聞道は聞道に應じ、術業は授業に應す、

李氏子蟠年十七、好二古文一、六藝經傳、皆通二習之一、不レ拘二於時一、請二學於余一、余嘉二其能行二古道一、作二師說一以貽レ之』

大段落　以上を第五大段となす、此の文を作る理由を言ふ、

訓義　〔李蟠〕貞觀二十七年の進士、〔古文〕六朝時代の、多く對句を用ふる文體に非ざる者、即ち經典及び諸子竝に秦漢諸家の文體を謂ふ、後世に至つては、受驗文に對して云ふ、〔六藝〕或は詩書禮樂易春秋等の六經を指すことあれども、此には下に經傳の字あるが故に、禮樂射御書數を謂ふに似たり、〔古道〕古への學者の必ず師ありしことを云ふ、〔貽〕おくりつかはす、

講述　李氏の子の蟠は、年が十七歲ではあるが、古文を好み、六藝竝に經傳の書は、盡く之に涉つて講習した、此人時俗に頓著せず、余を師として學問をなす、余は彼れが能く古への道を行ふことを奇特とするにより、此の師說一篇を作つて、之に贈る次第である、

文法　此の文は「古之學者」を以て筆を起せり、乃ち結末に至り、「好古文」「行古道」の二つの古の字を以て、之に引戻したり、「不拘於時」の時の字は、即ち

大段落　以上を第三大段となす、世の師弟の關係を笑ふ者の不智なるを言ふ、

講述　神巫(ミコ)や、醫者や、伶人や、凡百の工藝人は、何れも人を師とすることを恥とせぬ、然るに士とか、大夫とか、身分のある階級に於て、師であるの、弟子であるのと云ふものがあると、多數の人人、寄り集つて之を笑ふ、何故笑ふかと問へば、其答へは、彼れと彼れと年齡は「をつかつ」なり、道は似たり寄つたりである、師とする人の位が卑(ヒク)ければ、左樣な人に就くのは羞づかしいことであり、又師とする人の位が立派であるなれば、其人の弟子となるは諛ふに近いからであると、扨も斯樣な有樣であつては、師道の昔しに戻(モド)らぬことは明かである、神巫や、醫者や、伶人や、凡百の工藝人は、上流社會の賤めて、仲間へ入れない所の者共であるに、今上流社會の智慧が反つて彼等に及ばないとは、何とけしからぬ事ではないか、

文法　「年相若也」は上の「無長無少」に應ず、「位卑」云云は上の「無貴無賤」に應ず、○智の字は惑の字の反、智の及ばざるは則ち惑へる處、○「可怪也歟」は冷笑の語なり、

聖人無常師、孔子師郯子萇弘師襄老聃、郯子之徒、其賢不及孔子、孔子曰、三人行必有我師焉、故弟子不必不如師、師不必賢於弟子、聞道有先後、術業有專攻、如斯而已、』

大段落　以上を第四大段となす、聖人を引いて、人を師とすることの耻づべきに非ざるを言ふ、

訓義　〔郯子〕左傳昭公十七年に出づ、曰く、郯子來朝す、公之と宴す、少卿問うて曰く、少皥(カウ)氏、鳥を以て官に名づく、何の故ぞやと、郯子曰く、吾が祖なり、吾れ之れを知ると、仲尼之を聞き、郯子に見えて之を學ぶと、〔萇弘〕孔子が樂を萇弘に問ひたることは、禮記の樂記に出で、家語觀周篇に出づ、〔師襄〕孔子が琴を子襄に學びたることは、史記の孔子世家に出づ、〔老聃〕孔子が禮を老聃に問ひたることは、禮記の曾子問に出づ、〔孔子曰〕論語の述而篇に出づ、曰く、三人行

小學而大遺、吾未見其明也』第二大段の第二小段なり、子を教育して己れを教育せず、小事を重んじて大事を重んぜざるを言ふ、

大段落　以上を第二大段となす、人を師とするを耻づることの愚なる所以を言ふ、

訓義　〔句讀〕語の絶ゆる處を句とし、語は絶えざれども句調の途切れたる處を讀とす、試みに本文にて一例を示すときは、「於其身也則耻師焉」は句なり、「於其身也」は讀なり、授句讀とは猶素讀を授くと云ふが如く、學問の初歩を謂ふ、〔小學而大遺〕小は句讀なり、大は解惑なり、〔或師焉或不焉〕不の字は、しからずと訓ず、師の字を置き、或不師焉として視るべし、明白ならん、

講述　自分の子を愛するが故に、其の子の爲に師を擇んで之を教育しながら、自分のこととなると云ふと、師を取ることを耻ぢて居る、是れは不正確の考へである、彼の子供の師は、子供に書物を宛てがひ、其書物の句の切り方位を習はしむる者であつて、吾が前段に其道を傳へ其惑ひを解くと云つた所の師ではない、句の切り方が知れないのと、惑ひが解けないのとは、一は小兒の急務であつて、一は大人の急務、一は小事であつて、一は大切であるのに、一方に就いては師を取り、一方に就いては師を取らず、小事は子供に學ばせながら、大切の事は己れ之を等閑にする、余は其人の道理に明るいことを發見しない、

文法　前段の「無長無少」の意味を反對に發揮す、

○「未見其明也」は、惑の字の形を變へて出したるものなり、

巫醫樂師百工之人、不耻相師、士大夫之族、曰師曰弟子云者、則群聚而笑之、問之、則曰、彼與彼年相若也、道相似也、位卑則足羞、官盛則近諛、嗚呼師道之不復可知矣、巫醫樂師百工之人、君子不齒、今其智乃反不能及、其可怪也歟』

はざるべく、又耻ぢざるべしとの論據をなす、〇「道之所存、師之所存也」の二句は、吾師道の三字を演繹せしものにして、師と道とを一致せしむる肝要の語なり、上に載せたる歐陽公の上范司諫書の中、「言行道亦行也」の一句は、實に韓文公の此語より脫化せしに外ならず、〇貴賤、長少は、下段の伏線、

嗟乎師道之不傳也久矣、欲人之無惑也難矣、古之聖人、其出人也遠矣、猶且從師而問焉、今之衆人、其去聖人也亦遠矣、而耻學於師、是故聖益聖、愚益愚、聖人之所以爲聖、愚人之所以爲愚、其皆出於此乎」、第二大段の第一小段なり、師に從ふと否とは聖愚の分る る所なるを言ふ、

講述　嘆かはしきことである、師的道德の絕えたることの已に久しく、之が爲め人が惑はないやうに爲したくも、殆んど不可能であるのは、古への聖人は普通の人の上に拔け出づることが遠かつたのである、それですら、師に就いて道を尋ねられた、然るに今の一般の人は、聖人より劣等である程度が何如にも甚しいに、反つて師に就いて學ぶことをば耻ぢて居る、右の次第であるから、聖人は益、聖人となり、愚人は益、愚人となる、聖人が聖である理由、愚人が愚である理由は、思ふに師に就くと師に就かざるとの相違に在るやうである、

文法　「師道之不傳也」は上の「古之學者必有師」の句を反承し、「欲人無惑也難矣」は「其爲惑也終不解矣」を順承す、〇耻の字は今人の病根なるを以て、玆に先づ之を點出して下文の伏案を設く、

愛其子、擇師而教之、於其身也、則耻師焉、惑矣、彼童子之師、授之書而習其句讀者也、非吾所謂傳其道解其惑者也、句讀之不知、惑之不解、或師焉、或不焉、

訓義　〔知之〕之は道を指す、〔其爲惑也〕其惑と云ふと其爲惑也と云ふとの語氣の差は、講述を玩味して會得すべし、

講述　凡そ人は生れながら道を知る者ではない、されば何人も惑ひがなくてあられようや、惑うてありながら、之を放任して師に從はないときは、如何なる種類の惑ひにせよ、到底解けることがない、

文法　師なきときは惑ひの解けざるを言ふ、是れ上の小段の意を逆に說きたるものなり、

生乎吾前、其聞道也、固先乎吾、吾從而師之、生乎吾後、其聞道也、亦先乎吾、吾從而師之、吾師道也、夫庸知其年之先後生於吾乎、是故無貴無賤、無長無少、道之所存、師之所存也、（第一大段の第三小段なり、師と道と一致なることを言ふ、）

大段落　以上を第一大段となす、師其物の性質を明かにす、

訓義　〔固〕「生乎吾前」を受く、吾が前に生れたる人は、言ふまでもなく吾より先きに智識を得べければなり、〔亦先〕「固先」を受く、〔先後生〕先生後生と云ふべきを略したるなり、〔庸知〕知は與り知るの知にて、俗に云ふ構ふの意に當る、

講述　自分より先きに生れ、當然道を聞き知ることが自分より早かつた人ならば、自分は其人に就いて之を師と仰ぐべし、又自分より後に生れた人であつても、其人の道を聞き知ることが自分より早かつたならば、自分は之に從つて師と仰ぐべし、吾れは道をば師として習ふのである、されば何も彼れの年が自分より先輩か後輩かを問ふことはない、斯う云ふわけであるから、貴いとなく賤しいとなく、年長となく年下となく、道の存在して居る所の人は、取りも直さず師の存在する所（道を會得して居るものなれば、何人に論なく師となすべき資格ある者）である、

文法　吾師道の三字は一篇の主意にして、議論の起點ともなり、又骨髓ともなり、師の位地、年齡を問

講述　此の有字集に收めてある處の作は、何れも謹愼嚴格にして、簡潔と引締つた文章である、受驗場にては時刻に一定の制限あるから、巧みであつて遲く出來るのは、拙くして速かなるに及ばない、受驗論策の結末に、ざつと此の集の文の結び方を用ひたならば、試驗官も、人並み優れたる人を以て之に對するに相違なからう、

師説　韓文公

講題　説は、其體裁に於て議論文と大差なし、唯其の主とする所は、理義を説明するに在り、且つ論の命題は是非得失を斷ずべき事爲に在れども、説は有形物に係ることあり、多くは物を借りて或は感慨を洩らし、或は諷諭を寄せ、或は事物より抽象して己が意見を述ぶ、故に猫の説、水の説等はあれども、猫の論、水の論等はなし、後世輕薄にして人を師とするを耻づるの風あり、唐に至つて尤も甚しかりしかば、韓文公は大に之を慨せり、李蟠と云ふもの獨り時俗と異つて、文公を師とせしに因り、公は此の文を作つて之を奬勵すると共に、間接に流俗の惑ひを破らんとせしものなり、

大旨　師に就いて學ぶは道を師とするにて、人を師とするに非ざるを言ふ、

古之學者必有師、師者所以傳道授業解惑也』　第一大段の第一小段なり、師道を總説す、

訓義　〔惑〕聖人の道に非ざる學説の迷想、

講述　昔しの學者は、必ず師とした所の人があつた、師と云ふものは聖人の道を傳へ、學業を授け、外惑を解き離す爲のものである、

文法　傳道、授業、解惑の三大綱を立つ、而して道の字は通篇の大眼目なり、

人非生而知之者、孰能無惑、惑而不從師、其爲惑也終不解矣』

第一大段第二小段なり、師なき場合の弊を言ふ、

懼れ給ひて、一たび善き議論を御述べに相成り、天下の執事に對する重き望みを叶へ、其上洛の士大夫の就事に就いて抱き居り候疑惑を御霽らし被下候はば、幸ひ此上もなく御座候、

文法　「以所見用」は「正議讜言」に應ず、〇「百世之議」は第二大段に應じ、「洛士大夫之惑」は第三大段に應ず、〇「重望」は賀する意あり、謝氏云ふ、此の一段は人情に合す、范公之を見ば、必ず感動せんと、

一 謝疊山評　歐陽公文章、爲一代宗師、然藏鋒斂鍔、韜光沈馨、不如韓文公之奇奇怪怪可喜可愕、學韓不成、亦不庸腐、學歐不成、必無精采、獨上范司諫書、朋黨、春秋、縱囚論、氣健光燄長、少年熟讀、可以發才氣、可以生議論、

講述　歐陽公の文章は一代の標準であつた、然れ共矛の譬へで言へば鋒を内に入れ、刀で言へば鍔を収め込み、玉で言へば光を包み、香で言へば馨氣を沈めたるが如く、韓文公の奇奇怪怪にして、喜びもし愕きもする程の工合に及ばない、韓を學んで成らざるも凡庸陳腐とはならず、歐を學んで成らざるときは、必ず華かな處がなくなるであらう、獨り范司諫に上る書と、朋黨論、春秋論、縱囚論のみは、氣力健かであり、光燄は長く、少年之を熟讀するときは、才氣を發することも出來れば、議論を出すことも出來る、

文章軌範卷之五（有字集）

小心文

此集皆謹嚴簡潔之文、場屋中日晷有限、巧遲者不如拙速、論策結尾、略用此法、主司亦必以異人待之、

也、可レ不レ惜哉』、第三大段の第三小段なり、決案、

訓義 〔躬親庶政〕皇太后劉氏、垂簾の政を施せしが、其崩ずるに及び、帝始めて躬ら政を聽く、〔讜言〕直言なり、善言なり、〔布衣韋帶〕韋は柔皮なり、獸皮を帶するは賤者の服裝、

講述 今天子御自身に諸の政治を執り給ひ、致化と申し、政の筋と申し、清明に御座候ゆゑ、誠に無事の世の中に有之候（隨つて言ふべき事も可無之）も、千里の遠方より執事を召して、此諫官の職に任じ給ひ候は、何と正議を御聞きに相成り、直言を樂み給ふの思召しに候はずや、然るに今以て執事が何か言上に及ばれ、朝廷に正直の臣下あることを天下に知らせ、吾が君に諫言を納れ給ふ御明德のあることを彰はされ候事を承り不申、元來布衣韋帶の處士が、草深き處に詫しき住居を致し、坐して書史を讀居り候節は、常に採用せられぬ事を恨み候事に候が、折角採用せられ候場合に立至り候へば、那の事は自分の役柄に無之故敢て言はずと申し、或は拙者の位地は猶卑きゆゑ言ふこと叶はずと申し、愈言ふことの出來候位地と相成候へば、拙者は機會を待ちつゝありと申し候、右の始末なれば、終に一人も申すもの無之儀に御座候、何と惜むべき次第に候はずや、

文法 前の小段を看よ、時事の闕失を言ふことを憚るが故に、唐代の事を借りて之を形はせり、故に「今天子」以下は輕く掃ひ去る「雖爲無事」は、前の「可謂多事矣」に反應し、且つ含蓄あり、回護の筆なり、○「非我職」「我位猶卑」は上の「不繫職司」と「諫官雖卑」との二箇處に應じ、「我有待」は第三大段を收め、一毫の滲漏なし、「坐誦書史」は「學古懷道」に應す、○本と范の爲に惜むなるに、漠然として他人の事を言ふが如く、直接范を指して言はず、是を婉曲と謂ふ、

伏惟執事思天子所以見用之意、懼君子百世之譏、一陳昌言、以塞重望、且解洛士大夫之惑、則幸甚幸甚』、

大段落 第四大段なり、希望を言ふ、

講述 伏して思ひ候に、執事に於て、天子の任用あらせられ候思召しを御賢慮あり、君子百代の譏りを

亂の將帥、强勢なる臣下、天下に竝び居り、加之徳宗は猜忌多くして、小人を信任致し候始末ゆゑ、此時に當り、一事も諫言可致問題無之して、七年の久しき間を待つと云ふ道理が御座候や、當時の事件中、延齡の宰相と相成る事を喰止め、陸贄の事を論辯致す二箇條より、急務の事御座なく候はんや、拙者の考へににては、陽城たる者は、午前に就職致さば、夕刻直ちに諫言を書き上奏可致筈と被存候、幸ひにして陽城は諫官の職に居り候事、七年に及び候ため、其間に丁度延齡と陸贄との事に出遇ひ候へばこそ、一たび諫言を上ることが出來候て、其結果免職と相成り、自分の責を塞ぎ候へ共、若し此以前五年六年位の内に司業の役に轉任致し候はんには、最後まで一言の諫爭をも致さずに職を去る事と相成り、何の取柄も有之候はんや、今日に於て役人を勤め候者は、三年に一度轉任致し候が例にて、中には一二年のものも有之、甚だしきに至つては、半箇年計りにて他の官に移り候有樣に御座候、斯樣なる次第に候ときは、七年を待つなどは以ての外の儀に御座候、

文法　始めには陽城の機會を待ちたりとの説を擧げ、次に其機會を待ちしことを駁し、終りに范の機會を待つべからざるを論ず、○全一小段、務めて待つことあるの謬見を論破す、○若し「今之居官者」の數句なきときは、全く陽城論となり、范司諫に切ならず、

今天子躬親庶政、化理淸明、雖爲無事、然自千里詔執事而拜是官者、豈不欲聞正議而樂讜言乎、然今未聞有所言說、使天下知朝廷有正士、而彰吾君有納諫之明也、夫布衣韋帶之士、窮居草茅、坐誦書史、常恨不見用、及用也、又曰、彼非我職、不敢言、或曰、我位猶卑、不得言、得言矣、又曰、我有待、是終無一人言

多猜忌、進任小人、於此之時、豈無一事可言而須七年耶、當時之事、豈無急於沮延齡論陸贄兩事耶、謂宜朝拜官而夕奏疏也、幸而城爲諫官七年、適遇延齡陸贄事、一諫而罷、以塞其責、向使止五年六年而遂遷司業、是終無一言而去也、何所取哉、今之居官者、率三歲而一遷、或一二歲、甚者半歲而遷也、此又非可以待乎七年也。』第三大段の第二小段なり、陽城の故事を引いて待つべからざるを論ず、

訓義　〔爭臣論〕文、前に出づ、〔陽城〕德宗貞元十一年、判度支裴延齡、陸贄を譏す、諫議大夫陽城は、諸臣を率ゐて闕に伏し、延齡の姦佞なることを論ず、時に延齡將に宰相たらんとし、事旦夕に在り、城曰く、若し延齡を以て相となさば、當に白麻（辭令を書せしもの）を取つて之を壞つべしと、庭上に慟哭せり、城は之れが爲に國子司業に左遷せられたり、〔授受失宜〕節度使、隨意に其職を授受し、朝命に由らざるを言ふ、〔羅〕つらなる、

講述　昔し唐の韓退之は、爭臣論と云ふ一篇の文を作り、諫議大夫陽城が天子を極諫致すこと出來申さゞりしを譏り候が、陽城は終に諫言を以て有名に相成り候、故に世人は何れも陽城が諫めざりしは、要するに機會を待つ爲に斯く延引致したるに過ぎず、然るに退之は陽城の心中を知らずして、妄りに譏りたる由を申し候、拙者に限り候ては左樣には存じ不申、其故は、退之が論を作り候當時は、城が諫議大夫と相成り候て五箇年を經たる折に御座候、後又二年を過ぎ候頃、始めて陸贄の事を朝廷の上に爭論致候と、裴延齡の宰相となることに反對して、詔書の麻を裂かんと致し候との僅か二箇條に御座候、德宗の時は天下多事と可申、官職の授受、其宜しきを失ひ、叛

測するなり、

講述　近頃執事が陳州より朝廷に召出され給ひし當坐、洛中の士大夫は諸共に語り申し候には、拙者は范君を見識り、其才能は承知致居る事なるが、范君今度の御召しは、御史と爲らざる節は必ず諫官となり申されんと、辭令下り見れば、果して其言の通り諫官にて候ひき、是に於て又諸共に語り申し候には、拙者は范君を見識り、其賢人なることを承知致居る事なるが、他日天子の陛の下に立ち、剛直なる言語と眞面目なる顏色とを以て、朝廷に天子と面と向ひて爭論する者ありたる由を聞き候はゞ、其人は必ず范君に可有之と、然る處執事が御拜命より今日に至るまで、彼等は首を擧げ足を爪立てゝ、右の風聞あるならんと待構へ居り候處、卒に未だ其風聞を承り不申、案に相違致し候故、竊かに不思議に存居り候、何如に洛の士大夫は、前には豫測出來候へ共、後には豫測出來不申して、見込み違ひに及び候儀にや、それとも執事には、時機を待ち給うて斯く被致候や、

文法　此處は士大夫屬望の語を設け、以て其諫むべきことを諷す、而して「洛之士大夫」より說起し、料の字を借りて突入し、有待の字を以て范の口實を塞ぐ、此の有待の二字より下の半篇を開く、又復大壓旋の筆なり、「卒未也」の下に「洛之士大夫」云云の語を用ひたるは、殊更に搖曳の態をなせしものにて、前の處緊急なれば後の處必ず紆餘を以て釣合を取るは、文の一訣なり、〇材の字と賢の字とは、上文の「非材且賢者不能也」より來る、

昔韓退之作爭臣論、以譏陽城不能極諫、卒以諫顯、人皆謂城之不諫、蓋有待而然、退之不識其意而妄譏、脩獨以爲不然、當退之作論時、城爲諫議大夫已五年、後又二年、始廷論陸贄、及沮裴延齡作相、欲裂其麻、纔兩事耳、當德宗時、可謂多事矣、授受失宜、叛將强臣、羅列天下、又

明白に、之を百代に傳へて消滅不致候故に、寧ろ甚だ懼るべき性質の物に御座候、

文法　「然宰相七卿而下」の句は、輕く宰相を放つて重きを諫官に歸す、

夫七品之官、任天下之責、懼百世之譏、豈不重邪、非材且賢者、不能爲也、』第二大段の第四小段なり、諫官の重くして、其資格は賢才を要することを言ふ、

大段落　以上を第二大段となす、諫官の重要なることを述べて、前段の意を説明す、

講述　夫れ七品の微官とは申せ、天下の責に任じ、百代の譏りを懼れ候と致すときは、如何に重く候はずや、其職此の如く重く候故に、才能あり且つ賢徳ある者に無之候はゞ、勤むること出來不申候、

文法　「七品之官」は第一大段に應じ、「天下之責」は第二小段を結び、「懼百世之譏」は第三小段を結ぶ、而して「材且賢」の三字は下文を伏す、

近執事始被召於陳州、洛之士大夫相與語曰、我識范君、知其材也、其來不爲御史、必爲諫官、及命下果然、則又相與語曰、我識范君、知其賢也、他日聞有立天子陛下、直辭正色、面諍廷論者、非他人必范君也、拜命以來、翹首企足、竚乎有聞、而卒未也、竊惑之、豈洛之士大夫能料于前而不能料於後也、將執事有待而爲也、』第三大段の第一小段なり、疑案を揭ぐ、

訓義　〔洛〕宋の都は汴にして洛に近し、故に洛と曰ふ、〔我識范君知其材也〕識は外に係つて淺く、知は内に係つて深し、〔翹首〕首を擧ぐるなり、〔企足〕足を爪立つるなり、〔料于前、料於後〕前に料るは諫官たることを豫測するなり、後に料るは直言することを豫

ふに、宰相は然らずと申すやうに、廟堂の上に坐して、天子と可否を辨じ候者は宰相にて候、天子は尤もと宣ふに、諫官は違へりと申し、天子は是非とも行はんと宣ふに、諫官は決して行ふべからずと申すやうに、殿陛の前に立つて、天子と是非を爭ふ者は諫官にて候、宰相は地位尊くして其道を行ひ、諫官は地位卑くして其言を行ふものに御座候が、其言ふ所が行はれ候へば、其道も亦行はれ候道理に御座候、（されば諫官は、宰相と同一の勢力ありと申しても可然歟、）

文法　宰相は客にして、諫官は主なり、「七品官爾」より說き起して宰相に入り、此の如き議論を發出す、而して「天子曰」云云、「宰相曰」云云、「天子曰」云云、「諫官曰」云云は主と客と竝び說くを以て、「言行道亦行也」と一句を用ひて、諫官の上に轉じ去る筆力、萬鈞なり、是れを大壓旋となす、

九卿百司郡縣之吏、守二一職一者任二一職之責一、宰相諫官繫二天下之事一、亦任二天下之責一、然宰相九卿而下、失レ職者、受二責于有司一、諫官之失レ職也、取二譏於君子一、有司之法、行二乎一時一、君子之譏、著二之簡册一而昭明、垂二之百世一而不レ泯、甚可レ懼也、（第二大段の第三小段なり、諫官の責は宰相以上なるを言ふ、）

訓義　〔簡册〕書物又は記錄と云ふが如し、

講述　九卿、百官竝に郡縣の諸役人の如く、各一つの職を守り候者は、其守る所の一職の責に任ずる事に御座候、然るに宰相と諫官とに至り候ては天下全體の事に關係致し候へば、之と同時に天下全體の責に任じ候次第に御座候、（即ち諫官の責任は、宰相と同樣、重大に御座候、）然れども宰相、九卿より以下は、其筋の役人より責を受くる事に候處、諫官が其職務を行ひ不申ときは、君子より譏りを受くる次第に御座候、（其筋の役人の責と君子の非難と、孰れか嚴しいかと申し候に、）其筋の役人の法は一時的に行はれ候も、君子の非難は、之を書物に載せ候て何如にも

乍去譬へば地方官と致した處で、縣なれば其界を越え、郡ならば其境を踰え候時は、管轄外の事とて、何如なる賢明の郡守、縣長と雖も、行ふことを得ず、是れは其職に分限あるが爲に御座候、又中央の官にて申し候へば、吏部の官は兵部の事務を取捌くことと不相成、鴻臚の卿は光祿の事務を取捌くこと不相成、各、其專務有之爲に御座候、

文法　初に内外官を合説し、中に外官を説き、終に内官を説く、外官は客、内官は主なり、○「可以行其道」の道の字は、字眼を始めて點出せし處なり、

若天下之得失、生民之利害、社稷之大計、惟所見聞而不繫職司者、獨宰相可行之、諫官可言之爾、故士學古懷道者、仕於時不得爲宰相、必爲諫官、諫官雖卑、與宰相等、天子曰、不可、宰相曰、可、天子曰、然、宰相曰、不然、坐乎廟堂之上、與天子相可否者、宰相也、天子曰、是、諫官曰、非、天子曰、必行、諫官曰、必不可行、立於殿陛之前、與天子爭是非者、諫官也、宰相尊行其道、諫官卑行其言、言行道亦行也、『第二大段の第二小段なり、宰相諫官は、其職に範圍なきが故に、道を行ひ、天下の事に任ずるに足るを言ふ、

講述　天下の得失と申し、人民の利害と申し、社稷の大計と申し、凡べて己れの見聞致すまゝ、一職一司に拘はらず、無制限に有之候者は、唯宰相と諫官とに限り申し候、宰相は其意見を實行する事が出來、諫官は之を論議致候事が出來候外、何者も出來不申候、されば古へを學び道を抱く所の士は、世に出で朝廷に仕官致す以上、宰相となること不叶ときは、必ず諫官と相成候、諫官は七品官にて、地位は卑く候へ共、其意見の勢力に至つては、宰相と同一に御座候、天子は不可と宣ふに、宰相は可なりと申し、天子は然りと宣

拜命被遊候由、不取敢一通相認め、榮轉の御慶申上度存候ひしも、多用にて忙殺のまゝ、未だ其儀にも及びかね候次第に御座候、

『司諫七品官爾、於執事得之不為喜、而獨區區欲一賀者、誠以諫官者天下之得失、一時之公議繫焉』、第一大段の第二小段なり、賀すべき所以を言ふ、

大段落　以上を第一大段となす、上書する理由を述ぶ、

講述　司諫と申せば、僅かに七品官に過ぎざる事に候へば、執事として此の官を被得候とて、喜ばしき儀にも無之候、然るに拙者に限り彼れ此れ一たび御慶を申上度存じ候仔細は、實際諫官は天下の得失と申し、一時の輿論と申し、其一身上に係り、極めて重大の關係有之候爲に御座候、

文法　賀の字より、說いて諫官の重任なることを起し、遂に下文に說入るがゆゑに、緩緩として甚だ力を費さず、○「諫官者天下之得失」の二句は一篇の綱領なり、○諫官の重任を言はんとして先づ七品官のみと言ひ、甚だ重んずるに足らざるを說く、是れ抑揚の筆なり、

『今世之官、自九卿百執事、外至一郡縣吏、非無貴官大職、可以行其道也、然縣越其封、郡逾其境、雖賢守長不得行、以其有守也、吏部之官、不得理兵部、鴻臚之卿、不得理光祿、以其有司也』、第二大段の第一小段なり、他の官職は皆權限あるを言ふ、

訓義　〔九卿〕九省の長官なり、〔百執事〕各種の役人と云ふが如し、〔封〕界なり、〔吏部〕文武官の敍任を掌る、〔兵部〕軍事を掌る、〔鴻臚〕外務部なり、〔光祿〕祭祀、宴會等を掌る、

講述　今世の官は、九卿以下百官より、京外に於ては一郡一縣の地方官吏に至る迄、自分の主義を行ふに足る所の高貴の官、重大の職のなき譯には無之候、

人となり、死は神となる、又確然信ずべきもの、然れども此れ亦臆説に非ず、蓋し至誠息むなきの理、純乎天行にして、人事を以て假借すべからず、韓公生平行ふ所、皆天に全くして、雜ふるに人事を以てせず、若し韓公生平行ふ所、皆天に全くして、雜ふるに人事を以てせざるときは、是れ其神たるや、特に其然るべきを決するのみならず、亦其然る所以を信ずべし、乃ち潮人獨り之を神とす、豈に知らんや、公の精誠、常に天地間に在り、獨り一潮然りとなさゞるを、此の如く意を立つれば、則ち韓公方に天下萬世の韓公たり、

上范司諫書　歐陽公

講題　范は姓、司諫は官名、名は仲淹、字は希文、文正公と謚す、仁宗の時、右司諫に拜す、諫官に左司諫、右司諫あり、共に天子を規諫し諷諭することを掌る、

大旨　范が、司諫の職に在りながら何等の諫言を上る所なく、其主義を行ふ能はざるは惜むべきを言ふ、

目的　范をして、諫言を上り、職責を盡さしむるに在り、

月日具官、謹齋沐拜書、司諫學士執事、前月中得進奏吏報云、自陳州召至闕拜司諫、即欲作一書以賀、多事倉卒未能也、（第一大段の第一小段なり、賀書の遲延を謝す、）

訓義　〔月日具官〕本書には何月何日何官と正しく書けるも、此には略して形式のみを示したるなり、〔齋沐〕齋戒沐浴なり、物忌をなし、身體を清潔にすること、〔進奏吏〕進奏院の吏なり、進奏院とは給事中に屬し、詔勅及び諸官省の布達等を、諸路（路は行政區劃の名）に頒つことを掌る、〔倉卒〕急遽多忙を云ふ、

講述　月日某官、謹んで齋沐致し、司諫學士の執事に此の書簡を拜呈仕候、前月中に進奏院の官吏より發送相成候報告を受取候處、其れに相見え候には、執事は陳州より御召に因つて參內に被及、司諫の官を

讀するときは、己れが筆を下して文章を書くに、方に氣力もあり、光彩もあらん、

又評　東坡平生作ル詩、不レ經レ意、意思淺而味短、獨此詩與二溫公神道碑、表忠觀碑銘一三詩奇絶、皆刻意苦思之文、

講述　東坡は平生詩を作るに、餘り考へを用ひず、隨つて意義は淺くして味は短い、獨り此の詩と溫公（司馬）神道碑、表忠觀碑銘との三詩は、奇絶であるが、何れも意思を錬つて刻苦したる文章なり、

餘說

此の文は韓文公の廟碑なれば、之を推重するは固より當然なれども、只起二句は過稱を免れず、此れを除いては、文氣、格法ともに大手筆と稱するに足るものなり、明の茅鹿門の如きは、前後の議論、多く漫然なりと云ふと雖も、是れ觀察力の未だ至らざるが爲なり、初めには、天地に參し盛衰に關するは浩然の氣に由るを言ひ、中には、公の天に合して人に乖くを言ひ、以て其貶せられたる所以を示し、終りには、潮人の廟を立つる所以を說く、脈理分明にして、何の漫然たることかこれあらん、其著想の卓絶なる所以に至つては、林希逸の評之を盡す、曰く、此碑若し俗手に落ちば、必ず痛く韓公の潮に在るの政績、潮人の思慕、廟を立て功に報ずることを叙せんのみ、殊に知らず、韓公一身を以て、上孔孟の傳に接す、學者之を仰ぐ、泰山北斗の如し、乃ち天下萬世の韓公にして、潮州一方の韓公に非ざるなり、乃ち潮人の之に事へ、飮食必ず祭り、水旱疾疫必ず禱る、亦焼焼として明神を以て之を奉ず、又但だ廟祀を借りて報功をなすことと、今日の名宦の如くなるのみに非ざるなり、坡公此作、口を開けば言ふ、古への聖賢孔孟の如きもの、世道に關係し、其生其死、端に偶然に非ず、必ず不生不死の理、天地と長存するあり、而して韓公、道喪び文弊れたるの後に生れ、能く匹夫を以て數百年の氣運を挽回す、其世道に關係する何如ん、則ち生は

の故跡である九嶷山を歴て、其妃の娥皇、女英の水に沈みし幽魂を弔はうと思つたが、(公が南海に貶せられたことを體能く述べたるなり)祝融は先導をなし、海若は逃げ隱れた、公は南方に到つてから、土地の禍ひをなす所の鮫鰐を束縛すること、羊にても驅るやうに無造作であつた、

鈞天無レ人帝悲傷　謳吟下招

遣二巫陽一　爆牲雞卜羞二我觴一

於餐荔丹與二蕉黃一　公不二少留一

我涕滂　翩然被レ髮下二大荒一

解　以上を第四解となす、天上に升りたる公の魂に向つて降臨を乞ふことを賦す、

訓義　〔鈞天〕呂覽の有始篇に云ふ、天有二九野一、中央曰二鈞天一と、高注に云ふ、鈞は平なり、四方の主となる故に鈞天と曰ふと、〔謳吟〕嘆息と云ふが如し、〔巫陽〕巫祝なり、〔爆牲〕爆は野牛、〔雞卜〕雞骨を以てトするなり、〔羞〕すゝむ、〔於〕あゝと訓ず、嘆辭、〔餐〕食するなり、〔荔丹蕉黃〕丹荔黃蕉と云ふべきを、倒裝したるなり、共に南海の土產、荔枝と「バナ、」〔翩然被髮下大荒〕文公の雜詩に、翩然下二大荒一、被髮騎二麒麟一の句あり、此れを引用せしなり、大荒は大空と云ふが如し、

講述　然るに天下には、大切の人、下界に降りしまま歸り來らないで、傍に在らざりしかば、天帝之を悲傷し給ひ、嘆息あつて、巫陽を使とし、下界に降り、公を招かせられた、(公の死せしを云ふ)今や爆を以て牲となし、雞骨を以て吉凶を占ひ、我が神酒を奉つて公の靈を祭る、扨も立派な丹き　枝と黃なる芭蕉の實、心を込めたる供へ物である、公は世に在しゝとき、姑くも此の潮の地に留まり給はず、慕はしき餘り、涙は雨の注ぐが如し、公の靈よ、何卒ひらひらと髮を振りさばきて大空より飛び下り、我が潮人の祭を享け給へ、

以上は歌なり、

謝疊山評　後生熟二讀此等文章一、

下レ筆便有二氣力一、有二光彩一、

講述　後進の學生輩、此のやうな文章を熟

まで窮め、草木までも明かに行亙れる光輝を被らぬものはなかつた、

追逐李杜參翱翔　汗流籍湜走且僵　滅沒倒景不得望

解　以上を第二解となす、公の文は、古人の仲間に入り、同時の人及ぶものなきことを賦す、

訓義　〔李杜〕李白と杜甫、文公嘗て句あり、曰く、李杜文章在、光焔萬丈長と、文章は詩賦を含むが故に、李杜は歌詩の大家なれども文章在と曰ひたるなり、作者も亦此れに因つて李杜を引きたるが如し、〔翱翔〕飛び巡る、〔籍湜〕張籍と皇甫湜、〔倒景〕景は形なり、司馬相如の大人賦に、貫列缺之倒景の句あり、服虔曰く、人在天上、下向視日月、故景倒在下也と、文公の道德、文章の、高遠にして、攀ち難きに譬ふ、

講述　先輩の大詩人李白や杜甫と追ひつ逐はれつ其仲間に入つて世の中を飛巡り、（文章を以て天下に雄飛するを云ふ）門人の張籍、皇甫湜など、追ひ附かうとして汗を流すけれども、迚も及ばないで走り且つ倒れ、太陽を見下す様な高い處に至れる公の影は遙かに消え失せて、望むことも叶はざる次第である、

作書詆佛譏君王、要觀南海窺衡湘、歷舜九嶷弔英皇、祝融先驅海若藏　約束鮫鱷如驅羊、

解　以上を第三解となす、公の功業を賦す、

訓義　〔作書云云〕公の諫佛骨表を謂ふ、〔觀南海〕公の謫せられたる潮州は南海に屬す、〔衡湘〕衡山と湘江、〔九嶷〕舜は蒼梧に崩ず、山海經に云ふ、蒼梧の野中に九嶷山ありと、〔弔英皇〕舜帝南巡の時、堯の二女にして舜の妃なる娥皇、女英は、舜の跡を追ひ、江湘の間に死す、〔祝融〕南海の神名、〔海若〕海神なり、〔約束鮫鱷〕文公が潮州に於て鱷魚を退治せしことを云ふ、

講述　公は上書の文を作り、佛を詆り、又佛を好まるゝとて君王を譏り、心に染まぬ都に心殘りもなきまゝ南海を見物し、衡山、湘水の名所などを探り、舜

大段落　以上を第六大段となす、歌を作る所以を言ふ、

訓義　〔元豐〕宋の神宗の年號、

講述　元豐元年詔あつて、公を昌黎伯に封じ給うた、故に其廟門の榜に書して、昌黎伯韓文公の廟と曰ふ次第なり、潮州の人が其事を石に書き附けくれよと頼みたれば、因つて詩を作り、其れをば送り遣はし、公を祀る折に歌はせることとした、其歌は左の如し、

以上は序文なり、

公昔騎龍白雲郷　手抉雲漢分天章　天孫爲織雲錦裳
飄然乘風來帝旁　下與濁世掃粃糠　西遊咸池略扶桑
草木衣被昭回光

解　以上を第一解となす、公が天より人界に降り、文運を興せしことを賦す、

訓義　〔騎龍〕龍を以て馬となすなり、天上ゆゑ龍に騎ると曰ふ、〔白雲郷〕荘子の天地篇に、乘彼白雲遊于帝郷の語あり、白雲郷は即ち天帝の世界なり、〔抉〕探る、又は開く、〔雲漢〕銀河なり、〔天章〕天の文章、詩經の棫樸篇に云ふ、倬彼雲漢、爲章于天、と、〔天孫〕織女星なり、〔雲錦裳〕雲模様のある錦裳、裳は腰以下の服、〔帝旁〕上帝の側なり、〔粃糠〕しひなとぬか、佛老に喩へたるなり、〔咸池〕離騒の王注に云ふ、咸池は日の浴する所なりと、〔略扶桑〕太平御覧に云ふ、扶桑は東方の野なりと、略は行くなり、〔衣被〕衣服を著るが如く遍く被るなり、〔昭回光〕太陽が天を巡る光なり、

講述　公は昔し龍に乘つて、白雲の靉靆く天上の郷に居られ、手に天の河を捜りて、天の文章を分布せられたが、天孫の織女星は、公の爲に雲の模様ある裳を織つて授けられた、(公は、天に在りし時より已に文章を掌り、文章を身に著たのである、)其れより公は、ひらひらと風に打乘り、上帝の傍より降臨あり、下界は丁度濁世であつたが、其濁世の粃や糠である邪道悪文をば一掃せられ、西は咸池に遊び、東は扶桑

（然らば之を祭りたればとて、公の神靈は享け給ふまじ。）

軾曰、不然、公之神在天下者、如水之在地中、無所往而不在也、而潮人獨信之深、思之至、焄蒿悽愴、若或見之、譬如鑿井得泉、而曰水專在是、豈理也哉、

辨解　第五大段の第二小段なり、

大段落　以上を第五大段となす、公の宜しく祭らるべきを言ふ、

訓義　［公之神在天下］公の生るゝや自つて來るあり、公の沒するや爲す所あり、故に其神靈は滅せずして天下に在り、［焄蒿悽愴］焄蒿とは、何となく神の在すけはひなり、悽愴は、ぞつとする氣味なり、禮記の祭義篇に云ふ、其氣上に發揚し、昭明焄蒿悽愴となると、鄭玄の注に曰く、焄は香臭を謂ふなり、蒿は氣の蒸し出づる貌と、朱子曰く、昭明は乃ち光景の氣なり、焄蒿は氣の人を感動するもの、悽愴は漢書に謂はゆる神君至り其氣颯然の意の如しと、

講述　軾（作者の名）之を辯じて曰ふ、さうではない、公の神靈の天下に在るとは、水の地の中に在るやうなもので、何處へ往つても無い所はない、而し潮州の人は獨り之を信ずること深く、之を思ふこと至極し、「焄蒿悽愴と云ふあんばいに、神明を目に見るやうな心地がするのである、然るに公の神靈が必ず都とか故郷とかの一個所に在ることと思ふのは、譬へば人が井戸を掘つて泉を得た處、水は此處ばかりに在ると曰ふと同じことなり、何で道理であらうや、

文法　「公之神」の神の字は、首段の氣の字を變じたるものなり、○理の字も、亦遙かに上の「理之常」に應ず、

元豐元年、詔封公昌黎伯、故榜曰昌黎伯韓文公之廟、潮人請書其事于石、因爲作詩以遺之、使歌以祀公、其辭曰、

城之南七里、期年而廟成、　第四大段の第二小段なり、廟の改築を叙す、

大段落　以上を第四大段となす、廟を建てたる始末を叙す、

訓義　〔刺史〕州の太守なり、〔艱〕不便なり、

講述　潮州の人の公に事ふる有様は、飲食するにも必ず祭り、洪水、旱魃、傳染病に關すること等、凡そ願望する所ある節は必ず禱る、斯く參詣する者多數にして頻繁なるに、公の廟は刺史の役所の裏手に在るが爲め、人民は出入に不便を感じて居つた所から、前任の太守は朝廷に奏聞して、新廟の建築を願ひ出でんと思つたが、其志を果さなかつた、然るに元祐五年に、朝散郎王君滌が是の邦〔州〕に來つて太守となられた處、凡そ士を養ひ民を治むる仕方は、專ら公を以て手本としたが、人民が最早其政治に滿足するやうになつたので、令を出して曰ふやう、公の廟を新築せんと願ふものあらば、聞屆くべしと。人民は何れも欣んで出資、勞力等の募に應じ、州城の南七里の處に敷地を定め、工事に著手したが、一週年にて新廟は出來上つた、

文法　此の文の主題は潮州に在る韓文公の碑なるが故に、衡山、鰐魚、廟食南海より、說いて趙德に至り、又潮人の公に事ふるを說き、然る後に新廟に入る、繩を引き珠を貫くが如し、

或曰、公去國萬里而謫于潮、不能一歲而歸、沒而有知、其不眷戀于潮也審矣、　第五大段の第一小段なり、疑問を提す、

訓義　〔不能一歲而歸〕公は元和十四年正月を以て潮州の刺史に貶せられ、三月赴任、十月先例に依つて轉任することとなり、改めて袁州の刺史を授けらる、〔眷戀〕慕ひ思ふなり、

講述　或る人は廟を作るも詮なきことを主張して曰ふやう、公は國を去ること萬里の遠き處に逐遣られて、此の潮州に流されたのである、（公は何とて此の地を愛しようや、まして）一年も過たざる内に歸られたことであるから、（土地になじみもなし）若し死後知ることあらば、潮に未練のないのは明白である、

て結末の二句を以て天人を結ぶ、○此の二小段は、可、不可を對言する處二層、能、不能を對言する處三層、上の五個の失の字と四個の不の字と(第一大段の第二小段)相應ず、

始潮人未知學、公命進士趙德爲之師、自是潮之士、皆篤於文行、延及齊民、至于今號稱易治、信乎孔子之言、君子學道則愛人、小人學道則易使也、(第四大段の第一小段なり、公の德の能く潮州の人民に及ぶを言ふ、)

訓義 〔文行〕文學、德行、〔齊民〕平民、〔孔子之言〕論語陽貨篇に出づ、〔君子〕有位者を謂ふ、〔小人〕下民を謂ふ、

講述 始め潮州の人は未だ學問を知らなかつた處、文公赴任してから、進士の趙德と云ふ人に命じて、潮人の師となり、學問を敎へさした、是れよりして潮の士は何れも文學、德行に熱心となり、其れが普通の人民にまで推し及び、今日に至るまでも治め易い人民であると云ふ評判がある、孔子の言に、君子が道を學ぶときは人を愛するやうになり、小人が道を學ぶときは使ひ易いとあるが、實際其通りである、

文法 文行の二字は上の「文興八代之衰、道救天下之溺」に應ず、○此の處に文公の文學なり德行なりが潮の人民を化したことを述べて下文を起す、

潮人之事公也、飲食必祭、水旱疾疫、凡有求必禱焉、而廟在刺史公堂之後、民以出入爲艱、前太守欲請諸朝作新廟、不果、元祐五年、朝散郎王君滌來守是邦、凡所以養士治民者、一以公爲師、民既悅服、則出令曰、願新公廟者聽、民懽趨之、卜地於州

之上、蓋公之所レ能者天也、其所レ不レ能者人也』　第三大段の第二小段なり、文公に就いて天人の辨別を言ふ、

大段落　以上を第三大段となす、文公は人を感ずる能はざりしも、天を感じたるは正氣あるに由るを言ふ、

訓義　〔能開衡山之雲〕文公三十八歳の時、衡岳に登り、詩を作つて云ふ、噴レ雲泄レ霧藏二半腹一、雖レ有二絶頂一誰能窮、我來正逢秋雨節、陰氣晦昧無二清風一、潛レ心默禱若レ有レ應、豈非二正直能感通一、須臾靜掃二衆峰一出、仰見突兀撐二青空一と、此の詩の事實を指せしなり、〔憲宗之惑〕佛を信奉せしこと、〔能馴鰐魚之暴〕韓文公、潮州に至りし時、吏民の疾苦する所を問ひたるに、皆曰く、郡西の湫水に鱷魚あり、卵して化し、長さ數丈、民の畜産を食ひ、將に盡きんとす、是を以て民貧しと、數日の後、文公其所に往き、判官秦濟をして一豚一羊を抱き、之を湫水に投じ、之を呪せしむ、其夕暴風雷湫中に起り、數日の後湫水盡く涸れ、舊湫の西、六十里に徙る、是れより潮人鱷の患なし、〔不能弭皇甫鎛李逢吉之謗〕文公已に佛骨を諫めて、潮州に流されたる後、謝表を上りたるに、帝之を觀て頗る感悟し、復び之を用ひんとせり、然るに皇甫鎛は平生文公の剛直を疾みしかば、文公の疎狂を口實として之を沮めり、又宰相李逢吉は文公と李紳とを惡み、二人をして交爭はしめ、其結果、文公は李紳の彈劾に因つて、京兆尹兼御史中丞の職を罷められたり、

訓義　故に公の誠精は天に對しては效力あつて、能く衡山の雲を霽らしたれども、人に對しては效力なく、憲宗の惑ひを引き回らすことが出來なかつた、能く鱷魚の暴を馴らしたれど、皇甫鎛や李逢吉の謗りを差止むることが出來なかつた、能く南海の民に信仰せられて、百世の後までも廟に祭られ供物を受くれど、己が身を一日たりとも朝廷の上に落着かすことが出來なかつた、但し公の遣り果せた所は天の誠の方面であつて、遣り果せなかつた所は人の僞りの方面である、

文法　「能開衡山之雲」は天にして「不能回憲宗之惑」は人なり、「能馴鱷魚之暴」は天にして「不能弭皇甫鎛李逢吉之謗」は人なり、「能信於南海之民」は天にして「不能使其身一日安於朝廷之上」は人なり、而し

して諫言を申上げ、勇は」と言へば、三軍の大將を引提へた、此れは何と天地の化育に參與し、盛衰の運命に關係し、浩然として獨り天地の間に存在し、いつまでも亡びざるものではなきか、

文法　文は「一言而爲天下法」を承け、道は「匹夫而爲百世師」を承く、○此豈の句は第一段に應じて結ぶ、○林西仲云ふ、此の段、文公の世に關係する甚だ大にして、平日行ふ所、皆浩然の氣より發出し、自然獨り其靈を存して亡びざるを言ふ、

蓋嘗論天人之辨、以謂人無所不至、惟天不容僞、智可以欺王公、不可以欺豚魚、力可以得天下、不可以得匹夫匹婦之心、第三

大段の第一小段なり、一般的に天人の關係を言ふ

訓義　〔豚魚〕易の中孚の卦に云ふ、豚魚吉と、彖に云ふ、信、豚魚に及ぶなりと、王弼の注に云ふ、魚は蟲の潛隱なるものなり、豚は獸の微賤なるものなり、中信の孚、淳著なれば、則ち微隱の物と雖も、信皆之に及ぶなりと、

講述　抑、以前、天と人との辨別を論じたことがあつたが、自分の考へでは、人間は智慧でどんな事でもなすから、人と人との間には隨分僞りも行はるゝが、唯天のみは僞りが通らない、自然は爭はれぬものである、卽ち智は王公を欺くことが出來ても、それで豚や魚のやうな賤しいものをも欺くことは出來ない、力は天下を手に入れることが出來ても、それで匹夫匹婦の心をも得ることは出來ない、

文法　豚魚なり匹夫匹婦なりの、極愚にして無心なる處が卽ち天なり、

故公之精誠、能開衡山之雲、而不能回憲宗之惑、能馴鱷魚之暴、而不能弭皇甫鎛李逢吉之謗、能信於南海之民、廟食百世、而不能使其身一日安於朝廷

骨折ることもなく、笑ひながら天下の人を麾くと云ふと、天下の人は草の風に吹かれて靡くやうに文公の主義に從ひ、道德、文章が正しき道に戻つたが、其れより今日に至るまで、考ふるに三百年過ぎたのである、

文法　此の段、始めて韓文公の身に就いて言ふ、即ち入題なり、〇「自東漢以來」より「不能救」に至るまでは古への衰運を言ひ、「獨韓文公」より以下は今の盛況を言ふ、〇布衣は起首の匹夫に應じ、談笑は一言に應ず、天下靡然從公の二句は天下法に應じ、三百年は百世師に應ず、

文起二八代之衰一、而道濟二天下之溺一、忠犯二人主之怒一、而勇奪二三軍之帥一、此豈非下參二天地一關二盛衰一、浩然而獨存者上乎』、第二大段の第二小段なり、文公の師法たる所以は正氣を有する在るを云ふ、

大段落　以上を第二大段となす、文公は百世の師にして天下の法たる人なることを言ふ、

訓義　〔八代〕東漢、魏、晉、宋、齊、梁、陳、隋を謂ふ、〔天下之溺〕佛老の邪道に陥りたるを、水に溺れたるに譬へて云ふ、〔忠犯人主之怒〕憲宗の元和十四年に、中使杜英奇をして宮人三十人を率ゐ、香火を持ち、臨皐驛に赴き、佛骨を迎へしむ、文公素より佛を喜ばざりしかば、上疏して憲宗を諫めしに、帝大に怒り、文公を潮州に貶せり、〔勇奪三軍之帥〕文公、元和十五年徵されて國子祭酒となり、兵部侍郎に轉ぜしとき、鎭州の兵亂を起し、節度使田弘世を殺して、王庭湊を後任に立つ、朝廷、文公に命じて鎭撫せしむ、文公、軍に至り大に軍民を集め、諭すに順逆を以てせしかば、王庭湊大に畏れたりと云ふ、三軍の帥(大將)は王庭湊を指す、奪ふとは、擒とし又は殺すことなり、此の際文公は王庭湊を生捕りしには非ざれども、其勢ひを誇張して奪ふと云ひたるのみ、奪三軍之帥は論語の成句、

講述　文公の文章は、八代に於て衰へたる體裁を興し、道德は、天下の人の異端に溺れたるを救ひ上げ、忠義はと言へば、君主の怒りに觸るゝをも構はず

ある、故に此の浩然の氣を持つて居る者に不圖出遇ふときは、王公も其貴を失つて、威張ること出來ず、晉楚の大國も其富を失つて、誇ること出來ず、張良、陳平も其智を失つて、役に立たず、孟賁、夏育も其勇を失つて、働けず、張儀、蘇秦も其辯を失つて、長舌を掉ふこと叶はず、此れは何物が斯樣になさしむるのであるが、想ふに必ず形に附いて立つことなく、力を恃んで行はず、生命を待つて存せず、死するに隨つて亡びざるものが（浩然の氣）あるからである、故に天に在つては星辰となつて光を放ち、地に在つては河となつて流れ嶽となつて峙ち、幽界には鬼神となり、現世には復人となる、此の如きは理の當然であつて、何も不思議に思ふことはない、

文法　「不待生而存、不隨死而亡」の二句は、上の「其生也有自來、其逝也有所爲」に應ず、○結句は卽ち前小段の「不可誣也」の意なり、○「而明則復爲人」の而の字は、幽より轉じて明に到る變化の處にして、而と復との字を以て雙雙と叙し來りし對句を破り、文勢を活動せしむ、

自東漢以來、道喪文弊、異端竝起、歷唐貞觀開元之盛、輔以房杜姚宋而不能救、獨韓文公起布衣、談笑而麾之、天下靡然從公、復歸于正、蓋三百年於此矣、

第二大段の第一小段なり、文公が百世の師にして天下の法たることを言ふ

訓義　〔弊〕俗に云ふだいなしになる、〔異端〕佛老の道を指す、〔貞觀開元〕前者は太宗の年號、後者は玄宗の年號、〔房杜姚宋〕房玄齡、杜如晦、共に太宗の名相、姚崇、宋璟、共に玄宗の名相、〔談笑〕力を用ひざるを言ふ、〔靡然〕草木の風に靡く形容、從ふ貌、〔三百年〕唐の憲宗より宋の元祐五年に至るまで、二百八十年、

講述　東漢の世より、道德はなくなり文章は敝れ、佛敎や道德などの異端が竝び起つたが、唐の貞觀開元の盛んなる治世を歷て、房杜姚宋などの賢宰相が之を輔けたに拘はらず、道德、文章の衰運は、（政治方面とは違ひ）之を救ふとが出來なかつたのである、然るに獨り韓文公は、布衣の賤しき身分より起り、別段

沈徳潜の如きは、此の二語、孔孟を借りて形起す、即ち實に韓公を指すに非ずと云ふ、而して頼山陽は直ちに韓公を指すとなす、過當と否とは姑く之を措き、韓文公を指したるには相違なし、

孟子曰、我善養吾浩然之氣、是氣也、寓於尋常之中、而塞乎天地之間、卒然遇之、則王公失其貴、晉楚失其富、良平失其智、賁育失其勇、儀秦失其辯、是孰使之然哉、其必有不依形而立、不恃力而行、不待生而存、不隨死而亡者矣、故在天爲河嶽、幽則爲鬼神、而明則復爲人、此理之常無足怪者、』第一大段の第二小段なり、天地の化に參し、盛衰の運に關するは、正氣ある爲なるを言ふ、

大段落　以上を第一大段となす、後世の師法たる聖賢は、其身死するも尚鬼神となつて宇宙に存在するを言ふ、

訓義　「孟子曰」公孫丑上篇に出づ、「我善養吾浩然之氣」浩然とは、廣大流行、大河の漫漫として勢ひ强く溢れんとするが如くなる形容なり、人が日に間斷なく義を行ひ、心に疚しき所なきとは、積累の極、道德的膽力を生ず、之を形容して浩然の氣と云ふ、是れ孟子の工夫して得たる所なれば、我善養吾浩然之氣と曰ふ、「尋常」八尺を尋となし、一丈六尺を常となす、小範圍、又は小距離の代稱、「卒然」にはか、「晉楚失其富」晉楚は戰國時代の二大國、孟子に曾子の言を引いて曰く、晉楚之富不可及也と、「賁育」古の勇者、孟賁と夏育、「良平」漢の高祖の謀臣、張良、陳平、「儀秦」戰國の遊說家、蘇秦、張儀、

講述　孟子の曰く、自分は善い工合に己れの浩然の氣を養ふと、此の浩然の氣と云ふものは、僅か一尋とか一常とか云ふ程の肉體の中に寓つて居るが、其限量を言ふときは、天地の間に充滿する程のもので

也有所爲矣、故申呂自嶽降、而傳說爲列星、古今所傳不可誣也。

第一大段の第一小段なり、聖賢は生死ともに偶然に非ざるを言ふ、

訓義　〔參天地之化〕化は造化の化にして、萬有の變遷發達を謂ふ、卽ち主觀的より言ふときは天地の働きなり、參は仲間に入るなり、譬へば苗の實を結ぶは天なり、然るに播かざれば生えず、之を播くは人爲にして、天地の働きを助くる所なり、〔逝〕去るなり、死を云ふ、〔申呂自嶽降〕申呂は姜姓の人にして、太公望の祖先なり、嘗て四岳（諸侯の長）となり、禹を佐けて功あり、虞夏の際、呂に封ぜられ、或は申に封ぜらる、詩經の大雅崧高篇に云ふ、維岳降神、生甫及申と、詩經正義に曰く、孔安國云ふ、呂侯、後に甫侯となると、〔傳說爲列星〕傳說は殷の高宗の宰相、莊子の太宗師に云ふ、傳說之を得、以て武丁に相とし、天下を奄有し、東維を乘り、箕尾に騎り、而して列星に比すと、東維、箕尾は皆星の名なり、

講述　卑賤の身にてありながら百代の師尚となり、一言の話すらも天下の法則となる、（とは聖賢の事であるが）是れ其身なり言なりが、天地の萬物を生ずる働きを助け、世の中の盛えたり、衰へたりする所の運命に關係するものがある、此の如き人が世に出づるのは、必ず其由來する所があつて、無意味に生れたのではない、其此の世を去るに就いても、亦爲す所があつて、無意味に死するのではない、されば申呂は岳より世の中へ降臨し、傳說は死後列星となつたのである、古へより今日まで傳はつたる事であれば、枉げて其事がないとは言はれない、

文法　此れ聖賢の天下に大功用あるを言ひ、此の如き人ゆゑ、生死の偶然に非ざるを言ひ、申呂、傳說を以て證す、而して申呂は「生也有自來」を證し、傳說は「逝也有所爲」を證す、○起手の二句は全篇の大意を總括したるものにして、大力量あり、朱文公の言ふ所によれば、東坡此の碑文を作りし時、何如に書き起すべきかに就いて苦心したれども、容易に考へつかず、室中を起行すること數十篇にして、忽ち匹夫而爲百世師の二句を得て、以下勢ひに乘じて書き下せりと、然れども稍誇大に失するが故に章子厚は曰く、文公を褒する太だ過ぐ、孔孟の廟記に似たりと、されば

餘説

自ら責を盡すは、乃ち是れ敢て天を棄てず、天を褻さゞるなり、天に逆ふに至つては、是れ他人の責にして、己れ與らざる所なり、右は此の文の論旨なり、若し動機を舍いて文章のみを觀れば、堂堂たる議論と謂ふべく、孔子の「不レ患三人不二己知一」と云はれたる語に對して好注脚なれども、此れを以て他人に説くに至つては、人をして己れを知らしめんとし、而も表面知るを求めざるの形式を用ふるものにして、君子の醜とする所なり、故に魏氷叔の評語は、尤も肯綮を得たるものなり、其言に曰く、豪邁は賞するに足る、然れども自ら地歩を占め、崚嶒、人に逼り、人をして忌んで厭を生ぜしむ、蓋し既に進干求知の言たり、而して又傲岸不屑の言たり、八家中、昌黎俑をなしゝより、近世歩を學ぶもの、愈、厭憎すべし、此の篇の如き、首句の「天之所以與我者豈偶然哉」は便ち已に體なし、書は以て情を道ふ、開口一語、挺然議論を出し、直ちに論をなすのみ、書は文と雖も、面談と相似るを要すと、恐らくは作者、此の評に對して顏色なかるべし、只其文章の剛健にして法度ある處は、則ち學ぶべし、

潮州韓文公廟碑

蘇東坡

講題　潮州は今の廣東に屬す、韓文公は韓愈の諡也、文公、佛骨を諫めたるため、此に謫せられたるが後、潮の民其德を慕ひ廟を建てたるなり、

○碑に銘あるものあり、無きもの有り、有る者は銘を主とす、銘に對して散文を序と曰ふ、本篇は銘なしと雖も歌あり、是れ銘に代用せしもの也、

大旨　韓文公は死して神となり、其神靈は不滅にして普遍なれば、必ず潮人の廟祀を受くべきことを言ふ、

匹夫而爲二百世師一、一言而爲二天下法一、是皆有下以參二天地之化一、關中盛衰之運上、其生也有二自來一、其逝

文法　「未見其人也」の下に突然己れが策や權書を作りしことを言ふ、是れ自ら賈生に比したるなり、前段に「有以自負」の言は卽ち是れなり、但だ自ら誇るに當るを以て、裏面より筆を著けたるなり、

執事之名滿天下、天下之士、用與不用在執事、故敢以所謂策二道權書十篇爲獻、平生之文、遠不可多致、有洪範論史論十篇、近以獻內翰歐陽公、度執事與之朝夕相從議天下之事、則斯文也、其亦庶乎得陳於前矣、若夫言之可用、與其身之可貴與否者、執事事也、執事責也、於洵何有哉、（第三大段の第四小段なり、逆天如何は田樞密に在るを言ふ、）

大段落　以上を第三大段となす、己れが天を棄て天を褻さゞるを言ひ、併せて田樞密に天に逆ふべからざるの責あることを知らしむ、

講述　執事の名譽は天下に遍く行亙り、天下の士の用ひらるゝと用ひられざるとは、執事の思召し次第である、故に押切つて前に申上げたる策二道と權書十篇とを獻上に及ぶ、平生の文は故郷に在り、道程遠ければ、多く寄することは出來ず、洪範論、史論十篇之れあり、近頃右は內翰の歐陽公に獻上致したり、察する處、執事には歐陽公と朝夕附從つて天下の事を相談し給ふとすれば、此の文の儀も、執事の目前に陳ぜらるゝの日もあるべきか、定めて御覽に入るゝこととならん、若し其議論の用ひらるべきと、吾が身が登庸せられて貴くなるべきと否とは、執事の御勤めであり、執事の責任である、洵に於て何の關係か之れあらうや、

文法　逆天の字を出さずして逆天を結ぶ、○「○執事責也」は責の字を結ぶ、○「其身之可貴」は用ひらるゝことを言ふものにして、此の意味を陳べんが爲に「天下之士用與不用在執事」の句を設けて脈絡を取る、

騷は憂ふるなり、楚の屈原、離騷を作る、離とは罹るの義、故に騷人とは屈原を指す、〔孫吳〕兵家の孫武と吳起、〔董生〕前漢の大儒董仲舒、〔鼂錯〕前漢の政治家、前に出でたる東坡の鼂錯論を看るべし、〔賈生〕前漢の賈誼、治安策の作者、〔愚〕作者蘇老泉の謙稱、〔二道〕策一篇を一道と云ふ、〔權書〕權は權衡の權にて、秤のおもり是れなり、物の如何によつて輕重を定むるものなるが故に、奇變の意に用ふ、此の題の下に心術篇、法制篇、攻守篇、强弱篇、用間篇、高祖論、項籍論、子貢論、孫武論、六國論等あり、〔一頃〕百畝を一頃となす、

講述　往年益州に於て執事に謁見せしことありたるが、當時の文は意味淺く文局狹くして、笑ふべきものであつた、但し饑寒困窮と云ふやうな事情の爲に心中亂れ居りたるが上に、聲律の文、記問の學などが文體を打壞せしがため、觀るに足らなかつたのである、其後數年來退いて山里片田舍に處り、永く世間より棄てらるゝことを覺悟し、社會とは日に疎遠となり、大に力を文章に伸ばすことが出來た、(之が結果として詩人の優にやさしく柔かなる處、騷人の淸く深き處、孟子、韓退之の穩かにて純粹なる處、司馬遷、班固の勢ひ振つて手硬(テゴハ)き處、孫子、吳子の簡略にして、きつぱり當てはまる處、吾が身を此の文體にはめ込むに、何れに向つても、向つた所の文體が吾が思ふやうにならぬものはない、嘗て考へ見たるに、董生は聖人の常道を得たれども、其缺典を言へば、流れて迂闊となり、鼂錯は聖人の權道を得たれども、其缺典を言へば、流れて詐僞となる、此の二人の器量を有し、而も流弊のなきものは、何と只賈生であらうか、惜むべきことには、今の世に於ては賈生のやうな人物を見ない、扨其れに付いて、己れは策二道を作り、之を名づけて審勢、審敵と曰ひ、又書十篇を作り、之を名づけて權書と曰ふ、洵は山の中の田地一頃を所有するゆゑ、凶年の外は、饑ゑずして濟むことなり、耕作に念を入れ、一方に於て經費を節減するときは、老年を送るに十分である、故に一個人としては採用を願ふの必要がない、不肖の身は埋れ木となるも惜むに足らざれども、天の與へたる所のものを棄つるに忍びず、又敢て褻しもせぬ、(自らは採用を求めずと雖も、採用する人あらば天下に盡したしと思ふ、)

與我豈偶然哉」に應じて一束をなせしなり、亦の字は孔孟に對す、〇自負の字は、天を棄てず、天を褻さざるの意を含む、

曩者見執事於益州、當時之文、淺狹可笑、饑寒困窮亂其心、而聲律記問又從而破壞其體、不足觀也已、數年來退居山野、自分永棄、與世俗日疎闊、得以大肆其力於文章、詩人之優柔、騷人之淸深、孟韓之溫醇、遷固之雄剛、孫吳之簡切、投之所向無不如意、嘗試以爲董生得聖人之經、其失也流而爲迂、鼂錯得聖人之權、其失也流而爲詐、有二子之材而不流者、其惟賈生乎、惜乎今之世、愚未見其人也、作策二道、曰審勢審敵、作書十篇、曰權書、洵有山田一頃、非凶歲可以無饑、力耕而節用、亦足以自老、不肖之身不足惜、而天之所與者不忍棄、且不敢褻也、

第三大段の第三小段なり、己れは天與を棄てず、又褻さゞるを言ふ、

訓義　〔曩者〕さきに は と訓ず、唯以前と云ふと異なり、遠く年月の隔たりたる時に用ふ、〔聲律記問〕四字句、又は六字句を以て組織する文體にして、謂はゆる對偶文是れなり、此の文に於ては平上去入の四聲を調べ、又は韻を押す、之を聲律と曰ふ、記は記憶、問は質問、知らざることを問ひ、已に知りたる所を記憶する義にて、博聞多識を事とするを云ふ、〔肆力〕思ふ存分に力を施す、〔詩人〕詩經にある詩の作者、〔騷人〕

とも出來る、されど天の與へざる以上、人を生かし人を殺すの權はありながら、一言たりとも、道に近きものを求めても得られない、

文法　分つて三節となして見る、尋常の學者が道を得られざるを言ふ、一節、富人が道を得られざるを言ふ、二節、宰相が道を得られざるを言ふ、三節、○「聖賢」の二字は前段に接す、○「一言」は文章を伏す、

今洵用力於聖人賢人之術、亦已久矣、其言語其文章、雖不識其果可以有用於今而傳於後與否、獨怪夫得之之不勞、方其致思於心也、若或起之、得之心而書之紙也、若或相之、夫豈無一言之幾于道者乎、千金之子、天子之宰相、求而不得者、一旦在己、故其心有以自負、或者天其亦有以與我也、（第三大段の第二小段なり、己れの天與あるを言ふ、）

訓義　〔術〕道の替字として看るべし、權謀術數などの術に非ず、

講述　洵は、聖人賢人の道に力を用ひたることも久しき間である、斯くて外に發したる言語なり、文章なり、此れが果して世に用ひられ、後世に傳はる價直のあるか無いかは判斷附かざれども、自分ながら不思議に思ふ次第は、其言語文章を仕出すことの骨折れざる一事であつて、心の中に趣向を案ずるときは、何物か之を抽出してくれるやうにあり、心に思ひついて之を紙に書くときは、何物か之を手傳ひくれるやうである、斯く自然的である以上、何とて一言位は道に近きものが無からうや、千兩の金持や、天子の宰相が、大財力、大權力を以て求めても得られぬ所のものが、忽ち我が身にある所から、我が心の中に、自分ながら負とする所がある、殊によれば、天が我れに與へたるものがあるのであらうと思はれる、

文法　「若或起之」と「若或相之」との二句は天與を暗示せるものにて、二個の或の字は神明即ち天を指す、○「或者天其亦有以與我也」は、首句の「天之所以

任じて憂へとはせず、此方より他人の責(人を用ふる地位にある者)を自分の身の上に持つて來て心配するのは、何と間違ひではないか、

文法　「不能自處其身」棄天なり、「號於人」は褻天なり、「天下後世之責將必有在」は逆天なり、此處三天盡く藏して、其名を見はさず、

今洵之不肖、何敢自列於聖賢、然其心亦有所甚不自輕者、何則天下之學者、孰不欲一蹴而造聖人之域、然及其不成也、求一言之幾乎道而不可得也、千金之子、可以貧人、可以富人、非天之所與、雖以貧人富人之權、求一言之幾乎道不可得也、天子之宰相、可以生人、可以殺人、非天之所與、雖以生人殺人之權、求一言之幾乎道不可得也、』

第三大段の第一小段なり、天與の難きを言ふ、

訓義　「一蹴」一足飛びなり、「千金之子」大富豪を云ふ、子は猶人と云ふが如し、「幾」近きなり、どうやら叶ふなり、

講述　今洵(作者の名)のやうな不肖の性質にてありながら、何とて押強く自身聖人賢人と竝び申さうや、然れども自身の心に於ては、己れと輕んぜざる所のものも有之、なぜならば、天下の學者は、誰れとて一足飛びに聖人の地位に達することを希望せぬものがあらうや、然るに其學問の未だ成就せざる内は、一言たりとも、道に近きものを求めたりとて得ることが出來ない、譬へば千金の資産家は、己れの財産に任せて人を貧しくすることも出來、又富ますことも出來る、されど天が與へない以上は、人を貧しくしたり富ましたりする所の權はありながら、一言たりとも、道に近きものを求めても得られない、天子の宰相は、己れの權力に任せて人を生かすことも出來、殺すこ

ど、我れに在つて自分の心を盡す一點である、吾が心の方が十分盡してなきときは、天下後世の人は、彼の衞の靈公や魯の哀公や齊の宣王や梁の惠王の徒を責むることなく、衞の靈公、魯の哀公、齊の宣王、梁の惠王に於ても、其責を言逃るゝの恐れあり、實際さうなれば、孔子、孟軻も地下に目をねむることが出來ぬであらう、夫れ聖人や賢人の心を用ふることは、固より此の如くである、斯うやつて生きて居り、斯うやつて死に果て、斯うやつて貧賤ともなれば、斯うやつて富貴ともなる、升つて天となり、(尊きを謂ふ)沈んで淵となり、(卑賤なるを謂ふ)流れて川となり、(廣く道を行ふ)止つて山となる、(處士として獨り其道を行ふを謂ふ)彼の生死や貧富の境遇などは身外の事であるから、幸でも不幸でも吾が爲すべき事に關係がない、吾が爲すべきことは、已に爲し果てゝ居る、

文法　「夫固知夫道之所在也」は、上の「吾求免夫一身之責之不暇」を承く、

切怪夫後之賢者、不能自處其身也、饑寒困窮之不勝、而號於人、嗚呼使吾誠死於饑寒困窮耶、則天下後世之責、將必有在、彼其身之責、不自任以爲憂、而吾取而加之吾身、不亦過乎』

第二大段の第二小段なり、後人の、己れの責を盡さずして天を棄て天を褻すを云ふ、

大段落　以上を第二大段となす、孔孟の天を棄て天を褻さゞりしを說いて、後人の之に反することを論ず、

訓義　〔切〕一本に竊に作る、〔後之賢者〕暗に韓退之を指す、

講述　余の偏へに怪める所は、後の賢者が自ら己が身を處すること出來ざる所より、饑寒困窮に堪へ忍ばないで、採用を求めんがため、有力者に泣き叫ぶ者があるが、扨も吾れをして誠に饑寒困窮の爲に死せしむとせば、天下後世の責は、必ず存在する所があるであらう、彼れ後の君子たる者、其身の責をば自ら

責任を盡すか盡さゞるかを心配する暇あらうや、

文法　「吾何知焉」の一句を以て、田樞密に其責任を自覺せしむるの手段とす、○「吾將」云々は、殊に長句を用ふ、

孔子孟軻之不遇、老於道途、而不倦不慍不怍不沮者、夫固知夫道之所在也、衞靈魯哀齊宣梁惠之徒、不足相與以有爲也、我亦知之矣、抑將盡吾心焉耳、吾心之不盡、吾恐天下後世無以責夫衞靈魯哀齊宣梁惠之徒、而彼亦將有以辭其責也、然則孔子孟軻之目、將不瞑於地下矣、夫聖人賢人之用心也固如此、如此而生、如此而死、如此而貧賤、如此而富貴、升而爲天、沈而爲淵、流而爲川、止而爲山、彼不預吾事、吾事畢矣』、第二大段の第一小段なり、孔孟の天を棄てず、天を褻さゞりしことを言ふ、

訓義　〔老於道途〕列國を周遊し、旅中に老いたるを言ふ、〔慍〕心に面白からず思ふなり、〔衞靈魯哀〕衞の靈公と魯の哀公、共に春秋の諸侯にして、政を孔子に問ひたる君なり、〔齊宣梁惠〕齊の宣王と梁の惠王共に戰國の君にして、孟子が王道を說きたる人なり、〔我〕孔孟に代つて我と曰ひたるなり、

講述　孔子、孟子の不遇であつたことは、其道を遊說するが爲に老年に至るまで旅路に奔走せし程であつたが、それでも倦むことなく、不平に思ふことなく、怍づることなく、沮喪することのなかつたのは、固より其責の在る所を知つて居つたからである、衞の靈公、魯の哀公、齊の宣王、梁の惠王の徒は、相手として爲すあるに足らぬことは、自分にもわかつて居れ

を知りながら之を行ふことが出來ず、又其持つて居るものを人に告げぬときは、是れ天は固より之を役に立てんとするに、自分は實に之を持ち腐れとなすわけである、之を名づけて天を棄つると曰ふ、又自ら卑屈にして其言論の人に容れらるゝことを求め、自ら縮小して其主義を用ひらるゝことを求むるものなどは、一體天が我れに與へたるものは何如なるものである、（高大なるに）それを我れは反つて此樣に粗末になすのであるが、之を名づけて天を褻すと曰ふ、天を棄つることは、無論我れの罪である、天を褻すことも、亦我れの罪である、然るに棄てもせず、褻しもせざるに、人が我を用ひぬのは、是れ我れを用ひざる人の罪である、之を名づけて天に逆ふと曰ふ、

文法　「求用其道」の句に於て、始めて道の字を出す○「求幸其言」の言の字は、後の文章を伏す○棄天、褻天、逆天の三個の天の字は、首句の一個の天の字に應ず、三天の中、二は己れに係り、一は人に係る、妙、

然則棄天褻天者、其責在我、逆天者、其責在人、在我者、吾將盡吾力之所能爲者、以塞夫天之所以與我之意、而求免夫天下後世之譏、在人者、吾何知焉、吾求免夫一身之責之不暇、而暇爲人憂乎哉』、第一大段の第三小段なり、上文の三罪の責任を論ず、

大段落　以上を第一大段となす、天の我れに與ふる所あるや、決して偶然にあらず、故に宜しく棄てざるべし、褻さゞるべし、人が天に逆ひ、我れを用ひざるが如きは、我が責にあらざるを言ふ、

講述　さすれば、棄天と褻天とは自己の仕業であるから、其責任は我れに在り、逆天は他人の所爲なれば、其責任は他人に在り、我れに在る者は、吾れ行く行く自分の力の及ぶ限りを盡し、天が我れに與へたる本意を全くして、天下後世の人の譏を逃るゝことを求むるであらう、併しながら他人に在る所の責任は、吾れ何として預り知らうや、吾は己れ一身の責任を免かるゝことを求むるすら暇のないのに、他人の爲に、

朱〕堯帝の子にして、不肖なり、〔商均〕舜帝の子にして、不肖なり、〔瞽瞍〕舜帝の父にして、頑凶なり、

講述 〽天が我れに或る物を與ふると云ふことは、何として偶然の仕業であらう、〔確乎たる目的があるのである、されば、〕堯と雖も其子の丹朱に讓り與ふるわけにゆかず、舜と雖も其子の商均に讓り與ふるわけにゆかず、又瞽瞍と雖も己が子の舜より奪ひ取るわけにゆかず、天より與へられたる其物は、其人の心に發し、其人の言語文章に出で、其人の行事に發現し、確乎として外より移しも動かしも出來ぬものである、此のやうに聖人も他人に與へようとしても與へられず、父が子より奪はうとしても奪へず、そこで天が我れに與ふる仔細は無意味でないと云ふことが知られる、

文法 此の一小段は自ら一篇の小文章を成す、卽ち「天之所以與我者豈偶然哉」の一節は起なり、「堯不得以與丹朱」より「確乎其不可易也」に至るまでは引證なり、「聖人不得以與人」より「不偶然也」に至るまでは結なり、○起頭の一句は全篇の骨子、○與の字は眼目、與の字より奪の字を生ず、

夫其所以與我者、必有以用我也、我知之不得行之、不以告人、天固用之、我實置之、其名曰棄天、自卑以求幸其言、自小以求用其道、天之所以與我者、何如而我如此也、其名曰褻天、棄天我之罪也、褻天亦我之罪也、不棄不褻而人不我用、不我用之罪也、其名曰逆天、 第一大段の第二小段なり、天與に對する三種の罪を擧ぐ、

訓義 〔我實置之〕國家、社會の爲に働かずして、獨り己れの一身のみを善くするを謂ふ、

講述 夫れ天が道を以て我れに與ふる主意は、我れを役に立てようとするの意があるからである、然るに我れは、其天より授けられたるものが有ること

や、
文法　「赴東海」云云は、前段の「魯仲連」云云に應ず、○小朝廷の三字、尤も憤激の意を見る、

謝疊山評　肝膽忠義、心術明白、思慮深長、讀其文、想見其人、眞三代以上人物、

講述　肝膽は忠義、心術は明白、思慮は深長なり、其文を讀み、其如何なる人なりしかを想像する處、眞に三代（夏殷周）以上の人物と思はる、

上田樞密書　蘇老泉

講題　田は姓、樞密は官、名を況と曰ひ、字を元均と曰ふ、信都の人、宋の仁宗の至和中、樞密副使となる、卒して宣簡と謚す、

大旨　天が道を己れに與ふるに就ては、必ず其使命あり、されば自重せざるべからず、自ら重んぜざるを棄つると曰ひ、褻すと曰ふ、人の之を重んじて用ひざるを逆ふと曰ふ、自身は決して天を棄てず、天に褻れず、田樞密も天に逆はずして、己れを用ふべきを言ふ、

目的　採用を求むるに在り、

天之所以與我者、豈偶然哉、堯不得以與丹朱、舜不得以與商均、而瞽瞍不得奪諸舜、發於其心、出於其言、見於其事、確乎其不可易也、聖人不得以與人、父不得奪諸其子、於此見天之所以與我者不偶然也、（第一大段の第一小段なり、天與の偶然ならざるを言ふ、）

訓義　〔天之所以與我〕與は付與なり、授くるなり、我に與ふる其物は道を指す、我とは、汎く天より道を與へられたる所の人を指す、所以の二字は動機と目的とを含む、〔豈偶然哉〕無意味に非ざるを云ふ、〔丹

文法　前大段は王倫一人を論じ、本大段は秦檜、孫近二人を合論す、結構變化あり、前大段の末には「不斬王倫」云云を以て結び、本大段の末には、「秦檜孫近」云云と、名詞と動詞とを顚倒す、句法變化あり、○「檜曰」云云「近曰」云云と、其口氣を寫して、附會の有樣を實現する處、活筆と謂ふべし、

臣備員樞屬、義不與檜等共戴天、區區之心、願斬三人頭、竿之藁街、然後羈留虜使、責以無禮、徐興問罪之師、則三軍之士、不戰而氣自倍』 第三大段の第一小段なり、前文を收む、

訓義　〔備員樞屬〕胡澹菴は、紹興五年を以て樞密院編輯官となりたるを以て斯く云ふ、屬は屬官なり、〔不共戴天〕生きて居らず、生かして置かざるなり、禮記に云ふ、君父之讎弗與共戴天と、〔藁街〕蠻夷の邸宅の在る所、夷人町と云ふが如し、

講述　臣は樞密院の屬官として、只官吏の員數を充たし居る者に候へ共、義に於て、檜等とは共に此世に生きて居らぬ決心に御座候、されば區區たる心底、何卒王倫、秦檜、孫近三人の頭を斬り、竿の上に懸けて夷人町に立置き、然る後金虜の使節を抑留して、其無禮を責め、徐徐と金虜に對して懲罰的の戰ひを興し候はゞ、三軍の兵卒も、戰はざるに内に士氣自づと從前に倍し候べし、

文法　義の字は「義不帝秦」より來る、○「羈留虜使」は前の「誘致虜使」に應ず、○「不戰而氣自倍」は前の「氣亦索」に反應す、

不然、臣有赴東海而死耳、寧能處小朝廷求活耶』 第三大段の第二小段なり、決死の覺悟を明かにす、

大段落　以上を第三大段となす、斬姦と開戰とを建議して、上を結ぶ、

訓義　〔赴東海而死〕魯仲連が新垣衍に告げたる、連蹈東海而死耳の語を用ひたるなり、

講述　若し左樣無之ときは、臣は東海に赴き、水中に飛込んで死するまでの事に候、何とて金虜の屬國となれる小朝廷に身を置いて、生きながらへ申さん

す、所謂過渡の處なるが、若し此れなき時は、王倫の事と秦檜の事と混同して、區別立ざるべし、○「如石晉」は、前の劉豫の處と等しく事實を說明せざるは、是れ史上甚だ著明なるが故に、省略せしものの如し、

孫近附會檜議、遂得參知政事、天下望治、有如饑渴、而近伴食中書、漫不可否事、檜曰、虜可講和、近亦曰、可和、檜曰、天子當拜、近亦曰、當拜、嗚呼、參贊大政、徒取充位如此、有如虜騎長驅、尚能折衝禦侮耶、臣竊謂秦檜孫近亦可斬也』、第二大段の第二小段なり、秦檜と孫近との二人の罪を斷す、

大段落　以上を第二大段となす、秦檜、孫近の罪も亦斬るべきを言ふ、

訓義　〔參知政事〕參政官なり、〔漫〕取締りなき貌、〔不可否事〕事務を捌かざる也、〔充位〕員に備はるを言ふ、〔長驅〕長追する、〔折衝禦侮〕衝は一種の戰車、之を折くを言ふ、禦侮は敵の侮辱を反拒するを謂ふ、

講述　孫近は秦檜の意見に妄從して、遂に參政事の官に有附きたる者に有之、天下の人が泰平の治を望み候事は、饑ゑたる者が食物を望み、渴したる者が飲み物を望むと同樣の姿に御座候に拘はらず、孫近は中書省に伴食の身となり、漫然として事務の可否を決することなく、唯秦檜次第、如何樣とも相成り、檜が金と講和すべしと申すときは、近も其尾に附いて和すべしと申し、檜が天子は金の君主を拜し給はねばならぬと申すときは、近も亦其尾に附いて、天子は金の君主を拜し給はねばならぬと申し候、扨も國家の大政に參與し翼贊致す地位に居りながら、只其位に座り居るばかりに候事此の如くなる以上は、若し金虜の騎兵が遙かに乘込み來るやうなる場合有之候はゞ、前の有樣にて尚能く先方の鋒先きを挫き、國家の侮りを禦ぐこと叶ひ可申や、其れ故に憚ながら臣の思惟致し候所にては、秦檜、孫近も、亦王倫同樣、斬らざるを得ざるものに御座候、

んと、檜曰く、高麗の本朝に於けるが若きのみと、開曰く、主上、聖德を以て大位に登る、公當に兵を强うし、國を富まし、主を尊び、民を庇すべし、何ぞ自ら卑辱此に至る、開の敢て聞く所に非ざるなりと、〔引古誼〕猶古例を引くと云ふが如し、〔折之〕之は夷狄を尊ぶの禮を指す、〔厲聲〕聲をあらゝげるなり、〔故事〕先例なり、〔狠愎〕ねぢけ、もとる、〔臺諫〕御史と諫官、〔從臣〕侍從、〔僉議〕衆議なり、〔可否〕和すべきや否やなり、〔分謗〕惡く言はるゝ仲間に入れる、〔孔子曰〕此語は論語の憲問篇に出づ、〔霸者之佐〕霸者は齊の桓公、佐は輔佐、〔微〕なかりせばと訓ず、〔被髮左衽〕髮は振りさばきたるまゝ、冠を著けず衣服は左前に合す、共に夷狄の俗、〔區〕處なり、〔衣冠之會〕衣裳冠冕を著けたる中國文明的の會合、

講述　然しながら王倫は言ふに足らず、其れよりも更に罪の張本人有之候、卽ち秦檜は、陛下の腹心の大臣にてありながら和議を行ひ、陛下は堯舜の如き聖人の御資質あらせらるゝに、檜は陛下をば唐虞の如き聖君になしまゐらすこと出來ず、反つて陛下を導いて、夷狄の臣下となりたる石晉の如くなし奉らんと欲し候、近頃禮部侍郎曾開等が、昔しの例を引いて彼れを挫き候處、檜は反つて聲をあらゝげて申す樣、侍郎は先例を知り、彼れ是れ言はるれども、此方は知らずと、されば檜が非を押通し、根性のねぢけ居り候事は、已に自づと見え申し候、然るに彼れは建白を致し、臺諫及び侍從をして和議の可否を商議致さしめ候が、右は偏へに天下の人が自分を非難せんことを恐れ、臺諫、侍從等にも謗りを蒙らせ、己れの責任を輕く致す爲に有之候故、識者は何れも朝廷に人物居らぬことゝ考へ候、扨も惜むべき次第に御座候、孔子は、管仲がなかりしならば、吾人は皆髮の毛を振りさばき衣服を左前に合す所の夷俗となつたであらうと申され候ひしが、管仲は、霸者たる桓公の輔佐に過ぎず、然るに尙能く左前の場處を變じて、中國禮裝の會合を致せしに、今秦檜は、區區たる霸者の輔佐などとは違ひ、此の宋と申す大帝國の宰相に有之、然る處反つて衣冠を著くる文明の風俗を追ひまくつて、左前の鄕に歸向致させ候、さすれば此檜に於ては陛下の罪人たるに止まらず、實に管仲の罪人に御座候、

文法　「雖然」の一句は、前一段を翻して下段を起

文法 第一大段の主意、此に歸宿す、

雖然、倫不足道也、秦檜以腹心大臣、而爲之、陛下有堯舜之資、檜不能致陛下、如唐虞、而欲導陛下如石晉、近者禮部侍郎曾開等引古誼以折之、檜乃厲聲曰、侍郎知故事、我獨不知、則檜之遂非狠愎、已自可見、而乃建白、令臺諫從臣僉議可否、是乃畏天下議己、而令臺諫從臣共分謗耳、有識之士皆以爲朝廷無人、吁可惜哉、孔子曰、微管仲、吾其被髮左衽矣、夫管仲霸者之佐耳、尚能變左衽之區、爲衣冠之會、秦檜大國之相也、反驅衣冠之俗、歸左衽之鄕、則檜也不唯陛下之罪人、實管仲之罪人矣、（第二大段の第一小段なり、秦檜の罪を論ず、）

訓義 〔不足道〕道は言に同じ、〔腹心〕腹と胸とは人身中肝要の部なるが故に、此を以て人君の信頼する臣下に譬ふ、〔資〕生れつき、〔唐虞〕唐は堯の國號、虞は舜の國號、〔石晉〕石氏の晉なり、晉の高祖敬瑭、姓は石氏、契丹の臣となり、其兵を借りて後唐を亡ぼす、晉唐共に五代の國號なり、〔禮部侍郎曾開云云〕宋史に云ふ、曾開、字は天游、禮部侍郞に遷り、直學士院を兼ぬ、時に秦檜、和議を主とす、嘗て開を招き、慰むるに溫言を以てして曰く、主上、執政を虛しくして以て待つと、（其位を授けんとするの意なり）開曰く、儒者の爭ふ所は義に在り、苟くも非義たらば、高爵厚祿顧みざるなり、願はくは敵に事ふる所以の禮を聞か

自國に及ばんことを恐れ、新垣衍と云ふものを趙に遣はし、共に秦を尊んで、帝と爲すことを說かしむ、魯仲連之を聞き、新垣衍を見て曰ふ、彼の秦は禮を棄てて首功（首級を取る功）を上ぶの國なり、若し肆然天下に帝たらば、吾れ東海を踏んで死するあるのみと、衍再拜して曰く、先生は天下の士なり、吾れ敢て復秦を帝とするを言はじと、

講述　何等の理由もななく、勝つべき見込みありながら反つて彼れの臣下となり、萬乘の尊き御身分を以て夷の小屋の內に彼れを拜するまでに成下ることを望ませらるゝ時は、三軍の兵士も、戰はざる先に力を落して元氣も盡き果て申すべし、此れ昔し魯仲連が、義の上より秦を天子とすることを否認致したる理由に有之、魯仲連は、彼の秦を帝とするの虛名を惜みたるにはあらず、天下の大勢上、之を帝とすべからざる理由ありし故に候、

文法　「義不帝秦」の義の字、「天下之大勢」の勢の字は、共に前の道理上より論じたる處と、形勢上より論じたる處とを收む、

今內而百官、外而軍民、萬口一談、皆欲食倫之肉、謗議洶洶、陛下不聞、正恐一旦變作、禍且不測、臣切謂不斬王倫、國之存亡未可知也』

第一大段の第八小段なり、倫の罪斬るべきを言ふ、

大段落　以上、第一大段となす王倫の罪、斬るべきを言ふ、

訓義　〔內〕朝廷、〔外〕地方、〔欲食倫之肉〕恨怒の甚しきを言ふ、〔洶洶〕かまびすしき聲なり、

講述　今、內に於ては百官、外に於ては軍隊、人民誰れ彼れ差別なく、申すことは萬人の口より出づるも、申す所は同一の談にて、何れも王倫の肉を食はんことを望み居り、彼れを惡口致す所の論議は、口かまびすしく御座候、然るに陛下は御聞きあらせられず、彼れをば信用し給ふことなれば、實に恐るべきは、一日、王倫を惜むの餘り、事變起り候はんか、何程の禍ひに立ち至るや、測るに測られず候、然れば臣は篤と考へ候に、王倫を斬つて其罪を正さゞるときは、國家は存するか亡ぶべきか、分りかね候と、

つて之を退け、遂に温洲の港口に泊す、〔危如累卵〕勢ひの頽れて將に破碎せんとするを言ふ、〔陸梁〕荒し廻ること、〔僞豫〕劉豫を謂ふ、王號を僭するが故に僞王豫の略稱なり、紹興元年、豫入寇し、其將王世冲を遣はし、蕃漢の兵を以て廣廬州を攻め、尋で又其子麟をして寇せしむ、

講述　以前陛下は、海邊の道へ逃れて艱難なし給ひ、其危かりしことは卵を累ねたるが如くに有之、當時此の有樣ですら、尙北面の位に就いて金虜の臣下となり給ふことは御不承知にて在らせられしに、況んや今日は當時と違ひ、國勢は少しく振張致し、諸將軍も盛鋭と相成り、士卒も一奮發せんことを心懸居り候、只近頃などは、汚はしき金虜猛り狂ひ、僞王の劉豫入寇に及びたれども、言ふまでもなく襄陽にて打敗り、淮上にて打敗り、渦口にて打敗り、淮陰にて打敗り果せ候次第ゆゑ、之を先頃海上を渡つて艱苦を嘗めさせられたる危險に較ぶれば、已に萬萬優勢に御座候、萬一已むことを得ずして戰爭することと相成候ども、我が宋朝は何として金虜に劣り申すべきや、

文法　況の字を以て、過去より現在に轉入す、○敗之の字を四疊して、優勢の感を强からしむ、

今無故而反臣之、欲屈萬乘之尊、下穹廬之拜、三軍之士、不戰而氣亦索、此魯仲連所以義不帝秦、非惜夫帝秦之虛名、惜天下大勢有所不可也』第一大段の第七小段なり、和するの不可を言ふ、

訓義　〔萬乘〕天子を言ふ、天子の領土、畿内方千里の地は戰車萬乘〔一輛を乘と謂ふ〕を出すを以て、天子の稱となる、〔下穹廬之拜〕穹は中高の意なり、夷狄は家屋なく、「テント」の中に住す、「テント」は中央高きが故に、其住居を穹廬と云ふ、穹廬の内にて夷狄を拜するまでに成り下るとの意味、〔三軍〕上軍、中軍、下軍、之を三軍と曰ふ、三軍は諸侯の軍制にして、天子は六軍なれば、作者の誤りなりと知るべし、〔魯仲連所以義不帝秦〕秦の昭王、趙を攻めたる時、魏王、其

ことを得べしと、扨も事變より以來、和議を主張するものは、誰れか此の事を以て陛下に啗はし奉らざる者有之申さんや、然れども結局一つの效驗なきに由れば、金虜の僞りなるは已に知られ申し候、然るに陛下尙未だ悟り給はず、人民の膏血を竭して恤へ給はず、國家の大なる仇を忘れて報い給はず、垢を含み耻を忍び、天下を引きこぞつて金の臣下となり、善き氣分にて居り給ふは、如何にも齒痒き次第に御座候、縱令ひ金虜が相違なく中國と和することが王倫の意見通りなりとするも、夷狄の臣下となつてまで和を請ひ候はゞ、天下後世の人は、陛下を如何なる君と申すべき、況んや汚はしき金虜は嘘の出任せと云ふ風なる上に、王倫が奸邪の心を以て之を成功せしむることゆゑ、徽宗皇帝の柩は決して歸ることを得ず、韋太后は決して戻り給ふことを得ず、淵聖皇帝は決して歸り給ふことを得ず、失ひたる中原の土地は決して手に入ることを得ず候、而して陛下一たび膝を屈し給はゞ、永く屈したるまゝにて再び伸ぶること出來ず、國勢は次第に衰へて、復と振ふこと出來ず、ひどく哭き落涙して大嘆息をなすべき儀に候、

文法　・「國勢陵夷」の句は後を伏す、

向者陛下間關海道、危如累卵、當時尙不肯北面臣虜、況今國勢稍張、諸將盛銳、士卒思奮、只如頃者、醜虜陸梁、僞豫入寇、固嘗敗之于襄陽、敗之于淮上、敗之於渦口、敗之於淮陰、較之前日踏海之危、已萬萬矣、儻不得已而遂至於用兵、則我豈遽出虜人下哉、（第一大段の第六小段なり、戰へば勝つべきを言ふ、）

訓義　〔向者〕は向に嚮に同じ、〔間關海道〕間關は艱難のこと、高宗、建炎三年十一月、海を航して敵を避けんとし、樓船に御して定海縣に次し、四年正月、海中に碇船せし處、金人は明州を陷れ、勝に乘じ定海を破り、舟師を以て御船を襲ふ、張公祐、大船を以て擊

一驗、是虜之情僞已可知矣、陛下尚不覺悟、竭民膏血而不恤、忘國大讎而不報、含垢忍恥、擧天下而臣之、甘心焉、就令虜決可和、盡如倫議、天下後世、謂陛下何如主、況醜虜變詐百出、而倫又以姦邪濟之、梓宮決不可還、太后決不可復、淵聖決不可歸、中原決不可得、而此膝一屈、不可復伸、國勢陵夷、不可復振、可爲痛哭流涕長大息也』第一大段の第五小段なり、和議論を駁撃す、

訓義　〔梓宮〕棺なり、天子の棺は梓木を以て之を造る、高宗の父皇徽宗は五國城に崩じ、金人の爲に柩を奪はる、故に今和議成れば、之を取戻すことを得べしと云ふなり、〔太后〕徽宗の妃にして、高宗の母なる韋氏、曩に天子と共に金に囚へらる、〔淵聖〕高宗の先皇なる欽宗の尊號、〔中原〕金に占領せられたる範圍を謂ふ、〔變故〕事變と云ふが如し、靖康二年、金人の爲に宋の都なる汴京の陷りしことなり、〔啗〕くらはすと訓ず、利を與へて欺くなり、〔情僞〕情は誠なり、實なり、僞の字を重しとす、情は附帶字、〔竭民膏血〕膏はあぶらなり、民の脂を流し血を出して作りたる貨財を有る限り取上げ、賂として金に差出すを言ふ、〔國大讎〕高宗の父母兄姉、皆金の爲に虜にせらる、故に國の大讎と曰ふ、〔甘心〕氣味よき思ひを言ふ、〔濟〕成なり、〔陵夷〕陵は丘、夷は平、丘の次第次第に卑まつて平となるを言ふ、〔痛哭〕痛は俗に云ふひどくなり、〔大息〕大嘆息なり、

講述　然るに王倫の意見に云ふ、我が中國一たび膝を折つて金の臣下となるときは、先方に取押へられ居る徽宗帝の柩も中國へ還らるゝを得べく、韋太后も戻り給ふことを得べく、淵聖皇帝も歸り給ふことを得べく、略取せられたる中原の土地も手に入る

下と爲り給ふときは、宗廟や社稷の神靈は盡く夷狄に汚されて尊嚴を失ひ、祖宗が數百年間愛養し給ひたる赤子は、盡く夷狄の風俗なる左前となり、朝廷の宰相等は降つて陪臣となり、天下の士なり、大夫なり、盡く冠を裂き冕を毀ち、中國の風俗を變じて夷狄の服裝となる次第なり、他日彼の豺狼たる夷狄の、厭くことを知らぬ欲望は、劉豫に加へたると同樣、我が中國に無禮を加へ申さゞることが知れ申さうや、

文法　「安知不加我以無禮如劉豫也哉」の一句は、劉豫の引證に戻ると共に、此れにて劉豫の話を脫却せしなり、

夫三尺童子至無知也、指犬豕而使之拜、則怫然怒、今醜虜則犬豕也、堂堂天朝、相率而拜犬豕、曾童孺之所羞、而陛下忍爲之耶、『第一大段の第四小段なり、金に降るの辱を言ふ』

訓義　〔三尺童子〕二三歳の小兒を謂ふ、〔怫然〕怒る貌、〔堂堂〕高大の貌、〔曾〕かつてと訓じ、又すなはちと訓ず、反對にと云ふ場合に用ふ、此の處に於ては、童孺の羞づる所にして、陛下が忍んで之をなさるべき譯あらざるにと云ふが如き語氣、〔孺〕小兒の通稱、

講述　夫れ三尺の童子は此上もなく無知なる者にて、物を辨へ申さず、さりながら今此の子供に向ひ、犬や豕を指して拜せよと申付け候はゞ、怫然として怒り候はん、今醜虜たる所の金は犬豕同樣のものに候、然るに堂堂たる天朝の君も、宰相も、百官も、互ひに引きつれて此の犬や豕を拜することは、童兒すら羞かしく思ふ所なるに、陛下には忍んで之を爲し給ふか、

倫之議乃曰、我一屈膝、則梓宮可還、太后可復、淵聖可歸、中原可得、嗚呼自變故以來、主和議者、誰不以此啗陛下哉、而卒無

鑑の遠からずと申す如く、今金虜の臣下となるは如何なる結果となるべきか、其手本目前に有之、劉豫は適例に御座候、王倫は、陛下が劉豫に效ひ、金虜の臣下となり給はんことを望み居り候、

文法　「是欲劉豫我也」と曰ひ、其何の意味なるかを直ちに説明せしは、是れ孟子の浩然の氣の章に、無若宋人然とありて、其下に宋人有閔其苗之不長而揠之者云云と、事實を叙べたるに倣ひたるものなり、○「而倫又欲陛下效之」の而の字は、劉豫の引證より本題に轉入する大壓旋を爲すものにして、頗る力あり、

夫天下者祖宗之天下也、陛下所居之位、祖宗之位也、奈何以祖宗之天下、爲犬戎之天下、以祖宗之位、爲犬戎藩臣之位、陛下一屈膝、則祖宗廟社之靈、盡汚夷狄、祖宗數百年之赤子、盡爲左衽、朝廷宰執、盡爲陪臣、天下士大夫、皆當裂冠毀冕、變爲胡服、異時豺狼無厭之求、安知不加我以無禮如劉豫也哉、第一大段の第三小段なり、金に降るの不利益を言ふ、

訓義　〔犬戎〕亦金を指す、〔藩臣〕藩屬の臣と云ふ意味、藩は藩屏の藩、〔廟社〕宗廟社稷の神靈、〔赤子〕人民、〔宰相〕宰相執政、〔陪臣〕また家來、〔冠冕〕士の戴くものを冠と曰ひ、大夫の戴くものを冕と曰ふ、共に中國の禮裝、〔胡服〕胡の衣服、胡は北狄の名、〔異時〕後日なり、

講述　夫れ此の天下は祖宗の天下に有之、されば陛下の大切に保ち給ふべき所のものに候、又陛下の居り給ふ位は祖宗の位に有之、されば大切に守り給ふべき所のものに候、其れに何として祖宗の天下を以て犬戎の天下となし、祖宗の位を以て犬戎藩臣の位と被遊べきや、陛下一とたび膝を折つて彼れの臣

王、自以爲子孫帝王萬世不拔之業、一旦豺狼改慮、捽而縛之、父子爲虜、商鑒不遠、而倫又欲陛下效之。』第一大段の第二小段なり、王倫賣國の罪を擧ぐ。

訓義　〔誘致虜使〕金の蕭哲、張通古、江南詔諭使として、王倫と共に來りしを言ふ、〔以詔諭江南爲名〕宋の國號を稱せずして江南と曰ひ、通好と曰はずして詔諭と曰ふ、是れ屬國に對する格式を用ひたるなり、但し宋は臨安に都せしが故に、江南と稱せしなり、〔欲臣妾我〕我が宋の天子を臣とし、我が皇妃を妾とせんとすとの意なり、〔劉豫云云〕劉豫は字を彥游と曰ひ、景州の人なり、始め進士に擧げられ、宣化六年、河北の提刑に除せられたる處、金兵の南侵するに及び、官を棄てゝ亂を儀眞に避けたり、建炎四年、金人は大同の尹高慶裔と知制誥韓昉とを遣はし、豫を立てゝ皇帝となし、國を大齊と號し、大名府に都せしめたり、豫は已に位に卽き、金の年號を奉じ、天會八年と稱す、三年の後、金は豫が己れの利とならざるより、之を執へたり、〔醜虜〕虜は金なり、醜は之を賤みたる語なり、〔南面〕王者は北に坐して南向す、天文に於て北を尊位とす、〔豺狼〕金を指す、〔改慮〕變心するなり、〔捽〕髮の毛を持つて引きずるなり、〔爲虜〕捕虜の虜、〔商鑑不遠〕詩經の大雅蕩篇に見えたる文字、其原意は、殷（商の別名）の鑑（手本）は遠からず、其前の夏后の世に在りと云ふことにて、此に之を引きたるは、劉豫が好き手本にて、決して金の臣となるべからざることを言ふ、〔效之〕效はならふ、前例を追ふこと、之は劉豫の代名詞、

講述　彼れ王倫は、今度何等の理由もなきに金虜の使を伴ひ來り、其使の名義は、江南に詔し諭すと云ふが如き無禮極まる意味に有之、右は我が皇室を己が臣妾となさんとする考へに御座候、又我が皇帝を劉豫の通りになさんとする考へに御座候、劉豫と申す者は、彼の無樣なる金虜に降參して其臣下と相成り、虜の御蔭にて南面の位に坐り、王と稱し、自ら萬世までも續いて拔けざる大業なりと考居り候處、一旦豺狼の如き金虜が考へを變へ、髮の毛を引きずつて之を倒したる上縛りつけ、父子とも虜となり候、商

少卿に答ふるより後、獨り韓昌黎を工なりとす、而して此の書、尤も昌黎の佳處と、

上高宗封事　胡澹庵

講題　高宗は南宋最初の天子、諱は構、字は德基、徽宗の第九子、○封事は上書の一式なり、其機密に涉るが爲に、封じて上るを以て封事と曰ふ、

大旨　媾和論者たる王倫、秦檜、孫近の三人を斬り、金と開戰すべきを言ふ、

謹按、王倫本一狎邪小人、市井無賴、頃緣宰相無識、遂擧以使虜、惟務詐誕、欺罔天聽、驟得美官、天下之人、切齒唾罵、（第一大段の第一小段なり、王倫の人物下劣なるを言ふ、）

訓義　〔謹按〕按はしらべみるなり、謹案とは、形式に於て恭惟などと同じ、〔狎邪〕なれよこしま、〔市井〕市街のこと、市中の路、井の如くなるより市井と曰ふ、〔無賴〕ならずもの、又狡猾の人を謂ふ、〔宰相〕秦檜、〔虜〕金を指す、〔欺罔天聽〕天子の御耳をあざむきしふる、〔驟〕急になり、〔得美官〕倫が端明殿學士となりしことを謂ふ、

講述　臣謹んで案ずる所、王倫と申すものは元來一個の卑陋邪曲なる小人にて、市中に徘徊致す無賴漢に有之、近頃宰相の無識により、擧げられて虜に使ひ致すことと相成候、然る處惟詐のみを行ひ、陛下の御耳を欺き奉り、俄かに結構なる官職を得候ゆゑ、天下の人は齒ぎしりを致し、唾を吐いて罵り居り候、

文法　何等の前置もなさず、直ちに王倫の人品に切込みたる處、是れ謂はゆる單刀直入の法なり、

今者無故誘致虜使、以詔諭江南爲名、是欲臣妾我也、是欲劉豫我也、劉豫臣事醜虜、南面稱

講述　聖賢の立論は一般の凡人と違ひ、或る一人を貶する場合に、必ずしも多言せず、只一字一句を以て之を貶して、其不名譽は、何物を以てするも之に對すること出來ず、又或る一人を褒する場合に、必ずしも多言せず、只一字一句を以て之を褒して、其榮譽は、何物を以てするも之に對すること出來ず、孔子が管仲を褒せられたるは只四句、天下を一匡し、民今に至るまで其賜を受く、管仲微りせば、吾れ其れ髮を被り衽を左にせん」と、孟子は孔子を學びたる者なるが、百里奚を褒したるに只三句、「秦に相として其君を天下に顯はす、後世に傳ふべし、不賢にして能く是な如くならんや」と、韓文公は孔孟を學びたる者なるが、孟子を褒したるは、初め只二句、「然れども其言に賴つて、今の學者尚孔子を宗とし仁義を崇び王を尊び霸を賤むを知るのみ」と、終り只兩句、「向に孟子無れば、則ち服は皆左衽にして言は侏離ならん」と、丁度孔子が管仲を褒せられし語と同じ、歐陽公は蘇老泉の墓誌を作つて云ふ、「眉山は西南數千里の外に在り、父子一日隱然として名京師を動かす、而して蘇子の文章遂に天下に擅なり」と、亦褒奬の法を得たり、

餘說

韓文公が大に佛法を駁論せし文は、佛骨表と此の篇となり、但し彼れは朝廷に建言せしもの、此れは學者間に流傳の目的を以て書きたるものにして、均しく排佛の文字なれども、主意已に同じからざるが故に、體裁も亦自ら異ならざるを得ず、此篇は、佛骨表の如く、君主の感情と實際問題との拘束なきを以て、十分に排佛の精神を發揮して、復餘蘊なし、佛を信ずると信ぜざるとの是非は姑く措き、作者の排佛主義は、此に至つて根柢を見はせり、文章の構造は、道の字を以て骨子となし、上の半篇は、己れが貶竄せられたるが爲に、佛法を信じ、福利を求むるが如き事なきを言ひ、孟尚書の來信に、少しく釋氏を信奉すと云へるに答ふ、下の半篇は、大いに佛を排する所以を明かにし、道を明かにするを要す、茅鹿門は之を評しして曰く、翻覆變幻、昌黎の書、當に此れを以て第一とすべし、古來、書は、司馬子長の任

籍湜輩雖屢指教、不知果能不叛去否、辱吾兄眷厚、而不獲承命、惟增慙懼、死罪死罪、愈再拜、

第三大段の第四小段なり、餘波を以て門人に及ぼし、併せて書簡の附言を錄す

大段落　以上を第三大段となす、道を守るの志を明かにす、

訓義　〔籍湜〕張籍と皇甫湜の二人にして、共に韓文公の門人なり、

講述　籍湜の輩には、度度聖教を指教致候へ共、果して堅固に相守り、叛き去り申さざるべきか否かを不存候、吾が兄の御厚意を辱う致しながら仰せに從ふことと出來ず、偏へに慙懼を增すばかりに有之、其罪死に當り候、愈再拜、

文法　「辱吾兄眷厚」以下は挨拶の辭なり、

謝疊山評　聖賢立言與庸衆人異、貶一人不必多言、只一字一句貶之、其辱不可當、褒一人不必多言、只一字一句褒之、其榮不可當、孔子褒管仲只四句、一匡天下、民到于今受其賜、微管仲、吾其被髮左衽矣、孟子學孔子者、褒百里奚只三句、相秦而顯其君于天下、可傳於後世、不賢而能如是乎、韓文公學孔孟者也、褒孟子初只二句、然賴其言、而今學者尚知宗孔氏崇仁義尊王賤霸而已、終只兩句、向無孟氏、則皆服左衽而言侏離矣、正與孔子褒管仲之語同、歐陽公作蘇老泉墓誌云、眉山在西南數千里外、父子一日隱然名動京師、而蘇氏之文章遂擅天下、亦得褒獎法、

之、此の時に當り、佛法、老子の道を其間に唱へ、天下の民衆を驅り立て丶邪道に引込むに至つては、扨扨不仁も甚だしく御座候、

釋老之害過於楊墨、韓愈之賢不及孟子、孟子不能救之於未亡之前、而韓愈乃欲全之於已壞之後、嗚呼其亦不量其力、且見其身之危、莫之救以死也、第三大段の第二小段なり、謙遜の語を以て自任の意を述ぶ、

訓義　〔救之〕之は道を指す、

講述　佛氏、老子の害は楊墨以上に候處、之を攻擊致す所の拙者は孟子ほどの賢人に無之、孟子は、五經の未だ亡びざりし以前に出で候へ共之を救ふこと出來ざりしに、拙者は、大經大法の已に破れ候後に於て之を保存致さんとする事に候へば、扨扨自己の力を量らず、其上己れの身は危險に陷り、之を救ふに先きだち候て早くも死し可申事は明白に御座候、

文法　孟子を收む、

雖然使其道由愈而粗傳、雖滅死萬萬無恨、天地鬼神臨之在上、質之在傍、又安得因一摧折、自毀其道以從於邪也、第三大段の第三小段なり、死を以て佛を排する程なれば、佛を信ずる理なきを言ふ、

訓義　〔粗〕大略なり、

講述　縱令ひ此の道を救ふこと叶ひ不申して死し候とも、此の道が拙者に由つて少しにても傳はり候こと出來候はゞ、自分の身は死すとも、萬萬恨む所無御座候、天地鬼神は照臨し給うて上に在り、之を質し候て傍にあり、何とて一たび挫折致候爲に、自ら己れの貴き道に傷をつけて夷狄の邪道に從ふことが出來候べき、

文法　「天地鬼神」の句は「天地神祇」云云を承く、「又安得一摧折自毀其道以從於邪也」は一篇の主意を收む、

が無之候所より起り候次第に御座候、孟子は聖賢の方には候へ共、其地位を得て爲政者となられず、隨つて其議論は實行の伴はざるもの、即ち空言にて、施行を缺き候事故、何程切當に候とて、何の益も有之候はんや、併しながら一方より申候へば、孟子の議論が世に存在致候御蔭を以て、今の學者は、兎に角孔子を本宗と致し、仁義を崇め、王道を尊び霸業を賤め候事を知り候始末、唯聖人の大經大法に至り候ては、皆滅亡して救はれ不申、崩れ爛れて、取り繕はれ不申、世に申す千百の中に於て十一を存するものにて、揚雄の申し候廓如などは、何處に有之候や、丸で話にならず候、されど若し孟子が有らざりしことに候はば、衣服は左前と相成り、語は訛り、全く夷狄の風と化し去りたる儀と被存候、故に拙者は孟子を推尊致し、孟子が楊墨を排斥致し候手柄は、禹が洪水を治め候手柄にも劣らずと申し候は、之が爲に御座候、

文法　「孟子雖聖賢」の四句は抑筆なり、「然賴其言」の二句は揚筆なり、「其大經大法」の四句は又抑筆なり、「然向無孟子」の句は又揚筆なり、抑揚反覆して孟子を推すは、則ち作者の自ら許す處なり、

漢氏以來、群儒區區、修補百孔千瘡、隨亂隨失、其危如一髮引千鈞、綿綿延延、寖以微滅、於是時也、而唱釋老於其間、鼓天下之衆而從之、嗚呼其亦不仁甚矣、『第三大段の第一小段なり、釋老の害を言ふ、』

訓義　〔區區〕色色、色々と手段を盡すを云ふ、〔百孔千瘡〕孔はあな、瘡はきず、百千のあな、百千のきず、〔隨亂隨失〕一個所の修繕が出來たかと思へば、又他の一個所が破綻する、〔綿綿延延〕細くなつてつゞく、〔寖〕やうやくと訓ず、次第になり、〔鼓天下之衆從之〕天下多數の人民を驅り立てゝ、邪道に入れる、

講述　漢より以來、大勢の儒者が色色の手段を用ひ、聖道が楊墨の爲に受けたる無數の手傷を繕ひ候へ共、手を入るれば、入るゝ程亂れ失ひ、其危きこと、一本の毛にて千鈞の重さあるものを引くが如く、綿綿と細く延延と長く、次第に絶滅せんとする姿に有

の方は、從前の儒者多く老年に及びて死亡致し、新しき學者は十分に先王の事を知ることも出來ず、銘銘自己の見識を正當と心得て之を守り、學者の說、種種に分れ、彼と此れと衝突仕り、古へと比べ候へば、一致致さず、當時より申し候へば公平に無之、二帝三王群聖人の道は、是に於て大に壞れ、後の學者、泝つて聖人の眞義を尋ねんと致し候へ共手懸りなく、其儘今日に立至り、泯泯として絕えんと致す有樣に御座候、

其禍出於楊墨肆行而莫之禁故也、孟子雖聖賢不得位、空言無施、雖切何補、然賴其言而今之學者尚知宗孔子崇仁義貴王賤霸而已、其大經大法、皆亡滅而不救、壞爛而不收、所謂存十一於千百、安在其能廓如也、然向無孟子、則皆服左衽而言侏離矣、故愈嘗推尊孟子以爲功不在禹下者爲此也、第二大段の第三小段なり、孟子の孔子を尊びたる功を贊す

大段落　以上を第二大段となす、孟子が楊墨を排せしことを擧げ己れが佛を排する淵源を示す、

訓義　〔肆行〕我儘勝手に振舞ふなり、〔切〕ぴつたりと當る、適切、〔宗〕根本とする、支屬が本家に於けるが如くするなり、〔貴王賤霸〕仁義を以て天下を得、天下を治むるを王と曰ひ、術數を以て天下を取り、天下を治むるを霸と曰ふ、〔大經大法〕天下を治むる大原則、〔壞爛〕やぶれたゞる、〔存十一於千百〕千の中の十を存し、百の中の一を存す、即ち僅かばかりを存するを云ふ、〔服左衽而言侏離矣〕衣服のえりは左前に合せ、言語は不明となること、夷狄の風俗を云ふ、〔功不在禹下〕禹は大洪水を治めたるが、孟子の邪說を退治せし功は、其上に出づることありとも之に劣ることなし、

講述　正道の危機が斯くまでに立至りたる禍ひは、楊墨が自由勝手に世に行はれて、之を抑制する者

に盡きたれば、此れより佛を攻撃する所以を言ふ、○孟子、揚子雲を引きたるは、暗に自己の影子として之を出したるなり、

夫楊墨行正道廢、且將數百年、以至於秦、卒滅先王之法、燒除經書、坑殺學士、天下遂大亂、及秦滅漢興、且百年、尚未知脩明先王之道、其後始除挾書之律、稍求亡書、招學士、經雖少得、尙皆殘缺、十亡二三、故學士多老死、新者不見全經、不能盡知先王之事、各以所見爲守、分離乖隔、不合不公、二帝三王群聖人之道、於是大壞、後之學者、無所尋逐、以至於今泯泯也、第二大段の第二小段なり、孟子の死後、聖道益〻衰へたるを言ふ、

訓義　〔燒除經書〕秦の始皇、李斯の建議に由り、六經を焚く、〔坑殺學士〕始皇、儒者を咸陽に生埋にす、〔挾書律〕藏書禁止の法律にして、是れ亦秦の時に設けたるもの、漢の世となりても尙其儘存在せしが、景帝に至り、始めて之を廢せり、〔十亡二三〕十の中に於て二三を失ふ、〔故學士〕以前の學者、〔全經〕秦の爲に焚かれて、殘缺となりし以前の經書、〔尋逐〕後より尋ね調べる、〔泯泯〕將に絶えんとする貌、

講述　夫れ楊墨の學問行はれて正道の廢れ候以來、殆んど百年近く相成候て、秦の世に至り候處、秦は先王の法を滅し、經書を燒き拂ひ、學者を穴埋に致し、此の如き暴政の結果、天下大に亂れ候、秦が已に亡び、漢が興り候ひしより殆んど百年に及び候頃までも、尙先王の道に手を入れて之を明かに致す事に心附き不申、其後藏書の禁制を取り除き、少少づゝ散逸致候書物を探し求め、民間の學者を招き集め候處、經書の方は或は破損、或は不足と云ふ有様にて、學者

「守道之人」までは君子に就いて論じ、「如小人也」より「其間哉」までは小人に就いて論じ、「進退無所據」より段末までは、君子、小人を雙結す、○惑の字は上の妄の字を承く、惑へばこそ、妄言あるなり、

且愈不助釋氏而排之者、其亦有說、孟子云、今天下不之楊則之墨、楊墨交亂而聖賢之道不明、聖賢之道不明、則三綱淪而九法斁、禮樂崩而夷狄橫、幾何其不爲禽獸也、故曰、能言距楊墨者、聖人之徒也、揚子雲曰、古者楊墨塞路、孟子辭而闢之廓如也』 第二大段の第一小段なり、孟子の楊墨を闢きたる功を言ふ

訓義　〔排〕向うの方へ押して、此方の路を作ること、〔楊墨〕前篇の原道を看よ、〔三綱〕父子、君臣、夫婦なり、父は子の綱、君は臣の綱、夫は婦の綱、〔九法〕書經の洪範にあり、九疇とて九箇條の法則なり、〔斁〕やぶると訓ず、〔揚子雲〕漢の揚雄の字、此語は楊子法言の君子篇に出づ、〔廓如〕ぐわらりとしたる形容、

講述　其れのみならず、拙者が佛をば助けず、却つて之を排斥致すことは、是も亦理由ある次第に御座候、孟子の申され候に、今天下の人、楊子の學に歸せざるときは、則ち墨子の學に赴くと、楊子と墨子との道が交も天下を惑亂致し、聖賢の道も之が爲に明かならず、其結果と致して、世道人心を維持すべき三綱も沈淪して、九法も破壞に及び、先王經世の禮樂も崩れて夷狄橫暴を極め、其禽獸とならぬ程度は幾何に候ぞや、中國文明の人民も、殆んど化して禽獸と相成候有樣、故に孟子の申され候に、能く議論を立てゝ楊墨を防ぎ退くる者は、聖人の徒であると、揚子雲の申し候には、古へは楊子、墨子が路を塞ぎしに、孟子は言辭を以て邪說を推開き、廓如として、ひろびろと相成れりと、

文法　「且愈不助釋氏而排之者其亦有說」は下を起すの句なり、以上は佛を信ぜざるを言ひ、其議論は巳

樣なものに候へば、縱令ひ佛が人に對して禍ひを與へ祟をなすとても、道を守る君子の懼るゝ所には無之候、況んや佛が祟をなすと申すやうな道理は、萬萬無御座候をや、

且彼佛者果何人哉、其行事類君子邪、小人邪、若君子也、必不妄加禍於守道之人、如小人也、其身已死、其鬼不靈、天地神祇、昭布森列、非可誣也、又肯令其鬼行胸臆、作威福於其間哉、進退無所據、而信奉之、亦且惑矣、』

第一大段の第五小段なり、佛の方面より佛の畏るゝに足らざるを言ふ

大段落　以上を第一大段となす、己れが決して佛を信ぜざるを言ふ、

訓義　〔行事〕所行と云ふが如し、〔靈〕妙力なり、〔昭布森列〕隱れもなく行き亙り、限りもなく竝んで居る、〔誣〕無きものを有りとする、〔行胸臆〕思ふまゝに振舞ふ、〔威福〕禍福と云ふが如し、〔進退〕進は君子として看る方、退は小人として看る方、

講述　其上、彼の佛と申候者は、一體何如なる人に有之候や、其所行は君子的に候か、小人的に候か、若し君子にて候はば、無法にも道を守る人に禍ひを加へ申さざる事は必定に御座候、若し又小人にて候はば、其身は最早死したる上、其靈魂も、元來が小人の事とて神通なき者に候へば、齒牙に掛くるにも不及候、天地の神祇は昭昭として遍く、森森として竝び居り候、之を無きものとは申され間敷く候、已に天地の神祇有之上は、何とて佛の靈魂を思ふが儘になさしめ、神神の照臨まします、天地の間に禍福を施すことを許容なし給はんや、されば佛を揚げて君子と致し候ても、落して小人と致し候ても、何れにせよ禍福を行ふべき根據無之候に、之を信向致すなどは、抑〻又惑ひたる儀に御座候、

文法　此の小段は四節に分れ、段首より「小人邪」までは、君子、小人の兩意を提起し、「若君子也」より

要なきを言ふ

訓義　〔孔子云〕論語述而篇に出づ、〔丘之禱久矣〕孔子疾重かりしとき、門人の子路、天地の神に祈りたしと願ひたるに、孔子の曰はれしは、病みたればとて神に救ひを乞ふの要なし、平日善く人の道を守らば、自然神の助くる所となる、卽ち此れに過ぎたる祈禱なしとの意なり、丘は孔子の名、〔積善積惡云云〕易の繫辭傳に云ふ、積善之家有餘慶、積惡之家有餘殃と、〔方冊〕板なり、竹の札なり、古へ此れを以て紙の用に供す、猶書物と云ふが如し、〔夷狄之敎〕佛敎を指す、佛敎は印度より來るが故に、夷狄の敎と云ふ、支那は自ら中華と稱し、外國は皆夷狄と視做す、

講述　孔子は、丘の禱る、久しと申され候、凡そ君子が道に外れぬやう、自己を取りまはし、其身を立て候には、自然其法度と致すべき者有之、其法度と致すべき聖賢の事業は、逐一書物の上に相見え候て、效ふことも出來候へば、師とすることも出來候、此の法度に依り候ときは、上を向いても天に對して愧づる所なく、下を向いても地に對して愧づる所なく、又內心に對しても內心に愧づる所無御座、（此れに過ぎたる幸福有之可申哉、）凡そ善を積めばめでたきこと、惡を積めば、不吉なことゝ、善惡とも其結果が類を以て至り候が故に、君子たる者は、善を勸め惡を去ることを以て福を求むる方法と致すの外は無之、何とて此の貴き聖人の道を去りて、夷狄の敎へに候所の佛法に從ひ、其れに由つて福利を求むる譯が御座候べき、

詩不云乎、豈弟君子、求福不回、傳又曰、不爲威惕、不爲利疚、假如釋氏能與人爲禍福、非守道君子之所懼也、況萬萬無此理、

第一大段の第四小段なり、自身の方面より佛の畏るゝに足らざるを言ふ

訓義　〔豈弟〕和樂なり、〔不回〕回は邪なり、〔傳〕春秋左氏傳を謂ふ、引く所の語、少しく本文と異れり、〔與人〕人に對してなり、

講述　詩經に不申候哉、溫厚樂天の君子は、福を求めて邪ならずと、傳に又申候は、威の爲に畏るゝことなく、利の爲に心に疚しきことなしと、君子の道は斯

ことなり、〔其廬〕大顚の住する寺なり、〔袁州〕公は潮州より此に移る、〔其法〕佛法、〔福田利益〕佛家の謂はゆる果報、

講述　御來書に、世人の中、拙者が近頃少し佛法を信向致す由を申傳へ候もの有之趣を御申越し相成り候が、右は左樣に申傳へ候者の妄言に御座候、(此の妄言の起りは)拙者が潮州に罷在り候節、大顚と申す一人の老僧有之候ひしが、頗る聰明の人物にて、道理を辨へ居り候、潮州は都より懸け隔たり候僻地のことに候へば、話相手と致すほどの人も無之、無聊の餘り、山寺より州廳の所在地へ召び寄せ、十餘日も逗留致させ候事御座候、篤と其人物を觀察致候に、實に能く肉體を解脫仕り、佛理にて何事をも押通し、外物の爲に心を亂し不申、見上げたる僧侶に御座候、彼れと談話を交へ候處、一から十まで、拙者の申す言を領會は不致候へ共、大體に於て胸中洒落、何等の蟠りも無之候ひし故、得難き人物と存じ候儘、互ひに親しく往來致し、拙者が南海の神を祭るため海上に參り候砌も、其尋に彼れの寺を尋ね候、其後拙者袁州に參る事と相成候折、衣服を留めて名殘と致候が、此れは人情と申すものにて、佛法を信向して、果報を求め候爲に致せし儀には無御座候、

文法　「有人傳愈近少信奉釋氏」の一句は先方の書中に在る文句にして、作者は來書の中の骨子たる語を捉へて辨明の問題とし、「此傳之者妄也」の一句を以て喝破し置き、然る後徐に說明に及ぶ、而して傳聞の誤りは大顚と交際せしより起りたれば、先づ其交際の性質を辨じたるなり、○「非崇信其法求福田利益也」二句は上を結び下を起す、

孔子云、丘之禱久矣、凡君子行己立身、自有法度、聖賢事業、具在方册、可效可師、仰不愧天、俯不愧人、內不愧心、積善積惡、殃慶自各以其類至、何有去聖人之道、捨先王之法、而從夷狄之教、以求福利也、』 第一大段の第三小段なり、聖人の道の在る以上、佛を信ずる必

愈白、行官自南廻過吉州、得吾兄二十四日手書、數番忻悚兼至、未審入秋來、眠食何似、伏惟萬福、『第一大段の第一小段なり、書簡ノ常式、』

訓義　〔行官〕使者の役を勤むるもの、〔數番〕數枚と云ふ説と、數度と云ふ説とあり、〔忻悚〕喜懼と云ふが如し、喜は音信を喜び、懼は佛を信ぜよと言ひ來りしを懼る、〔眠食〕睡眠と食事、普通起居と云ふが如し、〔何似〕いかんと訓ず、

講述　韓愈申上候、使ひの者南方より廻りて、吉州に立寄る、其節御託し被成候吾が兄の二十四日附の御手紙に接手致し、幾度も讀返し候て、欣喜と恐懼との心が一所に起り申し候、秋の氣節以來、朝夕の御様子如何に被爲在候哉、承知致さず候へ共、乍憚先以て萬萬御幸福の事と奉存候、

來示云、有人傳愈近少信奉釋氏、此傳之者妄也、潮州時有一老僧號大顚、頗聰明識道理、遠地無可與語者、故自山召諸州郭、留十數日、實能外形骸、以理自勝、不爲事物侵亂、與之語、雖不盡解、要自胸中無滯礙、以爲難得、因與來往、及祭神至海上、遂造其廬、及來袁州、留衣服爲別、乃人之情、非崇信其法、求福田利益也、『第一大段ノ第二小段ナリ、僧と交りしは佛法を信ずるが爲に非ざるを言ふ、』

訓義　〔來示〕來書と云ふが如し、先方よりの申越しなり、〔釋氏〕佛なり、〔潮州時〕潮州に左遷中、〔聰明〕伶俐なり、〔外形骸〕肉體を離るゝなり、〔以理自勝〕佛理を以て押通す、〔不爲事物侵亂〕世の中の事の爲に心を亂さぬ、〔不盡解〕一方は儒、一方は僧ゆゑ、悉くは通せず、〔祭神〕公が南海の神を祭りに往きし

道を止めなければ、吾が道行はれず、されば老佛の人人、卽ち道士や僧尼を普通の人民に戻らせ、佛老の書物を焚き棄て、其觀（道敎の寺院）とか寺とか云ふ、特殊の住居を普通の民家となし、先王の仁義道德の敎へを明かにして、彼等を吾が道に誘ひ、其老少男女孤獨の者及び不具者には、養育を與ふることである、斯くするときは、先づ以て適當を得るに近かるべし、

文法　「明先王之道以道之」は、流れしめ行かしむる方法なり、○「庶乎其可也」の可の字は、上の「如之何而可也」の可なり、卽ち此の小段は、可の字を以て起し、可の字を以て收む、

餘說

儒者の立場より、其謂はゆる道を闡明せしものは、孟子以來此れを以て第一とす、此れ古來、韓文中に於て壓卷の稱ある所以なり、而して單に文章の上に就いて之を觀るも、堂堂正正たる中に、數個の古の字、今の字を以て順に說き逆に說き、許多の波瀾曲折あり、固より大文字たるに相違なし、但だ其老佛に關する智識淺薄なるがため、立論未だ確ならざる處あるを免れず、賴山陽は此篇を評して大學、中庸より法を取り、雜ふるに莊子の應帝王篇を以てすと云へど、余の觀る所を以てすれば、却つて孟子の牽牛章に似たり、

與孟尙書書　韓文公

講題　孟は姓、尙書は官、此の人、名は簡、字は幾道、德州平昌の人、文公は、憲宗の元和十四年、佛骨を禁內に入るることを諫めたるため、潮州に貶せられし後、同地にて大顚と云ふ僧と交際せしにより、世人は、公が主義を變じて佛法を信向するとの風說を立てたり、然るに孟尙書は佛法を好みし人なるゆゑ、書簡を與へて贊成の意を表せしかば、文公、其虛說にして、自分は決して佛を信ずる者に非ざることを論辯したるもの、卽ち此の書なり、

大旨　己れは佛を排しこそすれ、決して信奉せざることを言ふ、

講述　問うて云ふ、以上述べられたる道は、道の中に於てどの道のことであるかと、答へて云ふ、即ち取りも直さず吾が謂つて道となす所の道である、前に申した所の老子と佛との道ではない、其傳來を言へば、堯は此の道を以て舜に傳へ、舜は禹に傳へ、禹は湯に傳へ、湯は文王、武王、周公に傳へ、文王、武王、周公は孔子に傳へ、孔子は孟軻に傳へたり、然るに孟軻が死せしより、其傳受を得るものがなかつた、荀况や揚雄のやうな儒者があつたが、此の二人は、道を擇ぶ點、純粹ならず、又道を語る點、詳細ならず、されば道統の中に數へ難し、眞に道統を傳へたる聖人の中に於て、周公より以上の堯舜禹湯文武は上に立つて、君の地位であつた、故に地位の在る所、事實が行はれた、周公より以下の孔孟は下に居り、臣下の地位に在つた、地位が卑いので聖道を天下に行ふことが出來ない所から、どうかして道を後世に傳へたいものであると思はれ、書物に書き殘されたれば、其説深長である、

文法　「堯以是傳之舜」より以下六句、一氣呵成の勢を以て來り、「軻之死不得其傳焉」に至り、忽ち筆を寛にして勒住す、

然則如之何而可也、曰、不塞不流、不止不行、人其人、火其書、廬其居、明先王之道以道之、鰥寡孤獨廢疾者有養也、其亦庶乎其可也』第七大段の第四小段なり、道を衛るの方法を示す、

大段落　以上を第七大段となす、具體的に道を説く、

訓義　〔不塞不流云云〕二句は水に喩へて言ふ、一方を塞がざれば一方は流れず、一方を止めざれば一方は行かぬとの意、〔人其人〕上の人は眞人間なり、〔道之〕道は導として用ふ、〔鰥寡孤獨〕鰥は老いて妻なきなり、寡は夫なきなり、孤は父母なきなり、獨は子なきなり、〔廢疾〕不具者、

講述　然るときは如何樣にせば宜しいである、曰く、（吾が道と老佛の道とは兩立すべからざるが故に）老佛の道を塞がなければ、吾が道流れず、老佛の

きは、凡そ何如なる處置と雖も其當を得ぬことはない、(佛家の衆生濟度を求むるに及ばず、)されば生きて此の世に在るときは、其情を遂げられ、死して後始末をなすときは、葬埋等の常道を十分に盡すことが出來、郊の祭を行ふときは、天神も納受ましまして其場に降り、廟の祭を行ふときは、祖先の靈も其供物を聞召し給ふ、

文法　「以之爲己」云云は上の「傳曰古之欲明明德於天下」云云を收め、「生則得其情」は上の「爲之衣、」爲之食、」「爲之醫藥」を收め、「死則盡其情」の二句は「爲之葬埋祭祀」の句を收む、○初めの四句の中、三句は同一の句法を用ひ、「以之爲天下國家」の一句に至つては之を變じ、長さ十三字に及ぶ、而して「愛而公」は暗に博愛の仁を寓し、「無所處而不當」は暗に行つて之を宜しうするの義を寓す、

曰斯道也何道也、曰斯吾之所謂道也、非向所謂老與佛之道也、堯以是傳之舜、舜以是傳之禹、禹以是傳之湯、湯以是傳之文武周公、文武周公傳之孔子、孔子傳之孟軻、軻之死、不得其傳焉、荀與揚也、擇焉而不精、語焉而不詳、由周公而上、上而爲君、故其事行、由周公而下、下而爲臣、故其說長、（第七大段の第三小段なり、道の來歴を叙す、）

訓義　〔何道也〕どの道であると云ふこと、〔斯〕是れ卽ちと云ふが如し、語氣極めて强し、〔向〕嚮に同じ、〔以是〕是の道を以てなり、〔不得其傳〕傳統者なきを云ふ、〔荀〕荀况、蘇東坡の荀卿論を看よ、〔揚〕揚雄、字は子雲、前漢の人、法言の作者〔擇焉不精〕焉は廣く道を指す、下句の焉も亦同じ、道の擇び方雜駁にして、其粹を得ざるなり、〔語焉不詳〕道を語ること踈略にして、綿密ならざるなり、〔由周公而上〕周公より以上なり、中に周公を含む、〔由周公而下〕孔孟を謂ふ、

り、

文法　「夫所謂先王之教者何也」の一句は大轉換の處にて、非常なる力あり、何となれば、第二段の「周道衰孔子沒」より以下、或は合せて老佛を擊ち、或は分つて老を擊ち、佛を擊ち、暫く原道の本問題を離れたるに、此に至つて、一問を設けて本題に復歸したればなり、但し此の一句のみなれば甚だ突出の嫌ひあれども、前段の結尾に於て「加之先王之教之上」の句あつて、脈絡を作り置きたるが故に、反つて自然の勢ひあり、○「博愛」以下の數句は、篇首の語を重複して全文を收めたる者にして、「其文」云云は上の傳なり經なり詩なり春秋なりを收め、「其法」云云は「爲之禮次其先後」云云を收め、「其民」云云は「古之爲民者」の一節を收め、「其位」の句は君子父子を收む、○九箇の「其」の字を用ひて六樣の句法をなし、前の「爲之」の二字を連用したるに對して平均を保つ、「其位」「其民」の二句は短し、「其位」の一句は長し、而して「其服」「其居」の二句短く其食の一句亦長し、

是故以之爲己、則順而祥、以之爲人、則愛而公、以之爲心、則和而平、以之爲天下國家、無所處而不當、是故生則得其情、死則盡其常、郊焉而天神假、廟焉而人鬼享、　第七大段の第二小段なり、先王の教への効驗を擧ぐ、

訓義　〔爲〕四個の爲の字は、治むると訓ず、〔順而祥〕順は穩當、祥は吉福、〔和而平〕溫和にして平靜、〔無所處而不當〕處は取料らうこと、何を取料つても道理にはまる、〔得其情〕人情として欲する所を遂ぐる、〔盡其常〕一定の情理を盡す、〔郊〕天を祭るの名、

講述　先王の道は以上のやうな實質であるから、此の教を以て一身を修むるときは、圓滿にてめでたし、（佛家の福田利益を祈るに及ばず、）此の教へを以て他人を治むるときは、慈愛あつて公平である、（佛家の平等は尊ぶに足らず、）此の教へを以て心を治むるときは、溫和で平靜である、（佛家の清淨寂滅を求むるに及ばず、）此の教へを以て天下國家を治むると

講述　孔子が春秋を著はし給ひけるとき、縱令ひ中國の諸侯たりとも、夷狄の禮を用ふれば夷狄として之を貶し、夷狄たりとも、中國の道に進めば中國として之を褒められたのである、經書に、夷狄には君主があつても、中國の君主なき場合に及ばないと、(夷狄には君があつても之を尊ばず、禽獸情態にあるを以て、深く之を惡みて云ふ、)詩經には、戎狄の二種は之を向ひ撃ち、荊舒の二國は之を責め懲らすと、斯のやうに古への聖人は夷狄を惡まれたのに、今や佛敎の如き夷狄の法を上へ引擧げて、中國先王の敎への上に置くは何事ぞや、されば中國の人民が、諸共に引連れて夷狄とならない程度は幾何であるか、殆んど皆夷狄に化し了るべし、

文法　先王之敎の四字は下段の伏線なり、

夫所謂先王之敎者何也、博愛之謂仁、行而宜之之謂義、由是而之焉之謂道、足乎己無待於外之謂德、其文詩書易春秋、其法禮樂刑政、其民士農工賈、其位君臣父子師友賓主昆弟夫婦、其服麻絲、其居宮室、其食粟米蔬果魚肉、其爲道易明、其爲敎易行也、第七大段の第一小段なり、先王の道を說明す、

講述　夫れ余が先王の敎と稱する所の者は何を指すかとなれば、博愛を仁と謂ひ、事を行つて宜しからしむるを義と謂ひ、仁義に附き隨つて動作するをば道と謂ひ、自己に完備して他に待つ所なきをば德と謂ふ、其文字としては詩經、書經、周易、春秋あり、(佛家の經文にはあらず、)其法は禮儀、音樂、法律、政治あり、(難行苦行にあらず、)其人民の階級に士農工商あり、(出家にあらず、)其位地は君臣なり父子なり師友なり主客なり兄弟なり夫婦なり、(人倫を去らず、)其衣服は麻なり絲なり、(袈裟を纏はず、)其住宅は普通の家屋、(寺院にあらず、)其食物は粟や米や野菜や果物や魚や獸肉、(腥を厭はず、)其道の性質は誠に呑込み易く、其敎への性質は誠に實行し易きものな

講述　書物に言つてあるには、古へに於て己れの明かなる德をば天下に赫赫として明かにせんと欲する者（明君）は、先づ第一に其國を治め、其國を治めんと欲する者は、第一に自分の家を齊へ、其家を齊へんと欲する者は、第一に自身を修め、其身を修めんと欲する者は、第一に己が心を正しうし、其心を正しうせんと欲する者は、第一に吾が意を誠にすと、斯くある以上、古へに於て心を正しくし又意を誠にすると謂へることは、行く行く國を治め天下を平かにするが如き仕事を爲さんが爲めである、然るに今や佛者は其心を治めんと欲すれども、聖人の道とは違ひ、反つて天下國家を度外に置き、天然自然の常道を滅し、茲に子の身分にてありながら、其父を父として家庭に孝を盡さず、茲に臣下の身分にてありながら、其君を君として仕へず、茲に人民の身分にてありながら、其當然爲すべき仕事として働かず、

文法　「外天下國家滅其天常」は、上の「棄而君臣去而父子禁而相生相養之道以求其所謂淸淨寂滅者」に應ず、

孔子之作春秋也、諸侯用夷禮則夷之、夷而進於中國則中國之、經曰、夷狄之有君、不如諸夏之亡也、詩曰、戎狄是膺、荊舒是懲、今也擧夷狄之法、而加之先王之敎之上、幾何其不胥而爲夷也、（第六大段の第二小段なり、佛敎は夷狄の道なるを論ず、）

大段落　以上を第六大段となす、佛を擊つ、

訓義　〔春秋〕魯の歷史にして、隱公より二百四十二年間の紀事なり、〔用夷禮〕春秋の僖公二十七年に、杞の桓公來朝せしを、杞子と爵を下げて記せり、左傳に、夷の禮を用ふ、故に子と曰ふと解す、〔進於中國〕穀梁傳の文公九年に、楚子、荻をして來聘せしむ、楚に大夫なし、其荻と曰ふは何ぞや、其我れに來るを以て、之を褒するなりとあり、〔經〕論語を指す、八佾篇に出づ、〔諸夏〕夏は大の意、〔詩〕魯頌閟宮篇の句、〔戎狄〕西戎と北狄、〔荊舒〕荊は楚の本號、舒は楚に近き國、當時共に中國の部に在らず、〔胥〕率ゐるなり、

ふ、〔王〕三王なり、禹湯文武を謂ふ、〔葛〕葛かたびら、
〔太古〕五帝の時代、

講述　帝と云ふと王と云ふと、其名號に於ては相違すれども、其聖人たる理由は同一である、譬へて云へば、夏は誰も葛の衫を著、冬は皮衣を用ひ、喉が乾いたとて水を飲み、腹が飢ゑたとて物を食ふは、其所爲は同じからざれども、其智慧である理は同一であると一般である、然るに今彼れの言に曰く、何故に太古のやうな無事の政治を行はないのであるかと、〔是れは老子が三王の生養的政治に反對して言ふ所なり〕右は丁度冬に皮衣を著て居るものを責めて、葛衫の方が樂であるのに、何故にさうせぬかと曰ひ、飢ゑて物を食つて居る人を責めて、水を飲む方が容易であるのに、何故さうせぬかと曰ふと同じことなり、

傳曰、古之欲明明德於天下者、先治其國、欲治其國者、先齊其家、欲齊其家者、先修其身、欲修其身者、先正其心、欲正其心者、先誠其意、然則古之所謂正心誠意者、將以有爲也、今也欲治其心而外天下國家、滅其天常、子焉而不父其父、臣焉而不君其君、民焉而不事其事、（第六大段の第一小段なり、）

佛敎の國家社會を破壞するを言ふ、

訓義　〔傳〕古く傳はりたる書物、此に擧げたる文句は大學の一節なるが、大學は舊と禮記の一篇にして、獨立の書に非ざるが故に、此文の傳は禮記のことなり、〔明德〕光輝ある德と云ふが如し、之を明かにすると云ふは、君主が其德を以て天下を感化するなり、朱子學者は、明德を、哲學的高尙の論を以て之を解すれども、今從はず、〔齊家〕一家を秩序的ならしむるなり、〔意〕心の發動を指す、〔有爲〕國を治め、天下を平かにする等のことを、爲すあると云ふ、〔欲治其心云云〕座禪心法などを指す、〔天常〕天倫常道なり、君臣、父子、夫婦、兄弟、朋友を指す、

而出於三代之後、而不見黜於禹湯文武周公孔子也、其亦幸而不出於三代之前、不見正於禹湯文武周公孔子也、』第四大段の第二小段なり、佛の人倫を無視し生養を害することを論ず、

大段落　以上を第四大段となす、佛を擊つ、

訓義　〔其法〕釋迦の法を指す、〔必棄而君臣云云〕俗縁を絶ちて出家すること、而は汝と訓ず、〔清淨寂滅〕清淨は、浮世と離れ、貪慾を止め、無垢潔白なること、寂滅は厭世を主とすること、〔三代〕夏殷周、

訓義　今彼れの法に曰ふ、是非とも汝の君臣關係を棄て、是非とも汝の父子の血縁を取り去り、汝の生存生活の方法を廢し、斯くて謂はゆる清淨寂滅の道を求めよと、（亂暴も亦甚しくはないか、）扨三代聖人の世より後に出でたるため、禹や湯や文王や武王や周公や孔子の諸聖人に、邪道として斥けられなかつたのは仕合せである、（主觀的より言へば）然りとて又三代の諸聖人より前に生れなかつたために、此等の諸聖人に其愚を正して貰つて、正道に歸することの出來なかつたのは不仕合せである、（客觀的より言へば）

文法　初の三句は而の字を連用して、句の字數は五七四の變を取り、以の字を以て上の三句を受く、論評の處は幸不幸の兩方より筆を下して此段を結ぶ、兩意雙收の法是れなり、

帝之與王、其號雖殊、其所以爲聖一也、夏葛而冬裘、渴飮而飢食、其事雖殊、其所以爲智一也、今其言曰、曷不爲太古之無事、是亦責冬之裘者曰、曷不爲葛之之易也、責飢之食者曰、曷不爲飮之之易也』第五大段なり、老子が聖人の時宜を辨ぜざるを駁す、

大段落　以上を第五大段となす、老子を擊つ、

訓義　〔帝〕五帝なり、伏羲、神農、黃帝、堯、舜を謂

りしならば、存立を得ないとの意味。）

文法　聖人の必要なる所以を點出して、前を解し後を孕む、○羽毛爪牙は前の「蟲蛇禽獸」に應ず、

是故君者出令者也、臣者行君之令而致之民者也、民者出粟米麻絲、作器皿、通貨財、以事其上者也、君不出令、則失其所以爲君、臣不行君之令而致之民、則失其所以爲臣、民不出粟米麻絲、作器皿、通貨財、以事其上、則誅。『第四大段の第一小段なり、古聖人の設けたる君臣關係を說く、』

訓義　〔所以爲君〕所以は俗に云ふ「わけあひ」、此れが爲め君であると云ふ筋、一言にして言へば資格、〔誅〕玉篇に罰とあり、必ず法を以て殺すことに非ず、

講述　生養の道を遂げ、人類の存立を得んが爲に、之が機關たる上下の天職がなくてはならぬ、それゆゑ君は命令を發する者であり、臣下は君の命令を施行して、人民の方に持ち行くものであり、人民は、或は農夫となつて粟や米や麻や絲を造り出し、或は工人となつて家具、厨具を作り、或は商人となつて貨財を融通し、其れを以て君上に奉公する者である、職掌此の如くなれば、君たる者、命令を發せざるときは、君たる資格に違ひ、臣下たる者、君の命令を施行して人民に持ち行かざるときは、臣下たる資格に違ひ、人民たる者、或は農產物を出し、或は器具を作り、或は貨財を運動して、其君上に奉公せざるときは、責罰を受くるのである、

文法　此の一小段は二節に分れ、初めより「以事其上者也」に至るまでは、君臣民三階級の職責を積極的に說きたる處にして、之を正說と曰ふ、「君不出令」より終りに至るまでは、職責に違ふ場合を說きたる者にして、消極的の筆なれば、之を反說と曰ふ、

今其法曰、必棄而君臣、去而父子、禁而相生相養之道、以求其所謂清淨寂滅者、嗚呼其亦幸

救うてやり、埋葬若しくは祭典を設けて、彼等の恩愛の情を發達してやり、禮式を設けて、彼等の尊卑長幼の次第をつけてやり、音樂を設けて、彼等の沈鬱の氣を霽らさせ、政治を設けて、彼等のおこたりなまける者を鼓舞し、刑罰を設けて、彼等の剛强にして防害をなす者を刈り除き、又彼等が互に詐僞を行ふことあるゆゑ、割符や印形や升や秤を作つて、僞りの行はれぬやうになし、彼等互に奪略を行ふことあるゆゑ、城壁や甲冑を作つて之を守る、凡べて斯う云ふ風に古への聖人は、害が來れば其備へをなし、禍ひが生ずれば其防ぎをなしたのである、

文法　生養は卽ち仁義の政なり、○「爲之君爲之師」より以下は相生養するの道を列擧せし者にて、「爲之」の二字を連用して十九樣の句法を變化す、

今其言曰、聖人不死、大盜不止、剖斗折衡、而民不爭、嗚呼其亦不思而已矣、如古之無聖人、人之類滅久矣、何也、無羽毛鱗介以居寒熱也、無爪牙以爭食也、

第三大段の第二小段なり、老子者流が生養の道に反するを論ず、

大段落　以上を第三大段となす、老子を擊つ、

訓義　〔聖人不死大盜不止〕莊子の胠篋篇に出づ、莊子は老子の學を祖とするものゆゑ、之を加へたるなり、〔其不思而已矣〕其の字は、「それ」と訓ずるときは「何と」と云ふが如く、又「如何にも」と云ふが如し、

講述　然るに今彼れの議論は斯うである、聖人が死せざる内は、大いなる盜賊の絶ゆることなし、〔是は、聖人が種種なる制度を設けたるが爲め、人民は惡智慧出でて、盜賊を行ふに至ると云ふ論旨、〕升を打割り秤をひしをるときは、始めて人民が爭はなくなると、扨ゝ如何にも淺はかの考へと云ふより外はない、もし古へに於て聖人が居なかつたならば、人の種類は夙に亡び失せて了つたのである、なぜならば、人類は、禽獸其他の動物のやうに、寒暑に抵抗すべき羽や毛や鱗や甲を持つて居らず、又食物の競爭をなすべき爪や牙を持つて居らぬからである、〔人の生存機關は動物に及ばぬゆゑ、聖人が種種の設備をなさゞ

斛權衡以信之、相奪也、爲之城郭甲兵以守之、害至而爲之備、患生而爲之防、第三大段の第一小段なり、古への聖人、民の爲に利を興し害を除きしを言ふ、

訓義 〔古之時〕三皇、五帝前後を謂ふ、〔聖人者〕者の字は無くとも通ずれども、聖人と云ふ、他と異りたる人物と云ふ意にて者の字を加ふ、〔然後〕始めてと云ふが如し、〔相生相養〕相は諸共の意、〔驅其蟲蛇禽獸〕是は堯の洪水の時、山林は皆動物の巢となり、人民の害多かりしを、益と云ふ人、命を受け、樹木を焚き、禽獸の害を除きたる史實を引きたるものなるが、其本づく所は孟子なり、〔爲之衣〕史に云ふ黄帝命元妃始教民蠶と、〔爲之宮室〕易に云ふ、上古穴居而野處、聖人易之以宮室と、〔爲之工〕易に云ふ、作結繩而爲網罟、以佃以漁、斲木爲耜、揉木爲耒と、〔贍〕たすと訓ず、〔爲之醫藥〕史記に云ふ、神農氏嘗百草、始有醫藥と、〔宣其湮鬱〕湮は塞がる、鬱は閉ぢるこもる、心氣の洩れずして面白くなきを謂ふ、〔率其怠勧〕怠勧は怠惰疲勞なり、率は之を誘勵すること、〔鋤其强梗〕梗は猛なり、鋤は鋤にて草を苅り取ること、手硬き奴を除くを云ふ、〔符璽斗斛權衡〕符はわりふ、璽は天子の印、玉にて造る、斗斛は升、權はふんど、衡は秤の棒、〔甲兵〕甲は鎧、兵は刀劍の類、

講述 古への時代に於ては、人類の害となる者が多くあつた、然るに幸ひにも、聖人と呼ぶ一種尊き御方が天子の位に立たれ、斯くあつてから、人民に生命を保し糊口を遂ぐる仕方を敎へ、人民の君となつて之を統べ、人民の師となつて之を諭し、人民の害をなす蟲や蛇や禽獸を逐ひ拂つて、人民を中央の好き處に居らしめ、人民が凍えて苦しむ所より、彼等の爲に衣服を設け、人民が飢ゑて苦しむ所より、彼等の爲に食物を作り、彼等が木の上に鳥の巢のやうなる物を搆へて住居となせば、時として風などに吹かれて地の上に墜落することあり、又土中に穴居の生活を營めば、濕氣の爲に病氣に罹る所より、彼等の居るべき家屋を造り、彼等の爲に工藝を設けて、其器具を備へてやり、彼等の爲に商賣を設けて、有る物と無き物とを融通してやり、醫者や藥を設けて、彼等の早死を

『不窮且盜也』第二大段の第三小段なり、老佛坐食の害を論ず、

大段落　以上を第二大段となす、老佛の徒の儒教を亂ることを論ず、

訓義　〔古之爲民〕之の字は「において」の語氣、

講述　古へに於ては、人民として成立して居つたものは士(儒)農工商の四種であつた、今に於て、人民として成立して居るものは士、農、工、商、道士、僧侶の六種である、古へに於ては、敎導を行つたものは四民の中の一(士卽ち儒)を占めて居つたが、今に於ては、敎導を行ふもの、六民中の三(儒老佛)を占めて居る、されば、農業に從事して居る家は一軒であるのに、其作る米を食ふものは六軒、工業に從事して居る家は一軒であるのに、其製する器具を用ふる家は六軒、商業に從事する家は一軒であるのに、其物品を需用する家は六軒ある割合である、斯く少數の供給者を以て多數の需用者に應じ、且つ其中の三種は坐食にして、何物をも供給せざることであるから、如何にして人民(農工商)は、困窮に陷り、其困窮に陷る所から盜賊を働かずして居られようや、

文法　老佛が人民の生業に防げあることを論じ、下の聖人の政が生養を主とすることを起す、

古之時、人之害多矣、有聖人者立、然後敎之以相生相養之道、爲之君、爲之師、驅其蟲蛇禽獸、而處之中土、寒然後爲之衣、饑然後爲之食、木處而顚、土處而病也、然後爲之宮室、爲之工、以贍其器用、爲之賈、以通其有無、爲之醫藥、以濟其夭死、爲之葬埋祭祀、以長其恩愛、爲之禮、以次其先後、爲之樂、以宣其湮鬱、爲之政、以率其怠勸、爲之刑、以鋤其强梗、相欺也、爲之符璽斗

惟怪之欲レ聞、　第二大段の第二小段なり、儒者の佛老に同化することを嘆ず、

訓義　〔老者曰孔子吾師之弟子也〕史記に、孔子問ニ禮老聃ニとあるより、老子教徒即ち道家は附會の說を作り、孔子を稱して太極上眞君と曰ふ、〔佛者曰孔子吾師之弟子也〕困學紀聞に出づ、補注に曰く、偉文瑣語に云ふ、陳耀文の天中記に、唐の僧法琳の破邪論を引いて云ふ、佛、三弟子を震旦(支那)に遣はして教化せしむ、儒童菩薩は彼れに孔丘と稱し、光淨菩薩は彼れに顏回と稱し、摩訶迦葉は彼れに老子と稱すと、〔亦曰吾師亦嘗師之云爾〕孔子家語に曰く、孔子謂ニ南宮敬叔ニ曰、吾聞老聃博レ古知レ今、通ニ禮樂之原ニ、明ニ道德之歸ニ、則吾師也、今將レ往矣と、〔誕〕虛妄不實、〔筆之〕筆の字は、之を活用して記するの意となす、〔惟怪欲聞〕怪はめづらし、之は「をば」と云ふが如き語調、

講述　老子の道を學ぶ者は、尊大に構へて云ふ、孔子は元來吾が教祖なる太上老君の弟子であると、佛教徒も亦傲然として云ふ、孔子は實に吾が祖師なる釋迦如來の弟子であると、彼等の立場より斯く言ふのは猶恕すべきであるが、吾が孔子の道を修むる者の態度こそ、奇怪とや曰はん、老佛者流の說を聞き慣れて、次第に其本領を失ひ、其說の出放題であることを面白く思ふ所より、遂に自ら孔子の道を小さくして仕舞ひ、佛老者流と一樣に、吾が師孔子も、やはり以前老子を師となされたことがあると曰ふに至る、それも只口に出して之を言ふばかりでなく、之を書物に記載して居る、扨も痛ましいことである、後世の人は、仁義道德の說を聞きたく思ふとも、儒者は此のやうな不見識の人のみであるから、何と誰れに就いて之を求むべきであらう、餘りと云へば餘りである、世人が奇怪を好む程度は、道理の本をも探らず、道理の末をも尋ねず、一途に奇怪の事をば聞かんと欲することは、

文法　「好怪」は「樂其誕」を承く、

古之爲レ民者四、今之爲レ民者六、古之教者處ニ其一ニ、今之教者處ニ其三ニ、農之家一、而食レ粟之家六、工之家一、而用レ器之家六、賈之家一、而資レ焉之家六、奈ニ之何ニ民

す、

講述　周の王道衰へ、而も道の化身とも云ふべき孔子の歿せられしより、只さへ道が明かでなくなつた處、之に加へて、秦の世には、六經を首め、其他の書を焚き、漢の時には、黄帝、老子の道が流行し、晉宋魏隋齊梁の世には、佛法勢ひを得、此の間の時代に於ては、道德仁義のことを言ふものは、楊子の學派に入らなければ墨子の學派に入り、墨子の學派に入らなければ、老子の道に入り、老子の道に入らなければ佛の敎に入るとやうに、何か異端の說に入らぬものはなく、此等の異端に入れば、必ず吾が儒の正道を出づることであるが、彼の異端に入りしものは、其入りたる道を尊敬すること主人の如く、此の吾が正道を出でたるものは、又其出でたる道を輕蔑すること奴隷の如く、入りたる方の道には、飽くまでも固著し、出でたる方の道をば、汚れたりとて之を排斥する有樣である、扨も傷ましいことである、後世の人が仁義道德の說を聞きたく思ふとも、何處を見ても異端の人のみであるから、誰に就いて之を聽き取らうや、

文法　「孔子沒」の三字を以て、正道の闇黑となりし原因を掲ぐ、其下の「火于秦」云云の三句は、火の字を活用して書を焚きたる事を述べ、又黄老とのみ書して、其學の行はれたることを敍し、佛の字も亦然り、此の如くにして句法簡古となる、○作者は楊墨老佛を並擧すると雖も、其重んずる所は老佛なり、故に老佛は主にして、楊墨は客なり、○此處も亦三字句と四字句とを用ひたる後に十字句を下す、句の長短に法則あり、

老者曰、孔子、吾師之弟子也、佛者曰、孔子、吾師之弟子也、爲孔子者、習聞其說、樂其誕而自小也、亦曰、吾師亦嘗師之云爾、不惟擧之於其口、而又筆之於其書、噫後之人雖欲聞仁義道德之說、其孰從而求之、甚矣人之好怪也、不求其端、不訊其末、

じ之を惡口したのは、其見解が小さかつたからである、井の底に坐して天を見て、天は小さいものであると云ふのは、天が小さいのではなく、己れの見方の小さい故である、老子の仁義を小さく思ふのも此の譬へと同じことであつて、彼れは仁が博愛と云ふことを知らず、息を吹きかけて物を温むるやうな、區區たる愛憐を仁と心得、義が行つて之を宜しうすると云ふ事を知らず、自立孤立の主義を義と心得たのである、さすれば仁義を小さいと思ふのも亦尤もの次第である、又彼れが道と稱する所の者は、彼れ自身が道であると認めたる所を道と定めたので、吾が道と名づくる者とは違へり、彼れが德と稱する所の者は、彼れ自身が德であると認めたる所を德と定めたので、吾が德と名づくるものとは違へり、凡そ吾が指して云ふ道德とは、仁と義とを合せて言ふのである、天下一般の公論である、老子の指して云ふ道德は、仁と義とを取り除けて言ふのである、一個人の私説である、

文法　此の一小段は三節に分れ、初めには老子の仁義を卑く解するを言ひ、中間には老子と儒者と道德に就いて見解の異なるを言ひ、終りには其異なる所以と是非の在る所とを言ふ、

周道衰、孔子沒、火于秦、黄老于漢、佛于晉宋魏隋齊梁之間、其言道德仁義者、不入于楊、則入于墨、不入于墨、則入于老、不入于老、入于佛、入于彼、必出于此、入者主之、出者奴之、入者附之、出者汙之、噫後之人、其欲聞仁義道德之說、孰從而聽之、（第二大段の第一小段なり、世人の儒を棄て異端に從ふことを嘆ず、）

訓義　〔火于秦〕秦の始皇が李斯の建議を採り、天下の書を焚きしこと、〔黄老〕黄帝と老子、老子の道は黄帝に本づく、〔楊墨〕楊朱と墨翟、共に戰國時代の人、楊子は爲我主義にして、墨子は兼愛主義なり、〔彼此〕彼は楊墨老佛を指し、此は孔子の道卽ち儒敎を指

たしむ、

老子之小仁義、非毀之也、其見者小也、坐井而觀天曰天小者非天小也、彼以煦煦爲仁、孑孑爲義、其小之也則宜、其所謂道、道其所道、非吾所謂道也、其所謂德、德其所德、非吾所謂德也、凡吾所謂道德云者、合仁與義言之也、天下之公言也、老子所謂道德云者、去仁與義言之也、一人之私言也』第一大段の第二小段なり、老子の仁義に對しては偏見にして、道德に對しては自我なることを論じ公論に非ざるを言ふ、

大段落　以上を第一大段となす、仁義道德の意義を明かにす、

訓義　〔老子〕姓は李、名は耳、字は聃と云ふ、史記に載すること此の如し、然れども其實、姓は老にして、名は聃なるが如し、周の守藏の吏たり、周の衰へたるを見て去り、函谷關を過ぎたるとき、關尹子の求めに應じて、道德經五千言（字）を著す、今傳はる所の老子是れなり、其道は虛無を主とす、〔小仁義〕老子に曰く、大道廢有仁義と、又曰く、絕仁棄義、民復孝慈と、〔煦煦〕息を以て物を溫むること、僅かの惠みを謂ふ、〔孑孑〕特立の形容、偏屈に己れの意見を守り、獨立すること、〔宜〕然るべき筈、尤も千萬、〔道其所道〕老子曰く道可道非常道と〔德其所德〕老子曰く上德不德、是以有德と〔天下の公言也〕君子の道にして吉德なるを道德とする解釋、〔一人之私言也〕小子の道にして凶德なるを道德とする解釋、蓋し作者の意は、道德は虛位なるが故に老子の如き道德もあることとなれども、仁義を合せて道德と云ふの說は、即ち作者の下せし定義は公論なりと云ふに在り、然れども公論たる理由を示さざれば、水掛論たることを免れず、論理上不完全の處あり、

講述　老子が仁義を小さいものとして、之に反對

うにするなり、〔由是而之焉之謂道〕是と云ふは前の仁義を指す、之と云ふは目的に向ふなり、〔道有君子有小人〕前に道と云へるは我が儒教の道を指せしものなれども、一體道は人の踏み行く筋なれば、人に由つて異なり、横道や惡き道を行くものもあり、〔徳有凶有吉〕前に徳と云へるは我儒教の徳を指せしものなれども、一體徳は得にして、身心に得て吾が物となる事なれば、得る所の物に隨つて吉もあれば凶もあり、吉は善、凶は惡なり、吉凶は善惡の結果なるを以て、之を代用せしなり、

講述　範圍を限ることなく、博く人を愛することが仁と謂ふものである、何事によらず之を行つて當を得るやうにすることが義と謂ふものである、仁義の在る處に從つて踏み行く、其道筋が道と謂ふものである、此の仁義が實行を重ねて習慣性となり、自己に具足して、外より何物の力をも借らざる分量が徳と謂ふものである、但し仁義、道徳と竝べて稱すれども、此の中、仁と義とは實際の行爲を指すものであるから、一定の名稱であつて、誤認されたり濫用される懸念はないが、道と徳とは、本と道筋とか獲得とか云ふ意味に過ぎないから、道は如何なる方向にも取られ、徳は何物を得ることにも解せられ、つまり虛體の場所である、それゆゑ、道に君子の道もあれば又小人の道もあり、徳に凶徳もあれば又吉徳もある、

文法　仁義の二字は、單に「博愛」又は「行而宜之」と云ふが如き意味に止まらざるに、今殊更に高尙の解釋を避けて卑近なる定義を下したるは、佛老の出世間的にして無爲なるに對して、儒者の世間的にして有爲なることを主張せんが爲に、抽象的の意義を說かずして、「博愛」と曰ひ、「行而宜之」と曰ふが如き、現實の性質を擧げたるなり、○道徳と仁義とを區別して、道と徳との虛位なることを辯じたる所以は、仁義は儒者の專稱にして老子の排斥する所なれば、固より疑似の憂なしと雖も、道徳の二字は彼れも之を用ひ、我れも又之を用ひ、共通に屬するが故に、始めより區別を立て置くべき必要あればなり、○「君子」は暗に後の「聖人」を伏し「小人」は暗に老佛を伏す、○起手の第一句は五字、次の句は七字、次は八字、次は十字にして、四句四樣なり、已に十字の長句を用ひたるが故に下に六字句を用ひ、長短の平均を保

直廣大の心から、英と優れ華と立派で、押しの張り力の鋭い氣を發したる者であつて、筆の勢ひは、之に向ひ得るものなく、天をも照す所の光焔がある、學者此の樣な文章を會得するときは、經義(經書の解説)を作り、策(政治の方案)を作るに於て、大名を天下に擅にすることの出來るのは必定である、

原道　韓文公

講題　原とは本原の意味を推すと云ふことにして、易の原始要終の語に本づく、其文體は議論に屬す、韓文公の文に、原を以て題に冠するもの五篇あり、卽ち本篇及び原性、原鬼、原人、原毀等是れなり、但し原道は、老佛の謂はゆる道に對して、眞正の道の原義を推論して人に示したるものにして、韓文公一生の學問を發揮したる文也、眞正の道を明かにせんと欲せば、先づ似て非なる道を破らざるべからず、故に此の篇、力を極めて老佛を排するのみ、然るに古來往往手段を看誤つて目的となし、原道は老佛を排する主意なるが如くに解するものあり、茅鹿門の如きも亦然り、是れ文の結構に熟せざるが故なり、

大旨　道德とは、仁義により、仁義を有するを謂ひ、實際的、有爲的にして現實平正、人類の生養を以て主となすことを論ず、

博愛之謂レ仁、行而宜レ之之謂レ義、由レ是而之レ焉之謂レ道、足二乎己一無レ待二於外一之謂レ德、仁與レ義爲二定名一、道與レ德爲二虛位一、故道有二君子一有二小人一、而德有レ凶有レ吉、第一大段の第一小段なり、仁義道德の意義を解說す、

訓義　〔博愛之謂仁〕國語中の周語に、博愛二於人一爲レ仁の語あり、此の句の本づく所なり、誰れ彼れとなく、普遍に人を愛すること、〔行而宜之之謂義〕中庸及び禮記の表記篇に、義者宜也とあるに本づく、何事によらず行ふ上に於て、其事の丁度よき處に叶ふや

賢人を惡口に及び、馬鹿でありながら自分で善いとするのを見て、考へたには、古への先聖王は、一として手本とするの價値なしと、元來荀子は、一時愉快の議論を立てたのみで、其禍が此に至らうとは思はなかつたのである、それを李斯は知らずに、荀子の眞面目と心得た次第である、此に人あつて、其父が人を殺して仇を打ちたりとせんに、其子は、其仕業のみを見習ひ、追剝を行はうとするに至る、荀子は王道を明かにし、禮樂を述べたるにも似ず、其弟子の李斯が、其學以て天下を亂り、矛盾の行動に出でたのは、全く荀子の高談異論が李斯を刺激したのである、

文法　「其高談異論有以激之也」は一篇の結案にして、主意の歸宿する所なり、

孔孟之論、未嘗異也、而天下卒無有及者、苟天下無有及者、則尙安以求異爲哉、』

大段落　以上を第三大段となす、主客を合せ論ず、

講述　孔子、孟子の論は、初めより普通の理由に異ならず、斯く平平凡凡なれども、天下に於て卒に之に及ぶものがない、苟くも天下に及ぶものがないとすれば、其上に何も異なつたことを求むるに及ばうや、

文法　孔子を以て起り、孔子を以て結ぶ、○結句は韓退之の諱辯に似たり、

文章軌範卷之四（相字集）

小心文

此集文章、占得道理强、以淸明正大之心、發英華果銳之氣、筆勢無敵、光燄燭天、學者熟之、作經義、作策、必擅大名於天下、

講述　此の集に載せてある文章は、道理を占め持つて居ることが手強く、淸潔明白にして正

夫子之六經、烹滅三代之諸侯、破壞周公之井田、此亦必有所恃者矣』、第二大段の第三小段なり、李斯の暴擧は恃む所ありしを言ふ、

訓義 〔顧忌〕誰れか譏りはせぬか、攻めはせぬかと、振向いて用心し、憚つて差扣ふること、〔有所存〕禮樂刑政を指す、〔烹滅〕烹殺するなり、〔井田〕方一里を一井となす、其田九百畝、中に井の字を畫し、略して九區となす、一區の內を田百畝となし、中百畝を公田となし、外八百畝を私田となす、八家各私田百畝を受けて、同じく公田を養ふ、是れ九分にして、其一を稅するなり、

講述 今夫れ小人が惡事をなすのですらも、猶必ず氣がねをなし、氣ぶせき所あり、之が爲め夏や商の亡びしとき、桀王、紂王の殘暴なりしに拘はらず、先王の法度禮樂刑政は、猶絕え亡びて調ぶること出來ざるまでに至らなかつたが、是れ桀紂のやうな惡虐の君主と雖も猶遺せし所のものがあつて、盡くは廢しなかつたのである、然るに彼の李斯と云ふ男は獨り奮つて顧みず、孔子の手を入れられたる六經を焚き棄て、三代以來の諸侯を打滅ぼし、周公の立てたる井田の制度を破壞した、彼れが此の所行をなしたのは、恃む所があるからであつた、

文法 「此亦必有所恃矣」は蘇氏の常頓句法、

彼見其師歷詆天下之賢人、以自是其愚、以爲古先聖王皆無足法者、不知荀卿特以快一時之論、而不自知其禍之至於此也、其父殺人報仇、其子必且行劫、荀卿明王道、述禮樂、而李斯以其學亂天下、其高談異論有以激之也』、第二大段の第四小段なり、李斯の恃む所は荀子の異說なるを言ふ、

大段落 以上を第二大段となす、荀子の異論を立てたる結果を論ず、

講述 彼れ李斯は、其師の荀子が片端から天下の

之人如此其衆也、仁人義士如此其多也、荀卿獨曰、人性惡、桀紂性也、堯舜僞也、由是觀之、意其爲人必也剛愎不遜、而自許太過、彼李斯者又特甚者耳、第二大段

の第二小段なり、荀卿の異說高論の極端が李斯となりしを言ふ、

訓義 〔亂天下者子思孟軻也〕荀子の非十二子篇に見ゆ、〔人性惡〕荀子の性惡篇に見ゆ、〔剛愎不遜〕剛情にして根性拗け、無遠慮千萬なること、

講述 荀子と云ふ人は、兎角好んで異說を立てゝ抑へ目にすることなく、押切つて高尚なる論を吐いて頓著せぬ人である、其言ふ所は、愚人は未だ聞きもせぬ新奇の說なるが爲に驚き、小人は自分が口實を設くるに都合よき爲に喜ぶ所である、其一例を示さんに、子思や孟軻は、世間にて謂ふ賢人君子である、それに荀子は唯獨り、天下を亂るものは子思、孟軻であると曰つた、天下の人は、この樣に夥しくあり、其中に仁人義士は、この樣に多數である、それに荀子唯獨りは、人の生れつきは惡であつて、桀紂の暴虐は天性のまゝ、堯舜の仁義は僞りであると曰つた、是れに由つて觀ると、察する所、其人となりは、必ず剛情にて人と反對し、謙遜の精神なくして、自分免許の太だ過ぎて居つた人である、彼の李斯は同じ模型にて、一層極端と云ふばかりである、

文法 荀卿より李斯に說き及ぶ、是れ順說なり、○荀卿より李斯に至る處は、只最後の一句、前に桀紂を說く處、數行の後始めて李斯に入る、文家離合の筆なり、○「小人之所喜」は上の「非常可喜之論」に應ず、

今夫小人之爲不善、猶必有所顧忌、是以夏商之亡、桀紂之殘暴而先王之法度、禮樂刑政、猶未至於絕滅而不可考者、是桀紂猶有所存而不敢盡廢也、彼李斯者、獨能奮然而不顧、焚燒

ふ事を觀究むる外はない、夫子の考へられたるは、後世必ず吾が說をば、平凡であつて行ふに足らぬと思ふものあらん、其結果、必ず其說を竊んで不義を行ふものあらんと、之が爲に其言は平たくして高からず、易くして難からず、正直にして邪ならず僻せず、敢て普通と懸け違ひ、面白く感ずるやうな議論をなされず、何百千年たつても、易へ得られぬことを主とせられたのである、

文法　此處は、天下を憂ふるの深意を十分に說明せしものなり、

昔者嘗怪李斯事荀卿、既而焚滅其書、盡變古先聖王之法、於其師之道、不啻若寇讎及今觀荀卿之書、然後知李斯之所以事秦者、皆出於荀卿而不足怪也、（第二大段の第一小段なり、李斯の罪が荀卿に出づるを言ふ）

訓義　〔李斯〕李斯は始め郡の小吏たり、後に荀子に從ひ、帝王の術を學んで秦の相となり、建議して、民間に在る儒書並に諸子百家の書を焚きし人なり、〔其書〕荀子の學源たる所の書籍、卽ち六經、

講述　從前より不思議に思つて居たことは、李斯が、師として荀子に事へしことありながら、其後に至り、其師の學問に屬する書物を焚き亡ぼし、一切古への聖王の立て給ひたる法を變革し、其師の道に對すること、仇敵も啻ならざりし一事であつた、然るに今荀子の著したる荀子を讀む段となつて、始めて李斯が秦に仕へた道口は、皆荀子に出でたものであつて、何の不思議もないことを知つた、

文法　荀子の異說を立てしことを論ぜんとして、先づ門人の李斯より說き入る、是れ逆說なり、

荀卿者、喜爲異說而不讓、敢爲高論而不顧者也、其言愚人之所驚、小人之所喜也、子思孟軻世之所謂賢人君子也、荀卿獨曰、亂天下者、子思孟軻也、天下

居ることで、別段耳新しい理窟や高尚な議論があるわけでなく、實行の點に至つては、聖人でも行ひ盡されない程のものがある、(孔子の御心は斯うである)扨も扨も是れで十分である、後の世に能く吾が説いた所を行ひ盡すものがあつたならば、聖人となるのも困難の業ではない、縦令ひ行ひ盡すことが出來ないとしても、過失のない人となるだけは出來ると、

子路之勇、子貢之辯、冉有之智、此三者皆天下之所謂難能而可貴者也、然三子者、毎不爲夫子之所説、顔淵默然不見其所能、若無以異於衆人者、而夫子亟稱之、『第一大段の第三小段なり、孔子の門人に對する仕方を擧げて上文を證明す、』

講述　子路の勇や、子貢の辯や、冉有の智や、此の三つのものは、天下に於て何人も出來難いことであつて、貴重すべき能力があると謂はるゝものである、然るに此の三人は毎も孔子に悦ばれたことなく、反つて顔淵は口を閉ぢ、默然として居つて、己れの才能を外面に見はさず、一寸見れば尋常普通の人と違つた所がないやうである、それに孔子は度度顔淵のことを稱譽せられた、

且夫學聖人者、豈必其言之云哉、亦觀其意之所嚮而已、夫子以爲後世必有不足行其説者矣、必有竊其説而爲不義者矣、是故其言平易正直而不敢爲非常可喜之論、要在於不可易也、『第一大段の第四小段なり、孔子の懸念を言ふ、』

大段落　以上を第一大段となす、孔子の異論を立てざりしを言ふ、

講述　其上、聖人を學ぶと云ふことは、何で其言はれし言のみを學ぶことを意味さうや、之と同時に聖人の言はれたる主意が如何なる點に向つて居ると云

過に飛び抜けたる議論をなす、〔先王〕古代の聖王、堯舜禹湯の如きを指す、

講述　自分は嘗て孔子世家を讀み、其れに載せてある孔子の言語や文章を觀たるに、循循然と筋目がたつて、何れにも法則があり、押切つて不節制の大言や飛抜けたる高論をなすことなく、何言によらず、先王が斯う云はれたとて、根據とする所がある、斯くて後、始めて聖人が斯くまで天下の爲を憂慮なしゝかと、其心配の深かつたことを知つたのである、

文法　「不敢放言高論」は下の「平易正直」を伏し、下の「高談異論」と對照せしむ、〇此の文は、荀子が異説を立てたることを論ぜんとするが爲に、先づ孔子の異説などを立てざることを掲げて、荀子の失を示す、卽ち「不敢放言高論」は、荀子を破る一本矢とも謂ふべきものである、〇天下を憂ふるを以て、下の李斯の禍ひを照すの鏡となす、

茫乎不レ知二其畔岸一、而非レ遠也、浩乎不レ知二其津涯一、而非レ深也、其所レ言者、匹夫匹婦之所二共知一、而所レ行者、聖人有レ所レ不レ能レ盡也、嗚呼是亦足矣、使後世有能盡二吾說一者、雖レ爲二聖人一無レ難、而不レ能者、不レ失レ爲二寡過一而已矣、『第一大段の第二小段なり、前文を詳說し、規矩あるの效を述ぶ。』

訓義　〔茫乎〕廣くしてかすかに見ゆる、〔畔岸〕畔は田のあぜ、假りに分界線の意を用ふ、岸は川のきし、〔浩乎〕水のだだびろく流るゝ形容、〔津涯〕津は渡し場、涯は水際、〔使後世〕使は「若」の意に解すべし、此の如く使の字を用ふることは、東坡の筆癖なり、

講述　孔子の道を譬へて見れば、河や海のやうであつて、茫乎として何處が界やら、何處が岸やら、見分けかぬれど、さりとて遠いのではなく、浩乎として何處が渡し場やら、水際やら見分けがつかぬが、さりとて深いのではないと同じことである、其言はれた所のものは、匹夫匹婦、卽ち下賤の男女でも共に知つて

さすれば其禍ひは大きい、仲尼は深く之を心配せられたから、幸ひ戎の方から來たまゝに會と書かれたのであるが、孔子の考へは斯うである、此んな風で十分であると、是れ治めざるを以て、深く之を治めんとせられたのである、

文法　「以不治深治之」は篇首に應ず、

由是觀之、春秋之疾戎狄者、非疾純戎狄也、疾其以中國而流入於戎狄者也、』

大段落　第四大段なり、第二大段の疑案を決す、

講述　是れに由つて觀察するときは、春秋に於て夷狄を疾む精神は、純粹なる夷狄を疾むのではなく、中國でありながら、流れて夷狄に入るものを疾むのである、

荀卿論　蘇東坡

講題　荀卿とは、謂はゆる荀子なり、名は況、時人尊んで卿と稱せり、趙の人年五十にして始めて齊に遊び、三たび祭酒となる、（祭酒は長老なり）齊人之を讒するものありしかば、去つて楚に往く、春申君用ひて蘭陵の令となす、因つて其地に任せり、李斯、韓非の二人、其門に出づ、孟子以後の大儒なり、性惡説及び非十二子を以て、後世より非とせらる、此の二篇は、其著荀子に在り、

大旨　李斯の如き儒道破壞の大罪人が門下より出でたるは、荀子が奇説異論を好みたる結果なるを言ふ、

嘗讀孔子世家、觀其言語文章、循循然莫不有規矩、不敢放言高論、言必稱先王、然後知聖人憂天下之深也、』第一大段の第一小段なり、聖人の深慮あるを言ふ、

訓義　〔孔子世家〕史記に在り、〔循循然〕次第順序ある貌なり、〔規矩〕規はぶんまはし、矩は曲金、法則を謂ふ、〔放言高論〕無責任不謹愼の言をなし、世間普

潜に於て戎と會合せりと、是れで見ると、夷狄と會合したる隱公は何等貶することなく、而して戎は會合しても宜しとせし次第であるが、是れに限つては何ういふわけか、一體戎が中國會合の禮式を以て公と會合せざりしことは、知れ切つた事である、（中國會合の禮式を用ひなかつたとすれば、即ち夷狄の禮式を用ひたわけであるが、其夷狄の禮を用ひた隱公をば少しも貶せずして、やはり公と書いてあるのは不思議である、）右は學者が深く研究をなし、其理由を知らんとする所である、故に何休の說に、王者は夷狄を治めず、戎を錄するは、來る者は拒まず、去る者は追はざるなりと曰ふなり、

夫以戎之不可以化誨懷服也、彼其不悍然執兵以與我從事於邊鄙固亦幸矣、又況知有所謂會者而欲行之、是豈不足以深嘉其意乎、不然將深責其禮、彼將有所不堪、而發其暴怒、則其禍大矣、仲尼深憂之、故因其來而書之以會、曰若是足矣、是將以不治深治之也、』第三大段の第二小段なり、詳かに主意を說明す、

大段落　以上を第三大段となす、「以不治治之」を說明す、

訓義　〔化誨懷服〕感化訓誨と懷柔服從、〔悍然〕あらあらしく、〔執兵〕兵は武器、〔從事〕戰ふなり、〔仲尼〕春秋の著者孔子の字、

講述　戎が敎へ諭したり懷け從へられぬ點よりすれば、彼れが猛々しく武器を執つて、我れと國疆に軍でも始めぬのは、まだしも仕合のことである、其れにましてや、殊勝にも會と云ふものがあるのを知つて、之を行はふとするのは、是れ其志を嘉すべきではないか、若しさうでなく、其禮をやかましく言ひ、是非とも中國の通りにさせようとするときは、彼れはとても堪へられないで、恐ろしい怒りを發するであらう、

其不純者、不足以寄其褒貶、則其純者可知矣、故曰、天下之至嚴而用法之至詳者莫如春秋、

第二大段の第四小段なり、疑ひを決す、

大段落　以上を第二大段となす、春秋が中國と夷狄とに就いて待遇を分つことを言ふ、

訓義　〔私〕偏頗なり、最屓なり、〔偏疾〕一方のみを憎む、〔不純者〕齊、晉、秦、楚を指す、〔純者〕中國又は夷狄の純粋なるもの、〔不足〕恐らくは足るの誤、

講述　是れ春秋の著者が、齊、晉のみを最屓して、秦、楚を片ずんで惡むわけではない、中國には、一日たりとも背いてはならず、夷狄には、一日たりとも傾いてはならぬと云ふことを示されたのである、其中國として齊、晉のやうに純粋でないもの、夷狄として又秦、楚のやうに純粋でないものでも、褒貶を含ませるに十分なる以上は、純粋の中國と夷狄とに於て、中國を褒め夷狄を貶すは猶更のことである、それ故に予は、天下中の至極嚴重にして、法則を用ふることの至つて嚴密なるものは、春秋ほどの者なしと申すのである、

文法　此の處に於て、前の疑ひを決せり、

夫戎者、豈特如秦楚之流入於夷狄而已哉、然而春秋書之曰、公會戎于潛、公無所貶、而戎爲可會、是獨何歟、夫戎之不能以會禮會公亦明矣、此學者之所深研而求其說也、故曰、王者不治夷狄、錄戎、來者不拒、去者不追也、

第三大段の第一小段なり、純粋の夷狄を貶せざる理由を解く、

訓義　〔潛〕地名、〔戎爲可會〕會しても差支へなしとする、〔會禮〕中國の諸侯の會合の禮、

講述　戎と云ふ民族は純粋の夷狄であるから、どうして秦や楚が夷狄に流れ込んだ位のものであらうや、さうであるのに、春秋に書いてあるのには、公が

なる夷狄までには至らない、

文法　「未能純爲中國也」を以て一扇とし「未至純爲夷狄也」を一扇とし、下段各分つて之を承く、亦雙關法を用ひたるなり、

齊晉之君、不能純爲中國、而春秋之所與者常在焉、有善則汲汲而書之、惟恐其不得聞於後世、有過則多方而開赦之、惟恐其不得爲君子、秦楚之君、未至於純爲夷狄、而春秋之所不與者常在焉、有善則累而後進、有惡則略而不錄、以爲不足錄也、

第二大段の第三小段なり、疑ひを點ず、

訓義　〔與〕許す、〔汲汲〕取急ぐ貌、〔開赦〕開は解き放す意、〔累〕つみかさなる、〔錄〕書き留むる、

講述　齊、晉の君とて、純然中國的であることが出來ぬのに、春秋に於て資格を許す所のものは、常に齊、晉の二國に在り、此の二國に善事あれば、取急ぎて之を書き、只管其善事が後世に傳はらないことを氣遣ひ、過ちあれば、手段を盡して辯解を立てゝやり、偏へに彼れが君子とならざることを氣遣ふと云ふ有樣である、其秦、楚の君とて、純然夷狄的であるまでには至らないのに、春秋の許さゞる所のものは、常に此の二國に在り、此の二國に善事あれば、其れが幾つも積みかさなつてから、始めて格を上せて春秋に書き留め、惡事あれば、略して書き載せない、是れは彼れ夷狄であつて、固より野蠻なれば、惡事をするも當然の事であるから、書き載する價直なしとの考へに因るわけである、

文法　此の處、前の雙扇を承けたり、

是非獨私於齊晉、而偏疾於秦楚也、以見中國之不可以一日背、而夷狄之不可以一日嚮也、

講述　一體天下中で、此上もなく嚴重で、法則を適用することの極々綿密なるものは、春秋に及ぶものはない、凡そ春秋の中に、公と書いたり侯と書いたり、字を書いたり名を書いたりして、其君が諸侯であることが出來、其臣が大夫であることが出來るものは、何れも皆齊と晉との兩國（中國）である、さもなければ、齊、晉の仲間の國である、又春秋に州と書いたり、國と書いたり、氏と書いたり人と書いたりして、其君が諸侯であることが出來ず、其臣が大夫であることが出來ないものは、何れも皆秦と楚との兩國（夷狄）である、さもなければ、秦、楚の仲間の國である、

文法　先づ中國は春秋の尙ぶ所にして、夷狄は中國の賤む所なることを示し、下の疑問を起す素地を作る、

夫齊晉之君所以治其國家、擁衞天子、而愛養百姓者、豈能盡如古法哉、蓋亦出於詐力、而參之以仁義、是齊晉亦未能純爲中國也、秦楚者亦非皆貪冒無恥、肆行而不顧也、蓋亦有秉道行義之君焉、是秦楚亦未至於純爲夷狄也、　第二大段の第二小段ない、夷狄と中國と、實際大差なきを言ふ、

訓義　〔擁衞〕とりまきまもる、〔古法〕古代聖人の法度、〔詐力〕權謀術數、〔參〕加味するなり、〔貪冒〕利を貪り、妄進するなり、〔肆行〕勝手の振舞ひをなす、〔秉道〕秉はとる、

講述　齊や晉の君が、己れの國を治め、天子を擁護し奉り、人民を愛し養ふ仕方は、如何にして盡く古代の完全なる法則の通りにゆかうや、考へ見るに、やはり詐りの手段に出で、それに少しばかり仁義を加へたるまでゝある、すれば齊や晉も、純粹なる中國になることは出來ないわけだ、秦や楚など、是れとて强慾向ふ見ずに廉恥の心なく、我儘一ぱいに振舞ふものばかりでない、察するに、彼の中にも亦道を守り義を行ふ君もあつたであらう、すれば齊、晉が純粹なる中國になることが出來ぬと同時に、秦、楚もやはり純粹

書と云ふが如し、春秋に三傳あり、左傳、穀梁傳、公羊傳是れなり、公羊は姓、名は高、穀梁赤と共に、孔門子夏の弟子なりと云ふ、何休の注の全文を擧ぐれば左の如し、凡書會者、惡其虛内務恃外好也、古者諸侯非朝時不得踰竟、所傳聞世、外離會不書、書内離會者、春秋王魯、明當先自詳正、躬自厚而薄責於人、故略外也、王者不治夷狄、錄戎者、來者勿拒、去者勿追と、〔錄戎〕錄は書きしるす、

講述　春秋に、公が戎と、潛と云ふ處に會合せしことを書せり、何休は之に注して、王者は、夷狄を放任して治めぬものである、春秋に戎の事を記する旨趣は、先方から來るものは、別に來るなと云つて拒絶もせず、又嫌になつて去るものは、無理に引留めもしないと云ふ次第である、

文法　普通の書き方なれば、先づ此の一小段を叙し、然る後、前の一段にある「夷狄不可以中國之治治也」の理論に及ぶべきに、反對の排次をなしたるは、是れ逆敍の法を用ひたるなり、

夫天下之至嚴而用法之至詳者、莫如春秋、凡春秋之書公書侯、書字書名、其君得爲諸侯、其臣得爲大夫者、擧皆齊晉也、不然則齊晉之與國也、其書州書國、書氏書人、其君不得爲諸侯、其臣不得爲大夫者、擧皆秦楚也、不然則秦楚之與國也』第二大段の第一小段なり、春秋の書法の區別を言ふ、

訓義　〔其君得爲諸侯其臣爲大夫〕諸侯なり、大夫なりが、道義上其資格あるときは、春秋の筆法上、之を諸侯として取扱ひ、諸侯なれば公とか侯とかと書き、大夫なれば字を書き名を書くなり、〔其君不得爲諸侯其臣不得爲大夫〕諸侯なり、大夫なりが、道義上其資格なきときは、春秋の筆法上、諸侯とし、大夫として取扱はず、諸侯なれば州と書し國と書し、大夫なれば氏と書し人と書す、〔與國〕親交國を謂ふ、

の時、王者不治夷狄の語、問題として出づ、因つて之を作りしものなり、

大旨　王者の夷狄を治めざるは、之を治むる所以なりと云ふに在り、卽ち篇中の「以不治治之」の五字、實に主意の歸著する所なり、但し不治とは、强ひて治めんとせず、放任主義を取ることを謂ふ、

夷狄不可以中國之治治也、譬若禽獸然、求其大治、必至於大亂、先王知其然、是故以不治治之、治之以不治者、乃所以深治之也』

（第一大段の第一小段なり、主意を揭ぐ、）

講述　野蠻なる夷狄は、文明なる中國の治め方を以て治むることはならぬ、其故は、之を譬へて見れば、夷狄は全く禽獸のやうなもので、中國とは違ひ、十分に之を治めようとするときは、反つて必ず大亂に至る、昔しの聖王は、斯う云ふ結果になることを知り給へり、其れ故、之をば治めるのに、治めずして放任して置くと云ふ手段を取られたのであるが、之を治めるのに、治めずして放任して置くと云ふ手段は、深く之を治むる仕方である、

文法　「以不治治之」と曰ひ、「治之以不治者乃所以深治之也」と曰ふが如き語法は、形式に於ては矛盾なるが如くにして、其中に眞理あり、一見、人をして奇異の想ひをなし、深く其理由を究めんとする念慮を生ぜしむるものなれば、議論文は、宜しく此の如き警語を設けて人目を聳動すべし、是れ文家の妙技にして又祕訣なり、

春秋書公會戎于潛、何休曰、王者不治夷狄、錄戎、來者不拒、去者不追也』

（第一大段の第二小段なり、問題たる事實を揭ぐ、）

大段落　以上を第一大段となす、冒頭なり、一篇の大旨を概括す、

訓義　〔春秋〕孔子の著せし魯國の史、〔公會戎于潛〕公は魯の隱公なり、戎は卽ち夷狄、潛は地名、〔何休〕前漢の人にして、春秋公羊傳を注す、傳とは、說明

漢宣任恭顯事、後一段說始皇之果於殺、其禍反及其子孫、附入漢武殺戾太子事、此文法尤妙、

講述　此の論の主意は兩說あり、李斯、趙高が始皇の詔を僞造し、胡亥を立て、扶蘇、蒙恬、蒙毅を殺したることは、其禍ひの根本は、蒙毅が始皇の側を離れたることにてはなく、始皇が趙高を用ひたることに存する、後世の人君の、宦官を用ふる者は、戒めとなして然るべしと、（是れ一說である）他の一說は斯うである、李斯と趙高とが、詔を僞り、扶蘇、蒙恬を殺すことを斷じて、此の二人が命乞ひをなすかも知れざることを懸念しなかつたのは、其禍ひの根本は、斯や高が國家を亂りしことではなく、商鞅が法律を變じ、始皇が殺を好みたることに存する、後世の人君の、人を殺すに一思ひなる者は、戒めとして然るべしと、前の一段は、始皇の罪が趙高を用ひたるに在ることを說いて、其尋でに漢の宣帝が弘恭、石顯を信任せしことに說き入り、後の一段は、始皇が人を殺すに一思ひにして、其禍ひが反つて其の子孫に及びしことを說き、其尋でとして漢の武帝が戾太子を殺したることに說き入る、此の文法は尤も妙である、

餘說

宦官を用ふるは、是れ智を恃むなり、殺に果なるは、是れ法を貴ぶなり、一篇、二大截より成り、而して末段の「李斯之智」云云は、仍智の字を離れず、且つ漢宣と云ひ、漢武と云ひ、手に隨つて陪客を出し、毫も工夫を費す所を見ず、老熟の極なり、

王者不治夷狄論

蘇東坡

講題　春秋隱公二年に云ふ、公會戎于潛と、何休、公羊傳の本文に注して曰く、王者不治夷狄、錄戎者、來者勿拒、去者勿追と、東坡受驗

件起る、武帝、江充に命じて、其事件を治めしむ、太子の宮を掘り、木人（咒咀の偶人）を得る尤も多きを云ふ、太子懼れ、遂に充を收捕して之を斬り、長樂宮の衞卒を發して反す、合戰五日、死者萬餘、太子亡げ、湖に至つて死す、天下之を悲む、〔無聊〕是非なきことを云ふ、

講述　故に彼の通り、法律を以て天下の人に、毒藥の如き畏ろしき害を與ふるものは、古へより、其害が反つて其身と其子孫とに報つて來ぬものはない、漢の武帝、秦の始皇は、何れも人を殺すことに一思ひの人であつた、故に其子の扶蘇の如き仁者は、寧ろ死すとも命乞ひを爲さず、又戻太子の如き氣の荒き人は、寧ろ謀反すとも哀訴をなさず、之を訴へたりとも、必ず察せられまじきことを知るからである、戻太子は、何とて謀反をば好みし人であらうや、其計畫は是非なきに出でたのである、されば始皇や武帝の子となつたものは、死すると謀反するとの二つがあるのみである、李斯の智は、扶蘇の必ず謀反すまじきことを知り拔いて居つたのである、吾れ故に又之れを表出して、後世の君主にして人を殺すに一思ひなる者を戒むる次第である、

文法　「以法毒天下」の三句は、上の商鞅、始皇の嚴暴にして、扶蘇の殺されたることに引著け、下の漢武の果殺、戻太子の謀反を含み、前後の氣脈聯屬して突兀の處を見ず、○反、不反の二語を以つて、主客を合はす、

謝疊山評　此論主意有兩說、斯高矯詔立胡亥殺扶蘇蒙恬蒙毅、其禍不在於蒙毅之去左右而在于始皇之用趙高後世人主用宦官者當以爲戒、一說李斯趙高敢於矯詔殺扶蘇蒙恬而不憂二人之復請者、其禍不在於斯高之亂而在於商鞅之變法、始皇之好殺、後世人主之果於殺者、當以爲戒、前一段說始皇罪在用趙高附入

も能く之を北門に移す者あらば、十金を與へんと曰ふ、人皆之を怪み、敢て移す者なかりき、乃ち又云ふ、能く移すものあらば五十金を與へんと、一人之を移すものありしかば、直ちに五十金を與へたり、是に於て民其令を信ず、「立威於棄灰」商鞅の法律は、道路に灰を棄つるものを刑せり、「刑其親戚師傅」「其」の字は太子を指せしなれども甚だ泛なり、「公子虔と公孫賈との二人、公族を以て師傅となる、太子、法を犯せしとき、商鞅曰く、法の行はれざるは、上より之を犯せばなり、然れども君の嗣は法を施すべからずと、因つて此の二人を刑す、

講述　商鞅は徙木の賞に因つて信用を立て、棄灰の刑に因つて威力を立て、太子の親戚師傅を刑罰に處したが、其威信を積みたる結局は、始皇に及び、秦の人民が其君を視ることは、雷電や鬼神の測られざると一般であつた、古へは公族に罪あるときは三たび之を宥め、然る後始めて刑罰を定むる仕組であるに、今他人が己れの太子を奸計に掛け、之を殺して何の憚る所もなく、太子も亦敢て命乞ひを爲さゞるやうにせしは、全く威信の過ぎた結果である、

夫以法毒天下者、未有不反中其身及其子孫、漢武始皇皆果於殺者也、故其子如扶蘇之仁、則寧死而不請、如戾太子之悍、則寧反而不訴、知訴之必不察也、戾太子豈欲反者哉、計出於無聊也、故爲二君之子者、有死與反而已、李斯之智、蓋足以知扶蘇之必不反也、吾又表而出之、以戒後世人主之果於殺者、」

第三大段の第五小段なり、李斯の智に歸納して疑問を總決す、

大段落　以上を第三大段となす、法律を貴ぶの害を論ず、

訓義　「戾太子」漢の武帝の子、征和二年、巫蠱の事

平易爲レ政、則上易レ知、下易レ達、雖レ有二賣國之奸一、無レ所レ投二其隙一、倉卒之變、無二自發一焉、而其令行禁止、蓋有下不レ及二商鞅一者上矣、而聖人終不下以二此易一レ彼、」第三大段の第三小段なり、商鞅の法と反對なる聖人の道を述ぶ

訓義　〔周公曰〕史記魯世家に見ゆ、〔孔子曰〕論語衞靈公篇に見ゆ、〔忠恕〕我が心の誠を忠と曰ふ、之を推して他人に及ぼすを恕と曰ふ、〔倉卒〕にはか、

講述　周公の言に、政治を普通的、簡易的にして、民を親み近づけるときは、民は必ず之に歸服するものなりと、孔子の言に、唯一言であつて、一生之を行ふべきものがある、其れは何と恕の道なるかと、夫れ忠恕を以て自分の心となし、平易の仕方を以て政治をなすときは、上に於ては下の情を知り易く、下に於ては其情上に達し易く、賣國の奸人ありとも、附入るべき隙間なければ、隨つて急劇の事變も起るべき動機なし、然れども命令を下せば直ちに行はれ、禁制を布けば立ちどころに止むことは、商君の政治ほどに行かぬこともあらう、さりとて聖人は、此の平易忠恕の道を以て商鞅の殘酷峻嚴なる法律には易へぬ、

文法　此處は上に「聖人爲天下恃其無致亂之道耳」とある主意を仔細に説明したる者にして、忠恕、平易は、謂はゆる恃む所のものに外ならず、

鞅立二信於徙木一、立二威於棄灰一、刑二其親戚師傅一、無二惻容一、積二威信之極一、以至二始皇一、秦人視二其君一如二雷電鬼神一、不レ可二測識一、古者公族有レ罪、三宥而後致レ刑、今至レ使三人矯二殺其太子一而不レ忌、太子亦不二敢請一、則威信之過也、」第三大段の第四小段なり、威信の過ぎたるを言ふ

訓義　〔立信於徙木〕商鞅已に新法を定めしも、未だ發布するに至らず、人民の己れを信ぜざらんことを恐れ、三條の木を國都の市の南門に立て、誰れにて

所舍」孝公薨じ、惠文王立つや、公子虔の徒、鞅が反せんとするを告ぐ、鞅恐れて脱走し、客舍に止まらんとせしに、舍の主人曰く、商君の法に據れば、手形を持參せざる者を止宿せしめたる者は、之を連坐せしむるが故に止め難しと、鞅嘆じて曰く、法を爲すの弊、一に此に至るかと、「鷙悍」鷙は鷙鳥、猛惡の鳥、悍は氣の強きこと、

講述　扨も秦の道を失つたことは、其由來あり、どうして李斯、趙高のみの罪であらうや、商鞅が法律を改革せしより、人を殺すを經典となし、三族を絶すことを以て常法とせしが故に、臣下は、猿の如くキヨロキヨロ後を振向き、脇にて呼吸をなし、己が身だけ殺されて濟むとなれば、せめて幸ひなりと考ふる次第なれば、何とて繰返して命乞ひをなすの暇があらうや、其法律の行はれた時分と云ふものは、政府の求むる所は穫ずと云ふことなく、禁ずる所は止まずと云ふことなき有樣であつたが、商君は自ら思ふやう、我が政治の仕方は堯舜を乘越し、湯武の上に出でたりと、然るに其後逃亡して旅宿する所もなき段となり、茲に始めて法律の立てたる弊を知つたのである、夫れ何として商鞅獨り之を後悔したるのみであらうや、秦の國家自身も亦之を後悔した、(何となれば)荊軻が始皇を刺さうとした事件の折、武器を持つて警護の任にあつた者共は、始皇が柱の周圍を逃げ廻る所を能く能く目撃しながら、堂上へは兵器を持つて登ることならざる規則ゆゑ、之を救はんとする者のなかつたのは、秦の法の重かつた故である、李斯が勝手に胡亥を立てゝ、扶蘇や蒙恬を憚らなかつたのは、威令が平素より效力あつて、臣子たる者が哀願をようせぬことを知つて居るからである、扶蘇、蒙恬の二人がよう哀願しなかつたのも、亦始皇の氣象が悍くして引戻すことの出來ないのを知つて居たからである、どうして其僞りであることを料り知らうや、

文法　此の商鞅は、暗に王安石を指す、○「豈獨鞅悔之」の二句は坡翁の常調、

周公曰、平易近レ民、民必歸レ之、孔子曰、有三一言而可二以終身行一レ之、其恕矣乎、夫以二忠恕一爲レ心、而以二

か、其れは）扶蘇は實際始皇の子であつて、秦の人民が之を戴きたることは永い間なり、陳勝が其名を假りてすら、猶天下を亂すことが出來た位である、而して蒙恬は、重大なる軍隊を持して外に在り、若し扶蘇と蒙恬との二人が、立どころに誅を受けないで、赦免を哀訴したならば、始皇は最早崩じた後であるから、誅戮の詔の詐りであつたことは明白となり、李斯と趙高との二人は扶蘇と蒙恬とに殺されて、一族の中遺るものが無いであらう、李斯の智慧で此の點を用心しなかつたのは、どういふわけであるか、

蘇子曰、嗚呼秦之失道有自來矣、豈獨斯高之罪、自商鞅變法、以誅死爲經典、以參夷爲常法、人臣狼顧脅息、以得死爲幸、何暇復請、方其法之行也、求無不獲、禁無不止、鞅自以爲軼堯舜而駕湯武矣、及其出亡而無所舍、然後知爲法之弊、夫豈獨鞅悔之、秦亦悔之矣、荊軻之變、持兵者熟視始皇環柱而走、而莫之救者、以法重故也、李斯之立胡亥、不復忌二人者、知威令之素行而臣子不敢復請也、二人之不敢復請、亦知始皇之鷙悍而不可回也、豈料其僞也哉、

第三大段の第二小段とす、秦の法律重くして威令の行はるゝことを以て前の疑案を決す、

訓義　〔商鞅〕衞人なり、秦の孝公に仕へ、法を變じ刑を重くし、以て國を治む、〔經典〕一本には、經を輕に作る、〔參夷〕三族を平ぐること、夷はほろぼす、〔狼顧脅息〕狼の如く、屢〻振向く、是れは法律に觸れんかとて、安んぜざる形容也、脅息は脇の下に息をする恐怖の狀態、〔軼〕すぐる、〔駕〕上に跨る、〔出亡而無

足らないが、始皇や宣帝の如きは、何れも英明の君であるのに、やはり趙高や恭顯の禍ひに陥つた、

彼自以爲聰明人傑也、奴僕薫腐之餘何能爲、及其亡國亂朝、乃與庸主不異、吾故表而出之、以戒後世人主如始皇漢宣者』

第二大段の第四小段なり、智を恃んで宦官の禍ひに罹りしことを論ず、

大段落　以上を第二大段となす、智術を貴ぶの害を論ず、

訓義　〔薫腐之餘〕宦官を謂ふ、薫腐とは、毒薬を以て男根をくすべ腐らすことなり、

講述　彼れ始皇、漢宣は、自身思ふやう、己れは聰明にして人傑である、奴僕而も淺ましく賤むべき刑餘の小人等、何事を仕出し得ようと、然るに其國を亡ぼし、朝廷を亂す段となつて見れば、反つて凡庸の君主と異ならぬ、故に明かに此の二人の事を掲げ出し、後世の始皇や漢宣の如き人主を戒むることとした、

文法　是れ謂はゆる「智之所不及」なり、○頼山陽の説に「如始皇漢宣者」は、暗に神宗を指すと、或は然らん、

或曰、李斯佐始皇定天下、不可謂不智、扶蘇親始皇子、秦人戴之久矣、陳勝假其名、猶足以亂天下、而蒙恬持重兵在外、使二人不即受誅而復請之、則斯高無遺類矣、以斯之智而不慮此、何哉、』

第三大段の第一小段なり、李斯の智を以て萬一を慮らざりし疑問を設く、

訓義　〔陳勝假其名〕陳勝の兵を擧げたるとき、詐つて扶蘇と稱せり、是れは秦の人民が扶蘇を慕ひ、未だ其死せしことを信ぜざりしが故に、之を利用せしなり、

講述　或人問うて云ふ、李斯は始皇を佐けて天下を平定せし程の人なれば、決して不智とは云へぬわけである、（乃ち下の如き注意はあり得べきではない

仕方は、智を恃みにして亂を防ぐことなく、己れ自身が亂を招くやうな行ひのないことを宛にする外はない、始皇が亂を招いた筋は趙高を用ひたるのに在る、

文法　「始皇致亂之道」の句は上を結び、「在用趙高」の句は下文を起す、○上には智を說き、此には不智を說く、智を說くは文法上の開なり、不智を說くは文法上の闔なり、○「在用趙高」の一句は突如として出で、後段に至り、徐徐として之を說く、

夫閹尹之禍、如毒藥猛獸、未有不裂肝碎首也、自有書契以來、惟東漢呂强、後唐張承業二人、號稱善良、豈可望一二於千萬、以取必亡之禍哉、然世主皆甘心而不悔、如漢桓靈唐肅代、猶不足深怪、始皇漢宣皆英主、亦沈於趙高恭顯之禍、（第二大段の第三小段なり、宦官の禍の畏るべきを言ふ、）

訓義　〔閹尹〕宦官を謂ふ、〔裂肝碎首〕上の二字は毒藥の害、後の二字は猛獸の害、〔呂强〕東漢の靈帝の時の宦官、都鄕侯に封ぜられしも固辭して受けず、因つて上書して政事を言ふ、黃巾の賊起るに及び、呂强は先づ貪濁の者を誅して大いに黨人を赦さんと欲す、帝之を納る、〔張承業〕唐の僖宗の宦官なり、李茂貞に迫られ太原に奔り、晉王李克用に事ふ、莊宗、〔克用の子〕帝位に卽きし時、承業哭して諫めたれども用ひられず、食はずして死す、〔恭顯〕高恭、石顯、倶に漢の宣帝の宦官、

講述　夫れ閹尹の害は毒藥や猛獸の如く、之が爲に肝臟を裂かれ、頭骨を碎かれないものはない、有史以來、惟東漢の呂强と後唐の張承業と、此の二人は、宦官に拘はらず善良の人物と稱せられた人である、さりながら、千萬人の中に僅か一二の善良者があることを期待して、十が十まで亡ぶると定まつた禍ひを招くことがあらうや、然るに世の中の君主は、皆宦官に心醉して後悔せず、漢の桓帝、靈帝、唐の肅宗、代宗の如きは、其れでも（暗主の事であるから）怪むに

ふ意に用ふ、

講述　蘇子は、以上の立案に由り論じて云ふ、始皇は、天下に於ける勢ひの輕き處と重き處とを取り合せ、内の勢ひと外の勢ひと互ひに釣合ふやうになし、是れに由つて姦惡を押へ付け、叛亂に備へたる仕方は、綿密と云へる、蒙恬は兵三十萬人に將として、北方に威を振ひ、其上に、太子の扶蘇は蒙恬の軍を監し、而して蒙毅は帷幄の中に侍して、參謀となり居ることであるから、(内外とも十分の手立てあり)大姦賊があつても、どうして其間を伺ふ事が出來ようや、

文法　後に始皇の失計を言はんとするが故に、此處に於て十分に其手落ちなきことを説く、○「蒙恬將三十萬人」は外の強きを謂ひ、「蒙毅侍帷幄」云云は内の勢ひ全きを言ふ、「大姦賊」は上の「禁奸備亂」に應ず、

不幸道病、禱祠山川、尚有人也、而遣蒙毅、故高斯得成其謀、始皇之遺毅、毅見始皇病太子未立而去左右、皆不可以言智、雖然天之亡人國、其禍敗必出於智之所不及、聖人爲天下、不恃智以防亂、恃其無致亂之道耳、始皇致亂之道在用趙高、第二大段の第二小段なり、禍は智の及ばざる所に出づるを論ず、

講述　然るに不幸にも、始皇は巡行の途中に於て病氣となつたのである、山や川の神神に病氣本復の祈禱をさせんとすれば、外に遣はす人もあつたらうに、大切の參謀官である所の蒙毅を派遣した、(是れ大なる手落ちである)されぱこそ、李斯、趙高の二人が惡計を成就することが出來たのである、蒙毅が始皇の病中と云ひ、跡繼ぎの太子が未だ立たずに在るを見ながら、始皇の側を離れたのは、雙方とも智とは言ひかねることである、さりながら天が人の國を亡ぼす場合には、其禍災や失敗は必ず智慧の届かない所より起るものである、隨つて聖人の天下を治むる

道病、使蒙毅還禱山川、未及還上崩、李斯趙高矯詔立胡亥、殺扶蘇蒙恬蒙毅、卒以亡秦』、

大段落　以上を第一大段となす、事實を叙す、

訓義　〔超高有罪云云〕趙高は趙君の疏遠なる支族にして、始皇に用ひられ、中車府の令となりしが、大罪を犯せしかば、始皇は蒙毅に命じて之を審理せしめし處、毅は斷乎として法律に因り高を死罪に當てたり、然るに始皇は高の事務の才あるを惜み、赦して其官爵を復せり、〔按之〕取調ぶるなり、〔監〕目附役なり、〔竝〕そふ、附いて行くなり、〔走〕赴くなり、〔道病〕道は途中、〔矯〕たむると訓ず、いつはりこしらふるなり、

講述　秦の始皇の時に、趙高、法を犯せしことあり、蒙毅と云ふもの其審理の掛りとなり、取調の結果、死罪に當てた處、始皇は其罪を赦して之を用ひた、始皇の長子扶蘇は、直諫を好んだため、上(始皇)は之を怒り、敢て膝下に置かず、北の方に遣つて、上郡と云ふ處に出征して居る將軍蒙恬の軍を監督せしめた、其れより始皇は南の方會稽に遊び、海岸を傳ひ瑯琊に赴いたが、季の子の胡亥、宰相の李斯、宦官の趙高之に隨從した、然るに始皇は途中にて大病となり、蒙毅に命じ、立返つて山や川に病氣平癒の祈禱をなさしめた處、彼れが未だ還らざる内に始皇は崩御となり、李斯、趙高は詔を僞造して胡亥を立て、扶蘇、蒙恬、蒙毅を殺し、斯くて秦は亡ぶることとなつた、

蘇子曰、始皇制天下輕重之勢、使內外相形、以禁姦備亂、可謂密矣、蒙恬將三十萬人、威震北方、扶蘇監其軍、而蒙毅侍帷幄爲謀臣、雖有大姦賊、敢睥睨其間哉』、第二大段の第一小段なり、始皇の智術あるを言ふ、

訓義　〔內外相形〕內は朝廷、外は出征軍、相形は均衡を保つこと、〔侍帷幄〕幕の內に在ること、主上の傍に侍すること、〔睥睨〕にらむなり、目を張つて隙を伺

太史公疑子房、以爲魁梧奇偉、而其狀貌乃如婦人女子、不稱其志氣、嗚呼此其所以爲子房歟、』第三大段の第三小段なり、狀貌に於て能く忍ぶ人なることを證す、

大段落　以上を第三大段となす、子房の能く忍びたる結果を言ふ、

訓義　〔太史公〕漢の司馬遷なり、史記の留侯世家に云ふ、余以爲へらく、其人魁梧奇偉ならんと、其圖を見るに至つて、狀貌婦人好女の如しと、魁梧は大兵と云ふ意なり、

講述　太史公は、子房が定めて身體偉大にして、普通人に異なるならんと想像せしに、豈に料らんや、其狀貌はやさしくして婦人女子の如く、其志氣の遠大なるに不似合であると言つて疑を抱いた、抑も子房が豪傑でありながら、斯く弱々しき容貌を有する所が即ち耐忍の效であつて、此れが子房の子房たる所以であらうか、

文法　結末に婦人女子の如き容貌を敍するは、起手の匹夫拔劍の狀に反映す、

始皇論　　蘇東坡

講題　此の題は、或は始皇漢宣論に作る、然れども漢宣は、始皇と或る一點に於て類似する所あるがため客として之を論じたる者にして、本と二人を合論せしに非ざるが故に、斷じて始皇論となすべし、

大旨　秦の始皇の亡びたるは、聖人の忠恕平易の道を用ひずして、專ら智と法とを恃みたるに由ることを言ふ、

秦始皇時、趙高有罪、蒙毅按之、當死、始皇赦而用之、長子扶蘇好直諫、上怒使北監蒙恬兵於上郡、始皇東遊會稽、並海走瑯琊、少子胡亥、李斯蒙毅趙高從、

養其全鋒而待其弊、此子房教之也』第三大段の第一小段なり、子房が高祖に忍ぶことを教へたるを言ふ、

講述　夫の高祖が楚に勝ちたる譯、項羽が漢に敗れたる譯を觀察するに、能く忍ぶと、忍ぶことの出來ないのと間に在るより外の理由はない、項羽は忍ぶことが出來ざればこそ、百たび戰つて百たび勝ちはしたれど、勝に狃れて輕輕しく其鋒を用ひ、攻擊的の態度に出たのである、高祖の方は之に反し、幾度敗れても之を忍び、其全力を養つて、相手の兵力の疲弊するを待つて戰ひ、之が爲め天下を取ることが出來たが、是は全く子房が之を教へたのである、

文法　老人が子房に耐忍を教へたることは是れ正意なり、子房が高祖に耐忍を教へたることは是れ餘意なり、前の小段に於て正意を說盡し、此に至つて餘意を說く、文境拓開の妙を知るべし、○上の「項籍之所不能怒也」を承け、甚だ敏捷なり、○「是子房教之也」は、後の例を呼起す、

當淮陰破齊而欲自王、高祖發怒見於辭色、由是觀之、猶有剛强不能忍之氣、非子房、其誰全之』第三大段の第二小段なり、子房が高祖に忍を教へたる一事實を擧ぐ、

訓義　〔當淮陰破齊〕淮陰侯は韓信なり、韓信已に齊を破り、人をして高祖に言はしむるやう、願はくは假りの王となつて齊を鎭めんと、高祖大いに怒つて、之を罵る、張良、陳平の二人、高祖の足を躡み、耳に附いて語り、彼れの請求を拒むの不利益なることを暗示す、高祖悟り、復た大いに罵つて曰く、大丈夫、諸侯を定むれば眞王たらんのみ、何ぞ假を以てせんやと、印を造り、信を立てゝ齊王とす、〔其誰全之〕此の時、高祖怒りに乘じて信の意に背かんか、信は或は叛を謀り、漢の大事去るべきを以て、斯く言へるなり、

講述　韓淮陰が齊を破つた後、其功を以て自ら齊の地に王とならうとしたとき、高祖は其我儘を怒て穩かならない樣子が、語氣や顏色に見はれたことがある、是れで見ると、高祖はまだ氣强く手剛くして、忍ぶことの出來ない氣象があつたのである、子房でなければ、誰が之を取繕つて無事に濟ませようや、

之間、而命以僕妾之役、油然而不怪者、此固秦皇之所不能驚、而項籍之所不能怒也、』第二大段の第五小段なり、主意を詳説す、

大段落　以上を第二大段となす、子房が圯上老人の敎へに因つて能く忍びたるを言ふ、

訓義　〔報人〕復讎なり、〔度量不足〕量見狹し、〔大謀〕秦を亡ぼして韓の仇を報ずるなり、〔卒然云云〕圯上老人と出遇ひたること、〔僕妾の役〕履を拾ひ取らしめたること、〔油然〕從容なり、

講述　其上に、人に返報しようと云ふ志を抱きながら、人に頭を下げる位な小さな屈辱を忍ぶことの出來ぬは、此れ匹夫の手剛さであつて、取るには足らぬ、彼の圯上の老人の考へたのには、子房は、才は餘るほどあるが、度量の足らぬは、如何にも心配すべき缺典であると、因つて子房の、年若き人に有勝ちの剛銳なる氣象を深く打ち挫ぎ、彼れをして小さなる忿怒を忍び、大なる計畫を成さしめようとしたのである、なぜならば、平生より識合ひの間柄でもないのに、不圖草原の中にて出遇ひし折、下男下女のなすやうな賤しき用向きを言ひ附けても、平氣にて不思議とも思はない度胸に至つては、秦の始皇が驚かさうとしても驚かすこと出來ず、楚の項羽が怒らさうとしても怒らすことの出來ない其物である、（其物とは即ち耐忍）

文法　「匹夫之剛」は冒頭の「匹夫見辱」に應ず、〇「才有餘」は上の「蓋世之才」に應ず、〇深折は上の「深折」云云を悉く說明す、〇「忍小忿」は冒頭の「匹夫見辱」に應ず、〇「就大謀」は上の「可以就大事」に應ず、〇「卒然相遇草野之間」は冒頭の「卒然臨之」に應ず、〇「命以僕妾之役」は冒頭の「無故加之」に應ず、〇秦皇は上を承け、項籍は後を起す、

觀夫高祖之所以勝、項籍之所以敗者、在能忍與不能忍之間而已矣、項籍唯不能忍、是以百戰百勝而輕用其鋒、高祖忍之、

に此の小ぞうは教ふべしと曰つたのである、

文法　「倨傲鮮腆而深折之」は忍ぶと云ふことを教へたる態度なり、○前に謂はゆる「其意不在書」は、此の處にて説明せらる、

楚莊王伐鄭、鄭伯肉袒牽羊以迎、莊王曰、其君能下人、必能信用其民矣、遂舍之、勾踐之困於會稽而歸、臣妾於吳者三年而不勌、（第二大段の第四小段なり、能く忍びたる人の故事先例を引く、）

訓義　〔肉袒〕衣を脱ぎ肩を露むき出すことにて、刑を受くる覺悟を示すなり、〔牽羊〕賤役を執るの意を表するなり、〔勾踐云云〕春秋の時、越王勾踐、吳と戰ひ敗れ、會稽山に立籠り、吳に請うて曰く、吾れは臣となり、妻は妾たらん、請ふ宥せと、吳聽かず、此の如きこと三年にして、大夫の種をして和を求めしめ、始めて國に反ることを得たり、

講述　楚の莊王の鄭國を伐ちし時、鄭伯（伯は爵）は衣を脱ぎ肩の肉を露はして、羊を牽いて降參の意を示し、莊王を出迎へた處、莊王は感じて曰く、鄭の君は斯くも能く人にへり下ることを見れば、平生能く其人民に對し信義を以て使役するに相違ない、即ち國君たるの道ある者なればと言つて、其儘之を許したることあり、又越王勾踐が吳の爲に敗られ、會稽山に立籠り、難儀を重ねて漸く歸國した時と云ふものは、頭を下げて吳に恐れ入り、臣妾となつて事へたること三年に及びても尙倦み怠る氣色はなかつた、

文法　「能下人」と「不勌」とは、忍ぶと云ふ字を替へて出したるなり、

且夫有報人之志、而不能下人者、是匹夫之剛也、夫老人者以爲子房才有餘、而憂其度量之不足、故深折其少年剛鋭之氣、使之忍小忿而就大謀、何則非有平生之素、卒然相遇於草野

の中に始皇を殺して思ひを晴さんとした、此の時に當り、若し見出されたならば百年目であるゆゑ、子房の死すると死せざるとは、其間、髪の毛一本も容れかぬるほどの違ひであつて、今少しの處で殺された譯である、思つて見ても隨分危險の次第である、

千金之子、不死於盜賊、何者其身可愛、而盜賊之不足以死也、子房以蓋世之才、不爲伊尹太公之謀、而特出於荊軻聶政之計、以僥倖於不死、此圯上老人所爲深惜者也、是故倨傲鮮腆而深折之、彼其能有所忍也、然後可以就大事、故曰孺子可教也、『第二大段の第三小段なり、圯上の老人が耐忍を教へたる所以を言ふ、』

訓義　〔千金之子〕子は男子の通稱、千金の子は、猶千兩の金を持ちたる人と云ふが如し、財産家なり、〔伊尹太公之謀〕伊尹は殷の湯王を佐けて桀を伐ち、太公望は周の武王を佐けて紂を伐つ、共に其遣口の堂堂たるを言ふ、〔荊軻聶政〕荊軻は燕の太子丹の爲に秦の始皇を刺さんとし、聶政は嚴仲子の爲に韓の相俠累を刺せし人、並に史記の刺客傳に出づ、〔倨傲鮮腆〕老人が履を圯下に落し、張良をして之を拾ひ取らしめ、足を以て之を受けたることを指す、倨傲は威張るなり、腆は厚き意、鮮腆は厚からざること、輕蔑するなり、或は云ふ、鮮は善なり、鮮腆は尊大なりと、

講述　千兩の金持は、盜賊の爲に命を棄てず、なぜならば、自身の身が大切であつて、盜賊などは之を相手として死する價直がないからである、子房は一代に踏み跨るほどの才ありながら、伊尹や太公望の堂堂たる謀をなさないで、荊軻や聶政の暗殺的計策に出で、萬が一にも死なぬことは勿怪の仕合せとした、此の思想こそ、圯上の老人が深く惜みたる所である、それ故に彼れは威張りちらして尊大にかまへ、子房の血氣にはやる所を挫いたのである、彼れ子房若し忍ぶ所あらば、始めて大事を成す事が出來る、それ故

來て、子房を試したのでないと云ふことが知れようや、老人が一寸己れの意志を見はした仕方を觀ると、皆古への聖人や賢人が互ひに戒め合はれた道理に叶つて居るのに、世人は能くも研究せず、老人を化物となすは甚だ間違つた話である、

文法　微見其意は下を伏す、此れ老人の深意あるを言つて、下の彼れが子房に耐忍を敎ふることを起す、

且其意不在書、當韓之亡秦之方盛也、以刀鋸鼎鑊待天下之士、其平居無事、夷滅者不可勝數、雖有賁育無所獲施、夫持法太急者、其鋒不可犯、而其勢未可乘、子房不忍忿忿之心、以匹夫之力、而逞於一擊之間、當此之時、子房之不死者、其間不能容髪、蓋亦危矣、

第二大段の第二小段なり、子房が初め忍ばざりしを言ひ、以て老人が之に敎ふる必要を示す、

訓義　〔鼎鑊〕鼎の大にして足なきを鑊と曰ふ、人を烹殺すの刑具、〔賁育〕孟賁と夏育、二人ともに古への勇者なり、〔逞於一擊之間〕子房は、故國なる韓の爲に、秦の始皇を殺して仇を報いんと欲し、力士を求めて之を得、重さ一百二十斤の鐵椎を造り、始皇を博浪沙中に擊ちし處、誤つて副車に中る、始皇大に驚き、賊を索めたれども、得ずして止めたり、

講述　且つ老人の意は、書物を與ふることが目的でなかつた、韓が滅亡して秦の勢ひが盛んであつた時分には、刀鋸や鼎鑊のやうな殘酷な刑具を以て天下の士を扱ひ、天下の士が、平生無事の時すら一族を亡ぼされたる者は數へ切れぬ程であつた、此の際、賁、育のやうな勇者があつたとて、力の施しやうはない、夫れ法律を取り行ふことの嚴急なる者に出遇うては、其鋒先きは犯すことが出來ず、其の勢ひは附け入ることの出來ぬものである、然るに子房は忿忿と腹立たしき心に耐へかね、一個の微賤の身を以て、一擊

段なり、能く忍ぶ者を擧ぐ、

大段落　以上を第一大段となす、冒頭にして、豪傑の士の能く忍ぶことを言ふ、

訓義　〔卒然〕にはか、不意になり、〔挾持〕腹に持つてゐる、

講述　天下に大勇と云ふべき人あり、不意に他人が乘りかゝつて來ても驚くことなく、譯もなく己れに無禮を加へても怒ることなし、斯樣の態度は、彼れの腹に何物かが甚だ大であつて、其目的とする所が甚だ遠き爲である、

文法　能く忍ぶと忍ばざるとは一篇の主腦、忍ぶ者は大勇、忍ばざるものは不勇、大勇者は卽ち豪傑の士、忍は卽ち「過人之節」、○卒然臨之の句、無故加之の句、挾持大志は、皆下文を伏す、

夫子房受書於圯上之老人也、其事甚怪、然亦安知其非秦之世有隱君子者出而試之、觀其所以微見其意者、皆聖賢相與警戒之義、而世不察、以爲鬼物、亦已過矣、『第二大段の第一小段なり、圯上老人の書を授けたるは深意あるを言ふ、

訓義　〔子房〕留侯、張良の字、〔圯上老人〕圯は土橋なり、或は云ふ、楚の地方は、橋を謂つて圯となすと、圯上老人は卽ち黄石公にして、素書六篇を著はす、其子房に授けたるは、卽ち兵書の六韜なり、張良少きとき、下邳の圯上に於て老人に遇ふ、老人、履を圯下に墮す、良に謂つて曰く、孺子下つて履を取れと、良怒つて之を毆たんと欲せしも、其老いたるを憫み、下つて履を取る、老人、足を以て之を受けて曰く、孺子敎ふべし、後五日、我れと此に期せよと、良、期の如く往く、老人先づ在り、怒つて曰く、長者と期して後るゝは何ぞやと、復五日を約す、往くに及んで老人又先づ在り、怒つて復五日を約す、良、半夜に往く、老人至つて大に喜び、授くるに一篇の書を以てして曰く、此れを讀まば、帝者の師たるべしと、〔微〕かすかな、

講述　夫れ子房が圯上の老人より書を授けられたと云ふことは、其事實甚だ奇怪である、然れども此れと云ふも秦の時代に隱君子があつて、世の中へ出で

實に入る、又是れ一種の法格である、世の中の事柄に老錬し、人情に明通し、深きを憂へ遠きを考ふる智慧があり、困難を押開き入り亂れたる事件を解くの勇あり、文章の工であるばかりではない、

留侯論　蘇東坡

講題　留侯は、漢の三傑の一人なる張良の事なり、張良は、留と云ふ土地に封ぜられ、諸侯となりしが故に留侯と稱す、

大旨　留侯が漢の高祖を佐けて王業を成さしめたる所以は、彼れが圯上老人の敎を受け、能く忍びたる結果なるを言ふ、

古之所謂豪傑之士、必有過人之節、（第一大段の第一小段なり、豪傑の一資格を揭ぐ、）

講述　古へに於て豪傑と曰はれたる士は、必ず普通の人に立ち勝つた所の操守がある、

文法　「過人之節」は、後に云ふ忍ぶと曰ふことなれども、此には未だ忍の字を出さず、

人情有所不能忍者、匹夫見辱、拔劍而起、挺身而鬪、此不足爲勇也、（第一大段の第二小段なり、忍ぶ能はざる者、卽ち豪傑の資格なき者を擧ぐ、）

訓義　〔匹夫〕一夫、賤めて云ふ、多く下等の輩を指す、〔挺身〕拔き出すこと、〔此〕前の行爲を謂ふ、

講述　凡そ人情誰れも耐へられぬことがあるものだが、（其場合の處し方に因つて人品の知らるゝものである）下等の輩は、何か他人より侮辱せらるゝときは、直ちに腰に佩びたる劍を拔いて立上り、飛出して喧嘩することがあるが、斯樣な仕方は勇とする價直はない、

文法　忍ばざる樣子を形容す、

天下有大勇者、卒然臨之而不驚、無故加之而不怒、此其所挾持者甚大、而其志甚遠也、（第一大段の第三小

は錯を恃みにせられ、彼れさへ居るときは、恐るゝ所はないと思はるゝならん、然るときは縱令ひ百人の袁盎があつたとて、景帝と錯との間を離間することが出來ようや、

文法　此の小段の結び方は、范增論の「陣平雖智安能間無疑之主哉」と同じ、

嗟夫世之君子、欲求非常之功、則無務爲自全之計、使錯自將而討呉楚、未必無功、（第三大段の第一小段なり、裏面より錯の過を示す、）

講述　扨も世の君子の人人、若し非常の功を求めんと思はゞ、成るべく自分の安全を計るやうな考へをなすこと勿れ、若し錯が自ら大將となつて呉楚を討ちしならば、手柄がないとも限らない、

文法　「君子」は起首の「仁人君子」に應ず、「非常之功」は「求成大功」に應ず、「自全之計」「使他人任其責」に應ず、

唯其欲自固其身、而天子不悅、奸臣得以乘其隙、錯之所以自全者、乃其所以自禍歟、（第三大段の第二小段なり、正面より其過を斷ず、）

大段落　以上を第三大段となす、前段を概括して主意を結ぶ、

講述　唯彼れが己れの身を大丈夫にせんと欲した爲に、天子も悅び給はず、袁盎のやうな奸臣が其隙に附入ることが出來たのである、してみれば錯が自ら安全にしようと思つたことが、反つて自ら禍ひを招くこととなつたのであるか、

文法　因の字は全の字を變じたものなり、「天子不悅」は前の「以人情言之」云云を收む、

謝疊山評　此論先立冒頭、然後入事、又是一格、老於世故、明于人情、有憂深思遠之智、有排難解紛之勇、不特文章之工也、

講述　此の論は、初めに冒頭を立てゝから事

にも其れより生ずる厄介を逃れやうがないではないか、然るに自分が大將となつて出征するのは至極危險であると、留守居をするは至極安全であるとの二點から、己れ問題の首唱にてありながら、其至極安全なる方を擇び取り、其危險なる方面をば天子に差向けたのは、忠臣義士が憤り怨んで不平を抱いた所以である、

文法●　「當大難之衝」は前段の「事至而循循焉」云云に應ず○「且夫發七國之難者誰乎」の句は前段の「無故而發大難之端」に應ず、○「己欲求其名」は前段の「苟以求名」云云に應ず、

當此之時、雖無袁盎、錯亦未免于禍、何者己欲居守、而使人主自將、以情而言、天子固已難之矣、而重違其議、是以袁盎之說、得行於其間、使呉楚反、錯以身任其危、日夜淬礪東向而待之、使不至於累其君、則天子將恃之以爲無恐、雖有百盎、可得而間哉、（第二大段の第四小段なり、錯の自ら禍を取りたる所以を論ず、）

大段落　〔袁盎〕平生錯と仲好からず、七國反するに及び、竇嬰と云ふ者に因り密奏して云ふ、七國皆錯を怨む、今錯を誅するときは、諸侯は直ちに兵を退くべしと、帝之に從ふ、〔淬礪〕刀を燒き、水に入れて之を固むるを淬と曰ふ、礪は砥石にてとぐなり、

講述　此の時に當り、袁盎なくとも、錯はやはり誅を免れなかつたのである、なぜならば、自分が留守居となり、君主をして自ら兵を卒ゐて出征せしめようとした事ゆゑ、人情の上より言つて見れば、天子は無論迷惑と思はれたに相違ない、さりながら彼れの意見に違ふことは憚られた、之がため袁盎の說は之に乘じて行はれたのである、若し呉や楚の謀反したるとき、錯が己れの一身を以て其危き場合を引受け、日夜刃物を砥ぎ鍛へ、東方（七國の方面）に向つて七國の攻擊に備へ、其君の迷惑にならぬやうにせば、天子

れたのである、此の大功の未だ成就せぬ時に方つては、今より推し考へ見るに、水が散亂し逆流し衝突するやうな、畏るべき患があつたであらう、然るに禹は水が斯くあるべきことを、前以て察知したばかりに、愈〻其事實が起つても懼るゝことなく、徐々と其手當てをなし、之が爲に成功に至ることを得たのである、

文法　「大事」は抽象論の「以求爲大功」に應じ、「有堅忍不拔之志」は「非勉强朞月之間」に應じ、「潰冒衝突」は「大難」に應ず、○此の一節を挿むが故に、文氣平直ならず、

夫以七國之强而驟削之、其爲變豈足怪哉、錯不於此時捐其身爲天下當大難之衝而制呉楚之命、乃爲自全之計、欲使天子自將而己居守、且夫發七國之難者誰乎、己欲求其名、安所逃其患、以自將之至危與居守之至安、己爲難首、擇其至安而遺天子以其至危、此忠臣義士所以憤怨而不平者也、（第二大段の第三小段なり、錯が自全の計をなしたる過を論ず、）

訓義　〔驟〕にはかに、〔難首〕大難を引起したる發頭人、

講述　夫れ七國の如き强國にも拘はらず、俄かに其土地を削ることゆゑ、彼れが變亂を起せしも、何とて怪むほどのことあらうや、然るに錯は、此の時に於て自分の身を抛ち、天下の爲に大なる困難の衝路に當り、呉楚を首め七國の死活を自由にすることを爲さず、反つて自己の身を安全になすべき計を立てゝ、天子を大將として敵に當らしめ、己れは都に留まつて、留守をなさんとした、（間違つた了簡である）其上、七國の騷動を引起したのは誰れであると思ふ、言ふまでもなく鼂錯である、自分が七國を弱めて朝廷を弱くしたと云ふ名譽を得ようと思つたなら、何處

知錯有以取之也』第二大段の第一小段なり、錯の禍ひ自ら招たる所なるを言ふ、

訓義　〔山東諸侯〕呉楚七國、〔以誅錯爲名〕錯を誅するが爲に兵を擧ぐと稱して謀叛せしを言ふ、〔以錯爲之說〕錯を誅して七國へ申譯をせしなり、

講述　昔し鼂錯は忠を盡し、漢朝の爲に山東の七諸侯の勢力を弱めんと謀りし處、山東の諸侯は一齊に起つて兵を擧げ、錯を誅することを名義とした、然るに天子は其眞相を察せず、錯を誅して申譯に及んだ、〈領地を削つたは朝廷の本意に非ず、全く錯の考へに出でたことであると、〉天下の人は、錯が忠義にてありながら禍ひを受けたことを悲しめども、錯が自ら此の禍ひを招いた仔細あることを知らなかつた、

文法　「不知錯有以取之也」の句は、范增論の「獨恨其不早耳」と同一の筆法にして、上を承け後を起す、○鼂錯の事實を擧ぐる處は、甚だ簡略に過ぎたるが如くなれども、首段の理論に於て虛的に述べたるを以て、讀者の領會すべき所なれば、之を省きたるなり、

古之立大事者、不惟有超世之才、亦必有堅忍不拔之志、昔禹之治水、鑿龍門、決大河、而放之海、方其功之未成也、蓋亦有潰冒衝突可畏之患、惟能前知其當然、事至不懼、而徐爲之圖、是以得至於成功、』第二大段の第二小段なり、鼂錯の失錯と反對の故事を引く、

訓義　〔超世之才〕世に飛拔けたる才、〔龍門〕山名、〔潰冒衝突〕堤防を推破り、上流へ逆行し、岸に突き當る、〔徐爲之圖〕ゆるゆる手當てする、

講述　古へに於て大事業を仕上げし者は、世に立超えたる才能があつたばかりでなく、之と同時に辛抱強く、拔くに拔かれぬ程の堅固なる志のあつた人である、昔し禹が洪水を治めた仕方は、龍門と云ふ山に穴を掘り、大河を切り落して、其水を海に逐ひ遣ら

訓義　〔仁人君子豪傑〕仁人は德を以て言ひ、君子は學を以て言ひ、豪傑は才力を以て言ふ、〔出身〕其身を投げ出す、〔朞月〕月の一廻り、或は云ふ一週年、

講述　惟仁人とか君子とか豪傑とか云ふべき士は、己が身を投げ出して天下の爲に大困難を犯して、大功を成し得る資格がある、此の事たるや、言ふまでもなく一箇月位の間に附け元氣をして名譽を得んと欲するものゝ、出來得る次第でない、

文法　仁人君子豪傑は後の大禹を伏し、大難は後の大難及び多少の難を伏し、大功は後の大事成功を伏す、

天下治平、無故而發大難之端、吾發之、吾能收之、然後有辭於天下、事至而循循焉、欲去之使他人任其責、則天下之禍必集於我、第一大段の第三小段なり、發議者若し責任を逃るゝときは、必ず禍ひを免れざるを言ふ、

大段落　以上を第一大段となす、抽象的に論ず、

訓義　〔端〕端緒なり、〔收之〕跡始末をする、〔循循焉〕ぐずぐずする、

講述　今天下が太平であるに、突然理由もなく、〔世俗より視て〕大難の緒口を發きたるからには、自分が之を引起したると同時に、自分が之を片附けてこそ、天下に對して申譯が立つと云ふものである、然るに豫期の事が起る段となり、尻込みして其難局を逃げ出し、他人をして其責に任ぜしめんとするときは、天下の禍は必ず自分の身に集まることである、

文法　「天下治平」は暗に景帝の時を說き、「發大難之端」は暗に七國を削るを說き、「使他人任其責」は、暗に鼂錯が天子をして親征せしめ、己れ居守せんとせしことを說き、「天下之禍必集於我」は、暗に袁盎の爲に陷れられたることを說く、

昔者鼂錯盡忠、爲漢謀弱山東之諸侯、山東諸侯竝起、以誅錯爲名、而天子不之察、以錯爲之說、天下悲錯之以忠而受禍、不

帝をして出征せしめ、己れは留まつて都を守らんと欲す、錯の仇袁盎、帝に勸めて曰く、今錯を斬り、七國の罪を赦し、其一旦削りたる土地を返すときは、刃に血ぬらずして亂を鎭むることを得べしと、帝之を信じ、錯を誅す、

大旨　錯は大事件を挑發しながら、之が責任を避けて自身を安全になさんと謀りたることは、禍を招きたる原因なるを言ふ、

天下之患、最不可爲者、名爲治平無事、而其實有不測之憂、坐觀其變、而不爲之所、則恐至於不可救、起而強爲之、則天下狃於治平之安、而不吾信、（第一大段の第一小段なり、）

表面泰平にして裏面に危險ある國狀は、處置の困難なるを言ふ、

訓義　〔不可爲〕始末するなり、〔不測之憂〕思ひ寄らざる心配、〔不爲之所〕處置をなさぬときは、〔狃〕なるゝ、

講述　天下の弊害の中で一番手の著け惡いものは、其名（表面）は泰平無事でありながら、其實は先きの知れざる心配あることである、（なぜ手を著け惡いかと云ふに）居なりに其事變を觀ながら、之に就いての處置をなさぬときは、殊によると、療治の出來ざるまでに立至るべく、其れかと云つて、自分が飛出して無理に處置を附けようとするときは、天下の人が泰平の安穩に狃れて居るが爲に、まさかさういふことはなからうと、吾が言ふことを信ぜぬであらう、

文法　「有不測之憂」は、暗に七國強大にして將に反せんとするを言ふ、○「天下狃於治平之安而不吾信」は、暗に錯の建言の難きを言ふ、

惟仁人君子豪傑之士、爲能出身爲天下犯大難、以求成大功、此固非勉強朞月之間、而苟以求名之所能也、（第一大段の第二小段なり、責任を以て大難を處置する者は、仁人君子の外之れなきを言ふ、）

殺す時に方り、增が羽と肩を比べて義帝に事へたりと云ふ一段に在り、

凡そ歷史の評を書くには、古人の是非、得失、存亡、成敗を斷定すること、明判官が大裁判事件を判決するやうなもので、善く說明して、人の心服することを得るを必要とする、若し只能く人を折くだけならば、上手ではない、要する所は、自分が若し此の人の時に生れ、此の人の位に居り、此の人の事件に遇つたならば、どう云ふ工合に變に應じ、どう以ふ風に身を全うすべきかを考へることとなり、其れには必ず至當にして、易へることとの出來ない說があるに相違ない、丸で棋のやうなもので、負け棋にも勝てる石あり、勝ち棋にも負け石がある、得失は只一つの石の打ち方に在る、棋の先生が傍看すれば、必ず能く之を覆すならん、勝つ方も斯う打てば敗れる、負ける方も斯う打てば勝つと、段段說明するものは上手の人である、東坡の作れる史評は、皆此の說を得て居る、只人が知ることが出來んか、之を知る者は必ず文に長ずるであらう、

鼂錯論

蘇子瞻

講題　鼂錯は漢の景帝の時の人なり、初め申子、商子（戰國時代の人）の刑名（名を以て實を責むるを謂ふ、一種の法理論なり、）の學を修め、文學を以て身を起し、其官、御史大夫に至る、是より先き文帝の世に於て、錯は山東の七諸侯が强大にして漢室を危うするの恐れあるを以て、其領土を削らんことを建議せしと雖も、文帝は之を爲すに忍びずして止めり、乃ち景帝の位に卽くに及び、又前說を進めて曰く、今之を削るも亦反す、之を削らざるも亦反す、之を削るときは、則ち其反することは速かにして禍は小ならん、之を削らざるときは、其反することは遲くして禍は大ならんと、帝其言に從ひ、楚、趙の罪を取調べて一郡を削り、膠西の罪を取調べて七縣を削りしが、吳の二郡を削るに及び、吳王遂に兵を擧げて反し、六諸侯之に應じ、錯を誅するを以て名義とせり、漢より征討の軍を出すに際し、錯は

なり、扱扱增も亦人並みすぐれたる人物かな、

文法　結尾の一論は、范增を窮追せず、反つて之に人傑たることを許すは、韓退之の爭臣論、柳子厚の桐葉封弟辯と同一の筆法なり、

謝疊山評　此東坡海外文字、一句一字增減不得、句句有法、字字盡心、後生只熟讀暗記此篇、義理融明、音律諧和、下筆作文、必驚世絕俗、此論最好處、在方羽殺卿子冠軍時、增與羽比肩事義帝一段、當與鼂錯論並觀、

凡作史評、斷古人是非得失存亡成敗、如明官判斷大公案、須要說得人心服、若只能折人亦非高手、須要思量我若生此人之時、居此人之位、遇此人之事、當如何應變、當如何全身、必有至當不易之說、如奕棋、然、敗棋有勝著、勝棋有敗著、得失在一著之間、棋師傍觀、必能覆棋、歷說勝者亦可敗、敗者亦可勝、乃爲良工、東坡作史評、皆得此說、人不能知、能知之者必長於作論、

講述　此れは東坡の海外文字(東坡が南海の儋耳に謫居中に作りたる文章)であつて、一字一句と雖も增したり減じたりすることが出來ぬ、其れは一句一句に法があり、一字一字、心を用ひてあるからである、後學の人人、只管此の篇を熟讀して暗記するときは、義理が善く解けて明かとなり、音調も善く調ひ和ぐやうになり、筆を下し文を作るならば、世の中を驚かし社會に超越すべし、此の論の最も好き處は、羽が卿子冠軍を

方羽殺卿子冠軍、增與羽比肩而事義帝、君臣之分未定也、爲增計者、力能誅羽則誅之、不能則去之、豈不毅然大丈夫也哉、

第五大段の第一小段なり、增の執るべき方法を言ふ、

訓義　〔比肩〕竝び立つ、同列なり、〔毅然〕剛强堅固の貌、

講述　項羽が卿子冠軍を殺した時分、范增は項羽と肩を竝べて義帝に仕へて居つたことであるから、項羽に對しては、君臣の分が未だ定まつて居らなかつた、（羽が君でもなければ、增が臣でもない、）故に增の爲に計を立てゝ見れば、己れの力にて羽を誅することが出來得るならば、之を誅したがよい、若し出來得ぬならば、項羽の處を立去るがよい、さうすれば、何ときつぱりしたる男兒ではないか、

文法　君臣の字、上に應ず、

增年已七十、合則留、不合則去、不以此時明去就之分、而欲依羽以成功名、陋矣、

第五大段の第二小段なり、去るの機會を惜むと共に心事を斷定す、

大段落　以上を第五大段となす、主意を收む、

講述　增は已に七十歲の高齢になつて居ることであるから、（一生を潔くすべきではないか）項羽と意見が合へば留まるべし、合はざれば去るばかりである、然るに此の時を以て、去るか就くかの分界を定めないで、羽に依つて功を立て名を輝かさうとしたのは卑陋である、

文法　此時の時は、前段二箇所の將の字を收む、

雖然增高帝之所畏也、增不去、項羽不亡、嗚呼增亦人傑也哉、

大段落　以上を第六大段となす、增の爲に活路を開く、

講述　さは云ふものの、增は高帝の畏れ居たる人である、增が去らなかつたならば、項羽は亡びはせぬ

知也』、（第四大段の第一小段なり、卿子冠軍を殺すは義帝を弑するの兆なる所以を說く、）

訓義　〔獨遣沛公〕秦の二世已に弑せられ、關中大に亂る、義帝、沛公を遣はして關中に入らしむ、〔稠〕しげきなり、稠人は衆人と云ふが如し、

講述　吾れ嘗て論じて曰へり、義帝は天下に希なる賢君である、秦を攻むるとき、獨り寛仁大度の沛公を派遣して關中に入らしめ、疎暴不仁の項羽を派遣せず、又衆人の中より卿子冠軍を見拔いて、之を引擧げて上將とした、若し不賢ならば、どうして斯樣の事を爲し得られようや、已に賢主であつたとすれば、羽が義帝の命令であると詐つて卿子冠軍を殺した以上、義帝の默忍して居られざること必定である、故に項羽の方にて義帝を殺さなければ、義帝の方が項羽を殺したであらう、是れは智者を待つまでもなく知り得べき道理である、

文法　「義帝必不能堪」は作者の想像なり、之れあるか爲に文思は發展す、然れども理性を主とする精密の議論に在つては、反つて弱點となる、

增始勸項梁立義帝、諸侯以此服從、中道而弑之、非增之意也、夫豈獨非其意、將必力爭而不聽也、不用其言、而殺其所立、羽之疑增必自是始矣』、（第四大段の第二小段なり、義帝を弑するは增を疑ふ本なる所以を說く、）

大段落　以上を第四大段となす、卿子冠軍を殺すことが增を疑ふ本たるを論ず、

講述　范增は、始め項梁に勸めて義帝を立て、諸侯は之れがため楚に服從した次第である、然るに楚が未だ十分業を成し遂ぐるに及ばざる半途に於て之を弑したることとなれば、增の本意に背いた譯合ひである、夫れ唯增の本意に背いたばかりであらうや、恐らく手嚴しく項羽を諫めたに相違ない、其諫言を聽入れないで彼れの立てた君を殺したるからは、羽が增を疑つたのは此の時より始まつたのであらう、

文法　力爭の句も亦想像なり、〇「必自此始矣」の一句は「疑增之本也」に應ず、〇此に至つて疑の字を收む、

て楚の盛衰をなすばかりであらうや、楚の盛衰をなすと同時に、增の身が禍福を一致する所である、(義帝の存在は增の福ひであり、義帝の滅亡は增の禍ひとなる)增の立てたる義帝が亡ぶるに拘はらず、增のみが無事に永續すると云ふためしはない、

文法　「義帝之立增爲謀主」は是れ論據の在る所、

羽之殺卿子冠軍也、是弑義帝之兆也、其弑義帝則疑增之本也、豈必待陳平哉、物先腐也、而後蟲生之、人必先疑也、而後讒入之、陳平雖智、安能間無疑之主哉、『第三大段の第三小段なり、卿子冠軍を殺せし時に去るべき理由を說明す、』

大段落　以上を第三大段となす、增の疑はれたる本は、羽が卿子冠軍を殺したる時に在るを言ふ、

講述　項羽が卿子冠軍を殺したのは、是れ彼れが後に義帝を弑する兆である、彼れ義帝を弑したのは、則ち范增を疑ふ本である、何として陳平の離間策を待つて之を疑はうや、(之れなくとも、已に增を疑つて居つた、)物は先づ腐敗して、其れから蟲の生ずるものである、人は先づ疑ふ心があつて、其れから讒言が入込むものである、陳平何ほど智者なりとも、どうして疑ふ心を持たざる君を離間することが出來ようや、(彼れの策の行はれたのは、項羽の疑心に乘じたに過ぎない、)

文法　疑の字は首段の「疑范增與漢有私」の疑を承く、○兆の字は「知幾」の幾を承く、○陳平雖智は「漢用陳平計」に應ず、○物必先腐の一喩を挾み、文勢をして迫らざらしむ、

吾嘗論義帝天下之賢主也、獨遣沛公入關、不遣項羽、識卿子冠軍於稠人之中、而擢以爲上將、不賢而能如是乎、羽既矯殺卿子冠軍、義帝必不能堪、非羽弑帝、則帝殺羽、不待智者而後

講述　易に事の兆を知る者は、何と神でもあらうかと曰ひ、詩經に、彼の降雪を善く視るに、先きへ集まり落ちるのは惟れ霰と曰つてある、（斯く物には兆がある、増も兆を見て進退せねばならん筈で）増の退去は、項羽が卿子冠軍を殺した時になすべきであつた、

文法　「増曷爲以此去哉」の次に「當於羽殺卿子冠軍時也」の句を接すべきに、易を引き詩を引きて、直ちに主意を言はず、之を迂餘と曰ひ、游衍の筆と曰ふ、

陳渉之得民也、以項燕扶蘇、項氏之興也、以楚懷王孫心、而諸侯叛之也、以弑義帝、（第三大段の第一小段なり、義帝の存亡は楚の興廢に關するを言ふ、）

訓義　〔陳渉之得民〕陳渉、名は勝、秦の二世の時、呉廣と共に兵を起し、楚の將項燕と始皇の長子扶蘇とは皆人望ありしを以て、二人は尚生存すと稱し、其名を借りて人心を取れり、〔立楚懷王孫心〕懷王は秦に囚はれて死し、尤も楚人に憐まれたる王なりしかば、之を立てゝ民望に從ひしなり、

文法　此の處は、下文の増が謀主たることを迫り出す爲の段なり、○陳渉は客にして、項氏は主なり、

且義帝之立、増爲謀主矣、義帝之存亡、豈獨爲楚之盛衰、亦増之所與同禍福也、未有義帝亡而増獨能久存者也、（第三大段の第二小段なり、義帝の存亡は又増の禍福に關するを言ふ、）

訓義　〔義帝之立増爲謀主〕項梁（羽の兄）兵を起しし時、増往いて之に說いて曰く、陳勝事を首め、楚の後を立てずして自立す、其勢ひ長からず、今君、江東より起り、楚の蜂起の將爭うて君に附くものは、君は世世楚の將にして、必ず能く楚の後を復立せんと以へばなりと、是に於て項梁、楚の懷王の孫、心を求め得て之を立つ、卽ち義帝是れなり、

講述　且つ義帝の立つことに就いては、范増が發企者であつたのである、されば義帝の存亡はどうし

然則當以何事去、增勸羽殺沛公、羽不聽、終以此失天下、當於是去耶、曰否、增之欲殺沛公、人臣之分也、羽之不殺、猶有君人之度也、增曷爲以此去哉』、第二大段の第二小段なり、先づ問答體を以て普通の說を破る、

訓義　〔增勸羽云云〕鴻門の會を謂ふ、

講述　其れならば、如何なる事を動機に去るが至當であるか、增は項羽に沛公（高祖、初め沛公と稱す）を殺せと勸めたれども、項羽聽き入れず、終に之が爲に天下を取失つた次第である、されば此の場合に去るが當然であるか、之に答へて曰ふ、否、增が沛公を殺さうとしたのは、人の臣下として、己れの君のみを大切に心得、何卒競爭者を打滅ぼし、天下を我が君の物にしようとて心を盡すものなれば、其本分である、又項羽が沛公を殺さなかつたのは、流石に人の君であるだけの度量があると云ふもので、強ち殺さぬが惡いでもない、すれば、增はどうして此の事の爲に去るわけがあらうや、

文法　此の問答により、讀む者をして增が何時去るべきかを考へしむ、〇人臣、君人の字は、後を伏す、

易曰、知幾其神乎、詩曰、相彼雨雪、先集維霰、增之去、當於羽殺卿子冠軍時也』、第二大段の第三小段なり、增の去るべき機會を斷定す、

大段落　以上を第一大段となす、增の去るべき時を擧ぐ、

訓義　〔易曰云々〕繋辭傳の語なり、幾とは、形は見えざれども、事の起因をなす端緒なり、之を看破することは凡人の及ぶ所にあらず、故に神乎と曰ふなり、〔詩曰云云〕小雅頍弁篇の句なり、相は視察すること、雨雪の雨は動詞用にして「ふる」なり、〔殺卿子冠軍〕義帝、（楚の懷王の孫、名は心、）宋義を以て上將軍となし、卿子冠軍と號す、卿子は貴公子と云ふが如し、秦の趙を攻めし時、義帝、宋義をして之を救はしめたるに、宋義驕りしかば、項羽之を斬つて其兵を領す、

范增論　　蘇東坡

講題　范增は項羽の謀臣なり、

大旨　項羽が卿士冠軍を殺せし時は增の去るべき機會なりしに、早く此の時を以て去らざりしことは惜むべきを言ふ、

漢用陳平計、間疎楚君臣、項羽疑范增與漢有私、稍奪其權、增大怒曰、天下事大定矣、君王自爲之、願賜骸骨、歸卒伍、歸未至彭城、疽發背死』

大段落　以上を第一大段となす、事實を叙す、卽ち論案なり、

訓義　〔間疎〕間はへだつる、疎はうとくする、〔天下事大定矣〕天下の形勢も大に片附く、〔賜骸骨〕臣が君に仕ふるときは、吾が一身を捧げて君の物とするなれば、仕を辭するときは、之を乞ひ戻すわけとなる、〔歸卒伍〕農民は、兵役に出づる準備として常に組合ひをなす、五人を伍となし、十人を卒となす、歸卒伍は、卽ち平民に復歸せんとの義なり、

講述　漢の高祖が陳平の計を用ひ、楚の君臣の間柄を離間した處、楚の項羽は果して范增が漢と私に通じをるかと疑ひ、少しづゝ其權を奪つた、增は大に怒つて曰ふ、今は天下の形勢も大に定まりしことであるから、最早臣の必要も之なし、御自身勝手に爲さるべし、臣は御暇を賜はつて民間に歸り申したしと、斯く言つて立去つたが、未だ彼れの故郷彭城に行き著かざる中に、疽と云ふ腫物が背に出來て死去した、

蘇子曰、增之去善矣、不去、羽必殺增、獨恨其不早耳』　第二大段の第一小段なり、增の早く去らざりしを惜む、

講述　蘇子此れに就いて論じて曰ふ、范增の退去せしは誠に善き分別であつた、若し退去せざりしならば、羽は范增を殺したに相違ない、唯其去り方が早くなかつたのが殘念である、

文法　「獨恨其不早耳」の一句は、主意を徹露す、

自與則僭、不自與而無所與則散、嗚呼後之春秋、亂耶、僭耶、散耶、（第四大段の第三小段なり、後世人の春秋を知らざるを嘆ず、）

大段落　以上を第四大段となす、孔子の意を知るものなきを言ふ、

訓義　〔亂〕筋の亂雜になること、〔僭〕分限を乘り踰えて上を犯すこと、〔散〕纏りのつかぬこと、

講述　後世の、夫子の眞似をして春秋を作る者は、如何なる考へであるか、此方には不可解である、春秋には天子の權がある、それゆゑ天下に明君があるときは、春秋を作らぬが當然であり、又明君がないときは春秋を作つて差支へはないとするも、何人に與へてよきか知れぬ、天下の人に、周公の子孫のやうに與へてよき者があらうや、ありはせぬ、若し權を與へて、適當の人を得ないときは亂となる、人に與へないで、作者自身に權を與ふるときは僭となる、人にも自分にも與へぬときは散となる、扨も後の春秋は亂であるか、僭であるか、散であるか、（何れか免れない、斯樣なものが春秋と申されようや、）

謝疊山評　此文有法度、有氣力、有精神、有光燄、謹嚴而華藻者也、讀得孟子熟、方有此文章、

講述　此の文には法則があり、氣力があり、光燄があり、嚴肅であつて美麗である、孟子を讀みこなして熟するときは、始めて此の如き文章が出來る、

餘説

此の文は六辯、六解より成り、每辯中、先づ公案を立て、然る後辯を起す、解は則ち辯に隨つて之を解し、已に解し了つて又辯を起し、已に後辯を設けて、又別解を起す、○是非と賞罰との關係を論ずる處は、堂堂正正の觀あり、唯夫子が賞罰の權を魯に與ふることを論ずるに至つては、强辯理を奪ふものにして、頗る破綻あり、殊に魯君不肖なるも周公の意を見はす所以なりと言ふが如きは、其辭の窮するを見る、末段は餘波に屬すれども、結法の妙學ぶべし、

夫告老而卒不書、而夫子獨書、夫子作春秋、以公天下、而豈私一孔丘哉、嗚呼夫子以爲魯國之書、而子貢之徒、以爲孔氏之書也歟、第四大段の第一小段なり、孔子の門人、孔子の意を知らざるを云ふ、

訓義 〔續經而書孔丘卒〕孔子の自作は獲麟の處にて終りたるを、子貢の徒が續ぎ足して、孔子の卒せられし時までの事を記せり、

講述 子貢の徒は、孔夫子が春秋を作られた本意を知らないで、經文を續ぎ足して孔丘卒すと書いてある、夫子は此時已に老年を申立てゝ、大夫の位を辭された後である、春秋にては、大夫が退隱して卒したる場合には書かぬが例であるに、夫子に限り、孔丘卒すと書いたのは何事である、夫子は春秋を作り、其書を天下に公にせらる、何として一個人の孔丘に私せられようや、扨も孔子は春秋を以て魯國の書とせらるるに、子貢の徒は孔子の書と看做したわけか、(以ての外の事である、)

遷固之史、有是非而無賞罰、彼亦史臣之體宜爾也、第四大段の第二小段なり、歴史の常法、

訓義 〔遷固之史〕司馬遷の史記と班固の漢書、

講述 司馬遷、班固の歴史には、是非はあれども賞罰なし、彼等は修史の役に居る臣下なれば、其地位として體裁は斯くあるべきである、

文法 孔子は史臣に非ざるゆゑ、必ず此の體裁に倣ふに及ばずとの意を含ませ、而して起首の是非者云云に應じたるものなり、

後之效孔子作春秋者、吾惑焉、春秋有天子之權、天下有君、則春秋不當作、天下無君、則天子之權、吾不知其誰與、天下之人、惡有如周公之後之可與者、與之而不得其人則亂、不與人而

考へられたのは、今の天下には周公のやうな聖人が居らぬ、故に此の嘆ずべき有樣に立至つたのであると、其れゆゑ、夫子が天子の權を以て周公の子孫に與へられたのは、周公を思ふ意志を見はされたのである、

吾觀春秋之法、皆周公之法、而又詳內而略外、此其意欲魯法周公之所爲、且先自治而後治人也明矣、夫子嘆禮樂征伐自諸侯出、而田恆弑其君、則沐浴而請討、然則天子之權、夫子固明以與魯矣』第三大段の第七小段なり、補證、

大段落　以上を第三大段となす、難問を解決す、

訓義　〔詳內而略外〕魯國を內とし、他國を外とす、自國の事は、詳細に記すれども、他國の事は之を省略す、中國を內とし、夷狄を外とす、中國の事は詳細に記すれども、夷狄の事は之を省略す、〔禮樂征伐〕論語季氏篇に出づ、〔田恆〕論語憲問篇に曰く、陳成子、簡公を弑す、孔子沐浴して朝し、哀公に告げて曰く、陳恆其君を弑す、請ふ之を伐たんと、陳氏、後に田氏と稱す、

講述　吾れ老泉、春秋の筆法を觀るに、皆周公が天下を治められた所の法であつて、且つ又內の事をば詳かに記載して、外の事をば省略してある、此れ其精神は、魯が先祖周公の仕方に法り、兎も角第一番に自分の國を治めて、其れから他國を治めさせようとせられたのは明白である、全體夫子は、禮樂を作り征伐を行ふ大權が、天子の手より出でずして諸侯より出づることを嘆息し給ひながら、齊の田恆と云ふものが其君を弑した時に、髮を洗ひ身を淨めて田恆を討たんことを其君に奏請せられたことがある、さうして見ると、天子の權は、初めより明かに魯に與へられたのである、

子貢之徒、不達夫子之意、續經而書孔丘卒、夫子既告老矣、大

文法　周公も亦天子にあらず、因つて桓文を假り、周公の心の王室に存せしことを見はす、

夫子欲魯如齊桓晉文、而不遂以天子之權與齊晉者何也、齊桓晉文陽爲尊周、而實欲富强其國、故夫子與其事、而不與其心、周公心存王室、雖其子孫不能繼、而夫子思周公而許其假天子之權、以賞罰天下、其意曰、有周公之心、而後可以行桓文之事、此其所以不與齊晉而與魯也、（第三大段の第五小段なり、齊晉に與へずして、魯に與ふる所以を說明す、）

訓義　〔陽〕外面なり、

講述　貴說の如く、夫子が、魯の國の齊桓、晉文のやうにあらんことを欲し給ひながら、遂に天子の權を以て齊や晉に與へられなかつたのは、如何なる次第であるか、其れは齊の桓公、晉の文公は、表面周を尊ぶ風を粧ひながら、其實は己れの國を富强にしようと思つたものであるから、夫子は、彼等が王室を尊びたる行爲には贊成し給ひたれども、其心術には贊成し給はず、周公は其心實に王室の爲を思はれたれば、其子孫の魯君が不肖にて、周公の志を繼ぐこと出來ざりしとは云へ、夫子は、周公を思ひ慕はるゝ精神よりして、魯君が天子の權を假りて天下を賞罰することを許されたのである、

夫子亦知魯君之才、不足以行周公之事矣、顧其心以爲今之天下無周公、故至此、是故以天子之權與其子孫、所以見思周公之意也、（第三大段の第六小段なり、前文の補論なり、）

講述　夫子も魯君の才が周公の事を行ふに足らざることを知り居られたのである、思ふに夫子の心で

當在平王、平王昏亂、故夫子亦曰、天下不可以無賞罰、而魯周公之國也、居魯之地、宜如周公不得已而假天子之權、以賞罰天下以尊周室、故以天子之權與之也、『第三大段の第三小段なり、魯に天子の權を與ふる所以を說明す、』

訓義　〔東遷〕周の平王の時、西戎に迫られたるため東都に遷る、卽ち洛陽なり、平王の二十二年は魯の隱公の元年にして、春秋の內容は此に始まる、

講述　春秋に行ひたる賞罰は魯より天下中に及ぶことゆゑ、天子の權である、元來魯は一諸侯なれば、其賞罰は國疆の外へは及ばないのに、之に天子の權を與へ、賞罰を天下中に及ぼさしむるのは如何なる理由であるか、之に答へて曰ふ、天子の權は言ふまでもなく周室にあり、然れども夫子は、已むを得ざる所より之を魯に與へられたのである、其故は、武王崩御せられし時と云ふものは、天子の位は當然其跡繼の成王に在るべき處、成王は尙ほ幼年であつた、周公は考へられるやう、天下には、賞罰なくては居られぬことなりと、因つて已むを得ず、自身假りに成王に代つて天子の位を踐み、天下を賞罰して周の天下を維持せられた、其後周の東都洛陽に還つたとき、天子の權は當然時の天子平王に在り、然るに平王は昏亂であつたため、夫子も亦申さるゝやう、天下は一日も賞罰なくては相濟まず、然る處、魯は嘗て天子の權を行ひたる周公の國であるから、魯の地に居る者は、周公が已むを得ず天子の權を假りて天下の人を賞罰し、斯くて周室を尊んだやうにせねばならぬと、右の理由に從ひ、天子の權を以て魯に與へたのである、

然則假天子之權、宜如何、曰如齊桓晉文可也、『第三大段の第四小段なり、天子の權を假るの形式を說明す、』

訓義　〔齊桓晉文〕五霸の二人にして、倶に天下の盟主となり、天子に代つて政をなせし人なり、

講述　然らば天子の權を假るには、如何なる手段を要するか、答へて云ふ、齊の桓公、晉の文公の如くすれば差支へがない、

七個の也の字は、文をして明快ならしむ、

何以知之、曰、夫子繋易謂之繋辭、言孝謂之孝經、皆自名之、則夫子私之也、而春秋者魯之所以名史、而夫子託焉、則夫子公之也、公之以魯史之名、而賞罰之權固在魯矣、』第三大段の第二小段なり、春秋が夫子の私書に非ずして、魯の公史たることを說明す、

訓義 〔繋辭〕易の卦や爻の下に、孔子が傳〔注說〕を附けられたるもの、

講述 何を以て春秋が魯の書であり、賞罰が魯の賞罰であると云ふことが知らるゝや、曰く、夫子は易の卦爻に注釋の辭を附け合せて、之を繋辭と名づけられた、又孝道の事を物語つて、之を孝經と名づけられた、此のやうに何れも自ら名を附けられたのは、夫子が其書を私的性質とせられたる故である、然るに春秋には、魯國が其國の歷史に附けた名目であつて、夫子は此の名目に事寄せて賞罰をなされし以上、此書をば公的性質のものとせられたのである、此の書を公的性質となすに魯國の歷史の名目を用ひられしことであるから、其書の中に在る賞罰の權は魯に在ることと、言ふまでもない次第である、

文法 結の一句は、下文を起す、

春秋之賞罰自魯而及於天下、天子之權也、魯之賞罰不出境、而以天子之權與之何也、曰、天子之權在周、夫子不得已而以與魯也、武王之崩也、天子之位、當在成王、而成王幼、周公以爲天下不可以無賞罰、故不得已而攝天子之位、以賞罰天下、以存周室、周之東遷也、天子之權、

秋の賞罰を行ひしことを攻撃す、

訓義 〔某爲善某爲惡〕賞罰に對する是非なり、

講述 之を辯解する者の曰く、孔夫子は何とて實際に賞罰せられようや、唯口上にて賞罰すると申されたるに過ぎず、どうして夫子の疵にならう、不都合の事ではないと、難問者は又云ふ、譬へば我君主でもない、又役人でもない、然るに往來の人を執へて、某は善事を行つた、某は惡事を行つたと告ぐるだけならば差支へないが、其跡に繼いで、某は善事を行つたから、彼れを賞せん、某は惡事を行つたから、彼れを罰せんと曰ふならば、世の中の人は、我れを笑はぬ者あらうや、夫子の賞罰は何を以て此の譬へと異ならうや、少しも違ふ所はない、果して違はぬとすれば、何ぞ夫子として尊ぶに足らうや、何ぞ春秋として重んずるに足らうや、

文法 篇首より此に至るまで、十分詰問する所あり、然る後、一一辯解をなす、是れ死中活を求むるの法なり、

曰、夫子之作春秋也、非曰孔氏之書也、又非曰我作之也、賞罰之權、不得以自與也、曰、此魯之書也、魯作之也、有善而賞之、曰、魯賞之也、有惡而罰之、曰、魯罰之也、

『第三大段の第一小段なり、賞罰の權を魯に與ふることを言ふ』

講述 之に答へて云ふ、孔子の春秋を作られたのは、決して孔子一家の私書と申さるゝのではない、又己れ此の書を作れりと申さるゝのではない、賞罰の權は自分で自分に與ふるわけにはゆかぬ、然らば何と申さるゝかと言へば、此れは魯國の書なり、魯國之を作りしなりと曰はるゝのである、善を行ふものあつて之を賞するときは、魯國之を賞すと曰はれ、惡を爲す者あつて之を罰するときは、魯國之を罰すと曰はる、（則ち春秋の賞罰は孔子が之を行はれしわけに非ざるゆゑ、孔子の罪とは爲し難い、）

文法 此れ一篇の主意の在る所にして、從前の詰問は、總べて書が魯國の書たり、賞罰が魯國の賞罰となることを迫り出さんが爲に設けられたるなり、〇

る、然るに夫子自身、己れの身分のないのにも拘はらず、僭越にも天子や諸侯であつて始めて爲すべき賞罰の事を爲すときに於ては、何を以て天下の僭越なる諸侯、大夫を責むることが出來ようや、

位公也、道私也、私不勝公、則道不勝位、位之權得以賞罰、而道之權不過於是非、道在我矣、而不得爲有位者之事、則天下皆曰位之不可僭也如此、不然天下其誰不曰道在我、則是道者位之賊也、』第二大段の第三小段なり、僭越の不可なる所以を言ふ、

講述　位と云ふものは公である、道と云ふものは私である、私が公に勝てざる以上、道は位に勝つことの出來ぬ理である、位の權能は人を賞罰することが出來るが、道の權能は人を是とし非とするに過ぎない、されば道が自身に在つたとて、之が爲に有爲者の仕事を爲すことは出來ない、其結果、天下の人は誰れ彼れに論なく、位と云ふものは斯程に乘越えられないものであると曰つて戒むるであらう、若し之に反して無爲者が有爲者の事をなすときは、道は我れに在りとて、身分を乘越え、賞罰をなさない者があらうや、誰れも斯う云ふに違ひない、すれば道は位の害物である、

曰、夫子豈誠賞罰之耶、徒曰賞罰之耳、庸何傷、曰、我非君也、非吏也、執塗之人而告之曰、某爲善某爲惡、可也、繼之曰、某爲善、吾賞之、某爲惡、吾誅之、則人有不笑我者乎、夫子之賞罰何以異此、然則何足以爲夫子、何足以爲春秋、』第二大段の第四小段なり、賞罰は空言とするも、尙ほ不可なるを言ふ、

大段落　以上を第二大段となす、難問を設けて、春

と、此の如き例を示せしなり、〔赦人之罪〕齊の桓公の項の滅ぼしたるを、單に師滅項と書し、齊桓の名を諱みたるは、其功に免じて其非を赦したるなり、〔去人之族〕隱公十年に曰く、翬、師を帥ゐて齊人、鄭人に會し、宋を伐つと、翬は羽父の名なり、注によれば、其專斷を疾んで族を去り、單に名を書したるなり、〔絕人之國〕邾國の黑肱來奔せしを、邾と言はずして只黑肱と書せし類是れなり、〔貶人之爵〕莊公三十年に、齊侯が山戎を伐ちたるに、齊侯と書せずして齊人と書せし類を謂ふ、〔或書其名、或書其字〕例多くして枚擧すべからず、但し字を書するは褒むるなり、名を書するは貶すなり、

講述　周の衰微したとき、位は夫子の身になかつたが、(地位を持つて居らなかつた)、帝王でも公卿でもなかつた)道は夫子の身に在つたのである、(道德を具へ、謂はゆる聖人であつた、)されば夫子の、己れの持つて居る道の權能を以て天下の事を、此れは是である、此れは非であると、是非の批評をなすだけならば差支へない、然るに春秋の書は人の功を賞した、人の罪を赦した、人の族を除いた、人の國を無視した、即ち諸侯は貴んで字を書くべきであるに、名を書いた處があり、大夫は諸侯より引下げて名を書くべきであるのに、字を書いた處があり、唯其法式が斯うであるとか、吾が意見は斯うであるとか云ふのではなく、單に此れは是である、此れは非であると云ふのではなく、直ちに賞罰が加はつて居る、すれば孔夫子は、言ふまでもなく自分は人を賞罰する權能があると思つて居られたのである、

賞罰人者、天子諸侯事也、夫子病天下之諸侯大夫僭天子諸侯之事、而作春秋、而已則爲之其何以責天下、

（第二大段の第二小段なり、夫子の僭越を言ふ、）

講述　人を賞し人を罰する事は、位に在る所の人、即ち天子、諸侯などの爲すべき行爲であつて、平人の爲すべき所ではない、元來夫子は、天下の諸侯、大夫が、諸侯は天子の事を、大夫は諸侯の事をと云ふやうに、順次目上の仕事を乘り踰えて行動する事を憂慮せられ、其れをば正さんとて春秋を作られたのであ

為一人之私、而天下以榮以辱』、

大段落　以上を第一大段となす、賞罰と是非との性質を論ず、

訓義　〔賞罰是非〕賞罰は行為にして法律的、是非は言論にして道徳的、〔位〕天子、諸侯、大夫等の如き治者たる位地、

講述　賞と罰との二つは、天下に共通の公なる法律である、是と非との二つは、一人の口より出づる私なる道徳律である、聖人が位の在る人である場合は、其聖人が己の有する位の權能を以て天下の公的（賞罰）を行ひ、其結果、天下の人は罰せられて懲り、賞せられて勵む、聖人が道の在る人である場合は、其聖人が道の權能を以て一人の私的（是非）を評し、天下の人は是とせられて榮譽とし、非とせられて不名譽とす、

文法　起し方は雙關を用ひたり、何となれば、賞罰者の句は左扇を為し、是非者の句は右扇を為し、位之所在より以勸に至るまでの句は左扇を闔し、道之所在より以辱に至るまでの句は右扇を闔すればなり、○權の字、道の字、公私の字、位の字、賞罰の字は、皆一篇の字眼、

周之衰也、位不在夫子、而道在焉、夫子以其權是非天下可也、而春秋賞人之功、赦人之罪、去人之族、絶人之國、貶人之爵、諸侯而或書其名、大夫而或書其字、不惟其法、惟其意、不徒曰此是此非、而賞罰加焉、則天子固曰、我可以賞罰人矣』、　第二大段の第一小段なり、春秋の人を賞罰することを言ふ、

訓義　〔賞人之功〕春秋僖公元年に曰く、公子友、師を率ゐて莒の師を酈に敗り、莒の拏を獲と、註に云く、拏は莒子（子は莒の爵）の弟なり、弟と書せざるものは、卿に非ればなり、卿に非ざれば應に書すべからず、而も公子友の功を嘉す、故に特に其獲る所を書す

を被り、就中綰は最も親まれ寵せられた、されど、高帝の未だ崩ぜぬ內、引續き、反逆を謀つたため誅せられた、それに誰れか、高帝の死後に椎埋屠狗と云ふやうな下等の業をして居つた者が、自分の親類の帝王になるを見て、欣然と之に從はないと謂ふものぞ、(噲は高帝と親密であつたと云ふも、之が爲に謀反せずとは謂ひかぬべし、)吾れは、之が爲に平勃は其憂を遺した者と曰ふのである、

文法　「吾故曰」は、前大段の終に應ず、○此の一小段は補論にして、敵の走路を塞ぐの法なり、

謝疊山評　此論因高祖命平勃卽軍中斬樊噲事、有所見、遂作一段文字、知有呂氏之禍、而用周勃、不去呂后二事、皆是窮思極慮、刻骨作文、非淺學所到、必熟讀暗記、方知其好、

講述　此の論は、高祖が平勃に命じ、軍中に卽いて樊噲を斬らしめたる事に因つて一つの見解を得たので、遂に一段の文字を作つた次第である、呂氏の禍ひのあることを知つて周勃を用ひたと、呂后を去らなかつたとの二箇條は、何れも飽くまで思索力を盡し、骨に刻み込むまで深く徹底して作り上げた文であつて、淺學の及ぶ所ではない、十分熟讀暗記すると、始めて其好きことが知られる、

春秋論　　蘇老泉

講題　前に收めたる歐陽修の春秋論を參看すべし、

大旨　孔子が天子の權を以て魯に與へ、魯をして褒貶賞罰をなさしめたるを言ふ、

賞罰者天下之公也、是非者一人之私也、位之所在、則聖人以其權爲天下之公、而天下以懲、以勸、道之所在、則聖人以其權

遺した者である、噲が（呂氏の亂に先だち）惠帝の六年に死したるは天祐であつて、若し呂氏の亂に存命であつたならば、呂祿は欺くこと出來ず、太尉の周勃も北軍に入つて兵權を握ること叶はず、（呂氏の亂は治まらないで、劉氏の天下は亡びたかも知れぬ、）

文法　陳平、周勃の憂を遺せしは不智にして、高帝が其憂を先見して噲を殺さんとせしは智なり、今二人の不智を叙するは、乃ち高帝の智を示す所以なり、○首段の「陳平張良智之所不及」に應ず、

或謂噲於高帝最親、使之尚在、未必與產祿叛、（第三大段の第一小段なり、）

訓義　〔噲於高帝最親〕噲の妻は呂后の妹なれば、高帝は「相やけ」の間柄なり、其上高帝と同郷の生れにして、倶に起りし人なれば、他の諸將に比すれば最も親密なり、

講述　或人いふ、噲は高帝に對して其關係最も親しかつた事であるから、彼れが呂氏の亂に尚存命して居つたとするも、呂產や呂祿など謀反するとは限るまい、（其れに彼を危險視するのは酷ではないか）

夫韓信黥布盧綰、皆南面稱孤、而綰又最爲親幸、然及高祖之未崩也、皆相繼以逆誅、誰謂百歲之後、椎埋屠狗之人、見其親戚得爲帝王、而不欣然從之耶、吾故曰、彼平勃者遺其憂者也』、（第三大段の第二小段なり、駁論に答辯す、）

大段落　以上を第三大段となす、反對論を破る、

訓義　〔南面稱孤〕君は南面し、臣は北面す、故に君位を南面と曰ふ、孤は王侯の自稱、韓信は楚王、黥布は淮南王、盧綰は燕王、〔椎埋屠狗〕椎埋は、椎を以て人を殺し、之を土中に埋むるなり、屠狗は、犬を殺して之を賣るなり、〔親戚〕呂氏、

講述　韓信や黥布や盧綰や、何れも南面の君の位に居り、孤と稱する身分となりしまでに高帝の恩遇

の親類である、呂氏の一族中、呂產や呂祿のやうな輩は何れも平凡な才能であるから、懸念するほどの事もないが、唯噲は豪傑であつて、迚も諸將の力では制しきれぬ人物であるから、後世の患は噲より大なる者はない、高帝の呂后に就いての見立ては、丁度醫者の菫と云ふ毒藥に就いての見立てと同じい、醫者が菫を使用するには、其毒をば病の愈ゆる程度までに效かしめて、一命を害するまでには至らしめない、(高帝は呂后と云ふ毒を用ひて、諸將の邪心と云ふ病氣を療治したが)樊噲さへ死んで仕舞へば、呂后の毒は人の命を害する(劉氏を亡すこと)程度に至らずして濟むべし、因つて高帝は、此れ(噲を殺すこと)にて死しても安心出來ると考へたのである、

文法　此の一小段は、呂氏の事より樊噲に入り、最後に又呂氏に復す、○「呂后既不可去」の二句は、上の一句を以て前の小段を承け、下の一句を以て本小段を起し、轉換の處なり、○樊噲を斬るべからざる理由を論ずるに、一は高祖の性質より、一は噲の戰功より、一は鴻門の危急を救ひたる大功より、凡べて三層に分る、而して毫も煩瑣を覺えず、○「一旦遂欲斬之而無疑」に至るまでは、文勢頗る急なり、「嗚呼」より以下は、殊更に緩勢を用ふ、

彼平勃者遺其憂者也、噲之死於惠帝之六年天也、使之尚在、則呂祿不可紿、太尉不得入北軍矣、

第二大段の第五小段なり、噲が死せざる場合の結果を測定して平勃の失錯を示す、

大段落　以上を第二大段となす、具體的に高帝の智が大に明かなりしことを論ず、

訓義　「彼平勃者遺其憂」初め高祖が讒言を論じ、陳平、周勃の二人に命じ、噲を軍中に斬らしめんとせしに、二人は之を斬らずして捕へ歸りし處、呂后之を釋せり、是れ二人は高祖の心事を知らず、他日の禍ひとなるべき人物を救ひて、後に遺せしこととなる、「呂祿云云」北軍とは京師を衞る兵なり、呂氏の亂をなせしとき、呂祿は北軍の將にして、太尉の周勃は兵を主る能はず、因つて酈寄をして呂祿を欺き、其兵權を解いて己れに授けしめたり、

講述　彼の陳平、周勃の二人は、禍ひの種を後世に

視毒也、使其毒可以治病、而不至於殺人而已、噲死則呂氏之毒、將不至於殺人、高帝以爲是足以死而無憂矣。第二大段の第三小段なり、樊噲を斬らんとせしは、呂氏の勢を削るためなるを言ふ、大に明かなるの三證。

訓義 〔彼〕高帝の代名詞、〔方亞父嗾項莊時〕鴻門の會の事なり、亞父は項羽の謀臣范增、嗾は教唆するを謂ふ、項莊をして、劍舞に託し高祖を殺さしめんとせしことを指す、〔譙〕せめ叱る、〔惡噲欲滅戚氏〕燕王盧綰の反するや、噲、命を受けて出征す、既にして高祖疾あり、或人謂つて曰く、樊噲、呂氏に黨す、上若し不諱〔死〕あらば、噲、兵を以て戚氏を滅さんとすと、戚氏は高祖の寵姬戚夫人、〔一女子〕戚夫人を指す、〔產祿〕呂產、呂祿、

講述 呂后は、前陳の理由あれば之を殺すわけにゆかぬ故に、呂氏の黨を削り、呂氏の權を減し、如何に事變があつても、天下の動搖せざる方針を取つたのである、其れ故、樊噲ほどの功ある人でも、一旦之を殺さうとして何の躊躇もしなかつたのである、扨も高帝は、どうして樊噲に限りて無慈悲であらうや、(さう云ふ筈はない)其上、噲は帝と偕に起り、城を攻めたり敵陣を陷れたりした功は少くない、亞父が項莊を嗾して高帝を殺さうとした時、噲が項羽を叱りつける事がなかつたならば、高帝は其場で殺され、漢が天下を一統する所の其漢の成ると云ふことは知れぬ、恐らく漢の天下は成立たなかつたであらう、噲の居た爲に天下も取れた次第で、莫大の功があるにも拘はらず、一朝噲は戚氏を亡さうとして居る由を讒言する者があつたが、其時彼は燕の地に出征中の處、高帝は卽座に陳平、周勃二人を召し、燕の陣地へ赴いて噲を斬れと命じた、夫れ噲の罪は未だ表面に見はれたのではなく、之を密告した者の言つた言が眞實であるか詐僞であるかも未だ定まらなかつたのである、其上に、高帝が一人の女子の爲に天下の功臣を殺すやうな事をせぬのは明かである、(其れに彼れを殺さうとしたのは、前に言つた通り、呂氏の黨を削る爲に外ならぬ)彼れは呂氏の女を妻に娶つて居る、呂氏

せし後に、宰相、將軍、其他の大臣中に武庚祿父の如き者があつても、之を取り鎭むる者がないであらうと、因つて獨り計を運らされたが、其考へに、凡そ民家などにても、縱令ひ戶主が死したりとも、主母さへあらば、剛情の下僕、氣の强き下女も之に畏れて、敢て幼少の嗣子に抵抗せぬものである、呂后は帝を佐けて天下を定めたる程の女傑であるから、平生より諸將軍や大臣に畏服せられて居る、されば呂后が在らん限りは、彼等の邪心を鎭め壓へて、嗣子の成人まで待つことが出來ると、それであるから、高帝が呂后を去らなかつたのは惠帝の爲めに計つたのである、

文法　「勢不可也」の一句はなくとも文義は通ずべし、然れども之あるが爲に、文勢一頓して締りあり、

○「不去呂后者爲惠帝計也」の句は此の小段の斷案にして、前の「何也」の二字に對する答へなり、

呂后既不可去、故削其黨以損其權、使雖有變而天下不搖、是故以樊噲之功、一旦遂欲斬之而無疑、嗚呼彼豈獨於噲不仁耶、且噲與帝偕起、拔城陷陣、功爲不少、方亞父嗾項莊時、微噲譙羽、則漢之爲漢、未可知也、一旦人有惡噲欲滅戚氏者、時噲出伐燕、立命平勃即軍中斬之、夫噲之罪未形也、惡之者誠僞未必也、且高帝之不以一女子斬天下之功臣、亦明矣、彼其娶於呂氏、呂氏之族、若產祿輩、皆庸才不足卹、獨噲豪傑、諸將所不能制、後世之患、無大於此者矣、夫高帝之視呂后、猶醫者之

からである、（呂氏が亂を起せば劉氏は危きゆゑ、其際周勃の兵權に因つて之を安んぜしめんとの考へなり、）

文法　「勃又將誰安邪」の一問は、老泉が書を讀むに眼力あり、文を作るに筆力あることを見るべし、普通の人は漢書の「然後安劉者必勃、可令爲太尉」の二句を讀み、何人も、高祖が勃の重厚にして大事に當らしむべきを知りたる點を認むるのみにて、劉氏の既に安きに、勃は其上誰を安んぜんと云ふことには思ひ到れるものなし、是れ老泉の學識、人に過れたる處なり、

雖然其不去呂后何也、勢不可也、昔者武王沒、成王幼、而三監叛、帝意百歲後、將相大臣及諸侯王、有如武庚祿父、而無有以制之也、獨計以爲家有主母、而豪奴悍婢、不敢與弱子抗、呂氏佐帝定天下、爲諸將大臣素所畏服、獨此可以鎭壓其邪心、以待嗣子之壯、故不去呂后者爲惠帝計也、』第二大段の第二小段なり、惠帝の成長を待つが爲に呂后を去らざりしを言ふ、大に明かなる二證、

訓義　〔勢〕事のなりゆき、〔三監〕管叔、蔡叔、霍叔を謂ふ、其國家を監するを以て三監と曰ふ、〔百歲後〕死後と云ふこと、〔武庚祿父〕殷の紂王の子なり、周の武王之を封じて侯となす、成王の時、三監と共に叛す、〔豪奴悍婢〕剛情の下僕、氣の强き下女、〔邪心〕叛心なり、

講述　斯く呂氏の叛亂の起るべきことを知りながら、禍ひの根本とも謂ふべき呂后を其儘にして取り除かなかつたのは、如何なる理由であるか、之に答へて云ふ、是れ時のなりゆき上、都合が惡るかつたからである、昔し周の武王歿し、嗣子たる成王は尚幼く、さうして三監の謀叛あり、高帝の考へでは、自分が死

所爲、曉然如目見其事而爲之者、蓋高帝之智明於大而暗於小、至於此而後見也』第一大段の第二小段なり、高祖の智が大事に明かなりしを言ふ、

大段落　以上を第一大段となす、抽象的に、高祖の智が大に明かにして小に暗きを言ふ、

訓義　〔規畫處置〕仕組み、取料らひ、〔曉然〕はつきりなり、〔明於大〕大とは後世子孫の計を指す、〔暗於小〕上の挾數用術と擧指搖目とを指す、

講述　然しながら天下が最早定まつて吾が物となり、其れから後世子孫の計をなす段となつては、陳平や張良の智の及ばざる方面は、高帝が前以て其れに就き仕組みを立て取料らひを爲し、後世其れに因つて行ふ所の事が如何にもはつきりと、自ら後世に起つたことを目撃して處分案を立てたやうなり、考へ見るに、高帝の智が大事に明かであつて小事に暗かつたのは、此の點に於て始めて見える、

文法　下段に列擧する三件の處置は、皆「高帝嘗先爲之規畫處置」の句より生ず、

帝嘗語呂后曰、周勃重厚少文、然安劉氏必勃也、可令爲太尉、方是時劉氏安矣、勃又將誰安耶、故吾之意曰、高帝之以大尉屬勃也、知有呂氏之禍也』第二大段の第一小段なり、呂氏の禍を先見して周勃を太尉に宛てたるを言ふ、大に明かなるの一證、

訓義　〔重厚少文〕人柄が手厚く落付きあつて、飾り氣なきこと、〔太尉〕陸軍大臣の如き官、

講述　高帝或る時呂后に話されたる言に、周勃は重々しく手厚くして、飾り氣なき無骨千萬の男である、さりながら我が劉氏の天下を安んずる者は勃に相違なからん、されば太尉とならしむべしと、此の時に方り、劉氏は安泰であつたのである、其れに周勃は誰れを安からしめんとするぞ、（則ち高祖の言は無意味である）故に吾れの考へでは、高帝が太尉の役を周勃に託したのは、後來呂氏の禍が起ることを知つた

利害、不如陳平、揣摩天下之勢、擧指搖目、以劫制項羽、不如張良、微此二人、則天下不歸漢、而高帝乃木强之人而止耳。第一大段の第一小段なり、高祖の智が小事に暗きを言ふ、

訓義　〔挾數〕計策のこと、一と二とにて三と云ふが如く、數を積り見る所より、策略などを數と曰ふ、挾は握り持つと云ふが如し、〔術〕亦略なり、施す上より云ふ、〔陳平〕高祖の謀臣、六たび奇計を出し高祖を輔けたる人、〔揣摩〕揣は量る、摩は撫づる、推測すること、〔擧指搖目〕人に指圖をなし、合圖をなす形容、暗に鴻門の會にて樊噲を指圖せしことなどを言ふ、〔劫制〕おびやかし抑へて、自由にさせぬこと、〔項羽〕楚の項籍なり、高祖と天下を爭ひし人、〔張良〕字は子房、高祖の謀臣にして、蕭何、韓信と共に三傑の名あり、高祖嘗て曰く籌を帷幄の中に運らし、勝を千里の外に決するは、吾れ子房に如かずと、〔微〕無なり、なかつせばと訓ず、無かつたならばと云ふこと、〔木强〕强直にして木の如くなるを謂ふ、

講述　漢の高帝は、計略を挾み手段を用ひて一時の利害を切つて廻すことは、陳平に及ばず、天下の形勢を推測し、指を擧げ目を搖かして人を使ひ、項羽を取押ふることは、張良に及ばず、若し此の二人がなかつたならば、天下は漢に歸することがなく、高帝は、融通の利かぬデクノボウにて終る外はなかつたのである、

文法　此の處は文法上の抑揚に於て抑に屬す、後に高帝が大事に明かなることを褒め揚げんとするが故に、先づ其小事に暗きことを言つて抑へ置くなり、抑へた後なれば、揚げたる處、益〻目に立つ次第なり、○高帝が楚の項羽と天下を爭ひたるは、何として小事ならんや、然るに之を小事とするは文勢上の都合にして、議論甚だ確實ならず、

然天下已定、後世子孫之計、陳平張良智之所不及、則高帝嘗先爲之規畫處置、使夫後世之

子瑕を退くること出來ざりし所より、死後の諫言あり、蕭何は將に死せんとせしとき、曹參を擧げて自分の跡代りとしたことがある、大臣たる者の心得は、無論斯くあるべき筈である、

夫國以二一人一興、以二一人一亡、賢者不レ悲二其身之死一、而憂二其國之衰一、故必復有二賢者一、而後可二以死一、彼管仲者何以死哉』第五大段の第二小段なり、管仲の無責任を告む、

大段落　以上を第五大段となす、古人を引いて仲の責任の逃るべからざることを言ふ、

講述　全體國と云ふものは、一人の賢人があれば興ると共に、一人の賢者が無ければ亡ぶることがある、されば賢者は、自分の死することを悲しと思はず、自分が死ぬるときは其國の衰へんことを悲しむものであるから、自分の外に自分と同樣の賢者があつてから、始めて安く死ぬことが出來る、彼の管仲は、賢者もないのに何として死したか、

文法　「國以一人興」の一人は、上の蕭何、史鰍を指し、「以一人亡」の一人は、管仲を指す、○「何以死哉」の死の字、起手の「管仲死」の死を收む、

高祖論　蘇老泉

講題　高祖とは漢の高祖なり、昔しは高帝と稱せしを、後人妄りに改めて斯く云ふ、此篇は作者の著述なる權書衡論十篇中の一なり、

大旨　高祖の智は大事に明かなるが故に、善く後世子孫の爲に安全の計を立てたり、其安全の計と云ふは三件にして、一は惠帝の年少くして暗弱なるを以て、將來呂氏の禍あることを知りながら、呂后を取り除けずして惠帝の後見となせしこと、二は樊噲が呂氏の姻戚にして豪傑なるを以て、之を殺し、呂氏の勢力を削らんとせしこと、三は周勃を拔擢して王室の保護者に充てたることなり、

漢高祖挾二數用術一、以制二一時之

胥無之爲人」管子に云ふ、管子、疾に寢す（床に就く）、桓公往いて之を問ふ（見舞ふ）、管仲曰く、鮑叔の人と爲りは直を好む、而も國を以て强からしむる能はず、賓胥無の人と爲りは善を好む、而も國を以て詘せしむる能はずと、〔逆知云云〕又云ふ、管仲喟然として歎じて曰く、天の隰朋を生ずるや、以て夷吾（管子の名）の舌となすなり、其身（夷吾）死す、舌焉んぞ生きることを得んやと、管仲卒し、十日にして朋も亦卒すと、

講述　管仲の著したる書には、仲が死せんとせし時、鮑叔、賓胥無の人と爲りを論じ、且つ彼等に就いて、一人づゝ、其缺典を箇條分けに記してあり、是れは彼れの心に、此の數人は何れも國家を託するに足らないものと考へたのである、而も豫め彼等の或る者が將に死せんとすることを前知したと云ふに由れば、其書は出鱈目であつて、信ずる價直がない、

文法　管子に由れば、賢者を擧げんと欲せざりしに非ざるも、適當の後任者なかりしなり、故に若し管子を盾に駁論を加へるものあらば、吾が折角の議論も之が爲めに破らるべし、是に於て先づ其書の信ずるに足らざることを論じ置き、敵をして論據を得しめず、又遁辭を設くる能はざらしむ、文法上、此の如きを稱して後門を閉づと曰ふ、

吾觀史鰌以不能進蘧伯玉、而退彌子瑕、故有身後之諫、蕭何且死、擧曹參以自代、大臣之用心、固宜如此也、　第五大段の第一小段なり、反對の史例を擧ぐ、

訓義　〔史鰌云云〕史鰌は衞の靈公の大夫なり、靈公の時、蘧伯玉賢にして用ひられず、彌子瑕不肖にして事を用ひたり、史鰌之を患へ、數〻蘧伯玉を薦めたれども聽かれず、其病んで將に死せんとするや、其子に命じて曰く、吾れ死すとも葬る勿れ、吾生きて賢を薦め小人を退くる能はず、死して尙餘罪ありと、其子盡く其遺命に從ふ、靈公往いて弔し、其家の葬を爲さゞるを見て故を問ふ、其子具さに故を語る、靈公悟り、蘧伯玉を進めて彌子瑕を退く、〔蕭何〕漢の高祖の相、蕭何將にせんとせしとき、高祖其邸に至り、誰れを後任となさんを問ふ、蕭何、曹參を以て之に答ふ、

講述　吾歷史を觀るに、史鰌が蘧伯玉を進めて彌

威公之薨也、一敗塗地無惑也、彼獨恃一管仲、而仲則死矣』、第三大段の第二小段なり、齊の亂れしは管仲に代る賢者なきに由るを言ふ、

訓義　〔一敗塗地〕一敗肝腦塗地の略なり、即ち戰場に尸を暴し、肝も腦も皆泥まみれとなること、齊の國狀の散々なるを云ふ、〔無惑也〕疑ひなきなり、

講述　桓公が薨ぜらるゝと、齊が大に亂れ、散々の有樣になつたのも、決して疑ふべきことはない、桓公は唯だ一人の管仲を恃み居たるに、其管仲が死したからである、

文法　「仲則死矣」の矣の字は冷笑の語氣なり、只一人を宛にしたれども、人はいつまで生きるものでない、馬鹿氣たことであると云ふ意を含む、

夫天下未嘗無賢者、蓋有有臣而無君者矣、威公在焉、而曰天下不復有管仲者、吾不信也』、第三大段の第三小段なり、擧ぐべき賢者なきに非ざりしことを言ふ、

大段落　以上を第三大段と爲す、必らずしも適當の後任者なきに非らざるに、之を擧げざりしため、桓公の死後齊國の滅裂せしことを言ふ、

講述　夫れ天下は廣いことゆゑ、昔しより賢者のないことはない、但し賢臣はあつても賢君のないことはなかつた、(賢君がありさへすれば必ず賢臣のあることであるから)桓公のやうな君があるにも拘はらず、天下に最早管仲のやうな賢才がないといふものがあつても、自分は之を信じない、

仲之書有記其將死論鮑叔賓胥無之爲人、且各疏其短、是其心以爲是數子者皆不足以託國、而又逆知其將死、則其書誕謾不足信也』、

大段落　以上を第四大段となす、豫め辯解の途を絶つ、

訓義　〔仲之書〕管仲の著書、即ち管子、〔論鮑叔賓

論ず、

講述　管仲若し桓公の問に因り、天下の賢者を擧げて自分の代りとなせしならば、管仲死したりとも、齊國は尙管仲の居らぬことゝはならない、一人の管仲が居る以上、どうして彼の三人の者を患ふることがあらう、三人を近づけてはならぬなど、言はでもよきことである、

文法　上文に管仲は本を知らずと謂ふべしとあり、此に論じたる仕方は、卽ち本を知りたる處置なり、○「不言可也」の一句は、上文の「三子非人情不可近」の一句を收む、○謝疊山云ふ、此の一段は、是れ管仲に代つて謀をなす、文章最も高き處、既に仲を攻擊す、須らく是れ思量すべし、吾が身、管仲の時に生れ、管仲の位に居り、管仲の事をなさば、當に如何に處置すべきか、必ず一策あらんと、

五伯莫盛於威文、文公之才、不過威公、其臣又皆不及仲、靈公之虐、不如孝公之寛厚、文公死、諸侯不敢叛晉、晉襲文公之餘威、猶得爲諸侯之盟主百餘年、何者其君雖不肖、而尙有老成人焉、

第三大段の第一小段なり、晉の霸を維持せしは、賢臣ありしが爲なるを言ふ、

訓義　〔其臣〕晉の狐偃、趙衰、先軫、陽處父等を指す、〔靈公〕文公の孫、〔孝公〕桓公の子、〔老成人〕事に慣れたる人、

講述　春秋時代、五人の霸者中、齊の桓公と晉の文公とより勢力の盛んであつたものはない、試みに之を比較し見るに、晉の文公の才は桓公に過ぎず、其臣下も皆管仲に及ばなかつた、晉の文公の孫に當る靈公は暴虐にて、齊の孝公の度量寛く情誼の厚いのに及ばなかつた、此のやうに晉の方は何も彼も齊より劣つて居るに拘はらず、文公が死なれても諸侯は敢て叛くものなく、晉は文公の餘れる餘威を繼ぎ、昔しの通り諸侯の盟主であつたことが百餘年の長い間であつた、是れは其君が暗愚であつたけれども、尙經驗家の老臣が有つたからである、

ひさせぬやうに出來得ることと思ひたるか、(どうもさうと受取れぬが、其れなれば大間違ひなり、)

文法　「仲與威處幾年矣」は上の「彼威公何人也」に應ず、

夫齊國不患有三子、而患無仲、有仲則三子者三匹夫耳、不然天下豈少三子之徒哉、雖威公幸而聽仲誅此三人、而其餘者仲能悉數而去之耶、嗚呼仲可謂不知本者矣、　第二大段の第四小段なり、小人の數の上より、仲の諫言の無效なることを言ふ、

訓義　〔匹夫〕賤者なり、下等の人間と云ふが如し、

講述　夫れ齊國に取つて、彼の三人の如き小人のあるのは患へでなく、管仲の如き賢者のなきが患へである、なぜと云ふに、管仲さへ居るときは、彼の三人は用ひらるゝこと出來ざるゆゑ、唯三個の匹夫に止まり、何の禍ひも仕出來す能はざれば、斯く云ふなり、若しさうでなく、管仲が居らないとすれば、此の廣い天下に三人のやうな小人は、どうして少からうや、されば縱令ひ桓公が幸に管仲の遺言を聽入れて三人を誅したとて、此外天下に數限りなき小人を一一數へ舉げて、之を除くことが出來ようや、(決して不可能の事である、)扨も扨も管仲は、目先きの事を彼れ此れ諫言したばかりで、本を知らぬものと謂つて差支へない、

文法　「可謂不知本者矣」の本の字は、上の「禍之作中略有所由兆」の兆の字を承く、〇嗚呼の一句は斷語なり、

因威公之問、舉天下之賢者、以自代則仲雖死、而齊國未爲無仲也、夫何患三子者、不言可也、　第二大段の第五小段なり、處置を論ず、

大段落　以上を第二大段となす、管仲が賢者を後任者に推薦すべき筈なるに、之を爲さゞりしことを

其死後何人を後任となすべきかを尋ねた、此の時に當り、自分は管仲が天下の賢者を擧げて之に應ずるであらうと思惟したのである、然るに彼れの言は、豎刁、易牙、開方の三人は人情でないゆゑ近づくることは出來ぬといつたに過ぎない、

文法　「且擧天下之賢者以對」は主意を微露せし處なり、○此の處は叙事文なれども、且の字、不過の字の中に議論を寓す、

嗚呼、仲以爲威公果能不用三子矣乎、仲與威公處幾年矣、亦知威公之爲人矣乎、威公聲不絕乎耳、色不絕於目、而非三子者、則無以遂其欲、彼其初之所以不用者、徒以有仲焉耳、一日無仲、則三子者可以彈冠而相慶矣、仲以爲將死之言、可以縶威公之手足耶、

第二大段の第三小段なり、桓公の人物上より、仲の諫言の無效なるを言ふ、

訓義　〔亦知威公之爲人矣乎〕乎の字は衍なり、〔彈冠〕禮帽の塵を拂ふ、即ち仕官すること、三子は管仲が死せしと聞き、是れより自分等が仕官することが出來るとて、其準備をなし、めでたく祝ふなり、〔縶〕つなぐと訓ず、

講述　扨ゝ管仲は、桓公が己れの思ふやうに三人を用ひまいと思つたのであるか、何たる淺はかなる考へだらう、管仲は桓公と共に處りしこと幾年の長の月日ぞ、斯かる長い間のことであるから、桓公の人となりを知つて居るべき筈である、元來桓公は、音樂の聲は耳に絕さず、婦人の美形は目に絕さなかつた人物である、そこで三人の者共の働きでなければ、斯樣なる彼れの欲を遂ぐることが出來ぬ、然るに其初め桓公の快樂に取つて必要である所の三人を用ひなかつたのは、外の仔細ではない、管仲が居つたからである、一日たりとも管仲が無くならば、彼れ等は冠の塵を彈き落し、仕官の仕度をなして祝うであらう、管仲は、自分が臨終の一言が桓公の手足を縛り、三人を用

と、

講述　夫れ或る事に就いて功の成就するのは、其成就した日に突然成就するのではない、但必ず起るべき所の由來あり、禍ひの發作するのも、亦發作したる日に於て偶然發作するのではない、必ず兆す所の根本がある、さすれば齊國の治まつたとに就いても、吾れは管仲の功と曰はずして鮑叔の功と曰ふ、(なぜならば管仲は鮑叔の薦めた人であるから)又齊國の亂れたるに就いて、吾れは豎刁、易牙、開方と曰はずして管仲と曰ふ、なぜならば、豎刁、易牙、開方の三人は如何なる人物なりやと云ふに、彼れ元來人の國を亂す所の小人である、考へ見る所、此の三人を用ひた人は桓公である、(すれば桓公の過失には相違ないが、更に一議論がある)夫れ舜の如き聖人があつて、始めて、四凶を放逐することを知り、仲尼の如き聖人があつて、始めて少正卯を誅することを知る、(惡人を知つて之を遠くることは、普通の人に望み難い)彼の桓公と云ふ君はどういふ人である、惡人を知る能力のない人である、考へ見るに、桓公に彼の三人を用ふることを許した者は管仲である、

文法　「功之成」云云は客にして、「禍之作」云云は主なり、「齊之治也」は前の「功之成」を承け、「及其亂也」は前の「禍之作」を承く、「何則」を以て說明する處は、獨り「及其亂也」の一面に係り、「齊之治也」の句に及ばずして、雙關とせざるは、是れ主客の別を立てたるなり、○「其用之者威公也」の下に、「顧其使威公用三子者管仲也」の句を接して可なるに、「夫有舜而」云云と故事に說き入り、語氣忽ち伸ぶ、之を急脈緩受の法と曰ふ、

仲之疾也、公問之相、當是時也、吾意以仲且舉天下之賢者以對、而其言乃不過曰豎刁易牙開方三子非人情不可近而已、

第二大段の第二小段なり、管仲が論點たる事實を擧ぐ、

訓義　〔當是時也吾意以云云〕己れの身を當時に在りし者として立てたる辭なり、

講述　管仲の病み臥して居つた時、桓公は彼れに

夫功之成、非成於成之日、蓋必有所由起、禍之作、非作於作之日、亦必有所由兆、故齊之治也、吾不曰管仲、而曰鮑叔、及其亂也、吾不曰豎刁易牙開方、而曰管仲、何則豎刁易牙開方三子、彼固亂人國者、顧其用之者威公也、夫有舜而後知放四凶、有仲尼而後知去少正卯、彼威公何人也、顧其使威公得用三子者管仲也、第二大段の第一小段なり、齊國を亂りたる三小人の用ひられたるは管仲の致せし所なるを言ふ、

訓義　〔作〕發作の作、起るなり〔吾不曰管仲而曰鮑叔〕齊の襄公の亂に、公子糾と公子小白と、共に亂を避けて出奔せしが、其後此の二公子各故國に歸つて君たらんとし、遂に相戰ふに至る、管仲は公子糾の傅たり、鮑叔は公子小白の傅たり、此の爭ひに公子糾は敗れ、其傅の一人召忽は殺されたるも、管仲は生きながら執へられたり、小白、國に歸つて位に卽く、是を齊の桓公となす、鮑叔、管仲を桓公に薦め、之が相となす、〔豎刁云云〕豎刁は宦官なり、易牙は、吾が子を蒸して桓公に食はしめたるもの、開方は衞の諸公子なり、親を棄てゝ齊に仕へたるもの、〔四凶〕共工、驩兜、三苗、鯀の四人なり、其事は歐陽修の朋黨論に出づ、〔有仲尼云云〕仲尼は孔子の字なり、孔子家語に曰く、孔子、魯の司空たり、相の事を攝行す、七日にして政を亂る大夫少正卯を誅し、之を兩觀の下に戮し、朝に尸す、〔尸を暴す〕子貢進んで曰く、夫れ少正卯は魯の聞人なり、今夫子、政を爲して始めて之を誅す、或は失たらんかと、孔子曰く、居れ、吾れ汝に語るに其故を以てせん、天下大惡なるもの五あり、而して竊盜與らず、一に曰く、心逆にして險、二に曰く、行僻にして堅、三に曰く、言僞にして辨、四に曰く、說醜にして博、五に曰く、非に次つて澤、少正卯之を兼有す

て己れに代らしめざりしことを責む、先賢の文、古人を論ずるものは、多く古代を借りて現代を論ずるなり、故に古人を論ずるものとしては往往過酷に失すれども、其目的は別に存するものあるが故に、必ずしも咎むるに及ばず、此の篇の如きも、時の宰相韓琦が後任を擧げずして位を去りたることを諷せしものなりとの說あり、或は然らん、

管仲相威公、霸諸侯、攘戎狄、終其身、齊國富彊、諸侯不敢叛、管仲死、豎刁易牙開方用、威公薨於亂、五公子爭立、其禍蔓延、訖簡公、齊無寧歲、

大段落　以上を第一大段となす、管仲生前の功と、死後の禍とを叙べ、論題の事實を揭ぐ、

訓義　〔威公〕齊の桓公なり、宋の欽宗の諱を避けて威となせしとの說あるも、老泉の死は欽宗の前に在るを以て、避くべき理なし、後人が諱みて之を易へたるなり、〔攘〕はらふと訓ず、逐ひ退けると、〔豎刁易牙開方〕桓公の嬖臣、〔薨於亂〕內亂の中に薨じ、死後六十七日を經、始めて假葬をなすを得たり、〔五公子〕桓公の公子は六人あり、武孟と曰ひ元と曰ひ、潘と曰ひ、商と曰ひ、雍と曰ひ、昭と曰ふ、而して昭は立つて孝公となる、故に之を省いて五公子と稱したるなり、〔訖簡公〕訖は、いたると訓ず、桓公より七世、十一君を簡公となす、其臣の田氏に弑せられて國を奪はる、

講述　管仲は齊の桓公の宰相となり、桓公を諸侯の旗頭に押上げ、中國の害をなす所の夷狄を拂ひ除け、己れ一生の間は齊も國が富み兵が強く、諸侯も敢て叛くものがなかつた、然るに管仲が死すると、豎刁、易牙、開方の小人が用ひられ、其結果、桓公は內亂の中に薨じ、五人の公子は各自分が立つて君とならうとして相爭ひ、其禍は後々までも延び廣がり、簡公の時に至るまでも齊は太平無事の日がなかつた、

文法　本段の「諸侯不敢叛」までは管仲の功を叙せし處にして、「管仲死」より以下は管仲の罪となるべき事實を叙せし處なり、〇死の字は末段を伏す、

ず、故に堯と曰はず、夫人と稱せずと、

講述　難問する者云ふ、三子の說は、彼等の臆測より出でたる所の說ではない、其傳へられた所が右樣であつたのである、然るに君が否定なさるゝ以上は、傳へられた說は皆信ずべからざるか、曰く、傳聞は何とて一槩に信じられようや、其一例を示すときは、公羊、穀梁の二氏は、春秋に尹氏卒すとある尹氏をば、正卿とし、左氏は隱公の母とす、卽ち一は男子となすに一は婦人として居る、傳へられたる說が此の如くなる以上、盡く信ずることが出來ようや、

文章軌範卷之三（將字集）

小心文

議論精明而斷制、文勢圓活而婉曲、有抑揚、有頓挫、有擒縱、場屋程文論、當用此樣文法、先暗記侯王兩集、下筆無滯礙、便當讀此、

講述　此の將字集に載せてある文章の議論は、精密明白であつて、決斷制裁あり、文勢は圓滑活潑であつて、優しく遠廻しの言ひ方であり、抑揚の處があり、頓挫の處があり、擒縱の處があり、試驗場に於て作る所の形式的論文は、此の將字集の體裁に合へる文法を用ひなければならぬ、先づ侯字、王字の兩集を暗記して、之に倣つて筆を下し、差支へぬやうになつた後は、此集を讀むが宜しい、

管仲論　蘇老泉

講題　管仲は其名を夷吾と曰ひ、齊の桓公の相なり、桓公の霸業は專ら其力に賴る、其事跡は左傳、史記等に見ゆ、

大旨　管仲は、死するに臨み後任者を擧げざりしため、齊國は大に亂れたりとて、賢者を薦め

之事跡、不レ可レ得而知一也』、第四大段の第二小段なり、第二の駁問に答ふ、

訓義　〔曷爲盾復見于經〕君を弑せし者は、再び春秋に名を出さぬことゝなり居るなり、〔許悼公曷爲書葬〕逆臣を討たぬ内は、其弑せられたる君の葬を書せざるが春秋の例なり、

講述　難問する者又云ふ、貴說の通りに盾が果して君を弑せしならば、どう云ふ次第で盾の名が二度と經文に出て居るのである、止が父を弑せしならば、どう云ふ次第で許の悼公は其葬を書いて居るのであると、答へて曰く、君を弑したる臣が經文に見えずとは、此れ本と三子の自說に過ぎない、果して聖人の法であらうや、又悼公の葬を書かれしに就いては、何とて賊の止を討ちたるに因つて葬を書いたのであると云ふことが知れよう、殊に由ると、賊を討つたのである、止が弑逆の事で經文に名が出た後四年を經て、吳は許の軍を破り、又十八年を過ぎ、魯の定公の四年に當り、許男が始めて經に見えたが、只男とのみにて、其名は書いてない、許國の事の經文に書いてあるのは甚だ略であるから、止の事跡は知ることが出來ぬ、

難者曰、三子之說、非二其臆出一也、其得二於所レ傳一如レ此、然則所レ傳者、皆不レ可レ信乎、曰傳聞何可二盡信一、公羊穀梁以二尹氏卒一爲二正卿一、左氏以二尹氏卒一爲二隱母一、一以爲二男子一、一以爲二婦人一、得二於所レ傳一蓋如レ此、是可二盡信一乎』、第四大段の第三小段なり、第三の駁問に答ふ、

大段落　以上を第四大段となす、補論なり、

訓義　〔公羊云云〕公羊傳に云ふ、尹氏とは何ぞ、天子の大夫なり、其尹氏と稱する何ぞ、貶するなり、貶曷爲れぞ貶する、正卿を譏ると、穀梁傳に云ふ、尹氏とは何ぞや、天子の大夫なり、〔左氏云云〕經文に夏四月辛卯尹氏卒すとあるを、左傳には尹を君に作り、曰く聲子なり、諸侯に赴せず寢に反哭せず、姑に祔せ

不過欲人知嘗藥爾、聖人一言、明以告人則萬世法也、何必加孝子以大惡之名、又嘗藥之事、卒不見於文、使後世但知止爲弑君而莫知藥之當嘗也、教未可垂、而已陷人於大惡矣、聖人垂教、不如是之迂也、果曰罪止、不如是之刻也、『第四大段の第一小段なり、第一の駁問に答ふ、』

講述　難問する者の云ふやう、是れは聖人が止を借りて教へを後に殘されたに過ぎぬと、對へて云ふ、君の申さるゝ、止を借りて教へを垂るゝと云ふことは、人に藥の毒見をなすべきことを知らせたいと思ふに過ぎない、さうならば、聖人が其事を明白に人に告げられなば、萬世の法となることとなり、どうして飽くまでも孝子に大惡の名を加ふる道理があらうや、さうして藥を嘗めよと云ふことは、經文に見えて居らぬ、されば後世に但だ止が君を弑したと云ふことだけを知らしむるのみであつて、誰れも毒見をすべきであると云ふことを知る者がない、さうすると、教への方は殘すことが出來ぬ内に、はや人を大惡に陷るゝ結果となる、聖人が教へを垂れ給ふは、斯様に迂なものでない、果して止が藥の毒見をしなかつたのを罪するため斯く書かれたのであると申さるゝか知れぬが、聖人は斯様に刻薄のものではない、

難者曰、然則曷爲盾復見于經、許悼公曷爲書葬、曰、弑君之臣不見經、此自三子說爾、果聖人法乎、悼公之葬、且安知其不討賊而書葬也、自止以弑見經、後四年吳敗許師、又十有八年、當魯定公之四年、許男始見於經、而不名、許之書於經者略矣、止

自身藥を煎じて之を進めたけれども、毒見をしなかつた、又一人あり、是れは父が病氣になつたけれども、自身藥を進めなかつた、處で此の二人の父は、雙方とも死亡した、又別に一人あり、是れは刃物を持つて父を殺した、扨法官に之を判決させたならば、此の三人の者は同罪であらうか、曰く、平凡の法官と雖も、之を同罪になすわけにゆかぬ位の事は知つて居る、自身藥を進めはしたれど、毒見することを知らなかつた者は、父を愛する孝心はあつたに拘はらず、藥を嘗めなければならぬと云ふ禮に習はなかつたのであるから、憐むべき者である、無罪の人に過ぎない、自身藥を進めなかつた者は、誠に不孝に相違ない、但し親を愛する心はなかつたとは云へ、流石に父を殺さうと云ふ考へはなかつたのである、上手の裁判官に之を判決させたならば、固より不孝の罪は免れないにもせよ、刃物を持つて殺したものとは、罪科を殊にする筈である、況んや自身藥を進めたる孝行の子をば、反つて親殺しと同罪となす法があらうや、是れは平凡の法官すら爲さゞる所である、

文法　前の趙盾を論じたる所は、三傳の說明より說き起し此の許の世子を論ずる所は、喩を以て起す、重複を避くるの手段なり、

然則許世子止實不嘗藥、則孔子決不書曰弑君、孔子書弑君、則止決非不嘗藥、（第三大段の第二小段なり、許の世子止の父を弑せしことを斷ず、）

大段落　以上を第三大段となす、許の世子止に就いて三傳の妄を斷ず、

講述　此の喩への通りならば、許の世子止が實際唯藥の毒見をしなかつただけならば、孔子は決して君を弑すとは書かれない筈である、孔子は君を弑すと書かれたる以上は、止は決して藥を嘗めなかつたのではない、（毒と知りながら、之を飲ましたに相違ない、）

難者曰、聖人借止以垂教爾、對曰不然、夫所謂借止以垂教者、

い、孔子は舊來の歴史が是非入り亂れて、善惡の明かならざることを患へ、之が爲に春秋を作られたのであるから、縱令ひ舊史に此の樣に書いてあつた處で、どうして之に盲從して正さないことがあらう、どうして之に盲從し、趙盾の賢者なることを譽め、境を越えさへせば罪を逃れんなどと、之に敎ふる道理があらう、されば其事實の間違つて傳へられたることが知れる、問ふ者の曰く、貴說の通りならば、夷皐即ち靈公は何人が弑したのであるかと、余は之に答へて云ふ、やはり經文にある通り、孔子の書かれし所が本當である、卽ち趙盾が其君を弑したのであると、

文法　趙盾が實際靈公を弑したるに非ざれば、春秋に趙盾其君を弑すと書くべき法なし、然るに三子の說に從へば、趙盾は君を弑せしに非ざれども、罪人を取正さゞりし爲に斯く書かれたることとなる、今縱橫に其非を論破し、斷然經文に從つて趙盾を弑逆者と定め、古來人の信ぜし所を翻し去る、大膽力、大筆力と謂ふべし、

今有二一人一焉、父病、躬進レ藥而不レ嘗、又有二一人一焉、父病而不二躬進一レ藥、而二父皆死、又有二一人一焉、操レ刃以殺二其父一、使二吏治一レ之、是三人者其罪同乎、曰、雖二庸吏一、猶知二其不一レ可レ同也、躬藥而不レ嘗者、有二愛レ父之心一而不レ習二於禮一、是可レ哀也、無罪之人爾、不二躬進一レ藥者、誠不孝矣、雖レ無二愛レ親之心一、未レ有二弑レ父之意一、使二善治レ獄者一、蔽之、猶當二與レ操レ刃殊一レ科、況以二躬藥之孝一、反與二操レ刃者一同二其罪一乎、此庸吏之所レ不レ爲也、『第三大段の第一小段なり、比喩を以て論を立つ、』

講述　今玆に一人あり、父が不圖病氣に罹つたが、

しき形跡は、辯白が出來ると共に、賊を討たなかつた罪も亦免れない、斯う云ふ風であれば、是非善惡は明白である、今惡をなす者が免るゝことを得て、罪の疑はしい人が反つて大惡に陷ると云ふことは、決して事實でないと云ふことが分る、

若曰盾不討賊、有幸弑之心、與自弑同、故寧捨穿而罪盾、此乃逆詐用情之吏、矯激之爲爾、非孔子忠恕、春秋以王道治人之法也、孔子患舊史是非錯亂、而善惡不明所以修春秋、就令舊史如此、其肯從而不正之乎、其肯從而稱美、又教人以越境逃惡乎、此可知其謬傳也、問者曰、然則夷皐孰弑之、曰孔子所書是矣、趙盾弑其君也、』第二大段の第四小段なり、決案、

訓義　〔逆詐用情〕人の心を惡意に取り、多分詐りであらうと推定し、又勝手の考へを用ふるを謂ふ、〔矯激〕矯は本と然らざることを曲げ僞るなり、激は過刻なり、〔忠恕〕己れを盡すを忠と曰ひ、己れを推すを恕と曰ふ、己れの心の底を盡し、己れの心より他人を想ひやるなり、〔從而稱美又教人以越境逃惡〕左傳に曰く、仲尼云ふ趙宣子（盾のこと）は良大夫なり、法の爲に惡を受く、惜しいかな境を越えば乃ち免れんと、盾は晉の臣なるが故に、若し國彊を踰えて他國に行くときは、君臣の義が絶ゆることとなれば、君の讎を報いずとも惡名を逃るゝことを得るとの意なり、〔夷皐〕靈公の名なり、

講述　若し盾が賊を討たなかつたのは、靈公の弑せられたことを仕合せであると思ふ心あり、自ら手を下して弑せしと同様であるから、寧ろ本人の穿を置いて盾を罪したのであると曰ふならば、是れこそ、人を見れば詐僞者と思ひ、自分勝手の考へを用ふる役人などの無理無體の仕方であつて、孔子の忠恕の道、並に春秋が王道を以て人を治める所の法ではな

之公也、據三子之說、初靈公欲殺盾、盾走而免、穿盾族也、遂弒公而盾不討、其迹涉於與弒矣、此疑似難明之事、聖人尤當求情責實而明白之、使盾果有弒心乎、則自然罪在盾矣、不得曰爲法受惡而稱其賢也、使果無弒心乎、則當爲之辨明、必先正穿之惡、使罪有所歸、然後責盾縱賊、則穿之大惡、不可幸而免、盾疑似之迹獲辨、而不討之責亦不得辭、如此則是非善惡明矣、今爲惡者獲免、而疑似之人陷於大惡、此決知其不然也、（第二大段の第三小段なり、三子の說の公道に反するを言ふ、）

講述　春秋の法に於ては、惡を爲す者をして、幸ひに免るゝことの出來ぬやうになし、罪の疑はしいものは、辨明することあるやうにする、是れ是非の公と申すものである、三子の說く所に據れば、初め靈公は盾を殺さうとした處、盾は走つて免るゝことを得た、穿と云ふ人は盾の一族であつて、遂に靈公を弒したけれども、盾は之を討たなかつたゆゑ、其跡方は弒逆の事に關係したやうなり、此れは疑はしくして明になし難い事であるから、聖人たる孔子に於ては、何はともあれ眞相を求め事實を究めて、之を明白に調べ給ふ筈である、若し趙盾が實際靈公を弒する心ありしならば、其罪は當然盾に在り、法の爲に惡を受くと曰つて、彼れの賢を稱するわけにゆかぬことである、又實際靈公を弒する心がなかつたものならば、之が爲に辨明し、是非とも先づ穿の惡を正し、弒逆の罪の責任者を定め、斯くて盾を見逃した罪を責めんには、則ち穿の大惡は、僥倖に免るゝこと出來ず、又盾の疑は

事を書いてある處を説明して云ふ、趙盾は賊を討たなかつた爲に之に大惡を加へ、(趙盾弑二其君一と書したるを云ふ)其車濟みし後、盾は實際君を弑したわけでない所から、其名が又經文に出て居る、斯くて盾の罪なきことを明かにしたのであると、是れこそ無造作に罪を加へながら、又無造作に之を許したのである、盾に君を弑する心がなかつたと思ふのであるか、それならば輕輕しく大惡を以て之に加へらるゝものであらうや、又盾が賊を討たず、其心情責むべき所ある點から之に大惡を加へねばならぬのであるか、さうすれば其後彼れは頑として變ずる所なく、遂に賊を討ちたることあらず、斯く過ちを改めて自ら贖はない以上、どういふ次第で遽かに之れを赦して無罪の人と同樣にしたか、積極的に盾を以て弑心ありとするも、消極的に弑心なしとするも、何れにしても不都合である、此れは春秋の主意ではない、

文法　「以盾爲無弑心乎」云云は、左右挾擊の法なり、

趙穿弑レ君大惡也、盾不レ討レ賊、不レ能レ爲レ君復レ讎、而失二刑于下一、二者輕重不レ較可レ知、就使盾爲レ可レ責、然穿焉得レ免也、今免二首罪一、爲二善人一、使下無辜者受中大惡上、此決知二其不一レ然也』（第二大段の第二小段なり、實弑の趙穿を罪せずして、罪なき趙盾を罪するの誤りを言ふ、）

講述　趙穿は、實際君を弑したることゆゑ大惡人である、趙盾の方は、賊を討たず、主君の爲に復讎をなさず、配下の罪人を取逃したるまでゝあるから、此の二人の罪の孰れが輕く孰れが重いかは、比較せずとも知ることが出來る、縱令ひ盾が責むべきにもせよ、本人の穿は何として免るゝことが出來ようや、然るに今首罪の人を免じて善人とし、無罪の者に大惡の名を負はす次第であるが、右は決して左樣な事實でないと云ふことが分る、

春秋之法、使三爲レ惡者不レ得二幸免一、疑似者有レ所二辨明一、此所レ謂是非

大段落　以上を第一大段となす、春秋は妄りに弑逆の罪を加へ又は赦さざることを言ふ、

講述　弑逆の罪は大惡である、其罪の性質としては贖ふものなく、其犯人としては世の中に包容されず、其法律としては赦すことがない、凡そ法律を人に適用するには、微細のことでも之を愼む必要がある、況んや大法（重刑と云ふが如し）を擧げて大惡（弑逆罪）に加るに於ては、猶更愼むべきではないか、其れに今無造作に之を加へながら、又無造作に之を赦すとすれば、自分で其法を侮ると云ふもので、其結果世の中の人も輕輕しく思ふ所より、之を畏れぬやうになる、孔子が著し給ひたる春秋は、斯樣に輕易なものではない、

文法　以上は論文の冒頭の如し、

三子說春秋、書趙盾、以不討賊、故加之大惡、而以盾非實弑、則又復見乎經、以明盾之無罪、是輒加之而輒赦之爾、以盾爲無弑心乎、其可輕以大惡加之、以盾不討賊、情可責、而宜加之乎、則其後頑然未嘗討賊、既不改過以自贖、何爲遽赦、使同無罪之人、其於進退皆不可、此非春秋意也。

第二大段の第一小段なり、盾が賊を討たざるにて、實弑に非ずとの說を駁す、

訓義　〔三子〕三傳の著者、公羊高、穀梁赤、左丘明を謂ふ、〔書趙盾云云〕左傳の宣公二年に出でたる事實、趙穿と云ふ者、晉の君靈公を弑したるに、趙盾は、晉の卿にてありながら其仇を討たざりしかば、靈公を弑したる者と視做して、大惡罪を加へたり、〔以盾非實弑〕趙盾は弑逆の名を被りたれども、實際彼れが靈公を弑したるに非ざるを以て、彼れの名は再び春秋の經文に出づ、君を弑したる者の名は再び經文に出さぬが春秋の例なれば、趙盾の名が再び見えたるは、其無罪なることを表せるなりと、

講述　公羊、穀梁及び左氏の三人は、春秋に趙盾の

尙とせず、又人情に逆つて名譽を求めなかつた、

文法　譽は名の替字なり、

謝疊山評　文有氣力、有光焔、熟讀之、可發人才氣、善於立論、

講述　文に氣力あり、光焔あり、之を熟讀するときは、人の才氣を呼起して、議論を立つることに上手となるべし、

餘說

作者の胸中に先づ結末の二句あり、論據已に定まる、然るに人情に近からざる點より說き入り、而して此の名を求むると云ふ一語を以て破的となし、論據は反つて最後に置けり、是れ一篇の重鎭たる所以なり、又必無より不可常を生じ、不可常より聖人の法に非ざるを生じ、遂に堯舜三王に引入れ、其政治を以て結穴とす、謂はゆる壁立千仞の勢ひあり、

春秋論　歐陽公

講題　春秋とは孔子の著されたる魯國の歷史の名、五經の一に列す、春秋の傳と稱して、其注解の如き歷史三種あり、曰く公羊傳、曰く穀梁傳、曰く左氏傳、此れを三傳と謂ふ、歐陽氏の春秋論は本と上中下の三篇あり、今此に載せたるは其中の下篇なり、

大旨　晉の趙盾と、許の世子止との事を擧げて、春秋の三傳は信ずべからず、經文に從ふべきことを言ふ、

弑逆大惡也、其爲罪也莫贖、其於人也不容、其在法也無赦、法施於人、雖小必謹、況擧大法、而加大惡乎、既輒加之、又輒赦之、則自侮其法、而人不畏、春秋用法、不如是之輕易也』、

然則何爲而可、曰、縱而來歸殺之無赦、而又縱之而又來、則可知爲恩德之致爾、然此必無之事也、『第三大段の第一小段なり、假に處置を言ふ、』

講述　然るときは如何せば宜しきや、曰く、彼等を解放して約束の通り戻り來りしならば、之れを殺して一人も赦すことなく、又別の囚徒を放ち遣り、其囚徒も亦前の者と同樣戻り來りしならば、恩德の結果であると云ふことが知らるゝが、此れは決して無いことである、

若夫縱而來歸而赦之、可偶一爲之爾、若屢爲之、則殺人者不死、是可爲天下常法乎、不可爲常者、其聖人之法乎、『第三大段の第二小段なり、縱囚の常法に非ざるを言ふ、』

講述　彼の囚人を放ち遣つて、其者が歸り來たとき之れを赦すやうなことは、偶然一度位は爲すことが出來る位のものである、若し屢、之れを行つたときには、人殺しの罪人も皆赦されて、殺されざることとなる、是れは天下の常法となすことが出來ようや、常法と出來ぬものは、何として聖人の法則であらうや、

文法　常法の二字を提出す、縱囚の得失、顯然見るべし、○人情に近からず、故に常法と爲すべからず、○聖人の二字を出したるは、後の堯舜三王に引入るるためなり、

是以堯舜三王之治、必本於人情、不立異以爲高、不逆情以干譽、『第三大段の第三小段なり、標準たる聖人の仕方を點出す、』

大段落　以上を第三大段となす、太宗の仕方は常法に非ざるを言ふ、

講述　右の如き道理であるから、堯、舜、三王の政治は必ず人情に本づき、特に人と違つた事をして高

夫意其必來而縦之、是上賊下之情也、意其必免而復來、是下賊上之心也、吾見上下交相賊以成此名也、烏有所謂施恩德與夫知信義者哉、（第二大段の第三小段なり、論斷、）

訓義　〔賊〕不正に解釋するなり、人の心中を探つて取ること、猶盗賊の如くなるを云ふ、

講述　夫れ太宗が、囚徒の赦免を僥倖し、必ず來るべしと思うて、之を放つことは、是れ上たる者が下の情意を惡しく看定めたるのである、囚徒が、太宗の必ず赦しくるゝことを思うて、復び來ることは、是れ下たる者が上の心情を惡しく看定めたるのである、自分は是に於て上下の雙方が互に賊害して、此の名譽をなしたることを認む、何とて恩德を施すの、信義を知るのと云ふことがあらうや、

文法　「上下交相賊以成此名」は、上の「所以求此名也」に應ず、

不然、太宗施德於天下、於茲六年矣、不能使小人不爲極惡大罪、而一日之恩、能使視死如歸而存信義、此又不通之論也、（第二大段の第四小段なり、裏面より太宗の名を求むるを證す、）

大段落　以上を第二大段となす、太宗の名を求むる所以を論ず、

訓義　〔一日之恩〕囚徒を解放せしこと、

講述　若し太宗が名を好むとせぬならば、理窟の合はぬ點がある、太宗が恩德を施すことは茲に六年の久しき間である、然るに其結果、小人に極惡大罪を犯させぬことが出來ないで、僅か一日の恩に由り、彼の死刑を宣告せられたる者をして、死を見る歸するが如く、信義を心の中に存在せしむることが出來得たとは、迚も通用せぬ議論である、

文法　「於茲六年」は、起首の「唐太宗之六年」に應ず、

るまでを一節とす、赦す者に就いて論ず、「其囚及期」以下を一節とす、赦さるゝ者に就いて論ず、

或曰、罪大惡極、誠小人矣、及施恩德以臨之、可使變而爲君子、蓋恩德入人之深、而移人之速、有如是者矣』、第二大段の第一小段なり、辯護說を假設す、

講述　或人云ふ、罪大にして惡極まる者は、誠に小人に相違ない、然れども上より恩德を以て彼等を扱ふ結果、小人を君子に變化することが出來得るものなり、(卽ち死刑を犯した大罪人も、歸宅を許された恩典に感じて心を改め、約束を違へずして死に就くことゝなる)但し恩德が人に沁み込むことの深くして、人を移し變ふることの速なること、此の場合のやうなものがあると、

曰、太宗之爲此、所以求此名也、然安知夫縱之去也、不意其必來以冀免、所以縱之乎、又安知夫被縱而去也、不意其自歸而必獲免、所以復來乎』、第二大段の第二小段なり、太宗の名を求むるを言ふ、

講述　答へて曰ふ、太宗が死囚を解放したのは、此の恩德が人に沁み込むことの深いと、人を移すことの速かであつたとの名譽を求むる爲であつた、足下は兎や角申さるゝが、太宗が囚人を放ちたる時、囚人が、約束の通り再び來たときは罪を赦されるであらうと考へて、必ず來ることと豫測の結果、之を放つたのではないと云ふことが、どうして知れようや、又放たれたる囚徒の方も、己れが自ら歸つて死地に就いたならば、必ず罪を免るゝであらうと考へて、復び來たのではないと云ふことがどうして知れようや、

文法　「然安知夫縱之去也」の一節は下の恩德を伏す、「又安知夫被從而去也」の一節は後の信義を伏す、此の如き疑ひの辭を設けた文情と筆致とを曲折せしむるは、歐陽氏の長所なり、

戮は小人の身に加へらるゝものである、同じ刑罰を加へらるゝ小人の中に於ても、死刑に入る者に至つては、罪は大であり、惡は極まれる者であるから、此れは又小人中の尤も甚しき部類である、君子には信義が行はるゝとは云へ、合義の死と不義の生と竝び立ち、之を選擇せざるべからざる場合に、いつそ義に由つて一命を拋つとも、僥倖を以て死を免るゝことを希はず、死を視ること、宛かも旅人が吾が家に歸るが如く平然たるに至つては、君子に於ても、尤も困難とする所である、

文法　先づ君子と小人との二柱を立つ、而して君子を客とし小人を主となす、

方唐太宗之六年、錄大辟囚三百餘人、縱使還家、約其自歸以就死、是以君子之難能、責其小人之尤者以必能也、其囚及期而卒自歸無後者、是君子之所難、而小人之所易也、此豈近於人情哉、　第一大段の第二小段なり、太宗の行爲を律するに前の虛論を以てし、其人情に近付かざるを言ふ、

大落段　以上を第一大段となす、太宗の人情に近付かざるを言ふ、

訓義　〔大辟〕辟はつみと訓ず、死刑を大辟と曰ふ、〔錄〕しらぶるなり、

講述　唐の太宗の六年に方り、死罪の囚人三百餘人を取調べ、之を解放して家に還らしめ、自ら歸り來りて刑に就くべきことを約した、右は君子にても爲し難きことを、小人の尤なる者に向つて、是非せよと責むる次第である、又其罪人が約束の期限が來たとき、己れから進んで牢獄に歸り往き、敢て後れた者がなかつたと云ふことであるが、右は僥倖を求めない君子に於ては、死ぬと定まつて居るから爲し難いとする所であつて、僥倖を求むる小人に於ては免れるかも知れぬと思ふから爲し易いとする所である、太宗が囚人を放つたり、囚人が歸つたりすることは、どうして人情に近からうや、人情に違反して居る、

文法　人情の一句は後を伏す、○「以必能也」に至

り亂れたり、興つたり亡びたりする跡方は、世の人君たるものが手本とする價値あるものである、

文法　前の二小段を以て君子、小人を結び、此の一小段を以て治亂興亡を結ぶ、文法尤も精密なり、

餘說

反對黨已に朋黨を以て君子を陷れんとす、今君子の朋黨に非ざることを辨ぜんとせば、卽ち彼れ益〻之に乘ずべし、是に於て敢て朋黨の名を辭せず、進んで「小人無朋」と曰ひ、以て彼れの膽を破る、凡そ論文には、必ず此等の警策なかるべからず、以下、唯君子、小人の朋たる眞僞を論じ、前代の治亂興亡を擧げて人主の鑑戒に供するのみにて、一言も時事に涉らず、眞に老成の見、老成の筆と謂ふべし、末段、前世の事跡を收拾する處、一順一逆にして文勢板ならず、

縱囚論　歐陽公

講題　縱囚とは、囚人を解放するなり、唐の太宗の貞觀六年十二月、太宗親ら囚徒の名簿を取調べ、死刑に當るもの三百九十人を解放して、其家に歸らしめ、命ずるに明年の秋の末を期し、來つて刑に就くべきことを以てす、其後、期に應じて畢く至る、詔して其罪を赦す、此の文は、其事の是非を論じたるものなり、

大旨　太宗が囚人を赦したるは人情に非ず、名を求むるが爲めになしたるなり、常法と爲すべからざるを言ふ、

信義行於君子、而刑戮加於小人、刑入於死者、乃罪大惡極、此又小人之尤甚者也、寧以義死、不苟幸生、而視死如歸、此又君子之尤難者也。第一大段の第一小段なり、君子、小人の情狀を言ふ、

訓義　「入」支那律にて、罪を重き刑に入るゝを入と曰ふ、「幸」こひねがふ、

講述　信義は君子の上に行はるゝ事であつて、刑

献帝ほどのものはない、能く清流の朋を誅戮したのは、唐の昭宗の時代ほどのものはない、然るに何れも之が爲に其國の戰亂を招き、又は滅亡を來したのである、

更相稱美推讓而不自疑、莫如舜之二十二人、舜亦不疑、而皆用之、然而後世不誚舜爲二十二人朋黨所欺、而稱舜爲聰明之聖者、以其能辨君子與小人也、（第三大段の第二小段なり、舜を收む）

講述　互ひに德を褒め譽れを讓つて、自ら疑はなかつたのは、舜の二十二人ほどのものはない、舜も又疑ふことなく、皆之を用ひた、然るに斯くても後世、舜が二十二人の朋黨に欺かれたとて、惡しく言ふものはない、反つて舜を稱して聰明の聖人となす譯は、舜が能く君子の朋黨と小人の朋黨とを見分けたからである、

文法　「能辨君子與小人」は主意の歸宿する所にして、首段を顧る、

周武之世、擧其國之臣三千人、共爲一朋、自古爲朋之多且大、莫如周、然周由此而興者、善人雖多而不厭也、（第三大段の第三小段なり、周を收む）

講述　周の武王の世に於ては、其國の臣三千人を引きこぞつて、共に一團の朋であつた、古へより朋を作るの多くして且つ大なることは、周ほどのものはない、然るに周は此の朋の御蔭で興つたわけは、善人は何程多くとも差支がないからである、（何よりの證據である）

嗟呼治亂興亡之迹、爲人君者可以鑑矣、（第三大段の第四小段なり、治亂興亡を結ぶ）

大段落　以上を第三大段となす、前段の歴史的事實に就いて論斷を下す、

講述　扨も前に述べたるやうに、國家の治まつた

る例を擧ぐ、

訓義 〔黨人〕黨人中に三君、八俊、八顧、八及、八厨等あり、其領袖は張儉、范滂、李膺、郭泰等なり、〔黄巾賊〕鉅鹿の張角、妖術を敎へて兵を擧ぐ、其數十萬、皆黄色の頭巾を著く、

講述 後漢の獻帝の時、盡く天下の名士を捕へて之を禁錮し、名指して黨人と曰つた、然るに黄巾の賊が起り漢朝が大に亂れたる場合に立至つて、始めて後悔に及び、盡く黨人の禁錮を解いて之を自由にしたが、最早時後れて其亂を救ふことが出來なかつた、

唐之晩年、漸起朋黨之論、及昭宗時、盡殺朝之名士、或投之黄河曰、此輩淸流、可投濁流、而唐遂亡矣、 第二大段の第五小段なり、唐の時、朋を殺して亡びたる例を擧ぐ、

大段落 以上を第二大段となす、君子、小人兩黨の治亂興亡に關せる史實を列擧す、

訓義 〔昭宗時〕天祐二年、裴樞、崔遠等を貶し、其餘皆目して浮薄となし、貶逐虛日なく、縉紳全く空となれり、〔此輩云云〕君子黨は、平生己れの潔白なることを以て小人の汚行に對照して、自ら淸流と稱せり、故に小人は其語を用ひて、甘心せしなり、

講述 唐の晩年に漸く朋黨の論を發生したが、昭宗の時に立至り、盡く朝廷の名士を殺し、或は之を黄河の中に流込んで云ふには、此の輩は淸流の士なれば、濁流に投込むのがよいと、斯くて唐は遂に亡びたのである、

夫前世之主、能使人異心不爲朋、莫如紂、能禁絶善人之朋、莫如漢獻帝、能誅戮淸流之朋、莫如唐昭宗之世、然皆亂亡其國、 第三大段の第一小段なり、漢唐を收む、

講述 今日、前代の君主中、能く一人一人其心を別別にして、朋とならせなかつたのは、紂ほどのものはない、能く善人の朋を作ることを禁止したのは、漢の

段なり、君子黨を用ひて天下治まりたる例を擧ぐ、

講述　其後、舜が自身天子となつた時に至つて皐、夔、稷、契等の賢人二十二人が、揃つて朝廷に列し、互ひに褒め合ひ互ひに讓り合ひ、凡そ二十二人が一組の朋となつたが、舜は皆之を用ひ、天下が此時も亦堯の時と同樣大に治まつた、

文法　舜の時には小人の朋なし、故に唯君子を用ひたることのみを言ひ、小人を退けたることを言はず、○「凡そ二十二人爲一朋而舜皆用之」の而字は、朋の害ありと云ふ說に反して利益あることを示す振廻しの用法なり、

書曰、紂有臣億萬、惟億萬心、周有臣三千、惟一心、紂之時、億萬人各異心、可謂不爲朋矣、然紂以此亡國、周武王之臣三千人爲一大朋、而周用以興、第二大段の第三小段、朋なくして亡び、朋ありて興りたる例を擧ぐ、

訓義　〔書曰〕泰誓篇、

講述　書經に云ふ、殷の紂王には臣下億萬の多數あるも、人人一致せずして心を異にするが故に、億萬の心あり、周の武王は僅かに三千人の臣下あるも、皆心を一にせりと、紂の時に億萬人別別にて、各心を異にするとせば、朋に非ずと云ふことが出來申すべし、(反對論者は朋黨を害物視すれども)紂は此の如く朋黨の不成立を以て亡びたのである、之に反して周の武王の臣は、三千人凝結して一大朋をなして居つたが、周は之を用ひて興つたのである、

文法　「可謂不爲朋」とは上の「小人無朋」に應ず、「爲一大朋」は上の「君子有朋」に應ず、○上に治まりたる例二箇條を擧げたれば、此には興亡を竝べ擧げて聊か文の變化を取れり、

後漢獻帝時、盡收天下名士、囚禁之、目爲黨人、及黃巾賊起、漢室大亂、後方悔悟、盡解黨人而釋之、然已無救矣、第二大段の第四小段なり、漢の時朋を退けて亡びた

故爲人君者、但當退小人之僞朋、用君子之眞朋則天下治矣、

第一大段の第五小段なり、處置を言ふ

大段落　以上を第一大段となす、君子、小人の辨別すべきことを論ず、

講述　故に人君たる者は、一圖に小人の僞なる朋を退けて、君子の眞の朋を用ふるが當然である、さすれば天下治まるべし、

文法　此の一小段は、上を結び下を起す、「退小人之僞朋」に上を結ぶなり、「用君子之眞朋」は下を起すなり、〇「天下治矣」の治の字は、下段に於ける幾多の治亂興亡の字を引出す、

堯之時、小人共工驩兜等四人爲一朋、君子八元八凱十六人爲一朋、舜佐堯、退四凶小人之朋、而進元凱君子之朋、堯之時天下大治、

第二大段の第一小段なり、小人黨を退け君子黨を用ひて天下治まりたる例を擧ぐ、

訓義　〔小人四人〕共工、驩兜に、三苗と鯀とを加へて四人とす、謂はゆる四凶是れなり、〔八元八凱〕伯奮、仲堪、叔獻、季仲、伯虎、仲熊、叔豹、季貍を八元と曰ひ、蒼舒、隤敱、檮戭、大臨、尨降、庭堅、仲容、叔達を八凱とす、元は善なり、凱は和なり、善良溫和なる人と云ふこと、

講述　堯の時、小人である共工、驩兜等の四人は、一組の朋となり、君子なる八元、八凱、併せて十六人は、又一組の朋となつた、舜は堯を佐けて政治を行ひ、此の四凶より成立して居る小人の朋を退け、八元八凱より成立して居る君子の朋を用ひたが、之がため堯の時に於て天下は大に治まつた、

及舜自爲天子、而皐夔稷契等二十二人並列于朝、更相稱美、更相推讓、凡二十二人爲一朋、而舜皆用之、天下亦大治、

第二大段の第二小

時、暫相黨引、以爲朋者僞也、及其見利則爭先、或利盡則交疏、甚者反相賊害、雖其兄弟親戚、不能相保、故臣謂小人無朋、其暫爲朋者僞也』（第一大段の第三小段なり、小人の朋は僞なるを言ふ、）

訓義　〔黨引〕結託して互に引合ふ、

講述　然れども臣の考へに據れば、小人には朋と云ふものなく、惟君子ばかりに之れあり、其理由は何であるかと申すに、小人の好む所のものは利慾福祿であり、貪る所のものは貨財である、彼等が利益を同じくしてある時に方り、暫くの間團結をなし、援け引きして朋を形づくるのは僞りである、彼等は一旦利を見ると云ふと、我れ勝ちに之を得ようとして爭ひ合ひ、或は利益が盡くれば、是れまでの交際も疎遠になつて仕舞ふ、斯かる場合に及べば、親密所ではなく、反つて互ひに害を加へ殺し合ひ、兄弟親戚の間柄でも全うすることが出來ぬ、それ故に臣は小人には朋なく、彼れが暫時朋を形づくるは僞りであると申す次第である、

文法　小人には朋なしとの議論は、突然として人の意表に出づ、故に「其故何哉」を以て自ら疑問を起し、以下其理由を說明す、

君子則不然、所守者道義、所行者忠信、所惜者名節、以之修身、則同道而相益、以之事國、則同心而共濟、終始如一、此君子之朋也』（第一大段の第四小段なり、君子の朋の眞なるを言ふ、）

訓義　〔道義〕道德義理、〔濟〕なすと訓ず、仕上ぐるなり、

講述　君子は左樣ではない、守る所のものは道義であり、行ふ所のものは誠實であり、惜む所のものは名譽節操である、之を以て身を修むるときは、主義を共にして互に益を受け、之を以て國に事ふるときは、心を同じうして共に事業を仕上げ、始めも終りも一の如く、毎も變らぬのは君子の朋である、

く弊政を改めんとせしに、群小人悅ばず、首として諫官の職に在る者十三人を攻撃せしかば、杜衍、富弼等、其位に安んせず、相繼いで朝廷を去れり、群小人、目するに朋黨を以てし、之を陥ること甚だ多し。公は時に諫院に在り、此の論を作つて之を進めしかば、仁宗大に感悟せしと云ふ、

大旨　古へより朋黨を以て惡名となせしと雖も、決して然らず、但し一槩に朋黨と云ふも、其實君子的あり、小人的あるが故に、人君は宜しく之を辨別すべし、苟も辨別するときは、朋黨も國家の害に非ざることを言ふ、

目的　諸君子の寃を解き、災を救ふに在り、

臣聞朋黨之說、自古有之、惟幸人君辨其君子小人而已、（第一大段の第一小段なり、全篇の綱領、）

訓義　〔其〕朋黨を指す、

講述　臣の聞く所に據れば、朋黨の說は昔しからあることにて、珍しき問題ではない、惟人君が朋黨の君子的であるか、小人的であるかを見分け給はんことを希ふばかりである、

文法　人君辨其君子小人は一篇の主意、○君子、小人の字は、篇末まで貫通す、

大凡君子與君子以同道爲朋、小人與小人以同利爲朋、此自然之理也、（第一大段の第二小段なり、辨別の標準として、君子の朋と小人の朋との成立する要素を示す、）

訓義　〔自然之理〕さあるべき道理と云ふが如し、

講述　大凡君子と君子とは、主義の同じきが爲に朋となり、小人と小人とは、利益の同じきが爲に朋となる、此の事は自然の理である、

然臣謂小人無朋、惟君子則有之、其故何哉、小人所好者利祿也、所貪者貨財也、當其同利之

守らしめたることなれば、問ふべき所を問うたのであつて、（適任の賢者を問求めたるなれば）問ひ損じたわけではなく、擧ぐべき適任の賢者を擧げたのであつて、擧げ損じたわけではない、併し宦官に問うた一點の爲に、猶當時を羞かしめ、後代を陷れたることは、以上論じたる通りなり、

文法　「羞當時」は第二大段に應じ、「陷後代」は第四大段に應ず、○陷は卽ち上の誤の字を變化したるもの、

況問與擧又兩失之者、其何以救之哉、（第五大段の第二小段なり、餘論なり、）

講述　況んや問ふことも、擧げることも、兩つながら仕損ずる者に至つては、どうして救ふことが出來ようぞ、

余故著晉君之罪、以附春秋許世子止、晉趙盾之義、（第五大段の第三小段なり、此の論を作る理由を云ふ、）

大段落　以上を第五大段となす、文公を借りて當世を諷す、

訓義　〔許世子止〕許の悼公疾みし時、太子止の進めたる藥を飲んで卒せしに、春秋之を書して、許世子止、弑其君買と曰へり、〔趙盾〕晉の趙穿、其君靈公を弑せしに、孔子、趙盾が此の場合に處する道を失ひたることを罪し、春秋に、晉趙盾弑其君夷皐と書せり、〔義〕理法と云ふが如し、

講述　余は、右の理由により晉君の罪を發表して、春秋に許の太子の止と云ふ人と晉の趙盾と云ふ人との事を書いた理論に附することとした、

朋黨論　歐陽公

講題　朋黨とは同志の團結なり、然るに政府は常に之を忌むが故に、小人が君子を陷れんとするときは、必ず指して朋黨と呼ぶ、宋の仁宗の慶曆三年、杜衍、富弼、韓琦、范仲淹の諸君子、執政となり、諫官の員を增し、天下の名士を用ふ、歐陽公は、余靖、王素、蔡襄と共に諫官に拜し、盡

然而能霸諸侯者、以土則大、以力則彊、以義則天子之册也、誠畏之矣、烏能得其心服哉』第三大段の第二小段なり、文公の敗るべきに、反へて霸となりし所以を說明す、

大段落　以上を第二大段となす、此の事の興敗に大關係あるを言ふ、

訓義　〔册〕辭命を書きたる札なり、文公は、周の襄王の册命を受けて侯伯となりしなり、

講述　此の如く文公は失敗すべき道を辿りながら猶諸侯の霸となることの出來たるは別に其仔細あり、其れは、土地よりすれば大であつた、力よりすれば強くあつた、又名義よりすれば天子の命であつた、故に天下の者は抵抗が出來ずして、之を畏れたに過ぎぬ、何として心の底より服從させることが出來ようぞ、

文法　上の「樹霸功致命諸侯」に應ず、

其後景監得以相衞鞅、弘石得以殺望之、誤之者、晉文公也』

大段落　以上を第四大段となす、專ら後代を陷れたるを言ふ、

訓義　〔景監〕秦の孝公の時の宦官、衞鞅即ち商君を薦めて、宰相とせり、〔弘石〕弘恭と石顯となり、此の二人は倶に漢の宣帝の時の宦官にして、久しく樞機に與り、元帝の時遂に政事を專らにせしが、蕭望之と云ふ者、古への制度を引いて諫めしかば、二人之を讒して自殺せしめたり、

講述　其後、景監は衞鞅を宰相とすることを得、弘石は望之を殺すことを得たが、此の如き間違つた事に立至らしめたのは、晉の文公である、（文公が大事の問題を宦官の意見に定めた手本を示したからである）

文法　「誤之者晉文公也」の一句、頓挫、力あり、

嗚呼得賢臣以守大邑、則問非失問、擧非失擧也、然猶羞當時陷後代如此』第五大段の第一小段なり、全篇を結ぶ、

講述　扨て文公は、賢臣を見當てゝ大なる都邑を

偃爲謀臣、先軫將中軍、晉君疏而不咨、外而不求、乃卒定於內豎、其可以爲法乎』、第二大段の第三小段なり、問ふべき人ありしに問はざりしを論ず、

大段落　以上を第二大段となす、謀臣に問はずして宦官に問ひ、王命を忝めたるを論ず、

訓義　〔內豎〕宦官を謂ふ、卽ち勃鞮、

講述　況んや此の時分に當り、相談をなすべき臣下に乏しくなかつたのであるから、猶更不都合ではないか、其相談相手と云ふは、群臣の中に於て狐偃は參謀であり、先軫は中軍の將であつたから、先づ此の人人に相談をなすべきである、然るを晉君は之を疏んじて相談せず、之を外外しくして意見を求めず、反つて詰まる處、宮中の「ボーイ」の意見を聞入れ決定した次第である、何として例となすことが出來ようや、

文法　當世を羞めたる事實を點出し、「其可以爲法乎」の一句を以て「陷後代」の脈絡とす、

且晉君將襲齊桓之業、以翼天子、乃大志也、然而齊桓任管仲以興、進豎刁以敗、則獲原啓疆、適其始政、所以觀視諸侯也、而乃背其所以興、跡其所以敗、』第三大段の第一小段なり、晉文公の所爲は、興るべき理に背いて敗るべき理に從へるを言ふ、

訓義　〔所以興〕卿相を用ひたるを言ふ、〔所以敗〕宦官を用ひたるを言ふ、

講述　且つ晉の文公は、行く行く齊の桓公の霸業を受け繼いで、天子を扶翼せんとするの志があつた、是れは實に大志である、然るに實際の行爲が此の志と反對なることは、文公の理想とも云ふべき齊の桓公は、管仲を任用して興り、豎刁を登庸して敗れた人である、今晉の文公が原の地を獲て領土を擴げることとなつたのは、丁度其政治の手初めであつて、諸侯に態度を示す譯であるから、桓公の所行を取舍せねばならぬ場合である、其れに反つて桓公の興りたる仕方に背いて、敗れたる仕方を追つた次第である、

た後、何分大切の場所ゆゑ、普通の人に守らせ難いので、其人物の詮議に苦み、寺人の勃鞮に尋ねた處、勃鞮は趙衰を薦めた、そこで彼れの意見に従ひ、原の地を趙衰に與へて之を守らすこととした、

余謂守原政之大者也、所以承天子、樹霸功、致命諸侯、不宜謀及媟近、以忝王命、而晉君擇大任、不公議於朝、而私議於宮、不博謀於卿相、而獨謀於寺人、（第二大段の第一小段なり、文公が王命を忝めたるを言ふ、）

訓義 〔承天子〕原は本と天子の領地なるを以て云ふ、〔樹〕たつる、〔媟〕なれて汚す、〔寺人〕勃鞮、

講述 余は思ふ、原を守ることは政治上重大なる事である、其れは天子より御引繼ぎに相成り、之を根據として霸者たる功業を立て、諸侯に命令を傳ふる譯合ひのものであるからである、此の如く重大なる事であるから、心安立ての近習などに相談をして、天子の命を汚してはならぬ筈であるに、晉君文公は、原を守ると云ふ大任の人を擇ぶに當り、公然と朝廷の上に會議をなさずして、内々宮中に相談をなし、大臣宰相に、博く諮問もせずして、獨り寺人のみに尋問をした、（是れは王命を忝むると云ふものである）

文法 公議と博謀とは一事、私議と獨謀とは又一事、卿相は朝に在るもの、寺人は宮に在るもの、今四句に分ちたるは文を飾りしなり、〇而晉君の而の字は、論據より論題に折入する肝要の字なり、

雖或衰之賢足以守國之政、不爲敗、而賊賢失政之端、由是滋矣、（第二大段の第二小段なり、文公が後代を陥れたるを言ふ、）

講述 但し趙衰其人は賢者であるから、原を守る能力があり、晉國の政治としては失敗でないかも知れざれども、賢人を賊ひ政を仕損ずる端緒は、之が爲に益すこととならん、

況當其時、不乏謀議之臣乎、狐

べし、

講述　今當然爲さるべき事なるに、之を爲し給はず、又史館中の他人及び後進の者を誘はるゝは、是れ大なる御心得違ひと申す外なし、御自分を勵まさずして人を勵まさんと思ひ給ふも、是れはどうも御困難の事に候、

文法　大惑の字は首段の大謬に應ず、

晉文公問守原議

柳柳州

講題　周の襄王の十六年、王子帶の亂あり、晉の文公、王室を輔けて之を平げたるを以て、周王より、陽、樊、溫、原、攢、茅の地を賜はれり、文公は、其中の原を守らしむべき人を寺人（宦官）の勃鞮に問ひし處、勃鞮對へて云ふ、趙衰は、曩に君が流浪せし際、壺餐（辨當）を携へて從ひしが、路にて君を見失ひし時、飢に堪へざりしかども忍んで食はざりし程の忠臣なれば彼れに若く者なしと、文公因つて趙衰に命じ、原に處らしめたり、

唐は朱泚の亂に懲り、德宗より以後、左右神策、天威等の軍を以て宦官の手に委ね、護軍中尉中護軍を置き、分つて禁兵を主らしめたるに因り、威柄下に移り、政、宦官に在り、故に此の文は晉の文公を論ずと曰ふと雖も、其意、當時の弊を慨するに在り、後、憲宗の元和十五年に及び、陳弘志の亂作り、作者の先見果して驗あり、

大旨　晉の文公が、原を守らしむべき人を寺人に問うて之を定めたるは、當世を羞かしめ、後代を陷れたるものなるを言ふ、

晉文公既受原於王、難其守、問寺人勃鞮、以畀趙衰、

大段落　以上を第一大段となす、論題の事實を揭ぐ、

訓義　〔寺人〕宦官なり、寺は侍に同じ、〔畀〕與ふるなり、

講述　晉の文公が、原と云ふ土地を王より拜受し

講述　又凡そ鬼神の事は取柄なき迷信にて、證據とすべきものも無之候へば、智慧の明かなる人は不申處に御座候、然るに退之の如き智者に被爲在ながら、猶此樣に懼れ給ふは何事に候哉、

今學如退之、辭如退之、好言論如退之、慷慨自謂正直行行焉如退之、猶所云若是、則唐之史述、其卒無可託乎、明天子賢宰相、得史才如此、而又不果、甚可痛哉、（第六大段の第一小段なり、歴史の不成立は惜むべきを言ふ、）

講述　今學問あること退之の如く、文辭に長ずること退之の如く、言論を好むこと退之の如く、慷慨にして自ら正直不屈と云ふこと退之の如き人物すらも、猶被申所斯樣に候ては、唐の歴史編纂は、結局託すべき人可無之、明天子、賢宰相が、斯樣に修史の才ある人を得給ひ候に、尚修史の業が遂げられざるは、甚だ痛ましき次第に無御座候哉、

退之宜更思、可爲速爲、果卒以爲恐懼不敢、則一日可引去、又何以云行且謀也、（第六大段の第二小段なり、職務を盡さゞる心底ならば、早く官を去るべきを言ふ、）

講述　退之は御考直しを被成て可然候、若し修史を被爲御考へならば、速かに爲さるべく、又到底恐ろしくして爲しかぬるとの御考へならば、一日も早く官を御引きに相成べし、又何を以て行く行くは引去るつもり抔と申され候哉、

文法　「一日可引去」は、第二大段の「莫若亟去其位」に應ず、

今當爲而不爲、又誘館中他人及後生者、此大惑已、不勉己而欲勉人、難矣哉、（第六大段の第三小段なり、己れを怠り人を誘ふの非を言ふ、）

大段落　以上を第六大段となす、全篇を結ぶ、

訓義　〔又誘云云〕韓退之書中の語、講題を參看す

『所聞知、孜孜不敢怠、則庶幾不墜、使卒有明也』、第四大段の第二小段なり、退之は只自己の見聞する所を記すれば足ることを言ふ、

講述　退之抔は、只御自身の見聞被成候所の事に就いて、孜孜と務めて敢て怠らず、而して同僚及び將來の後任者も、亦其れ其れ見聞せし所の事に就いて、孜孜と務めて敢て怠らざるときは、唐の事跡も廢滅に歸せずして、結局明白にならしむる見込み有之候、

『不然徒信人口語、毎毎異辭、日以滋久、則所云磊磊軒天地者、未必不沈沒、且亂雜無可攷、非有志者所忍恣也、果有志、豈當待人督責迫蹙、然後爲官守邪』、

第四大段の第三小段なり、退之の無責任を責む、

大段落　以上を第四大段となす、退之が、己れ一人なれば、歴史を作る能はずと云ひたるに就いて之を駁す、

訓義　〔磊磊軒天地〕韓退之の語なり、雄大にして天地に揚る、

講述　若し記錄致さゞるときは、名士の事跡に就いて只人の話のみを信ずる事と相成、人は銘銘言ふ所の話が相違致し候ゆゑ、時日を經る久しければ久しき程、謂はゆる磊磊天地に軒がる所の大事業も沈沒致すに相違なく、其上、縱令沈沒致すまでに無之とも、亂雜に相成り、取調べの路なきに至り可申、右は道に志ある者の、忍んで放任致すべき所にあらず、果して志あるならんには、他人より催促を受け、是非なく相成、始めて吾が職掌を盡す筈が有之候はんや、

『又凡鬼神事、渺茫荒惑無可準、明者所不道、退之之智而猶懼如此』、

大段落　以上を第五大段となす、鬼神の說を駁す、

足下が禍ひを得たる人を例として擧げ給ひたる人々は、何れも修史の爲に禍ひを得たるには無之候、

文法　引く所の孔子以下、或は一人一句、或は一人數句、或は一句二人、長短錯落の點を見るべし、

是退之宜守中道不忘其直、無以他事自恐、退之之恐、惟在不直不得中道、刑禍非所恐也、『第三大段の第五小段なり、直道を守るべく、刑禍を恐るべからざるを言ふ、

大段落　以上を第三大段となす、人禍人刑の說を駁す、

講述　されば退之は宜しく中道を守つて其直を忘れずに可被爲在、他の事を以て自ら恐るゝことなく可被爲在、退之の恐れ給ふべき處は、直ならざると、中道を得ざるとに有之、刑禍などは御恐れ被成べき所に無之候、

文法　刑禍の字は、上の天刑人禍の說を收束す、

凡言二百年文武士多、有誠如此者、今退之曰、我一人也、何能明、則同職者、又所云若是、後來繼今者、又所云若是、人人皆曰、我一人、則卒誰能紀傳之邪、『第四大段の第一小段なり、一人の力に及ばすとの說を駁す、

講述　凡そ唐朝の初より今日に至る二百年の間、文武の士多しとの御說に御座候が、誠に其通りに御座候、然るに今退之は、我れ一人なれば、何とて此の如く多數なる文武名士の事を世に明かにするを得んやと被仰、さすれば同僚の史官も、亦斯く申し候はん、又將來退之に繼いで史官となる者も、亦同樣のことを申し候べし、斯くて人人皆我れ一人なれば何とて明かにすべけんやと申し候はゞ、結局何人が能く唐の事跡を記錄して之を後世に傳へ申さんや、

如退之、但以所聞知、孜孜不敢怠、同職者、後來繼今者亦各以

固不ㇾ檢ㇾ下、崔浩沽ニ其直ニ、以鬪ニ暴虜ニ、皆非ニ中道ニ、左丘明以ㇾ疾盲、出ニ於不幸ニ、子夏不ㇾ爲ㇾ史亦盲、不ㇾ可ニ以爲ニ戒ニ、其餘皆不ㇾ出ㇾ此、『第三大段の第四小段なり、古人が刑禍を受けたるは修史の爲に非ざるを言ふ』

訓義　〔不能以〕以は用に同じ、〔史佚〕前の桐葉封弟辯に出づ、〔范曄〕六朝の宋の人にて、後漢書を著す、文帝の時、反を謀つて誅せらる、〔司馬遷〕史記の著者、將軍李陵が匈奴に降りし罪を辯護せしため罪を獲たり、〔天子喜怒〕喜は附帶字、〔班固〕後漢の人、漢書を著す、其家僕が洛陽の令の行列を犯せしため、其怨を買ひ、終に獄死せり、〔崔浩〕北魏の人なり、暴虜とは魏主を指す、魏は本と夷種なればなり、鬪は爭なり、犯すの義となる、崔浩、魏の惡事を石に書して路傍に立つ、魏人大に怒り、國惡を發揚すとなして武帝に譖し、誅せらる、〔沽〕賣るなり、〔左丘明〕春秋の傳（注なり）を著しゝ人、其傳は卽ち謂はゆる左氏傳、〔子夏〕孔子の門人、〔其餘不出此〕其餘とは、韓退之が李秀才に與へたる書中に引ける齊の太史、晉の陳壽、宋の孝王、王隱、習鑿之等を謂ふ、不出此は、其不幸は修史に由らずと云ふことなり、

講述　昔し孔子が魯衞陳宋蔡齊楚の諸國に於て困難に出遇はれ候は、全く其時代が闇黑にして、諸侯が孔子を用ふること出來ざりし故に御座候、孔子が不遇にて歿せられ候は、春秋を作られ候理由には因り不申、縱令春秋を作られず候とも、孔子は猶不遇にて歿せられたるに相違無之候、周公、史佚などは、人の言語を記し又は事跡を書き候へ共、其れにも拘はらず、明主に遇ひ顯位に升られ候からは、又春秋の著作を以て孔子の疵と爲すことは出來不申候、范曄は叛亂の行にありたる事に候へば、彼れ歷史を作り不申とも、やはり其一族全滅致さるべき者に候、司馬遷は天子の怒りに觸れ、班固は部下を取締らず、崔浩は己の正直を沽らんとて夷狄の忌諱を犯し、何れも中正の仕方に無御座、又左丘明は疾ひの爲に盲目となりたる次第にて、全く不幸と申す外なく、子夏は歷史を作り不申れども、亦左丘明と同樣盲目と相成候、されば以上の事例を以て修史の戒めとは致しかね候、其他

らば何を以て史官が歴史を作らずして、其名の榮譽を受け、其祿の利益を貪ると相違致候哉、（退之も、宰相が斯く其職を怠ることを善しとは思ひ給ふまじ、されば史官として職を怠るの不都合なることを自覺なさるべき筈に有之候、）

文法　前の小段と共に、設使の二字を以て題外に拓開し、何以の二字を以て題意に歸入す、○揚揚の字、美食安座の字、呼唱の字等の形容を用ひ、議論をして枯燥ならざらしむ、

又言不有人禍、則有天刑、若以罪夫前古之爲史者、然亦甚惑、凡居其位、思直其道、道苟直雖死不可回也、如回之、莫若亟去其位、（第三大段の第三小段なり、天刑を畏るゝの直道に反するを論す、）

訓義　〔道〕猶本分と云ふが如し、〔回〕まぐると訓ず、

講述　御書狀の中に又申され候は、人より受くる禍ひなきときは、又必ず天の刑罰あり、此の理由に因つて、彼の前に於て歴史を作りし人人をお咎め被成候樣に見受け申し候、乍併是も亦非常に惑ひたる御考へに御座候、凡そ一つの位地に居り候以上は、其本分を直く致すことを思ふべき筈にて、其本分直からんには、縱令死すとも曲げ候事出來不申、若し之を曲ぐる位ならば、速かに其地位を退くが增しに御座候、

孔子之困於魯衞陳宋蔡齊楚者、其時暗、諸侯不能以也、其不遇而死、不以作春秋故也、當其時、雖不作春秋、孔子猶不遇而死也、若周公史佚、雖紀言書事、猶遇且顯也、又不得以春秋爲孔子累、范曄悖亂、雖不作史、其族亦誅、司馬遷觸天子喜怒、班

書き題はすものゆゑ、天の刑を受くるか、人の禍を受くるか、何れにも致せ不幸に遇ふ役柄なれば、避けて就職するの心なしと被申候が、此の御考へも尤も宜しからず候、試に考へ給へ、史官と申すものは、忠臣とか叛賊とか、唯名目の上に於て人を褒め人を貶す者にて、實際有形的の賞罰を加へ候には無御座候、然るに其れすら尙天刑や人禍を恐れて、其職を實行不被致儀ならば、萬一退之が御史中亟大夫となられ候時は如何に可有之哉、其人を褒むるなり、貶すなり、立派にするなり、破壞するなり、之を史官が筆の先き文字の上のみに行ふに比べ候時は、愈〻以て目に立ち可申、(目に立ち候程、人より怨みを受けて禍ひを招くとも甚しく候へば)隨つて其恐懼なさるべきとは尤も大なる事と被存候、然るに斯くても尙又揚揚と得意に臺府へ出仕被成、安座して美味を召上り、朝廷にて諸役人を呼び附け威張り給ふばかりにて、職務を御盡しなされずに被爲入候べきや、(まさか左樣には御出來なされまじ)

文法　起首より「尤非也」に至るまでは、此の小段の大意を掲げ、以下仔細に其非なる所以を論ず、是れ演繹的論法なり、

在御史猶爾、設使退之爲宰相、生殺出入升黜天下士、其敵益衆、則又將揚揚入政事堂、美食安坐、行呼唱於內廷外衢而已邪、則何以異不爲史而榮其號、利其祿者也』（第三大段の第二小段なり、宰相を借りて前段を推論す、）

訓義　〔內廷外衢〕朝廷と街道、〔出入〕或は中央に入れ、或は地方へ出す、〔升黜〕升進と免降、

講述　御史は彈劾を致すに不過候へ共、其御史にてすら、右の次第に有之以上、若し退之が宰相と被成候はんには、天下の士を生殺し、出入し、升黜する儀に候へば、其敵は益〻多數と相成、隨つて禍ひも益〻大なることと被存候、然るに又揚揚と政事堂に入り、美味を食つて安座し、內は朝廷に於て、外は往來に於て、人を呼び附け指圖をなすばかりにて濟み候や、然

ぬ儀に御座候、何として宰相の意中を推測し、彼れが憐愍の情より、一個の韓退之に榮譽を與へんが爲に、史官の職を以て授けしなりと心得給ふ道理有之候はんや、

文法　榮の字は此の段中の字眼、

若果爾、退之豈宜虚受宰相榮己、而冒居館下近密地食奉養、役使掌故、利紙筆爲私書、取以供子弟費、古之志於道者、不宜若是』、第二大段の第二小段なり、虚榮を受くるの道に違へるを言ふ

大段落　以上を第二大段となす。書中に「加一職榮之」とあるを駁す、

講述　若し果して右樣の次第に有之候はゞ、退之足下は、豈に無意味に宰相が自分に榮譽を與へくれられ候に任せて之を受け、無遠慮にも禁中に接近する史館に住ひ、俸給を取り、屬吏を使ひ廻し、役所の紙や筆を利用して自分勝手の文書を作り、或は又自宅に持歸りなどして、子弟の費消に供することが相成申さんや、古へに於て道義に志し候者は、決して斯樣にてはなきものに候、

文法　道の字を出す、

且退之以爲、紀錄者有刑禍、避不肯就、尤非也、史以名爲褒貶、猶且恐懼不敢爲、設使退之爲御史中丞大夫、其褒貶成敗人愈益顯、其宜恐懼尤大也、則又將揚揚入臺府、美食安坐、行呼唱於朝廷而已耶』、第三大段の第一小段なり、人禍の恐るゝに足らざるを言ふ

訓義　〔御史中丞大夫〕御史大夫は百官の非行を彈劾するの官、中丞は之が副屬なり、〔臺府〕御史臺、

講述　且つ退之足下は、記錄する者は人の善惡を

んや、若し鬼神なからしむるも豈に自身慙愧せざるべけんや、若し鬼神あらば將に人に禍せざらんとす、僕騃(愚鈍)と雖も亦粗自愛を知る、敢て率爾に爲さざるなり、夫れ聖唐の鉅跡及び賢士大夫の事、皆磊磊落落天地に軒る、決して沈沒せず、今館中人なきに非ず、將に必ず作者あり、勤めて之を纂せんとす、後世畏るべし、安んぞ足下にあらざるを知らんや、亦宜しく之を勉むべし、愈再拜、

大旨　韓退之が史館の職に居りながら、史官は災難ありとの迷信に因つて歷史を作らざるは、直道にあらざるを言ふ、

目的　韓退之の職務上の不心得を戒むるに在り、

前獲書、言史事、云具與劉秀才書、及今見其書藁、私心甚不喜、與退之往年言史事甚大謬、

大段落　以上を第一大段となす、大體不贊成なることを言ふ、

訓義　〔史〕歷史を史と曰ひ、又歷史官を史と曰ふ、此處は歷史官を指して謂ふなり、

講述　先日貴簡に接し候處、其中史官の御說御座候て、委細は劉秀才に與へたる書狀に見ゆとの事に有之、然るに今其御書狀の稿本を拜見致候に、餘人は兎も角も、自分の心にては甚だ面白からず被存候、何故と申し候に、退之が往年史官の事を申され候とは非常に相違致居候爲に御座候、

若書中言、退之不宜一日在館下、安有探宰相意、以爲苟以史筆榮一韓退之邪、

第二大段の第一小段なり、宰相の心中を探り、虛榮を受くべからざるを言ふ、

訓義　〔書中言〕此に書とあるは、劉秀才に與へたる書なり、〔館下〕館は修史館を謂ふ、下と云ふは、退之が其處に奉職するに因つて言ふ、

講述　御書中に在る御說の通りに候はんには、退之足下は、一日たりとも史館に居られては宜しから

韓退之の劉秀才に與へたる書に就いて一一論駁を試みたるものなるが故に、此れと對照せざるときは本篇の精神を知るべからず、乃ち原書を左に錄す、

答二劉秀才一論レ史書

六月九日韓愈白す、秀才問を辱うし愛せらる、敎勉するに宜しく務むべき所を以てす、敢て賜を拜せざらんや、愚以爲へらく、凡そ史氏(歷史家)褒貶の大法は、春秋已に備はる矣、後の作者、事跡に據り實錄するに在り、則ち善惡自ら見はる、然れども此れ尙淺陋偸惰者の能く就す所に非ず、況んや褒貶をや、孔子は聖人、春秋を作り、魯衞陳宋齊楚に辱められ、卒に不遇にして死す、齊の太史氏兄弟幾んど盡く、左丘明、春秋の時の事を紀し、以て明を失ひ、司馬遷、史記を作り刑誅せられ、班固瘦死し、陳壽起つて又廢れ、卒に亦至る所なし、王隱、謗を以て退けられ家に死し、習鑿齒一足なし、崔浩、范曄亦誅せられ、魏收夭絕し、宋の孝王誅死す、足下稱する所の吳兢も亦身貴く、而して今其後聞(名譽)あるを聞かざるなり、夫れ史を爲る者、人禍あらざれば則ち天刑あり、豈に畏懼せずして輕々しく之を爲すべけんや、唐、天下を有つこと二百年矣、聖君賢相相踵ぐ、其餘文武の士、功名を立て前後に跨越するもの、勝げて數ふべからず、豈に一人卒に能く紀して之を傳へんや、僕年志已に衰退に就く、自ら敎率すべからず、(自分でしつかりやつて人を率ゐる)宰相其他の才能なく用ふるに足らざるを知り、其老窮齟齬合ふ所なきを哀み、四海の內をして戚戚たるものあらしむるを欲せず、猥りに之を上に言ひ、苟くも一職を加へ(修史官となすこと)之を榮するのみ、必ず督責迫蹙、功役(事務)に就かしむるに非ざればなり、賤(自己の謙稱)敢て盛指(立派なる御趣意と云ふこと)に逆はず、行く行く將に引去を謀らんとす、且つ傳聞同じからず、善惡、人の見る所に隨ふ、甚だしきものは附黨憎愛同じからず、巧みに語言を作り、善惡の事跡を鑿空構立す、(有りもせぬことを組立てる)今に于いて何の承受して信を取る所あらん、而して草草傳記を作り、萬世に傳へしむべけ

り、〔自克〕自分の方が先方を押しまかす、〔不可信〕問題の事實、

講述　其上、平人の父子の間ですら、此の遣り方で無理押付をなし難い、名義が君と臣である以上、猶更の事である、此のやうな無理押付をなす者はつまらぬ人物であつて、小才を利かす輩の所爲である、周公の用ふべき仕方ではない、故にどうしても信じ難い、

文法　全篇の議論、不可信の三字に歸著す、

或曰封唐叔、史佚成之、

大段落　以上を第三大段となす、

訓義　〔或曰〕史記の晉世家を指す、〔史佚〕史官にして、名を佚と云ふ人なり、〔成之〕唐叔を封ずることを成立せしめたるを云ふ、

講述　或る說に據れば、成王が唐叔を封じたるは、史佚が成立せしめたるのであると、（恐らくは左樣であらう、）

文法　此の一段は、上の不可信より胚胎し來る、已に史佚の事とすれば周公を咎むる必要なしとて、周公の爲に活路を開きたるなり、韓退之の陽城論の結び方に比すれば、更に簡勁なり、

餘說

意數ゝ轉じ、筆屢ゝ折れ、勁拔にして力あり、柳子厚本色の文なり、○中間の一段に「當封邪」の邪の字、「不當封邪」の邪の字、「其得爲聖乎」の乎の字、「必從而成之邪」の邪の字、「亦將舉而從之乎」の乎の字、卽ち問語反語を疊用して、語氣甚だ急なり、然るに「是周公敎王遂過也」の也の字、「急則敗矣」の矣の字を用ひて之を寬にし、「不可信」の句に至つては一助字を用ひず、文調の變化味ふべし、

與韓愈論史書　柳柳州

講題　此れは、韓退之が柳柳州に與へたる書簡に、歷史の意見を述べ、委細は劉秀才に與へたる書簡に在りと申來りたるに因り、柳柳州は之を觀たる處、如何にも謬論なりしかば、此の書を與へて其不心得を戒めたるものなり、但し本と

講述　凡そ王者の德の善惡は、行ふ事柄の當ると否とに在るものである、若し正當の理に叶はぬ內は、十度之を改めようとも疵にならない、肝要なる點は、正當の理に叶つた處に於て之を變更せんと云ふ事である、普通の事においてすら幾度變更すとも差支へなきに、戲れに出でたることなどは猶更の事である、(實行する必要は少しもありはせぬ、)若し戲れであるに拘はらず、是非とも之を實行すとしたならば、是れは周公が、成王に過失を遂行することを敎ふと云ふものである、

吾意周公輔成王、宜以道從容優樂、要歸之大中而已、必不逢其失而爲之辭也、又不當束縛之馳驟之、使若牛馬然、急則敗矣、『第二大段の第四小段なり、輔導の大體に就て得失の在る處を論す、』

訓義　〔從容〕切迫の反、〔逢〕迎ふる、〔馳驟〕かけはしらす、〔爲之辭〕天子、戲言なしとの語、

講述　自分の考へでは、周公が成王を輔くる仕方は、道理に從ひ、ゆるゆると窮屈にせず、優しく樂みがてら、之を最も正しき點に歸せしむることを要せねばならん、決して成王の過失を取成して辨解を造り、實行せしむると云ふことはなき筈である、又成王を束縛して自由ならしめず、之を追ひ驅け逐ひ廻して己れの自由になすこと、まるで牛馬のやうに爲すと云ふ法はなし、窮屈にするときは、必ず失敗すべし、

文法　〔大中〕上文の不中の字に反應す、○急則破矣の上に、若牛馬然の四字を略したるものと視るべし、

且家人父子、尙不能以此自克、況號爲君臣者邪、是特小丈夫鈌鈌者之事、非周公所宜用、故不可信、『第二大段の第五小段なり、勢ひ行はれざる事ゆゑ、妄說なるべきことを論す、』

大段落　以上を第二大段となす、辯論、

訓義　〔君臣〕成王は君、周公は臣、〔鈌鈌〕小利口な

其不中之戲、以地以人與小弱弟者、爲之主、其得爲聖乎、第二大段の第一小段なり、事可否に係はらず、周公の處置の不當なるを論ず、

講述　吾は左樣に考へない、王の弟が當然封ずべきであるならば、周公は適當の場合を以て王に言上すべく、王の戲れを爲した時になつて、殊更御慶を申上げて其事を遂げざるべし、若し又封じてはならぬ事ならば、周公が其れにも拘らず、中正を得ざる戲れを成立せしめて、土地をば人民をば幼くかよわき弟などに與へて、其土地、人民の主人公と爲らしめたとすれば、何として聖人となすことが出來ようや、

文法　當封邪の一節は正說、(表から言ふ)不當封邪の一節は反節、(裏から言ふ)なり○以地以人の以の字は、極めて土地、人民の重きことを見はす、○不中は後の大中を伏す、

且周公以王之言不可苟焉而已、必從而成之邪、設有不幸王以桐葉戲婦寺、亦將擧而從之乎、第二大段の第二小段なり、王の言を遂行するの弊を推論す、

訓義　〔苟〕一時的、其場限り、〔設〕もしと訓ず、假りになり、〔婦寺〕官女と宦官、

講述　且つ周公が王の言は座興とすることが出來ぬと云ふ一點のみを以て、是非とも其言葉通りに成立せしめたのであるか、(弟であつたから、まだしも仕合せ、)若し不幸にして王が桐葉を以て宦官、宮妾に戲れて、之を封じようとしたならば、(如何にする)其れでもやはり土地、人民を擧げて、之に從ふであらうか、

凡王者之德、在行之何若、設未得其當、雖十易之不爲病、要於其當不可使易也、而況以其戲乎、若戲而必行之、是周公教王遂過也、第二大段の第三小段なり、戲を行ふは王の不德を養成する所以なるを論ず、

子に戲言なし、言へば則ち史（記錄の官）之を書し、工（音樂の官）之を誦すと、（公然となつて取回しのつかぬことを言ふ）是に於て遂に唐叔虞を晉（地名）に封ず、周公善く說くと謂ふべし矣、一たび稱して、（言つてと云ふが如し）成王言を重んじ、弟を愛するの義を明かにして、王室の固（鞏固なり）を輔けしむるありと、

大旨　周公が成王の戲を實現せしめたるは、是れ過失を遂げしめたる者にして、大中至正の道に非ず、周公は成王を輔佐するに大中至正の道を以てせざるべからざるを言ふ、

目的　傳說を否認するに在り、

古之傳者有言、成王以桐葉與小弱弟、戲曰、以封汝、周公入賀、王曰戲也、周公曰、天子不可戲、乃封小弱弟於唐、

大段落　以上を第一大段となす、問題を掲ぐ、

講述　古へ史實を傳へたる者が申してある、昔し周の成王が、桐の葉をば幼くかよわき弟に與へ、戲れて曰はるゝやう、此れを以て汝を取立て、一國の主とせんと、周公之を聞き、宮中に入つて祝儀を申上げたる處、成王は、那の事は戲れである（無論實行する考へではない）と曰はれたるに、周公は、天子は戲るべからず、（戲るゝことは出來ぬ、戲れも戲れにするわけにゆかぬ）と曰つて、遂に此の戲を實行し、幼くかよわき王の弟をば、唐の地に封じたと云ふことである、

文法　以上は全く敍事なり、然れども敍事の中に於て已に議論の種を含蓄せり、其議論の種とは、小弱弟の三字に外ならず、諸侯は民を治むる責任あり、幼少の者は固より其責任を盡す能はず、其責任を盡す能はざる者は諸侯たるの資格なし、されば小弱弟の三字は、已に其不都合なることを暗示せしものと謂ふべし、

吾意不然、王之弟當封邪、周公宜以時言於王、不待其戲而賀以成之也、不當封邪、周公乃成

講述　孔子として父母に事ふること、曾子のやうに出來得るならば、惡く言はれずに濟むであらう、又人格の點に於て、周公、孔子のやうになることが出來得るならば、其れにて十分であらう、然るに今世の士は、曾子や周公や孔子のやうな聖賢の行ひを行ふことは骨を折らずして、親の名を諱むの一點(而も無益なること)に於ては周公、孔子、曾參以上になることを務むるは、如何にも惑へると外思れない、

文法　「今世之士」は、暗に李賀を毀る者と聽いて察せざる者とを指す、

夫周公孔子曾參、卒不可勝、勝周公孔子曾參、乃比於宦官宮妾、則是宦官宮妾之孝於其親、賢於周公孔子曾參者邪、第三大段の第二小段なり、反對論者を嘲弄す、

大段落　以上を第三大段となす、斷案、

講述　夫れ周公、孔子、曾參は、到底之に勝ることの出來ざる人物である、之に勝るときは宦官宮妾と肩を並ぶることゝなる、さすれば宦官宮妾などは非常なる孝行者にて、其孝行は彼の三人の聖賢に勝つて居るか、(迚も話にならぬ)

餘說

論理、筆力、共に論駁文の最上乘に居る、

桐葉封弟辯　柳子厚

講題　漢の劉向著す所の說苑に載す、成王、(周の武王の子)唐叔虞(成王の弟)と燕居す、(くつろいで居る)梧桐の葉を剪り、以て珪(玉にて造り、諸侯を封ずるとき、之に與へて證據となすもの)となし、唐叔虞に授けて曰く、余此れを以て汝を封ずと、唐叔虞喜んで以て周公に告ぐ、周公以て請うて曰く、(下より目上の人に問ふことを請ふと云ふ)天子、虞(唐叔虞)を封ずるかと、成王曰く、余一に(一には唯と云ふが如し)虞と戯るゝなりと、周公對へて曰く、臣之を聞く、天

用ふる處には通を替字とした、然れども又車轍の轍を、徹と同字なるがため或る字に更へたことは聞き及ばない、呂后の名の雉を諱みて、雉の事をば野雞と云ひかへたが、更に天下を治むるの治の字が雉と同音なるがため、之を諱みて他の字に改めたることは聞き及ばない、今我が唐朝に於ても、下より上に差出す所の上表類、並に上より下に降す詔勅類には、滸勢秉機のやうな、祖宗の諱に於ける嫌名を諱まない、尤も唯宦官や奥向きの女供のみは、諭機の二字を言はず、之を言ふときは、御諱に觸るゝことと思へり、

文法　周公を引きしより此に至るまで、列擧する所十箇條にして、其句法八樣に變化す、

士君子立言行事、宜何所法守也、今考之於經、質之於律、稽之以國家之典、賀擧進士、爲可邪、爲不可邪、（第二大段の第四小段なり、前段を一括して反詰を行ふ、）

大段落　以上を第二大段となす、辯明、

講述　元來士君子の言論にせよ行爲にせよ、法り守るべき所は何物であるか、（經なり、律なり、國家の典例ならん）、今之を經文の上に參考し、之を法律の上に問質し、又國家の典例の上に就いて取調べたる處で、李賀が進士に擧げらるゝことは可となすか、不可となすか、（少しも不都合はないではないか、）

文法　「考之於經」は上文の詩を引き春秋を引きたる一節を收め、「質之於律」は上文の律を引きたる一節を收め、「稽之以國家之典」は上文の漢の武帝の一節を收む、以上層層引證を行ひ反對論者を翻駁し、李賀が進士に擧げらるゝことの不當ならざるを言ふ、李賀に代つて辯じたる末文は、此に至つて畢る、

凡事父母、得如曾參可以無譏矣、作人得如周公孔子、亦可以止矣、今世之士、不務行曾參周公孔子之行、而諱親之名、則務勝於曾參周公孔子、亦見其惑也、（第四大段の第一小段なり、反對論者の妄を斷ず、）

る、孫の諡を祖父の名と同音になしたるを見ても、嫌名の諱まないことが判る、曹參は晳であつたが、曹參は昔を諱まなかつた、是れは嫌名を諱まなかつた第二の例である、周の時に騏期と云ふ姓名の人があり、漢の時に杜度と云ふ姓名の人があつた、(此の二人は姓と名と同音である)此の場合に、其の子たる者が、どう云ふ風に之を諱むであらうか、(嫌名を諱むときは姓を諱まざるを得ない、姓を諱むときは姓を稱することが出來なくなる、是れは不可能である、)嫌名を諱んで、遂に姓までも諱む方に爲すべきであらうか、其れとも嫌名の諱まない方に爲すべきであらうか、どちらである、

文法　周公、孔子を出したるは、反對論者の根據を我が根據として反擊を加へ、一言なからしむる手段にして、康王、昭王を出したるは、周公の禮を行ふ周の王室に於て已に諱まざりし事を證し、曾子を出したるは、孔子の徒も亦諱まざりし事を證す、而して騏期、杜度を出したるは、嫌名は之を諱まざるのみならず、實際諱む能はざることを證せしものなり、姓の廢すべからざるは固より言を待たざれども、敢て之を正言せず、疑問を以て止めたるが如き、俗に謂はゆる眞綿にて首を絞むる手段なり、

漢諱武帝名、徹爲通、不聞又諱車轍之轍、爲某字也、諱呂后名、雉爲野鷄、不聞又諱治天下之治爲某字也、今上章及詔、不聞諱滸勢秉機也、惟宦官宮妾、乃不敢言諭及機、以爲觸犯、(第二大段の第三小段なり國典の上より辯す、)

訓義　〔漢諱武帝名徹爲通〕蒯徹と云ふ人を蒯通となし、徹侯と云ふ爵を通侯となせし類、〔上章〕表若しくは疏の類、〔滸勢秉機〕滸は大祖の名虎に近く、勢は太宗の名世民の世に近く、秉は世祖の父の名昞に近く、機は玄宗の名隆基の基に近し、〔諭及機〕諭は代宗の名豫に近く、機は玄宗の名隆基の基に近し、

講述　漢にては、武帝の名の徹を諱みて、此の字を

せしに非ず、嫌名の律を犯せしに非ずと說破せざる處、反つて力あり、

夫諱始於何時、作法制以敎天下者、非周公孔子歟、周公作詩不諱、孔子不偏諱二名、春秋不譏不諱嫌名、康王釗之孫實爲昭王、曾參之父名晳、曾子不諱昔、周之時有騏期、漢之時有杜度、此其子宜如何諱、將諱其嫌、遂諱其姓乎、將不諱其嫌乎、（第二大段の第二小段なり、經史の根柢より之を辯ず、）

訓義　〔周公作詩不諱〕周公の父なる文王の名は昌と曰ふ、兄なる武王の名は發と曰ふ、則ち發と昌とは周公の諱まざるべからざる所なり、然るに周公の詩に克昌厥後の句あり、是れ文王の諱を犯したるなり、駿發爾私の句あり、是れ武王の諱を犯したるなり、〔孔子不偏諱二名〕孔子の母の名は徵在なり、而して論語に杞不足徵の語あり、是れ孔子は、二名の一つは諱まざりし證據なり、〔春秋不譏不諱嫌名〕衛公名は完、謚して桓と云ふ、謚は名の代りに呼ぶものなるに、完と桓とは嫌名なるが故に、謚を呼べば、やはり名を呼ぶこととなる、然るに春秋に於ては之を非とせず、〔曾參〕孔子の弟子、〔不諱昔〕曾子曾て昔者吾友と云へり、昔は音せき、其父の名の晳と嫌名なり、

講述　夫れ諱は何れの時代より始まりしか、（先づ其起源より論究せん）抑も法律制度を作り、天下に敎へたる人は周公、孔子ではないか、（則ち法制中の一なる諱の事に就ても、立法者たる二聖人を模範とすべきである、）然るに立法者の一人たる周公は詩を作つて、其父文王と其兄武王との名を諱まなかつた、孔子は偏名を諱まないで、其母の名の一字を言はれたとがある、春秋は書法の謹嚴なる書であるに、嫌名を諱まなかつた事實に就て譏つた所がない、周の康王釗の孫は、實に昭王であつた、釗と昭とは嫌名であ

文法　「且得罪」は此の文を作る所の動機なり、唐の世には、諱を犯すものに刑罰あり、

愈曰然、律曰二名不偏諱、釋之者曰、謂若言徵不稱在、言在不稱徵是也、律曰、不諱嫌名、釋之者曰、謂若禹與雨、丘與蓲之類是也、今賀父名晉肅、賀擧進士、爲犯二名律乎、爲犯嫌名律乎、父名晉肅、子不得擧進士、若父名仁子不得爲人乎、第二大段の第一小段なり、現行の法律に照して無罪なることを辯す、

訓義　〔嫌〕まぎらはしきなり、〔蓲〕音きう、葦に似たる草、

講述　韓愈、之に答へて云ふ、左樣な次第であるか、律に二字の名は、片々宛は、諱まずとあり、之を解釋する者の言に、孔子の母は徵在と云ふ名であったが、孔子は徵と言はれたるときは在と言はれず、又在と言はれたるときは徵と言はれなかったやうな場合を指すと、卽ち其れが二名不偏諱と云ふことなり、又律に類似の名は諱まずとあり、之を解釋する者の言に、禹と雨と丘と蓲とのやうな類を謂ふと、卽ち其れが不諱嫌名と云ふことなり、（右は音まぎらはしきも、意味同じからず、）今李賀の父の名が晉肅である、處で李賀が進士に擧げらるゝことは、二名の律を犯すものとするか、嫌名の律を犯すものとするか、（何れにも觸れて居らぬではないか、）父の名が晉肅なりとて、其子が進士に擧げらるゝこと出來ざる次第ならば、若し父が仁と云ふ名であるときは、仁と人とは同音なる所より、其子は人間たることが出來ざるか、（愚も亦甚しと謂ふべし、）

文法　若し父の名が仁ならば、子が人たるを得ざるかとは愚弄の言なるが、本と俗物に對して論ずることゆゑ、冷かしの文句を以て其非を悟らしめんとせしなり、又二名の律を犯すとなすか、嫌名の律を犯すとなすかと、疑問の形式を取り、自ら二名の律を犯

のなり、辯とは、事物の是非眞僞を分別して判定するの文體にして、亦議論文に屬す、

大旨　李賀が父の名を犯せりとて、之を譏る者は、李賀が經典なり法律なり典例なりの各方面よりして、何等不都合の點なきを知らず、全く惑へるものなることを言ふ、

愈與李賀書、勸賀擧進士、賀擧進士有名』、第一大段の第一小段なり、問題の動機たる事實を叙す、

訓義　〔李賀〕李賀、字は長吉、早く歿す、詩を能くす、

講述　韓愈は、李賀に書簡を與へ、彼れに進士に擧げられんことを勸めたる處、賀は愈の言に從ひ、進士に擧げられて名譽を得た、

與賀爭名者毀之曰、賀父名晉肅、賀不擧進士爲是、勸之擧者爲非、聽者不察、和而倡之、同然一辭』、第一大段の第二小段なり、非毀する者の言を叙す、

訓義　〔毀〕名譽を損害するなり、〔和而倡之〕和は贊成するなり、倡は動議を起すなり、〔同然一辭〕同然は同意するなり、一辭とは言ひやう同じきなり、一は意志を以て言ひ、一は言語を以て言ふ、

講述　李賀と名譽を競爭する者、彼れを毀傷して云ふ、李賀の父の名は晉肅なり、晉肅の晉と進士の進とは、其音相通ずることとなれば、當然忌まなければならぬ、されば李賀は進士に擧げられないのが正當である、隨つて之に進士となることを勸めた者は不都合であると、此の言を聽いた者は、善く其當否を取調べもせず、一人が之に雷同すると同時に、又一人が之を言ひ觸らし、御尤も〳〵と、皆同じやうに言囃して居る、

皇甫湜曰、子與賀且得罪』、第一大段の第三小段なり、皇甫湜の警告を叙す、

大段落　以上を第一大段となす、一篇の立案、

訓義　〔皇甫湜〕亦作者の門下生なり、

講述　皇甫湜は余に忠告して云ふ、先生と李賀とは共に罪を得給ふべし、（早く辯明し給へと）

意を歸宿せしむ、結末の二句に於て、陽子の有道の士に非ざることを決すと雖も、餘筆を以て其善人たるを許せしは、是れ彼れが爲に一條の活路を啓きたるものにして、窮寇を追はざるの法なり、蘇東坡の范增論に「增亦人傑也哉」を以て結びしは、實に此れを學びたるなり、

餘說

此の文は四問四答より成り、段落分明にして、初學の士甚だ學び易し、第一大段は正面攻擊を用ひ、第二大段は側面攻擊を用ひ第三大段は半攻半守の態度を取り、第四大段は防備の態度に出で、敵をして遁辭なからしむると共に、我れに對して乘ずべきの隙を得ざらしむ、而して末段の「陽子將不得爲善人乎哉」は、前にも云へるが如く一方の活路を與ふる手段なるが、元來韓退之の陽城に於ける、固より之を輕んじたるに非ずして、之を惜みたるなり、謗りたるに非ずして、之を諷したるなり、則ち其本意は、彼れを激して諫めしむるに在り、故に此に至つて、善人なり、忠告を受くるの資格ありと曰ひ、以て其職責を完うし、有道の士たらんことを希へるのみ、見よ、通篇「有道之士」を出すこと四箇處、是れ此の文の四本柱にして、結構の存する所なり、而して最後に善人たることを認むるに及びても、有道之士なることは到底之を許さずして、「雖不能及已」と云ふ、作法頗る嚴密なり、

諱辯　　韓文公

講題　諱は、いむなり、此の文に於ては、名を忌むを謂ふ、支那の風俗に於ては、臣として君の名を忌み、子として父の名を忌むを禮とす、其他目上の人に對しても、亦往往之を忌む、是れ死後の諡ある所以なり、元來尊敬より來りし虛禮なるが、周の世、文飾の盛なるに隨つて此の如き習慣を生ぜしなり、其後唐代に至り、其弊益、甚しく、殆んど滑稽に類せり、此の文は、本文に在るが如く、李賀と云ふもの、父の名を犯せりとの譏を受けたるより、韓文公之が爲に辯護せしも

未得位、則思修其辭以明其道、我將以明道也、非以爲直而加人也、且國武子不能得善人、而好盡言於亂國、是以見殺、傳曰、惟善人能受盡言、謂其聞而能改之也、子告我曰、陽子可以爲有道之士也、今雖不能及已、陽子將不得爲善人乎哉、第四大段の第二小段なり、或人の非難を論破して、陽城の有道の士に非ざることを決定す、

大段落　以上を第四大段となす、決論、

訓義　〔修其辭〕己れの文章を、道に叶ひ、疵なきやうにすること、〔傳曰〕國語中の周語、〔將〕恐らくはと云ふが如き語氣、

講述　韓愈之れに答へて云ふ、凡そ君子たる者一つの地位に居るときは、其官職の爲に命を棄てゝ盡さんことを思ひ、未だ地位を得ずして處士であるときは、其文辭を修めて、我が聖人の道を明かにせんことを思ふ、余は道を明かにしようとするのであつて、個人を攻撃するに非ず、己れの正直を示すが爲に人を陵ぐに非ず、且つ國武子の事を引用して彼れ此れ申されしたれども、彼れは善人に出遇ひもせざるに、亂國の時に於て言を盡したればこそ殺されたるなれ、傳に、唯善人のみが盡言を受け容るゝ能力ありと曰へり、右は他人の忠告を聞いて之を改むる能力があると云ふ意味である、初めに君は我輩に向つて、陽子は有道の士たる所の資格があると申されたが、今此の論評に由つて、陽子は迚も有道の士と云ふ程度には及ぶまじきも、さりとて善人であると云ふことを得ざるにも非ざるべし、

文法　或人が作者の陽城を攻撃する事に就て非難を試みたる根據は三點なり、曰く德を傷く、曰く辭を費す、曰く言を盡す、然るに此の一小段に於て一一之を論破し、修其辭を以て費辭に答へ、明道を以て、傷德に答へ、善人を以て盡言に答へ、終に起首に戻つて有道之士の四字を出し、不及能及已の五字を以て主

の是非は耳にて聞き分け、行ひの難易は目にて見分け、然る後一身の安全を得らるゝ次第なり、其上陽子に於て、若し賢人でないならば、宜しく賢人に使はれて政府に奉公すべき筈であり、若し又賢人ならば、前にも云へる如く、天命を畏れて人民の窮阨を憐むのは勿論であるから、何として自身安佚に過ごすことが出來ようや、

文法　禹と孔子と墨子とは、陽城に反映せしむる爲に引く、又「誠畏天命而悲人窮也」の一句は、畏天命の三字を以て下を喚起し、悲人窮の三字を以て上を收結す、

或曰、吾聞君子不欲加諸人、而惡訐以爲直者、若吾子之論、直則直矣、無乃傷於德而費於辭乎、好盡言以招人過、國武子之所以見殺於齊也、吾子其亦聞乎、

第四大段の第一小段なり　又或人の論を敘す、作者が陽子を攻撃するの不德にして不利なるを言ふ、

訓義　「君子不欲加諸人」論語公冶長篇に見ゆ、子貢の語なり、加諸は或る物を加ふるの意にて、先方に乘りかゝること、陵ぐこと、「惡訐以爲直者」論語陽貨篇に在る孔子の語、「傷德」溫厚の德を害する、「盡言」會釋なく有る限りの言を述ぶるなり、「招」擧ぐる、揚ぐる、「國武子」齊の靈公の母僑如と云ふ婦人は、齊の慶克と姦通し、二人、衣を蒙り、輦に乘つて閎に入りけるを、鮑牽と云ふもの、見て國武子に告げたり、國武子、慶告を召んで之を詰責せしが、終に殺されたり、

講述　或人云ふ、余の聞きたる言に、君子と云はるる者は人を陵ぐことを好まず、又人の惡德を許き出して己れの正直なることを表はす者を惡むとか、足下が陽子を論ぜらるゝのは、直きことは直きに相違なけれども、餘り殘酷なれば、足下自身の德を傷け、無益の言論に過ぎないではないか、飽くまでも議論を言ひ立て人の過失をさらし出すことは、昔し國武子が齊の國に於て殺された源因であるに、足下は之を聞知つて居らるゝか、どうも知られぬやうなり、

愈曰、君子居其位、則思死其官、

を畏れ人を悲むが爲なること
を論じて、或人の說を破る、

大段落　以上を第三大段となす、陽子の已むを得ずして仕へたりとの說を論駁す、

訓義　〔閔〕あはれむ、〔獨善〕己れ獨り才德を全うし、人格を保つこと、〔孜孜矻矻〕勤勞する貌、〔禹過家門不入〕夏の禹王は、堯の九年の洪水の時、人民の難儀を見るに忍びず、其治水工事の爲に奔走せし間、三度自宅の門を過ぎたれども入らざりしと云ふ、〔孔席不暇暖〕孔子は道を行はんが爲、列國を周遊し、今日は此國にあれども明日は他國に往くと云ふ有樣なりしかば、其座席の暖まる迄一箇所に居られし事なかりき、〔墨突不得黔〕墨は墨翟、謂はゆる墨子、孔子の後に生れたれども、一時孔墨と竝び稱せられたる程の賢者なるが、是れも東西に奔走し、烟突の黑くなるまで一箇所にて飯を炊きたることなかりき、〔二聖〕禹と孔子、〔一賢〕墨子、〔畏天命〕聖賢は、天よりして人民を救濟すべき任務を命ぜられたる者なれば、其命令を畏れて其任務を實行するなり、〔險夷〕道の危きと安きとなり、行の利害に喩へて云ふ、〔聖賢時人之耳目也〕時人を善き方向に導きて、安穩なることを得しむべしと云ふの譬へなり、

講述　韓愈之に答へて云ふ、古へより聖人賢士は、何れも名聞、仕官を求むるの心があつたのではない、唯其時世が平穩でなく、人民が其所を得ないのを愍然に思ひ、己れ善ければとて滿足せず、延いて天下をも總體に濟度せざることなく、孜々として勤め矻々として勞し、死するまでも働いて已まず、故に禹王は、公務に出張の間、三たびも自宅の門前を通過しながら內へ入らず、又孔子は、天下を遊歷して、其席の暖まる暇なく、墨子は東西に奔走して、臺所の煙突が黑く燻る暇がなかつた、彼の禹王、孔子の二聖人と墨子の一賢人とが、此の如く汲汲として勞苦せられた所以は何故であるか、己れの安逸に暮すことが樂であると云ふことを知らなかつたのであらうか、決して然らず、誠に天命を畏れて人民の窮困を悲みたるからである、夫れ天が人に賢聖の德や才能を授くるのは、其人のみ餘裕あらしむるのみでなく、天下に於ける才能の足らざる人人を補はしめようと云ふ考へである、觀よ耳目は人間に取つて如何なる職掌あるかを、耳は聽くことを掌り、目は視ることを掌り、事

求用而君用之、不得已而仕、守其道而不變、何子過之深也』、第三大段の第一小段なり、又或人の辯護を叙す、其根據は、已むを得ずして仕へたりと云ふに在り、

訓義　〔過〕咎むるなり、

講述　或人又云ふやう、陽子に於ては名聞を求めざりしも、賢德のある所から人が其名を聞き知り、登庸を求めざりしも、天子が其賢能なることを知つて之を任用あらせられたのである、斯かる次第であるから、其實陽子は已むを得ずして身を起し、諫議大夫となりはしたが、もと〳〵本意でないゆゑ、曾て隱者であつた時の道を守つて、變へざる譯である、それに足下は何として彼を咎むることが左樣に深いのであるかと、

愈曰、自古聖人賢士、皆非有心求於聞用也、閔其時之不平、人之不義、得其道、不敢獨善其身、而必以兼濟天下也、孜孜矻矻、死而後已、故禹過家門不入、孔席不暇暖、而墨突不得黔、彼二聖一賢者、豈不知自安佚之爲樂哉、誠畏天命而悲人窮也、夫天授人以賢聖才能、豈使自有餘而已、誠欲以補其不足者也、耳目之於身也、耳司聞而目司見、聽其是非、視其險易、然後身得安焉、聖賢時人之耳目、時人聖賢之身也、且陽子之不賢、則將役于賢以奉其上矣、若果賢、則固畏天命而閔人窮也、惡得以自暇逸乎哉』、第三大段の第二小段なり、咎を叙す、古聖賢の世に出づるは、天

所謂則大臣宰相之事、非陽子之所宜行也、且陽子之心、將使君人者惡聞其過乎、是啓之也、

第二大段の第二小段なり、或人の辯護を駁し、陽城の心得は、大臣として可なれども諫官として不可なるを言ふ、

大段落　以上を第二大段となす、陽子が君の過を招げざるの非を言ふ、

訓義　〔布衣〕處士の衣なり、〔蓬蒿〕よもぎ、あかざ、〔僭〕たがふ、〔從諫如流〕速かにして滯らざるを言ふ、〔巖穴之士〕山野の賢人を謂ふ、〔結髮〕是れまで髮を亂し冠を着けざりし者が、新に之を束ねて禮容を整ふるなり、

講述　韓愈、之に答へて云ふ、若し陽子が右のやうな心懸を抱くものとするときは、是れ心得違ひと申すものである、內に入つては其君を諫め、外に出でては他人に知らせぬのは、大臣宰相の爲すべき事であつて、陽子の行ふべき所ではない、彼れ陽子は本と布衣を著たる匹夫で、草深き片田舍に隱れ住んで居つた處、主上が彼れの道義的行狀を御賞美あらせられ、拔擢を蒙つて現地位に居る次第である、而して其官が諫と云ふ名義ある以上は、實以て唐の德宗の時には、忌憚なく意見を吐き、嚴格にして手強き臣下が朝廷に在つて、之がため天子に於ても賞すべからざる者を賞し給ふやうな過失なく、臣下の諫に從ふこと水の流るゝと同樣、少しも停滯せず、人の意見を容れ給ふ所の美德あることをば、四方後代に知らねばならぬ筈である、果して然らば、巖穴の內に籠れる隱君子も、此の事を聞いて其德を慕ひ、禮服を著け大帶を束ね、振り亂したる頭の毛を結び、宮闕の下に來つて胸中の意見を述べ、我君を堯舜の如き聖主となし、大なる國家の名譽に無窮を弘めんと願ふやうにならん、足下の引かれたる書經の語の如きは大臣宰相の爲すべき事であつて、陽子の如き諫官たる者の行ふべき所ではない、且つ更に一步を進めて論じて見よう、若し陽子の心は、人君に自己の過失を聞くことを嫌はしめんと爲すのであるならば、是れ君の過失を道くと云ふものである、

文法　「不僭賞」は「嘉其行誼」を承く、

或曰、陽子不求聞而人聞之、不

而知焉、書曰、爾有嘉謀嘉猷、則入告爾后于內、爾乃順之於外、曰、斯謀斯猷、惟我后之德、夫陽子之用心亦若此者、第二大段の第一小段なり、或人の辨駁なり、諫めざる理由を言ふ、

訓義 〔詘〕そしる、〔招〕擧なり、〔書曰〕書經君陳篇、〔猷〕道なり、謀なり、〔后〕君に同じ、

講述 或人云ふやう、否、陽城は決して君の云ふやうな祿を貪つて職を曠しうする人ではない、一體陽子は目上を惡く言ふ者を惡み、又人の臣下でありながら、主君の過失を擧げて、自分が忠諫を盡したと云ふ名譽を求むる者を惡む、されば平生內內に諫言を進め議論をも爲すとは云へ、他人に知られぬやうに取料らつて居る、已に書經にも云つてある、汝に於て善き謀計あらば、宮中に入り、奥向きに於て汝の君に申上げ、表に出でては、君の御旨意(己れの建議に本づける)の通りになし、斯の計畫は我が君の御德なりと曰へと、扨陽子の心得も、亦此の書經に言ふ所の如く殊勝なるものであると、

愈應之曰、若陽子之用心如此、茲所謂惑者矣、入則諫其君、出則不使人知者、大臣宰相之事、非陽子之所宜行也、夫陽子本以布衣隱於蓬蒿之下、主上嘉其行誼、擢在此位、官以諫爲名、誠宜有以奉其職、使四方後代知朝廷有直言骨鯁之臣、天子有不僭賞、從諫如流之美、庶巖穴之士、聞而慕之、束帶結髮、願進於闕下、而伸其辭說、致吾君於堯舜、熙鴻號於無窮也、若書

様であつて、善ければとて喜びもせず、惡しければとて憂へもず、一向無頓着なるは奇怪とや云はん、不埒とや云はん、誠に其官は何であるかと問うて見れば、諫議大夫である、其祿は何程であるかと問うて見れば、下大夫の俸給である、然るに其政治上の意見はと問うて見れば、我知らずと曰ふ、有道の士とも云はるる者が、一體此の樣な無責任であるべきものか、其上自分の聞きしには、凡そ一職掌の務めある者が、其職掌を盡すこと出來ざる時は退引し、諫言をなすの責任ある者が、其言論を爲すこと出來ざるときは是れ亦退引すべきであると、今陽子は五箇年も無言で居るが、其れにても諫言をなすことが出來たとなすか、まさかさうは思ふまじ、諫言することが出來ながら諫言しないのと、諫言が出來ずして引退しないのと、孰れにせよ、一として可いことはない、若し又陽子は祿を得んが爲めに仕官するのであるか、(果して然らば又一議論をして見よう)昔しの人は左の如く言つた、仕官は貧乏の爲めに爲すべきものでない、されど罕には貧乏の爲に爲す場合もないではない、此の場合には尊い官を辭して卑しい官に居り、俸祿の多い地位を辭して俸祿の少い地位に居るが當然なり、(道を行ふが爲にこそ高官大祿の必要もあれ、唯衣食の爲めとあれば活計相當にて足ることである)則ち門番か又は夜番のやうな役柄で十分である、孔子は嘗て倉番人や牧畜掛となられた事があつた、然るに斯かる賤しき職業なるにも拘らず、其職を放任し給ふやうな事はなかつた、何處までも會計の正確を致す外はない、牛羊の蕃殖を致す外はないと仰せられ、專一に心力を盡されたのである、今陽子の秩祿は、卑しいとも少いとも申されぬことは甚だ明白である、それに、五箇年も其職を放任して善いものか、

文法　「未嘗一言及於政」と曰ひ、「我不知也」と曰ふ、是れ其德を恆にする點なり、何となれば、其無責任なること、隱士時代と同じければなり、〇「有官守者」の二句と「古之人有云」以下の六句とは孟子の語なり、

或曰、否、非若此也、夫陽子惡訕上者、惡爲人臣招君之過而以爲名者、故雖諫且議、使人不得

因つてはなり、〔抱關擊柝〕門番と夜番、〔委吏〕倉の出納を掌る役人、〔乘田〕牛羊を牧養する役人、〔會計當〕勘定の合ふこと、〔牛羊遂〕遂は生長發育なり、〔章章明〕章章は判然として見ゆる形容、

講述　韓愈は或人の言に應へて云ふやう、今君の申された陽城が、富貴の身分になつたが爲に其心を變へざることは、易に、其德を恆にす、貞、而して夫子は凶と云つてある所のものである、（凡そ如何なる場合にも己れの持前を易へざるは正しきとなれども、是れは婦人の事であつて、男子は時と場合により、其持前を變ぜざる可からざる者ゆゑ、其德を恆にするは凶と云ふなり）已に男子の所爲でなき程なれば、何として主義ある士となすとが出來ようや、又易の蠱の卦の上九の爻に於て、王侯に事へず、己れの道を高尙にすと云ひ、又蹇の卦の六二の爻には、王臣たる者の困苦するのは自分の爲に非ず、君國の爲なりと云へり、斯く易の二つの卦に見えたる處身法の違つて居るのは、其の人の居る所の時が、或は朝廷とか或は山林と云ふが如く一樣ならず、隨つて踏むべき所の德に於ても亦同じからざるが爲である、今夫れ蠱の上九は世に用のなき地位である、然るに此の無用の地位に居りながら、仕官をして居る王臣のやうに己れの身を犧牲にする所の忠節を盡し、又蹇の六二は王臣の地位であるのに、此の王臣の地位に居りながら、隱士のやうな仕官せざる所の心を高尙にする時は、前者に於ては妄進の害起り、後者に於ては、其志が模範とすると出來、蹇の六二に於ては、非難を受けない放任するの誹與る、元來蠱の上九に於ては、其職を易理であるが、今之と反對の行爲をなす以上は、其結果も亦反對ならざるを得ない、卽ち其志は模範となることが出來ず、其非難は免るゝことを得ない次第となる、今陽子は、諫議大夫の位に在ること、久しくないではない、隨分長い間のことである、天下の利害得失を聞き知ること、熟しないではない、十分聞込んで居る筈である、天子の之を待遇なし給ふこと、手厚くないではない、誠に鄭重である、（言ふべき時日あり、言ふべき材料あり、言ふべき義務あるに、）陽子は是れまで一言だにも政治上に就て言上した例がない、政治上の得失を視做すことは、宛も越の人が秦の人の肥えたると瘠せたるとを視ると一般、平氣の有

不言、與不得其言而不去、無一可者也、陽子將爲祿仕乎、古之人有云、仕不爲貧、而有時乎爲貧、謂祿仕者也、宜乎辭尊而居卑、辭富而居貧、若抱關擊柝者可也、蓋孔子嘗爲委吏矣、嘗爲乘田矣、亦不敢曠其職、必曰、會計當而已矣、必曰、牛羊遂而已矣、若陽子之秩祿、不爲卑且貧、章章明矣、而如此、其可矣哉』第一大段

の第二小段なり、答を叙す、陽城が德を變へざる有道の士に非ざる所以なるを論ず、

大段落　以上を第一大段となす、陽城の有道の士に非ざることを言ふ、

訓義　〔易所謂〕恆の卦の六五の爻辭、恆はつね、繼續不變なること、〔貞〕德正しくして、守ること固きなり、〔夫子〕男子を謂ふ、〔在易蠱上九〕易の蠱の卦の上九の爻に於てと云ふこと、蠱の卦は䷑の如し、卦とは六線の總名、爻とは其の中の一線、上九とは最上の一線なり、卦は下より數へ、最下の爻を初九/初六と云ひ、次第に上進して九二/六二、九三/六三、九四/六四、九五/六五と呼び、最上の爻を上九/上六と云ふ、九は陽數にして、之を表するに⚊を以てし、六は陰數にして、之を表するに⚋を以てす、〔不事王侯〕易卦の人位配當に於ては、九五は人君の位、上九は隱士の位なり、〔蹇之六二〕䷦是を蹇卦とす、六二とは、下より第二線なる陰爻を謂ふ、〔王臣蹇蹇〕蹇蹇は足の進みかぬる貌、〔非躬之故〕自分の爲めに非ずと云ふこと、〔夫不以所居之時不一〕蠱の卦の場合は隱遁すべき時、蹇の場合は君の爲に艱苦を冒して働くべき時、〔冒進〕是非利害を顧ずして進み出づる、〔曠官〕官職を空開にする、官の名あつて內容なきなり、〔尤〕咎なり、〔若越人視秦人之肥瘠〕越は南端の國、今の廣東地方、秦は極西の國、今の陝西地方、互に遠く隔絕するが故に利害を感ぜず、先方が肥ゆるも瘠するも痛痒を感ぜず、〔秩〕祿の別稱、〔有時乎〕時に

して自他兩つながら問題とする所は、有道之士なるや如何に在り、故に「可以爲有道之士乎哉」を一篇の綱領となす、○或る人は作者の擬製にして、實際其人ありしに非ず、此の文は凡べて自問自答を以て成る、○棨の字を變じて華となし、無喜色を變じて不色喜とする處、皆新奇の筆を用ひたり、

愈應之曰、是易所謂恆其德貞、而夫子凶者也、惡得爲有道之士乎哉、在易蠱之上九云、不事王侯、高尚其事、蹇之六二則曰、王臣蹇蹇匪躬之故、夫不以所居之時不一、而所蹈之德不同也、若蠱之上九、居無用之地、而致匪躬之節、以蹇之六二、在王臣之位、而高不事之心、則冒進之患生、曠官之刺興、志不可則而尤之不終無也、今陽子在位不爲不久矣、聞天下之得失、不爲不熟矣、天子待之、不爲不加矣、而未嘗一言及於政、視政之得失、若越人見秦人之肥瘠、忽焉不加喜戚於其心、問其官則曰、諫議也、問其祿則曰、下大夫之秩也、問其政則曰、我不知也、有道之士固如是乎哉、且吾聞之、有官守者、不得其職則去、有言責者、不得其言則去、今陽子以爲得其言乎哉、得其言而不

或問諫議大夫陽城於愈、可以爲有道之士乎哉、學廣而聞多、不求聞於人也、行古人之道、居於晉之鄙、晉之鄙人、薰其德而善良者幾千人、大臣聞而薦之天子、以爲諫議大夫、人皆以爲華、陽子不色喜、居於位五年矣、視其德如在草野、彼豈以富貴移易其心哉、第一大段の第一小段なり、陽城は其德を變ぜざるが故に、有道の士と爲すべきを言ふ、

訓義 〔諫議大夫〕天子の過失を諫めて、匡救することを掌る官職、正五位上乃至從四位下、〔陽城〕字は亢宗、定州北平の人、生來學を好みしと雖も、貧にして書を得る能はざりしかば、集賢院の寫字生となり、官本を竊み讀みて、六年の間に博覽を極め、進士及第の後、中條山に隱れ居りしに、李泌宰相となるに及び、薦めて著作郎に任ぜしが、德宗特に束帛を賜ひ、諫議大夫を授く、〔聞〕名譽、〔鄙〕田舍、〔華〕榮譽、〔草野〕田舍なり、民間を謂ふ、

講述 或人が諫議大夫陽城の事を愈に尋ぬるやう、陽城は主義ある人と致すことが出來るであらうか、どうか、何分彼れは學問廣く、聞見多く、己れの名聲の世人の聞ゆることを求めず、古人の道を行つて晉の片田舍に居つた處、晉の田夫野人など、陽城の德に感化せられて、善人となり、良民となつたものが幾千人とある、此の事、大臣に聞え、大臣より天子に御薦め申上げて、諫議大夫の役に就くこととした、世人は陽城が浪人から一躍して高官に升つたのを見て、光榮の事としたが、當人の陽氏は、別段嬉しさうな顏色もなく、今日まで諫議大夫の位に居るのは、已に五箇年である、然るに其の品性を觀察して見るに、民間に居つた時分と少しも變る所がない、彼れ何として富貴の身分になつた爲に其心を變じようや、

文法 以上は論案なり、蓋し或人に在つては賞贊の理由となり、作者に在つては攻擊の材料となる、而

文章軌範卷之二(王字集)

放膽文

辯難攻擊之文、雖レ厲二聲色一、雖レ露二鋒鋩一、然氣力雄健、光燄長遠、讀レ之令二人意强而神爽一、初學熟レ此、必雄二於文一、千萬人場屋中、有司亦當二刮目一、

講述　辨別をなしたり、難詰をなしたり、人の過失缺典を攻擊したりする所の文は、音聲や顏色を荒立てるとは云へ、刀に譬ふるときは、きつさきを丸出しにするとは云へ、(以上は餘り善き事にあらず)氣象や力量は雄健にして、其光焔は長遠なり、之を讀むときは、人をして意志を强からしめ、精神を爽ならしむ、初學の人、此種類の文章に熟達するときは、必ず文に於て人に立超ゆべし、千人萬人の集まれる試驗場の中に於て、試驗官も此れはと言つて、特に目を刮るに定まれり、

爭臣論　韓文公

講題　爭臣とは、凡そ人君に過失ありし時、臣下の道として之を諫むる者を言ひ、職掌としては諫官の設けあり、唐の德宗の朝、陽城と云ふ者、諫議大夫の職に在りし處、五箇年を經れども何等諫爭の事なかりしより、韓文公此の論を作れり、則ち爭臣とは、固より一般に涉れる語なれども、特に陽城其人に適用したるものにして、今日の語にて之を云へば、爭臣として陽城を論じたるに外ならず、

大旨　陽城は諫議大夫の職に居りながら、天子を諫めざるは、其職を怠るものなるが故に、有道の士と爲すべからざるを言ふ、

目的　陽城をして天子を諫めしめんとするに在り、

るやうにならう、

文法　此の一小段、題外に出づるが如くにして、其實作者の精神集中する處なり、故に文の形式より言へば餘波と云ふと雖も、作文の動機は、反つて此に於て見るを得べし、

謝疊山評　此篇巧處妙處、在假託他人之言辭、摸寫世俗之情狀、熟于此必能作論、

講述　此の篇の巧みなる點と妙なる點とは、他人の言葉にかこつけて社會の情態を寫し出したる手際に在る、此の篇に熟達するときは、必ず能く議論文を作ることを得ん、

餘說

雙關法の起原とも云ふべきは、書經の皐陶謨に在り、曰く、都在知人在安民、禹曰、吁咸若時、惟帝難之、知人則哲、能官人、安民則惠黎民懷之、能哲而惠、何憂乎驩兜、何遷乎有苗、何畏巧言令色孔壬、と其後孟子の文にも往往之を用ひたるものあり、韓愈に至り、極力之を發達せしめ、文章軌範の開卷第一たる與于襄陽書の如き、已に其一斑を見るに足る、而して此文は實に全篇雙關法を以て成る者にして、其構造の三大段より組織せらるゝは、已に說明せし所なるが、第一大段は古への人の毀なきを論じ、自ら一大扇をなし、第二大段は今の人の毀あるを論じ、又一大扇をなす、而して第三大段は單行文字にして、上の二大扇を關鎖したる者なり、此の如くにして每大段の內又小段を以て雙關をなし、小段の內又節を以て雙關をなす、蓋し雙關は元來單調の形式なるに拘はらず、每扇中まゝ主客を順逆にし、或は語句を加減して變化を取りたるの一事は、作者の伎倆自ら不群なることを證するものと謂ふべし、要するに此體は、初學に在つて筆路の暢達を圖るには便益あれども、濫用の結果は、俗調に陷ることを免れず、

訓義　〔説〕悦に同じ、よろこぶ、

講述　又試みに大勢に向ひ、誰某は良き人物でない、誰某は良き人物でないと話して見た處、大勢の中にて左樣と贊成した者は、必ず其人の仲間である、左もなくば、其人と疎遠であつて利害の關係がなく、どうでも宜しい者である、左もなくば、其人は自分の畏るゝ所の人なのである、若し此連中でないものになると、例の嫉妬心から、氣の強い男は必ず口に出して悦び、氣の弱い男は口にこそ出さないが、必ず顏色の上に悦びが見はれる、

文法　此の一小段は主なり、何故に前は客にして此れは主なるやと云ふに、本篇は原毀を題とするが故に毀を重しとし、而して前は譽むる方に係り、此れは毀る方に係ればなり、

是故事修而謗興、徳高而毀來』　第三大段の第四小段なり、上の二小段を結ぶ、

訓義　〔事〕猶行と云ふが如し、

講述　此の如く、人の譽めらるゝことを聞けば腹を立ち、人の惡く言はるゝのを聞けば悦ぶと云ふ世の中であるから、誰れに拘はらず行ひが修つてくると非難が興り、徳が高くなると中傷が生ずるものである、

文法　毀る者から言へば、其原因は怠と忌とに在り、然るに毀らるゝ方より言へば、其原因、事修まり徳高きに在り、今此の一小段を補ひ、文意始めて完し、

嗚呼、士之處此世、而望名譽之光、道德之行、難矣、將有作於上者、得吾說而存之、其國家可幾而理矣』　第三大段の第五小段なり、

大段落　以上を第三大段となす、毀の原因を發揮す、

講述　扨も右のやうなる有樣であるから、士たる者が此の世に處つて、名譽が輝いたり道德が行はれたりすることを望んだ所で、むづかしい次第である、政府に立つて仕事をなさうとする人は、吾が此の說を能く腹の底に蓄へ置かば、其國家は、受合つて治ま

と曰ひ、水にて原と曰ふ、原は源と通ず、〔嘗試〕共に試みるなり、

講述　然りながら、今の君子が普通の人並みに己れを取扱ずして、他人に聖人となることを望むやうな事をなすに就ては、其原因あり、原因とは怠ると忌むとの二つを指す、怠る者は、自分に德や藝を修むることをよくせず、それから又人を忌む者は、人が德や藝を修むることを畏れて、いやがるものである、吾輩は、以前此事をためしたことがある、

嘗試語於衆曰、某良士、某良士、其應者、必其人之與也、不然則其所疎遠不與同其利者也、不然則其畏也、不若是、强者必怒於言、懦者必怒於色矣、第三大段の第二小段なり、人を譽めたる實驗、

訓義　〔良士〕質のよき人物、〔不然〕應ぜざるものを謂ふ、〔不若是〕仲間と利を同じうせざる者と、畏る者とを指す、

講述　吾輩は試みに大勢の人に向ひ、誰某は良き人物である、誰某は良き人物であると話して見たるに、大勢の中にて左樣ですと賛成したものは、必ず其人の仲間である、左もなければ、疎遠であつて利害の關係がなく、どうでも宜しい者である、左もなければ、其人が自分の畏るゝ所の人なのである、此の連中でないものになると、例の嫉妬心から、氣の强い者は口に出して怒り、氣の弱い者は、口にこそ出さないが、顏色に怒りが見はれる、

文法　此一小段は客なり、

又嘗語於衆曰、其非良士、某非良士、其不應者、必其人之與也、不然則其所疎遠不與同其利者也、不然其畏也、不若是、强者必說於言、懦者必說於色矣、第三大段の第三小段なり、人を毀りたる實驗、

第二大段の第三小段なり、責人詳を說明す、

訓義　〔稱〕譽むると云ふが如し、

講述　今の人の、他人に對する場合に於ては、彼の男は此樣な行が出來はするも、其人物は一向譽むべき程でない、彼の男は此藝が上手であるが、其働きは譽むべき程でないと曰ひ、一の缺典を擧げて、十の善きことは棚に上げてしまひ、其舊い失錯をほじくり、新規の方面は調べようとはせず、びくびくとして、惟其人の名前の出ることを氣遣はしく思ふ、何と人を責むることが非常に綿密ではないか、

文法　此れ亦三節に分るゝこと前の如し、「彼雖能」云云を一節とし、「彼雖善」云云を一節とし、「擧其一」以下を又一節とす、始めは德に係り、次ぎは藝に係り、終りは論斷なり、

夫是之謂不以衆人待其身、而以聖人望於人、吾未見其尊己也』　第二大段の第三小段なり、本段を結ぶ、

大段落　以上を第二大段となす、今人、己れを待つ廉人を責むる詳、怠と忌との原因あり、隨つて又毀あるを言ふ、

訓義　〔衆人〕通常人を謂ふ、

講述　是れこそ、普通の人間程にも己が身を取扱はず、其癖、他人には聖人たることを望むと云ふものである、吾輩には彼れが自分を尊ぶことは見えぬ、

文法　前の大段に於ては、第二小段に責己重以周なることを說明し、第三小段に待人輕以約なることを說明して、一小段づゝ結びたるまゝ、其主格なる古への人の所行を一括して、何等の評定をなさず、然るに此大段に於ては、特に此一小段を添へて、今の人の所行を論斷して全體を結べり、蓋し古への君子は此文の客にして、今の君子は主なり、主なるが故に、鄭重にせしに外ならず、

雖然爲是者有本有原、怠與忌之謂也、怠者不能修、而忌者畏人修、吾嘗試之矣』　第三大段の第一小段なり、本段の綱要、

訓義　〔有本有原〕本原ともに起因なり、木にて本

れが人を責むるのは綿密であり、彼れが自己を待つのは微少である、人を責むるのが綿密であるから、他人は張合ひが拔け、見込が立たず、善をなすことをむづかしく思ふ、自己を待つのが微少であるから、自分の身に益を取ることが少い、

文法　詳と廉とは此段の字眼なり、前段は己れを責むる道に重周と曰ひ、人を待つ道に於て輕約と曰ひ、字眼竝せて四個あり、而して此段の字眼は則ち二個、兩段の起し方、一見同じきが如くにして、其實此樣の變化あり、又前段は己れを責むるを先にし、人を待つを後とす、而して此段は人を責むるを先にし、己れを待つを後にす、是れ亦異なる所なり、

己未有善、曰、我善是、是亦足矣、己未有能、曰、我能是、是亦足矣、外以欺於人、內以欺於心、未少有得而止矣、不亦待其身者已廉乎、『第二大段の第二小段なり、待己廉を說明す、

講述　己れ是れまで何等の善行もなきに、我れは此通り立派な行ひをなすゆゑ、是れにて十分なりと曰ひ、己れ是れまで何等の才能もなきに、我れは此藝が出來るゆゑ、是れにて十分なりと曰ひ、外に向つては他人を欺いて、無い者をあるやうに言ひ、內に對しては自己の心を欺き、有りもせぬ者を、有りとして押通し、自身に少しも得る所なく、それなりにはてゝしまふ、何と自身を待つこと非常に輕少ではないか、

文法　此れ亦三節に分る、「己未有善」の二句を第一節となす、德に係る、「己未有能」の二句を第二節となす、藝に係る、「外以」の四句を第三節となす、斷案を以て結ぶ、

其於人也、曰、彼雖能是、其人不足稱也、彼雖善是、其用不足稱也、擧其一、不計其十、究其舊、不圖其新、恐恐然惟懼其人之有聞也、是不亦責於人者已詳乎、

藝易能也、其於人也、乃曰、能有是、是亦足矣、曰能善是、是亦足矣、不亦待於人者輕以約乎」、第一大段の第三小段なり、待人輕以約を説明す、

大段落　以上を第一大段となす、古人己れを責むる、重以周、人を待つ、輕以約、怠と忌との原因なし、隨つて又毀なきを言ふ、

訓義　〔能有是〕是は德行、〔能善是〕是は藝能、〔恐恐然〕氣苦勞の貌、

講述　古への君子の、他人に對する場合には、彼の男は能く斯樣な行ひがある、それで良き人士たる資格は十分である、能く斯樣な藝が善く出來る、それで技藝者たる資格は十分であると曰ひ、彼れの一つ善きを取上げて、其れ以上は要求せず、又彼れに新らしき善事あれば、其方に卽いて之を譽め、以前に惡事があらうとも、此方は見逃して追究せず、一圖に其人が善をなすに都合が惡くては困るがと云ふ風に、びくびく然と氣病をする、抑〻一の善行は修め易いものであり、一の技藝は出來易いものであるに、古への君子は、其れにも拘はらず、他人に對しては、斯樣の行ひがある、それで十分である、斯樣な藝が出來る、それで十分であると曰ふのは、何と他人を待つことが手輕にして簡單ではないか、

文法　此一小段も亦三節に分る、「其於人也」より其足爲藝人矣」に至るまでを第一節となす、人を待つの言を敍す、「取其一」より「爲善之利」に至るまでを第二節となす、人を待つの心を敍す、「一善易修也」より「輕以約乎」に至るまでを第三節とす、斷案を下して結ぶ、

今之君子則不然、其責人也詳、其待己也廉、詳、故人難於爲善、廉、故自取也少」、第二大段の第一小段なり、第二大段の綱要、

訓義　〔詳〕綿密にして脫目なし、〔廉〕輕少なり、要求欲望の僅かなるを謂ふ、〔難〕はばかる、おつくうがる、〔自取〕益を取るなり、

講述　今の君子は、古への君子のやうではない、彼

不亦責於身者重以周乎、

第一大段の第二小段なり、責己重以周を説明す、

講述　古への人に舜と云ふ者があつて、舜の人格を言ふときは、仁義の德ある人であつたことを聞き、舜の舜たる所以の者、卽ち仁義の德を求めて自分の身に責めて曰ふやう、彼れ舜も人間である、予も亦人間である、然るに彼れ舜は仁義を行ふことが出來たるに、我れは出來ず、腑甲斐なき話なりと、朝早くより夜晩くまで工夫を凝らし、舜に似ぬ處、卽ち惡い疵を棄てゝ、舜に似た處、卽ち道德に就く、又古への人に周公と云ふ者があつて、周公の人格を言ふときは、才能と技藝との多き人であつたことを聞き、周公の周公たる所以の者、卽ち多材多藝を求めて自分の身に責めて曰ふやう、彼れ周公も人間である、予も亦人間である、然るに彼れ周公は多材多藝を能くしたるに、我れは能くせず、腑甲斐なき話なりと、朝早くより夜晩くまで工夫を凝らし、周公に似ぬ處、卽ち無能を棄てゝ、周公に似た處、卽ち器量に就く、其舜は大聖人である、後世誰れも及ばない、周公は大聖人である、後世誰れも及ばない、然るを前に擧げた人は、其れにも拘はらずして、舜のやうになれず、周公のやうになれぬのは吾れの大患であると曰ふ、此やうに心を配るのは、何と己が身に責むることが、手輕くして行亙るのではないか、

文法　此一小段は三節に分る、「聞古之人有舜者」より「就其如舜者」に至るまでを第一節となす、舜を理想として自ら責むるなり、德に係る、「聞古之人有周公者」より「就其如周公者」に至るまでを第二節となす、周公を理想として自ら責むるなり、才に係る、「舜大聖人也」より「重以周乎」に至るまでを第三節となす、第一第二の兩節を結ぶ、

其於人也、曰、彼人也、能有是、是足爲良士矣、能善是、是足爲藝人矣、取其一、不責其二、卽其新、不究其舊、恐恐然惟懼其人之不得爲善之利、一善易修也、一

待人也、輕以約、重以周、故不怠、輕以約、故人樂爲善。第一大段の第一小段なり、第一大段の綱要、

訓義　〔重以周〕手重くして、遺る隈なく行亙る、〔輕以約〕手輕くして、簡單、

講述　昔の君子と云ふものは、自己を咎め立てすることは手重くして、何處から何處まで届かざる所なく、其他人をあしらふ方は手輕くして、成るべく程度を下げ範圍を狹くしたものである、手重くして何處から何處まで届かざる所がない、其れゆゑ、自然是れではならぬと云ふ風に怠らなくなる、手輕くして成るべく程度を下げ範圍を狹くする、其れゆゑ、人は自棄にならず、善をなすことを樂むやうになる、

文法　責己を以て一柱を立て、待人を以て一柱を立て、下に至り、小段を分つて之を分承す、○己を責むる方に於ける重周の二字、人を待つ方に於ける輕約の二字は、此段の字眼、○怠の字は、結末の怠の字を伏す、

聞古之人有舜者、其爲人也、仁義人也、求其所以爲舜者、責於己曰、彼人也、予人也、彼能是、而我乃不能是、蚤夜以思、去其不如舜者、就其如舜者、聞古之人有周公者、其爲人也、多材與藝人也、求其所以爲周公者、責於己曰、彼人也、予人也、彼能是、而我乃不能是、蚤夜以思、去其不如周公者、就其如周公者、舜大聖人也、後世無及焉、周公大聖人也、後世無及焉、是人也乃曰、不如舜不如周公、吾之病也、是

餘說

凡そ文の體裁は、其題の性質に應せざるべからず、今此の文を觀るに、其事は天子の詔なり、其任は勅使なり、其往く所は外國なり、事體極めて輕からず、中國の地歩を占めて、體面を全うすべきは勿論なると共に、苟くも彼れの惡感情を買ふが如きことあるべからず、是に於て莊重謹嚴、一字と雖も苟くもせず、先づ天命より說き起し、唐の宇宙に於ける地位を掲げて內治を叙し、次に外交に入る、其間、年號を書し、尊號を書し、卽位を書し、特に詔を載せて一字も增減することなく、般大夫と言つて位階を呼び、右庶子と言つて官名を記す等、皆政府的、官吏的筆法にあらざるはなし、

原毀　　韓文公

講題　原とは、主題とする所の根本義、若しくは原因を論ずるものにして、議論文の一種なり、毀は、そしると訓ず、人の名譽を害することなり、韓愈に五原あり、此れは其一なり、

大旨　凡そ他人を誹謗する所以は、己れの才德が其人に及ばざるより、先方の名譽を毀傷し、己れ以下に立たしむるか、然なくとも己れ以上に居らざらしめんとするものにて、其實、其才德の及ばざる原因は、自ら之を修めざるに在り、苟くも自ら修むるときは、さ程其才德、懸隔を生ずべき理なく、隨つて名譽も亦或は匹敵するを得べし、豈に人を忌むの必要あらんや、乃ち知る、毀の原因は、怠と忌とに外ならざることを、此れ本篇の大旨なり、故に文中の「雖然爲是者有本有原怠與忌之謂也」の一節は、主意の在る所なり、

本意　小人の、君子を忌むもの、何れの世か然らざらん、韓愈の賢なる、亦屢、人の讒毀に遇ひ、感慨に堪へざるものあり、是に於て此篇を作り、毀なるものの眞相を示したるなり、

目的　在上者をして、讒言に惑はざらしむるに在り、

古之君子、其ノ責ムルㇾ己レヲ也、重以テ周、其ノ

於言面、豈不眞知輕重大丈夫哉』第三大段の第二小段なり、殷員外の非凡なる氣象を云ふ、

訓義　〔幾微〕少しなり、〔知輕重〕輕は私家の事、重は國家の事、

講述　今君は萬里を隔てたる外國に使せらるゝに、旅行離別の感想、僅かばかりも言語容貌に發することなし、何と一家の事は輕く、國家の事は重しと云ふ區別を辨へたる大丈夫にてはなきか、

文法　萬里外は上の數百里と反映し、外國は三省と反映し、獨無の一句は、可憐の色、剌剌の語と反映す、蓋し前に時俗の醜體を寫すが故に、殷員外の大丈夫たる處、殊に著きを覺ゆ、〇知輕重大丈夫は一篇の主意、

丞相以子應詔、眞誠知人矣、士不通經、果不足用』第三大段の第三小段なり、使節の其人を得たるを言ふ、

訓義　〔眞誠〕唐時の慣用語なり、猶吾が邦にて實際と云ふが如し、

講述　宰相が天子の詔を受け、君を推薦して聖旨に應じたるは、如何にも善く人物を看拔きたるものなり、詔に學有經法と云ふ語あるが、殷員外の使節となれることに因つて見るも、士にして經典に通ぜざるときは、實以て役に立たざるなり、

文法　輕重を知る大丈夫たる所以は經學に由るが故に、前後二箇所に經の字を出し、其偶然に非ざるを示す、〇「以子應詔」は上文の「丞相其選宗室四品一人」云云に應ず、

於是相屬爲詩、以道其行云』第三大段の第四小段なり、餞別を言ふ、

大段落　以上を第三大段となす、送別の辭を敍す、

訓義　〔屬〕和すること、和とは、一人、詩を作るときは、他の一人若しくは數人、其意に附して又咏ずるなり、〔云〕此の如しと云ふ意、

講述　斯くて大夫等相和して詩を作り、因つて殷員外の出使を送ること此の如し、

文法　「相屬」は「朝之大夫莫不出餞」に應ず、

講述　此の詔ありしかば、殷侯侑は、太常博士の官より新に尚書虞部員外郎に遷り、侍御史を兼ね、朱色の衣を著し象牙の笏を執り、使節の任命を承けて出立に及ぶ、

文法　朱衣象笏の四字は僅かに服裝を寫し出し、謹嚴の文中に文學的の色味を帶ばしめたる處なり、

○此の一小段までは殷員外が出使の動機を敍し、以下は送別の言を敍するが故に、上を結び下を起し、前後の脈絡を成す、

朝之大夫、莫不出餞、酒半、右庶子韓愈執盞言曰、殷大夫、今人適數百里、出門惘惘有離別可憐之色、持被入直三省、丁寧顧婢子語刺刺不能休、

第三大段の第一小段なり、凡人の痴情と醜體とを言ふ、

訓義　「右庶子」令旨等の事を掌る、「數百里」近距離を言ふ、我が六町を一里と視ば、大差なからん、「惘惘」失意の貌、「被」夜具、「直」宿直なり、「三省」中書省、門下省、尚書省を謂ふ、「丁寧」再三念を入れる貌、「婢子」婦人の賤稱、「刺刺」多言の貌、「休」やむと訓ず、

講述　朝廷の大夫たちは城門を立出でゝ、殷員外と餞別をなさゞる者なかりき、酒宴の半に至り、右庶子の官に在る韓愈は杯を手に持ち、送別演説をなして云ふやう、殷大夫よ、今日世間の人は、僅か數百里位の旅行をなすにも、自宅の門を出づるに何となく心殘りがして、妻子と別れ惜しげなる樣子あり、役人などが夜具を持つて三役所へ宿直する時、幾度となく妾などの方を振向いて咄をなし、ベチヤクチヤと何時までも喋り續けて、容易に塗切れず、何と云ふ意氣地なきことぞ、

文法　「惘惘有離別可憐之色」面に出づるなり、「語刺刺不能休」は言に出づるなり、殷侯の大丈夫たることを言はんとするが故に、先づ反對の人物を寫し出して、人の感想を強むるの手段を用ふ、

今子使萬里外國、獨無幾微出

十二年詔曰、四方萬國、惟回鶻於唐最親、奉職尤謹、丞相其選宗室四品一人、持節往賜君長、告之朕意、又選學有經法通知時事者一人、與之爲貳、『第二大段の第二小段なり、使節派遣の詔を叙す、

訓義　〔惟回鶻於唐最親〕安祿山の亂に、肅宗、其力を借りて長安を恢復したること、又唐より皇女を嫁したる緣故あるが故に云ふ、〔宗室〕皇族なり、〔四品〕位なり、四位と云ふが如し、〔節〕旄と云ふ羽の附きたる小旗、使者の印として先方へ持行くもの、〔經法〕經典は人道、治道の法則なるが故に法と曰ふ、經法は猶ほ經學と云ふが如し、〔與〕爲になり。〔貳〕副なり、

講述　元和の十二年に詔あつて云ふ、四方萬國の中に於て惟回鶻のみが吾が唐と最も親密にして、屬國たる所の職を盡すこと、尤も恭謹なり、されば丞相は、宗室の內より四品の位あるもの一人を選び、之に節を持たしめて、回鶻の國に赴き、其君長に物品を賜ひ、之に朕が回鶻を嘉する意を告げしめよ、學問は經法の素養あつて、時世の事に精通する者一人を選び、此派遣に就て副使となせよと、

文法　此の一小段は二節に分れ、「告之朕意」までを第一節とす、正詔なり、以下を第二節とす、副詔なり、○通時事は迂濶ならざるを言ふ、

由是殷侯侑自太常博士遷尚書虞部員外郎兼侍御史、朱衣象笏承命以往、『第二大段の第三小段なり、詔を奉じて使に行くことを言ふ、

大段落　以上を第二大段となす、殷員外の使節となれることを言ふ、

訓義　〔殷侯〕猶殷君と云ふが如し、敬稱なり、〔太常博士〕吉凶軍嘉賓の五禮を掌る官職、〔尚書虞部〕京城、街巷、種殖、山澤、苑囿、草木、薪炭、田獵等の事を掌る、位は從六品の上、〔侍御史〕百官を彈劾し、刑罪を訊問することを掌る、〔朱衣象笏〕朱衣は侍御史の小禮服、象笏は象牙のシヤクにして、五品以上の持つもの、

小者附集』、

大段落　以上を第一大段となす、唐の外國に於ける勢力の盛なることを言ふ、

訓義　〔時節〕四季、若しくは春秋等を謂ふ、〔特來〕單獨に入朝する、〔附集〕大國の使に隨伴して參集する、

講述　我が唐朝の君は、天の命を受けて天子となられた者である、（何物も天には服從せねばならん、即ち何れの國か又唐に服從せずにあるべき、）是に於て四方萬國、其海內に在ると、海外に在るとを問はず、大國と小國との差別なく、盡く唐の臣下として朝廷に服從し、時節時節に其國の水産若しくは陸産の種種なる物品を貢獻し、其れに就いて大國は特に使者を馳せて來朝し、小國は大國の使に附隨して京師に參集す、

文法　先づ唐の字を出し、次に天の字を出し、又四方萬國の字を出し、極めて莊重なる起筆を用ふ、是れ其事件の重大なるが爲にして、後に回鶻の事を言はんとするが故に、先づ唐が四方萬國を統御することを言つて、彼れの使命に從ふべき意味を含ませ、後に唐より使を以て物を賜ふことを言はんとするが故に、先づ大小の國が唐に朝貢することを言つて、唐の使を遣はすは恩典なりとの意味を含ませたり、是の如きを、文の體を得たるものと謂ふ、

元和睿聖文武皇帝既嗣位、悉治方內就法度、

第二大段の第一小段なり、內治の緒に就きたるを言ふ、

訓義　〔元和睿聖文武皇帝〕元和は憲宗の年號、睿聖文武皇帝は、元和三年に群臣が憲宗に上りたる特別の尊號にして、普通の敬稱に非ず、猶淸國の西太后を慈禧端祐皇太后と稱するが如し、今新聞紙など、妄りに我が天皇陛下に對し奉つて此尊號を用ふるは非なり、

講述　元和睿聖文武皇帝、既に天子の位を嗣ぎ給ひてより、盡く四方の內を治め、國民をして秩序を守り、規律に服せしめ給へり、

文法　外國に使を派遣することを言ふに先きだち、內治の完きを言ふ、是れ亦唐を重からしむる所の書き方なり、

大段落　以上を第三大段となす、張旭の書が心に本づかずして巧なることを言ふ、

訓義　〔幻〕魔法、

講述　右の理由により、閑は草書の出來ざるなれども、吾が聞く所によれば、僧侶は魔法に精通して技能多しと、若し閑が果して魔法に通ずることなれば、吾れは知る能はず、

送殷員外使回鶻序

韓文公

講題　殷は姓、員外は官名にして、員外郎の略稱、名を侑と曰ひ、陳州の人なり、元和中、太常博士となり、後、虞部員外郎となる、卽ち虞部に於て、定員外の郎官を授けられしなり、回鶻は西方の夷狄、殷員外、元和十二年を以て、宗正少卿たる李孝正の副使として回鶻に使す、韓退之、此の文を作つて之を送る、蓋し回鶻は常に唐の大害をなしゝかば、肅宗皇帝は、寧國公主〔皇女〕を以て之に妻せ、代宗は咸安公主を以て之に妻しゝことあり、代宗の世に及び、回鶻復婚姻を申込みし處、唐は方に淮西の叛賊を討ち、之が爲に國帑疲弊を極め、婚費に堪へざりしかば、其申込に對し延期を求めんが爲、使を遣はして之を喩さんとす、殷員外の使命は、實に此の如くなりしなり、殷員外の回鶻に使するや、河汗〔王〕驕ること甚しかりしと雖も、員外毫も屈せざりしかば、彼れ其倨傲を責めたるに、員外の曰く、河汗は唐の婿なるに、座して使者を屈し、之をして拜せしめんとするは、河汗の無禮にして使者の倨にあらずと、回鶻人其言を憚り、敢て迫らざりきと云ふ、

大旨　殷員外は、萬里の遠き外國に使するに當り、家事を懸念せずして意氣平然たるは、事の輕重を知れる大丈夫にして、朝廷の選任は其當を得たる者なることを言ふ、

唐受天命爲天子、凡四方萬國、不問海內外、無小大、咸臣順於朝、時節貢水土百物、大者特來、

訓義 〔有道〕仕方、〔銖錙〕量目の名、錙は六銖、銖は十累、極めて少量を言ふ、〔情炎於内〕炎は燃ゆる、〔鬪進〕非常の勢ひを以て進むを言ふ、〔勃然〕興起の貌、〔不釋〕ほごれぬなり、

講述 張旭の如き草書の名人となるには、自ら其方法がある、卽ち利害の觀察明かにして、僅かの分量をも等閑にせず、利を求め害を避くるの情は、火の如く胸中に燃え、利心欲望が、競爭するが如くに進み出で、或は成功することあり、失敗することあり、悲觀、樂觀の心が勃然としてほごれず、斯くあつて後、之を書にさらげ出して、始めて旭たることを期すべし、

今閑師浮屠氏、一死生、解外膠、是其爲心必泊然無所起、其於世必淡然無所嗜、泊與淡相遭、頽墮委靡潰敗、不可收拾、則其於書得無象之然乎』、第三大段の第三小段なり、閑は旭の心なきが故に、旭の如き書の出來ざるを言ふ、

訓義 〔浮屠〕佛を謂ふ、梵語なり、〔解外膠〕物慾の附着を免るゝなり、〔泊然〕安靜の貌、〔淡然〕無味の貌、〔頽墮委靡潰敗〕頽墮はくづれおつる、委靡はすたれなびく、潰敗はつぶれやぶる、〔收拾〕まとめる、〔得無象之然乎〕之は心を指す、象は似る、書も心の通り、淡泊無變動のものとならずして濟むや、

講述 今閑は佛を師として其道を學ぶことゆゑ、死も生も同樣に視做し、外物の附著を解きほごす人である、されば其心は必ず泊然として念慮の起ることなく、又其の世間に於けるは、必ず淡然として何物をも嗜む所なかるべし、此の泊と淡と、一所になつた以上、頽墮、委靡、潰敗と云ふが如く、取り止めもなく、殆んど纏りつかざるものとならん、さすれば彼れが書も、自然其心の如き取締りのなきものとならん、

文法 結語は、疑問の形式を用ひたれども、其實は斷定なり、

然吾聞浮屠人善幻、多技能、閑如通其術、則吾不能知矣』、第三大段の第四小段なり、愚弄を以て結ぶ、

講述　又張旭が事物を觀る上より言へば、山や川や、崖や谷や、鳥獸や、蟲魚や、草木の花や實や、日、月、列星、風火なり、水火なり、雷霆霹靂、若しくは歌舞の優美なる、戰鬪の壯快なる、凡そ天地間に起る事物の變の喜ぶべきもの、又は愕くべきものを見るときは、一に之を書に寓せたり、

文法　四字句整然たる中に、草木之花實の一句、五字の句を挿み、變動の勢を成す、〇前の小段は「必於草書焉發之」を以て結び、此小段は「一寓於書」を以て結ぶ、是れ亦變化を見るべし、

故旭之書變動、猶鬼神不可端倪、以此終其身而名後世、（第二大段の第三小段なり、本段を結ぶ、）

大段落　以上を第二大段となす、旭の書、心より出づるを言ふ、

訓義　〔端倪〕山のはしを端と曰ひ、水のはしを倪と曰ふ、窺ひ知るべからざるを言ふ、

講述　それゆゑに張旭の書は變動して、多樣異常なること、鬼神の不可思議にして、窺ひ知るべからざるが如し、此技を以て一生を終り、後世に名を遺せり、

文法　「終其身」は、上文の「修身不厭」の意に應ず、

今閑之於草書、有旭之心哉、不得其心、而逐其跡、未見其能旭也、（第三大段の第一小段なり、旭の心なきときは旭の書に及ばざるを言ふ、）

講述　今閑が草書に對する遣口は、やはり旭の心あることとなるや、如何あるべき、苟くも旭の心を得ずして彼れの字形のみを逐うて之に倣ふも、旭の如き變動の妙などは見られぬ譯である、

文法　此れ入題の處なり、

爲旭有道、利害必明、無遺錙銖、情炎於內、利欲鬪進、有得有喪、勃然不釋、然後一決於書、而後旭可幾也、（第三大段の第二小段なり、旭の神髓を得るには、旭の心なかるべからざるを言ふ、）

嚌其胾者也』、第一大段の第三小段なり、專心ならざる業の精ならざるを言ふ、

大段落　以上を第一大段となす、藝の心に本づくを言ふ、

訓義　〔徒〕うつす、〔不造其堂〕造はいたる、譬へにて、門に入れども、未だ坐敷に至らざるが如く、藝の蘊奥に達せざることなり、〔不嚌其胾〕嚌は食ふなり嘗むるなり、胾は肉の大切、此句も亦其藝の味を知らざるに譬へたるものなり、

講述　夫れ己が從事する藝あるに拘はらず、他の物を慕つて業を變へる者は、何れも家なれば其堂に入らず、肉なれば大切を喰はざると同じく、己が業の造詣淺く、嗜好足らざるが爲である、

往時張旭善草書、不治他伎、喜怒窘窮、憂悲愉佚、怨恨思慕、酣醉無聊不平、有動於心、必於草書焉發之』、第二大段の第一小段なり、內に思ふ所の、書に發するを言ふ、

訓義　〔張旭〕舊唐書に云ふ、旭草書を善くして酒を好み、醉後每に號呼狂走、筆を索め、揮灑變化窮りなし、神助あるが若しと、

講述　昔し張旭と云ふ人、草書の上手にて、此れだげを專門とし、外の技藝を攻究せず、凡そ心中に喜ぶことあり、怒ることあり、弱ることあり、困窮することあり、或は憂ふること、悲しきこと、或は愉快なること、樂なこと、或は怨むこと、忌々しく思ふこと、考ふること、慕ふこと、醉心地なり、面白からざる氣分なり、不平の念なり、心に動くことあれば、必ず草書に之を出した、

文法　四字句四と六字句一とを以て變化を取る、

觀於物、見山水崖谷、鳥獸蟲魚、草木之花實、日月列星、風雨水火、雷霆霹靂、歌舞戰鬪、天地事物之變、可喜可愕、一寓於書』第二大段の第二小段なり、見る所の者、書に發するを言ふ、

訓義　〔雷霆〕霆は大雷、〔霹靂〕雷聲、

にかはなり、之を活用して粘着の意とす、不膠はこびりつかざるなり、

講述　何なりとも藝術を行ふに當り、己れの技的機能を藝其物に宛てはめ、機をば我が心の思ふ通りに發現せしめ、神經の爲に挫かれて適宜情態を失ふことなきを得ば、精神は完全を保ち、操守は堅固を致すが故に、他の物が如何に入來るとも、我が心に附着して邪魔をするが如きことなし、

堯舜禹湯治天下、養叔治射、庖丁治牛、師曠治音聲、扁鵲治病、僚之於丸、秋之於奕、伯倫之於酒、樂之終身不厭、奚暇外慕、第一

大段の第二小段なり、實例を以て專心の道を證す、

訓義　〔堯舜禹湯〕堯帝、舜帝、夏の禹王、殷の湯王、何れも聖君にして、其治世は支那の理想時代なり、〔養叔〕楚の養由基なり、弓の名人、左傳、史記、呂氏春秋に見ゆ、〔庖丁〕文惠君の爲に、牛を解剖して妙技を見はし丶人、莊子の養生主篇に見ゆ、〔師曠〕音樂の名人、左傳、國語、韓非子に見ゆ、〔扁鵲〕神醫なり、史記に見ゆ、〔僚之於丸〕莊子徐無鬼篇に見えたる、市南宜僚の事、此人丸を弄するに巧みなり、〔秋之於奕〕奕は棋の類、秋は人名、孟子に出づ、〔伯倫之於酒〕晉書に出づ、劉伶、字は伯倫、常に鹿車に乘り、一壺酒を携へ、人をして鍤を荷つて隨はしむ、是れ醉死せば、直ちに其處に埋むる爲なり、

講述　其例を擧げて言へば、堯舜禹湯が天下を治めたるも、養叔が弓射ることを治めたるも、庖丁が牛を治めたるも、師曠が音聲を治めたるも、扁鵲が病を治めたるも、僚の丸に於ける、秋の奕に於ける、伯倫の酒に於ける、之を樂んで一生厭かざりしことなれば、何とて其他の物を慕つて心を移す暇あらうや、

文法　堯舜以下五句は治の字を共通とし、僚之於丸以下三句は於の字を共通とし、以て句法を變せり、
○「終身不厭」は上の「神完而守固」に當り、「奚暇外慕」は上の「不膠於心」に當る、

夫外慕徙業者、皆不造其堂、不

りたる時の光景を想像して、童子の時に及ぶ、眞に是れ奇情妙筆、

送高閑上人序　韓文公

講題　高閑上人は烏程の人、書字に精し、宣宗、召見して紫衣を賜ふ、後、潮州の開元寺に終る、智永、懷素と共に唐僧中能書を以て稱せらる、

大旨　此篇は送序なれども、一言送別に渉らず、單に贈序として之を視るも、其言ふ所甚だ無意味に屬し、變體と謂はんより、寧ろ失體の文字なり、蓋し韓愈は排佛主義の人にして、平生交はる所の僧侶に對しても、動もすれば其語往往佛を譏る、此篇の如きも、亦上人の書を能くする上より佛法の不確實を斥するものなり、其論法を尋ぬれば左の如し、昔し張旭の草書を善くせしは、心情の活機が筆端に發したるものなり、然るに上人は、情慾に緣なき僧侶の身にして書を善くするは解すべからずと、此の如く表面は疑を以て案を立てたるも、裏面に於ては決案左の如し、曰く上人の書を善くするは、亦其情慾あるに由る、乃ち知る、情慾なるものは人類の遂に絶つ能はざる所のものなることを、然るに佛法に於ては、人の情慾を絶つことを以て主とす、故に妄たるを免れずと、文は頗る奇幻なり、然れども其敎を奉ずる人に向つて其敎を非る、禮を失ふや大なり、韓愈の偏狹なる、是に於てか見るべし

目的　佛法を排するに在り、

苟可以寓其巧智、使機應於心、不挫於氣、則神完而守固、雖外物至、不膠於心、（第一大段の第一小段なり、專心の道を言ふ、）

訓義　〔寓〕寄す、〔巧智〕技的機能、〔機〕はづみ、轉ぜんとし、發せんとし、動かんとするが如き刹那の作用、〔應於心〕心の思ふ通りになる、〔不挫於氣〕氣は神經の働きを言ふ、不挫於氣とは、仕事をなすに手端、指端などのびくつきたり、又は自動的變化をなすを言ふ、〔神〕精神なり、〔守〕心の取り守り、〔不膠〕膠は、

人」亡父を謂ふ、

講述　中世の士大夫は、官職を以て家となし、故郷の田宅をも顧みざる結果、一旦官を罷めらるゝときは歸るべき處もなく、氣の毒の有様なるに、楊君は然らず、二十歳の頃、郷里より帝都受驗の候補に擧げられ、鹿鳴の歌を歌はれて上京せり、然るに今や多くの年月を經て、郷里に歸ることとなるが、懐かしき故郷の地に至つたなら、其邊にある樹木を指して、那の木は吾が亡き父の種ゑ給ひし者なるに、斯くも生長したるものかなと曰ひ、那の川、那の岡は、吾が子供の折に遊びたる處、釣したる處なり、久しく見なかつたことかなと、心樂しく老を忘るゝ想ひあらん、是に於て土地の人人は益々楊君を敬はざる者なく、楊君が故郷を見棄てざることを手本とせよとて、子孫を戒むるならん、

文法　不去其郷の四字、一篇の歸宿する處、○「指其樹」以下頗る情趣あり、之を、一篇、色を生ずる處と曰ふ、

古之所レ謂郷先生沒而可レ祭二於社一者、其在二斯人一歟、其在二斯人一歟」、

第三大段の第二小段なり、贊嘆辭、

大段落　以上を第三大段となす、楊の其郷を去らざるを嘉す、

訓義　〔郷先生〕昔し士大夫の致仕する者、郷里の學校の先生となり、年齢と德とを以て尊敬せられ、已に歿すれば、里社の中に入れて祭る、

講述　古の謂はゆる郷先生が、死すれば之を土地の社に祭ることとなるが、此の如きは、今日の楊侯其人であらうか、楊侯其人であらうか、

文法　古の字は、上の中世に應ず、

餘說

此れ客を以て主を形せる文體にして、其實、此の文の客なる、二疏の故事を思ひつきたるより趣向を立てたる者なり、尤も著目すべき處は、主客の取組上、巧みに言ひ廻したる點に在り、而して中に、自己の病んで送る能はざりしことを利用し、無數の波瀾を起す、之を無中に有を生ずと謂ひ、又空中の樓閣と謂ふ、末段、楊少尹の郷に歸

段なり、二疏の楊に及ばざる想像を描く、

訓義　〔少尹〕講題に出づ、

講述　然れども今楊君の退引に就いては、宰相の中に其人物を愛して之を惜む人あり、天子に上申して、彼れの郷里河中の少尹となし、之が俸祿の絶えぬやうに取料らひ、又自ら歌詩を作りて之を奬勵した、そこで京師に於て詩に長じたる人人も、其跡に附いて其詩に和したが、彼の二疏の去つた當時、此の如き優待の事あつたか、どうか、（恐らくは無かつたであらう」

文法　此の小段は楊少尹の古人に愈る點を擧げたれば、抑揚の揚なり、○又不知の三字は前段の不知に反應す、

古今人同不同未可知也、』第二大段の第四小段なり、主客を收む、

大段落　以上を第二大段となす、楊少尹を二疏と對照して、其美談の一致することを斷ず、

講述　されば古人と今人と、同じきか同じからざるか、一寸知りかぬる次第である、

文法　同不同未可知は、楊と疏と、跡方より言へば同じからず、故郷を忘れずして官を去る精神より言へば同じとの意味なり、○一の知の字は、上の二の不知の字を收む、

『中世士大夫以官爲家、罷則無所於歸、楊侯始冠擧於其鄕、歌鹿鳴而來也、今之歸、指其樹曰、某樹吾先人之所種也、某水某丘、吾童子時所釣游也、鄕人莫不加敬、誡子孫以楊侯不去其鄕爲法、』第三大段の第一小段なり、楊の歸鄕は中世の士大夫と異なり、稱揚すべきことを言ふ、

訓義　〔中世〕漢より唐に至る間を謂ふ、〔鹿鳴〕詩經の篇名なり、此の時代に、地方より貢士となつて京師に上るときは、此篇を歌つて前途を祝するなり、詩は天子が賓客を宴することを賦せしものなり、〔先

予恭在公卿後、遇病不能出、不知楊侯去時、城門外送者幾人、車幾兩、馬幾匹、道路觀者亦有歎息知其爲賢與否、而太史氏亦能張大其事、爲傳繼二疏蹤跡否、不落莫否、見今世無工畫者、而畫與不畫固不論也、第二大段の第二小段なり、楊の跡方は二疏に及ばざるべしとの想像を寫す、

訓義　〔忝〕ありがたくも、〔在公卿後〕當時作者は正四品吏部侍郎たり、後は末座と云ふが如し、〔太史氏〕朝廷の修史官、〔張大〕仰山に云ふこと、〔落莫〕さびし、物足らぬこと、〔見今〕見は現在、

講說　余は忝く公卿の末席を汚す身分ゆゑ、無論送別會に出席する筈であつたが、病氣のため出席出來ざりしかば、楊君出立の砌、城門の外の送り人が幾人あつたか、車は幾臺あつたか、馬は幾匹あつたか、途中の見物人が歎息して、其賢者なることを知る者があつたか否かは知らない、さうして太史氏が又楊君出立の事を大げさに書き立てゝ傳記を作り、二疏の跡方を繼ぐや否や、縱令書き立てた處で淋しくないだらうか、どうか、但し今日は上手の畫工が居らぬから、送別の模樣を畫にかくと、書かないとは、論ずる必要がない、

文法　前の二疏の條と比較するに、馬を添へたり、言其賢の言の字を知の字に變じたり、而して一字を以て過去と將來とを別つ、畫の事を除外せしが如きは、特に味あり、○此の小段は楊少尹を貶したる處にて抑揚の抑なり、

然吾聞楊侯之去、丞相有愛而惜之者、白以爲其都少尹、不絕其祿、又爲歌詩以勸之、京師之長於詩者、亦屬而和之、又不知當時二疏之去有是事否、第二大段の第三小

たるものは、多く嘆息して落涙に及び、誰れも彼れも齊しく二子の賢者であることを言ひ合へり、

文法　「一朝辭位而去」の一句は、一篇の骨子、

漢史既傳其事、而後世工畫者、又圖其跡、至今照人耳目、赫赫如前日事、』第一大段の第二小段なり、疏廣受二人の辭職が如何に後世に認められたるかを言ふ、

大段落　以上を第一大段となす、二疏の位を去りしことを敍す、

訓義　〔漢史〕漢書のこと、同書に疏廣傳あり、〔耳目〕耳は附帶字なり、

講述　漢の歷史は既に二疏の位を辭したる事跡を書き殘した上、後世畫の上手な人が又其事跡を畫に寫した、されば今日に至るまで、其情況は此の頃の出來事と違はない、

國子司業楊君巨源方以能詩訓後進、一旦以年滿七十、亦白丞相去歸其鄉、世常說古今人不相及、今楊與二疏、其意豈異也、』第二大段の第一小段なり、楊と疏と、官を辭し鄉に還るの意は、共に一なるを言ふ、

訓義　〔國子司業〕唐の大學國子監の教授、〔亦〕二疏に對して云ふ、〔古今人不相及〕今の人は古人に及ばない、

講説　國子司業の楊君巨源は、詩が出來る處より、後進の士に教授しつゝありしに、一旦年齡が七十に滿ちたりしかば、昔しの二疏のやうに、宰相に申立て退官して故鄉に還ることゝなつた、世の人は常に古の人と今の人とは大違ひであつて、今の人は古の人に及ばないと云ふも、今楊君が故鄉に歸る所の意志に至つては、昔しの二疏と、どうして違つて居らうや、（違はぬとすれば、今の人も昔しの人に及ばないとは申せまい）

文法　楊と二疏とは、固より人物の價直に於て同一となし難し、然るに今之を牽合せんとするに、形跡を以てすれば比較にならざるゆゑ、之を脫却する爲に意の字を出して吾が論據とす、○丞相の二字は後を伏す、

送楊少尹序　韓文公

講題　楊は姓、少尹は官名、府尹の副官なり、府尹とは府知事を謂ふ、此の人、名を巨源、字を景山と曰ふ、貞元五年の進士、國子司業の官に在りしが、老年を以て之を辭し、東都の少尹となる、但し俸祿のみを與へられて職務を執らず、朝廷より特別の待遇を受けたり、楊少尹、詩を能くし、嘗て「三刀夢益州、一箭取遼城」の句あり、頗る詩名を得たり、

大旨　當世の官吏は、皆老年に至るまで官爵に戀戀として、引退することを知らざるに、楊少尹は能く本を忘れず、七十歳になりたればとて、官を辭し故郷に還るは、昔し漢代の疏廣、疏受と名譽を齊しうすべきものなることを言ふ、

目的　當時老年に至るまで、官爵に戀戀たる者を諷するに在り、

昔疏廣受二子以年老、一朝辭位而去、于時公卿設供張祖道東門外、車數百兩、道路觀者多嘆息泣下、共言其賢、（第一大段の第一小段なり、疏廣受二人が辭職したる當時の光景を述ぶ、）

訓義　〔疏廣受〕疏廣は漢代の人、仕へて太子大傅となる、其兄の子の受は、太子少傅となる、職に在ること五箇年、廣は受に謂つて曰く、足るを知れば辱められず、止まるを知れば危からず、官成り名立つ、此の如くにして去らざれば、恐らく後悔あらんと、乃ち上書して位を去る、本文は其故事を擧げたるなり、〔供帳〕幕を打廻し、酒肴を具へ、送別會を開くこと、〔祖道〕昔し黄帝の子に累祖と云ふものあり、遠遊を好み、旅中に死せり、後世之を旅行の神とす、即ち祖道神なり、吾邦の猿田彥の如し、凡そ旅行する者あるときは、送別の人人此の神に途中の安全を祈る處より、遂に送別をなすことの意味となる、

講述　昔し疏廣、疏受の二人は、年老いたる處から、急に位を辭して朝廷を去つたが、此の時には、公卿の人人は宴會を設けて、東門の外に送別をなした、來會の車は數百輛あり、道路にて此の有様を見物し

す、

講述　溫生既に河陽に至り、軍門に於て烏公に拜謁の時、吾が爲に、前に陳べた點を以て天下の爲に賀し、後に陳べた點を以て、吾が爲に、人材を取り盡したることに就て私の怨みを述べられたし、

文法　「爲天下賀」は上文の「求內外無治不可得也」の句を收め、「致私怨於盡取也」は上文の「爲有力者奪之」の句を收む、○盡取の二字は、上文の空の字、竝に無人の字を變化したるものなり、

留守相公首爲四韻詩歌其事、愈因推其意而序之、 第三大段の第四小段なり、送序の來由を言ふ、

大段落　以上を第三大段となす、送別の情を叙す、

訓義　〔相公〕東都の留守鄭餘慶は、中書侍郎同中書門下平章事の官あり、右は宰相なるを以て云ふ、

講說　留守相公が、始めとして四韻の詩を作り、溫生が烏公に招かれて往くことを歌はれたれば、韓愈は其意味を推し伸べて、此の序を作つたのである、

餘說

凡そ文章は、一篇の內に於ても、類似の篇題に於ても、變化あるを貴ぶ、見よ、石處士と溫處士とは一樣の人物にして、之を擧げたるものも亦同一の烏公其人なり、加之二人を擧げたる事情、用ひたる地位、一として同じからざるはなし、退之已に石處士を送るの序を作りしことなれば、今又溫處士を送るに當り、普通の作者に在つては、固より如何に着筆すべきかを知らざるべし、然るに退之は大に面目を革め、彼れは正體を用ひ、此れは變體を用ひたり、何故に變體なるかと言へば、議論中に叙事を挿みたればなり、又彼れは理窟を主とし、此れは感情を主とす、蓋し任官の人に別るゝには、悲喜の情交はるものなり、今此文は兩情を寫して、眞に能く人を動かす絕世の文品なり、

也』、第三大段の第一小段なり、温生の取られたるは、天下の爲に賀すべきを言ふ、

訓義　〔南面〕君臣の座位は、君、南に向ひ、臣、北に向ふを禮とす、南面而と云ふは、臨みてと云ふが如し、〔聽天下〕天子は、群臣を用ひて天下を治め、己れは唯群臣の奏聞を聽き、可否するのにみて、自ら政務を行はざるが故に聽と云ふ、〔託重〕重任をまかす、〔力〕權力、

講述　夫れ天子が、南面の位に在して天下の政務を聽かるゝ上に於て、重任を託し力を恃みとせらるゝ所は、唯宰相と將軍とにて、此れは文武の二大機關である、其中宰相の方は、天子の爲に人材を中央政府に得て之を用ひ、將軍の方は、天子の爲に文武の士を幕府の下役に得て之を用ふるときは、内外の治まらざることを欲すとも得られぬ、乃ち治まらずしては居らない、

文法　内は宰相に係り、外は將軍に係る、

愈縻於茲、不能自引去、資一生以待老、今皆爲有力者奪之、其何能無介然於懷邪』、第三大段の第二小段なり、温生の取られたるは、己れの私情に於て不便を恨まざる能はざるを言ふ、

訓義　〔縻於茲〕河南の縣令として、官途に束縛せらるゝを言ふ、縻はつながると訓ず、〔資〕たよる、〔介然〕こだはるなり、

講述　余は、茲の地に官職のため束縛せられて、自ら引き去ることが出來ぬゆゑ、温生、石生の二人を賴として、老年を送らんと思ひ居たるに、今何れも烏公のやうな有力者に奪はれたることとなれば、何として心中に蟠りなきことを得ようや、

文法　「以待老」以上は既往、其れより以下は現在、
○且つ賀し且つ恨む、送別の眞情、

生既至拜公於軍門、其爲吾以前所稱爲天下賀、以後所稱爲吾致私怨於盡取也』、第三大段の第三小段なり、全篇を結ぶ、

訓義　〔軍門〕烏公は鎭將たるを以て云ふ、〔前所稱〕夫南面云云を指す、〔後所稱〕愈縻於茲云云を指

人去つて、東都に人物なき光景を叙す、

大段落　以上を第二大段となす、烏公が洛陽の名士を取り盡すこと、伯樂が冀北の馬を取り盡せしが如きを言ふ、

訓義　〔尤〕傑出者、すぐれたるもの、〔朝夕〕朝は石生に係り、夕は溫生に係る、朝夕は僅僅の間を云ふ、〔居守〕東都の留守役なり、當時の居守は鄭餘慶なり、〔河南尹〕河南府の知事なり、〔百司〕東都の諸役人なり、〔二縣〕洛陽州と河南州、時に韓退之、河南の縣令たり、故に吾輩と云ふ、〔不通〕如何にすべきか、其處置の旨くゆかざるを謂ふ、〔諮〕問ひ謀る、〔巷處〕官宅に住まはず、町の中に住む、〔搢紳〕搢は挿む、紳は大帶、笏を大帶に挿むこと、卽ち貴顯を謂ふ、

講述　東都は實際人材の群る處なれども、朝に一人の石生を取つて、人材中の傑物を拔き去り、暮に又一人の溫生を取つて、人材中の傑物を拔き去つたゆゑ、上は東都の居守、河南の知事、地方諸官職の役人より、下は吾輩二縣の大夫に及ぶまで、政治上の處置に苦み、或は疑ふべきものありとも、最早何處に持行き、其意見を求めて處置しようや、士大夫の、已に官途を罷めて町住ひをなすもの、誰と共に遊び樂まうや、少年後進の輩、何人に於て其道德を研究し、其學業を質問しよう、搢紳の、東より西に、西より東に、此地を通過する者は、從來は此の二生の廬に向つて挨拶をし來りしも、最早斯かる禮を施す家もないであらう、右の如き次第なる以上、大夫烏公が一たび河陽軍の鎭將とならるゝや、東都處士の廬に人物はないと曰ふも、何とて不都合であらうや、

文法　二の拔其尤は、上の「遇其良輒取之」に應ず、以下、官吏が其相談相手を失ひたるを言ひ、隱士が其仲間を失ひたるを言ひ、書生が其師を失ひたるを言ふ、句法の長短見るべし、〇無人焉の三字は馬群遂空と無馬とに應ず、

夫南面而聽天下、其所託重而恃力者、惟相與將耳、相爲天子得人於朝廷、將爲天子得文武士於幕下、求內外無治不可得

之幕下、第二大段の第一小段なり、烏公が石生と溫生とを取り去つたることを言ふ、

訓義　〔市〕うるなり、賣品となすを謂ふ、才學を賣つて仕官を得ること、〔石生〕前篇の主人公なる石處士、〔鈇鉞〕斧、まさかりの類、將軍に授けて生殺の權を行はしむるもの、〔羅〕あみなり、古代、馬などを捕るとき之を用ふ、

講述　東都は、言ふまでもなく士大夫の驥北とも云ふべき處であつて、天下中、斯くばかり良士の群集せる土地はない、其良士の中で、己が才能を恃んで之を仕舞ひ置き、世間に向つて買手を求めない者が二人ある、二人の名は、洛水の北岸に住めるをば石生と曰ひ、南岸に住める者をば溫生と曰ふ、大夫烏公が、兵權を以て河陽の鎭臺となりしより三箇月目に、石生を才物なりとて、馬を取るに網を用ふるやうに、禮を以て捕獲機關となし、到頭石生を己が幕府に取込めた、然るに其れより未だ五六箇月も過ぎざるに、溫生をも才物とし、今度は前の石生を媒人となし、是れ亦石生を捕へたると同一の手段を以て、幕下に引寄せた、

文法　石生は客にして溫生は主なり、故に溫生を招く處には殊更に於是の二字を加へて、主客の輕重を分つ、○東都の一句は譬へと正文とを一致せしむる處にして、此の句なければ接續せず、

東都雖信多才士、朝取一人焉、拔其尤、暮取一人焉、拔其尤、自居守河南尹、以及百司之執事、與吾輩二縣之大夫、政有所不通、事有所可疑、奚所諮而處焉、士大夫之去位而巷處者、誰與嬉遊、小子後生、於何考德而問業、搢紳之東西行、過是都者、無所禮於其廬、若是而稱曰大夫烏公一鎭河陽而東都處士之廬無人焉、豈不可也、第二大段の第二小段なり、石生、溫生の二

講述　昔し伯樂が一たび冀北の原を過ぐると其地に於ける馬の群は、皆無となつたと云ふ物語がある、

文法　起句、意外の點より筆を着く、之を突兀と謂ふ、

『夫冀北馬多於天下、伯樂雖善知馬、安能遂空其群邪』、第一大段の第二小段なり、

前段の疑案、

講述　夫れ冀北の馬は、天下に於て馬の最も多き處であるから、伯樂が何如に善く馬を知ればとて、其馬の群を空虛にすることを得ようや、

『解之者曰、吾所謂空、非無馬也、無良馬也、伯樂知馬、遇其良輒取之、群無留良焉、苟無良、雖謂無馬、不爲虛語矣』、第一大段の第三小段なり、疑案を決す、

大段落　以上を第一大段となす、譬喩を以て下段の意を暗示す、

訓義　〔輒〕ちきになり、わけもなくなり、〔虛語〕こしらへ言なり、

講述　右の疑問を解釋する者の言に、吾が空と謂ひしは、馬なしとの意味に非ず、良馬なしとの事なり、伯樂は善く馬を見分くるが故に、良馬に遇ひさへせば、兎角之を取り去るを以て、馬の群の中に良馬は殘らぬこととなる、良馬なき以上は、馬なしと云ふも決して不實の語ではない、

文法　疑問と云ひ、解釋と云ひ、皆作者の自ら假設したるものにして、謂はゆる自問自答なり、

東都固士大夫之冀北也、恃才能深藏而不市者、洛之北涯曰石生、其南涯曰溫生、大夫烏公以鈇鉞鎭河陽之三月、以石生爲才、以禮爲羅、羅而致之幕下、未數月也、以溫生爲才、於是以石生爲媒、以禮爲羅、又羅而致

測り識ること出來ざらしめんことを要す、陳后山、(宋人、名は師道)參寥を送るの序の如きは云ふ、其古今を議し、人の情、貌の背否、言の從違、詩の精粗を張ること、水の壑に赴き、阪に丸を走らせ、囊を倒にして物を出し、鷙鳥の擧がつて之に迫るが如きなり、高きに升り下を視、痒きを爬(爪にてかく)して貌を鑑するが如きなりと、此一段は、文も亦新奇にして踏襲(其儘繰返して用ふる)せず、只是れ人に全く是れは韓文公の石洪處士を送る序文を學びたるものなることを看破せらる、

餘說

送序は叙事文に屬するが故に、事柄を有りの儘に述べて議論を雜へざるを正體とす、本篇は純然たる正體にして、古今送序中の絶品と稱せらる、但し送別の演說の如きは、本と是れ其事ありしに非ず、作者が己れの意見を述べたるものなれども、他人の言として客觀的に之を出したれば、竟に議論體とならざるなり、

當時節度使は各地方に割據し、私に權勢を貪り、中央政府の命を奉ぜず、此の文中「求士爲國」と云ひ、「不私於家」と云ふ、隱然烏公を諷するものなるを知るべし、

送温處士赴河陽軍序

韓文公

講題　温の名は造、字は簡輿、洛陽の人なり、其官、禮部尚書に至る、

大旨　大夫烏公は洛陽の人材を取り盡したるが、是れは國家より言へば賀すべきも、自己の爲には相談相手を取去られたることを恨まざるを得ざるを言ふ、

伯樂一過冀北之野而馬群遂空、(第一大段の第一小段なり、本大段の立案なり、)

訓義　〔伯樂〕昔し善く馬の良否を鑑定せし人、〔冀北〕冀州の馬、馬の產出額、天下第一と稱せらる、

蟀之鳴、蟲飛之聲、況一不快於考功盛山一出入息之間哉、此段分明是送石處士序警喩文法、恐人識破、便變化三樣句、分作三段、此公平生以怪怪奇奇自負、其作文、要使人不可測識、如陳后山送參寥序云、其議古今、張人情貌背否、言之從違、詩之精粗、若水赴壑、阪走丸、倒囊出物、鷙鳥擧而風逼之也、若升高視下、爬痒而鑑貌也、此一段文亦新奇不蹈襲、只是被人看破全是學韓文公送石洪處士序文、

講述　之と道理を語り、古今の事の當否を辨じ、人の高下と事の當に成敗すべきとを論ずる、河の下流に決して東注するが若く、駟馬の輕車に駕し、熟路に就きて、王良造父之が先後を爲すが若きなり、此の一段の譬喩、文法最も奇、韓文公、文を作る、千變萬化捉ふること出來ざるは、雷電や鬼神が人に測りかねしむるが如し、彼れが作りし章侍講(名は處厚)の盛山十二詩の序には云ふ、夫れ儒者の患難に於けるは、自分で之を招きたるに非ざる限りは、拒んで心中に受附けざること、河の隄を築き、又は屋根より流れ落つる水を障ふるが如く、其患難を受入れて之を消すは、水が海に入りて消え、氷が夏の日に照されて消ゆるが如く、其患難を玩んで、文辭に因り之を忘るゝは、金石の樂器を鳴らして、蟋蟀(コホロギ)の鳴いたり、蟲の飛んだりする聲を忘るゝが如し、況んや一も考功、(韋の官は考功員外郎)盛山の一呼吸の間に快からざらんやと、此段は、分明に是れ石處士を送る序文の譬喩の文法、人が之に氣の附かんことを恐れ、便(乃)ち三樣の句を變化して三段となす、此公、(作者)平生怪怪奇奇(文の)を以て自負す、其文を作る、人をして

りませうやと、

文法　此れにて、上の演說の祝と規とを結ぶ、

於是東都之士、咸知大夫與先生、果能相與以有成也、『第二大段の第七小段なり、大大と先生とを結び、併せて全篇を結ぶ、』

訓義　〔東都〕洛陽なり、

講述　是に於て東都の士が何れも大夫と先生とが、果して能く相與に力を合せて成功すべきことを知る、

文法　此の一小段は、主意の歸宿する處なり、○主客竝に收め了る、

遂各爲歌詩六韻、退、愈爲之序云、『第二大段の第八小段なり、此の序を作る由を言ふ、』

大段落　以上を第二大段となす、先生烏公の求めに應じて出仕せしことを叙す、

訓義　〔歌詩〕歌は詩中の一體、此にては唯詩と云ふ意味なり、

講述　遂に送別の人は、銘銘六箇所に韻を押したる詩歌を作つて退散に及んだが、愈は其經過を叙列して此の序文を作つたのである、

謝疊山評　與之語道理、辨古今事當否、論人高下、事當成敗、若河決下流而東注、若駟馬駕輕車就熟路、而王良造父爲之先後也、此一章譬喩、文法最奇、韓文公作文、千變萬化、不可捉摸、如雷電鬼神、使人不可測、其作韋侍講盛山十二詩序云、夫儒者之於患難、苟非其自取之、其拒而不受於懷也、若築河堤以障屋霤、其容而消之也、若水之於海、氷之於夏日、其翫而忘之以文辭也、若奏金石以破蟋

かにす、

又酌而祝曰、使大夫恆無變其初、無務富其家、而饑其師、無甘受佞人、而外敬正士、無昧於諂言、惟先生是聽、以能有成功、保天子之寵命、 第二大段の第四小段なり、送別演説中、烏公の先生を信任せんことを祈るの言を叙す、

訓義 〔甘受〕氣に入つて親近する、〔外敬〕表面のみ敬する、〔寵命〕筋度使の大任を授けられたること、

講述 又一人酒を酌んで祝して云ふ、大夫に於ては、何卒其初めの志を變ずることなく、自分の家を富ますことに力を用ひて、軍隊をして食に饑ゑしむることなく、佞人を悦び近づけて、表面のみ先生のやうな正直の人を尊敬することなく、唯先生の意見を聽き入れ、此れに因つて能く成功を得て、天子の寵命を有たしめたきものであると、

文法 是れ義の字を隱して義の事を具體的に述べたるなり、○四個の無の字を疊用して、句法長短齊しからず、

又祝曰、使先生無圖利於大夫而私便其身圖、 第二大段の第五小段なり、送別演説中、先生の私利を謀らず、國に盡さんことを祈るの言を叙す、

講述 又一人酒を酌んで祝して云ふ、先生に於ては、大夫の個人的利益を圖り、随つて私に自己の爲に都合よきやうな事を爲さゞるを望むと、

文法 此れと前の一小段とは、忠告の辭なり、

先生起而拜祝辭曰、敢不蚤夜以求從祝規、 第二大段の第六小段なり、答辭を叙す、

訓義 〔祝辭、祝規〕祝辭の中に、祈り求むると、忠告とあり、然るに送る方より共に祝辭と云ふは、遠慮に因るなり、受る方より、祝規として云ふなり、

講述 先生は起立して祝辭を拜謝して云ふ、どうして、朝は早くより夜は晩くまで、念を入れて、祈り又は忠告なし下されたる事に從ふことを求めずに居

晨則畢至、張上東門外、酒三行且起、有執爵而言者、曰、大夫眞能以義取人、先生眞能以道自任、決去就、爲先生別、第二大段の第二小段なり、送別演説の中、烏公と先生とを合祝する言を叙す、

訓義　〔畢至〕前文の語尾を承けたる者にして、即ち常に來往せし所の人が殘らず至りしなり、〔張〕幕を張り、其内にて送別の宴會を開くこと、〔三行〕三遍巡る、〔爵〕杯の一種、

講述　翌朝になると、平生石先生と交際せし人人は盡く來會し、上東門の外に於て送別の宴會を開き、酒が三度巡つて將に出立しようとするとき、杯を擧げ演説する者ありしが、其言に、大夫烏公は眞に能く義を以て人を用ひ、先生は眞に能く道を以て自ら任じ、此れに由つて去就を決し、遂に仕官せらるゝことゝなつた、誠に賀すべきことである、御別れに一杯獻上致すと、

文法　「大夫眞能以義取人」は前の「求士爲國不私於家」より來る、「先生眞能以道自任」は前の「仁且勇」より來る、而して「決去就」は「先生不告於妻子」の一節を斷定せしものなり、

又酌而祝曰、凡去就出處何常、惟義之歸、遂以爲先生壽、第二大段の第三小段なり、送別演説中、先生一人を祝するを叙す、

訓義　〔祝〕未來の幸福に就いて神に祈り求むるなり、賀の字と同じからず、賀は現在に係る、〔出處〕仕官するを出と曰ひ、處士の身分を守るを處と曰ふ、

講述　又一人は、酒を酌んで祝して云ふ、凡そ、去就と出處とは何の定まりたる場合あらう、唯義に歸着するばかりである、先生の去就出處は見上げたものなり、御長命を祈り申上ぐと、

文法　以上の二演説は贊辭、○平日仕へを勸むれども應ぜずして、大夫一たび請へば則ち行くが如きは、前後兩樣の人物なるが如き嫌ひあり、是に於て上の決去就の句を捉へ義の字を嵌め込みて、「凡去就出處日常惟義之歸」と云ひ、其去就を苟くもせざるを明

人にして斯の參謀あるを見る、○仁勇の二字は下の道の字を伏し、義の字は下の二個の義の字を生ず、

於是撰書詞、具馬幣、卜日以授使者、求先生之廬而請焉、第一大段の第四小段なり、先生を召聘することを叙す、

大段落　以上を第一大段となす、烏公が石先生を求むることを言ふ、

訓義　〔撰〕述べ具ふるなり、〔書詞〕辭令書の文句、〔馬幣〕馬と幣帛なり、

講述　そこで愈ゝ辭令書の文句を作り上げ、馬と反物とを用意し、吉日を擇んで之を使ひの者に渡し、先生の廬を探し求めて出仕することを依頼した、

文法　求の字は本段の字眼、初めに「求士於從事之賢者」と曰ひ、次に「無求於人」と曰ひ、次に「求士爲國」と曰ひ、是に至り「求先生之廬」と曰ひ、以て上に應じ上を收む、

先生不告於妻子、不謀於朋友、冠帶出見客、拜受書禮於門內、宵則沐浴、戒行李、載書冊、問道所由、告行於常所來往、第二大段の第一小段なり、石先生が聘に應じて出立することを叙す、

訓義　〔冠帶〕禮裝を謂ふ、〔書禮〕辭令書と禮物、即ち前の馬幣、〔行李〕荷物、

講述　先生は此招待を受くるや否や、妻子にも話さず、朋友とも相談せず、冠を被り帶を結んで禮裝を整へ、門外へ立出でゝ使者に逢ひ、大夫烏公の書札と禮物とを門內に於て拜受し、宵になると、沐浴して荷物を整頓し、書物を車に積み載せて、行先なる河陽の道順を尋ね、斯く萬端支度終つてから、出立の由を平生往來せる人人に通知した、

文法　前段には、之に仕を勸むれば則ち應ぜずとあり、此には直ちに仕官を諾し、如何にも速急の狀あるは、先生が義に因つて行動することを示す所以にして、作者が大に意を用ひたる處なり、○「載書冊」は上の「左右圖書」に應じ、其學者たることをば十分に見せたるなり、

之塗、治法征謀、宜有所出、先生仁且勇、若以義請、而強委重焉、其何說之辭』、第一大段の第三小段なり、大夫と其屬僚と、先生を招くに就いての相談を叙す、

訓義　〔有以自老〕自ら己れを隱退者として居る、〔肯〕承諾するなり、〔某〕大夫烏公自ら名を言ひたるなれども、作者よりすれば名を書くは失敬ゆゑ、某とせしなり、〔寇聚於恆〕元和四年に、節度使王士眞の子、承宗、鎭州の恆山郡に叛したるを言ふ、左傳に云ふ、兵起於內爲亂、起於外爲寇と、寇は仇なり、賊なり、〔師環其疆〕朝廷が恆の四方の節度使に命じて、賊を討たしめたるを言ふ、師は軍隊なり、環は包圍なり、〔耕收〕耕作と收穫、〔殫亡〕盡き果つる、〔歸輸〕糧食の運送、〔治法征謀〕民を治むるの法と賊を征するの謀、〔委〕委任、

講述　大夫は之を聞いて曰はるゝやう、先生は自ら隱居と定め、人に向つて仕官など求むる所がないゆゑ、どうして此方の爲に此に來て役人となることを承知しようやと、頗る危まれた處、屬僚の曰へるに今大夫に於ては、文もあり、武もあり、忠孝の御方に在らせられ、其賢士を求め給ふも國家の爲であつて、一家の私の目的とさるゝには非ず、而して國家の形勢何如と申すに、目下賊兵は恆の地に聚まり、官軍は其四方を取卷いて、征伐中に之れある所より、農夫は耕作も取入れも出來ず、隨つて此の土地に於ては、貨財、穀物共に消費缺乏に及び、他の地方より供給を仰がざるを得ざる有樣であつて、吾が軍の處る所は糧食運送の通路なれば、關係頗る重大と申すべし、されば民を治むるの法と云ひ、賊を討つの謀と云ひ、其策源がなければならぬ次第ゆゑ、石先生を要する譯なるが、先生は仁且つ勇あり、仁なれば上下の難儀を坐視するに忍びざるべく、勇なれば事に臨んで恐るる所なし、則ち若し義に因つて出仕を賴み、無理押付けに委任するならば、先生は何の口狀を以て之を辭せられようや、恐らく斷りかねて承諾に及ぶであらうと、

文法　曰く、大夫文武忠孝と、曰く、先生仁且勇と、又是れ主客双提、〇文武忠孝は仁且勇と相應じ、斯の

目に因つて吉凶を占ふなり、

講述　烏公は、屬僚が石先生を薦めたので、先生は何如なる人物であるかと尋ねた處、屬僚の答ふるには、先生は嵩山、邙山と瀍水、穀水（支那にては川を水と曰ふ）との間に住まはれ、其衣服は冬は皮衣一枚、夏は葛衫一枚、食事は、朝夕に飯一碗と野菜一鉢、人が先生の貧窮を見かねて金錢を贈つても、辭して受けず、一しよに遊びに出ようと誘へば、是れまで用事などを言ひ立てゝ斷つたことがなく、仕官をなさらぬかと勸めて見ても、一向應じない、平生一室の中に坐し、左右に圖書を置いて閲覧に耽る、先生と或は道理上の話をなし、或は古今の事跡に就いて、其當不當を辨じ、人物の高下、若しくは其行爲の結果、成功すべきや否やを論ずれば、河を下流に切落し、水筋なる東方に注ぐやうに何等の滯りなく、四頭の馬を輕い車に附け、行き慣れたる道路を走らせ、而も古今の達人である王良、造父が前後に乘つて之を扱ふやうで、何等の失錯なく、夜中火を以て黒闇を照し見るやうであり、數に因つて物を計ふるやうであり、龜甲の占を以て吉凶を判斷するやうで、何等の間違ひもない、

文法　此段の句法は極めて變化を盡し、句の字數の少きは四字、多きは十九字にして、長きと短きと入り交へたるが上に、或は一事に三句を用ひ、或は一句に三事を說き、面目一として異ならざるはなし、其譬への如き、河決は道理を語るに係り、駟馬は古今の當否を辨ずるに係り、燭照は人の高下云云に係る、然るに本文は本文にて三項を疊み、譬喩は譬喩にて三條を重ね、各〻一まとめにして分排せしが如きは、眞に奇法なり、○住所に就ては其高雅なるを示し、衣食に就ては其淡泊なるを示し、金錢に就ては其清廉なるを示し、出遊に就ては其洒落なるを示し、仕官に就ては其功名心なきを示し、圖書に就ては其學者なるを示す、

大夫曰、先生有以自老、無求於人、其肯爲某來邪、從事曰、大夫文武忠孝、求士爲國、不私於家、方今寇聚於恆、師環其疆、農不耕收、財粟殫亡、吾所處地、歸輸

である烏公が、節度使となられた三月目に、幕僚となすべき有用の人物に就いて、屬僚中の賢者に尋ねられた、すると、其れには石先生と申す人がございますと云つて、推擧する者があつた、

文法　此文の主人公は石先生なり、烏公は其引合ひに出したるにて、客なり、此に先づ主客に二人を出し置き、此れより下は主客の事を竝べて書き下し、篇末に至るまで終始一貫す、○「求士於從事之賢者」の一句は、此文の上半篇の出づる所にして求の字、之が眼目となる、唯從事と言はずして從事之賢者と曰ひたるは、賢者に非ざれば賢者を知る能はざるが故に、其推薦の當を得たることを示さんがため、特に賢者の二字を加へたるなり、

公曰、先生何如、曰、先生居嵩邙瀍穀之間、冬一裘夏一葛、六字句 食朝夕飯一盂蔬一盤、九字句 人與之錢則辭、六字句 請與出游未嘗以事免、九字句 勸之仕則不應、六字句 坐一室左右圖書、四字句 與之語道理、五字句 辨古今事當否、六字句 論人高下、四字句 事後當成敗、五字句 若河決下流而東注、八字句 若駟馬駕輕車、就熟路而王良造父爲之先後也、十九字句 若燭照數計而龜卜也、九字句、○第一大段の第二小段なり、石先生の賢なることを說明す、

訓義　〔嵩邙瀍穀〕嵩と邙とは倶に山の名、瀍と穀とは倶に川の名、〔裘葛〕皮衣と葛衫、〔盂〕碗なり、〔盤〕小鉢、〔事後當成敗〕此事の結果、果して成功すべきものなるか、又は失敗すべきものなるか、〔決〕切り落すなり、漲り落つるなり、〔東注〕支那の地勢は東の方低く、大川皆東海に注入す、其留滯せずして速なることを示さんが爲に云ふ、〔駟馬〕四頭の馬なり、〔熟路〕幾度も行き慣れたる路、〔王良造父〕昔時、馬車を扱ふことに巧みなりし二人の名、〔燭照〕ともし火にて照す、〔數計〕算數を以て計へる、〔龜卜〕龜の甲を灼き、其裂

似ず、卽ち人並ならずなり、自己の謙稱、〔略〕ほゞと訓ず、毫の意に用ふ、〔辭讓〕遠慮、〔盡言〕腹藏なく思ふ限りを述べ盡す、

講述　誠に以て區々たる馬鹿正直の心より、何か相談に參り候者ある度に、拙者に心ある者と存じ候故、少しも遠慮不致、遂に可申事丈を申述ぶる次第に御座候、貴君偏へに御諒察被下度候、愈白す、

文法　「盡言」は首段の「敢不吐露情實」に應ず

餘　說

此文は、齊王好竽の故事を以て趣向を立てたり、猶後十九日復上宰相書が水火の譬へを以て趣向を立てたるが如し、

送石處士序　韓文公

講題　石は姓、處士は、居士と云ふに同じ、學者にして仕官せざる人の稱なり、此の人、名は洪、字は濬川、洛陽の人、黃州錄事參軍の職を罷められたる後、退隱して仕官せざりしこと十年、故に處士と曰ふ、烏重胤が河陽軍節度使となるに及び、賢者を求めて石處士を得たり、乃ち其軍の參謀に擧ぐ、其洛陽より河陽に往くに臨み、韓退之、之を送つて此序を作りしなり、

大旨　大夫の烏公と石處士と、道義を以て相遇ひし上からは、終始此れに由つて心を同じうし國家の爲に盡すときは、必ず成功すべきことを言ふなり、

目的　烏公と石處士とをして、私を謀らざらしむるに在り、

河陽軍節度御史大夫烏公爲節度之三月、求士於從事之賢者、有薦石先生者、（第一大段の第一小段なり、先づ大夫烏公と石先生との二人を提出して發端となす、）

訓義　〔河陽〕地名、〔節度〕節度使の略、解、前に出づ、〔御史大夫〕百官の罪惡を糾彈することを掌る、〔烏公〕名は重胤、〔從事〕屬僚なり、

講述　河陽軍の節度使にして中央政府の御史大夫

座候、

今擧進士於此世、求祿利、行道於此世而爲文、必使一世人不好、得無與操瑟立齊門者比歟、第三大段の第一小段なり、譬喩に因つて說明をなす、

訓義　〔一世人〕天下中の人と云ふが如し、

講述　今此の世の中に於て進士に擧げられ候目的は俸祿を求むる爲に御座候、然るに一方に於て、道を此世に行はんとして古文を作り、結局天下中の人に嫌はるゝやうに致しながら俸祿を求め候は、前の引事にある、瑟を持行きて齊王の門に立ちたる者と同一には之れなきや、

文法　「得無與操瑟立齊門者比歟」は、正喩混淆の句なり、

文誠工、不利於求、求不得、則怒且怨、不知君子必爾爲不也、第三大段の第二小段なり、來書の問に答へて守るべき所を言ふ、

訓義　〔爾爲〕怒と怨とを指す、〔不也〕否やなり、

講述　文章が如何に巧みなればとて、仕官を求むるには不利益に有之候、併し人情として、求め候ても得ざるときは、怒り又は怨むものに御座候へ共、君子は必ず斯く致し可申や、致し申間敷や、孰れか分り不申、恐らくは右樣な勝手なる所爲は仕らざるべしと被存候、

文法　怒の字と怨の字とは、上文の叱の字より來る、〇此處一篇の主意の歸宿なり、

故區區之心、每有來訪者、皆有意於不肖者也、略不辭讓、遂盡言、惟吾子諒察、愈白、第三大段の第三小段なり、無遠慮を謝す、

大段落　以上を第三大段となす、陳商の守るべき所は、古文に安んじて仕官に煩悶せざるに在るを言ふ、

訓義　〔區區之心〕小さき貌、又專注の貌、俗に馬鹿正直の心と云ふが如し、〔不肖〕肖は似る、不肖は人に

作者が先づ自己の立場を明かにしたる者にして、讀者に注意を與ふる處なり、

齊王好レ竽、有下求二仕於齊一者上、操レ瑟而往、立二王之門一三年、不レ得レ入、叱曰、吾瑟鼓レ之、能使二鬼神上下一、吾鼓レ瑟、合二軒轅氏之律呂一、客罵レ之曰、王好レ竽、而子鼓レ瑟、瑟雖レ工、如二王之不一レ好何、『第二大段の第一小段なり、譬喩の故事、』

訓義 〔齊王好竽〕其事、韓非子内儲説に出づ、竽は笙の類、三十六簧の樂器、長さ四尺二寸、〔操〕とると訓ず、使用するなり、〔瑟〕日本の謂はゆる琴、〔軒轅氏〕黄帝なり、始めて音樂を作りし上古の帝王、〔律呂〕陽の律を律と曰ひ、陰の律を呂と曰ふ、

講述 昔し齊國の王、竽の音を好まれし處、當時此國に仕官を望み候者有之候ひしが、此者瑟を引鳴しつゝ齊へ參り、王の門前に立ち候事三年に及び候へ共、門内へ入ることを許されざりしかば怒鳴り申す樣、自分の瑟の技は神に入るからに、之を彈ずるときは、鬼神も自由に升降せしむべし、元來自分の彈ずる瑟の音は、軒轅氏の調子に合へり、其れに採用せぬと云ふは、愛想もこそも盡き果てたりと、王の所に傭はれ居る者(門番などにやあらん)之を聞き、大に立腹の餘り惡口致し候は、汝知らずや、吾が王は竽をば好ませ給ふ、然るに汝の彈ずるは瑟なり、如何ほど瑟が上手にせよ、王の好み給はざるを如何にするぞと、

文法 叙事のあどけなき處、即ち古色あり、〇「操瑟而往」と曰ひ、「吾瑟鼓之」と曰ひ、「吾鼓瑟」と曰ひ、「子鼓瑟」と曰ひ、「瑟雖工」と曰ふ、同一の字を累用して、ぐるぐる回るやうなり、是れ回環の法なり、〇叱の字、下の怒の字と怨の字とを生ず、

是所レ謂工二於瑟一而不レ工二於求一レ齊也、『第二大段の第二小段なり、譬喩に就て斷案を下す、』

大段落 以上を第二大段となす、譬へを以て論評の標的を立つ、

講述 右の仕官希望者などは、瑟に巧者なれども、齊に採用を求むる方には下手と申すものに御

讀、尙不能通曉、茫然增愧赧、第一大段の第一小段なり、來書の文を稱譽す、

訓義　〔白〕まうすと訓ず、述ぶるなり、目上に向つても、同輩に向つても、倶に用ふる語なり、〔旨〕意向なり、〔尙〕それでもなり、〔通曉〕理會すること、〔茫然〕ぼんやりなり、手持無沙汰なり、〔愧赧〕愧は耻づる、赧は赤面すること、

講述　愈申上候、此度は忝く御書を下され候處、其文言は高尚にて、其思召は深遠に御座候ため、三四遍も繰返し拜讀致候へ共、尙能く分りかね、茫然として赤面を增すのみに御座候、

文法　案ずるに、陳商の作は艱澁にして讀難き文なるに拘はらず、彼れは自ら古文の神髓を得たりと考へ、反つて世人の己れを知らざるに不平なりしが如し、是れ韓愈の諷せんと欲する所にして、「語高而旨深」と云ひ、「不能通曉」と云ふは、表面稱賛の語なれど、其實は之を譏るなり、

又不以其淺弊無過人智識、且諭以所守、幸甚、愈敢不吐露情實、然自識其不足補吾子之所須也、』第一大段の第二小段なり、此書が來意を滿足するに足らざるを言ふ、

大段落　以上を第一大段となす、答書をなすに就ての前置きなり、

訓義　〔淺弊〕淺はあさはか、弊はやくざ、〔諭〕實際は先方より問ひたるなり、然るに諭とせしは謙遜の意なり、〔情實〕共にまことなり、〔須〕求と訓ず、所望なり、希望なり、（吾子）親狎の語、

講述　又拙者の生れ附、あさはかと申し、やくざと申し、人に優れたる智識なきにも拘はらず、兎も角、貴君の御守り被成候古文の儀に就き御尋を蒙り、冥加至極に御座候、愈は何と致して、腹藏なき處を明白に申上候はざらん、去りながら拙者自身に於ては、此御返事が貴君の御所望を充すに足らざることを存居り候、

文法　下文は所守に就ての意見なり、所守の二字、全篇を一貫す、〇「敢不吐露情實」の一句は、自ら下文を呼起す、而して「不足補吾子之所須」の一句は、卽ち

第一大段の第六小段なり、上を收む、

大段落　以上を第一大段となす、譬喩、

講述　有力者は多分僅かばかりの勞力を忘れて救ひくるゝことと考へ候へ共、果して其通り哀みくれ候も天命に御座候、又之に反して哀みくれざるも天命に御座候、何れも天命なることを知りながら、兎も角鳴き叫び見るも亦天命に御座候、

文法　「其哀之命也」の一句は「如有力者哀其窮」の一小段を收め、「其不哀之命也」の一句は「然是物也負其異於衆也」の一小段を收め、「知其在命而且鳴號之者亦命也」の一句は「今又有有力者」の一小段を收む、

愈今者實有類於是、是以忘其疎愚之罪、而有是說焉、閤下其亦憐察之、

大段落　以上を第二大段となす、實說、

訓義　〔疎愚〕迂疎愚昧、〔是說〕怪物の說、

講述　愈に於ては、此頃、實に此怪物に似たる境遇に御座候、之がため疎愚の罪を打忘れ、此怪物の說を申上候、閤下何卒御憐察被下度候、

文法　「愈今者實有類於是」の一句は、譬喩と實說とを混合する處なり、是れまで怪物の事を言へども、何の意味なるや認め難し、然るに愈類於怪物と云へば、則ち怪物の話は愈の譬へたること明かなり、

答陳商書　韓文公

講題　陳商字は述聖、元和九年の進士、會昌五年侍郎となり、受驗生の事を掌る、此書は、商が尙未だ及第せざりし時、韓愈に文を送つて助言を求めたるに答へたるものにして、韓愈が國子先生たりし時に成る、

大旨　如何に古文に巧なるも仕進に益なし、苟くも古文を好む以上は、利害得失を顧みざるべきを言ふ、

目的　彼れをして艱澁なる古文を以て利祿を求むることの矛盾なるを知らしむるに在り、

愈白、辱惠書、語高而旨深、三四

也、是以有力者遇之、熟視之若無覩也、其死其生固不可知也、

第一大段の第四小段なり、怪物其神通力を恃み、人に哀れまれざるを言ふ、

訓義　〔爛死〕乾きたゞれて死する、〔俛〕うつむく、〔帖〕垂なり、〔覩〕目撃、

講述　然る處、右の怪物は己れが多數の動物に異なりたる點あることを恃みと致し、斯かる危急の場合と相成候ても尙申居候は、沙地や泥土の中にたゞれて死すとも、いつそ此方を願はしく思ふなり、首を俛し耳を帖れ尾を搖かして人の憐みを乞ふは、自分の志に無之と、怪物が右の如く瘦我慢を言ひ張り候爲、有力者は彼に出遇ひ、十分其困窮せる有様を見極め候ても、見ざるやうにて、少しも憐みを加へず、隨つて救ひやらず、怪物が果して死するや生きるや知れ申さず候、

文法　「俛首帖耳搖尾」の六字は憐みを乞ふの醜體なるが、動物に相應の字面を用ひたる處尤も妙なり、

今又有有力者當其前矣、聊試仰首一鳴號焉、庸詎知有力者不哀其窮、而忘一擧手一投足之勞而轉之淸波乎、

第一大段の第五小段なり、試みに哀を乞ふを言ふ、

訓義　〔庸詎〕いづくんぞと訓ず、何に比して重し、

講述　今又有力者御座候て怪物の前に立ち居り候、因つて怪物は聊か首を仰向に致して一たび鳴叫び候、其有方者が怪物の窮困を可愛想に思ひ、一寸ばかり手足を働かす位の勞力を忘れて、怪物を海なり江なりの淸き波の處へ持行きくれまじと云ふことが如何にして分り可申哉、或は運びくるゝやも知れず候、

文法　此れ今自分が此の書を試驗官に與ふることに喩ふ、○哀の字、窮の字は、上の哀の字、窮の字を照す、

其哀之命也、其不哀之命也、知其在命而且鳴號之者亦命也、

其不及水、蓋尋常尺寸之間耳、無高山大陵曠塗絕谷爲之間隔也、然其窮涸不能自致乎水、爲獱獺之笑者、蓋十八九矣、第一大段の第二小段なり、僅かの處にて水を得ざる恐れあることを言ふ、

訓義　〔尋常尺寸〕八尺を尋と曰ひ、一丈六尺を常と曰ふ、尺は一尺、寸は一寸、共に極めて短距離なるを言ふ、〔曠塗〕幅の廣き途なり、〔間隔〕邪魔の意、〔窮涸〕涸は水の涸るゝこと、怪物水に渇いて困窮するを言ふ、〔獱獺〕獺はかはをそ、獱は小獺、〔十八九〕十中八九なり、

講述　然るに此の怪物が、目下の處、水へ屆かざる程度を申せば、但しほんの何尺何寸と云ふ位の距離に過ぎず、別段其中間に高き山、大なる岡、廣き途、深き谷などが橫はり居り候次第にも無御座候、然る處怪物が難儀に及び、自力にて其身を水のある場處まで持行くことかなはず、獺の如きつまらぬ動物に笑はれ候者、十中の八九に御座候、

文法　高山大陵云云は、困難なる條件、煩雜なる手續等に喩ふ、

如有力者哀其窮而運轉之、蓋一擧手一投足之勞也、第一大段の第三小段なり、怪物の水を得るは有力者の僅かの手間にて足るを言ふ、

訓義　〔一擧手一投足〕一寸手を擧げ、一寸足を出す、僅かの勞力を謂ふ、

講述　若し有力なる者が此の怪物の困窮致居ることを哀れに思ひ、之を動して遣はすには、別段手のかかり候儀に無之、一寸手を擧げ一寸足を出す位の勞力にて相濟み申し候、

文法　有力者は試驗官に喩ふ、

然是物也、負其異於衆也、且曰、爛死於沙泥、吾寧樂之、若俛首帖耳搖尾而乞憐者、非我之志

して能く此の如き一篇の好文字を作り出す、

應科目時與人書

韓文公

講題　唐の世、官吏登庸の試驗に種々の科目あり、目とは名別なり、秀才、進士以下、其數五十餘に及ぶ、遂に試驗を指して直ちに科目と曰ふ、應科目は試驗に應ずるなり、韓愈已に進士に及第せしも、更に博學宏辭の試驗に應じ、其時此書を作つて試驗官に與へ、及第せんことを求めたるなり、但し本集には「與人書」を「與韋舍人書」に作る、

大旨　自分が此試驗に於て目的を達するや否やは、其運命、懸つて試驗官其人に在るを言ふ、

目的　試驗官をして、己れを合格となさしめんとするに在り、

月日、愈再拜、天池之濱、大江之濱、曰有怪物焉、蓋非常鱗凡介之品彙匹儔也、其得水、變化風雨、上下於天不難也、（第一大段の第一小段なり、怪物の非凡にして水を得れば神通力あるを言ふ）

訓義　「天池之濱」天池は海なり、濱は沿岸なり、「濱」涯なり、「怪物」暗に龍を指す、「常鱗凡介」鱗は魚類、介は甲ある者の類、「品彙匹儔」種類部族と云ふが如し、

講述　何月何日、愈再拜して言上仕候、海洋の濱邊や大江の川岸に怪物ありとの事に御座候が、但し普通の魚や貝の種類には無之候、此怪物、若し水に有附き候時は、風雨の變化をなし、天に上り下り致候事も困難なる儀には無之候、

文法　「天池之濱大江之濱」は博學宏辭の接近するに喩へ、「怪物」は自己に喩へ、「非常鱗凡介之品彙匹儔」は己れの才能、衆人の及ぶ所に非ざるに喩へ、「得水」は及第に喩へ、「變化風雨上下於天」は天功業に喩ふ、

節度使と觀察使なり、解、前に出づ、〔防禦營田諸小使〕防禦使、營田使なり、宰相に比して小官なるが故に小使と曰ふ、〔判官〕各使の下に副官あり、副官の次を判官と曰ふ、〔無間〕差別を立てざるなり、

講述　今より五六年前の頃、宰相の推擧に由つて布衣の身より拔擢せられたる者有之、其時と今と、時に於て異り申さんや、其上現代節度觀察使及び防禦使、營田使等の諸小使等すらも、尙下役たる判官を擧ぐること出來、已に仕官致し居る者と未だ仕官せざる者との差別なく之を引擧ぐる事に御座候、まして宰相に於ては、吾が君主の尊敬なし給ふ所にてありながら、人を用ひたりとも都合わるしと申され候道理あるべきや、

文法　兩個の時の字、一個の不可の字、上の時の字、不可の字と相映ず、

古之進レ人者、或取二於盜一、或擧二於管庫一、今布衣雖レ賤、猶足三以方二於此一、

第四大段の第三小段なり、己れ卑と雖も採用の資格あるを言ふ、

訓義　〔取於盜〕禮記雜記に云ふ、孔子曰く、管仲、盜に遇ひ、二人を取り、上ぼせて以て公臣となすと、〔擧於管庫〕禮記の檀弓に曰く、趙文子の晉國に擧ぐる所、管庫の士七十有餘家と、管庫は庫番、〔方〕比なり、竝なり、

講述　古の時代、人を引上げて用ひたるものは、或は盜賊より取り、或は庫番より擧げたること有之、今拙者は布衣にして賤しくは候へ共、尙此等の者とは肩を竝ぶること出來候、

情隘辭蹙、不レ知レ所レ裁、亦惟少垂二憐焉一、愈再拜、

第四大段の第四小段なり、哀願の意を以て結ぶ、

訓義　〔情隘〕胸が一ぱいになること、〔辭蹙〕思うやうに言へず、文句のちゞまること、

講述　情は迫り辭は蹙まり、自ら如何に書き立てて宜しきか分り兼候、少々なりとも偏へに憐を垂れ給へ、愈再拜して白す、

餘説

唯水に溺れ火に焚かるの一喩なり、之を趣向と

講述　閣下の所へ參り候て御咄を申上ぐる者が、自分途中にて水に溺れ火に燒かれて居ることを觀ましたが、之を救ふ道はありたれども終に之を救はざりしと申し候はゞ、閣下は其れにても仁人と爲し給ふや、若し仁人と爲し給はざるに於ては、愈のやうな者も、亦君子の氣の毒の心を動かすべき所に御座候、

文法　閣下之所宜動心者也と言はずして「君子之所宜動心者也」と曰ふ、是れ宰相を責むるに君子を以てし、若し心を動さゞれば君子に非ずとの意を含む、

或謂愈、子言則然矣、宰相則知子矣、如時不可何、愈竊謂之不知言者、誠其材能不足以當賢相之擧耳、若所謂時者、固在上位者之爲耳、非天之所爲也、（第四大段の第一小段なり、相手の遁辭を塞ぐ、）

訓義　〔知子〕子は、君と云ふが如し、

講述　或人愈に申し候は、君の議論は成程尤もなり、宰相は君を知り給へり、併し時機の不都合は是非なき事にて、之がため未だ御採用ならざる次第なりと、愈は憚ながら之をば議論の筋を知らぬ者と存じ候、實際拙者の材能が賢宰相の御推擧に當るに足らざるのみにて、彼れが申す所の時などは言ふまでもなく上の位に居る人の作るものにて、天の爲す所には無之候、

前五六年時、宰相薦聞、尚有自布衣蒙抽擢者、與今豈異時哉、且今節度觀察使及防禦營田諸小使等、尚得自擧判官、無間於已仕未仕者、況在宰相吾君所尊敬者、而曰不可乎、（第四大段の第二小段なり、事實に由て時の不可なきを證す、）

訓義　〔薦聞〕推薦奏聞、〔布衣〕無官者の衣服、〔抽擢〕多數の中より引出し拔上ぐること、〔節度觀察使〕

焦しても、之を救ひ候うて構へ不申、右の如きは何故に候哉、其勢、實以て切迫致し、其情、實以て悲むべく候故に御座候、

文法 惟「其勢急」の一句を以て前を束ぬ、

愈之彊學立行有年矣、愚不惟道之險夷、行且不息、以蹈於窮餓之水火、其既危且亟矣、大其聲而疾呼矣、閤下其亦聞而見之矣、其將往而全之歟、抑將安而不救歟、』第三大段の第一小段なり、救はろゝ者、卽ち自己に就て說く、

訓義 〔彊學〕彊は勉むるなり、〔立行〕行ひを堅固にする、〔險夷〕險阻と平坦、〔亟〕切迫、

講述 愈が學問を勉め行狀を堅め候事は餘程の年に相成候が、生來愚鈍にて、行路の險阻なるや平坦なるやを考へず、只管進行致しつゝ中止することなく、遂に窮餓と申す恐るべき水火を蹈み、如何にも危きが上に切迫の際に有之候、然れば大聲を揚げて口早に呼はり候、閤下には、其聲を御聞き相成、其事を御覽被成たる事に候が、何と其場へ御出でに相成、彼れを全うし給ふか、其れとも落附いて救ひ給はざるべきか、

文法 「蹈於窮餓之水火」は、窮餓に陷り、其危きこと、水火に陷りたるが如しと云ふの意なり、然るに一の如の字を用ひず、是れ修辭學上謂はゆる隱喩なるものなり、〇四個の矣の字と兩個の歟の字と釣合ひをなす、

有來言於閤下者、曰、有觀溺於水而爇於火者、有可救之道、而終莫之救也、閤下且以爲仁人乎哉、不然若愈者、亦君子之所宜動心者也、』第三大段の第二小段なり、救ふ者、卽ち宰相に就て言ふ、

大段落 以上を第三大段となす、正說、

訓義 〔爇〕やく、

者、則將大其聲疾呼而望其仁之也』、第二大段の第一小段なり、救ひを請ふ者の譬へ

訓義　〔蹈水火〕水中火中に陷り、危急なるを言ふ、〔介〕元來特立の貌、今之を立の意に用ふ、「有介於其側者」は其側に立つものあるなり、〔仁之〕仁は救の意に用ひたるなり、

講述　愈の承り候に、水の中に陷り火の中へ這り危急に迫り候者が、之を免れんとして救ひを人に求め候際は、惟相手が父兄とか子弟とかの慈愛心があると云ふ所から、始めて聲を揚げて救ひを求め候而已に無之、若し側に立居る者有之候時は、縱令彼れは自身が平生憎み嫌ひ居り候人なりとも、苟くも死ねばよいと思ふほどに非ざる人なれば、大聲を出し口早に呼はつて、彼れが自分を救ひくれることを望まうと致すものゝ由、

文法　仁の字は字母なり、

彼介於其側者、聞其聲而見其事、不惟其父兄子弟之慈愛、然後往而全之也、雖有所憎怨、苟不至乎欲其死者、則將狂奔盡氣、四字句 濡手足、三字句 焦毛髮、三字句 救之而不辭也、若是者何哉、其勢誠急而其情誠可悲也』、第二大段の第二小段なり、人を救ふ者の譬へ、

大段落　以上を第二大段となす、譬喩、

訓義　〔其事〕事實なり、〔全〕命をとりとめたるなり、〔狂奔盡氣〕狂者の如く、前後の見さかひもなく一直線に奔り、息も絶えんとする計りになるなり、〔濡〕ぬらす、〔勢〕傾向なり、

講述　彼の側に立てる人の方も、救ひを呼ぶ聲を聞き、危急の有樣を目擊致し候はゞ、惟父兄子弟の慈愛有之候者に限り始めて馳せつけ、其命を救ふ而已には無御座、如何に憎み嫌ふ點御座候とも、死ねかしと思ふまでに至り不申候ときは、息の切れるまで狂氣のやうに奔走致し、水に手足をぬらし、火に毛髮を

大旨　自分の艱苦は水に溺れ火に焚かるゝが如く悲慘を極むるが故に、仁者の哀むべき所なり、若し宰相果して仁者ならば、之を救ふべしと云ふに在り、

目的　採用を乞ふに在り、

二月十六日、前鄕貢進士韓愈、謹再拜言相公閤下、（第一大段の第一小段なり、上書の例式語）

訓義　〔前鄕貢進士〕上の後念九日復上宰相書に詳かなり、

講述　二月十六日、前の鄕貢進士韓愈謹んで、再拜して相公の閤下に言上仕候、

向上書及所著文、後待命凡十有九日、不得命、恐懼不敢逃遁、不知所爲、乃復敢自納於不測之誅、以求畢其說、而請命於左右、（第一大段の第二小段なり、上書の理由を言ふ、）

大段落　以上を第一大段となす、再び書を上る所以を言ふ、

訓義　〔命〕沙汰なり、〔納於不測之誅〕如何なる罪を受くるや知れざれ共、一身を突込んで顧みざるを云ふ、〔畢〕終る、言ひ盡す、〔其說〕其は己れの代名詞、

講述　先頃書狀竝に自著の文章を差上げ候ひしが、其後兎角の御沙汰を待ち候事、凡そ十九日にも相成候へども何等の御沙汰無之、何か御叱りを受け候事かと恐懼致しながら、よう逃げも隱れもせず謹愼罷在り候、去り迚又如何に可致か、爲す所を存じ不申、因つて復び測りかね候御譴責の中に此身を押し納れ、何處までも愚說を述べ盡すことを希望致し、御返事を御側の方まで御請求申上候、

文法　〔以求終其說〕の五字一篇の主意を孕む、

愈聞之蹈水火之求免於人也、不惟其父兄子弟之慈愛、然後呼而望之也、將有介於其側者、雖其所憎怨、苟不至乎欲其死

輙自疏其所以幷獻近所爲復志賦已下十首、爲一卷、卷有標軸、送孟郊序一首、生紙寫、不加裝飾、皆有揩字注字處、急於自解而謝不能竢更寫、閤下取其意而略其禮可也、愈恐懼再拜、

第三大段の第二小段なり、申譯の主意を收む、

大段落　以上を第三大段となす、書面を以て陳謝する所以を言ふ、

訓義　〔疏〕書き竝べる、〔所以〕理由、〔幷〕一しょに、〔所爲〕爲は作なり、〔復志賦〕文題の名、〔已下〕以下に同じ、〔標軸〕表紙と軸、〔生紙〕熟紙に對する名、ねらぬ紙なり、喪の時用ふるもの、〔揩字注字〕揩は字をすりけす、注は書き入れる、

講述　然れば自ら御疎遠の理由を書き陳ね、之と合せて近頃作り候所の復志賦以下文十編を、一卷に纏めて差出し候、卷物には表紙を附け軸を入置き候、但し送孟郊序の一文のみは生紙に寫し候て、一向飾りを加へず、文中に字を磨り消し又は其上に書き直しを致したる處あり、何れも自ら申譯を致して御詫仕るに取急ぎ候儘、寫し直すことを待ちかね候故に有之、閤下何卒拙者の精神を御取上げ被下、禮の方は御寛やかに被成、御容赦に預度候、愈恐懼再拜して申上ぐ、

餘説

「以不與者心而聽忌者之説」の句は、是れ此書の眼目なり、彼れをして讒言に誤られたることを自覺せしむれば足れり、必ずしも疎遠を謝することを以て本意となさず、

後十九日復上宰相書

韓文公

講題　此れは韓愈が第二回目に宰相に上りたる書にして、最初の上書を呈出せしより十九日に當る、故に斯く題に名づけたるなり、

し候、

文法　亦嘗は上文の亦嘗に對す、

其後如東京取妻子、又不得朝夕繼見、及其還也、亦嘗一進謁於左右矣、邈乎其容、若不察其愚也、悄乎其言、若不接其情也、退而懼也、不敢復進、第二大段の第二小段なり、終に冷遇せられたることを言ふ、

大段落　以上を第二大段となす、今の疎遠を言ふ、

訓義　〔取妻子〕東京に遺したる妻子をば迎取るなり、〔邈乎〕よそ〳〵しき貌、〔悄乎〕不機嫌の貌、

講述　其後東京へ妻子を迎取りに參り候爲、又もや朝夕引續いて拜顏出來ざることと相成候が、立戻り候後も一たび御目に懸り申し候、然るに其樣子は如何にもよそよそしく、私の愚を御察し下されざる樣に見受けられ、又其御言は御不機嫌の調子にて、私の情と接觸成されざるやに被存候、罷歸り候後、心中恐縮の儘、最早推して參上不致、今日に立至り候、

文法　亦嘗は上の二個の亦嘗を承く、

今則釋然悟、翻然悔曰、其邈也、乃所以怒其來之不繼也、其悄也、乃所以示其意也、不敏之誅、無所逃避、不敢遂進、第三大段の第一小段なり、悔悟の意を言ふ、

訓義　〔釋然〕疑團などの解けてなくなる貌、〔翻然〕是れまでと打つて變る貌、〔不敏之誅〕不行屆きの御咎めと云ふが如し、

講述　其折は御機嫌宜しからざる所より、無意味に恐縮致候處、今日に至り候ては、成程と悟り、是れ迄と變り後悔して考へ候樣、閣下がよそよそしく被爲在は、私の推參が跡切れしを御立腹被遊候譯にて、其御不機嫌の調子は、其思召を示し給ふ譯なりと、不行屆きの咎は、逃げ隱れ候所無之、其れ故敢て遂に罷出で不申、

謂ふ、「不與」相手とせず、「同進」共に陳給事の邸へ出入する、

講述　愈に於ては、行狀別段向上も致さず、然るに文章の方は日に益、名高く相成候、扨行狀が向上致さざれば、賢德の人相手と致しくれず、文章日に益、名高く相成れば、仲間の者嫉妬を抱くものに有之候、

文法　「賢者」は陳に充つ、上文の「賤者」を自己に充つると對看するを要す、

始之以日隔之疎、加之以不專之望、以不與者之心、而聽忌者之說、由是閤下之庭無愈之跡矣、『第一大段の第四小段なり、双方の事情を湊合して疎遠の原因を說明す、』

大段落　以上を第一大段となす、昔の疎遠を言ふ、

訓義　「望」怨望の望、うらむなり、

講述　抑も最初は貴賤の相違より、日に隔たりて疎遠に相成候處、之に加へて自分が御眷顧を專有出來ざる怨みも相生じ、是れだけですら好い加減の處、閤下は私の行狀上より相手となし給はぬ御心あるに、私の文章を嫉む者の說を御聽きなさる事ゆゑ、疎遠は更に疎遠と相成り、之がため閤下の御邸內には私の足跡絕え申し候、

文法　前には「不得朝夕繼見」と云ひ、玆には「閤下之庭無愈之跡矣」と云ふ、句法の變化を視るべし、

去年春、亦嘗一進謁於左右矣、溫乎其容、若加其新也、屬乎其言、若閔其窮也、退而喜也、以告於人、『第二大段の第一小段なり、去年春は未だ冷遇を受けざりしを言ふ、』

訓義　「謁」目上の人に見ゆるを謂ふ、「左右」御側の人と云ふこと、其實陳給事を指す、敬稱なり、「溫乎」柔和の貌、「屬乎」連續の貌、「閔」かはゆさうに思ふなり、

講述　去年春も一たび拜顏致候が、其節の御樣子は如何にも溫和に被爲在、以前より更に一入の樣に被存候、又色色の御話、彼れ此れと途切れ不申、拙者の困窮を御同情被下候樣に見受け申し候、御前を退き候後、喜悅に堪へかね候儘、此言をば人にも物語致

愈再拜、愈之獲レ見二於閤下一有レ年矣、始者亦嘗辱二一言之譽一、貧賤也衣食於奔走、不レ得二朝夕繼見一、（第一大段の第一小段なり、最初親密なりしことを言ふ、）

訓義　〔辱一言之譽〕愛顧を受けたること、

講述　愈再拜して申上候、愈が閤下に見參叶ひ候以來、最早餘程の年數に相成候、初めは是れでも一言の御譽語を戴き候事も有之處、何分家は貧しく身分は卑き事とて衣食に逐はれ、あちこちと奔走致し、之が爲め朝夕引續いて拜顏出來かね候次第に御座候、

文法　「不得朝夕繼見」は一篇の出づる處、○貧賤也の三字を提出して同情を引く、○「衣食於奔走」は、「元來奔走於衣食」と書くべきを、意あつて斯く書きたるなり、之を倒句と謂ふ、左傳の昭公十九年に室於怒、市於色の語あり、此れ韓文の本づく所なり、

其後閤下位益尊、伺二候於門墻一者、日益進、夫位益尊、則賤者日隔、伺二候於門墻一者、日益進、則愛博而情不レ專、（第一大段の第二小段なり、先方に於ける疎遠の原因を言ふ、）

訓義　〔伺候〕罷出でゝ機嫌をきくなり、〔門墻〕邸を代稱して云ふ、

講述　其後閤下の御地位は益〻尊く被相成、隨つて御邸へ御出入り致す者も益〻多數に及び候、凡そ御位地が益〻尊く相成候へば、自然卑き者は日に隔つて近寄り難く、御邸に出入り致す者多人數なるときは、御愛顧の範圍博く相成候と同時に、人情一人の身に集中せざるものに御座候、

文法　「其後」は上文の「始者」を承く、○「位益尊」の三字眼目、上の「貧賤也」の語と對看すべし、

愈也道不レ加レ修、而文日益有レ名、夫道不レ加レ修、則賢者不レ與、文日益有レ名、則同進者忌、（第一大段の第三小段なり、我が方に於ける疎遠の原因を言ふ、）

訓義　〔道〕行の意に用ふ、〔不加修〕進步せざるを

日に千金の賜を受け、一年の間に九たび昇進致すとも、御恩を有り難しとは思ふべく候はんも、天下の人に對して執事の事を知己なりと申す事は中中に御座候、

文法　此一小段は裏面を言ふ、卽ち反說なり、然るに正說の處、張に關するもの五句、韓に關するもの三句、反說は、張韓各一句なり、詳略の法を知るべし、○哀其窮は、上文の有所取に反應す、○道利の二字、第二大段に應じて主意を收む、○「曰知己則未也」は「死於執事之門無悔也」に反映す、士は知己の爲に死すと云ふことあり、則ち己れを知らぬ者の爲には死せざるなり、文面に於ては見えざれども、此意隱然として內に在り、

伏惟哀其所不足、矜其愚、不錄其罪、察其辭、而垂仁採納焉、愈恐懼再拜、第三大段の第四小段なり、挨拶語を以て總結とす、

大段落　以上を第三大段となす、願意を採用せらるゝや否との結果を言ふ、

字訓　〔矜〕あはれむ〔錄〕記錄の錄、書き留むること、不錄とは聞棄にするなり、〔採納〕取上げ、聽き入れざるなり、

講述　伏して心に思ひ候處は、執事が拙者の足らざる點を不愍と思召し、愚鈍を矜み給ひ候て、失禮の罪をば咎め給はず、此書の文句を御察し被下、御慈悲を垂れて御聽届けありたき事に御座候、愈恐懼再拜して申上候、以上、

文法　所不足は、上の非所能に應ず、

與陳給事書　韓文公

講題　陳は姓、給事は官名、此人、名は京、字は慶復、泗上の人なり、初め諫官となり、後に給事中に遷る、給事中とは、天子の側に侍し、謁見其他の用務を辨ずる役なり、

大旨　疎遠を謝して惡感情を除かんことを期す、

目的　疎遠の原因の讒言に在ることを諷す、

の美名を得べきを言ふ、「又將曰」以下を下節とし、己れ美名を得べきを言ふ、而して上節に於ては、「執事之好士也如此」の一句は綱、以下の四句は目、下節に於ては「韓愈之識其所依歸也如此」の一句綱、以下の二句は目、此双方の綱たる句に於ては也の字を用ひ、目たる句には無し、其輕重に因つて有無を異にするを見るべし、○枉性は上文の失性を承け、成人名は上文の爲名を承く、○「天下之人」より「能使其主待之以禮如此」の句に至るまで、文勢疊み來つて、波濤の奔放するが如し、然るに執事之門一句を以て之を截り止め頗る力あり、就中「則」の一字は一小段の重きを承けて下に落すものなれば、謂はゆる千鈞の力あるものなり、

若使隨行而入、逐隊而趨、言不敢盡其誠、道有所屈於己、天下之人、聞執事之於愈如此皆曰、執事之用韓愈、哀其窮收之而已耳、韓愈之事執事、不以道利之而已耳、苟如是雖日受千金之賜、一歲九遷其官、感恩則有之矣、將以稱於天下曰知己則未也、』第三大段の第三小段なり、己れの言を採用せざるときは双方不利なるを言ふ、

訓義　〔隨行〕同役の行列につく、〔逐隊〕同役の組の後から行く、〔收〕取上げる、〔千金之賜〕史記荊王世家贊に云ふ、田生游說、受賜千金と、〔一歲九遷〕必ず九度に限らず、一年の中何囘となく昇級すること、

講述　若し他の役人と同樣、規定の勤務時間を守らざるべからざる次第にて、彼等の行列に附いて役所に入り、彼等の後から駈け出して歩き申候など、申す言は十分誠を盡くさずして差控へ、自己の主義を屈する次第に御座候はんか、天下の人は、執事の愈に對せらるゝこと右樣なる由を承り候はゞ、何れも定めて申し候はん、執事が韓愈を用ひ給ひしは、彼れの困窮を哀みて救ひ上げられたるに過ぎず、韓愈の執事に事へたるも、道を以て事へたるにあらず、之を利益としたるに過ぎずと、斯く申され候ことなれば、縱令

められ、大概常例となして、必ずしも二月より九月末まで特別の時間制度を設けられずとも、亦事務の妨げには相成間敷候、

文法　失性は上文の喪心に應ず、○「使足以爲名」は下文を起す、

天下之人、聞執事之於愈如是也、必皆曰、執事之好士也如此、（八字句）執事之待士以禮如此、（九字句）執事之使人不枉其性而能有容如此、（十五字句）執事之欲成人之名如此、（十字句）執事之厚於故舊如此、（九字句）又將曰韓愈之識其所依歸也如此、（十一字句）韓愈之不諂屈於富貴之人如此、（十三字句）韓愈之賢能使其主待之以禮如此、（十四字句）則死於執事之門無悔也、』（第三大段の第二小段なり、己れの言を採用するの利益を言ふ）

訓義　〔士〕人材として看るべし、〔不枉其性〕氣象を抑へつけぬ、〔有容〕大抵の事は容赦して見遁すを言ふ、〔故舊〕昔よりのなじみ、〔依歸〕依賴して身の上のことをまかす、〔諂屈〕人にへつらひ、腰を曲げ膝を屈するなり、

講述　天下の人は、執事の愈に對し給ふこと右の如き有樣を承り候はゞ、必ず誰れも彼れも申し候はん、執事は斯程に人材を好み給ふ、執事は斯程に禮を以て士を待ち給ふ、執事は人を使はるゝに彼の性を枉げず、斯程に容忍し給ふ、執事は斯程に人の名譽を成すことを好み給ふ、執事は斯程に昔なじみの人に厚情を有し給ふと、其上に又申す事に候はん、韓愈は斯樣に身の上を依賴すべき人を知れり、韓愈は斯樣に富貴の人に諂ひ屈せず、韓愈は斯樣に己れの主人をして禮遇せしむるほどの賢者なりと、斯く申され候ときは此上もなき滿足に有之候ゆゑ、執事の門下に死し候とも本望に御座候、

文法　此一小段は分つて二節となすを得べし、卽ち「執事之厚於故舊如此」に至るまでを上節とし、張

講述　孟子の申されしに、今日の諸侯は、其中、是れと云つて、他の者より大に立優りたる者なきが、これは全く諸侯等が、自分が敎へて道はすやうなる愚物を臣下とすることを好んで、自分が敎へらるゝやうなる賢者を臣下とすることを好まざる爲なりと、今の時世は、孟子の時に比し候へば、益〻甚しく相成、何れも己れの命令を聞いて奔走する者を好み、自分の身を正直に持構へて道を行ふ者を好み不申、扨此の命を聞いて奔走致す者は利を好む者に有之、自分の身を正直に持構へて道を行ふ者は義を好む者に有之、利を好みながら其君を愛し候者は曾て無御座候、義を好んで其君を忘るゝ者は曾て無御座候、斯く申し候ものの、唯今の王公大人の内にて、唯執事御一方のみ、此議論を御聞取り出來候、又唯愈が執事に對してのみ、此議論を申上ぐる事出來申候、

文法　孟子の言を引きたる一段は、汎く當時の輕薄情態を論じたるが如きも、其實は、張が、命を聞いて奔走する者を好み、己れを直うして道を行ふ者を好まざることを諷せしなり、但し表面より言へば、上の「抑而行之」の句を承け、命を奉じ、命を奉ぜざる人品を論じ、上に在る者をして、當に好むべき所を知らしむる手段なり、○「今之王公大人」の二句は、聊か上の直言を緩和する爲の文句なり、

愈蒙幸於執事、其所從舊矣、若寛假之、使不失其性、加待之、使足以爲名、寅而入、盡辰而退、申而入、終酉而退、率以爲常、亦不廢事、

第三大段の第一小段なり、希望の案を提言す、

訓義　〔幸〕愛顧なり、〔從〕よると訓ず、由來なり、〔寛假〕大目に見る、〔加待〕優遇なり、〔寅〕今の午前四時、〔辰〕午前八時、〔申〕午後四時、〔酉〕午後六時、〔不廢事〕事務に差支へざるを言ふ、

講述　愈が執事の御蔭を蒙り候は、隨分久しき以前よりの事に御座候、然れば特別の思召を以て少しく我儘を御許しあつて、本性を失はぬやうになし被下、又一層の御待遇を賜り、名譽の立つやうになし被下、午前は朝寅の刻に出勤、辰の刻一ぱいに退出、午後は、申の刻に出勤、酉の刻過ぎて退出することと定

得怨於下矣』第二大段の第一小段なり、能不能に随つて人を用ひ人に用ひらるべきを言ふ、

訓義　〔事〕職事なり、〔量〕多少をはかる、〔度〕長短をはかる、〔不獲罪於上〕しくじらぬこと、

講述　下の人が上に奉公致し候には、人に因つて其仕事は一様に無之、上の方が下々を使役致さるゝには是れ亦其人に因つて仕事は一様に無之、上の人は下の人の力を量り、其れに應じて仕事を任せ、下の人は又自分の才を度り、相應の役に就くと云ふ工合に候て、人の出來ぬ事をば無理に爲さしめ不申ことなり、斯かる仕方ゆゑ、下たる者は失錯を致して上より咎めらるゝことなく、上たる者も無理なる注文をして下より怨まるゝこと無之儀に御座候、

文法　此れ又双關法を用ふ、〇上下の字を運用して姿を取れり、

孟子有云、今之諸侯無大相過者、以其皆好臣其所教、而不好臣其所受教、今之時與孟子之時又加遠矣、皆好其聞命而奔走者、不好其直已而行道者、聞命而奔走者、好利者也、直已而行道者、好義者也、未有好利而愛其君者、未有好義而忘其君者、今之王公大人惟執事可以聞此言、惟愈於執事也可以此言進』第二大段の第三小段なり、張の義を好む者を重んずべきを言ふ、

大段落　以上を第二大段となす、己れの所能は道を行ふに在り、然るに張公は、利の爲に奔走する者と同一の待遇をなすを言ふ、

訓義　〔孟子曰〕孟子公孫丑下に出づ、孟子の言は「不好臣其所受教」に至る、〔加遠矣〕加はますますなり、

定を謂ふ、〔抑〕俗に云ふ無理するなり、〔將〕衍文、衍文とは餘計の字なり、以下之に倣へ、〔報德〕德は恩なり、

講述　古人も、人には出來申事あれば又出來不申事ありと言はれ候が、早出、晩退と申す樣なる窮屈の勤向は、愈の出來候事には無御座候、性來出來ぬ事をば辛抱して無理に致し候時は、狂疾を發するに相違なく、其結果、上へ對しては官府へ御奉公勤まりかね、御恩を報じ候道を忘るゝ事と相成るべく、下に掛けては自己の存在出來難く、平生の心得を亡失する事と相成り申すべし、右の次第に有之候以上、何として申さずに居られ候べきや、

文法　「所以報德」は下の「死於執事之門無悔也」を伏す、○「喪失其所以爲心」は下の「不失其性」を伏す、「上無以承事於公」の二句、一扇をなし、「下無以自立」の二句、又一扇をなし、「夫如是」云々の單句を以て之を收むるが故に、此處は双關法なり、「夫如是則安得而不言」の句は上を承け下を起す、夫如是は上に係り、安得而不言は下に係る、

凡執事之擇於愈者、非爲其能晨入夜歸也、必將有以取之、苟有以取之、雖不晨入夜歸、其所取者猶在也、　第二大段の第一小段なり、任命の本意を想像す、

訓義　〔執事〕直接に先方を名指すことを遠慮して用ふる形式辭、

講述　凡そ執事が愈を御擇び被下候儀は、愈が早出、晩退の出來候爲には候まじ、他に取り處ありとの思召に相違なからん、苟くも取柄になる處有之候以上は、縱令早出、晩退をせずとも、其取柄はやはり有之儀と被存候、

文法　「將有以取之」と云ひ、又「其所取者」と云ふ、暗に道の字を伏す、道の字は本篇の字眼なり、

下之事上、不一其事、上之使下、不一其事、量力而任之、度才而處之、其所不能、不强使爲、是故爲下者不獲罪於上、爲上者、不

九月一日、愈再拜、受牒之明日、在使院中、有小吏持院中故事節目十餘事來示、愈其中不可者有、自九月至明年二月之終、皆晨入夜歸、非有疾病事故、輒不許出、當時以初受命、不敢言、

第一小段なり、辛抱して言はざりしことを言ふ、

訓義　〔受牒〕牒とは、節度推官に任命の辭令を書きたる札なり、受牒は拜命のこと、〔使院〕院は官署、使院は節度使の役所、〔故事〕先例、〔節目〕規則、箇條書、〔事〕條と云ひ件と云ふが如し、〔晨入夜歸〕晨は朝け方、夜は夜分、〔輒〕容易になり、兎角なり、此の場合には一轉して、どうしてもと云ふ意となる、

講述　九月一日、愈再拜して申上候、拙者節度推官に任命の辭令を受け候翌日、役所の中に罷在候處、一人の小役人が、役所内の先例箇條書十餘條を持參りて、愈に示し候が、其中不都合なる箇條有之、そは九月より明年二月の末に至り候迄は、何れも朝明け方に出勤致し、夜分歸宅、病氣か事故なき限りはどう致しても退出を許さずとの儀に御座候、右に就ては聊か所存御座候ひしかども、何分當時は拜命早早の事とて、抑して申上げず、差扣へ候次第に御座候、

文法　「不敢言」の三字は、後の「安得而不言」を強く響かす爲に出す、

古人有言曰、人各有能有不能、若此者、非愈之所能也、抑而行之、必發狂疾、上無以承事於公、忘其將所以報德者、下無以自立、喪失其所以爲心、夫如是、則安得而不言、

第一大段第二小段なり、言はざるを言ふ、

大段落　以上を第一大段となす、上書する理由を言ふ、

訓義　〔古人有言〕古人とは、楚の王孫由子を指す、此言、左傳の定公五年に出づ、〔若此者〕晨入夜歸の規

州は、其戸數數十萬に下り不申、此の多數の人民中、目明き計りとは限り申間敷候、左れば李中丞の、人を取用ひ給ふに就ては、其賢不賢をこそ問ひ給ふべき道理にこれあれ、其盲と不盲とを問ひ給ふべき道理は無御座候、

當今盲於心者皆是、若籍自謂獨盲於目爾、其心則能別是非、若賜之坐而問之、其口固能言也、幸未死實欲一吐出心中平生所知見、閤下能信而致之於門邪、『第二大段の第二小段なり、李公が己を知らんことを請ふ』

講述　當今の人は、何れも心の盲に御座候、籍などは、自ら考へ候に、盲と申しても目のみに有之、其心は、是非の見分が出來候、若し私に席を御與へ被下、御尋ねに相成候はゞ、口は無論申立つることと叶ひ申し候、仕合せに未だ死し不申候故、今の內、實に心中平生知見致し候所を吐き出したき心願に御座候、閤下能く御信用の上、之を門下に御招き被下間敷や、

文法　「盲於心」是れ一篇の警句、○心の字は前の胸の字の變ぜしもの、幸の字は前の不幸の字に反映す、

籍又善於古詩、使其心不以憂衣食亂、閤下無事時、一致之座側、使跪進其所有、閤下憑几而聽之、未必不如聽吹竹彈絲敲金擊石也、夫盲者業專、於藝必精、故樂工皆盲、籍儻可與此輩比並乎、『第二大段の第三小段なり、己れの技藝も亦用ふるに足るを言ふ』

大段落　以上第二大段となす、採用を求むるを言ふ、

訓義　〔憑〕よりかゝる〔所有〕持つてをる藝、卽ち詩、〔吹竹〕竹は竹製の樂器、簫笛の類〔彈絲〕絲は琴の如き樂器、〔敲金〕金は鐘の如き樂器、敲はたゝく、〔擊

不幸にして兩眼とも見えず相成、世の中の役に立ち不申、胸中には知識も蓄へ居り候へ共、家に儲への金錢なく、一寸計りの歩行も自分にて出來難く候に、まして今李中丞の御在所より五千里も隔たり居り候事故、何に由りて吾が身を中丞の側に持參り、口を開きて一たび胸中の珍らしき材料を吐き申さんや、因りて落涙して口もきゝ得ざる始末に御座候、

文法　「兩目不見物」の五字は此文の源泉、〇前の一小段は喜、文法上謂はゆる揚、此一小段は悲、文法上謂はゆる抑、〇「胸中雖有知識」は後の心不盲の伏案、「家無錢財」は後の憂衣食の伏案、〇不幸の字、後の幸の字に反映す、〇「胸中之奇」の奇は、卽ち前の「胸中雖有知識」の知識の字面を易へたるなり、

既數日復自奮曰、無所能人、乃宜以盲廢、有所能人、雖盲當廢於俗輩、不當廢於行古人之道者、』　第一大段の第四小段なり、或は李公の知を得べきことを樂觀す、

大段落　以上を第一大段となす、平生李公を慕ふことを言ふ、

講述　それより五六日の後、自ら勢を出して申し候は、何等の伎能のなき人は、盲と云ふ廉を以て廢物と相成る事は尤の次第に候へ共、伎能ある人は縱令盲目に候とも、俗輩にこそ當然棄てられ申すべけれ、古人の道を行ふ人に棄てられ候道理は無之と、

文法　「俗輩」は上の「與俗輩不同」に應ず、「行古人之道」は「如古人者」に應ず、〇自奮の字前の「自悲」を翻す、

浙水東七州、戶不下數十萬。不盲者何限、李中丞取人、固當問其賢不賢、不當計其盲與不盲也、』　第二大段の第一小段なり、李公の盲を棄てざるを言ふ、

訓義　〔浙水東七州〕七州は越、睦、衢、臺、處、溫、明、〔不盲者何限〕何ぞ盲せざる者のみに限らんと云ふ意、

講述　今李中丞の御管轄被遊候浙水の東にある七

言之數日、籍益聞所不聞、籍私獨喜、常以爲自今以後、不復有如古人者、於今忽有之、』第一大段の第三小段なり、一層詳かに李公の賢者なることを知るを言ふ、

訓義　〔從事〕屬官〔李協律翺〕協律李翺と書くべき所なるに、官名を中に挿みて斯く書せり、協律は音樂の官、李翺、字は習之、韓愈に從つて文章を學ぶ、浙東觀察使の判官たり、〔恙〕病名、昔し恙と云ふ蟲頗る人を惱す、故に相見るときは、挨拶として恙なきや否やと問ふを常とす、

講說　近頃、閣下の屬官を勤め居り候協律李翺と申す者、都に到著致候處、籍は李君と友人の間柄に有之、已に六七年も面會不仕候ひしかば、彼れが參り候由を承り、早速出懸け候て安否を尋ね候が、別段變ることなきやと問ひ候外、一言を出す暇もなく、第一に賢明なる主人に有附きたることを賀し候處、李君の申し候には、君は何として一一御存じあるべき、拙者委細御話致さんと申し候、斯くて五六日の間に、籍は益、是れまで聞かざりしことを承り候、籍が內心喜ばしく存じ候儀は、今より以後、最早古人の樣なる人はあるまじと平生考へ居り候處、今日に於て突然古人の如き人の有之事に御座候、

文法　「獨喜」の二字は、下文の「自悲」と反映し、〔自奮〕と映帶す、○「有如古人者」は下段の古人云云を伏す、

退自悲、不幸兩目不見物、無用於天下、胸中雖有知識、家無錢財、寸步不能自致、今去李中丞五千里、何由致其身於其人之側、開口一吐其胸中之奇乎、因飲泣不能語、』第一大段の第四小段なり、李公に知らるべき便宜なきことを悲觀す、

訓義　〔退〕李翺に別れてより後と云ふこと、〔致〕持行く、運ぶ、〔五千里〕京師より浙東に至る距離、〔飲泣〕涙流れて口に入るなり、

講述　其場を立去り候後自ら悲み候儀は、拙者は

事を掌り、民政長官の如きもの、〔中丞〕御史中丞のこと、正四位の下、御史大夫の次官なり、百官の罪を糾すことを掌る、李巽の中央政府に於ける官は御史中丞にして其儘地方に出でゝ浙東觀察使となりしを以て斯く記せしのみ、

講述　何月何日前の何官某謹で東方を望み再拜して書面をば浙東觀察使中丞李公の閣下に寄せ奉る、

籍聞議論者皆云、方今居古方伯連帥之職、坐一方得專制於其境内者、惟閣下心事犖犖與俗輩不同、籍固以藏之胸中矣、

第一大段の第二小段なり、中丞の賢を知るを言ふ、

訓義　〔方伯連帥〕禮記王制に據れば、十國を連となし、連に帥あり、二百一十國を州となす、州に伯あり、伯、帥は卽ち諸侯の旗頭のことなり、唐の世は固より郡縣制なれば、諸侯の如きものなしと雖も、觀察使は數州の刺史、數縣の令を統轄し、宛も周代の方伯連帥に似たるを以て、應用せしに過ぎず、方は一方面の方なり、〔專制〕全權を以て政治を行ふこと、〔犖犖〕明白の貌、

講述　籍が承り候には、世間の評論家の誰れも彼れも申合ひ候は、現今に於て昔しの方伯連帥の職に居り、東方とか西方とか一方面に坐し、其管轄内に專斷の政治を行ふことを得候者の中、惟閣下のみが心事光明正大に在らせられ、俗物の徒とは違はれ候由、籍固より之を胸中に疊み居り候、

文法　「俗輩」の二字、下文俗輩の伏筆、○「藏之胸中矣」の一の胸の字は、下文に於ける二個の胸の字と、一個の心の字とを生ず、

近者閣下從事李協律翺到京師、籍與李君友也、不見六七年、聞其至、馳往省之、問無恙外、不暇出一言、且先賀其得賢主人、李君曰、子豈盡知之乎、吾將盡

り、幣刺（進物と名刺）を奉げ、再拜して以て典謁者（取次人）に謁し、其爲る所の文を投ず、名づけて求知己と曰ふ、此の如くにして問はず、再び前の爲す所の者の如くす、名づけて溫券と曰ふ、是の如くにして又問はず、則ち贄を馬前に執り、自贊して某人上謁と曰ふ者ありと、

代張籍與李浙東書

韓文公

議題　張籍は韓愈の友なり、字は文昌、性質神經的にして風變りの人物なるが、能く古詩を作り、往往警句あつて時に傳はり、詩名世に高し、其官は國子助教祕書郎に至る、白樂天、元微之等、皆之と交る、而して韓愈尤も之を重んぜり、此書は、張籍が太常寺大祝となり、眼疾を患ひしとき韓愈、彼れの爲に代作せしものなり、○李浙東は名を遜と曰ふ、李は其姓なり、元和元年を以て浙東の觀察使となる、故に其任地なる浙東を以て之を呼ぶ、原注に李浙東名巽とあるは誤にて、李巽と云ふは別人なり、

大旨　自分は眼こそ盲なれども心は決して盲し居らざれば、心中の智識を吐いて御役に立てたしとの意を陳ぶ、

目的　李浙東が已れを引取つて部下に用ひられんことを請ふにあり、

月日、前某官某謹東向再拜寓書浙東觀察使中丞李公閤下、

第一大段の第一小段なり、書簡の例式、

訓義　〔某官某〕某の字に三種の用法あり、一は特に諱みて名を指さゞる場合、二は名の明白ならざる場合、三は省略の場合なるが、此處は作者草稿の儘を存したるものにて、人名官名を正しく書込む手數を省きたるに外ならず、勿論書簡の正本には、一一書入れたることと知るべし、〔寓〕寄するなり、〔觀察使〕唐の制度に據れば、節度使は大抵觀察使を兼ぬ、節度使は其地方の軍事を統べ、總督の如きもの、觀察使は政

獨り行ひすまし、自分獨り修養する所の場所に有之候て、天下の事を心配せざる者の落附きて居らるゝ所に御座候、若し天下の事を憂ふる心あるときは、左樣に出來不申候、

文法　上の「三月不仕」云云に應ず、○此に至つて大に抱負を發揮す、

故愈每自進而不知愧焉、書亟上、足數及門、而不知止焉、寧獨如此而已、惴惴焉惟不得出大賢之門下是懼、亦惟少垂察焉、瀆冐威尊、惶懼無已、愈再拜、第三大段の第三小段なり、懇願の情切なるを言ふ、

大段落　第三大段なり、周公の說を提出して採用を切望するは、天下を憂ふるの心あるに由るを言ふ、

訓義　〔寧〕何ぞなり、むしろと讀むは非なり、〔如此而已〕如此は以上の理由を謂ふ、〔亟〕しばしばと訓ず、しちくどき意、〔惴惴〕懼なり、びくびくする、〔出門下〕其人の子分として引立てらるゝを門下に出づると云ふ、〔瀆冐威尊〕威光を汚し、尊嚴を憚らざる也

講述　右の理由により、愈は每もながら自ら進んで推擧を願ひ、愧づることを知り不申、書狀は頻繁に差出し、足は度度御門まで參り候て、一向止むことを知らざる次第、併し何として前陳の理由のみに限り候はんや、一には偏へに閣下の如き大賢人の御引立てを以て仕官することの出來ぬをば心憂く思ふ爲に有之、亦惟少しく御察下されたく候、尊き御身分の方に失禮の段、恐入つて已まざる儀に候、愈再拜、

文法　「惟不得出大賢之門下是懼」の句、懼の字を上に用ひて、〔無論上に在れば恐の字〕惟恐云云とせず、句末に是懼となししは、奇にして健なり、察の字は上文の「察之」の察字を承く、

餘說

此の如く再三權門に書を上つて推擧を求むるは、唐時の弊俗なるが如し、林雲銘云ふ、案ずるに、會典に江陵項氏曰く、風俗の弊、唐に至つて極まる、王公大人は巍然として先達を以て自ら居り復士を求めず、士は破帽を藏き、蹇驢に騎

文公篇に云ふ、傳曰。孔子三月無レ君則皇皇如也。出レ疆必載レ質。孔明儀曰。古之人。三月無レ君則弔と、是れは昔は仕官を以て士の義務となししが故に、僅かの間と雖も浪人するときは、人より弔を陳べたるものなり、質は贄と同義、贄は幣物にて、初めて君に見參する時、之を差上るは禮なり、載すとは車に載するなり、卽ち用意して行くを謂ふ、〔重〕はゞかると訓ずおつくうがること、輕輕しくせぬなり、〔舍〕別物にする、

講述　昔の人は、僅か三个月位の間ですら、仕官せざるときは弔み候ほどに御座候、故に此れまで仕へたる國を辭し、他國に赴きて別に君を求むるため、其疆を出づる節は、必ず贄を用意して參る儀に御座候、此の如く仕官に熱中するに拘はらず、自ら進んで採用を求むることに持重致したるわけは、彼れが周に於て仕官しかぬるときは周を去つて魯に之き、魯に於て仕官しかぬるときは魯を去つて齊に之き、齊に於て仕官しかぬるときは齊を去つて宋にも之くべく、鄭にも之くべく、秦にも之くべく、楚にも之くべく、何れの國に之きて仕官するも自由なりし爲に之れあり、然るに今日は昔の如き列國對峙の世の中に無之、天下に於て君は天子御一人に限り、四海の內唯我が唐朝の一國あるのみなれば、此國を別物として他に行先きを求むれば、夷狄より外は之なし、如何にしても夷狄の國へ往くわけにはまゐらず、又此國を去れば父母の邦を去ることゝ相成候が、如何にしても父母の邦を去ることは出來かね候、

文法　此れは作者が自重せざる辨解の爲に設けたる段なり、〇然の字を以て一轉する處、甚だ力あり、

故士之行レ道者、不レ得二於朝一、則山林而已矣、山林者、士之所二獨善自養一、而不レ憂二天下一者之所二能安一也、如有下憂二天下一之心上則不レ能矣、

第三大段の第二小段なり、仕進の必要を言ふ、

講述　故に其主義を行はんとする士は、不幸にして朝廷に用ひられざるときは、山林へ引込む外致し方なし、然るに此の山林なるものは、士たる者が自分

近づけられ、彼れが如何なる事を以て任用を求むるかを御察しの上にて、擧ぐべきは擧げ、退くべきは退くる位のことは被遊が當然に之れあり、默默として濟まさるゝ筋のものに無之候、

文法　此れ一篇の主意の在る處なり、

愈之待命四十餘日矣、書再上而志不得通、足三及門而閽人辭焉、惟其昏愚不知逃遁、故復有周公之說焉、閤下其亦察之、第二大段の第四小段なり、復び上書する所以を言ひ、第一第二兩大段を收む

大段落　以上を第二大段となす、宰相が周公の爲す所と反對なるを言ふ、

訓義　〔書再上〕是より先き正月廿七日と二月十六日とに書面を差出せしことを言ふ、〔閽人〕門番なり、

講述　愈が其後御沙汰を待ち候こと玆に四十餘日と相成候、已に是れまで二度も書面を差上げ候へ共、存愈は通ずること出來ず、三度も御門まで足を運び候へ共、門番に取次ぎを斷られ候次第なれば、御遠慮致すべき儀に候へ共、何分昏愚にて、御叱りを被らぬやう逃げ出すことをも辨へ申さず、故に復周公の一理窟を申上ぐることに立至り候、閤下に於かせられても何とか御推察下されたし、

文法　「閤下其亦察之」は下文を起す○察の字は上文の「察其所以」の察の字に緊しく應ぜり、

古之人、三月不仕則弔、故出疆必載質、然所以重於自進者、以其於周不可則去之魯、八字句 於魯不可則去之齊、於齊不可則去之宋、之鄭、之秦、之楚也、十五字句 今天下一君、四海一國、舍乎此則夷狄矣、去父母之邦矣、第三大段の第一小段なり、自重し難き理由を言ふ、

訓義　〔古之人三月不仕則弔故出疆必載質〕孟子滕

謂はゆる禮樂刑政教化の具など、何として悉皆整頓致さんや、動植の物、風雨霜露の霑す所、及ぶ所、何として悉皆宜しきを得申さんや、休徵嘉瑞麟鳳龜龍の類など、何として悉皆揃ひて現出致さんや、

文法　豈盡の字は上段の「皆已」の字と對し、今の宰相が周公に如かざるを説く、但だ「閣下爲輔相亦近耳」の一句を置き、宰相の爲に一條の活路を設けたるは、彼れを辱めて感情を害せざる手段にして、辭令の妙を得たるものなり、此の如き辭を稱して婉曲と謂ふ、

其所求進見之士、雖不足以希望盛德、至比於百執事、豈盡出其下哉、其所稱説、豈盡無所補哉、』（第二大段の第二小段なり、進見を求むるの士の役人以上なるを言ふ、）

訓義　〔盛德〕宰相を稱贊せし語、〔稱説〕言ひ立つる、

講述　彼の進んで面謁を願出で候所の士は、無論閣下の立派なる御德には及びもつかぬ儀に候へ共、去迚種種の下役人と比較する段と相成候はゞ、何として悉皆其下に出で申さんや、又彼等の申立つる意見に於ても、何として悉皆御爲になること之れなく候はんや、

文法　「雖不足以希望盛德」の一句は、上の「閣下爲輔相亦近耳」と同樣の辭令なり、〇「稱説」の二字は前段の「謀議」の二字を變化す、〇前の一小段に九個の豈盡の字を用ひて、前大段に於ける九個の豈復と對せしめたるが、此の小段に至り、更に兩個の豈盡を增加して變化を取る、

今雖不能如周公之吐哺握髮、亦宜引而進之、察其所以而進退之、不宜默默而已也、』（第二大段の第三小段なり、周公ほどには非ずとも、宜しく賢者を用ふべきことを言ふ、）

訓義　〔默默〕無言の貌、

講述　今閣下に於かせられ候ては、縦令周公が口中の食物を吐き出し洗ひ髮を握って賢者に逢ひ候程の事はなさりかね候とも、御召び入れあつて御側へ

を諷せしなり、

惟其如是、故於今頌成王之德、而稱周公之功不衰、（第一大段の第八小段なり、第一大段を收束す、）

大段落　以上を第一大段となす、周公の賢を見るに急なることを言ふ、

講述　然るに周公は、賢者を求めらるゝに右の通り熱心にてありたればこそ、之がため今日に至るまでも、天下の人が成立の德を頌贊し、周公の功を稱揚して、衰へざる次第に御座候、

文法　成王と周公とを竝び收む、〇頌成王之德、稱周公之功を以て結ばずして「不衰」の二字を添へたるは、對偶の格なることを避けたるにて、此の二字ある爲に力強し、

今閣下爲輔相亦近耳、天下之賢才豈盡擧用、姦邪讒佞欺負之徒豈盡除去、四海豈盡無虞、九夷八蠻之在荒服之外者豈盡賓貢、天災時變昆蟲草木之妖豈盡銷息、天下之所謂禮樂刑政敎化之具豈盡修理、風俗豈盡敦厚、動植之物風雨霜露之所霑被者豈盡得宜、休徵嘉瑞麟鳳龜龍之屬豈盡備至、（第二大段の第一小段なり、時體の上に於て周公と反するを言ふ、）

講述　今閣下が宰相となり給ひしは、ほんの近頃のことに候へば、如何に閣下の御器量にても、天下中の賢才を、何として悉皆擧用し給ふまでに至り申さんや、姦邪讒佞欺負の徒を、何として悉皆除去し給ふまでに至り申さんや、四海の內、何として悉皆警戒すべきこと之れなく候はんや、荒服の外に在る九夷八蠻など何として悉皆賓貢致し申さんや、天災時變昆蟲草木の妖など、何として悉皆銷息致さんや、天下の

様の句法に變化す、前の小段に皆已の字を連用すると同一の法なり、法は同じけれども虚字は變ず、妙たる所以なり、○此處に於ても亦句中の字數、或は多く、或は少く、變化あることを見るべし、

然而周公求之如此其急、惟恐耳目有所不聞見、思慮有所未及、以負成王託周公之意、不得於天下之心如周公之心、（第一大段の第六小段なり、周公が賢を見るに急なる所以を言ふ、）

訓義　〔如此其急〕如此は「方一食三吐其哺方一沐三握其髪」を謂ふ、

講述　其れにも拘はらず、周公が賢者を求むること斯様に急なりし理由は、周公が己れの機關となり相談相手となるものの足らざる所より、己が耳目に聞き落し見落しあり、己が思慮に行屆かざる點あつて、成王が周公に政治を委任ありたる本意に違ひ、天下の人の心が周公の通りに正しくなることの出來難からんことを一圖に氣遣はれ候故に御座候、

文法　急の字は初の「其急於見賢也」の急の字に應ず、

設使其時輔理承化之功、未盡章章如是、而非聖人之才、而無叔父之親、則將不暇食與沐矣、豈特吐哺握髪之勤而止哉、（第一大段の第七小段なり、反對の事實を假設して周公の心を推斷す、）

講述　假りに其時周公が政治を輔佐し、教化を承け行ふ所の功が、前に述べたるが如きほど章章と鮮明ならず、而して聖人の才ある人にもあらず、又天子と肉親關係なしと致すときは、周公は第一食事を爲し、又髪を洗ふ暇もなき事と可相成、中々口に入れたる物を吐き出し洗ひ髪を握り候位の骨折にて濟まされ可申や、

文法　暗に今の宰相が、周公の功なく才なく身分なき以上、周公以上に賢を求めざるべからざること

而周公以聖人之才、憑叔父之親、其所輔理承化之功、又盡章章如是、第一大段の第四小段なり、周公の才と地位と功業上より、周公が左までに賢を見るに急なる必要なきを言ふ、

訓義　〔聖人之才〕論語に、「周公之才之美」の語あり、〔叔父之親〕周公は、親等關係に於て成王の叔父に當る、〔輔理承化〕唐代の文、概ね治の字を用ふべき處に理の字を用ふ、是れ高宗皇帝の諱が治なるを以て、之を避けたるなり、輔理は政治を輔佐す、承化は、天子の、下を感化し給ふ德を中繼ぎして、人民に達するなり、〔章章〕模樣のはつきりせるやうに鮮明なる形容、〔如是〕是は上の一小段に述べたる「天下之賢才皆已擧用」以下を指す、

講述　其れのみか、周公は聖人の才能ありしが上に、天子に對して叔父たる骨肉の便宜もあり、公が政治を輔佐し、風化を承け繼ぐ所の功に於ても、更に章章として明白なること、此の如くに有之、（左までに賢者を見るに急なるべき必要はあらざるやうに思はる）

其所求進見之士、豈復有賢於周公者哉、不惟不賢於周公而已、豈復有賢於時百執事者哉、豈復有所謀議能補於周公之化者哉、第一大段の第五小段なり、面會を求むる人の上より、周公が左まで賢を見るに急ならざるも可なるを言ふ

訓義　〔進見〕推參して面會を求むる、〔百執事〕種種なる屬官、〔謀議〕立案計畫と陳述論辯、

講述　彼れ面會を申出で候士は、何として一人たりとも周公より賢る者有之可申や、周公より賢るもの無之のみか、何として一人たりとも、當時一般の下役人にも賢るもの有之可申や、何として一人たりとも、其立つる所の計畫、吐く所の意見が、周公の敎化に利益を與ふるもの有之可申や、（周公が左までに賢を見るに急なるべき必要あらざるやうに思はる）

文法　三個の豈復の字を以て本小段を一貫し、三

を瞞着して辛き目に逢はすこと、〔四海〕四海の内なり、天下中と云ふこと、〔虞〕警戒すべきこと、〔九夷八蠻〕東方の蠻族を夷と曰ひ、南方の蠻族を蠻と曰ふ、九夷八蠻の稱は周代より始まる、〔荒服〕堯の時、禹、天下を五大區劃に分つ、謂はゆる五服なり、王畿より四方五百里を甸服と曰ひ、其外圍五百里を侯服と曰ひ、其外圍五百里を綏服と曰ひ、其外圍五百里を要服と曰ひ、其外圍五百里は卽ち荒服なり、蠻族の居る處を謂ふ、〔賓貢〕賓は服從、貢は貢獻、〔天災時變〕天災は洪水、旱魃、地震等にして、時變は寒暖の常に違ふを謂ふ、〔昆蟲草木之妖〕昆は衆なり、昆蟲の妖とは蝗害の如きを指し、草木の妖とは、時ならずして花咲き又は凋落するが如き類なり、〔銷息〕絕ゆなり、止むなり、〔禮樂刑政敎化之具〕禮は禮儀制度、樂は音樂、刑は刑罰、政は政事、敎化は敎育と感化、具は今謂はゆる機關、〔敦厚〕道德的、人情的、〔動植之物〕動物、植物、〔所霑被〕霑ふ所、及ぶ所なり、〔休徵嘉瑞〕めでたき徵候現象、〔麟鳳龜龍〕禮記禮運篇に、之を四靈と謂ふ、〔備至〕揃ひ來るなり、

講述　周公が輔相の位に居られし時分には、天下中の賢人、才子は、皆已に之を引擧げて任用し、姦惡、邪曲、讒口、諂佞、詐欺などをなす輩は、皆已に之を掃ひ除け、四海の內、皆已に警戒すべき事件なく、荒服の外に在る遠方の九夷、八蠻なども、皆已に服從して貢物を捧げ、天災や、地變や、昆蟲の妖、草木の妖など、不吉の事は、皆已に消滅して其跡を絕ち、天下の謂はゆる禮樂刑政敎化の具など、皆已に整頓し、風俗は皆已に手厚くなり、苟くも風雨や霜露の潤す所のもの、及ぶ所のものは、動物となく、植物となく、皆已に宜しきを得、幸福の徵候や祝ふべき瑞祥、麒麟や鳳凰や龜や龍の類は、皆已に揃ひて實現致候、

文法　此の一小段、短きは六字句、長きは十七字句を用ひ、句に長短あり、字に多少あり、九樣の變化をなす、而して亂雜の弊に陷らざるは、何れの句にも皆已の二字を挿み、此れを以て一貫するが故なり、但し此の如く長短句を用ひたる所以は、四六體を破るに在り、四六體とは、唐以前六朝の世に行はれたる文體にして、四字句と六字句を配合し、形式に拘泥して精神の活動を失へるものなり、

省の長官となり、侍中、中書令と併せ號して宰相となす、

講述　三月十六日、前の郷貢進士韓愈、謹んで再拜して相公の閣下に言上仕候、

愈聞周公之爲輔相、其急於見賢也、方一食三吐其哺、方一沐三握其髮、（第一大段の第二小段なり、周公の賢を重んじたることを引いて問題を作る、）

訓義　〔周公〕周の文王の子、武王の弟、成王の叔父、名は旦、成王の幼時、其政を攝す、周の禮樂文物、此人に由つて興る、聖人の稱あり、〔輔相〕輔佐宰相、〔哺〕口中に含みたる物、〔沐〕髮を洗ふ、

講述　愈の承候には、昔し周公成王の輔相たりし頃、賢者に對面を取急がれしと云ふものは、一度食事をなす間に、三度も口中の物を吐き出され、（呑込む暇もなく）一度髮を洗ふ間に、三度も其洗ひかけたる髮を握つて立出でられ候由、

文法　「急於見賢也」の一句は全篇の出づる處にして、又一大段の綱領なり、而して「急」の字、又本段中の字眼なり、

當是時、天下之賢才皆已擧用、（九字句）姦邪讒佞欺負之徒皆已除去、（十二字句）四海皆已無虞、（六字句）九夷八蠻之在荒服之外者皆已賓貢、（十五字句）天災時變昆蟲草木之妖皆已銷息、（十四字句）天下之所謂禮樂刑政敎化之具皆已修理、（十七字句）風俗皆已敦厚、（六字句）動植之物風雨霜露之所霑被者皆已得宜、（十七字句）休徵嘉瑞麟鳳龜龍之屬皆已備至、（十四字句○第一大段の第三小段なり、時體の上より、周公がかたまでに賢を見るに急なる必要なきを言ふ、）

訓義　〔姦〕俗に云ふ腹黑きこと、〔邪〕正の反、〔讒〕讒言を以て人を傷くること、〔佞〕おもねる、〔欺負〕人

後念九日復上宰相書

韓文公

講題　韓愈は、貞元八年を以て進士の第に登り其後博學宏辭と云ふ、吏部（部は日本の省の如し）の試驗に應じたれども、不成功に終れり、是に於て十一年に至り、前後三回、書を宰相に上つて登用を願へり、此篇は卽ち第三度目に上りたるものにして、之を上りたる三月十六日は、第二回の上書の日より二十九日目に當る、故に題して後念九日と曰ふ、念は音入、二十なり、江南の方言、二十を念となす、此時の宰相は趙憬、賈耽、盧邁なりしが、皆凡人にして韓愈を用ふる能はざりしかば、韓愈は終に一旦故郷に還れり、

大旨　此れ宰相が前回二通の上書に對して返答を與へず、又引見を許さゞるに由り作りたるものにして、亦採用を求むる爲の上書なるが、其立論は、宰相たる者は周公の如く人材を重んぜざるべからず、而して己れは天下を憂ふるの心あるが故に、隱遁せずして宰相の採用を請ふと云ふに在り、

目的　宰相の己れを接近して願意を聽屆けんことを希ふに在り、

三月十六日、前鄕貢進士韓愈、謹再拜言相公閤下、（第一大段の第一小段なり、上書常例の前置、）

訓義　〔前鄕貢進士〕唐の世、士を取るに二途あり、學校より出づるものを生徒と曰ひ、州縣より擧ぐるものを鄕貢と曰ふ、其登第せるものを前進士と曰ふ、〔相公〕相は宰相、昔時、宰相となりしものは必ず公に封ぜられしが故に、之を稱して相公と云ふ、是れは日知錄の說なり、同書に又云ふ、唐は隋の制に因り、三省の長官〔卽ち尙書省の尙書令、中書省の中書令、門下省の侍中〕、共に國政を議す、此れ宰相の職なり、其後太宗嘗て尙書令たりしを以て、臣下避けて敢て其職に居らず、是れに由つて副官たる僕射、尙書

戚戚之窮、則是君子而安貧賤、盛位無赫赫之光、則之庸人而苟富貴、韓公之所以自處者可謂高矣、

講述　昌黎〔韓愈の號〕の作つた文は、專ら自分の地位を占めて格を落さない、宛も人が立つには高き處に立つことを要し、行くには平なる處に於て行くことを要し、坐するには闊き處に於て坐することを要すると一般である、下の人が其能を負み其上に諂ふことを肯んぜずとも、君子たるに妨げはないが、上の人が其位を負み其下を顧みることを肯んぜざるときは、小人たるを免れ難い、高材戚戚の窮多き方は、是れ君子にてありながら貧賤に安んずるのであり、盛位赫々の光なき方は、是れ平凡の人にてありながら富貴を苟くもするのである、(昌黎は下の人、高材を以て自ら任ずるなれば)公の自ら身を處する所以は高いと申して差支へがない、

餘說

芻米僕賃是急等の句によつて考ふるときは、此れ作者極めて困窮の時、于頔の眷顧を求めたるものにて、此の如き愛憐を乞ふの文は、勢、卑屈に陷り易し、然るに此書は先達の士と後進の士と相須つて用をなすと云へる論據を捉へ、于頔をば、先達に充てゝ、彼れ天下の望みを負ふが故に門下に士を得べき理なりとて、之を聳動し、己れを後進に充て、而も自薦の醜を飾るが爲に郭隗の語を借り、己れ于頔の門下生となるを得ば、國士を羅致するの媒介たるべしとの口實を得たり、又願望の聽かれざる場合を以て上文を收むるや、于に就ては則ち曰く、志存乎立功、事專乎報主と、自己に就ては則ち曰く、命之窮也と、失望を爲す處、輕薄に流れず、然れど輕薄に流れざるものは文字のみ、卑屈の境遇を揜ふに高尙の理論を以てする心事に至つては、甚だ稱すべきに非ず、況んや于頔は貪官民賊なるに、休光を垂れ後世を照すを以て之を贊するをや、

文法　是れ前に謂はゆる其位を負んで其下を顧みることを肯んぜざる一流の人を謂ふ、

世之齪齪者、既不足以語之、磊落奇偉之人、又不能聽焉、則信乎命之窮也』第三大段の第三小段なり、于公の感情に訴ふる處なり、

訓義　〔齪齪〕こせつきたる形容、〔磊落〕がらりと大げさなる形容、

講述　扨も世間の度量狹くしてこせつき候輩は、小生の持論を話掛け候價直のなきことなれば、論外に候へども、閣下の如き磊落非凡の方も亦御聞取り不被下とならば、天命の行詰ると申すことは爭はれぬことにて、是非もなき次第に御座候、

文法　此の齪齪たる輩は、元來後世に傳はると傳はらざるとを顧みず、後進を不必要とする人物にして、「不足以語之」は、上の「未敢以聞於人」に應ず、○上の人は原より得難きものなり、適〻之れありとも干むる能はざるならば、結局干むべき人なし、故に命の窮すと云ふ、

謹獻舊所爲文一十八首、如賜覽觀、亦足以知其志之所存、愈恐懼再拜』第三大段の第四小段なり、書簡の附言なり、

大段落　以上を第三大段となす、己れが後進として于公に禮遇せらるべきを論ず、

講述　謹んで以前作り候所の文章十八首（猶篇と云ふが如し）を獻上致候、若し御覽下さらば、是れのみにても拙者の志の在る所を御承知下さるには十分に可有之、愈恐縮再拜して言上致候、

文法　「亦足以知其志之所存」は上文の「不敢後於恆人」の句に應ず、

謝疊山評　昌黎作文、專占地步、如人要在高處立、要在平處行、要在闊處坐、下之人負其能不肯諂其上、不害爲君子、上之人負其位、不肯顧其下、不免爲小人、高材多

訓義 〔自處〕自ら己れの位置を評價すること、〔恆〕普通なり、〔請自隗始〕戰國の時、燕の昭王、内亂外寇の後を承けて位に卽くや、辭を卑くし聘を厚くして賢者を招き、大に國勢を張らんとて、郭隗と云ふ臣下に人選を命せしに、隗の曰く、古の君、近侍の者に千金を授け、一日千里を奔る駿馬を求めしめたる所、近侍の者、死馬の骨を五百金に買ひて歸りしかば、其君大に怒りしに、近侍曰く、死せし馬すらも之を買ふ以上、生ける馬は猶更のことなれば、其内に千里の逸物參るべしと、然るに一年ならずして千里の駿足三匹も至れりと云ふ、王若し是非とも人材を招かんと思ひ給はゞ、先づ此の隗より始め給ふべし、隗より賢なるものは、豈に千里を遠しとせんやと、是に於て昭王は隗の爲に宮殿を改築して、之に師事せり、〔芻米僕賃〕芻は馬草なり、一說に云ふ、燃料に用ふる草なりと、僕賃は「ボーイ」の傭賃〔享〕御馳走なり、

講述 愈は不才には御座候へども、自ら評價致候所にては、決して世間並みの人の後には立ち申さず、閣下は後進の士を求められ候も、未だ御見當り無之儀にも候や、若し左樣なる次第ならば、古人が請ふ隗より始めよと申したる語之れあり、此れを私に御適用相成度候、愈の境遇は、目下馬草、米、家僕の給料等に充つる財源にも差支へ候始末ゆゑ、閣下が一朝の召上り物を御止めに相成候はゞ、其丈の物入りにて十分に御座候、

文法 「求之而未得歟」は上文の「求之而未得邪」に應ず、○「請自隗始」は此文の主意にして、己れの先づ採用せられんことを請へるなり、然るに己れと言はず、故事を利用し、古人の名を以て己れの名に代へたる處、露骨ならざるのみか、簡にして足れり、

如曰吾志存乎立功、而事專乎報主、雖遇其人、未暇禮焉、則非愈之所敢知也、

第三大段の第二小段なり、豫め先方の遁辭を塞ぐ、

講述 然りながら、閣下が若しも吾が志は功を立つることに存し、吾が事は君主に報ずることに專一なれば、縱令其人に遇ひたりとて會釋する暇なしと被仰候ならんには、愈の知る所に無之、最早彼れ此れ申上候も無益に御座候、

右、獲禮於門下者、豈求之而未得邪、將志存乎立功、而事專乎報主雖遇其人未暇禮邪、何其宜聞而久不聞也、『第二大段の第二小段なり、于公に後進の士なきを言ふ、』

大段落　以上を第二大段となす、于公、先進の士にてありながら、後進の士を有せざるを言ふ、

訓義　〔抑〕轉語なり、しかし、又はそれにと云ふが如く、甚だ輕し、〔遇知〕自分の人物を認識して同情を寄せらるゝこと、〔左右〕左右に居る人、形式は右の如くなれども、其實は于公を指す、先方を敬する呼へ方、〔獲禮於門下〕邸に出入を許されて好遇せらるゝこと、門下も、邸と云ふべき所を、尊敬して門の下となしたるなり、〔將〕それとも、

講述　併し其れに致しては、是れ迄後進の士の中で御側に御懇命を蒙り、御邸に特別の御待遇を受けたる者ありしことを聞及び不申、其資格ある人を探し給ふに拘はらず、未だ御手に入らずと申すやうなる次第に候哉、其れとも、閣下の思召は功業を立つる一方に存在し、其御用務は君主の恩寵に報ゆることに專一に被爲在候ため、推擧すべき人に御出遇ひ被成候ても御會釋の御暇なき儀に候や、兎も角閣下が後進を用ひ給ふと云ふ噂を承るべき筈に候處、何時迄立ち候ても之を承らざるは、如何にも不審に御座候、

文法　此一小段、三個の疑問を含む、一は其人なきを疑ふ、二は有りとも冷淡なるを疑ふ、三は先進に不似合ひなるを疑ふ、「豈求之而未得邪」は下文の「閣下將求之而未得歟」の伏案、「雖遇其人未暇禮邪」は下文の「雖遇其人未暇禮」の伏案、

愈雖不才、其自處、不敢後於恆人、閣下將求之而未得歟、古人有言請自隗始、愈今者惟朝夕芻米僕賃之資是急、不過廢閣下一朝之享而足也、『第三大段の第一小段なり、己れ後進其人にして、推擧せらるべきを言ふ、』

け、「下之人無可推歟」を以て又一扇を設け、其次の二句は、對語なるに拘はらず、兩扇には關係なきも、第二節の「在下之人負其能」は、前節の下の一扇を承け、「上之人負其位」は、前節の上の一節を承け、「高材」は「在下之人」を承け、「盛位」は「上之人」を承く、第三節の首句は單句、「未嘗干之」の二句は「高材」を承け、「未嘗求之」の二句は「盛位」を承く、○「愈之誦此言久矣」は前を收め、「未嘗敢以聞於人」は下を起す、（何人にも申さゞりしが、閣下は申上げて張合ひのある方ゆゑ申上ぐとの意にて、以下、前の議論を于公と自己とに當てゝ具體的となすが故に）○第一大段は「過」の一字に歸着す、

側聞閣下抱不世出之才、特立而獨行、道方而事實、卷舒不隨乎時、文武惟其所用、豈愈所謂其人哉。　第二大段の第一小段なり、于公が前に述べたる先達の士なるを言ふ、

訓義　〔側聞〕正聞の反、蔭ながら承ると云ふこと、謙遜の語なり、〔不世出〕世出せず、世に因つて出づることもあり、出でざることもありと云ふことにて、稀なりとの意、〔卷舒〕卷は仕へずして才能を卷き收むるを謂ひ、舒は仕へて才能を展開するを謂ふ、〔其人〕先達の士、取り用ひくれる人、

講述　蔭ながら承り候に、閣下には世に罕なる才能を抱き給ひ、特絶の地步を占め、凡俗に懸構へなき行動を御取り被成、其主義は方正に、其事業は誠實に、時機が宜しきゆゑ才を使用するの、時機が惡しきゆゑ才を仕舞ひ置くのと云ふが如きことなく、文なり、武なり、唯用ひ給ふまゝにて、自由自在の御方なる由、何如にも愈の申したる先達の士に在らせらるるやに被思候

文法　此處を入題と云ふ、以上は抽象論にして、以下、實地問題に入るが故なり、○「豈愈所謂其人哉」は、豈と云ひ、哉と云ひ、何處までも疑はしき辭を用ひたる處に味ひあり、若し自分の要求を聽けば其人なれども、之を聽かざれば其人に非ず、故に也の字の如き斷語を下さず、どうやら其人らしと云ふが如き語氣を用ひたるなり、

抑未聞後進之士、有遇知於左

語氣、〔載〕歲と同じ、〔豈〕何（ナン）とと云ふが如し、〔援〕ひくと訓ず、手蔓（テヅル）にすること、〔推〕推擧の推、〔殷〕さかんと訓ず、盛と同義、〔以故〕惟固の音通、音通とは、甲の字が乙の音と同じければ之を代用することなり、以は惟の代用なれば、おもふにと訓じ、故は固の代用なれば、まことにと訓ず、〔戚戚〕憂懼の貌（カタチ）、〔赫赫〕火の光の強く發現する貌、〔干〕推して求むるなり、上の人に要請すること、〔求〕さがす意、〔誦〕口ずさむ、

講述　此の如く先達と後進とは互に持合ふべき處、然（サ）なくして、千年とか百年とか申す長き間の中に纔か一度位出遇ふことあるに過ぎず候、是れは何と下に在る後進より申候へば、先達の士の中に取附くべきものなく、先達の士より申候へば、後進の士の中に推し擧ぐべきものなき爲に御座候哉、恐らく左樣なる次第には有之間敷候、一體先進と後進とは互に盛んに待合へるに拘はらず、其待合ふ人の出遇ふとが遠遠（トホドホ）しく候は何と申す事に候哉、愚考致候處、實際下に罷在る人物は己れの才能を心強く思ひ候て、上の人に諂ふ意志なく、上に罷在る人物は、己れの地位を心強く思ひ候て、下の人を見囘（ミカヘ）る意志なき所より、斯くも懸違ひを生じ候儀と被存候、扨之がため、人に拔出でたる器量を持ち候者も痛ましき不仕合せの人多く、立派なる位地に居る者も赫赫たる光なく、卽ち双方とも不利益に候が、此の二人の者の所爲は、何れも間違ひ居り候、何故かとなれば、未だ先達に向つて獵官運動を試みも致さずにありながら、上に縋（スガ）るべき人なしと申されぬ筈に有之、又後進の士を探しも致さずにありながら、下に引立つべき人なしとは申されぬ筈に有之、愈が此の議論を口に致居り候事は已に永年に御座候、然れども是れまで他人に此話を致せしこと無之候、

文法　「然而」より「而相遇之疎也」に至るまでを此小段の第一節となす、先進と後進と出遇ふことの疎なるを言ひ、「以故」より「盛位無赫赫之光」に至るまでを第二節となす、其源因を言ひ、「是二人者之所爲皆過也」より「不可謂下無其人」に至るまでを第三節となす、其過なる所以を言ひ、「愈之誦此言久矣、未嘗敢以聞於人」の二句を第四節となす、前後の脈絡なり、〇此の一小段も亦双關法なり、卽ち第一節の首句は單句、双句に對して其下の「上之人無可援」を以て一扇を設

し手引きを致しくれ候者なきときは、後進の才能が何如に立派に有之候とも、當世に彰はれ不申、又後押しを致しくれるものなきときは、先進の位が何如に結構に有之候とも、後世に傳はり不申、此二人のものは、本來互に持合ふべきは必然の理に御座候、

文法　「先達之士」と「爲之前」とは共に于公に擬し「後進之士」と「爲之後」とは共に作者自身に擬せり、「照後世」の照は、上句の「休光」の光を承く、○此一小段は双關法を用ひたり、双關とは、二枚の扉を設け、其れを閂にて閉ざすが如き句の排置を謂ふ、即ち文中の「士之能享大名」云云は左扇にして、「士之能垂休光」云云は右扇、而して「莫爲之前」の二句は左扇を承け、「莫爲之後」の二句は右扇を承け、「是二人者未始不相須也」を以て閂となし、以て左右の扇を合したり、圖を以て之を示せば此處に掲ぐるが如し、

双關法

(左扇)士之能享大名、顯當世者、莫不有先達之士、負天下之望者、爲之前焉、
莫爲之前、雖美而不彰
(閂)是二人者、未始不相須也、
莫爲之後、雖盛而不傳
(右扇)士之能垂休光、照後世者、亦莫不有後進之士、負天下之望者爲之後焉、

然而千百載乃一相遇焉、豈上之人無可援、下之人無可推歟、何其相須之殷、而相遇之疎也、以故在下之人負其能不肯諂其上、上之人負其位不肯顧其下、故高材多戚戚之窮、盛位無赫赫之光、是二人者之所爲、皆過也、未嘗干之、不可謂上無其人、未嘗求之、不可謂下無其人、愈之誦此言久矣、未嘗敢以聞於人、『第一大段の第三小段なり、先達後進共に相求めざるの過を論ず、』

大段落　以上を第一大段となす、先達の士と後進の士と、互に持合はざるべからざることを論ず、

訓義　〔然而〕然は前を承くる辭、而は後を起す辭にして、只だ而の字を用ふるとは違ひ、極めて重し、夫れ此の如し、然るに之と反對に云云と云ふが如き

あり、〔尙書〕尙書省なり、其長官を令と曰ふ、于襄陽は尙書左僕射となる、次官の如き職なり、故に尙書を以て呼ぶ、〔閣下〕陛下、殿下、閣下等と同じく敬稱なり、直ちに其人を指すを無禮として憚るが故なり、閣は門の側にある小さき入口を謂ふ、其處に居らるゝ方まで申上ぐとの口上なり、

講述　七月三日、將仕郎の格にて守國子四門博士の職を勤むる韓愈、謹んで尙書たる于公の閣下まで、書簡を呈上仕候、

士之能享大名顯當世者、莫不有先達之士、負天下之望者、爲之前焉、士之能垂休光照後世者、亦莫不有後進之士、負天下之望者、爲之後焉、莫爲之前、雖美而不彰、莫爲之後、雖盛而不傳、是二人者、未始不相須也、（第一大段の第二小段なり、先達後進持合ひの必要を論ず、）

訓義　〔能〕出來る、下の文句より反つて何何する、何何となることが出來ると解すべし、〔享〕うくと訓ず、うけて自分の物となしつゝあるなり、享有の享、〔顯〕微の反對、知れわたる、目に立つ、貴顯の顯、〔先達〕達は伸ぶ、立身の意、先達とは自分より先きに官途に居るもの、〔休〕美なり、見殊と云ふこと、〔垂〕後へ長く跡を引く意、〔彰〕あらはると訓ず、はつきりと見榮のする意味合ひ〔美〕才能を指す、〔盛〕德を指す、〔是〕右のと云ふが如し、〔未始不相須也〕須はまつと訓ず、必要とする意にて、互に持合ふことゝなる、未始不相須は、未の字を以て不を打消し、始より相須つなりとの積極語となる、

講述　凡そ士たるものが大いなる名譽を其身に受持ち、現代に顯著となるとの出來候は、天下の人望を負はれ候先達の士にて、手引きを致しくれ候者の有らざることは無御座、之と同時に、士たるものが長く立派なる光を殘し、後世までも照すとの出來候は、是れもやはり天下の人望を負ひ候後進の士にて、後押しを致し候者の有らざることは無御座候、然れば若

理想も、氣象も、共に發展し、單に文章の容易なることを意識して、文章の困難なることを意識せず、必ず能く思ひの儘に言ひ、人竝み以上に論ずることが出來て、筆先きが窮屈とならざるべし、

與于襄陽書　韓文公

講題　于は姓、襄陽は地名、此人の鎮所なり、于氏は名を頔と曰ひ、字は允元、河南の人、唐貞元十四年に襄州の刺史となり、山南東道の節度使に拜し、襄陽を鎮す、頗る天子の信任を得て、凡そ奏請する所の事、採用を蒙らざるものなし、是に於て公然人民より貨財を取立て、私腹を肥し、專ら上を凌ぎ下を虐げたる人なり、〇書とは俗に云ふ書簡なるが、概ね長文にして、或は意見を述べ、或は請求、或は忠告、或は陳情其他議論に渉るものを書と曰ひ、日常交際的の範圍を出でざるものを牘と曰ふ、

大旨　先進の士と後進の士とは、相待ちにて功名を成就することとなるが、于公は先進の士なれば、己れを採用して、後進に充つべきことを言ふ、

目的　于公に知られて、その任用を得んとするなり、

七月三日、將仕郎守國子四門博士韓愈、謹奉書尚書閣下、（第一）

大段の第一小段なり、奉呈書普通の形式、

訓義　「七月三日」唐の徳宗皇帝の貞元十八年の月日、「將仕郎」從九品下（品は我が位に同じ）の官、此れは文散官とて、何等の實務なし、「守」官等より高き職を奉ずるを守と稱し、官等より卑き職を奉ずるを行と稱するは、貞觀（唐の太宗の年號）令の規定なり、「國子四門博士」國子は國子監の略稱なり、唐の時、大學を稱して國子監と謂ふ、四門博士は其敎官の階級の名也、三名を定員とし、七品以上の文武官、及び侯伯子男の子にして學生たる者、及び庶人の子の、俊士生として在學する者を敎ふ、其上に國子學博士二人

文章軌範卷之一（侯字集）

放膽文

講義　選者は、作家が文を作るときの意氣込上より、本書に收めたる文章を別ちて放膽、小心の二種とせり、放膽とは己れの肝玉に任せ臆面なく作ることにして、放膽、小心と云ふ語の出處は、唐書の遜思邈傳となす、邈の盧照隣に告ぐる言に、膽は大ならんを欲し、心は小ならんを欲す云云とあり、もと意氣込より辭を立てたるものにて、結構の上には別段異る所なければ、初學の人に在つては其區別を辨ずるに困難なり、

大凡學文、初要膽大、終要心小、由麤入細、由俗入雅、由繁入簡、由豪蕩入純粹、此集皆麤枝大葉之文、本於禮義、老於世事、合於人情、初學熟之、開廣其胸襟、發舒其志氣、但見文之易、不見文之難、必能放言高論、筆端不窘束矣、

講義　總じて文章を學ぶには、其心得として、最初の中は肝玉の圖太くして、臆面なきことを肝要とし、又最後には心持の小さくして引締ることを肝要とす、而して文章を作る順序として、粗つぽき作り方より細密の作り方に入り、世間的の調子より脱俗的の調子に入り、語數の多き叙べ方、論じ方より、語數の少き論じ方、叙べ方に入り、力みかへつて缺點などに頓著せざる仕組より圓滿無疵なる仕組に入る、是れが初めは大膽にして終りは小心と云ふ譯合なり、此の侯字集の部に收めたる所の文章は、孰れも麤枝大葉の文、卽ち之を樹木に譬ふるときは、枝麤に葉の大いなる類にて、其言ふ所は禮義に起因し、世の中の事に老錬し、人情に適合せり、初學の人、此等の作に習熟せば、其胸の內廣廣となり、其

なりと、其後洛陽、金の爲に陷れらる、人以て知言となす、尤も文を善くす、其言に曰く、文苟くも作るべからず、誠著はれざれば工なる能はずと、文章を以て知を蘇東坡に受く、

胡澹庵〔宋〕

胡澹庵、名は詮、字は邦衡、晩に自ら澹庵老人と號す、廬陵の人、進士に擧げられ、樞密編輯官に任ず、高宗の紹興八年、趙鼎罷められ、秦檜相となり、詔して金と講和を議せしむ、蓋し建炎以來、歲として使を金に遣はさゞるなく、天子の尊號を去り、彼れの正朔を奉じ、藩臣に比せんことを乞ふ、金人從はず、使者往けば、多く拘囚せらる、其後金人數來り侵しゝかども利あらず、江南の圖るべからざるを知り、然る後秦を遣して間をなし、劉豫廢せらるゝに至り、（上高宗封事を看よ）和議乃ち決す、金の使者來る時上疏して、王倫、秦檜、孫近を斬らんことを乞ふ、金人、千金を以て其書を贖ひ、之を觀て大に驚き、遂に師を退く、秦檜其己れに逆ふを怒り、韶州に貶す、海外に居ること三十年、纔に入りて工部侍郎となる、薨して忠簡と諡す、

辛稼軒〔宋〕

辛稼軒、名は棄疾、字は幼安、稼軒と號す、歷城の人、朱子と善し、朱子の歿する、黨禁方に嚴なり、稼軒獨り文を爲り、之を祭る、謝枋得、其慷慨大節、岳飛の下に在らざることを稱す、卒して忠敏と諡す、官、樞密都承旨に至る、其湖南安撫たるや、湖湘の賊を平げて功あり、其創する所の湖南一軍は、江上諸軍の冠たり、

斷の事同じくして功異なることを提出せしかば、安石益〻怒り、誣ひて之を杭州に出す、東坡杭州より湖州に移るや、謝表中詩に託して政事の民に便ならざる者を諷す、御史其語を摘して傲慢となし、東坡を獄に繫ぐ、曹太后と仁宗との明に因りて一死を免れ、黄州に貶せられ、此に居ること二年、哲宗召して翰林學士兼侍讀となす、嘗て禁中に宿し、謁を便殿に賜はり、退くとき、上、宣仁后と、御前の金蓮燭を徹して送り還らしむ、已にして又出されて杭州に知たり、後出入定まらず、瓊州に貶せられ、昌化に居るや、海上の惡地にして、瘴癘毒を逞しくし、殆ど人の堪ふる能はざる所なりしが、軾、夷然として之に安んじ、書を著して樂となし、將に身を終へんとするが如し、卒する年六十六、其文尤も論策に長じ、雄篇大作の、流暢明快を以て古今に獨歩するは言ふを待たず、其小品の輕妙なる、亦絶技と稱せらる、眞に未有の大才子なり、

王荊公〔宋〕

王荊公、名は安石、字は介甫、荊公は爵號なり、臨川の人なり、少にして讀書を好み、一たび目を過ぐるときは終身忘れず、其文を作るに當り、筆を動かす、飛ばすが如く、初より意を經ざるに似たり、見る者、其精妙に服す、進士に擧げられし後、屢〻召されたれども起たず、神宗夙に其名を聞き、之を召して入對せしむ、安石、堯舜を以て其君に望み、皐夔稷契を以て自ら任ず、參知政事となるに及び、大に青苗其他の新法を行ひ、士論沸騰、民心騷然たり、安石苟くも新法を非とする者あるときは、斥逐して餘力を遺さず、又科擧の法を定め、詩賦を罷め、專ら經義論策を以て士を試む、其意善からざるに非ず、然れども己れの訓釋せし詩書周禮を以て學官大學に頒ち、凡そ先儒の傳注は一切廢して用ひず、又學官より春秋を黜けたるが如き、物議を招きたる所以なり、晩に金陵に居る、作る所の字說、牽强を極む、年六十八にして卒す、

李文叔〔宋〕

李文叔、名は格非、文叔は其字なり、濟南の人、進士に擧げられ、累官して禮部員外郎となる、著す所、洛陽名園記あり、其跋に云ふ、洛陽の盛衰は天下治亂の候

蘇老泉〔宋〕

蘇老泉、名は洵、字は明允、蜀の眉山の人、唐の蘇味道の裔なり、二兄皆文學を好みて進士となる、而して洵獨り少時より學を好まず、二十七歳に至り、始めて大に發憤し、盡く平生往來する所の少年を謝絶し、戶を閉ぢて書を讀み、文辭を作ること歳餘、進士に擧げられたれども第せず、茂才異等に擧げられたれども亦中らず、因りて細かに古人の文を取りて之を讀み、始めて其用意出言の己れと異るを覺え、嘆じて曰く、此れ吾が學と爲すに足らざるなりと、是に於て從前作りし所の文數百篇を取りて悉く之を焚き、大に六經百家の說を研究し、筆を絶ちて文章を作らざること六七年、其精粹を得たれども尚遽に發せず、學已に大成し、筆を下せば、千言立どころに成る、至和嘉祐の間、二子の軾と轍とを携へて京師に至る、翰林學士歐陽修之を奇とし、其著書二十二篇を朝に上り、試祕書校書郎となる、二子皆進士に擧げられ、一時士大夫爭ひて其文を傳へ、效ひて以て法となし、名、京師を動かす、其父子俱に文學を以て名を知らるゝを以て、世、軾を呼んで大蘇となし、子由を小蘇となし、洵を老蘇となし、以て之を別つ、五十八歳にして死す、

蘇東坡〔宋〕

蘇東坡、名は軾、字は子瞻、洵の長子、自ら東坡先生と稱す、仁宗の嘉祐二年、歐陽修に知られ、進士の科に上る、脩甞て梅聖兪に謂ひて曰く、吾れ當に此の人に讓り、一頭地を放出すべしと、英宗藩邸に在りし時より其名を聞き、位に卽くに及び、召して翰林に入り、知制誥たらしめんとせしに、宰相韓琦曰く、軾の才は遠大なり、他日自ら當に天下の用たるべし、要は朝廷之を培養するに在り、今驟に之を用ひば、天下の士未だ必ず以て然りとなさずと、神宗の時、王安石、科擧の法を變せんと欲す、東坡上議、以て不可となす、帝卽日召見し、問ふに政治の得失を以てせしに、對ふる所甚だ上意に稱へり、安石悅ばず、權開封府推官を命じ、將に事務を以て之を困めんとす、然るに東坡決斷精敏にして、聲聞益〻高し、時に安石新法を行ふ、東坡上言して其不便を極論す、安石常に神宗の獨斷を稱す、然るに東坡は進士を試むる策問に於て、古來獨

あり、然れども其用を盡さずして終る、宋一代の名賢たり、

李泰伯〔宋〕

李泰伯、名は覯、泰伯は字なり、旴江の人、文章を善くし五經に通ず、生徒常に數百人、魯潤甫等、皆其高弟なり、仁宗の時、試大學敎授となり、尋で大學說書に敍す、

歐陽公〔宋〕

歐陽公、名は修、字は永叔、廬陵の人なり、四歲にして孤となり、母鄭夫人、節を守りて再嫁せず、親ら之に學を敎ふ、然るに家貧しくして筆墨を買ふの資なし、乃ち荻を以て筆に代へ、地に畫して字を學べり、少年の頃、漢東に寄居せしに、其地僻陋にして學者なく、自家も亦藏書に乏し、修、李氏の家に遊びて、敗簏中より唐の昌黎文集六卷を得たるが、脫略して次序なし、修携へて歸り、心に其文を慕ひて苦心學習し、必ず之と竝び馳せんことを欲せしが、果して文章を以て名を天下に成す、館閣校勘となりし時、范仲淹方に時事を言ふを以て貶せらる、在廷多く之を論救するに當り、司諫高若訥獨り仲淹を黜くべきを主張す、修之に書を與へて詰責し、復人間羞恥の事あるを知らずと謂ふに至る、之がため一たび夷陵の令に貶せられたれど、久しからずして前官に復し、朋黨論の作あり、事に遇ひて諫を納るゝ所多し、仁宗、知制誥を授け、龍圖直學士となす、其後譏を以て去り幾ならずして翰林學士に召され、樞密院副使參知政事に進む、又出されて外官となり、青州に知たるに及び、青苗錢を散ずることを止むるの議を建てしがため王安石に忤ひ、遂に致仕せしが、五年を經て卒す、年六十六、謚して文忠と曰ふ、其除に在るや、自ら醉翁と號し、晚に其傳を作る、別號を六一と曰ふ、平生人に對し、言を盡して隱す所なく、執政と雖も不可あれば之を面詰せしが故に、怨を取りしこと少からず、蓋し天性剛毅にして、義を見れば必ず爲し、放逐困躓再三に至るも意氣自若たり、其後進を獎引すること、及ばざるが如く、曾子固、王安石、蘇老泉父子の如き、其推薦せし所なり、詔を奉じて唐書を修し、又自ら五代史を撰す、天下翕然仰ぎて文宗となす、

る、元和十年、四十三歳にして京師に召され、劉禹錫と倶に至る、然るに禹錫の作りし玄都觀の一絶は、端なく讒人に口實を與へ、禹錫は播州に貶せられ、宗元は柳州に貶せられたるが、此の地は永州に比して更に僻陋の郷たり、宗元、至れば則ち土俗に因り敎禁を設け、債務の爲に奴婢となれる男女の爲に贖歸の法を立て、州民の依賴する所となる、元和十四年卒す、年四十七、州人爲に羅池廟を立てゝ之を祀る、柳州の文は、博大の點に於て韓文公に及ばざれど、精密は則ち之に過ぐ、後世、文を言ふ者は、必ず韓柳と稱す、

杜牧之〔唐〕

杜牧之、名は牧、牧之は字なり、樊川と號す、京兆の人、奇節あつて詩才豪健、人呼びて小杜と曰ひ、以て杜甫に別つ、賢良方正に擧げられ、江西團練使巡官となる、其殿中侍御史たりし時、罪言を作り、澤潞を平ぐるの策を立つ、官、中書舍人に至る、其嘗て御史の職に在るや、司徒李聽方に節度使を罷め、閒居す、此人豪侈にして、歌妓家に滿ち、洛陽の名士皆之に謁せざるなし、一日李、客を會して宴を張る、牧之は御史なるを以て敢て招かざりしに、牧之進みて會せんを乞ふ、李因りて之を邀ふ、牧之酒三杯を滿引し、李に問ひて曰く、愛妾紫雲と云ふ者ありと聞く、孰か其人なるかと、李之を指示せしに、牧之凝視すること稍久しくして曰く、名虛しからず、宜しく贈らるべしと、李俯して笑ひ、諸妓も亦一笑す、其豪放此の如し、卒する時五十、其詩、晩唐に於て自ら一家を成し、健にして力あり、

范文正公〔宋〕

范文正公、名は仲淹、字は希文、謚して文正と曰ふ、吳縣の人、少にして書を長白山の僧舍に讀む、日に米二升を煮て一塊となし、刀を以て之を四分し、早晚、斷虀數莖を添へて之を啖ふ、其淸苦此の如し、其右司諫となるや、直言忌まず、爲に貶せらる、其延安を鎭するや、夏人相戒めて曰く、延安を以て意と爲す勿れ、小范老子、胸中自ら數萬の甲兵ありと、晩に樞密副使に拜し、參知政事に進む、小人之を便とせず、出されて地方官となる、年六十四にして薨じ、兵部尙書を贈らる、仲淹大節あり、天下を以て自ら任じ、將相の才

仲卿と曰ふ、愈は其第四子、十九歳の時、卿貢生として京師に來り、獨孤及、梁肅の徒に從つて遊び、稍文章を以て名を公卿の間に知らる、然れども屢ば進士の試に敗れ、貞元八年始めて第を得たり、已にして博學宏詞の試に應ずること三度、終に志を得ず、書を宰相に上り、其憐を乞へども、報ぜられず、是に於て決然東歸せしが、是れより董晉の下に觀察推官となり、張建封の下に節度推官となりたれども、亦志を得ず、貞元十七年京師に入り、國子四門博士となり、十九年監察御史に拜せらる、然るに封事に因りて罪を得、陽山の令となること一年、江陵に遷され、憲宗、位に卽くに及び、權知國子博士より諸官を歷、史館修撰に任じ、順宗實錄を撰す、考功郎中知制、誥の時、裴度と相識り、淮西の亂、其行軍司馬となり、策を建てゝ賊を破り、又數ば計を獻じ、王承宗を降すを得たり、功を以て刑部侍郎に擢せられしかども、元和十四年、佛骨を諫めたるため潮州に貶せらる、途中賦する所の雲橫秦嶺の七律、人口に膾炙せり、帝其謝表を覽て怒を霽らし、復之を用ひんとせしに、皇甫鎛の爲に妨げらる、穆宗の時召されて國子祭酒に拜し、吏部侍郎を以て終る、年五十七、宋の元豐七年、昌黎伯に封せらる、東坡云ふ、詩は杜子美に至り、文は韓文公に至つて、古今の變、天下の能事畢ると、

柳柳州〔唐〕

柳柳州、名は宗元、字は子厚、柳州とは其貶處の名なり、父を鎭と曰ふ、肅宗の時、侍御史となり、頗る直名あり、宗元、少き時より聰慧人に絕し、年二十一にして進士の第を得、又二年にして博學宏辭の科に中り、集賢殿正字を授けられ、藍田尉より監察御史となる、此の時に當り、王伾、王叔文の二人、寵を太子に得て政權を專にし、因つて以て大に時弊を矯めんとせしが、宗元は、劉禹錫、韓泰等數人と共に其黨となり、生死相渝らざらんことを誓ふ、已にして順宗位に卽くや、此輩齊しく進み、勢力一時を壓せしが、帝崩じ、憲宗位に卽くに及び、二王は貶死し、其黨亦盡く罪を得て、宗元は、永州司馬に謫せらる、蓋し宗元年少氣銳にして功名に急なりしがため、二王と結託し、之が爲に禍に罹りたるなり、宗元、永州に在るや尤も力を古文に致し、彼の有名なる遊記の如きも亦此の時に成

陶靖節〔晉〕

陶靖節、名は淵明、後に潛と改む、字は元亮、諡して靖節と曰ふ、晉の名將大司馬侃の曾孫なり、性恬淡にして高趣あり、博學不群、潯陽の栗里に居る、晉に仕へて州の祭酒となりしかども、久しからずして辭し去り、主簿に召されたれども出でず、後に彭澤の令となる、官に在ること十日にして、郡より督郵（屬吏）の派遣あり、吏云ふ、須く束帶して之を見るべしと、潛嘆じて曰く、我れ豈に五斗米の爲に腰を折りて郷里の少年に向はんやと、卽日印を解いて去り、歸去來辭を作る、門に五株の柳を栽ゑ、五柳先生と號す、義熙の末、著作郎に徵せられたりと雖も就かず、晉亡び宋となるに及び、潛、己れの祖先以來晉の臣なるを以て、義を守り仕へず、妻の翟氏亦能く勤苦に安んじ、夫は前に耕し、妻は後に鋤す、凡そ客至れば必ず酒を設け、若し己れ先づ醉へば則ち客に謂ふ、我れ醉ひて睡らんと欲す、君且つ去れと、嘗て曰く、吾れ夏日北窓の下に高臥すれば、清風颯として至る、便ち羲皇以上の人なりと、其居宅蕭然として風雨を蔽はざれども晏如たり、常に素琴一張を具ふ、絃なく柱なし、朋友と飲む毎に之を撫して曰く、但琴中の趣を知る、何ぞ絃上の音を勞せんと、隣家より招飮せしとき酒に滓あり、乃ち巾を脱して之を漉し、畢れば復着けたり、宋の文帝の元嘉四年卒す、壽六十三、自ら先づ文を爲り、之を祭る、

元次山〔唐〕

元次山、名は結、次山は其字なり、汝州の人、天寶十二年、進士に第す、已にして安祿山の亂を避けて樊上に居る、蘇源明、肅宗に薦め、召對旨に稱ひ、右金吾兵曹參軍に拜す、思明の亂、賊を拒ぎて功あり、官、容管經略使に至る、年五十にして卒し、禮部侍郞を贈らる、韓愈、唐の文人を稱して獨り元信を擧ぐ、其道州の刺史たりし時、杜甫、人に謂つて曰く、天下をして信の輩十數公を得て、參錯して邦伯たらしめば、海内又安からんと、

韓文公〔唐〕

韓文公、名は愈、字は退之、昌黎の人、公は其諡、父を

吾れ豈に汝に若かざらんやと、留夢炎、醫をして藥及び飲食を持して往かしむ、枋得怒つて曰く、吾れ死を欲す、汝乃ち我を生かさんとするかと、之を地に棄て、食はずして死す、

文章軌範作家小傳

諸葛武侯〔漢〕

諸葛武侯、名は亮、字は孔明、武侯は、其謚なる忠武侯の略、瑯琊の人なり、襄陽に隱耕し、自ら管仲、樂毅に比す、劉備の荊州に客たりし時、士を司馬徽に問ふ、徽曰く、儒生、俗吏は時務を知らず、時務を識る者は俊傑にあり、此間自ら伏龍鳳雛あり、諸葛孔明、龐士元是れなりと、徐庶も亦備に薦めて曰く、諸葛孔明は臥龍なり、宜しく駕を枉げて之を顧みるべしと、備乃ち三たび其草廬を訪ひて始めて見るを得たり、人を屏けて天下の計を問ふ、亮爲に三分鼎足の策を立つ、備其言を是とし、情好日に密、關羽、張飛喜ばず、備曰く、孤の孔明あるは、猶魚の水あるが如しと、曹操已に荊州を破り、備を攻む、備江陵に奔り夏口に至る、操之を追ひて軍を江陵に進む、亮、吳の孫權を說き、援を乞ふ、權乃ち備と力を併せ、操と赤壁に戰ひ、大に之を敗る、備、亮を以て軍師中郎將となし、零陵、桂陽、長沙の三郡を督せしむ、建安十六年、益州の牧劉璋、備を迎へて張魯を討たしめしに、備反つて璋を攻む、亮、備に從ひ、成都を圍み、之を陷る、備已に漢中を定め、帝位に卽く、是れを蜀漢の昭烈皇帝となす、亮丞相となり、帝の永安に崩ずるに臨み託孤の詔を受け、後主劉禪を佐けて政を行ふ、建興元年南蠻を征し、五年諸軍を率ゐて魏を伐つ、發するに臨み上疏す、謂はゆる前出師表なり、此の役、亮の部將馬謖、軍令に違ひ、敗を致す、亮乃ち漢中に還り、復奏して曰く、漢賊兩立せず、王業偏安せず、臣鞠躬盡瘁、死して後已まんのみ、成敗利鈍に至つては、臣の能く逆め覩る所にあらずと、又兵を出す、其魏を征する、前後六次、最後は建興十二年に在り、衆十萬を率ゐて斜谷より出づ、魏の大將軍司馬懿之を拒ぐ、亮戰を挑むも懿敢て出でず、乃ち送るに巾幗婦人の服を以てす、八月亮病みて軍中に卒す、年五十四、軍退くに及び、懿其營壘を按行し、嘆じて曰く、天下の奇才なりと、

を好む、一たび人と古今の治亂、國家の事を論ず、必ず、掀髯抵几跳躍自ら奮ひ、忠義を以て自ら任ず、徐霖、其鷲鶴、霄を摩し、籠縶すべからざるが如きを稱す、寶祐中、進士に擧げらる、對策す、極めて丞相董槐と宦官董宗臣とを攻む、意ふ、高第に擢せられんと、名を奏するに及び、乙科に中り、撫州司戸參軍に除す、卽ち棄て去る、德祐元年、呂文煥、元兵を導き、鄂、黃、蘄、安慶、九江を下し、凡そ其親友部曲、皆誘つて之を下し、遂に建康に屯す、枋得、呂師夔と善し、乃ち詔に應じ上書し、一族を以て師夔の信ずべきを保し、沿江諸屯兵を分ち、之を以て鎭撫使となし、之をして成を行はしめんことを乞ひ、且つ身、江州に至り、文煥を見て與に議せんことを願ふ、朝廷之に從ひ、沿江察江使を以て、行いて會せしむ、文煥北に歸り、及ばずして反る、江東提刑、江西招諭使を以て信州に知たり、明年正月、師夔、武萬戸と、分つて江東を定む、枋得、兵を以て之を逆へ、前鋒をして呼ばしめて曰く、謝提刑來ると、呂軍馳せ至つて之を射る、矢、馬前に及び、枋得走つて安仁に入り、遂に信州に奔る、師夔、安仁を下し、進んで信州を攻む、枋得、姓名を變じ、建寧に入る、逆旅中、日に麻衣、屨を躡み、東向して哭す、人之を識らず、以て病を被るとなすなり、已にして去つて建陽市中に賣卜す、宋亡び元となるや、閩中に居る、至元二十三年、集賢學士程文海、宗臣二十二人を薦め、枋得を以て首となす、辭して起たず、又明年、行省丞相忙忽台、朝廷の旨を以て之に詔げ、手を執つて相勉勞す、枋得曰く、上に堯舜あり、下に巢由あり、枋得姓名不祥、敢て詔に赴かずと、忙忽台、義として強ひず、二十五年、福建省行省參政管如得、詔を奉じて江南に往き、人材を求む、尙書留夢炎、枋得を薦む、枋得、書を夢炎に致して曰く、今吾れ六十餘矣、缺く所一死のみ、豈に復他志あらんやと、終に行かず、福建省行省魏天祐、朝廷方に人材を求むるを見、枋得を薦めて功となさんと欲し、其友趙孟迴をして來り說かしむ、枋得之を罵り、天祐を見るに及びても、傲岸、禮をなさず、之と言ふ、坐して對へず、天祐之を強ひて北行せしむ、枋得日に菜果を食ふ、二十六年四月、京師に至り、謝太后及び瀛國の在る所を問ひ、再拜慟哭す、已にして病んで憫忠寺に遷る、壁間、曹娥の碑を見、泣いて曰く、小女子猶然り、

文章軌範國字解

破天荒齋　松平康國講述

文章軌範　解題

〔欽定四庫全書總目卷一百八十七〕　宋の謝枋得編す、枋得、疊山集あり、已に著錄す、是の集、錄する所、漢晉唐宋の文、凡そ六十九篇、而して韓愈の文、三十一に居り、柳宗元、歐陽修の文、各五、蘇洵の文四、蘇軾の文十二、其餘、諸葛亮、陶潛、杜牧、范仲淹、王安石、李覯、李格非、辛棄疾、人各一篇のみ、前二卷、題して放膽文と曰ひ、後五卷、題して小心文と曰ふ、各批註圈點あり、其六卷、岳陽樓記一篇、七卷、田橫を祭る文、梅直講に上る書、三槐堂の銘、表忠觀の碑、後赤壁の賦、阿房宮の賦、李愿の盤谷に歸るを送るの序七篇、皆圈點あつて批註なし、蓋し偶ま獨見なければ、卽ち塡綴(テンテツ)以て白を塞がず、猶ほ古人淳實の意、其前出師表、歸去來辭、乃ち圈點を併せて亦之れなし、則ち意を寓する所あるに似たり、其門人王淵濟の跋に謂ふ、漢丞相、晉處士の大義淸節、乃ち枋得の深く意を致す所、附會に非ざるなりと、前に王守仁の序あり、當時擧業の爲にして作ると稱す、然れども凡そ標擧する所、動もすれば窽(クワン)會に中る、之を要するに古文の法も亦此れに外ならず、舊本、侯王將相有レ種(ラン)乎の七字を以つて、分つて七篇を標す、近刻、九重春色醉仙桃の七字を以て之に易ふ、第三卷の批を觀るに、先づ侯王兩集に熟するの語あり、則ち此れ本と枋得の原題たり、近刻乃ち意を以て之を改竄す、大義に關するなしと雖も、亦坊刻の好んで古書を改め、據つて典要となすべからざるを見るに足れり、

選者傳記

謝枋得、字は君直、信州弋陽の人なり、人と爲り豪爽、書を觀る每に五行俱に下る、一覽、終身忘れず、直言

（了）

文章軌範國字解目次

農、漁村は其號、通稱は章之助、別號を傳經廬といふ、南總武射郡北清村の人なり。漁村年十四、始めて江戸に出でしが、喧囂にして書を讀むに堪へざるを歎じて鄕に歸る。既に長じて思を經術に覃し、年二十四、再び江戸に出でゝ大田錦城に師事し、俊才を以て重んぜらる。錦城の歿後、漁村の名聲、日に揚がり、閣老佐倉侯、水戸侯、閣老濱松侯等に推重せられ、慶應二年九月歿す、年六十九、本所普賢寺に葬る。

附録

漁村文話及續

海保漁村著

【本書の解題】此書は大田錦城の高足なる海保漁村が、初學に作文の法を指示せんが爲に、特に假名文を以て撰述せるものなれば、文を學ばんとする者の必讀を要するは云ふに及ばず。故に特に附載して參考に供す。森蔚の書ける本書の序の一節に曰く「凡作文之法、自命意立言之大、至造語用字之細、旁及古今文章之興衰、師弟授受之源流及夫文章家秘鑰所竊自用而不敢言者、爛然畢陳」と。以て本書の價値を推すべし。今嘉永年間上梓の木版本に、著者の高足信夫恕軒が誤字を正し、句點及び圈點を加へたる手澤本に據り、且つ原文の片假名交りを平假名交りに改めて之を揭ぐ。

【著者の畧傳】海保漁村、名は元備、字は鄕老、別名は紀之、別の字は春

も廣く繙讀せられたり。是を以て其註釋書類は汗牛充棟の多きありと雖も、本書が餘りに廣く行はれて人口に膾炙し、隨つて平易視せらるゝの傾向あるを以て、實際に在りては、難解の文章の甚だ多きに拘らず、專攻大家は之を和解するを屑とせざるを以て、往往にして解釋を誤り、初學を毒するもの尠しとせず。本書收錄の文章には、唐宋八家の作その多きを占め、唐宋八家の作は、本全書第三輯の唐宋八大家文讀本國字解に於て既に評釋せられたりと雖も、八大家文は稍〻高級の學界に行はれ、文章軌範は廣く一般に繙讀せらるゝものなるを以て、其解釋も亦自ら精粗詳略の別なきを得ず。故に本書の解釋は極めて平易通俗にして且つ極めて詳密ならんことを期したれば、初學も之によりて、始めて名文の妙を味ひ、作文の津梁を得べきを疑はざるなり。

先哲遺著追補 漢籍國字解全書第三十四卷

解題

文章軌範

松平破天荒齋講述

【本書の解題】本書の解題は、卷頭の講述に詳なるを以て、玆には單に本書の大要と之を和解せる理由とを記さんとす。

漢文學界に於て、文章の寶典として最も廣く繙讀せらるゝものは、先づ指を文章軌範に屈せざるべからず。本書は南宋の忠臣たる謝疊山が科擧(文官登用試驗)に應ずる者の爲に、古來の名文にして識見高邁、筆力暢達、直に取りて文章の模範となすべきものを選出編次して七卷となし、之に評點を加へて、作文上に於ける讀者の注意を喚起せるものたり。故に文章を以て立身出世の最大要件となせる支那に於て、極て廣く行はれしのみならず、我が國に在りても最

略遺憾なかるべきを信ず。本書が廣く學界に行はれて、文化の萬一を裨補せんことは、吾人の深く希望して已む能はざる所なり。

大正五年十二月

早稻田大學出版部

て既出諸書の上に在りと云ふも過言にあらず。

是に於てか我が既刊書の讀者は、久しく其續刊を熱望して止まず、吾人また其緊要を認めたるを以て、斯學に精通せる諸大家に懇囑して其講述を求め、之を本書の結尾たる第四輯の十二册（第卅四卷より第四十五卷迄）と爲して、之が刊行を發表するを得るに至れり。今其卷次を擧ぐれば左の如し。

第三十四卷、文章軌範　第三十五卷、續文章軌範　第三十六卷、十八史略上　第三十七卷、十八史略下、第三十八卷、戰國策上　第三十九卷、戰國策中　第四十卷、戰國策下、第四十一卷、國語上　第四十二卷、國語下　第四十三卷、淮南子上　第四十四卷、淮南子下　第四十五卷、蒙求

今や本書は今次發表の第四輯を加ふれば、全部四十有五册、無慮二萬六千餘頁の多きに達し、漢籍の須要なるものは、網羅し盡して大

力して本書の大成を謀らざるを得んや。
本書は既出三十三册を以て、略經典、諸子類、詩文集等の根本典籍を網羅したりと雖も、諸子類の巨擘にして特に難解なる淮南子、戰國策を始とし、春秋左氏傳の姉妹編として潛研必讀を要する國語、并に過去現在の學界に於て、最も廣汎の讀者を有する十八史略、正續文章軌範、蒙求等の、尙ほ其選に漏れたるものあり、之を收むるに非ざれば、未だ以て眞の完璧と稱すべからず。是等の書中、國語、淮南子の二書には、古來未だ和解を試みしものあらず。十八史略以下の書には、近時一二の和解書なきに非ずと雖も、何れも一知半解の初學の筆に成れるを以て、紕謬曲解、隨處に散點して讀むに堪へざるを常とす。然るに是等諸書の拔萃抄錄は漢文教科書の主要部分を占むるを以て、流布の和解書にして杜撰ならんか、譌誤轉轉して後學を毒すべきは架說を要せず。故に其正確なる和解書の切要なる、却

孝經　大學　中庸　論語　孟子　易經　詩經　書經　小學　近思錄　老子　莊子(內篇)　列子　孫子　唐詩選　古文眞寶前集　古文眞寶後集　帝範　臣軌　朱子家訓　易學啓蒙　(以上第一輯十二册)

春秋左氏傳　傳習錄　楚辭　管子　墨子　荀子　韓非子　(以上第二輯十三册)

禮記　莊子　唐宋八大家文讀本　(以上第三輯八册)

我が國字解全書は畏くも夙に　叡聞に達し、大正二年六月天皇陛下の葉山におはしますに當り、二十二日、渡邊宮內大臣の電命により、本大學總長大隈侯爵(當時在野伯爵)は、特に校員を急派して、當時發行せる本書二十五册を葉山御所に奉呈したり。特に　御命により、本書が圖らずも　乙夜の覽に入りたるは、實に破格の例に屬す。本書の光榮や極めて大なり。吾人、豈、　聖旨の忝きに感泣し、奮勵努

先哲遺著追補 漢籍國字解全書

第四輯 緒言

我が文化の根柢たる漢籍の、擧つて高閣に束ねられんとするの時に當り、多年の計畫に基き、學界必須の漢籍中、既に先哲の和解ある良書は之を採り、良書なきものは現代大家の撰述を求め、第一輯十二册(第一卷より第十二卷迄)第二輯十三册(第十三卷より第二十五卷迄)第三輯八册(第二十六卷より第三十三卷まで)合計三十三册を逐次刊行して、殆んど漢文學の根本書を網羅したり。一世之が爲に風動し、將に廢れんとせし漢文學の研究爰に復興し、出版界また爭つて其顰に倣ひたるを以て、漢文和解書の刊行、近年無比の盛況を極むるに至りたるは、聖代の敎化の爲に、深く之を賀せざるべからず。今既出書名を略記すれば左の如し。

第三十四巻

文章軌範

松平破天荒齋講

（附）

漁村文話　海保漁村著

漁村文話續　海保漁村著

考耆讀書述補

漢籍國字解全書

早稻田大學出版部藏版



漢籍國字解全書